

1 第196回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第196回国会（常会）は、1月22日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、当初、6月20日までの150日間であったが、6月20日の衆議院本会議において、7月22日までの32日間延長することが議決され、最終的な会期は182日間となった。

(院の構成)

参議院では、1月22日の召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、7特別委員会（災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、消費者問題、震災復興）の設置が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、9特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生）が設置された。

5月8日、国民民主党の結成、希望の党の再結成等により会派の異動が生じたため、常任委員長に関する件等院の構成について調整を行い、同9日の本会議で内閣委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、環境委員長及び国家基本政策委員長の辞任及び選挙が行われた。

会期延長後には常任委員長の解任決議案、特別委員長の問責決議案、議長不信任決議案が提出された。6月28日厚生労働委員長島村大君解任決議案が提出され、同日議院運営委員会で同決議案の委員会審査省略要求について否決、7月10日政治倫理の確立及び選挙制度に関する

特別委員長石井浩郎君問責決議案が提出され、翌11日議院運営委員会で同決議案の委員会審査省略要求について否決され、本会議に上程されなかった。7月18日提出された内閣委員長柘植芳文君解任決議案は同日の本会議において否決、同19日に提出された議長不信任決議案は同日の本会議において否決された。

(平成二十九年度補正予算)

召集日当日、平成二十九年度補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、1月30日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、1月31日から質疑が行われ、2月1日に同補正予算を可決した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（1）参照）。

(政府4演説)

1月22日、衆参両院の本会議で、安倍総理大臣の施政方針演説、河野外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び茂木国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で同24日及び25日、参議院で同25日及び26日にそれぞれ行われた。

(平成三十年度総予算)

平成三十年度総予算は、1月22日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、2月28日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決さ

れ、参議院に送付された。

参議院では、3月1日から予算委員会において質疑が行われ、3月28日に同総予算を可決した。

同日の本会議においても、同総予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（2）参照）。

（公文書管理の在り方）

森友学園に対する国有地売却をめぐる決裁文書、自衛隊イラク日報、国家戦略特別区域における獣医学部新設に係る文書等、決裁文書の改ざんやかつての政府の国会答弁において存在しないとされた文書が存在していたことが明らかになるなど、今国会は、行政府の公文書管理の在り方が問われた国会と言える。

森友学園への国有地売却等に関しては、3月12日に財務省が決裁文書についての調査の結果を発表、3月27日予算委員会において森友学園に関する決裁文書書換え問題について財務省前理財局長の証人喚問が実施され、6月4日には財務省が本件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書を発表した。

決算委員会では、平成29年3月6日予算委員会から森友学園に対する国有地の売却等に関する状況について会計検査院へ検査要請を行い、同年11月22日報告書が提出されたが、検査の過程において財務省による決裁文書の改ざんを見逃すなどの結果となったことについて、6月18日、会計検査院に対し再発防止の徹底とともに検査体制の強化を求める決議を行った。

（党首討論）

国家基本政策委員会合同審査会（党首

討論）が5月30日及び6月27日に開会され、5月30日には枝野幸男立憲民主党代表、玉木雄一郎国民民主党共同代表、志位和夫日本共産党幹部会委員長、片山虎之助日本維新の会共同代表と安倍内閣総理大臣との間で、6月27日には枝野幸男立憲民主党代表、大塚耕平国民民主党共同代表、志位和夫日本共産党幹部会委員長、片山虎之助日本維新の会共同代表、岡田克也無所属の会代表と安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

国会審議の活性化を目的として平成12年の第147回国会に国家基本政策委員会が設置され、合同審査会（党首討論）が実施されてから今国会で19年目になるが、5月30日の党首討論終了後、枝野立憲民主党代表は記者会見で「今の党首討論という制度の歴史的意味は終えた」旨発言し、6月27日には党首討論において安倍内閣総理大臣が「歴史的使命が終わってしまった」旨発言するなど、党首討論の在り方について問題提起がなされることとなった。

（大臣問責決議案）

今国会の重要広範議案である働き方改革推進法案を所管する厚生労働大臣、IR整備法案を所管する国務大臣に対し、それぞれの法律案の委員会審査中に問責決議案が提出された。

厚生労働大臣加藤勝信君問責決議案は働き方改革推進法案審議中の6月26日に提出され、翌27日の本会議で否決、国務大臣石井啓一君問責決議案はIR整備法案審議中の7月17日に提出され、翌18日の本会議で否決された。

（内閣不信任決議案）

7月20日、衆議院において安倍内閣不信任決議案が提出され、同日の衆議院本会議において否決された。

(懲罰事犯)

7月20日の本会議において、IR整備法案の記名投票中、森ゆうこ君、山本太郎君、糸数慶子君が横断幕を掲げる行為を行ったことに対し、同日議長は懲罰事犯として懲罰委員会に付託した。議長が懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した例は第7回国会、第13回国会に次いで3例目である。本件は会期終了に伴い審査未了となった。

(参議院改革に向けた検討)

参議院改革協議会は平成29年2月10日に第1回の協議会が開かれて以降、今国会で16回の開会を数え、今国会においては、「行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化」及び「参議院選挙制度の改革」について協議が行われた。

協議会は6月1日「参議院における行政監視機能の強化」について報告書を議

長に提出し、6月13日各会派代表者懇談会において当該報告書は了承された。報告書では、行政の適正な執行の監視、監督を参議院の活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に参議院全体として取り組むことが掲げられた。報告書に基づき、行政監視委員会の委員の増員等及び議院への報告を内容とする「参議院規則の一部を改正する規則案」が7月20日議決された。

参議院選挙制度の改革については、参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会、参議院改革協議会、各会派代表者懇談会での協議を経たが、各会派の意見は一致しなかった。その後、各会派から公職選挙法改正案(参第17号、参第21号、参第22号、参第24号及び参第25号の5案)が提出され、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において議論された結果、参第17号が可決され、本会議、衆議院での議論を経て成立した(衆参での審査の概要は、後述3(11)参照)。

2 予算・決算

(1) 平成二十九年度補正予算

平成二十九年度補正予算2案は、1月22日、衆議院に提出され、同26日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

衆議院では、予算委員会において、1月29日から質疑を行った。同30日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を可決すべきものと決定した。

1月30日の本会議において、討論を行

い、採決の結果、補正予算2案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、1月31日及び2月1日に総括質疑を行い、同日に締めくくり質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を可決すべきものと決定した。

2月1日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、成立した。

（２）平成三十年度総予算

平成三十年度総予算３案は、１月２２日、衆議院に提出され、同２６日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

衆議院では、２月２日から質疑を行った。同２８日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算３案を原案どおり可決すべきものと決定した。

２月２８日の本会議では、立憲民主党・市民クラブ、希望の党・無所属クラブ、無所属の会、自由党、社会民主党・市民連合の５会派が提出した予算委員長河村建夫君解任決議案について否決した後、総予算３案が議題とされ、立憲民主党・市民クラブ、希望の党・無所属クラブ、無所属の会、日本共産党、自由党、社会民主党・市民連合の６会派が提出した編成替動議の趣旨弁明の後、総予算３案及び動議に対する討論を行い、採決の結果、動議を否決し、総予算３案を可決し、参議院に送付した。

参議院では、３月１日及び２日に基本的質疑（安倍内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後、一般質疑を同１５日、１６日、及び２０日に行った（財務大臣及び関係大臣出席）。

このほか、集中審議（安倍内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を、３月５日（働き方改革・内外の諸情勢）、８日（安全保障・内外の諸情勢）、１４日（ＴＰＰ・経済財政・内外の諸情勢）、１９日（公文書管理・行政の在り方等）、２６日（安全保障・内外の諸情勢）及び２８日（安倍内閣の基本姿勢）に行った。

また、３月１３日に公聴会を行ったほか、

同２２日及び２３日には各委員会における委嘱審査を行った。

３月２８日には、締めくくり質疑（安倍内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算３案を原案どおり可決すべきものと決定した。

３月２８日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算３案は可決され、成立した。

（３）平成二十八年度決算

平成二十八年度決算外２件は、第１９５回国会の平成２９年１１月２１日に提出された後、参議院では、第１９５回国会の平成２９年１２月４日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。その後、今国会の本年４月９日には、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、４月１６日から６月４日まで６回にわたり省庁別審査を、６月１１日に准総括質疑を行い、同１８日には、締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、平成二十八年度決算は是認することとし、８項目について内閣に警告すべきものと決定した。次いで平成二十八年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、平成二十八年度の国有財産関係２件は、いずれも是認すべきものと決定した。

６月２７日の本会議において、討論を行い、採決の結果、平成二十八年度決算は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。さらに、平成二十八年度国有財産関係２件は

いずれも是認することに決した。

なお、4月16日の決算委員会では、平成二十七年度決算に関する本院の議決等について政府及び最高裁判所の講じた措置の説明を聴取した。

また、6月11日の決算委員会では、平成二十八年度予備費関係3件について、概要説明を聴取した後、平成二十八年度

決算外2件と一括して質疑を行い、質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、平成二十八年度予備費関係3件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

6月13日の本会議において、平成二十八年度予備費関係3件はいずれも承諾することに決した。

3 法律案・条約・決議

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出65件、継続1件のうち、61件が成立した(成立率92.4%)。

参議院議員提出法律案は、今国会提出25件のうち、4件が成立した(成立率16.0%)。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出46件、継続6件のうち、16件が成立した(成立率は30.8%)。

条約は、今国会提出11件の全てが成立した(成立率100.0%)。

決議案は、今国会提出7件のうち、1件が成立した(成立率14.3%)。

(1) 平成三十年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」(閣法第1号)は2月2日に、「地方税法等の一部を改正する法律案」(閣法第8号)及び「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第9号)は同6日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、閣法第1号について、2月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託さ

れた財務金融委員会で、同16日に趣旨説明を聴取し、同21日より質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第8号及び同第9号については、2月15日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同20日に趣旨説明を聴取し、同22日より質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

2月28日の本会議において、閣法第1号は討論の後、可決され、また閣法第8号及び同第9号は討論の後いずれも可決され、上記3法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第1号について、3月9日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、同20日に趣旨説明を聴取し、同22日より質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきもの

と決定した。

また、閣法第8号及び同第9号については、3月16日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同20日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月28日の本会議において、閣法第1号は、討論の後、可決され、また、閣法第8号及び同第9号は、いずれも可決され、上記3法律案は成立した。

(2) 国際観光旅客税法案

国際観光旅客税を創設するため、2月2日、「国際観光旅客税法案」(閣法第2号) 法案が衆議院に提出された。

衆議院では、2月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同16日に趣旨説明を聴取し、同23日から質疑を行った。3月2日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案は可決すべきものと決定した。

3月9日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月4日の本会議において趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会において同5日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同10日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案は可決すべきものと決定した。

4月11日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(3) 生産性向上特措法案

近年の情報技術分野における急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化等に対応し、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するため、計画で定める期間内において、新技術等の実証の促進等の革新的事業活動による生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に行う等の措置を講ずるため「生産性向上特別措置法案」(閣法第21号) が、2月9日、衆議院に提出された。同法律案は、同じく2月9日に提出された「産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」(閣法第22号) とともに審議された。

衆議院では、4月3日の本会議で閣法第21号及び同第22号について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された経済産業委員会で、同4日に趣旨説明を聴取し、同6日より質疑を行った。同13日に質疑を終局した後、両法律案について討論を行い、採決の結果、いずれも可決すべきものと決定した。

4月17日の本会議において、両法律案はいずれも可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月18日の本会議において、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された経済産業委員会で、同19日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。5月15日に質疑を終局した後、両法律案について討論を行い、採決の結果、いずれも可決すべきものと決定した。

5月16日の本会議において、両法律案はいずれも可決され、成立した。

(4) バリアフリー法改正案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、公共交通移動等円滑化基準等の適用対象となる事業者の範囲の拡大、事業者等への計画作成の義務付け、市町村による移動等円滑化の促進等を主な内容とする「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第23号)が、2月9日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された国土交通委員会で、4月11日に趣旨説明を聴取し、同13日より質疑を行った。同18日に質疑を終局した後、立憲が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月19日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月11日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会において、同15日に趣旨説明を聴取し、同17日質疑を行った。同日に質疑を終局した後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月18日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(5) 森林経営管理法案

林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講

ずるため、3月6日、「森林経営管理法案」(閣法第38号)が衆議院に提出された。

衆議院では、3月29日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、「独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案」(閣法第39号)と一括議題とされ、4月5日趣旨説明を聴取し、同11日から質疑を行った。同17日に質疑を終局し、両法律案について討論を行い、採決の結果、いずれも可決すべきものと決定した。

4月19日の本会議において、両法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月16日の本会議において、閣法第38号について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、閣法第38号及び同第39号が付託された農林水産委員会において、同17日に両法律案について趣旨説明を聴取し、同22日より質疑を行った。同24日に質疑を終局し、両法律案について討論を行い、採決の結果、両法律案は可決すべきものと決定した。

5月25日の本会議において、両法律案はいずれも可決され、成立した。

(6) 生活困窮者自立支援法改正案

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るための措置を講ずるため、2月9日、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」(閣法第20号)が衆議院に提出された。

衆議院では、3月29日に提出された「生活保護法等の一部を改正する法律案」(衆議院第9号)とともに、3月30日の本会議で

趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された厚生労働委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、4月4日より質疑を行った。閣法第20号について同25日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月27日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同22日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同31日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月1日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(7) 民法改正案(18歳成人)

社会経済情勢の変化に鑑み、成年となる年齢及び女の婚姻適齢をそれぞれ18歳とする等の措置を講ずるため、3月13日、「民法の一部を改正する法律案」(閣法第55号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月24日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、5月9日に趣旨説明を聴取し、同11日より質疑を行った。同25日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月29日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月30日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で同31

日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。6月12日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月13日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(8) TPP11協定

アジア太平洋地域における貿易と投資の自由化・円滑化に加え、知的財産を始めとする幅広い分野で新たなルールを構築する環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定の内容を米国を除く同協定署名11か国で実現するための法的枠組みとして、3月27日、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件」(閣条第11号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月17日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同案件が付託された外務委員会で、5月11日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同18日に質疑を終局し、討論を行い、採決の結果、同案件を承認すべきものと決定した。

5月18日の本会議において、同案件は、討論の後、承認され、参議院に送付された。

参議院では、6月1日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同案件が付託された外交防衛委員会で、同5日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同12日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同案件を承認すべきものと決定した。

6月13日の本会議において、同案件は、

討論の後、承認された。

(9) TPP協定整備法改正案

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴い、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の規定の整備を行うため、3月27日、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第62号)が衆議院に提出された。

衆議院では、5月8日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同11日に趣旨説明を聴取し、同16日より質疑を行った。同18日には内閣委員会、農林水産委員会連合審査会が開会され、同23日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月24日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月1日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同14日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同19日には内閣委員会、農林水産委員会連合審査会が開会され、同28日に質疑を終局し、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月29日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

(10) 働き方改革推進法案

労働者がそれぞれの事情に応じた多様

な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するための措置を講ずるため、4月6日、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」(閣法第63号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月27日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、5月2日より質疑を行った。同9日には、同8日に提出された「雇用対策法の一部を改正する法律案」(衆第14号)、「労働基準法の一部を改正する法律案」(衆第15号)、「労働契約法の一部を改正する法律案」(衆第16号)及び「労働基準法等の一部を改正する法律案」(衆第17号)の趣旨説明を聴取し、同9日より閣法第63号、衆第14号、衆第15号、衆第16号及び衆第17号を一括して議題とし質疑を行った。同23日には自民、公明及び維新が共同で提出した閣法第63号に対する修正案の趣旨説明を聴取し、同日より修正案も議題に含め質疑を行った。同25日に閣法第63号及び修正案について質疑を終局した後、採決の結果、修正案を可決し、閣法第63号を修正議決すべきものと決定した。

5月31日の本会議において、閣法第63号は、討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、6月4日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同5日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日より質

疑を行った。同7日には、4月27日に提出された「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」（参第9号）の趣旨説明を聴取し、同7日より閣法第63号及び参第9号を一括議題として質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、両法律案について討論を行い、採決の結果、閣法第63号を可決すべきもの、参第9号を否決すべきものと決定した。

6月29日の本会議において、両法律案は、討論の後、閣法第63号は可決され、成立し、参第9号は否決された。

(11) 公職選挙法改正案（定数6増）

参議院議員の選挙制度の改革を目的とする「公職選挙法の一部を改正する法律案」については各派から提出され、いずれの法律案も政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託された。

自民・無ク案（参第17号）は6月14日に提出、7月5日委員会付託、公明案（参第21号）及び民主案（参第22号）は7月4日提出、同5日委員会付託、維新案（参第24号）は同6日提出、同日委員会付託、立憲・希党案（参第25号）は同9日提出、同日委員会に付託された。

7月6日、参第17号、参第21号、参第22号及び参第24号についてそれぞれ発議者から趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。7月9日、参第25号について発議者から趣旨説明を聴取した後、参第17号、参第21号、参第22号、参第24号及び参第25号について質疑を行い、参第21号について質疑を終局した後、採決の結果、否決すべきものと決定した。7月11日、参第17号、参第22号、参第24号及び参第25号について質疑を行い、自民から、

参第17号について、質疑を終局し、討論を省略し、直ちに採決することの動議が提出されたが、同時に、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長石井浩郎君の不信任の動議が民主、立憲、共産、希会及び沖縄から提出されたため、倫理選挙特別委員長不信任動議について趣旨説明聴取の後、討論を行い、採決の結果、本動議は賛成少数によって否決された。その後、参第17号について自民提出の動議が可決され、参第17号について採決に入り、同法律案は可決すべきものと決定した。

7月11日の本会議において、参第17号について討論を行い、採決の結果、参第21号については否決、参第17号について可決され、参第17号は衆議院に送付された。

衆議院では、7月13日、参第17号は政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託され、同日発議者から趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同17日、同法律案に対する質疑を終局し、採決の結果、可決すべきものと決定した。

7月18日の本会議で、討論の後、採決の結果、可決され、参第17号は成立した。参第22号、参第24号及び参第25号は審査未了となった。

参第17号は参議院議員の定数の改正（6人増員）、参議院比例代表選出議員の選挙制度に係る改正を行うことを内容とする。

(12) IR整備法案

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に基づく措置として、健全なカジノ事業の収益を活用して特定複合観

光施設区域の一体的な整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、4月27日、「特定複合観光施設区域整備法案」（閣法第64号）が衆議院に提出された。

衆議院では、5月22日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同25日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。6月15日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月19日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付

された。

参議院では、7月6日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同10日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同19日に質疑を終局し、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

7月20日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

(13) 決議案

参議院では、7月11日の本会議で、平成三十年七月豪雨の災害対策に関する決議案が可決された。

4 調査会

国際経済・外交に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び資源エネルギーに関する調査会は、いずれも6月6日に2年目における調査を取りまとめ

た調査報告書（中間報告）を議長に提出し、6月8日の本会議で各調査会長等が報告を行った。

5 その他

(1) 国会同意人事案件

今国会に提出された21機関55名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

(2) 憲法審査会

2月21日、憲法に対する考え方について意見の交換を行った。

(3) 情報監視審査会

情報監視審査会は7回開催された。2月20日及び4月3日、本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関する件について上川国務大臣に質疑を行い、4月27日には特定秘密の指定及びその解

除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件及び本審査会の年次報告書における指摘事項等に関する件について政府から説明を聴いた後、上川国務大臣及び政府に対し質疑を行った。このほか、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件、本審査会の年次報告書における指摘事項等に関する件、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関す

る件について、政府からの説明聴取及び質疑を行った。

（４）参議院改革協議会

参議院改革協議会は第196回国会において6回開催され、6月1日、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について、参議院規則の改正を含む提言をとりまとめた報告書を議長に提出することを協議決定し、同日議長に報告書を提出した。

5月9日には、選挙制度に関する専門委員会報告書について専門委員長から報告を聴取し、6月1日及び同8日、参議院選挙制度の改革について協議を行い、同8日、現段階での協議の状況について議長に報告することを決定した。

参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会は第195回国会閉会期間中に1回、第196回国会において5回開催された。5月7日、専門委員長から参議院改革協議会座長に対し、参議院選挙制度の改革について、平成29年5月12日から平成30年4月27日まで17回にわたり行われた議論を整理した報告書が提出された。

（５）各会派代表者懇談会

各会派代表者懇談会は、6月13日、同14日及び7月4日の3回開催された。参議院における行政監視機能の強化について、6月13日に参議院改革協議会報告書が了承され、同報告書を受け、7月20日「参議院規則の一部を改正する規則案」が議決された。

一方、参議院選挙制度の改革については、3回にわたり協議が行われたが各会派の意見は一致せず、議長は具体案のある会派は法律案を提出し、委員会におい

て議論を進めることを要請した。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日(30. 1. 22)	会期中選任
議長		伊達 忠一 (無)	
副議長		郡司 彰 (無)	
常任委員 長	内閣	榛葉 賀津也 (民進)	柘植 芳文 (自民) 30. 5. 9
	総務	竹谷 とし子 (公明)	
	法務	石川 博崇 (公明)	
	外交防衛	三宅 伸吾 (自民)	
	財政金融	長谷川 岳 (自民)	
	文教科学	高階 恵美子 (自民)	
	厚生労働	島村 大 (自民)	
	農林水産	岩井 茂樹 (自民)	
	経済産業	斎藤 嘉隆 (民進)	浜野 喜史 (民主) 30. 5. 9
	国土交通	野田 国義 (民進)	長浜 博行 (民主) 30. 5. 9
	環境	柘植 芳文 (自民)	斎藤 嘉隆 (立憲) 30. 5. 9
	基本政策	鉢呂 吉雄 (民進)	鉢呂 吉雄 (立憲) 30. 5. 9
	予算	金子 原二郎 (自民)	
	決算	二之湯 智 (自民)	
行政監視	丸山 和也 (自民)		
議院運営	山本 順三 (自民)		
懲罰	溝手 顕正 (自民)		
特別委員 長	災害対策	河野 義博 (公明) ※	
	沖縄・北方	石井 浩郎 (自民) ※	石橋 通宏 (立憲) 30. 5. 11
	倫理選挙	徳永 エリ (民進) ※	石井 浩郎 (自民) 30. 5. 11
	拉致問題	山谷 えり子 (自民) ※	
	O D A	山田 俊男 (自民) ※	
	消費者問題	三原じゅん子 (自民) ※	
震災復興	江島 潔 (自民) ※	徳永 エリ (民主) 30. 5. 11	
調査会長	国際経済	鴻池 祥肇 (自民)	
	国民生活	増子 輝彦 (民進) ※	
	資源	鶴保 庸介 (自民)	
憲法審査会会長		柳本 卓治 (自民)	
情報監視審査会会長		中曽根 弘文 (自民)	
政治倫理審査会会長		吉田 博美 (自民)	
事務総長		郷原 悟	

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 31.7.28 任期満了			② 34.7.25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自由民主党・こころ	125 (19)	21 (5)	48 (4)	69 (9)	19 (5)	37 (5)	56 (10)
公 明 党	25 (5)	7 (1)	4 (1)	11 (2)	7	7 (3)	14 (3)
国民民主党・新緑風会	24 (5)	4	6	10	4 (1)	10 (4)	14 (5)
立憲民主党・民友会	23 (6)	4 (3)	3 (1)	7 (4)	6	10 (2)	16 (2)
日 本 共 産 党	14 (5)	5 (1)	3 (2)	8 (3)	5 (2)	1	6 (2)
日 本 維 新 の 会	11 (2)	3	2	5	3 (1)	3 (1)	6 (2)
希望の会（自由・社民）	6 (3)	1	1	2	2 (2)	2 (1)	4 (3)
希 望 の 党	3 (2)	1 (1)	2 (1)	3 (2)	0	0	0
無 所 属 ク ラ ブ	2 (1)	1	1 (1)	2 (1)	0	0	0
沖 縄 の 風	2 (1)	0	1 (1)	1 (1)	0	1	1
国 民 の 声	2 (1)	0	0	0	1	1 (1)	2 (1)
各派に属しない議員	5	1	2	3	1	1	2
合 計	242 (50)	48 (11)	73 (11)	121 (22)	48 (11)	73 (17)	121 (28)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	242	48	73	121	48	73	121

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成31年7月28日任期満了、○印の議員は平成34年7月25日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【 自由民主党・こころ 】

(125名)

- | | | |
|----------------|---------------|----------------|
| ○足立 敏之 (比 例) | ○阿達 雅志 (比 例) | 愛知 治郎 (宮 城) |
| ○青木 一彦 (鳥取・島根) | ○青山 繁晴 (比 例) | 赤池 誠章 (比 例) |
| ○朝日 健太郎 (東 京) | 有村 治子 (比 例) | 井上 義行 (比 例) |
| 井原 巧 (愛 媛) | 石井 準一 (千 葉) | ○石井 浩郎 (秋 田) |
| 石井 正弘 (岡 山) | 石井 みどり (比 例) | 石田 昌宏 (比 例) |
| ○磯崎 仁彦 (香 川) | 磯崎 陽輔 (大 分) | ○猪口 邦子 (千 葉) |
| ○今井 絵理子 (比 例) | ○岩井 茂樹 (静 岡) | ○宇都 隆史 (比 例) |
| ○上野 通子 (栃 木) | ○江島 潔 (山 口) | 衛藤 晟一 (比 例) |
| ○小川 克巳 (比 例) | ○小野田 紀美 (岡 山) | 尾辻 秀久 (鹿児島) |
| ○大家 敏志 (福 岡) | 大沼 みずほ (山 形) | 大野 泰正 (岐 阜) |
| 太田 房江 (比 例) | ○岡田 直樹 (石 川) | ○岡田 広 (茨 城) |
| ○片山 さつき (比 例) | ○金子 原二郎 (長 崎) | 木村 義雄 (比 例) |
| 北村 経夫 (比 例) | ○こやり 隆史 (滋 賀) | 古賀 友一郎 (長 崎) |
| 上月 良祐 (茨 城) | 鴻池 祥肇 (兵 庫) | ○佐藤 啓 (奈 良) |
| 佐藤 信秋 (比 例) | 佐藤 正久 (比 例) | 酒井 庸行 (愛 知) |
| 山東 昭子 (比 例) | ○自見 はなこ (比 例) | 島田 三郎 (島 根) |
| 島村 大 (神奈川) | ○進藤 金日子 (比 例) | ○末松 信介 (兵 庫) |
| 世耕 弘成 (和歌山) | ○関口 昌一 (埼 玉) | ○そのだ 修光 (比 例) |
| ○高階 恵美子 (比 例) | 高野 光二郎 (高 知) | 高橋 克法 (栃 木) |
| 滝沢 求 (青 森) | 滝波 宏文 (福 井) | 武見 敬三 (東 京) |
| 柘植 芳文 (比 例) | 塚田 一郎 (新 潟) | ○鶴保 庸介 (和歌山) |
| 堂故 茂 (富 山) | ○徳茂 雅之 (比 例) | 豊田 俊郎 (千 葉) |
| 中泉 松司 (秋 田) | ○中川 雅治 (東 京) | ○中曾根 弘文 (群 馬) |
| ○中西 健治 (神奈川) | ○中西 哲 (比 例) | ○中西 祐介 (徳島・高知) |
| 中野 正志 (比 例) | 長峯 誠 (宮 崎) | ○二之湯 智 (京 都) |
| 二之湯 武史 (滋 賀) | 西田 昌司 (京 都) | ○野上 浩太郎 (富 山) |
| ○野村 哲郎 (鹿児島) | 羽生田 俊 (比 例) | ○長谷川 岳 (北海道) |
| 馬場 成志 (熊 本) | 橋本 聖子 (比 例) | 林 芳正 (山 口) |
| 平野 達男 (岩 手) | ○福岡 資麿 (佐 賀) | ○藤井 基之 (比 例) |
| ○藤川 政人 (愛 知) | ○藤木 眞也 (比 例) | 古川 俊治 (埼 玉) |
| 堀井 巖 (奈 良) | 舞立 昇治 (鳥 取) | 牧野 たかお (静 岡) |
| ○松川 るい (大 阪) | ○松下 新平 (宮 崎) | ○松村 祥史 (熊 本) |
| 松山 政司 (福 岡) | 丸川 珠代 (東 京) | 丸山 和也 (比 例) |
| 三木 亨 (徳 島) | ○三原じゅん子 (神奈川) | 三宅 伸吾 (香 川) |
| ○水落 敏栄 (比 例) | 溝手 顕正 (広 島) | ○宮沢 洋一 (広 島) |
| ○宮島 喜文 (比 例) | 宮本 周司 (比 例) | ○元榮 太一郎 (千 葉) |
| 森 まさこ (福 島) | 森屋 宏 (山 梨) | 柳本 卓治 (大 阪) |

- | | | |
|--------------|--------------|---------------|
| ○山崎 正昭 (福 井) | 山下 雄平 (佐 賀) | 山田 修路 (石 川) |
| 山田 俊男 (比 例) | ○山田 宏 (比 例) | ○山谷 えり子 (比 例) |
| 山本 一太 (群 馬) | ○山本 順三 (愛 媛) | 吉川 ゆうみ (三 重) |
| 吉田 博美 (長 野) | 和田 政宗 (宮 城) | ○渡辺 猛之 (岐 阜) |
| 渡辺美知太郎 (比 例) | 渡邊 美樹 (比 例) | |

【 民 進 党 ・ 新 緑 風 会 】

(4 2 名)

- | | | |
|---------------|----------------|----------------|
| ○足立 信也 (大 分) | 相原 久美子 (比 例) | ○伊藤 孝恵 (愛 知) |
| 石上 俊雄 (比 例) | ○石橋 通宏 (比 例) | 磯崎 哲史 (比 例) |
| 小川 勝也 (北 海 道) | ○小川 敏夫 (東 京) | 大島 九州男 (比 例) |
| 大塚 耕平 (愛 知) | ○大野 元裕 (埼 玉) | 神本 美恵子 (比 例) |
| ○川合 孝典 (比 例) | ○小西 洋之 (千 葉) | ○小林 正夫 (比 例) |
| ○古賀 之士 (福 岡) | ○斎藤 嘉隆 (愛 知) | ○櫻井 充 (宮 城) |
| ○芝 博一 (三 重) | 榛葉 賀津也 (静 岡) | ○杉尾 秀哉 (長 野) |
| ○田名部 匡代 (青 森) | ○徳永 エリ (北 海 道) | ○那谷屋 正義 (比 例) |
| 長浜 博行 (千 葉) | ○難波 奨二 (比 例) | 野田 国義 (福 岡) |
| 羽田 雄一郎 (長 野) | ○白 眞勲 (比 例) | ○鉢呂 吉雄 (北 海 道) |
| ○浜口 誠 (比 例) | 浜野 喜史 (比 例) | 藤田 幸久 (茨 城) |
| ○舟山 康江 (山 形) | ○真山 勇一 (神 奈 川) | 牧山 ひろえ (神 奈 川) |
| ○増子 輝彦 (福 島) | ○宮沢 由佳 (山 梨) | 森本 真治 (広 島) |
| ○矢田 わか子 (比 例) | ○柳田 稔 (広 島) | 吉川 沙織 (比 例) |

【 公 明 党 】

(2 5 名)

- | | | |
|----------------|--------------|----------------|
| ○秋野 公造 (比 例) | ○伊藤 孝江 (兵 庫) | ○石川 博崇 (大 阪) |
| 魚住 裕一郎 (比 例) | 河野 義博 (比 例) | ○熊野 正士 (比 例) |
| 佐々木さやか (神 奈 川) | ○里見 隆治 (愛 知) | 杉 久武 (大 阪) |
| ○高瀬 弘美 (福 岡) | ○竹内 真二 (比 例) | ○竹谷 とし子 (東 京) |
| ○谷合 正明 (比 例) | 新妻 秀規 (比 例) | ○西田 実仁 (埼 玉) |
| ○浜田 昌良 (比 例) | 平木 大作 (比 例) | ○三浦 信祐 (神 奈 川) |
| ○宮崎 勝 (比 例) | 矢倉 克夫 (埼 玉) | 山口 那津男 (東 京) |
| 山本 香苗 (比 例) | 山本 博司 (比 例) | ○横山 信一 (比 例) |
| 若松 謙維 (比 例) | | |

【 日 本 共 産 党 】

(1 4 名)

- | | | |
|--------------|--------------|---------------|
| 井上 哲士 (比 例) | ○市田 忠義 (比 例) | ○岩渕 友 (比 例) |
| 紙 智子 (比 例) | 吉良 よし子 (東 京) | 倉林 明子 (京 都) |
| 小池 晃 (比 例) | ○田村 智子 (比 例) | ○大門 実紀史 (比 例) |
| ○武田 良介 (比 例) | 辰巳 孝太郎 (大 阪) | 仁比 聡平 (比 例) |
| 山下 芳生 (比 例) | ○山添 拓 (東 京) | |

【日本維新の会】

(11名)

- | | | |
|-------------|-------------|--------------|
| ○浅田 均 (大阪) | 東 徹 (大阪) | ○石井 章 (比例) |
| ○石井 苗子 (比例) | ○片山 大介 (兵庫) | ○片山 虎之助 (比例) |
| 儀間 光男 (比例) | 清水 貴之 (兵庫) | ○高木 かおり (大阪) |
| 藤巻 健史 (比例) | 室井 邦彦 (比例) | |

【希望の会(自由・社民)】

(6名)

- | | | |
|------------|--------------|--------------|
| ○青木 愛 (比例) | ○木戸口 英司 (岩手) | ○福島 みずほ (比例) |
| 又市 征治 (比例) | ○森 ゆうこ (新潟) | 山本 太郎 (東京) |

【立憲民主党】

(6名)

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| ○有田 芳生 (比例) | ○江崎 孝 (比例) | 風間 直樹 (新潟) |
| 川田 龍平 (比例) | ○福山 哲郎 (京都) | ○蓮 舫 (東京) |

【希望の党】

(3名)

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 行田 邦子 (埼玉) | 中山 恭子 (比例) | 松沢 成文 (神奈川) |
|------------|------------|-------------|

【無所属クラブ】

(2名)

- | | |
|--------------|-------------|
| アントニオ猪木 (比例) | 薬師寺みちよ (愛知) |
|--------------|-------------|

【沖縄の風】

(2名)

- | | |
|-------------|------------|
| ○伊波 洋一 (沖縄) | 糸数 慶子 (沖縄) |
|-------------|------------|

【国民の声】

(2名)

- | | |
|--------------|-------------|
| ○平山 佐知子 (静岡) | ○藤末 健三 (比例) |
|--------------|-------------|

【各派に属しない議員】

(4名)

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| ○郡司 彰 (茨城) | 伊達 忠一 (北海道) | 山口 和之 (比例) |
| ○渡辺 喜美 (比例) | | |

5 議員の異動

第195回国会閉会後及び今国会（30. 1. 22召集）中における議員の異動

○会派結成

「立憲民主党」 30. 1. 17 結成

福山 哲郎君(代表)

有田 芳生君 江崎 孝君 風間 直樹君

川田 龍平君 蓮 舩君

○会派名変更

「民進党・新緑風会」

30. 5. 7 「国民民主党・新緑風会」に変更

「立憲民主党」

30. 5. 8 「立憲民主党・民友会」に変更

○所属会派異動

－30. 1. 16 民進党・新緑風会を退会－

有田 芳生君 江崎 孝君 風間 直樹君

川田 龍平君 蓮 舩君

－30. 4. 17 民進党・新緑風会を退会－

杉尾 秀哉君

－30. 4. 17 立憲民主党に入会－

杉尾 秀哉君

－30. 5. 7 民進党・新緑風会を退会－

相原 久美子君 石橋 通宏君 小川 勝也君

小川 敏夫君 神本 美恵子君 小西 洋之君

斎藤 嘉隆君 芝 博一君 那谷屋 正義君

難波 奨二君 野田 国義君 白 眞勲君

鉢呂 吉雄君 真山 勇一君 牧山 ひろえ君

宮沢 由佳君 吉川 沙織君

－30. 5. 8 立憲民主党・民友会に入会－

相原 久美子君 石橋 通宏君 小川 勝也君

小川 敏夫君 神本 美恵子君 小西 洋之君

斎藤 嘉隆君 芝 博一君 那谷屋 正義君

難波 奨二君 白 眞勲君 鉢呂 吉雄君

真山 勇一君 牧山 ひろえ君 宮沢 由佳君

吉川 沙織君

1 議案審議概況

閣法は、新規提出65件（本院先議6件を含む）のうち、働き方改革推進整備法案、特定複合観光施設区域整備法案等60件が成立し、残る5件については、本院において1件が継続審査、衆議院において3件が継続審査、1件が審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた1件が成立した。

参法は、新規提出25件のうち、公職選挙法改正案（参議院議員定数6増等）、障害者文化芸術活動推進法案等4件が成立し、残る21件については、本院において2件が否決、19件が審査未了となった。

衆法は、新規提出46件のうち、政治分野男女共同参画推進法案、ドーピング防止活動推進法案等16件が成立し、残る30件については、衆議院において24件が継続審査、6件が審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた6件は、衆議院において3件が継続審査、1件が審査未了、2件が撤回となった。

予算は、5件提出され、いずれも成立した。

条約は、新規提出11件が、いずれも承認された。

承認案件は、新規提出1件が承認された。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた3件が、いずれも承諾された。また、新規提出2件が、いずれも衆議院において継続審査となった。

決算は、平成二十五年度NHK決算（第187回国会提出）、平成二十六年度NHK決算（第190回国会提出）、平成二十七年度NHK決算（第192回国会提出）及び平成二十八年度NHK決算（第195回国会提出）並びに平成二十八年度決算外2

件（第195回国会提出）が是認された。

決議案は、議長不信任決議案1件、常任委員長解任決議案2件、特別委員長問責決議案1件、国務大臣問責決議案2件、その他の決議案1件の計7件が提出された。このうち、平成三十年七月豪雨の災害対策に関する決議案が可決され、残る6件については、4件が否決、2件が審査未了となった。

このほか、**参議院規則改正案**が可決された。

2 議案件数表

		提出	成立	参 議 院			衆 議 院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	6 5	6 0	1	0	0	3	0	1	
	衆 継	1	1	0	0	0	0	0	0	
参 法	新 規	2 5	4	0	2	1 9	0	0	0	
衆 法	新 規	4 6	1 6	0	0	0	2 4	0	6	
	衆 継	6	0	0	0	0	3	0	1	撤回 2
予 算		5	5	0	0	0	0	0	0	
条 約	新 規	1 1	1 1	0	0	0	0	0	0	
承 認	新 規	1	1	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新 規	2	0	0	0	0	2	0	0	
	衆 継	3	3	0	0	0	0	0	0	
決算その他	継 続	7	7	0	0	0				
決 議		7	1	0	4	2				
規 則		1	1	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、(修)は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（66件）（継続1件を含む）

●両院を通過したもの（61件）（継続1件を含む）

- 1 所得税法等の一部を改正する法律案
- 2 国際観光旅客税法案
- 3 道路法等の一部を改正する法律案
- 4 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案《修》
- 5 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案
- 6 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案
- 7 地域再生法の一部を改正する法律案
- 8 地方税法等の一部を改正する法律案
- 9 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 11 人事訴訟法等の一部を改正する法律案
- 12 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案
- 13 関税定率法等の一部を改正する法律案
- 14 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 15 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案
- 16 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
- 17 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案
- 18 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 20 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案
- 21 生産性向上特別措置法案
- 22 産業競争力強化法等の一部を改正する法律案
- 23 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 24 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案
- 25 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
- 26 文部科学省設置法の一部を改正する法律案
- 27 気候変動適応法案
- 28 著作権法の一部を改正する法律案
- 29 学校教育法等の一部を改正する法律案
- 30 不正競争防止法等の一部を改正する法律案
- 31 消費者契約法の一部を改正する法律案（修）
- 32 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案
- 33 電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案

- 34 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案
- 35 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案
- 36 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案
- 37 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案
- 38 森林経営管理法案
- 39 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案
- 40 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案
- 41 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案
- 42 古物営業法の一部を改正する法律案
- 43 都市農地の貸借の円滑化に関する法律案
- 44 建築基準法の一部を改正する法律案
- 47 健康増進法の一部を改正する法律案
- 49 土地改良法の一部を改正する法律案
- 50 農薬取締法の一部を改正する法律案
- 51 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案
- 52 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案
- 53 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案
- 54 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
- 55 民法の一部を改正する法律案
- 58 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案
- 59 法務局における遺言書の保管等に関する法律案
- 60 医療法及び医師法の一部を改正する法律案
- 61 食品衛生法等の一部を改正する法律案
- 62 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案
- 63 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（修）
- 64 特定複合観光施設区域整備法案
- 65 災害救助法の一部を改正する法律案

(第195回国会提出)

- 4 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 衆議院を通過し、本院において閉会中審査するに決したもの（1件）
- 48 水道法の一部を改正する法律案
- 衆議院において閉会中審査するに決したもの（3件）
- 45 サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案
- 56 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案
- 57 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
- 衆議院において審査未了のもの（1件）
- 46 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案

◎本院議員提出法律案（25件）

- 両院を通過したもの（4件）

- 7 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案
- 8 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案
- 16 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 17 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 本院において審査未了のもの（5件）
- 19 健康増進法の一部を改正する法律案
- 20 ギャンブル依存症対策基本法案
- 22 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 24 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 25 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 本院において否決したもの（2件）
- 9 労働安全衛生法の一部を改正する法律案
- 21 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 本院において委員会等に付託されなかったもの（14件）
- 1 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 2 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 4 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 5 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律を廃止する等の法律案
- 6 政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案
- 10 農地法の一部を改正する法律案
- 11 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案
- 12 児童福祉法の一部を改正する法律案
- 13 医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案
- 14 医療法等の一部を改正する法律案
- 15 母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案
- 18 民法の一部を改正する法律案
- 23 国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（52件）（継続6件を含む）

- 両院を通過したもの（16件）
- 1 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案
- 8 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案
- 11 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 12 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案
- 20 ギャンブル等依存症対策基本法案
- 24 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案
- 25 鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案

- 26 スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案
 - 27 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案
 - 28 スポーツ基本法の一部を改正する法律案
 - 29 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
 - 34 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案
 - 44 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
 - 45 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
 - 46 平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案
 - 衆議院において閉会中審査するに決したもの（27件）（継続3件を含む）
 - 2 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
 - 3 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 4 東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案
 - 5 東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案
 - 6 対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案
 - 7 原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案
 - 13 主要農作物種子法案
 - 18 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
 - 19 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案
 - 21 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
 - 22 会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案
 - 23 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案
 - 30 国家公務員法等の一部を改正する法律案
 - 31 国家公務員の労働関係に関する法律案
 - 32 公務員庁設置法案
 - 33 農業者戸別所得補償法案
 - 35 性暴力被害者の支援に関する法律案
 - 37 民法の一部を改正する法律案
 - 38 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案
 - 39 保育等従業者の確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案
 - 40 産後ケアセンターの設置の推進のための児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案
 - 41 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 42 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
 - 43 航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案
- (第195回国会提出)
- 4 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
 - 5 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
 - 8 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院において審査未了のもの（7件）（継続1件を含む）

- 9 生活保護法等の一部を改正する法律案
- 14 雇用対策法の一部を改正する法律案
- 15 労働基準法の一部を改正する法律案
- 16 労働契約法の一部を改正する法律案
- 17 労働基準法等の一部を改正する法律案
- 36 健康増進法の一部を改正する法律案

（第195回国会提出）

- 7 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律を廃止する法律案

●撤回されたもの（継続2件）

（第195回国会提出）

- 2 ギャンブル等依存症対策基本法案
- 6 ギャンブル依存症対策基本法案

◎予算（5件）

●両院を通過したもの（5件）

- 1 平成二十九年度一般会計補正予算（第1号）
- 2 平成二十九年度特別会計補正予算（特第1号）
- 3 平成三十年一般会計予算
- 4 平成三十年特別会計予算
- 5 平成三十年政府関係機関予算

◎条約（11件）

●両院を通過したもの（11件）

- 1 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件
- 2 二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件
- 3 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件
- 4 税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の締結について承認を求めるの件
- 5 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とリトアニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 6 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 7 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 8 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 9 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件
- 10 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

11 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（1件）

●両院を通過したもの（1件）

- 1 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（5件）（継続3件を含む）

●両院を通過したもの（継続3件）

（第195回国会提出）

- 平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書
- 衆議院において閉会中審査するに決したのもの（2件）
 - 平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
 - 平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

◎決算その他（7件）

●是認すると議決したもの（7件）

（第187回国会提出）

- 日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（第190回国会提出）

- 日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（第192回国会提出）

- 日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（第195回国会提出）

- 平成二十八年度一般会計歳入歳出決算、平成二十八年度特別会計歳入歳出決算、平成二十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十八年度政府関係機関決算書
- 平成二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

◎決議案（7件）

●可決したもの（1件）

- 4 平成三十年七月豪雨の災害対策に関する決議案

●否決したもの（4件）

- 1 厚生労働大臣加藤勝信君問責決議案
- 5 国務大臣石井啓一君問責決議案
- 6 内閣委員長柘植芳文君解任決議案

7 議長不信任決議案

●未了のもの（2件）

2 厚生労働委員長島村大君解任決議案

3 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長石井浩郎君問責決議案

◎規則案（1件）

●可決したもの（1件）

○参議院規則の一部を改正する規則案

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 30.2.28可決 参議院 3.9財政金融委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、働き方の多様化等への対応、デフレ脱却と経済再生の実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人所得課税

- 1 給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替
給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げる。
- 2 給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除の適正化
 - ① 給与収入が850万円超の者の給与所得控除を引き下げるとともに、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないように措置を講ずる。
 - ② 公的年金等収入が1,000万円超の者又は公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超の者の公的年金等控除を引き下げる。
 - ③ 基礎控除について、合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとする。

二、法人課税

- 1 所得拡大促進税制の改組
所得拡大促進税制を改組し、継続雇用者給与等支給額が対前年度比3%以上の増加及び国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上の要件を満たす場合に、給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除(人材投資を増加した企業には税額控除率を5%上乘せ)ができる制度とする。
- 2 情報連携投資等の促進に係る税制の創設
企業内外データの連携・高度利活用による生産性向上等に資する設備投資に対する30%の特別償却又は3%の税額控除(継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が3%以上の場合は5%)ができる制度を創設する。
- 3 租税特別措置の適用要件の見直し
大企業について、所得金額が前期の所得金額以下の一定の事業年度を除き、継続雇用者給与等支給額が前年度を超えること、国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えることの要件のいずれにも該当しない場合には、研究開発税制その他の一定の税額控除の適用を停止する。

三、資産課税

事業承継税制について、10年間の特例として、猶予対象の株式の制限(総株式数の3分の2)の撤廃、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、最大3名の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大する等の措置を講ずる。

四、国際課税

国内に進出する外国企業等の事業利益に対する課税の有無を決める「恒久的施設(P E)」の範囲について、租税回避を防止するための見直しを行う。

五、その他

- 1 大法人について、法人税等の電子申告を義務化する。
- 2 たばこ税の税率を1本当たり0.5円ずつ3段階で合計1.5円引き上げるとともに、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直す。

3 適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

六、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成30年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成30年度の租税減収見込額は、約14億円である。

【附帯決議】(30.3.28財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。
- 一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化に加え、税制改正、社会保障・税一体改革への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。
特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。
右決議する。

国際観光旅客税法案(閣法第2号)

(衆議院 30.3.9可決 参議院 4.4財政金融委員会付託 4.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、納税義務者
国際観光旅客税の納税義務者は、国際観光旅客等とする。
- 二、課税の対象
課税の対象は、国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国とする。
- 三、税率
税率は、本邦からの出国1回につき、1,000円とする。
- 四、その他
納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。
- 五、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成31年1月7日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成30年度の租税増収見込額は、約60億円である。

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 30.3.22可決 参議院 3.26国土交通委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、全国的な貨物輸送網の形成及び道路交通の安全の確保とその円滑化を図るため、国土交通大臣による重要物流道路の指定に関する制度を創設するとともに、占用物件の適切な維持管理の推進、道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例措置の適用期間の延長等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 道路法の一部改正
 - 1 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、占用物件の維持管理をしなければならない

いこととするとともに、道路管理者は、道路占有者がこの基準に従って占有物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占有者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとする。

- 2 道路管理者は、幅員が著しく狭い歩道について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合においては、当該歩道の占有を禁止し、又は制限することができることとする。
- 3 道路管理者は、沿道区域内にある土地等の管理者に対して、道路区域外からの落石等を防ぐための措置を命じた場合においては、通常生ずべき損失を補償しなければならないこととする。
- 4 国土交通大臣は、道路の構造、貨物積載車両の運行及び沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、全国的な貨物輸送網の形成を図るため、貨物積載車両の能率的な運行の確保を図ることが特に重要と認められる道路を「重要物流道路」として指定することができることとする。
- 5 重要物流道路に係る道路の構造の技術的基準は、これにより貨物積載車両の能率的な運行が確保されるように定められなければならないこととする。
- 6 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、重要物流道路及びその代替・補完路に係る道路の啓開及び災害復旧を、都道府県又は市町村に代わって、自ら行うことができることとする。

二 道路整備特別措置法の一部改正

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は地方道路公社は、高速道路等の管理者に代わって、一の1による命令を行うものとする。

三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

- 1 地方公共団体に対する道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例措置の適用期間について、平成30年度以降10年間延長するとともに、補助国道の修繕についても特例措置を適用することとする。
- 2 国は、重要物流道路である高速自動車国道等と商業施設等を直結する特定連絡道路に関する工事を行おうとする者に対し、都道府県又は市町村が当該工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができることとする。

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、三の1の改正規定は、平成30年4月1日から施行することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 30.3.22可決 参議院 3.29国土交通委員会付託 4.4本会議修正議決 ※)

※ 30.4.4、衆議院へ回付。4.10、衆議院同意。

【要旨】

本法律案は、国際観光の一層の振興を図るため、基本方針及び外客来訪促進計画の記載事項等の整備並びに外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するための措置の拡充を行うとともに、国際観光振興施策に必要な経費の財源に関する特別の措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の題名を「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」に改めることとする。
- 二 法律の目的を「外国人観光旅客の来訪を促進することが我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化のために重要な課題であるとともに我が国に対する理解の増進に資するものであること並

びに国際観光旅客の往来を促進することが国際交流の拡大に資するものであることに鑑み、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化を図るため、外国人観光旅客の来訪を促進するための措置及び国際観光の振興に資する施策に必要な経費の財源に関する特別の措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって我が国の観光及びその関連産業の国際競争力の強化並びに地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与すること」に改めることとする。

- 三 国土交通大臣が定める基本方針を「国際観光の振興を図るための基本方針」に変更するとともに、その記載事項を拡充することとする。
- 四 地方運輸局、関係都道府県及び観光関係団体は、1又は2以上の都道府県の区域を単位とする地域ごとに、外客来訪促進計画の策定等を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとする。
- 五 外客来訪促進計画の策定主体を協議会に変更するとともに、外客来訪促進計画の記載事項を改めることとする。
- 六 公共交通事業者等は、観光庁長官が定める基準に従い、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国語等による情報の提供、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置、座便式の水洗便所の設置その他の外国人観光旅客の公共交通機関の利用に係る利便を増進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
- 七 政府は、国際観光旅客税の収入見込額に相当する金額を、国際観光振興施策（国際観光旅客の円滑かつ快適な旅行のための環境の整備に関する施策、我が国の多様な観光の魅力に関する情報の入手の容易化に関する施策並びに地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上に関する施策）に必要な経費に充てるものとするとともに、金額の算出については、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。
- 八 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 九 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 十 この法律は、平成30年4月1日から施行することとする。ただし、六の改正は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【修正要旨】

この法律の施行期日を「平成30年4月1日」から「公布の日」に改めるものである。

【附帯決議】（30.4.3国土交通委員会議決）

- 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。
- 一 国際観光旅客税の導入に当たり、課税の対象である出国者に混乱を来さないよう国内外において新制度の周知の徹底を図ること。また、周知に当たっては、納税者の理解が得られるよう、国際観光旅客税の受益と負担の関係について丁寧な説明を行うこと。
 - 二 国際観光旅客税を財源とする施策を実施するための予算の配分に当たっては、透明性や公平性を確保し、使途を厳格にすること。
 - 三 国際観光旅客税の税収を充当する3分野については、予算の適正な運用と透明性を確保するとともに、無駄遣いや野放図な歳出拡大につながらないように、公正な第三者機関等による執行状況を厳正に監視する体制を構築すること。
 - 四 国際観光旅客税の税収の使途については、本法施行後3年を目途にその在り方について検討を加え、結果を公表するとともに国会に報告すること。
 - 五 国際観光旅客税を財源とする施策の実施に当たっては、負担者である日本人と訪日外国人旅行者双方が直接的に受益を実感できる使途に充当すべきであり、ストレスフリーで快適かつ安全・安心な旅行が実感できるよう、出入国手続の簡素化、保安検査の円滑化・厳格化等、空港や港湾に係る環境整備の充実を図ること。

- 六 外国人観光旅客の地方誘客の拡大につながる観光地づくりの実現に意欲的な地域に対し、必要に応じ、文化財の保護にも配慮した観光資源の商品化及びブラッシュアップ並びに人材及びノウハウの提供等に係る支援を行うこと。
- 七 外客来訪促進計画の策定等を行うための協議会が組織される場合においては、地域の実情に応じて多様な主体による均衡の取れた構成により適切かつ円滑に運営され、その実効性が確保されるよう、必要な支援に努めること。
- 八 外国人観光旅客利便増進措置については、事前の意見聴取を十分に行うとともに、公共交通事業者等に対する必要な支援等を行うこと。また、二次交通や三次交通の充実・強化等を図る取組を推進すること。
- 九 国際観光旅客税は出国する日本人も課税対象となることに鑑み、国際交流に資するアウトバウンドの活性化につながる取組を強化すること。
右決議する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案(閣法第5号)

(衆議院 30. 3. 23可決 参議院 5. 16内閣委員会付託 5. 25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、国、地方公共団体及び大学の相互の密接な連携並びに事業者の理解と協力の下に、若者にとって魅力ある修学の環境の整備及び就業の機会の創出を図ることを旨として行われなければならない。また、まち・ひと・しごと創生法の基本理念に基づき行われなければならない。

二、基本指針

内閣総理大臣は、地域における若者の修学及び就業を促進するため、地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者の雇用機会の創出（以下「地域における大学振興・若者雇用創出」という。）に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

三、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定等

- 1 地方公共団体は、単独で又は共同して、基本指針に基づき、内閣府令で定めるところにより、まち・ひと・しごと創生法に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業又は同法に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業であって地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業（以下「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。）に関する計画（以下「計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
- 2 地方公共団体は、四の会議が作成する案に基づいて計画を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、1の認定の申請があった場合において、計画が基本指針に適合するものであること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

四、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議

地方公共団体は、計画の案を作成し、及び地域における大学振興・若者雇用創出の推進に関し必要な事項について協議するため、地域における大学振興・若者雇用創出事業を実施する大学及

び事業者等と共同して、協議により規約を定め、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織することができる。

五、交付金の交付

国は、三の三の認定を受けた地方公共団体に対し、当該認定を受けた計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

六、特定地域内学部収容定員の抑制

大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、一定の場合を除き、特定地域内学部収容定員（特定地域（大学の学部（短期大学の学科を含み、夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）の学生が既に相当程度集中している地域であって他の地域における若者の著しい減少を緩和するために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令で定める地域をいう。）内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。）を増加させてはならない。

七、地域における若者の雇用機会の創出等

国は、地方公共団体と連携して、地域における若者の就業を促進するため、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出、地域における適職の選択を可能とする環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

八、施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、平成30年4月1日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 六は、平成40年3月31日限り、その効力を失う。また、平成36年3月31日までに、特定地域内における専門職大学等の設置等について認可を受けた場合等においては、適用しない。
- 3 政府は、平成36年3月31日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について、平成40年3月31日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（30.5.24内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 内閣総理大臣が、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画を認定するに当たっては、明確な評価基準を設けることにより、審査の客観性及び透明性を確保すること。
- 二 地域における大学振興・若者雇用創出事業に対する交付金については、当該地方公共団体が作成した計画の実現のために効果的な活用がなされているか、地域における雇用創出との相関関係があるものなのかを含め、運用状況の検証を行うこと。
- 三 交付金の規模や認定件数等については、地域における大学振興・若者雇用創出事業の実施状況及び地方公共団体の意見を踏まえ、弾力的に見直すこと。その際、優れた取組を重点的に支援する趣旨に十分配慮すること。
- 四 特定地域内学部収容定員を抑制するに当たっては、時代の要請を踏まえた学部の再編等が円滑に行われるよう配慮し、大学の自主性及び自律性を侵害しないこと。
- 五 収容定員の抑制期間が10年と長期にわたることから、途中の年度において、その運用状況及び効果について検証を行うとともに、大学の国際競争力を損なうことのないよう定員抑制措置の随時の見直しを行うこと。
- 六 収容定員を抑制する特定地域については、今後政令で定めることが予定されている東京23区以外の地域に安易に拡大しないようにすること。
- 七 収容定員抑制の例外となる基準を明確にし、大学の運営に混乱を来すことのないようにすること。
- 八 若者にとって魅力ある就業の機会が地域において確保されるよう、良質な雇用機会の創出、企

業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や長時間労働の見直し、東京に本社を持つ大企業等による地方での雇用機会の創出等に必要な施策を推進すること。

右決議する。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 30.3.16可決 参議院 3.23内閣委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、子どものための教育・保育給付の費用の一部への拠出金の充当

子どものための教育・保育給付の費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額(二の1において「施設型給付費等負担対象額」という。)の満3歳未満児相当分については、その6分の1を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額を一般事業主から徴収する拠出金をもって充てる。

二、拠出金

- 1 一般事業主から徴収する拠出金の対象に子どものための教育・保育給付の費用(施設型給付費等負担対象額のうち、満3歳未満児相当分の費用に限る。)を追加する。
- 2 拠出金の率の上限を1,000分の4.5に引き上げる。

三、保育充実事業

- 1 保育の実施への需要が増大している市町村は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため、保育に係る子ども・子育て支援に関する事業(以下「保育充実事業」という。)のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該保育充実事業を行うことができる。
- 2 1の市町村以外の市町村においても、当分の間、特に必要があるときは、保育充実事業のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該保育充実事業を行うことができる。
- 3 国は、保育充実事業を行う市町村に対し、その費用の一部を補助することができる。
- 4 都道府県は、保育の需要に応ずるための市町村の取組を支援するため、関係市町村等との協議会を組織することができる。

四、施行期日等

- 1 この法律は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)について所要の改正を行う。

【附帯決議】(30.3.29内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 企業主導型保育事業の推進に当たり、子ども・子育て拠出金の負担が、経営資源に乏しい中小・零細企業の経営を圧迫することのないよう、十分に配慮すること。また、子ども・子育て拠出金の率等の変更にあたっては、事業主団体との協議を尽くすこと。
- 二 保育の質の確保を図る観点から、市町村の待機児童解消等に向けた取組を支援するため都道府県が関係市町村等と組織する協議会においては、保育士の配置基準について、市町村の判断を尊重して議論が行われるよう配慮すること。
- 三 認可外保育施設の安全性を確保するため、都道府県による指導監督が適正に実施されるよう、所要の措置を講じること。特に、企業主導型保育事業に関し、国の委託を受けた公益財団法人児童育成協会が行う指導・監査にあたっては、都道府県との情報共有が適切に行われるよう努めること。
- 四 保育の実施義務を担う市町村が、区域内の企業主導型保育事業の実施状況等を十分に把握し、

利用者への情報提供等が可能となるよう配慮すること。

- 五 子ども・子育て支援新制度における量的拡充及び質の向上に必要とされる1兆円超のうち、消費税財源以外から確保する0.3兆円超について、早期に安定的な財源を確保するよう最大限努力すること。
- 六 喫緊の課題となっている待機児童の解消に向け、保育士等の保育人材に対する更なる処遇改善策を講じること。なお、処遇改善策を講じるに当たっては、保育所等における人件費の運用実態等について十分な調査、検証を行うこと。
右決議する。

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 30.3.23可決 参議院 5.16内閣委員会付託 5.25本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地域再生計画の記載事項の追加等

- 1 地域再生計画に記載することができるものとされている地方活力向上地域特定業務施設整備事業について、名称を地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に改め、準地方活力向上地域(集中地域のうち、人口の過度の集中を是正する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。)において特定業務施設を整備する事業を追加する。
- 2 地域再生計画に記載することができる事項について、次に掲げるものを追加する。
 - (一) 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって当該地域の来訪者又は滞行者(以下「来訪者等」という。)の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う事業者が集積している地域において、当該地域の来訪者等の利便を増進し、これを増加させることにより経済効果の増進を図り、もって当該地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する次に掲げる活動であって特定非営利活動法人等が当該事業者の意向を踏まえて実施するもの(以下「地域来訪者等利便増進活動」という。)に必要な経費の財源に充てるため、地域来訪者等利便増進活動が実施される区域内において当該地域来訪者等利便増進活動により生ずる利益を受ける事業者から市町村が負担金を徴収し、当該地域来訪者等利便増進活動を実施する特定非営利活動法人等(以下「地域来訪者等利便増進活動実施団体」という。)に対して交付金を交付する事業に関するもの
 - ア 来訪者等の利便の増進に資する施設又は設備の整備又は管理に関する活動
 - イ 来訪者等の増加を図るための広報又は行事の実施その他の活動
 - (二) 商店街活性化促進区域(地域における経済的社会的活動の拠点として商店街が形成されている区域であって、当該商店街における小売業者又はサービス業者の集積の程度、商業活動の状況その他の状況からみてその活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、当該商店街の活性化により地域経済の発展及び地域住民の生活の向上を図ることが適当と認められる区域をいう。以下同じ。)において、商店街の活性化を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するもの(以下「商店街活性化促進事業」という。)に関するもの

二、特定地域再生事業に係る課税の特例の見直し

特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の取得に係る課税の特例において、認定地方公共団体による株式会社の要件の確認を株式の取得後に行うよう改める。

三、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づく課税の特例の適用範囲の拡大等

- 1 地方活力向上地域特定業務施設整備事業であって一定の要件を満たすものを実施する個人事業者又は法人が作成することができるものとされている地方活力向上地域特定業務施設整備計画の名称を地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に改める。

2 特定業務施設を集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるもの（東京23区）から移転する場合の課税の特例の対象地域を拡大する。また、地方公共団体に対する減収補填措置の対象に、東京23区から移転を行った者に対して課税免除を行った場合を追加する。

四、地域来訪者等利便増進活動計画の作成等

認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域来訪者等利便増進活動の実施に関する計画（地域来訪者等利便増進活動計画）の作成及びこれに基づく地域来訪者等利便増進活動に関する交付金の交付（活動により利益を受ける事業者の3分の2以上の同意を要件に、認定市町村が、地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の事業者から徴収し、これを地域来訪者等利便増進活動実施団体に交付）等を追加する。

五、商店街活性化促進事業計画の作成等

認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、商店街活性化促進事業の実施に関する計画（商店街活性化促進事業計画）の作成、商店街活性化促進区域内の建築物又は土地の全部又は一部であって事業の用、住宅の用その他の用途に供されていないことが常態であるものの利活用を促すため、その所有者等に対して認定市町村が行う指導・助言・勧告等の手続、同計画に基づく商店街振興組合法及び中小企業信用保険法の特例を追加する。

六、施行期日

この法律は、平成30年4月1日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【附帯決議】（30.5.24内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 企業の地方拠点強化に関する課税の特例等については、移転型事業に係る支援対象地域の拡大後の企業の動向等も踏まえ、より東京一極集中の是正に資するものとなるような見直しを検討するとともに、地方に本社機能を置く企業が当該地域において持続的な成長が可能となるよう、企業の地方拠点強化のための環境整備を行う地方公共団体に対し、地方創生推進交付金の重点的な交付を始めとした各種支援措置を講ずること。
- 二 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制については、適用実態も踏まえつつ、現物出資等の場合の取扱いも含め、制度の在り方について検討を行うこと。
- 三 企業の地方拠点強化に関する課税の特例及び小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制の利用が低迷している実情に鑑み、これらの制度の趣旨及び内容について、地方公共団体及び事業者等に周知すること。
- 四 地域来訪者等利便増進活動の推進に当たっては、それぞれの地域の特性に応じた活動が実施されるよう、計画の作成、受益事業者の合意形成及び認定市町村における条例の制定等の方法に関するガイドラインの作成等により、地方公共団体に対し適切な情報提供を行うこと。
- 五 地域来訪者等利便増進活動の公益性の高さに鑑み、同活動に資する税制上の取扱いを含めた支援の在り方について検討を行うこと。
- 六 地域再生制度の支援措置については、地方公共団体の要望等を踏まえ、引き続き、その充実・強化及び周知に努めるとともに、地方公共団体による地域再生制度に係る各種計画の作成に当たって、必要な支援を行うこと。
- 七 人口減少の克服、東京一極集中の是正等を実現するためには地方公共団体による長期的な取組が必要であることに鑑み、地方創生推進交付金に必要な予算について、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況等を踏まえつつ、安定的かつ継続的に確保すること。また、同交付金が、自由度の高い、使い勝手の良いものとなるよう、地方の意見を聴きつつ、不断の見直しを行うこと。
右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）

(衆議院 30.2.28可決 参議院 3.16総務委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、個人住民税
働き方の多様化への対応等の観点から、基礎控除等の見直しを行う。
- 二、固定資産税及び都市計画税
平成30年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続する。
- 三、地方のたばこ税
道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の引上げ等の見直しを行う。
- 四、税務手続の電子化
法人住民税、法人事業税等について、その申告書等を地方税関係手続用電子情報処理組織によって提出することを義務付けるとともに、地方団体共通の電子納税に係る手続の整備等を行う。
- 五、その他
 - 1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
 - 2 この法律は、一部を除き、平成30年4月1日から施行する。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 30.2.28可決 参議院 3.16総務委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正
 - 1 平成30年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額、臨時財政対策のための特例加算額及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額16兆85億円とする。
 - 2 平成28年度における地方交付税の精算減額2,245億円について、平成34年度から平成38年度までの各年度分の地方交付税の総額から減額する。
 - 3 平成30年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。
 - 4 平成30年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに3,257億円を確保することとし、総額4,227億円とする。
- 二、施行期日
この法律は、平成30年4月1日から施行する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 30.4.3可決 参議院 4.4法務委員会付託 4.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 裁判官のうち、判事の員数を50人増加し、2,085人に、判事補の員数を25人減少し、952人に、それぞれ改める。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を35人減少し、2万1,848人に改める。
- 三 この法律は、平成30年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

人事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 30.4.10可決 参議院 4.11法務委員会付託 4.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るため、これらの訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 人事訴訟法の一部改正

人事に関する訴えは、身分関係の当事者である被告の住所が日本国内にある場合や身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有する場合等に、日本の裁判所に提起することができる。

二 家事事件手続法の一部改正

養子縁組をするについての許可の審判事件、特別養子縁組の離縁の審判事件、親権に関する審判事件、相続に関する審判事件、家事調停事件等の家事事件について、その申立てに係る事件の種類ごとに日本の裁判所が管轄権を有する場合を定める。

三 民事執行法の一部改正

外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えは、原則として、家庭裁判所が管轄する。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 30.4.19可決 参議院 5.14法務委員会付託 5.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、航空運送及び複合運送に関する規定の新設、危険物についての荷送人の通知義務に関する規定の新設、船舶の衝突、海難救助、船舶先取特権等に関する規定の整備等を行うとともに、商法の表記を現代用語化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 商法の一部改正

- 1 陸上運送に関する第2編第8章の規定を海上運送、航空運送及び複合運送にも妥当する総則的規律に位置付けるため、運送人の定義等に関する規定を設ける。
- 2 荷送人は、運送品が危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならないとの規定や、運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡しがされた日から1年以内に裁判上の請求がされないときは消滅するとの規定を設けるなど、運送全般に関する規定の整備を行う。
- 3 船舶の衝突を原因とする不法行為による損害賠償請求権のうち財産権の侵害を理由とするものは、不法行為の時から2年間行使しないときは、時効によって消滅するとの規定や、船舶の運航に直接関連して生じた人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権を有する者は、船舶及びその属具について第1順位の先取特権を有する旨の規定を設けるなど、海商全般に関する規定の整備を行う。
- 4 第2編第5章から第9章まで及び第3編について、その表記を平仮名・口語体に改め、用語を平易なものに改める等の表記の現代用語化を行う。

二 国際海上物品運送法の一部改正

船舶先取特権に関する規定を削るなど、国際的な海上物品運送に関する規定の整備を行う。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 30.3.22可決 参議院 3.28財政金融委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、個別品目の基本税率等の見直し
ラミー糸及び剣道用の小手の基本税率の撤廃等を行うとともに、化粧品及び繊維製品の一部品目について分類を簡素化し税率を統一する。
- 二、金の密輸入に対応するための罰則の引上げ
許可を受けずに輸出入する等の罪等に係る罰金額を引き上げる。
- 三、暫定税率の適用期限の延長等
 - 1 平成30年3月31日に適用期限が到来する暫定税率（392品目）並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を1年延長する。
 - 2 輸入申告された貨物が特恵受益国の原産品であることを確認するための手続等に係る規定を整備する。
- 四、施行期日
この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成30年4月1日から施行する。

【附帯決議】 (30.3.29財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入事案が多発する中、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持ち込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安心・安全を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。
右決議する。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 30.3.29可決 参議院 4.2厚生労働委員会付託 4.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ5年延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正
法の有効期限（平成30年5月16日まで）を5年延長し、平成35年5月16日までとする。
- 二 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正
法の有効期限（平成30年6月30日まで）を5年延長し、平成35年6月30日までとする。
- 三 施行期日
この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】 (30.4.5厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、特別措置の対象となる駐留軍関係離職者及び漁業離職者には、年齢や経験などの理由で再就職

が困難な高齢者が多く、本措置による再就職の実績が少なくなっている状況を踏まえ、希望する対象者の確実な再就職につながるよう、職業訓練の内容提供方法等を個々の離職者の年齢や経験に応じたものに見直すほか、職業訓練等の効率的かつ効果的な運用に向けて抜本的な見直しを含めて検討すること。また、駐留軍関係離職者等臨時措置法第10条第3項の規定に基づき、駐留軍関係離職予定者に行われる離職前職業訓練の内容と水準を考慮しつつ、公共職業安定所による就職指導及び職業紹介を本人の適性を踏まえた上で行うように努めること。さらに、平成21年度まで実施されていた「駐留軍関係離職者帰すう状況調査」を対象者の負担の軽減に配慮した上で再開することを含め、離職者のニーズや再就職の実態把握に努めること。

二、とりわけ駐留軍関係離職者については、「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく在日米軍の再編やその他の米軍側の事情などによる離職者の発生状況や規模、対象者の希望等をできるだけ早期に把握し、本法に基づく措置の有効性を分析した上で、駐留軍等労働者の雇用の維持と生活の安定等を確保する観点から法制度の在り方を含め必要な支援策について検討し、所要の措置を講ずること。

三、また、同様の観点から、駐留軍等労働者について時間外労働等に関する労使協定の締結及び行政官庁への届出等、我が国の労働法令の趣旨に則った所要の措置を労務提供契約に盛り込むこと等について米国との協議を進め、早期に改善を進めること。

四、在日米軍による部隊の縮小に際しては、駐留軍等労働者の雇用の維持等に必要な予算を確保すること等を通じ、可能な限り駐留軍関係離職者を生じさせないための措置を雇用主として講ずるよう努めること。

五、国際漁業再編対策を実施する場合には、減船の規模を適切なものとするよう努めるとともに、代替漁法への転換等の各種の支援策等を通じ、漁業離職者が可能な限り発生しない措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 30. 3. 23可決 参議院 3. 26農林水産委員会付託 3. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとするため、現行法の有効期限を平成35年3月31日までの5年間延長しようとするものである。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 30. 3. 22可決 参議院 3. 26環境委員会付託 3. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、既に認定されたぜん息等の大気汚染系疾病の患者に係る補償給付等の財源を確保するために、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、大気の汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、平成30年度以降も当分の間、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付する。

二、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(30. 3. 29環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、被認定者の年齢構成は、30代、40代の者が全体の半数近くを占めることから、制度の維持及び財源の安定的な確保に努めること。また、制度の適切な在り方について、被認定者等の要望等を踏まえ、適宜見直しを行うこと。

- 二、自動車NO_x・PM法による取組を始め、各種次世代自動車の開発・普及の促進、エコドライブの推進、公共交通機関の利便性の一層の向上、交通流対策の促進等、自動車排出ガス総量削減に資する対策について、政府が一体となって取り組むこと。
- 三、PM_{2.5}及び光化学オキシダント等による大気汚染については、国内における排出源対策を着実に推進するとともに、必要に応じて追加的な排出抑制策を検討すること。また、科学的知見の充実に一層努めるとともに、アジア各国との越境汚染対策に関する協力を推進すること。
右決議する。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 30. 4. 10可決 参議院 4. 11内閣委員会付託 5. 16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近の地域経済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の一部の期限を延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、再生支援決定等の期限の延長

再生支援決定、特定支援決定、特定組合出資決定及び特定経営管理決定の期限（平成30年3月31日）を平成33年3月31日に延長する。

二、業務の完了期限の延長

一の決定に係る業務及び特定専門家派遣決定に係る業務について、完了するよう努めなければならない期限（平成35年3月31日）を平成38年3月31日に延長する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(30. 5. 15内閣委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 政府は、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）への改組時に追加された業務のうち、特定信託引受け及び特定出資の2つの業務については、実績がゼロであったことに鑑み、このような状況が繰り返されないよう努めること。
- 二 機構は、延長を認められた業務については、当該業務を通じ、地域において自律的かつ持続的に地域経済活性化等が行われるよう、地域人材や地域金融機関等に地域経済活性化支援のノウハウを延長期限内に移転するよう最大限努めること。
- 三 機構は、将来的には地域金融機関等が主体的にファンドを設立、運営できるよう、各ファンドへの出資については極力減らすとともに、専門人材の育成等に注力すること。
- 四 政府は、機構が時限的組織であることに鑑み、機構の業務が地域金融機関等の担い得る業務に対して、民業圧迫とならないよう徹底させること。
- 五 機構は、地域金融機関等への地域経済活性化支援のノウハウの移転が不十分な地域がないかを検証し、延長を認められた期間を有効に活用して地域における人材育成に寄与する地域経済活性化支援に努めること。
- 六 政府は、機構の業務完了後においても、特定専門家派遣等の地域金融機関等への地域経済活性化支援のノウハウが引き続き活用されるよう、必要な体制を整備するための検討を行うこと。
- 七 機構は、収益の改善に向けて、ファンド運営の収益性の向上や更なるコストの削減等に取り組むよう努めること。
- 八 政府は、中小企業における事業承継の円滑化を図るため、経営者保証が極力徴求されることのないよう必要な取組を行うこと。
- 九 政府は、機構が中小企業への支援を通して得た知見を金融行政に反映させるために必要な検証を行うこと。
- 十 政府は、効果的かつ効率的な地域経済活性化支援が行われるよう、官民ファンドの連携の強化

にとどまらず、必要に応じ、官民ファンドの在り方について検討を行うこと。また、人材不足が深刻な地域の中小企業のグローバル化・技術革新への適応を促進する環境を整備するための新たな支援・組織の在り方についても検討を行うこと。

右決議する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 30.5.15可決 参議院 6.1内閣委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等運営権者が地方自治法上の公の施設の指定管理者を兼ねる場合の利用料金に関する特例等を創設するとともに、内閣総理大臣に対する特定事業に係る支援措置の内容等の確認に係る制度を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定事業に関する国による支援機能の強化等

- 1 特定事業の実施に関する基本的な方針に定める事項として、公共施設等の整備等に関する事業における基本理念の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項を追加する。
- 2 公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、その実施し、又は実施しようとする特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規制について規定する法律（法律に基づく命令（告示を含む。）を含む。）の規定の解釈並びに当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。
- 3 内閣総理大臣は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
- 4 内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、特定事業の実施に関する方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

二、公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合の地方自治法の特例

公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合において、公の施設の利用料金における地方公共団体の承認や、公共施設等運営権の移転に伴う指定管理者の再指定における議会の議決について、一定の要件を満たす場合にはそれらを不要とする地方自治法の特例を設ける。

三、水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置

平成30年度から平成35年度までの間に、次に掲げる地方公共団体から、旧資金運用部資金又は旧公営企業金融公庫資金であって、年利3パーセント以上のもののうち、水道事業等に係る公共施設等（公共施設等運営権に係るものに限る。）の建設等に充てられた金額に相当するものについて繰上償還を行おうとする旨の申出があった場合において、当該地方公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から水道事業等に係る公共施設等運営事業に関する事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると政府が認めるときは、政府等は、一定の要件の下で、当該繰上償還に係る補償金の免除等の措置を講ずるものとする。

- 1 平成29年度までに水道事業等に係る公共施設等運営権に関する条例（以下「水道事業等公共施設等運営権条例」という。）を定めており、これに基づいて平成30年度から平成32年度までの間に水道事業等に係る公共施設等運営事業が開始された地方公共団体
- 2 平成30年度から平成33年度までの間に水道事業等公共施設等運営権条例を定めた地方公共団体

四、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 特別会計に関する法律の一部を改正し、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、三に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。

【附帯決議】(30.6.12内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 PPP/PFIを推進するに当たっては、公共施設等運営権(コンセッション)方式を始めとするPFI手法の導入ありきではなく、地方公共団体が地域の実情に応じて官民連携の多様な手法を検討し、適切な選定ができるよう、地方公共団体の自主性・自律性を尊重すること。
- 二 公共施設等の管理者等及び民間事業者が特定事業に係る支援措置等について確認を求めた際に内閣総理大臣が一元的に回答する場合や、内閣総理大臣が公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施に関し助言等を行う場合にあっては、特定の民間事業者への誘導や、地方公共団体の判断への介入を疑われることのないよう、適正かつ公正に運用すること。
- 三 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合の二重適用問題の解消については、本法による対応にとどまらず、運営権者による自由度の高い運営及び更なる負担の軽減に資する支援の在り方について、引き続き検討を行うこと。
- 四 本法による補償金免除繰上償還については、上下水道コンセッションを導入する先駆的取組に限り特例的に認めるという趣旨に鑑み、今後は、財政投融资制度の健全性の維持、地方公共団体間の公平性及び地方財政運営の規律の確保の観点から、同様の補償金免除繰上償還を実施することは厳に慎むこと。
- 五 PFI事業の実施に当たっては、地域金融機関の役割や、地域の民間事業者の参加を得て地域の実情を踏まえた事業を展開することが、地域経済の活性化や施設の維持管理等にとっても重要であることから、地方公共団体等に対して、地域の産官学金が参加する地域プラットフォームの組織化や、地域の民間事業者の参加を促す工夫を行っている取組等に関する情報の提供を始め、適切な支援を実施すること。
- 六 PPP/PFIの評価・検証を行うに当たりその実施状況を把握するとともに、PPP/PFIの透明性を向上させる観点から、定期的実施状況を公表するなど、海外の事例も参考にしつつ、PPP/PFIの更なる「見える化」に努めること。
- 七 今後とも、安全・安心な水を安定的に確保するとともに、衛生的で安心な都市環境を維持するため、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化等の課題を抱える上下水道事業の経営が持続可能なものとなるよう、官民連携の推進にとどまらず、広域化・共同化等を推進することにより、関係府省間で連携してこれらの課題解決に当たること。
右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 30.3.16可決 参議院 3.26外交防衛委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在ダバオ日本国総領事館及び北大西洋条約機構日本政府代表部を新設するとともに、同総領事館及び同日本政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

- 二、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 三、外務公務員の子女教育手当の支給額を改定する。
- 四、この法律は、平成30年4月1日から施行する。ただし、在ダバオ日本国総領事館及び北大西洋条約機構日本政府代表部に関する部分は、政令で定める日から施行する。

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案 (閣法第20号)

(衆議院 30.4.27可決 参議院 5.18厚生労働委員会付託 6.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 都道府県等は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うよう努めるものとし、厚生労働大臣は、両事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。また、両事業が効果的かつ効率的に行われている場合は、国は、予算の範囲内において、都道府県等が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用の3分の2以内を補助することができるものとする。
- 二 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立しているもの等に対し、一定の期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業を生活困窮者一時生活支援事業に追加する。
- 三 生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業等を子どもの学習支援事業に追加し、子どもの学習・生活支援事業とする。
- 四 都道府県等は、その所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。
- 五 医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができるものと認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。
- 六 都道府県知事等は、一定の要件に該当する被保護者であって教育訓練施設のうち厚生労働省令で定めるものに確実に入学すると見込まれるものに対して、進学準備給付金を支給するものとする。
- 七 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業を実施するものとする。
- 八 住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業の規制を強化するとともに、無料低額宿泊所等において、被保護者に対する一定の日常生活支援事業を行う仕組みを創設する。
- 九 児童扶養手当の支払期月を毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期とする。
- 十 この法律は、一部を除き、平成30年10月1日から施行する。

【附帯決議】(30.5.31厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、経済的に困窮する単身者や年金だけでは最低限度の生活を維持できない高齢者の数が増加し、生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占めるに至った現状等を踏まえ、単身者や高齢者に対する支援の在り方や、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度それぞれの理念や目的の達成を確保する観点からの両制度の有機的な連携の在り方を含め、制度全体の見直しに係る検討を行うこと。
- 二、新たに定められる基本理念に基づき、社会的孤立や経済的困窮など多様な理由や生活環境により自立に向けた支援を必要とする者に対し、生活困窮者自立支援制度が着実にその役割と機能を

果たすよう、改正の趣旨及び目的について関係者や国民への周知・啓発を徹底すること。また、支援が必要な者をできるだけ早期に適切な支援につなげるとともに、断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。

三、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が努力義務化されることを受け、両事業に地方自治体が取り組みやすくなるように必要な支援措置を講じつつ、今後3年間で集中的に実施体制の整備を進め、全ての地方自治体において両事業が完全に実施されることを目指すこと。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、地方自治体間格差の是正を図りながら、次期改正における必須化に向けた検討を行うこと。

四、生活困窮者就労準備支援事業については、求職者支援制度を始めとする他の就労支援関連施策との整合性と連続性を図りつつ、生活安定のために有効な支援のための施策について更なる検討を行うこと。

五、支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制を整備するため、認定就労訓練事業者の認定方法を工夫するとともに、事業者に対する優先発注、税制優遇、事業の立上げ支援等の経済的インセンティブの活用や支援ノウハウの提供など、受皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること。

六、就労支援期間中の講習・企業実習等に要する交通費等の支給や、子どもの学習・生活支援事業における食事や教材の提供など、支援の効果を高めるための方策について、運用上柔軟な対応を行うとともに、今後の更なる拡充に向けて検討を行うこと。

七、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携が図られるとともに、生活面も含めた包括的なサポートが行われるよう、地方自治体に対する支援の充実を図ること。

八、生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承を図る観点から、価格面での競争力や単年度実績のみで評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に勘案して判断するよう、地方自治体に周知徹底すること。また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

九、各地方自治体における保護の実施体制については、その質及び量の両面において必ずしも十分とは言えないのが現状であることに鑑み、本法に定めた生活保護受給者等に対する支援施策の確実な実施を図るため、地方交付税措置の更なる拡充を含む必要な措置を講ずるよう検討すること。また、地方自治体におけるケースワーカー、就労支援員などの増員を図るなど、適切な人員体制を確保すること。

十、後発医薬品の使用の促進は全ての国民が等しく取り組む課題であることを再確認し、医療扶助に係る後発医薬品の使用に当たっては、患者の心身の状況を踏まえた対応となるよう十分に留意するとともに、医師等から生活保護受給者に対し説明が十分に行われるよう指導を徹底すること。また、医療扶助においては、入院における精神・行動の障害の占める割合が高いことを踏まえ、その改善に向けた対策を早期に行うこと。

十一、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援については、貧困の連鎖を解消し、教育の機会均等を確保する観点から、更なる改善と拡充に向けて、進学準備段階に必要な支援の在り方や、進学時の世帯の取扱いも含めて早期に検討を行い、給付型奨学金の検討・実施状況も踏まえ必要な措置を講ずること。また、進学準備給付金の支給に当たっては、個々の実情に柔軟に対応した支給基準とするよう努めること。

十二、自立に向けた安定的な暮らしと地域とのつながりを担保できる住居の確保が必要不可欠であ

ることから、引き続き必要かつ十分な住居の整備に努めるとともに、無料低額宿泊所に対する規制強化や良質な日常生活支援を提供する仕組みの創設に当たっては、支援関係者の意見を十分に踏まえて最低基準や利用対象者等の制度設計を行うこと。また、無届施設も含めた防火・防災対策を推進するため、地方自治体において施設の設置状況、利用者の生活等に係る実態を詳細に把握し、それらの情報が関係機関に確実に共有されるよう指導を徹底するとともに、施設運営者に対する財政上の措置を含めた適切な支援の在り方を検討すること。

十三、生活保護制度は、憲法第25条が規定した「健康で文化的な最低限度の生活」を全ての国民に保障するための最後の砦であることから、生活保護基準の次期改定に向けて、関係者の意見も踏まえつつ、最低限度の生活水準を下回ることがないように十分に留意するとともに、新たな検証方法の開発に早急に取り組むこと。また、憲法が保障する最低限度の生活を営むために必要な生活費の在り方や、より正確に生活保護の捕捉状況を把握する方法について検討を行うこと。

十四、生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成30年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること。また、生活保護基準の見直しにより、保護が受けられなくなった世帯の数や対応状況等の把握に努めること。

十五、児童扶養手当の支払方法については、隔月支給の実施状況やそれによる効果などを検証しつつ、将来的に毎月支給とすることも含めて検討すること。

十六、専門職の資格を取得することがひとり親家庭の自立した生活の確保に資することから、高等職業訓練促進給付金等の自立支援給付金について、その利用が促進されるよう周知を強化するとともに、本人の希望や地域の雇用動向を踏まえた資格が取得できるよう努めること。

十七、学校における健康診断の事後措置について、文部科学省と厚生労働省が連携して家庭に対して必要な受診を促すよう取り組むこと。

右決議する。

生産性向上特別措置法案(閣法第21号)

(衆議院 30. 4. 17可決 参議院 4. 18経済産業委員会付託 5. 16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の情報技術分野における急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化等に対応し、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するため、計画で定める期間内において、新技術等の実証の促進等の革新的事業活動による生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 革新的事業活動実行計画

政府は、革新的事業活動(国際競争力を早急に強化すべき事業分野に属する事業活動であって、革新的な技術又は手法を用いて行うもの)の促進に関する施策の集中的かつ一体的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、計画実行期間、基本的な方針、重点施策の内容等を定める革新的事業活動実行計画を作成し、公表するものとする。また、政府は、毎年度、重点施策の進捗及び効果に関する評価を行い、実施状況、評価結果等を公表するものとするとともに、報告書を作成し、国会に提出しなければならない。

二 新技術等実証の促進(「規制のサンドボックス」制度の創設)

- 1 「新技術等実証」とは、新技術等(革新的事業活動において用いようとする技術又は手法であって、著しい新規性を有するとともに、高い付加価値を創出する可能性があるもの)の実用化の可能性について行う実証であって、その実施期間及び当該実証に参加する者の範囲を特定し、当該参加者等の同意を得ること等の措置を講じて行うものであること等の要件に該当するものをいう。
- 2 政府は、新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を定め、公表するものとする。

- 3 新技術等実証を実施しようとする者は、主務大臣に対し、適用を受けようとする新たな規制の特例措置の整備を求めることができる。
- 4 新技術等実証を実施しようとする者は、主務大臣に対し、実施しようとする新技術等実証に係る規制の関係規定の解釈及び適用の有無について、確認を求めることができる。
- 5 新技術等実証を実施しようとする者は、新技術等実証計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。また、主務大臣は、当該認定に当たり、革新的事業活動評価委員会の意見を聴くものとする。
- 6 主務大臣は、新技術等に関する規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況等の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、必要な規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

三 革新的データ産業活用の促進

- 1 「革新的データ産業活用」とは、革新的事業活動のうち、電磁的記録に記録された情報（データ）を革新的な技術又は手法を用いて収集し、産業活動において活用するものをいう。
- 2 総務大臣及び経済産業大臣は、革新的データ産業活用に関する指針を定め、公表するものとする。
- 3 革新的データ産業活用を実施しようとする事業者は、革新的データ産業活用計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
- 4 3の認定を受け、認定された計画に従って実施される事業のうち、データを収集及び整理をし、他の事業者に提供するもの（特定革新的データ産業活用）を行おうとする事業者であって、データの安全管理に係る基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者は、主務大臣に対し、国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供を求めることができる。

四 革新的事業活動評価委員会

新技術等実証に係る新たな規制の特例措置、新技術等実証計画及び革新的データ産業活用計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価等を行うため、内閣府に、革新的事業活動評価委員会を置く。また、革新的事業活動評価委員会は、内閣総理大臣を通じて主務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

五 先端設備等導入の促進

- 1 経済産業大臣は、中小企業者の先端設備等（早急な導入が中小企業者の生産性の向上に不可欠であって、先端的な技術を活用した設備等）の導入の促進に関する指針を定め、公表するものとする。
- 2 市町村は、導入促進基本計画を作成し、経済産業大臣の同意を求めることができる。
- 3 同意を得た導入促進基本計画を作成した市町村において先端設備等を導入しようとする中小企業者は、先端設備等導入計画を作成し、当該市町村の認定を受けることができる。

六 施行期日等

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。また、この法律は、この法律の施行の日から3年以内に廃止するものとする。

【附帯決議】（30.5.15経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 激変する技術環境、成長分野への事業展開が必ずしもうまくいっていない日本産業の現状に鑑み、本法の積極的な運用に加えて、国を挙げての最先端のデータ利活用ビジネスをリードする人材の育成、発掘、より柔軟で自由度の高い事業環境構築に努めること。
- 二 「規制のサンドボックス」制度については、同様の制度を導入した他国と比較してより広範な措置となっていることに鑑み、全国一律の規制改革へと拡大する際には、多方面にわたり意見を募るなど慎重な検討を加え、適正な手続の下に進めること。また、実証を実施する事業者に対し、関係者等の安全性を確保させるとともに、特にライドシェア事業のような安全や雇用に問題が指摘される事業の実証については、規制法令に違反するものが認定されることのないよう厳に対応

すること。さらに、実証を継続的にモニタリングすることとし、このため、事業者から定期的に主務大臣に報告させるよう、制度的な措置を講ずること。

- 三 「規制のサンドボックス」制度の幅広い事業者の活用促進を図るため、制度の周知徹底に努めるとともに、海外の事業者の革新的な技術やビジネスモデルの実証実験を誘致するため、外国での広報活動にも積極的に取り組むこと。また、革新的な技術等のアイデアを有するが資金調達等の不足により実証が困難なベンチャー・中小企業者の支援にも積極的に取り組むこと。
- 四 国の機関等が保有するデータを提供する特定革新的データ産業活用事業者に対するデータの安全管理については、国の機関等におけるサイバーセキュリティに準ずるものとする。また、データ利用の裾野が広がるように、データセキュリティの確保を前提に、データのアクセスの利便性向上、個人の事業者、研究者等を含めた多様なユーザーへのデータアクセスを確保すること。
- 五 「規制のサンドボックス」制度等に係る評価を行う革新的事業活動評価委員会の委員について、構成、任命理由等を明らかにし、その適格性及び公平性を担保すること。また、委員会での決定過程について、議事録等を作成し速やかに公表する等、その透明性を確保するとともに、委員会で表明された反対意見についても国民に周知すること。あわせて、一連の過程に係る書類等を適切に保管し、検証可能なものとする。
- 六 市町村が速やかに導入促進基本計画を作成できるよう、必要な政省令の整備等を早期に進めるとともに、より多くの中小企業者の設備投資を支援できるよう、市町村に対する周知徹底を図ること。また、中小企業者にとって申請手続き事務が大きな負担となっていることに鑑み、その添付書類等を省略化するなど、手続きの簡素合理化を図るとともに、認定の予見可能性を高めるため、市町村による認定判断に当たっての客観的基準等を定めたガイドラインを作成すること。さらに、本特例措置の活用促進を図るため、設備導入による雇用増が、労働生産性評価の際に不利にならないよう配慮すること。
- 七 中小企業者による先端設備等導入及びIT投資を促進するため、人材の確保・育成やサイバーセキュリティ対策等への支援に努めること。
右決議する。

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 30. 4. 17可決 参議院 4. 18経済産業委員会付託 5. 16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国産業の持続的な発展を図るため、事業再編及び外部経営資源の活用の支援、情報技術の発達に対応した経営手法の導入支援、円滑な事業承継及び企業再生に係る支援、中小企業倒産防止共済制度の拡充による連鎖倒産の防止のための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 産業競争力強化法の一部改正

- 1 大規模かつ迅速な事業再編を促進するため、事業者が外部経営資源の活用により、著しい生産性の向上を目指して行う株式を対価とする事業再編(特別事業再編)に関する計画について、主務大臣が認定する制度を創設するとともに、特別支配会社への事業譲渡等に係る特例、株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に係る特例、剰余金の配当に係る特例等の措置を講ずる。
- 2 事業再生の円滑化を図るため、特定認証紛争解決手続において特定認証紛争解決事業者が商取引債権保護のために確認した事項を、裁判所が再生手続等の判断に際して考慮する措置を講ずる。
- 3 事業者の情報の適切な管理を促進するため、技術等の情報漏えい防止措置に関する認証機関の認定制度を設けるとともに、当該認定を受けた一般社団法人等を中小企業信用保険法の対象とする特例措置等を講ずる。
- 4 株式会社産業革新機構について、株式会社産業革新投資機構(以下「機構」という。)に名

称を変更し、機構が保有する有価証券等の処分の期限を平成46年3月31日までとする。また、政府が株式の2分の1以上を保有し、出資を主たる業務とする会社（官民ファンド）の株式を機構が保有できることとする。

- 5 機構の投資機能強化のため、経済産業大臣による投資基準の策定、機構の特定投資事業者（ファンド）に対する資金供給（出資等）の決定に係る経済産業大臣の認可、認可された資金供給の対象となった特定投資事業者の業務の実績に関する評価等の措置を講ずる。
- 6 事業者の利便向上を図るため、新事業活動を実施しようとする者から、主務大臣に規定の解釈及び適用の有無について、確認の求めがあったときは、主務大臣及び関係行政機関の長は、理由を付して回答するとともに、その回答の内容を公表する等の措置を講ずる。
- 7 創業の普及啓発によって次世代の担い手を確保していくため、市町村が作成する創業支援等事業計画の対象に、創業に関する普及啓発を行う事業を追加する。
- 8 産業競争力の強化に関する施策を集中的かつ計画的に実施する集中実施期間を撤廃するとともに、産業競争力の強化に関する実行計画に係る規定を削除する。

二 中小企業等経営強化法の一部改正

- 1 事業承継を加速化させるため、中小企業者等が合併等により他の中小企業者等の経営資源を活用して経営の向上を図る取組について、経営力向上計画の認定の対象に加えるとともに、認定を受けた者について、許認可の承継等の支援措置を講ずる。
- 2 認定経営革新等支援機関による支援の質を維持、確保していくため、認定に有効期間を設け、期間満了時に改めて業務遂行能力を確認する更新制等を導入する。
- 3 情報処理能力の強化を図る中小企業者等に対する指導、助言等を行うため、情報処理に関する高度な知識及び経験を有する者を認定情報処理支援機関として認定する制度を設けるとともに、認定を受けた者のうち一般社団法人等を中小企業信用保険法の対象とする特例措置等を講ずる。

三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

社外承継の円滑化を図るため、社外の第三者が事業を承継しようとする場合において、当該第三者の事業承継に必要な資金に対して、中小企業信用保険法の保証について特別枠の設定等の措置を講ずる。

四 中小企業倒産防止共済法の一部改正

連鎖倒産を防止するため、中小企業倒産防止共済制度に加入する中小企業者に対し、その取引先が電子記録債権に関して取引停止処分を受けたことにより売掛債権等の回収が困難になった場合に、共済金を貸し付けることを可能にするための措置を講ずる。

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

一から四に合わせて、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務について、所要の措置を講ずる。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。なお、一の3から5、四及び五の一部等の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（30.5.15経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 産業競争力の強化を実現するため、民間の活力を最大限支援するための環境整備を行うこと。また、企業収益の改善が、雇用増大、賃金上昇及び消費拡大につながる好循環を生み出していくために、成長戦略を着実に実行するとともに、その効果を検証し、不断の見直しを行うこと。
- 二 株式会社産業革新投資機構については、支援対象の審査やモニタリング体制の強化等について不断の見直しを行うこと。あわせて、質の高いファンド人材の確保等を図るとともに、官民ファンドにおいて官の果たすべき役割を踏まえ、民間リスクマネーを誘発するべく適切な運営を行うこと。また、ベンチャー企業への支援については、出資先に対するハンズオン支援を強化すると

- ともに、投資決定の迅速化や円滑な資金供給に努め、出資の保全・回収が確保されるよう努めること。
- 三 株式会社産業革新投資機構が、特定政府出資会社の株式を譲り受けるに際しては、当該官民ファンドに期待される政策課題の実現を図るべく投資案件の選定が適切に行われていることを検証し、適切な成果目標を定めた上で、積極的な情報開示を行うこと。
- 四 事業再編計画及び特別事業再編計画の作成に当たり、事業者が労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、また、計画の実施に際して、事業者が雇用の安定等に十分な配慮を行うことを確保することにより、労働者の雇用の安定に最大限の考慮を払いつつ当該計画が実施されるよう、厳に適切な運用を行うこと。また、事業譲渡等において、労働者の保護に資するよう、労働契約の承継ルールや労働組合等への説明・協議等に関する留意事項がまとめられている「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」等に沿った対応がなされるよう、周知を徹底すること。
- 五 創業支援について、従前の施策に対する検証を行い、ベンチャー企業等がその成長過程に応じた効果的な支援が受けられるよう、資金、経営手法等、多様な支援の仕組みの構築に努めること。また、特定研究成果活用支援事業の実態を踏まえ、資金の拡充、経営人材の確保及び外部ネットワークの活用も含めた総合的な支援体制の整備に継続的に取り組むとともに、他大学や民間企業との連携を積極的に図ることにより、オープンイノベーションの促進に努めること。
- 六 認定経営革新等支援機関や認定情報処理支援機関等の支援機関が、相互の情報交換や協力体制強化を促進し、中小企業に対する支援の質の向上を図ること。また、中小企業の情報管理能力向上の観点から、中小企業が認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認証を積極的に得よう支援に努めること。
- 七 中小企業の事業承継が喫緊の課題であることに鑑み、事業承継5ヶ年計画の取組を加速するとともに、承継準備から承継後の経営革新等の支援まで、切れ目ない支援を実施し、取り分け黒字企業の廃業を回避するよう万全を期すること。
右決議する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)

(衆議院 30.4.19可決 参議院 5.11国土交通委員会付託 5.18本会議可決)

【要旨】

- 本法律案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、公共交通移動等円滑化基準等の適用対象となる事業者の範囲の拡大、公共交通事業者等の講ずる措置に関する計画の作成の義務付け、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置及び移動等円滑化施設協定制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一 法律の基本理念として、法律に基づく措置は、「社会的障壁の除去」及び「共生社会の実現」に資するよう行われなければならない旨を規定することとする。
- 二 国の責務として、関係行政機関及び高齢者、障害者等で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるため必要な措置等に係る規定を追加するとともに、国民は、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要な支援等に努めなければならないこととする。
- 三 法律における「公共交通事業者等」に、道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業者及び海上運送法による旅客不定期航路事業者を加えることとする。
- 四 主務大臣は、旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置、公共交通事業者等が講ずる措置によって達成すべき目標、当該目標の達成のために講ずべき措置等に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとするとともに、公共交通事業者等に対し、必要な指導、助言及び勧告をすることができることとする。

- 五 公共交通事業者等は、毎年度、四の判断の基準となるべき事項において定められた目標に関し、その達成のための計画を作成し主務大臣に提出するとともに、計画に基づく措置の実施状況等を主務大臣に報告し、これらを公表しなければならないこととする。
- 六 市町村は、主務大臣が定める基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化促進方針を作成するよう努めるものとするとともに、都道府県は、市町村に対し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。
- 七 道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、これらの者が管理等する新設特定道路、新設特定路外駐車場、新設特定公園施設及び新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等の円滑な利用のために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならないこととする。
- 八 建築主等は、協定建築物（一定の建築物特定施設と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務大臣が認める旅客施設の敷地に隣接し、又は近接する土地において当該建築物特定施設を有する建築物）の建築等をしようとするときは、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができることとするとともに、認定を受けた計画に係る協定建築物について容積率に係る特例を設けることとする。
- 九 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所等の整備又は管理に関する事項等を定める移動等円滑化施設協定を締結することができることとする。
- 十 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 十一 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、三、四、五、八及び九の改正規定等は、平成31年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】（30.5.17国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 本法に基づく施策は全て、社会的障壁の除去及び共生社会の実現に向けて行われなければならない。また、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの認識の下、社会的障壁の除去のために合理的な配慮を的確に行えるよう必要な環境の整備を進めること。
- 二 本法における障害者には、身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、発達障害者を含む心身の機能の障害がある全ての者が含まれることについて、改めて広く国民及び関係者に周知するよう努めること。
- 三 高齢者、障害者等の移動に配慮し、交通結節点における移動の連続性を確保するため、接遇を含めた関係者の連携が十分に図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 四 面的・一体的なバリアフリー化の推進のため、市町村による移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成の促進が図られるよう、支援措置の充実に努めること。あわせて、地域格差が生まれ、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成のみに終わったりすることのないよう、適切な指導を行うこと。
- 五 関係する施設の管理者等がバリアフリー情報の提供を行うに当たっては、障害等の多様な特性に配慮した方法を検討するよう、適切な指導を行うこと。
- 六 高齢者、障害者等の参画の下、バリアフリーに係る施策の評価を行うに当たっては、様々な特性に応じた意見を適切に反映させるとともに、その評価結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 七 公共交通機関における利用拒否を始めとする高齢者、障害者等の利用の実態調査を実施の上、その利用の実質が担保されるよう、関係事業者等に対し適切な指導を行うこと。
- 八 2,000平米未満の小規模店舗におけるバリアフリー化の一層の促進を図るため、小規模店舗のバリアフリー化の実態把握、また、地域の実情に応じて条例によりバリアフリー化の基準適合義

務を課すことが可能であることについての地方公共団体への周知等に努めるとともに、ユニバーサルデザイン化に向けて所要の措置を講ずること。

九 集中豪雨の頻発化や想定される南海トラフ地震・首都直下地震等を踏まえ、学校施設や公共施設など災害発生時において避難所等となることが見込まれる施設に対して、体育館だけではなく校舎も含めるなど広くバリアフリー化の促進に必要な措置を講ずること。

十 共同住宅のバリアフリー化を推進するため、地方公共団体が地域の実情に応じて共同住宅をバリアフリー化の基準適合義務の対象に条例により追加することが可能であることを踏まえ、その一層の促進を図るとともに、居住者のニーズに応じた選択が可能となるよう、共同住宅のバリアフリーに関する情報提供の取組を促進すること。

十一 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を踏まえ、バリアフリー客室基準の見直しなどによる宿泊施設のバリアフリー化の促進、バリアフリーに対応した空港アクセスバスやユニバーサルデザインタクシーの導入・普及の促進、及び競技会場における観戦に適した車椅子用座席の一定数の確保が図られるよう、必要な施策を講ずること。あわせて、地方部を含めた全国的なバリアフリー水準の底上げに向けて必要な取組を行うこと。

十二 視覚障害者の安全な移動のため、音響式信号機やホームドア等の更なる設置の促進を図ること。また、聴覚障害者の安全な移動のため、緊急自動車の走行時には、聴覚障害者の歩行の安全の確保に努めること。

十三 車椅子利用者のより円滑な移動を実現するため、鉄道車両とプラットフォームの段差・隙間の基準について数値による明確化を検討するとともに、鉄道事業者に対しては、車椅子のまま乗車することができるフリースペースの整備の一層の促進が図られるよう、また、公共交通事業者等に対しては、公共交通機関の予約時における利便性の向上が図られるよう、適切に指導すること。
右決議する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 30. 4. 10可決 参議院 4. 11国土交通委員会付託 4. 18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を一層推進することにより、都市の再生を図るため、低未利用土地の利用及び管理に関する指針を立地適正化計画の記載事項とし、都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための土地区画整理事業の特例を創設するとともに、都市計画協力団体の指定等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 都市再生特別措置法の一部改正

- 1 低未利用土地の利用及び管理に関する指針を立地適正化計画の記載事項とするとともに、市町村は、同指針に即し低未利用土地の所有者等に対し援助を行うものとし、さらに、市町村長は、低未利用土地の所有者等に対し同指針に即した管理を行うよう勧告することができることとする。
- 2 市町村は、複数の土地等に一括して利用権等を設定する低未利用土地権利設定等促進計画を作成することができることとする。
- 3 都市再生推進法人の業務に、立地適正化計画に記載された居住誘導区域又は都市機能誘導区域内における低未利用土地の一時保有等に係る業務を追加することとする。
- 4 都市機能誘導区域内の低未利用土地を集約し商業施設、医療施設等の誘導施設の整備を図るための土地区画整理事業について、集約換地の特例に関する規定を設けることとする。
- 5 地域コミュニティが共同で整備又は管理する交流広場等の施設に係る立地誘導促進施設協定制度を創設することとする。
- 6 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る届出制度を創設することとする。
- 7 公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化等に関して、所要の規定の整備

を行うこととする。

二 都市計画法の一部改正

- 1 市町村長は、都市計画の案の作成、意見の調整等を行う住民団体等を都市計画協力団体として指定することができることとする。
- 2 都市計画に位置付けられた都市施設等について官民連携により確実な整備を図るための都市施設等整備協定制度を創設することとする。
- 3 立体道路制度の適用対象の拡充等に関して、所要の規定の整備を行うこととする。

三 建築基準法の一部改正

二の三の立体道路制度の適用対象の拡充に関して、所要の規定の整備を行うこととする。

四 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

一の四に係る土地区画整理事業に対する都市開発資金の貸付制度を創設することとする。

五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 30. 3. 23可決 参議院 4. 2外交防衛委員会付託 4. 13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更を行うとともに、予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に支給する制度を新設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に支給する制度を新設するとともに、所要の規定を整備する。
- 三、本法律は、平成31年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めるものとする。

【附帯決議】(30. 4. 12外交防衛委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、サイバー攻撃の手法が高度化・複雑化している現状を踏まえ、防衛省・自衛隊においては、十分なサイバー・セキュリティを常時確保できるよう、更なる人員面の対応も含め、サイバー攻撃対処等に係る体制のより一層の強化に努めること。
- 二、予備自衛官及び即応予備自衛官の募集・採用に当たっては、精強性を維持する観点から、若年層の拡充に配意しつつ、幅広い国民・年齢層から人材を確保するよう努めるとともに、充足向上のための施策を実施すること。
- 三、予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金に関する制度については、本法施行後5年をめぐりに、同制度の運用状況等を検証し、これを国会に報告するとともに、必要に応じ、同制度の在り方の見直しを行うこと。
右決議する。

文部科学省設置法の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 30. 5. 29可決 参議院 6. 6文教科学委員会付託 6. 8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、文化に関する施策を総合的に推進するため、文化に関する基本的な政策の企画及び

立案並びに推進に関する事務等を文部科学省及び文化庁の所掌事務に追加するとともに、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を文化庁に移管する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、文部科学省及び文化庁の任務のうち文化に係る部分を「文化に関する施策の総合的な推進」に改める。
- 二、文部科学省及び文化庁の所掌事務に、「文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」及び「文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること」を追加する。
- 三、文化庁は、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務及び博物館による社会教育の振興に関する事務をつかさどることとする。
- 四、文化審議会が調査審議する事項に、一、二及び三に関する事項を追加する。
- 五、この法律は、平成30年10月1日から施行する。

【附帯決議】（30.6.7文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法により機能強化を図った上で、文化庁の組織が東京と京都に二分されることが予定されているが、文化庁が分割された後においても、本法により文化庁の所管とされる学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務等を含めた全ての文化庁の所掌事務が混乱することなく、円滑に執行されるよう、遅くとも平成33年度中とされる京都への本格移転に向け、文化庁を中心に関係行政機関が緊密な連携を図り、細部の検討にも遺漏がないよう万全の準備を行うこと。
- 二、本法による文化庁の機能強化・組織改革が、政府関係機関の地方への移転を契機とした行政の肥大化につながり、行政改革に逆行することのないよう、十分留意すること。
- 三、平成29年に改正された「文化芸術基本法」において、文化芸術と観光、まちづくり、国際交流等の施策との連携が定められたことを踏まえ、文化芸術の価値を中心に据えた施策の立案及びその実行のため、文化芸術関係予算の増額及び文化庁の更なる機能強化に努めること。
- 四、文化庁は、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を行うに当たっては、これまでの文化芸術振興施策を通して培ってきた知見やネットワークを活用するとともに、学校の教育課程全体についての深い専門性を持って他の教科や総合的な学習の時間等と連携を深め、または芸術家の参加を得る等して、学校現場等におけるより開かれた文化芸術教育の推進に努めること。
- 五、本法により、博物館の更なる振興を図るため、その事務を文化庁に一元化することとしていることを踏まえ、博物館運営・施設整備や学芸員の育成・配置等に関する支援策を一層講じるとともに、博物館に対する財政的支援の更なる拡充に努めること。
- 六、文化庁が京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること。
- 七、本法の成立を契機として、国は、「文化芸術立国」の実現に向けて、文化芸術の担い手や関係団体に係る支援措置を強化するとともに、文化庁を中核として関係行政機関が一丸となって文化芸術政策を推進できるような体制の構築に努めること。
- 八、平成31年9月に京都で開催される ICOM（国際博物館会議）京都大会は、文化庁の京都への本格移転に向けた重要な会議であることを政府は深く認識し、ICOM関係者が京都において我が国の文化に触れる貴重な機会である同大会が成功するよう、文化庁を中心に関係行政機関を挙げて取り組むこと。
- 九、文化庁の京都への本格移転は、文化行政の機能強化の途上であり、文化芸術の礎たる表現の自由と、自主性等を基本理念とする文化芸術基本法や我が国の文化財の継承・活用等を図る文化財保護法等の文化振興施策をさらに発展・充実させていくため、「文化省」の創設を見据え、引き続き文化行政に関する取組の在り方を検討すること。

右決議する。

気候変動適応法案(閣法第27号)

(衆議院 30.5.22可決 参議院 5.23環境委員会付託 6.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年、気候変動の影響が全国各地で起きており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動適応を推進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動適応の推進のために担うべき役割を明確にする。
- 二、政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないこととする。
- 三、環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴き、あらかじめ関係行政機関と協議し、気候変動による影響の評価を行わなければならないこととする。
- 四、国立研究開発法人国立環境研究所は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集及び提供や、地方公共団体等に対する技術的助言等の業務を行うこととする。
- 五、都道府県及び市町村は、地域における気候変動適応に関する計画の策定に努めるとともに、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集及び提供等を行う拠点としての機能を担う地域気候変動適応センターの体制を確保するよう努めることとする。
- 六、地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村等は、広域的な連携による気候変動適応の推進のため、気候変動適応広域協議会を組織することができることとする。
- 七、国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災や農林水産業の振興等の関連施策との連携を図るよう努めることとする。
- 八、気候変動等の観測等の推進、事業者及び国民の関心と理解の増進、気候変動適応等に関する国際協力の推進、事業者等による気候変動適応に資する事業活動の促進等に係る規定の整備を行う。
- 九、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(30.6.5環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、気候変動対策として、緩和策の最大限の実施により気候変動影響を最小化させることが重要であることから、脱炭素社会の実現に向けた緩和策の一層の徹底を図りつつ、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、推進すること。
- 二、政府全体として適応策を推進していくに当たっては、環境省のリーダーシップの下、政府の諸施策に気候変動適応を組み込むとともに、個別の適応施策を実施する際には、気候変動影響評価を踏まえ、緊急性等の観点から、優先して進めるべき施策を常に検討していくこと。
- 三、気候変動の影響についての知見がいまだ不十分な分野について、国際機関や他国の機関との人事交流・情報交換等を密に行うこと等によって、調査研究を推進させ、より充実した気候変動の影響評価を行うこと。また、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の情報の収集を推進するよう努めること。
- 四、気候変動の影響の現れ方は、人口、都市・産業構造、気候風土等の影響を受ける側の社会の形態によって大きく異なると考えられることから、気候変動の影響に対する脆弱性や曝露を評価するための指標や手法の開発に当たっては、地域の実情に応じ、生態系に配慮した気候変動適応の推進の重要性に十分留意しつつ進めること。
- 五、多様な分野における科学的知見に基づき気候変動適応を推進するため、適応の情報基盤の充実に向け、関係府省庁との連携や関係する調査研究等機関の連携を図ることはもとより、これら以外の事業者や地方公共団体に対しても気候変動及びその影響の観測・監視データの提供を求め、気候変動等に関する情報を一元的に集約し、分かりやすく提供すること。
- 六、適応策の効率のかつ効果的な実施を確保するため、諸外国の知見等を踏まえ、第9条の評価手法等の開発を早急に進めるとともに、それぞれの適応策の必要性、代替可能性、費用対効果等に

ついて市民等にも開かれた評価の場を構築することを検討すること。

- 七、地域の実情に応じた気候変動適応の推進の重要性に鑑み、絶対的に不足している気候変動の研究者及び気候変動の行政事務に携わる職員の育成策を講じていくこと。また、地方公共団体による地域気候変動適応計画の策定を促進するため、環境省及び国立環境研究所の体制を十分に確保するとともに、特に、地域気候変動適応センターとして想定される大学における研究者等を継続的に確保していくため、必要な施策を講じること。さらに、同計画の策定状況を的確に把握し、公表するとともに、策定状況等を踏まえ、地域の適応への取組に対して適切な支援を行うこと。
- 八、我が国が世界有数の温室効果ガス排出国である現状に鑑み、地球規模の気候変動に対応していくため、途上国に対して気候変動適応の技術・資金等に係る必要な支援を行っていくこと。
- 九、我が国では、事業者等に気候変動がもたらす経済的リスクの大きさに対する認識が十分に浸透していないことを踏まえ、気候変動に関するコストの試算等を分かりやすく示すための知見の充実を図ること。また、事業者等による気候変動適応に関する事業活動等を促進するための具体的な支援措置を講じること。

右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 30. 4. 17可決 参議院 5. 9文教科学委員会付託 5. 18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の情報通信技術の一層の進展に伴う著作物等の利用をめぐる環境の変化を踏まえ、情報通信関連事業、教育、障害者福祉又は美術館等に関わる著作物等の利用に係る社会の要請に対応し、著作物等の利用の円滑化を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、必要な改正を行うほか、世界的な所有権機関において、平成25年6月に採択された「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の締結のため必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、情報通信技術の進展等の時代の変化に柔軟に対応できるようにするため、著作物等に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用、電子計算機における著作物等の利用に付随する利用、電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微な利用等について、権利者の許諾なく行えるようにする。
- 二、学校等の情報通信技術を活用した教育における著作物等の利用の円滑化を図るため、学校等の授業の過程において利用できるよう、教師等が著作物等を公衆送信する行為等について、相当な額の補償金の支払を条件に権利者の許諾なく行えるようにする。
- 三、障害者の書籍等へのアクセス機会の充実を図るとともに、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の締結に対応するため、肢体不自由等により書籍を持っていない者のために録音図書を作成する行為等について、権利者の許諾なく行えるようにする。
- 四、美術館等におけるタブレット端末等を用いた作品の解説や紹介のための著作物等の利用、展示する作品の所在に関する情報を一般に提供するための公衆送信、国立国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送付等について、権利者の許諾なく行えるようにするとともに、権利者不明等の場合の裁定制度の見直しを行う。
- 五、この法律は、平成31年1月1日から施行する。ただし、二については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(30. 5. 17文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、著作権制度は我が国の文化創造の基盤となる仕組みであり、デジタル化・ネットワーク化が進展する新しい時代においても、権利の保護を図りつつ、多様な著作物を多様な形態でより多くの国内外の利用者に届けていくことは極めて重要である。著作権制度の意義に鑑み、今後も権利の

保護と文化の継承のバランスにおいて著作物の公正利用を図ることとし、本法により整備される権利制限規定等の運用に十分配慮すること。

二、柔軟な権利制限規定の導入に当たっては、現行法において権利制限の対象として想定されていた行為については引き続き権利制限の対象とする立法趣旨を積極的に広報・周知すること。また、著作物の利用行為の適法性が不透明になり、かえって利用を萎縮する効果が生じたり、法の理解が十分浸透しないために誤解による著作権侵害が助長されたりすることによって、表現の自由の侵害がおき、著作物の創造サイクルが壊されることのないよう、権利者や関係団体の意見も十分踏まえたガイドラインの策定など、必要な対策を講ずること。

三、環境変化に対応した著作物利用の円滑化を図るという立法趣旨を踏まえ、現在想定し得ない新たな技術等で、著作物の軽微利用を行う必要があるものが開発等されたときは、第47条の5第1項第3号に掲げる政令について、幅広い学識経験者、権利者、インターネット事業者、開発者等の意見を考慮しつつ速やかに定めるよう努めること。また、当該政令により、かえって新たな技術の開発及び提供等が制限されることがないように留意すること。

四、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物等の利用形態の多様化及び著作権制度に係る動向等に鑑み、著作物等の利用の一層の円滑化に向けて、著作権制度の適切な見直しを進めること。特に、著作権制度の在り方をめぐり意見の相違が大きい重要課題については、我が国を取り巻く制度や社会状況、国際的動向や権利者・関係団体・利用者等の意見を十分考慮するとともに、今後の急速な技術革新、著作物等の利用の実態やニーズ、社会の変化等に対応した著作物等の利用及び活用が適切に行われるように議論を進めること。

五、本法により創設される「授業目的公衆送信補償金」について、教育現場での著作物の円滑かつ適法な利活用を促進する観点から、補償金額が妥当な水準に設定されることに加え、その確実な徴収と適正な配分の確保が担保されるよう必要な措置を講ずること。また、教育機関設置者が支払う補償金の負担が生徒等に転嫁される場合に、生徒等の負担が過度にならないよう、適切な運用に努めること。

六、プログラミング教育を始めとする教育のデジタル化が積極的に進められている中で、デジタル教材の増加や授業目的公衆送信補償金の徴収事務により、教職員の負担が増加し、政府が目指す働き方改革に逆行することとならないよう、安価かつ操作しやすいデジタル教材の普及や授業目的公衆送信補償金の徴収事務の簡素化について、速やかに必要な措置を講ずること。また、同措置を講ずるに当たっては、教育の質の向上及び地域格差の解消といった点にも十分留意すること。

七、本法による改正後の著作権法第37条第3項に規定する視覚障害者等の読書の機会の充実を図るためには、本法と併せて、同項により拡大図書やDAISY等の作成を行うことが認められる主体の拡大を行うとともに、当該視覚障害者等のためのインターネット上も含めた図書館サービス等の提供体制の強化、アクセシブルな電子書籍の販売等の促進その他の環境整備も重要であることに鑑み、その推進の在り方について検討を加え、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。

八、本法により、美術品等の紹介・解説のために電子機器やインターネット上において権利者の許諾なく当該著作物の複製物を利用できることとなるが、電子機器等の特性を踏まえ、著作物の画像等が不適切に拡散されることがないように、必要な対策を講ずること。

九、我が国の有する文化資料を適切に収集・保存し、効果的に活用していくことは、我が国の文化創造の基盤となる知的インフラの強化に貢献するものであることに鑑み、デジタルアーカイブの構築に向けて、国立国会図書館を始めとする関係機関が相互に連携・協力しつつ、必要な措置について引き続き検討を進めること。

十、デジタル化・ネットワーク化が進む現状において、全ての国民が著作物の創作者及び利用者となり得る一方で、我が国における著作権法に対する理解は十分でないとの指摘があること等を踏まえ、著作権を含む知的財産に関する学習及び教育機会の更なる充実を図ること。

右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第29号)

(衆議院 30.5.10可決 参議院 5.21文教科学委員会付託 5.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、情報通信技術の進展等に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えてその内容を記録した電磁的記録である教材を使用することができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、学校教育法の一部改正

- 1 小学校・中学校・高等学校等において使用が義務付けられている教科用図書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができることとする。
- 2 1の場合において、障害のある児童生徒等の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて1の教材を使用することができることとする。

二、文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正

文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の規定は、文部科学省が著作の名義を有する一の1の教材にも準用する。

三、著作権法の一部改正

- 1 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、一の1の教材に掲載し、及びその使用に伴っていずれの方法によるかを問わず利用することができることとする。
- 2 1により教科用図書に掲載された著作物を一の1の教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、1の趣旨等を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならないこととする。文化庁長官は、算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

四、施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行する。

【附帯決議】(30.5.24文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、デジタル教科書の使用による教育効果や児童生徒の心身の発達・成長を含めた健康面への影響に関して、本格的かつ長期的な調査研究や実証研究に基づいた客観的・定量的な検証を行い、知見を蓄積した上で、デジタル教科書の使用に関する必要な施策を講ずること。
- 二、デジタル教科書が児童生徒の学びに資するものとして効果的に活用されるよう、夜間における使用の抑制を含め、同教科書の使用に関する留意点等を取りまとめたガイドラインを策定の上、教育委員会や学校への周知・情報提供を通じて、関係者の理解促進を図ること。
- 三、デジタル教科書の円滑な使用を実現する観点から、情報端末や校内ネットワークなどの学校におけるICT環境の整備に必要な施策を講ずること。その際、地方公共団体の財政事情等により、学校のICT環境の整備状況に格差が生じている現状に鑑み、全ての児童生徒が、居住する地域等にかかわらず等しくICTを活用した学習を享受できるよう、財政上の措置を含めた適切な支援を行うこと。
- 四、デジタル教科書の使用に当たり地方公共団体や保護者等に過度の負担を課すことのないよう、著作物をデジタル教科書に掲載する際の補償金額が妥当な水準に設定されるために必要な措置を講ずること等により、その価格を低廉に抑えるための取組を推進すること。また、義務教育段階で使用されるデジタル教科書については、将来的な無償措置を検討すること。
- 五、デジタル教科書を活用した授業の質を高める観点から、大学の教員養成課程や独立行政法人教

職員支援機構、各教育委員会における研修等を通じて、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、教員への過度な負担を回避するため、ICT支援員の配置促進等、必要な環境整備に努めること。

六、障害のある児童生徒等については、教育課程の全部においてデジタル教科書の使用が認められることから、必要な財政上の措置を含めた積極的な支援を行うこと。また、デジタル教科書の導入後も、教科用特定図書等へのニーズは引き続き存在することが見込まれることから、必要な支援の一層の充実を図ること。

右決議する。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案(閣法第30号)

(衆議院 30.5.15可決 参議院 5.16経済産業委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国産業におけるデータの流通、共有及び利用を促進するため、事業者が相手方を限定して業として提供するデータを不正に取得する行為の差止め等を可能とし、及びデータ等の作成等の方法、品質その他の事項を日本工業規格を拡張して設ける日本産業規格による標準化の対象とするほか、特許等の制度において、権利者の意に反してデータ等が公開等された場合における発明等の新規性の要件の緩和、特許権侵害訴訟等におけるインカメラ手続の導入等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 不正競争防止法の一部改正

- 1 事業者が相手方を限定して業として提供するデータ（電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報）の不正な取得、使用及び開示を不正競争とし、これに対する差止請求権、損害の額の推定等の措置を講ずる。
- 2 映像、音、プログラム等の視聴等を制限するために施される暗号等の技術的制限手段について、その効果を妨げる機器の提供等に加え、その効果を妨げるサービスの提供等も不正競争とする。
- 3 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、侵害行為を立証する等のために必要な書類に該当するかどうかの判断をするために必要があると認めるときは、インカメラ手続により書類の所持者にその提示をさせることができることとする。また、裁判所は、同手続において、必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、専門委員に当該書類を開示することができることとする。

二 工業標準化法の一部改正

- 1 この法律における標準化の対象にデータ、サービス等を追加し、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、法律の題名を「産業標準化法」に改める。
- 2 主務大臣は、産業標準の案を作成しようとする者を認定産業標準作成機関として認定し、同機関からの申出に係る産業標準の案が適当であると認める場合には、日本産業標準調査会に付議することなく、これを産業標準として制定しなければならないこととする。
- 3 日本産業規格への適合の表示の禁止又は適合の表示の除去若しくは抹消若しくは販売若しくは提供の停止の命令に対する違反に係る罰則について、法人処罰に係る罰金額の上限を1億円とする。

三 特許法等の一部改正

- 1 特許料等の軽減措置の対象を、全ての中小企業者に拡充する。
- 2 特許権侵害訴訟等における書類提出命令に係る手続について、一の3と同様の措置を講ずる。
- 3 判定制度の関係書類に営業秘密が記載されている場合に、その閲覧等を制限できることとする。
- 4 特許等を受ける権利を有する者が出願前に自ら行った発明等の公表等により公然に知られた場合に、例外的に当該発明等の新規性が喪失されないとする期間を、当該知られた日から1年

以内前までとする。

- 5 クレジットカードによる特許料等の納付制度の創設、国際的な意匠登録出願における優先権書類のオンライン交換制度の導入、商標出願手続の適正化等の措置を講ずる。

四 弁理士法の一部改正

弁理士が、その名称と責務の下で、データの利活用や日本産業規格等の案の作成に関する相談に応ずる等の業務を行うことができることとする。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(30.5.22経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法施行後3年を目途として、データの適正な流通及び利活用を促進する観点から、データに関連するビジネスの展開、技術革新の動向等を踏まえ、改正後の不正競争防止法の規定の実施状況について検討を加え、所要の措置を講ずること。また、我が国企業が不利益を被らないよう、諸外国におけるデータ保護制度との整合性の確保に努めること。
- 二 データ取引の安全を図り、データ取引の萎縮を避けるため、ガイドラインにおいて、限定提供データに係る不正競争行為の明確化を図ること。特に、保護されるデータの客体、図利加害目的、取引によって取得した権原の範囲等の要件の該当性等について、考え方や具体例を分かりやすく明示すること。また、運用状況を見つつ、適時適切にガイドラインの見直しを行うこと。さらに、本法に基づく新たな制度及びガイドラインについて、十分な周知を行うとともに、特に中小企業者に対して丁寧な説明に努めること。
- 三 技術的制限手段に対する不正競争については、試験・研究目的で行われる行為のほか、リパース・エンジニアリングや情報等が不正に取得される疑いがあるときのフォレンジックのために技術的制限手段を無効化する役務等の正当な目的で行われる行為が、その対象外となることを広く周知すること。
- 四 限定提供データが適切に管理、保護及び利活用される環境を構築するため、事業者が、従業員に対してデータの適切な取扱いに関する教育・啓発活動を適切に行えるよう支援を行うこと。
- 五 サービス分野を始め、新たな分野等の標準化に適切に対応するため、省庁の枠を超えた連携体制を構築すること。また、国際標準化を推進するため、専門人材の確保と育成を図るとともに、国際標準を通じた市場優位性の確保のため、官民が一体となった標準化戦略の立案及び実行に努めること。
- 六 認定産業標準作成機関に求める基準を明確に定めるとともに、事前の十分な情報提供に努め、認定された機関が標準化作業を円滑に進めるために必要な支援を提供するよう努めること。
- 七 中小企業者に対する特許料等の軽減措置の拡充及びその手続の簡素化については、制度が確実に利用されるよう、中小企業者に対して制度の周知徹底を図ること。一方、負担が増加する者に対しては、全体としての知財活動を縮小あるいは停滞させないように、十分留意すること。
- 八 本法による弁理士の業務範囲拡大に当たっては、新たに対象となる標準化関連業務やデータ関連業務等の知見を有する人材の確保・育成のため、適切な支援を行うよう努めるとともに、適正な報酬の獲得とユーザー側の安心感につながる適切な報酬体系となるよう促すこと。
右決議する。

消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 30.5.24修正議決 参議院 5.25消費者問題に関する特別委員会付託 6.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、消費者契約に関する消費者と事業者との間の交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を図るため、事業者の行為により消費者が困惑した場合について契約の申込み又はその承諾

の意思表示を取り消すことができる類型として、社会生活上の経験が乏しい消費者の不安をあおり、契約の目的となるものがその願望の実現に必要な旨を告げること等を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、事業者の努力義務に関する改正

- 1 事業者は、消費者契約の内容及びその解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で、消費者契約の内容及びその解釈についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。

二、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する改正

1 困惑類型の追加

事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該事業者の行為により消費者が困惑して消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは取消しが認められることとなる勧誘行為として、次に掲げる行為を追加する。

イ 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、社会生活上の重要な事項又は身体の特徴若しくは状況に関する重要な事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げること。

ロ 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。

ハ 当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にすること。

ニ ハを除くほか、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該事業者が当該消費者契約の締結を目指した事業活動を実施した場合において、取引上の社会通念に照らして正当な理由がある場合でないのに、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げること。

2 不利益事実の不告知による取消しに係る要件の改正

事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して重要事項について当該消費者の不利益となる事実を故意に告げなかったこととされている要件を、故意又は重大な過失によって告げなかったこととする。

三、無効とする消費者契約の条項の類型の追加

- 1 消費者契約法第8条の規定において、無効とする条項（事業者の損害賠償責任を免除する条項）に、事業者によるその責任の有無及び責任の限度を決定する権限を付与する条項を追加する。
- 2 消費者契約法第8条の2の規定において、無効とする条項（消費者の解除権を放棄させる条項）に、事業者による消費者の解除権の有無を決定する権限を付与する条項を追加する。
- 3 無効とする消費者契約の条項として、事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約の条項を追加する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、二の1の困惑類型として、当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の

生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げることを追加すること等を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】 (30. 6. 6消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法第4条第3項第3号及び第4号における「社会生活上の経験が乏しい」とは、社会生活上の経験の積み重ねが契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要な程度に至っていないことを意味するものであること、社会生活上の経験が乏しいことから、過大な不安を抱いていること等の要件の解釈については、契約の目的となるもの、勧誘の態様などの事情を総合的に考慮して、契約を締結するか否かに当たって適切な判断を行うための経験が乏しいことにより、消費者が過大な不安を抱くことなどをいうものであること、高齢者であっても、本要件に該当する場合があること、靈感商法のように勧誘の態様に特殊性があり、その社会生活上の経験の積み重ねによる判断が困難な事案では高齢者でも本要件に該当し、救済され得ることを明確にするとともに、かかる法解釈について消費者、事業者及び消費生活センター等の関係機関に対し十分に周知すること。また、本法施行後3年を目途として、本規定の実効性について検証を行い、必要な措置を講ずること。
- 二 本法第4条第3項第5号における「その判断力が著しく低下している」とは、本号が不安をあおる事業者の不当な勧誘行為によって契約を締結するかどうかの合理的な判断をすることができない状態に陥った消費者を救済する規定であることを踏まえ、本号による救済範囲が不当に狭いものとならないよう、各要件の解釈を明確にするとともに、かかる法解釈について消費者、事業者及び消費生活センター等の関係機関に対し十分に周知すること。また、本法施行後3年を目途として、本規定の実効性について検証を行い、必要な措置を講ずること。
- 三 法第9条第1号における「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」の立証に必要な資料は主として事業者が保有しており、消費者にとって当該損害額の立証が困難となっている場合が多いと考えられることから、「平均的な損害の額」の意義、「解除に伴う」などの本号の他の要件についても必要に応じて検討を加えつつ、当該損害額を法律上推定する規定の創設など消費者の立証責任の負担軽減に向け早急に検討を行い、本法成立後2年以内に必要な措置を講ずること。
- 四 高齢者、若年成人、障害者等の知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）の創設について、消費者委員会の答申書において喫緊の課題として付言されていたことを踏まえて早急に検討を行い、本法成立後2年以内に必要な措置を講ずること。
- 五 本法第3条第1項第2号の事業者の情報提供における考慮要素については、考慮要素と提供すべき情報の内容との関係性を明らかにした上で、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とするよう検討を行うこと。
- 六 消費者が消費者契約締結前に契約条項を認識できるよう、事業者における約款等の契約条件の事前開示の在り方について、消費者委員会の答申書において喫緊の課題として付言されていたことを踏まえた検討を行うこと。
- 七 消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書において今後の検討課題とされた諸問題である、「消費者」概念の在り方（法第2条第1項）、断定的判断の提供（法第4条第1項第2号）、先行行為等の不利益事実の不告知（法第4条第2項）にかかる要件の在り方、威迫・執拗な勧誘等の困惑類型の追加、「第三者」による不当勧誘（法第5条第1項）、法定追認の特則、サルベージ条項等の不当条項の類型の追加、条項使用者不利の原則、抗弁権の接続、複数契約の無効・取消し・解除、継続的契約の任意解除権などにつき、引き続き検討を行い、本法施行後3年を目途として必要な措置を講ずること。
- 八 本法施行後5年を目途として、独立行政法人国民生活センターや地方公共団体との間で全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の活用による一層の連携を図ること等に

より、消費者の被害状況や社会経済情勢の変化を把握しつつ、消費者契約法の実効性をより一層高めるため、同法の見直しを含め必要な措置を講ずること。

九 差止請求制度及び集団的消費者被害回復制度が実効的な制度として機能するよう、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する財政支援の充実、P I O—N E Tに係る情報の開示の範囲の拡大、両制度の対象範囲を含めた制度の見直しその他必要な施策を行うこと。

十 特定適格消費者団体による仮差押命令申立てにおける独立行政法人国民生活センターの立担保に係る手続等について消費者裁判手続特例法の趣旨を損なうことのない運用に努めるとともに、行政が事業者の財産を保全し、消費者の被害の回復を図る制度の創設について早急に検討を行うこと。

十一 地方消費者行政の体制の充実・強化のため、恒久的な財政支援策を検討するとともに、既存の財政支援の維持・拡充、消費者行政担当者及び消費生活相談員に対する研修の充実、消費生活相談員の処遇改善等による人材の確保その他適切な施策を実施すること。

十二 消費者の自立を支援し、消費者が消費者契約法をはじめとする民事ルールや消費生活センター等を活用できる実践的能力を培うため、消費生活相談員などを学校教育において積極的に活用する方策を講じつつ、すべての都道府県において充実した消費者教育を受けることができる機会を確保すること。

右決議する。

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案(閣法第32号)

(衆議院 30. 5. 15可決 参議院 5. 21国土交通委員会付託 5. 25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定について定めるとともに、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構その他の法人に海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業務を行わせる等の措置を講ずることにより、我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この法律において「海外社会資本事業」とは、鉄道施設、水資源の開発又は利用のための施設、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する住宅その他の建築物及びその敷地、下水道、空港、道路、港湾その他国土交通省令で定める施設の整備、運営又は維持管理に関する事業であって、海外において行われるものをいうこととする。

二 この法律において「機構等」とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人住宅金融支援機構、日本下水道事業団、成田国際空港株式会社、高速道路株式会社、国際戦略港湾運営会社及び中部国際空港株式会社をいうこととする。

三 国土交通大臣は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないこととする。

四 機構等は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に資する調査、設計、運営などの業務を行うこととする。

五 国土交通大臣は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、機構等及び我が国事業者に対し、必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

六 国土交通大臣、機構等及び我が国事業者その他の関係者は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進及び海外社会資本事業の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととする。

七 その他所要の規定の整備を行うこととする。

八 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】 (30. 5. 24国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 我が国企業が2020年に30兆円の海外インフラシステムを受注するとの目標を確実に達成するためには、関係府省、機構等及び海外社会資本事業を行う我が国事業者その他の関係者の相互連携、協力が重要であるとの認識の下、効果的な連携・協力の在り方等について十分に検討し官民一体となって確実に実行すること。また、専門的な技術やノウハウを有する機構等の海外における知名度の一層の向上に取り組むよう努めること。
- 二 基本方針の策定等に当たっては、本法の規定に基づく関係大臣との協議とともに、機構等及び海外社会資本事業を行う我が国事業者その他の関係者から広く意見を聴取する機会等を設けるよう努めること。
- 三 各機構等が海外業務を実施するに当たっては、各機構等の設立の目的や趣旨を踏まえ、当該事業を実施することにより得られた知見等の国内業務への還元について、十分配慮するよう指導、助言等に努めること。また、経理や業務遂行において国民の疑念を招くことのないよう、役職員の法令遵守の徹底等について指導すること。
- 四 海外業務が各機構等の正規業務として位置付けられることに鑑み、本法施行後の海外事業及び各機構等における海外業務の実施状況を見つつ、必要があると判断した場合には、各機構の組織、人員の充実、強化等について、適切に対応すること。
- 五 我が国の良質な社会資本の整備、運営及び維持管理の手法を世界に広める観点から、機構等が関係する海外社会資本事業の実施に際しては、自然環境の保全、地域住民の生活環境の改善等について配慮しつつ、相手国の持続可能な経済成長に資するものとなるよう努めること。
- 六 インフラシステムの海外展開を効果的に推進するため、相手国や競合国の動向など、海外インフラシステムの受注に資する情報の一層の収集・活用を図るとともに、必要となる人材の育成に取り組むこと。
右決議する。

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第33号)

(衆議院 30. 4. 17可決 参議院 4. 18総務委員会付託 5. 16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、情報通信技術の進展に対応し、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護するため、送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処に係る制度、電気通信番号計画及び電気通信番号使用計画に係る制度並びに電気通信業務の休止及び廃止の際の利用者保護に係る制度の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、総務大臣は、電気通信事業者が設立した一般社団法人であって、社員の委託を受けて、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備に係る電気通信事業者に対し、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処を求める通知を行う等の業務を行う者を認定することができることとする。
- 二、平成36年3月31日までの間、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務の範囲に、識別番号の設定に不備のある電気通信設備を調査する特定アクセス行為を行い、当該電気通信設備に係る電気通信事業者に対し、送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知を行う業務を追加する。
- 三、総務大臣は、電気通信番号の使用に関する条件等を記載した電気通信番号計画を作成しなければならないこととするとともに、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとする電気通信事業者は、電気通信番号の使用に関する事項等を記載した電気通信番号使用計画を作成

し、総務大臣の認定を受けなければならないこととする。

四、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する電気通信事業者は、あらかじめ、当該休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る利用者に対し、総務省令で定める事項を周知させるとともに、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、あらかじめ、その周知に係る事項を総務大臣に届け出なければならないこととする。

五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 30. 5. 18可決 参議院 5. 21総務委員会付託 5. 25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる調査の範囲等の拡大、調査票情報の提供対象の拡大、統計委員会の機能強化、独立行政法人統計センターの業務の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、行政機関等は、基本理念のっとり、公的統計を作成する責務を有することとし、また、公的統計が合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに関して国民の理解を深め、公的統計の作成に関して関係者等の協力を得よう努めなければならないこととともに、基幹統計を作成する行政機関の長から必要な資料の提供等の協力を求められた関係者等は、その求めに応じるよう努めなければならないこととする。

二、総務大臣が整備している事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる範囲について、公的統計の全ての作成主体が行う事業所に関する統計を作成するための調査に拡大する。

三、調査票情報の提供対象について、情報保護を図りつつ、学術研究の発展に資する統計の作成等を行う者等に拡大するとともに、提供した調査票情報を用いて作成された統計等の公表に関する規定を整備する。

四、統計委員会の所掌事務に、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の調査審議、公的統計基本計画の実施状況に関する報告等を追加するとともに、統計委員会に幹事を置く。

五、独立行政法人統計センターの業務に、国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて、統計調査を実施すること等を追加する。

六、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、統計委員会の所掌事務に係る改正規定等は公布の日から施行する。

【附帯決議】(30. 5. 24総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及びその前提となる調査に当たっては、正確性・信頼性の確保に万全を期すこと。

二、事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる公的統計の作成主体の範囲が拡大することを踏まえ、新たに利用できることとなる地方公共団体等に、当該データベースの利活用並びに情報の適正管理及び秘密の保護等について、必要な助言及び情報提供を行うこと。

三、調査票情報の二次利用の拡大に当たっては、個人情報本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報の適正管理及び秘密の保護等に万全を期すこと。

四、公的統計の作成のための調査に当たっては、経済社会情勢の変化に伴う統計ニーズを把握し、的確に対応するとともに、調査に対する報告者の声や各府省における先進的な取組事例等を踏まえ、報告者の負担の軽減に努めること。

五、統計の作成には専門性が不可欠であることを踏まえ、統計改革を確実に遂行するため、国・地

方を通じて、必要な統計人材を育成するとともに、十分な予算と人員の確保に努めること。
右決議する。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第35号)

(衆議院 30.5.22可決 参議院 5.28文教科学委員会付託 6.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画及び所有者等が作成する重要文化財保存活用計画等の文化庁長官による認定並びにこれらの計画に基づく現状変更の許可等の特例について定めるとともに、条例により地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務の管理等をすることができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、文化財保護法の一部改正

- 1 都道府県の教育委員会は、当該区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる。
- 2 市町村の教育委員会は、1の大綱が定められているときは当該大綱を勸案して、当該区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 3 2の計画に係る認定を受けた市町村の教育委員会は、計画期間内に限り、文部科学大臣に対して、当該市町村の区域内に存する文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。
- 4 重要文化財等の所有者等は、重要文化財等の保存及び活用に関する計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 5 4の計画が認定を受けた場合において、現状変更等をその記載された事項の内容に即して行う場合には、文化庁長官の許可等を受けることを要せず、当該現状変更等が終了した後遅滞なく、届け出ることをもって足りるものとする。
- 6 二の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。
- 7 重要文化財等の損壊等に係る罰金を引き上げる。

二、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体は、条例の定めるところにより、文化財の保護に関する事務を、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができる。

三、施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行する。

【附帯決議】(30.5.31文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、文化財保護行政においては、文化財の保存と活用の双方が共に重要な柱であり、文化財の次世代への継承という目的を達成する上で不可欠なることを踏まえ、国及び地方公共団体は、文化財に係る施策を推進するに当たっては、保存と活用の均衡がとれたものとなるよう、十分に留意すること。
- 二、文化財の保存及び活用が適切に行われるためには、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置が重要であることを踏まえ、専門人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと。
- 三、文化財の確実な継承のためには、適切な周期による修理及び修理に必要な原材料・用具の確保

が必要であることを踏まえ、国及び地方公共団体は、文化財継承のための十分な支援を行うこと。また、文化財の修理においては、国が必要な予算を安定的に確保し、計画的な修理の実施が行われるよう努めること。

四、重要文化財等の保存活用計画のうち、文化庁長官の認定を受けたものに認められる「美術工芸品に係る相続税の納税猶予の特例」については、美術工芸品の一般公開を目的とせずに節税等の目的で濫用されることがないように、運用に十分に留意すること。

五、本法律案による罰則の見直しについて、文化財の毀損等の行為に対して被害の現状に応じた実効性のある抑止力が整備されるよう、十分に周知徹底をするとともに、文化財保護法における罰則の在り方等について、不断の検討を行うこと。

六、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を担当する場合に当たっては、文化財の本質的な価値が毀損されないよう十分に留意するとともに、地方文化財保護審議会の役割の明確化及び機能強化、文化財保存活用地域計画の作成並びに文化財保護法第183条の9に規定する協議会の設置が図られるよう、国の指針等においてその方向性を示すこと。

七、文化財保護の推進は我が国の観光基盤の拡充等に資することに鑑み、国際観光旅客税法（平成30年法律第16号）により創設される「国際観光旅客税」について、文化財を保存しつつ活用する取組の財源としても活用できるよう検討を行うなど、文化財保護の財源の更なる拡充に努めること。

右決議する。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(閣法第36号)

(衆議院 30.4.5可決 参議院 4.9農林水産委員会付託 5.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、共有者の一部を確知することができない農地について、農用地利用集積計画により農地中間管理機構に存続期間が20年を超えない賃借権等の設定をすることができることとするほか、農地について、その床面の全部がコンクリート等で覆われた農作物栽培高度化施設を設置して行う農作物の栽培を当該農地の耕作に該当するものとみなし、農地転用に当たらないこととする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業経営基盤強化促進法の一部改正

1 農用地利用集積計画の見直し

共有持分の過半を有する者の同意で足りるものとされている賃借権等の存続期間を20年に延長することとする。

2 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例の創設

イ 市町村長は、農用地利用集積計画（存続期間が20年を超えない賃借権等の設定を農地中間管理機構が受けることを内容とするものに限る。）を定める場合において、数人の共有に係る土地であってその2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有者不明農用地等」という。）があるときは、農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知することができないもの（以下「不確知共有者」という。）の探索を行うよう要請することができるものとする。

ロ 農業委員会は、イによる要請を受けた場合には、政令で定める方法により、不確知共有者の探索を行うものとする。

ハ 農業委員会は、イによる要請に係る探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないときは、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって知れているものの全ての同意を得て、市町村の定めようとする農用地利用集積計画によって農地中間管理機構が賃借権の設定を受ける旨等を公示するものとする。

- ニ 不確知共有者が一定の期間内にハによる公示に係る事項について異議を述べなかったときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意をしたものとみなすものとする。

二、農地法の一部改正

1 探索義務の内容の明確化

農業委員会が遊休農地の所有者等を確知することができない旨の公示を行うに当たっての農地の所有者等の探索については、その方法を政令で明確化することとする。

2 都道府県知事の裁定により設定される農地中間管理権等の存続期間の延長

遊休農地に関する都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に設定される農地中間管理権等の存続期間を20年に延長することとする。

3 底面がコンクリート等の農作物の栽培施設を農地に設置しても農地転用に該当しない旨の取扱い

イ 農作物の栽培の効率化又は高度化を図るための施設であって周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものを「農作物栽培高度化施設」として定めることとする。

ロ 農林水産省令で定めるところにより農業委員会に届け出て農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う行為は農地転用に該当しないものとし、農作物栽培高度化施設の用に供される農地については、農地法の規定を適用するものとする。

ハ 農業委員会は、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われていない場合には、当該農作物栽培高度化施設の用に供される土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべきことを勧告することができるものとする。

三、農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

農作物栽培高度化施設の用に供するために農地をコンクリート等で覆う行為は、都道府県知事等の開発許可を要しないものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】(30.5.10農林水産委員会議決)

農業生産の基盤である農地は、国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることを踏まえ、農地の利用の効率化及び高度化の促進が図られるよう、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 相続未登記農地の発生を防ぐため、相続等による権利取得に際しての農地法第3条の3の届出義務の周知を図るとともに、相続登記の重要性について啓発を図ること。また、相続未登記農地問題の抜本的解決に向けて、登記制度及び土地所有の在り方、行政機関相互での土地所有者に関する情報の共有の仕組み等について早期に検討を進め、必要な措置を講じること。

二 農作物栽培高度化施設に係る農林水産省令を定めるに当たっては、周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼさないよう当該施設の規模等について必要な基準を定めるとともに、農地の面的集積や農業の有する多面的機能の発揮への影響について考慮すること。また、現場における運用に当たり、混乱が生じないよう、基準は具体的に定めるとともに、農業委員会が適切に判断できるようきめ細かく方針を示すこと。加えて、施設の周囲や複数の施設を一体として扱うことによつて広範囲をコンクリート等で覆うことを許容するなど、法改正の趣旨を逸脱する運用が行われないようにすること。

三 底面をコンクリート等で覆った農作物栽培高度化施設の適正な利用を確保するため、農業委員会による利用状況調査、勧告等が適時に行われるようにすること。また、適切な利用が行われていない場合には、速やかに必要な是正措置が講じられるようにすること。

四 貸し出した農地に農作物栽培高度化施設が設置される農地の所有者には、民法上の手続き、当該施設が利用されなくなった場合に発生しうる責務などについて、必要な事項が伝わるよう体制

整備すること。

五 農業委員会が、共有者不明農用地等に係る不確知共有者の探索や農作物栽培高度化施設に係る業務を円滑に実施することができるよう、必要な支援及び体制整備を図ること。

右決議する。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案(閣法第37号)

(衆議院 30.5.10可決 参議院 5.14農林水産委員会付託 5.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、厚生年金保険との統合後もなお経過的に存続する農林漁業団体職員共済組合が行う特例年金給付の給付事務の合理化を図るため、当該特例年金給付に代えて、その現価に相当する額の特例一時金を支給する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特例一時金の支給

1 次に掲げる者に特例一時金を支給することとする。

イ この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において特例年金給付を受ける権利を有している者

ロ イに掲げる者以外の者であつて、施行日の前日において1年以上の旧農林漁業団体職員共済組合員期間を有しているもの

2 特例一時金の額は、次に掲げる額とすることとする。

イ 1のイに掲げる者にあつては、施行日の前日においてその者が受ける権利を有している同日の属する月の翌月以後の各月の分の特例年金給付の額の現価に相当する額を合計して得た額

ロ 1のロに掲げる者にあつては、施行日の前日においてその者が特例老齢農林年金の支給要件に該当しているとしたならばその者に支給されることとなる同日の属する月の翌月（同日においてその者が支給開始年齢に達していない場合にあつては、その者が支給開始年齢に達する日の属する月の翌月）以後の各月の分の特例老齢農林年金の額の現価に相当する額を合計して得た額

二、特例年金給付の廃止

特例年金給付を廃止することとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(30.5.17農林水産委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 本法の施行日の前日における特例年金給付の未裁定者が特例一時金の支給を受ける権利は、その支給事由が生じた日から5年を経過したときに時効によって消滅することから、本制度について十分な周知徹底を図ること。当該権利を有することとなる者であつて連絡先が不明のものについて、連絡先の特定等により請求につながるよう、特に配慮すること。

二 特例一時金の支給に要する財源については、組織変更等を行った農林漁業団体から特例業務負担金を徴収する根拠とするための指定法人化を適切に行うとともに、存続組合が農林漁業団体に特例業務負担金を長期前納させること等により、その確保ができるよう指導すること。

三 存続組合が解散に至るまで、一時的な事務量の増加等による要員不足等の問題に適切な対応を行うよう指導すること。

四 存続組合の解散時に在籍している職員について、当該職員の雇用の確保を適切に行うよう指導すること。

右決議する。

森林経営管理法案(閣法第38号)

(衆議院 30. 4. 19可決 参議院 5. 16農林水産委員会付託 5. 25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、責務

- 1 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならないこととする。
- 2 市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

二、市町村への経営管理権の集積

- 1 市町村は、その区域内の森林の全部又は一部について、経営管理の状況等を勘案して、経営管理権を集積することが必要かつ適当であると認める場合には、森林所有者の経営管理の意向調査を行い、又は森林所有者の申出を受けて、経営管理権集積計画を定めるものとする。その際、森林所有者及び使用収益権者の全部の同意を要することとする。
- 2 市町村が経営管理権集積計画を公告することにより、市町村に経営管理権が設定されることとする。

三、所有者不明森林等に係る経営管理権集積計画の作成手続の特例

- 1 次の場合には、市町村による探索、公告、都道府県知事による裁定など一定の手続を経ることにより、森林所有者から市町村に経営管理権を設定できることとする。
 - イ 共有者の一部が不明な場合
 - ロ 確知されている所有者が経営管理権集積計画に不同意の場合
 - ハ 所有者が不明な場合
- 2 1の手続により、経営管理権の設定を受けた森林所有者は、一定の場合にこれを取り消すことができることとする。
- 3 1の手続により設定される経営管理権の存続期間は、50年を限度とすることとする。

四、市町村による森林の経営管理

市町村は、経営管理権を取得した森林（経営管理実施権が設定されているものを除く。）について、経営管理を行う事業（以下「市町村森林経営管理事業」という。）を実施することとする。

五、民間事業者への経営管理実施権の配分

- 1 市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合には、都道府県が民間事業者を公募し、要件を満たす応募者として公表した者の中から、市町村が経営管理実施権を設定する民間事業者を選定し、経営管理実施権配分計画を定めるものとする。
- 2 市町村が経営管理実施権配分計画を公告することにより、民間事業者に経営管理実施権が設定されることとする。

六、都道府県による市町村の事務の代替執行

都道府県は、市町村森林経営管理事業等に関する事務の実施体制の整備その他の事情を勘案して、当該事務の全部又は一部を、市町村の名において行うことができることとする。

七、林業経営者に対する支援措置

- 1 国有林野事業における配慮等

国は、国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、林業経営者（五により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者をいう。以下同じ。）に委託するよう配慮するもの

とする。

2 独立行政法人農林漁業信用基金による助言等

独立行政法人農林漁業信用基金は、林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等の支援を行うことができることとする。

3 林業・木材産業改善資金の償還期間の特例措置を講ずることとする。

八、災害等防止措置命令

市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、周辺の環境を著しく悪化させる事態等の発生を防止するため、森林所有者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができるほか、自らこれを行うことができることとする。

九、施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】 (30.5.24農林水産委員会議決)

我が国の林業は、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代等により、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林が増加するなど、依然として厳しい状況にある。このような中、持続可能な森林経営に向けて、森林の管理の適正化及び林業経営の効率化の一体的な促進を図ることは、森林の有する多面的機能の発揮及び林業・山村の振興の観点から極めて重要である。また、森林吸収源対策に係る地方財源確保のため、平成31年度税制改正において創設するとされている森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、創設の趣旨に照らし、その使途を適正かつ明確にする必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 本法を市町村が運用するに当たって、「森林の多面的機能の発揮」「公益的機能の発揮」「人工林から自然林への誘導」「生物多様性の保全」について、十分に配慮するよう助言等の支援を行うこと。

二 経営管理権及び経営管理実施権の設定等を内容とする新たな森林管理システムが現場に浸透し、林業の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進が円滑に進むよう、都道府県及び市町村と協力して、不在村森林所有者を含む森林所有者、森林組合、民間事業者など、地域の森林・林業関係者に本法の仕組みの周知を徹底すること。また、経営管理実施権の設定に当たっては、超長期的な多間伐施業を排除することなく、市町村が地域の実情に応じた運用ができるものとする。

三 市町村が区域内の森林の経営管理を行うに当たっては、その推進の在り方について広く地域住民の意見が反映されるよう助言等の支援を行うこと。

四 経営管理実施権を設定した林業経営者に対して、市町村が指導監督体制の確立に努めるよう助言等の支援を行うこと。さらに、国は、民間事業者の健全な育成を図るため、森林に関する高度の知識、技術、経営に関する研修計画を企画し、実施すること。経営管理実施権の設定に当たっては、生産性（生産量）の基準だけでなく、作業の質、持続性、定着性、地域経済への貢献、労働安全などの評価基準も重視すること。

五 森林の育成には、林業労働力の確保・育成は不可欠であり、小規模事業者の経営者や従業員を含む林業就業者の所得の向上、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること。

六 所有者不明森林の発生を防ぐため、相続等による権利取得に際しての森林法第10条の7の2の届出義務の周知を図るとともに、相続登記等の重要性について啓発を図ること。また、所有者不明森林に係る問題の抜本的解決に向けて、登記制度及び土地所有の在り方、行政機関相互での土地所有者に関する情報の共有の仕組み等について早期に検討を進め、必要な措置を講ずること。

七 経営管理権集積計画の策定に当たり、まず前提となる森林法の趣旨にのっとった、林地台帳の整備、森林境界の明確化等に必要取組に対する支援を一層強化すること。

八 市町村が、市町村森林整備計画と調和が保たれた経営管理権集積計画の作成等の新たな業務を

円滑に実施することができるよう、フォレスタ一等の市町村の林業部門担当職員の確保・育成を図る仕組みを確立するとともに、林業技術者等の活用の充実、必要な支援及び体制整備を図ること。

九 市町村が、「確知所有者不同意森林」制度を運用するに当たって、森林所有者の意向等を的確に把握し、同意を取り付けるため十分な努力を行うよう助言等の支援を行うこと。

十 「災害等防止措置命令」制度の運用に資するよう、国は、災害等の防止と森林管理の関係についての科学的知見の蓄積に努めること。

十一 路網は、木材を安定的に供給し、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくために必要な造林、保育、間伐等の施業を効率的に行うために不可欠な生産基盤であることから、路網整備に対する支援を一層強化すること。なお、路網整備の方法によっては土砂災害を誘発する場合もあることから、特段の配慮をすること。

十二 森林資源の循環利用を図るため、新たな木材需要を創出するとともに、これらの需要に対応した川上から川下までの安定的、効率的な供給体制を構築すること。また、適正な森林管理の推進に向けて、その大きな支障の一つである鳥獣被害に係る対策を含め、主伐後の植栽による再造林、保育を確実に実施する民間事業者が選定されるよう支援するとともに、森林法による伐採後の造林命令など他の制度との連携・強化を図ること。

十三 自伐林家や所有者から長期的に施業を任されている自伐型林業者等は、地域林業の活性化や山村振興を図る上で極めて重要な主体の一つであることから、自伐林家等が実施する森林管理や森林資源の利用の取組等に対し、更なる支援を行うこと。

十四 地球温暖化防止のための森林吸収源対策に係る地方財源の確保のため創設するとされている森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、その趣旨に沿って、これまでの森林施策では対応できなかった森林整備等に資するものとし、その用途の公益性を担保し、国民の理解が得られるものとする。

右決議する。

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案(閣法第39号)

(衆議院 30. 4. 19可決 参議院 5. 16農林水産委員会付託 5. 25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、林業者の経営の改善発達に資するため、独立行政法人農林漁業信用基金の業務として森林経営管理法第46条の規定による支援業務を追加するとともに、同基金が行う債務の保証の対象者を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、林業信用保証業務に係る出資者に対する持分の払戻し

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、主務大臣が定める額の範囲内で、林業信用保証業務に係る政府及び都道府県以外の出資者に対して、その持分の全部又は一部を払い戻すことができることとする。

二、信用基金の業務の追加

信用基金は、他の業務の遂行に支障のない範囲内で、森林経営管理法により林業経営を行うための権利の設定を受けた民間事業者に対する経営の改善発達に係る助言等を行うことができることとする。

三、債務の保証の対象者の拡大

信用基金が債務の保証を行うことができる林業を営む会社の要件を緩和し、資本金の額又は出資の総額に係るものの上限を、現行の1,000万円から3億円に引き上げることとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。ただし、信用基金の業務の追加に係る規定は、森林経営管理法の施行の日から施行することとする。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(閣法第40号)

(衆議院 30.5.25可決 参議院 6.8農林水産委員会付託 6.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における食品等の流通の多様化に対応するため、卸売市場に関し、許認可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しを行うとともに、食品等に関し、流通の合理化を計画的に図る事業に対する支援、取引の適正化のための調査等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、卸売市場法の一部改正

1 目的の改正

目的規定に、卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場の認定に関する措置等を講ずることを定めることとする。

2 卸売市場に関する基本方針

農林水産大臣は、卸売市場の業務の運営、施設等に関する基本的な事項を明らかにするため、卸売市場に関する基本方針を定めることとする。

3 卸売市場の認定制度

農林水産大臣又は都道府県知事は、差別的取扱いの禁止、売買取引の条件及び結果の公表等の取引ルールを遵守し、適正かつ健全な運営を行うことができる卸売市場を、卸売市場に関する基本方針等に即して中央卸売市場又は地方卸売市場として認定することとする。

4 助成

国は、二二口の食品等流通合理化事業に関する計画の認定を受けた中央卸売市場の開設者に対し、予算の範囲内において、当該計画に従って行う当該中央卸売市場施設の整備に要する費用の10分の4以内を補助することができることとする。

二、食品流通構造改善促進法の一部改正

1 題名及び目的の改正

法律の題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改めるとともに、目的規定に、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化及び取引の適正化を図るための措置を講ずることを定めることとする。

2 食品等の流通の合理化のための措置

イ 農林水産大臣は、食品等流通合理化事業を実施しようとする者が講ずべき食品等の流通の効率化、品質・衛生管理の高度化等の措置を明らかにするため、食品等の流通の合理化に関する基本方針を定めることとする。

ロ 農林水産大臣は、食品等の流通の合理化に関する基本方針等に即して食品等流通合理化事業に関する計画を認定することとし、認定を受けた者は、その計画の実施に当たり、株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等の支援措置を受けることができることとする。

3 食品等の取引の適正化のための措置

農林水産大臣は、食品等の取引の状況等に関する調査を行い、当該調査の結果に基づき、食品等流通事業者に対する指導及び助言等の措置を講ずるとともに、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知することとする。

三、施行期日等

1 この法律は、一については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において、二については、一部規定を除いて、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、それぞれ政令で定める日から施行することとする。

2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、食品等の生産、流通及び消費の動向及び実態を踏まえ、農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する食品等

の流通構造の実現の観点から、改正後の卸売市場法及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定についてそれぞれ検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととする。

【附帯決議】 (30. 6. 14農林水産委員会議決)

卸売市場が生鮮食料品等の安定供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化と公正な取引環境の確保のための取組を進める中においても、その機能が引き続き十分に発揮できるよう、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 生鮮食料品等の安定供給等に重要な役割を果たしている卸売市場の公的機能が引き続き維持・発揮できるよう、卸売市場に対する指導・監督・検査・支援などの関与を適切に実施すること。
 - 二 各卸売市場における業務規程については、生産者や消費者にとって有益な取引環境を整備・確保する観点から、全ての取引参加者の意見を公平かつ十分に踏まえ、適切に策定されるようにするとともに、そのルールが適正に運用されるよう開設者に指導・助言すること。
 - 三 高い公共性を有する卸売市場として、引き続き公正な取引及び価格形成が図られるよう、一部業者を偏重しないことを旨とする差別的取扱いの禁止をはじめとする遵守事項の全ての取引参加者による遵守を開設者に徹底させること。農林水産大臣又は都道府県知事は、認定に当たり、開設者が取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有することを厳格に審査するとともに、運営実態の把握を行い、開設者を適切に指導・助言すること。
 - 四 各卸売市場における施設整備等に関し万全の対策を措置するとともに、指導等を通じて、卸売業者、仲卸業者等の適正な業務運営を確保すること。
 - 五 全国の小規模な産地や小売店等にとって必要な卸売市場が、引き続き公共性を確保し機能を発揮できるよう、地方自治体と連携し万全の対策を措置するとともに、合理化等の取組を促すこと。
 - 六 食品等の価格の合理的な形成を図るため、量販店等による優越的地位の濫用による買いたたきや不当廉売等について、監視を強化・徹底し、不公正な取引方法があると思料する場合には速やかに公正取引委員会に通知する等適切な措置を講じること。
 - 七 制度の運用及び見直しについては、規制改革推進会議等の意見は参考とするにとどめ、卸売市場が食品流通において重要な役割を果たしていることを前提に、生産者、流通業者、消費者等の意見や、食品等の取引の実態を踏まえて行うこと。
- 右決議する。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)

(衆議院 30. 6. 7可決 参議院 6. 13経済産業委員会付託 6. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「議定書」という。)の改正を踏まえ、気候に及ぼす潜在的な影響に配慮しつつオゾン層の保護を図るため、製造の規制等の措置を講ずる物質に特定物質代替物質を加える等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 題名の改正

題名を「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」から「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に改める。

二 目的の改正

法律の目的を、国際的に協力してオゾン層の保護を図るにあたり、気候に及ぼす潜在的な影響にも配慮するものとする。

三 特定物質代替物質の追加

製造等の規制の対象物質に、特定物質代替物質(特定物質に代替する物質であって地球温暖化に深刻な影響をもたらすものとして政令で定めるもの)を追加する。

四 基本的事項等の公表

経済産業大臣及び環境大臣は、議定書に基づき我が国が遵守すべき特定物質代替物質の種類ごとの生産量及び消費量の基準限度を定めて公表するものとする。

五 特定物質代替物質の製造等の規制

特定物質代替物質を製造しようとする者は、製造しようとする数量について、経済産業大臣の許可を受けなければならないものとし、特定物質代替物質を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の規定に基づく輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成28年10月15日に採択された議定書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。

【附帯決議】（30.6.19経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 モントリオール議定書キガリ改正の下で定められたハイドロフルオロカーボン（HFC）（以下「代替フロン」という。）の削減計画に即した確実な削減を実施するため、「代替フロン」の製造事業者等による対応のみならず、機器の製造事業者やその最終消費者も含めた全般的な理解と協力を得よう努めること。
- 二 特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることを証明するための制度を整備するとともに、この制度を活用できる環境の整備に努めること。
- 三 特定物質等の破壊量を生産量から控除する制度の実施については、我が国における特定物質等の過去の生産量及び使用量と市場に残された量（バンク）の膨大さから、今後地球温暖化係数（GWP）の低いフッ素系ガスの生産量がすべて相殺される事態になりかねず、本来の削減の目的に反するおそれがあることから、本来の目的である削減に資するよう慎重に検討し、運用すること。また、回収破壊量のダブルカウントの懸念、副生ガスなどの破壊による生産量水増しの懸念などについても考慮すること。
- 四 グリーン冷媒は、その評価に際しては、可燃性にとどまらず、人体及び環境への影響、分解後に拡散された場合の環境影響を客観的かつ多角的に評価するとともに、オゾン層保護及び地球温暖化防止のためにフロン類の中長期的な廃絶を目指して、更なる技術開発を支援すること。
- 五 特定物質等の生産量及び消費量は、可能な限り物質ごとに開示することとし、削減強化や自然冷媒転換に向けた幅広い議論を促すとともに、転換促進に向けた支援策を講ずること。
- 六 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律において、フロン類の使用規制強化に向けて指定製品の対象範囲の拡大や、指定製品の製造業者等の判断の基準において長期的な削減目標の設定を率先して行い、フロンの中長期的な廃絶に向けた具体的な削減ロードマップを描くこと。
- 七 「代替フロン」削減のインセンティブ政策の結果、「代替フロン」の生産総量が増加することのないよう、制度の運用に努めること。
右決議する。

古物営業法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（先議）

（参議院 30.4.2内閣委員会付託 4.6本会議可決 衆議院 4.17可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、古物営業の許可に関する規定の整備

1 許可単位の見直し

イ 古物営業の許可を、営業所又は古物市場の所在する都道府県ごとの公安委員会の許可から主たる営業所又は古物市場の所在する都道府県の公安委員会の許可に改める。

- ロ 古物商又は古物市場主は、主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称又は所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、届出書を提出しなければならない。
- ハ 古物商又は古物市場主は、許可申請事項（主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地を除く。）に変更があったときは、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、届出書を提出しなければならない。
- ニ ロ及びハの公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、ロ及びハの届出書の提出を当該公安委員会を経由して行うことができる。
- ホ 古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等がその古物営業に関しこの法律の規定等に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会は、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示し、又はその古物営業の許可を取り消し若しくはその古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- ヘ 公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内において古物営業を営むもの又はこれらの代理人等が当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関しこの法律の規定等に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示し、又は当該古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 欠格事由の追加

- イ 刑法第235条に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなくなった日から起算して5年を経過しない者を、古物商及び古物市場主の欠格事由に追加する。
- ロ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者を、古物商及び古物市場主の欠格事由に追加する。
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条の規定による命令等を受けた者であって、当該命令等を受けた日から起算して3年を経過しないものを、古物商及び古物市場主の欠格事由に追加する。

3 簡易取消しの新設

公安委員会は、古物商若しくは古物市場主の営業所若しくは古物市場の所在地を確知できないとき、又は当該古物商若しくは古物市場主の所在を確知できないときは、その事実を公告し、その公告の日から30日を経過しても当該古物商又は古物市場主から申出がないときは、その許可を取り消すことができる。

二、仮設店舗における営業の制限の緩和

- 1 古物商は、仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所を、その場所を管轄する公安委員会に届け出たときは、買い受け、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取ることができる。
- 2 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の仮設店舗に立ち入り、古物及び帳簿等を検査し、関係者に質問することができる。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一の2及び3並びに二の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案(閣法第43号) (先議)

(参議院 30. 4. 2農林水産委員会付託 4. 6本会議可決 衆議院 6. 20可決)

【要旨】

本法律案は、最近における都市農業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資するよう、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

都市農地（生産緑地地区の区域内の農地をいう。以下同じ。）の貸借の円滑化のための措置は、都市農地が自ら耕作の事業を行う者又は特定都市農地貸付け（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」という。）に規定する営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること等の要件を満たす貸付けをいう。以下同じ。）を行う者により有効に活用され、都市農業の安定的な継続が図られることを旨として、講ずることとする。

二、自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化

1 事業計画の認定

イ 都市農地について賃借権又は使用貸借による権利（以下「賃借権等」という。）の設定を受けようとする者は、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、市町村長に提出して、その認定を受けることができることとする。

ロ 市町村長は、イの認定の申請があった場合、その事業計画について、申請に係る耕作の事業の内容が、都市農業の有する機能の発揮に特に資するものと認められること等の要件に該当するものであるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。

2 認定都市農地の利用状況の報告

事業計画につき認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、毎年、認定に係る都市農地（以下「認定都市農地」という。）の利用状況について、市町村長に報告しなければならないこととする。

3 認定の取消し等

イ 市町村長は、認定事業者が認定を受けた事業計画（以下「認定事業計画」という。）に従って耕作の事業を行っていないと認める場合等には、認定事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとする。

ロ 市町村長は、認定事業者がイの勧告に従わなかった場合等には、農業委員会の決定を経て、認定を取り消すことができることとする。

4 農地法の特例

認定事業計画に従って認定都市農地について賃借権等が設定される場合には、農地法第3条第1項（農地の権利移動の制限）、第17条（法定更新）等の規定は、適用しないこととする。

5 報告徴収及び立入検査

市町村長は、認定事業者に対し、当該認定事業者の行う耕作の事業の実施状況について報告を求めることができるとともに、その職員に、認定都市農地、認定事業者の事務所その他の必要な場所に立ち入り、当該認定事業者の行う耕作の事業の実施状況等について検査させることができることとする。

三、特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化

1 地方公共団体及び農業協同組合以外の者であっても、都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨等を内容とする協定を都市農地の所有者及び市町村と締結しているものは、特定都市農地貸付けの用に供するため、都市農地の所有者から賃借権等の設定を受けることができることとする。

2 特定農地貸付法の準用

特定都市農地貸付けについては、特定農地貸付法の承認の規定を準用することとする。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

【附帯決議】(30.4.5農林水産委員会議決)

我が国の都市農業は、大消費地に新鮮な農産物を供給する機能に加え、防災、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農作業体験及び学習の場の提供等、多様な機能を有しており、これを十分に発揮させるためには、都市農地を適正に保全するとともに、その有効な活用を図っていくことが不可欠である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 事業計画の認定に係る基準を定めるに当たっては、地域の実情に応じた多様な取組を行うことができるようにすること。
- 二 認定都市農地の適正な利用を確保するため、耕作の事業等について、市町村による必要な援助が行われるよう、指導及び助言を行うこと。
- 三 認定都市農地の適正な利用が行われていない場合に、農業委員会による調査や指導、市町村長による勧告、認定の取消し等の適切な措置が執られるとともに、都市農地の適正な利用の継続に向けて、市町村による賃借権等の設定に関するあっせん等の取組が行われるよう、指導及び助言を行うこと。
- 四 市民農園は、都市において農作業体験を行うことができ、都市住民の需要も高い施設であることから、開設数の拡大等、一層の充実を図ること。また、農業体験農園についても、一層の振興を図ること。
- 五 都市農業の振興及び都市農地の保全については、関係省庁が連携を強化して取り組むこと。
- 六 市街化区域内農地の保全を図るために、生産緑地地区の指定が促進されるよう支援すること。右決議する。

建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第44号)(先議)

(参議院 30.4.4国土交通委員会付託 4.11本会議可決 衆議院 6.20可決)

【要旨】

本法律案は、最近における建築物をめぐる状況に鑑み、より合理的かつ実効的な建築規制制度を構築するため、木造建築物の耐火性能に係る制限の合理化、建築物の用途の制限に係る特例許可手続の簡素化、維持保全に関する計画等を作成すべき建築物の範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 老朽木造建築物の建替え等によって市街地の安全性を向上させるため、防火地域・準防火地域内における延焼防止性能の高い建築物に対して建蔽率を緩和するほか、建築物の安全性を確保するため、建築物の維持保全に関する計画等を作成すべき建築物の範囲を拡大することとする。
- 二 既存建築ストックの用途の変更による有効活用を推進するため、小規模の戸建て住宅等を他の用途に変更する場合において、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とすることとする。
- 三 木造建築物の整備の推進に資するため、耐火構造等とすべき木造建築物の対象を見直すとともに、規制を受ける場合についても、耐火構造以外の構造を可能とすることとする。
- 四 建築確認を要しない特殊建築物の範囲の拡大、既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政庁による指導及び助言、大規模建築物の区画に関する規制の合理化、用途制限に係る特例許可手続の簡素化、老人ホーム等に係る容積率制限の合理化、防火地域及び準防火地域内の建築物に関

する規制の合理化、仮設興行場等の仮設建築物の存続期間の延長、既存建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和、建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和等に関して、所要の規定の整備を行うこととする。

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案(閣法第45号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣その他関係事業者等を構成員とするサイバーセキュリティ協議会を組織するものとするとともに、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務をサイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務に追加する等の措置を講じようとするものである。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案(閣法第46号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講じようとするものである。

健康増進法の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 30.6.19可決 参議院 7.4厚生労働委員会付託 7.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。
- 二 何人も、第一種施設(学校、病院、児童福祉施設その他の政令で定める施設並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎をいう。)、第二種施設(第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の者が利用する施設をいう。)、喫煙目的施設及び旅客運送事業自動車等(以下、これらを合わせて「特定施設等」という。)においては、当該特定施設等の区分に応じて定める喫煙禁止場所で喫煙をしてはならない。第二種施設等の管理権原者は、厚生労働省令で定める基準に適合した室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができ、当該場所を定めようとするときは、必要な事項を記載した標識を掲示しなければならない。
- 三 特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に喫煙器具等を設置してはならず、20歳未満の者を喫煙専用室等に立ち入らせてはならない。
- 四 既存特定飲食提供施設(この法律の施行の際現に存する第二種施設のうち、飲食営業が行われる施設であって、一定の要件を満たすものをいう。)の管理権原者は、別に法律で定める日までの間、当該施設の屋内の全部又は一部の場所を喫煙をすることができる場所として定めることが

- でき、当該場所を定めようとするときは、必要な事項を記載した標識を掲示しなければならない。
- 五 第二種施設等の管理権原者は、当分の間、厚生労働省令で定める基準に適合した室を指定たばこ（たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいう。）のみの喫煙をすることができる場所として定めることができ、当該場所を定めようとするときは、必要な事項を記載した標識を掲示しなければならない。
- 六 この法律による改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- 七 この法律は、一部を除き、平成32年4月1日から施行する。

【附帯決議】（30.7.12厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、既存特定飲食提供施設に係る特例措置については、法施行後できる限り速やかに、当該施設における受動喫煙防止措置の実施状況に関する実態調査等を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 二、飲食提供施設に係る既存又は新規の区別については、現場の混乱を招くことのないよう、国が指針で判断基準を明確に示すべく、速やかに検討すること。
- 三、指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する調査研究を一層推進し、可能な限り早期に結論を得て、その結果に基づき、必要な措置を速やかに講ずること。
- 四、第一種施設のうち学校等子どもが主に利用する施設については、特定屋外喫煙場所の状況等の実態調査を行い、その結果に基づき、子どもの受動喫煙が生じることのないよう、敷地内完全禁煙の実施の可能性について早期に検討すること。
- 五、第二種施設等における喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室の技術的基準については、本法の施行日までに喫煙専用室等を設置する事業者の負担に鑑み、早期に示すこと。その際、喫煙専用室等から流出した煙による受動喫煙が生じないよう、環境工学等の専門家を含めた適切な委員構成の検討会の下で最新の科学的知見に基づいた基準を定めること。また、受動喫煙防止対策に積極的に取り組む中小事業者に対し、費用の助成や税制上の措置等の適切な支援策を講ずること。
- 六、喫煙可能店から禁煙店への変更を行うに当たっては、当該施設内が受動喫煙の生じない環境にあることを確認することができるよう、受動喫煙が生じない状態に至る状況を条件ごとに調査研究すること。
- 七、喫煙可能な場所等に掲示する標識については、望まない受動喫煙を防止する観点から、外国人を含む全ての人にとって分かりやすい標識とすること。また、標識の内容、大きさ、掲示場所等について早期に示すこと。
- 八、保健所の業務量の増大が見込まれることを踏まえ、保健所の体制の更なる充実・強化に努めること。また、運用における手続の簡素化を図るとともに、管理権原者による適切な退出命令の発出など受動喫煙防止対策の実効性を確保すること。
- 九、第二次健康日本21で示された成人の喫煙率の目標の確実な達成に向け、喫煙をやめたい人への禁煙支援等のたばこ対策の一層の推進を図るとともに、家庭における受動喫煙の機会を減少させるための取組や、妊産婦や未成年者の喫煙をなくすための取組を進めること。
- 十、従業員が望まない受動喫煙に遭わないようにするため、労使でしっかり話し合い、必要な措置が講ぜられるよう取り組むとともに、管理権原者等が20歳未満の者を喫煙可能な場所・空間に立ち入らせることのないよう、実効性ある措置を講ずること。
- 十一、FCTC枠組み条約が求めている「喫煙室のない屋内完全禁煙」実現に向け、課題の整理や周知・啓発に取り組むこと。
- 十二、個別の受動喫煙防止対策を実施する地方自治体と本法における喫煙・禁煙の区域等の違いで混乱が生じないよう、分かりやすい表示の徹底や、制度の広報・周知に取り組むとともに、地方自治体との情報共有・連携に努めること。
- 十三、受動喫煙防止対策により、結果として喫煙率の低下及びたばこ消費量の減少が考えられることから、たばこ関連産業で働く労働者の雇用等を注視し、その状況を見極め必要な対策を講ずること。

十四、本法律施行後5年を経過した場合の検討規定を踏まえ、本法の施行状況や受動喫煙防止対策の実施状況について取りまとめを行い、適切に公表すること。

右決議する。

水道法の一部を改正する法律案(閣法第48号)

(衆議院 30.7.5可決 参議院 7.19厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図るため、都道府県による水道基盤強化計画の策定、水道事業者等による水道施設台帳の作成、地方公共団体である水道事業者等が水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定する場合の許可制の導入、指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制の導入等の措置を講じようとするものである。

土地改良法の一部を改正する法律案(閣法第49号)

(衆議院 30.5.18可決 参議院 5.28農林水産委員会付託 6.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における農業・農村をめぐる状況の変化に鑑み、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員たる資格について定めるとともに、土地改良区の総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 組合員の資格交替の円滑化等

- 1 土地改良事業に参加する資格（以下「事業参加資格」という。）を貸借地の所有者から耕作又は養畜の業務を営む者へ交替する場合の農業委員会の承認を廃止し、申出によることとする。
- 2 農地中間管理機構が組合員たる資格を取得し、又は喪失した場合において、当該資格の得喪を土地改良区に通知したときは、農地中間管理機構以外の当事者についても資格得喪通知をしたものとみなすこととする。
- 3 土地改良区は、定款で定めるところにより、貸借地の所有者又は耕作若しくは養畜の業務を営む者であって、事業参加資格を有しないものを、准組合員として土地改良区に加入させることができることとし、准組合員は、総会に出席して意見を述べるができることとする。
- 4 土地改良区は、准組合員が、組合員の同意を得て賦課金等の一部を当該准組合員に賦課すべき旨を申し出たときは、当該准組合員に対して賦課徴収することとする。

二 土地改良施設の管理への参加

土地改良区は、定款で定めるところにより、地域住民を主たる構成員とする団体が土地改良施設の管理に関連する活動を行うものを、施設管理准組合員として土地改良区に加入させることができることとし、施設管理准組合員は、総会に出席して意見を述べるができることとする。

三 理事の資格要件の見直し

土地改良区（土地改良区連合を含む。五及び六において同じ。）の理事の定数の少なくとも5分の3は、原則として、組合員で、かつ、耕作又は養畜の業務を営む者でなければならないこととする。

四 総代会制度の見直し

- 1 総代会の設置要件を組合員の数が100人を超える土地改良区とするとともに、総代の定数を30人以上で定款で定めることとする。
- 2 総代の選挙について、選挙管理委員会による管理を廃止し、土地改良区の役員選挙に準じて土地改良区が行うこととする。
- 3 総代は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができることとする。
- 4 総代会において解散又は合併の決議があったときは、理事は、決議の内容を組合員に通知す

るとともに、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て総会の招集を請求したときは、総会を招集しなければならないこととする。

五 財務会計制度の見直し

- 1 土地改良区の監事のうち1人以上は、原則として、組合員等以外の者でなければならないこととする。
- 2 土地改良区及び土地改良事業団体連合会は、決算関係書類として、事業報告書、収支決算書及び財産目録のほか、原則として貸借対照表を作成することとし、決算関係書類について、監事の意見書を添付して総会に提出するとともに、総会の承認後、都道府県知事等への提出及び公表を行うこととする。

六 利水調整規程の策定

土地改良区は、農業用の用水施設の管理を行う場合には、農業用水の利用の調整に関する事項について、総会の議決を経て、利水調整規程を定めることとする。

七 土地改良区連合の業務の拡充

2以上の土地改良区は、土地改良事業のほか、土地改良区の事業の一部を行うため、土地改良区連合を設立することができることとする。

八 施行期日等

この法律は、平成31年4月1日から施行することとする。ただし、この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、理事及び監事の要件に係る三及び五の1の規定は、施行日から起算して4年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しないこととし、貸借対照表に係る五の2の規定は、施行日から起算して3年を経過した日以後に開始する事業年度から適用することとする。

【附帯決議】(30.5.31農林水産委員会議決)

農地・農業用水は、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源であり、農業・農村をめぐる状況が変化する中で、将来にわたって良好な営農条件を備えた農地・農業用水を確保していくためには、土地改良区の業務運営の適正化を図ることが必要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 土地改良法が事業参加資格者は耕作者とすることを原則としている趣旨を踏まえ、土地改良区の業務運営について、耕作者の意見が適切に反映されるよう、准組合員資格創設の趣旨について周知徹底すること。
- 二 財務会計制度の見直しに当たっては、複式簿記会計の円滑な導入が図られるよう、研修の実施等必要な支援を行うこと。
- 三 本法施行後5年を目途とした検討に当たっては、耕作者への資格交替の進展状況を踏まえ、地域ごとに土地改良区の適正な業務運営が確保されるよう、組合員資格の在り方の更なる見直しも含め必要な措置を講じること。

右決議する。

農薬取締法の一部を改正する法律案(閣法第50号)

(衆議院 30.6.1可決 参議院 6.4農林水産委員会付託 6.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬の規制に関する国際的動向等を踏まえ、再登録制度に代えて同一の有効成分を含む農薬について一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農薬の登録事項を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農薬の登録事項の追加等

- 1 農薬の登録事項として、次に掲げる事項を追加することとする。
 - イ 農薬原体の有効成分以外の成分の種類、含有濃度等

ロ 使用期限

ハ 使用に際して講ずべき被害防止方法

ニ 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨

- 2 農薬の登録の申請において、試験成績のうち農林水産省令で定めるものは、その信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に従って行われる試験によるものでなければならないものとする。
- 3 農薬の登録の申請をする者は、当該申請に係る農薬の農薬原体が、現に登録を受けている農薬の農薬原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等であるときは、農林水産省令で定めるところにより、提出すべき資料の一部を省略することができるものとする。
- 4 農林水産大臣は、登録の申請に係る農薬が、病虫害の防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの又は適用病虫害の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いものと認めるときは、当該申請に係る農薬についての審査を、他の農薬の審査に優先して行うように努めるものとする。

二、再評価等

- 1 農薬の登録を受けた者は、農林水産大臣が農薬の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したときは、当該指定に係る農薬について、農林水産大臣の再評価を受けなければならないものとする。
- 2 再評価は、同一の有効成分を含む農薬について、農林水産大臣が初めて当該有効成分を含む農薬に係る登録をした日から起算して農林水産省令で定める期間ごとに行うものとする。
- 3 農林水産大臣は、最新の科学的知見に基づく再評価又はその他の事由により、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがあると認めるとき等は、当該農薬につき、その登録に係る一部の事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができるものとする。
- 4 農林水産大臣は、農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集、整理及び分析を行うように努めるものとする。
- 5 農薬の登録の有効期間を廃止することとする。

三、その他

1 情報の公表等

イ 農林水産大臣は、農薬の安全性その他の品質に関する試験成績の概要、農薬原体の主たる成分その他の登録を受けた農薬に関する情報を公表するように努めるものとする。

ロ 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入する農薬について、登録の変更、失効又は取消しがあったときは、販売者及び農薬使用者に対し、その旨を周知するように努めるものとする。

2 農業資材審議会

農林水産大臣は、農薬の登録をしようとするとき等には、農業資材審議会の意見を聴かなければならないものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、一の1のロからニまでに係る規定については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】(30.6.7農林水産委員会議決)

農薬は、農産物の安定生産に必要な生産資材であるが、その販売・使用については最新の科学的知見を的確に反映し、安全性を向上させるとともに、人の健康や環境への影響を考慮し、安全かつ適正に使用していくことが不可欠である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 登録された農薬の再評価制度の実施に当たっては、農薬の安全性の更なる向上を図ることを旨として行うこと。また、農薬に係る関係府省の連携を強化し評価体制を充実するとともに、新規農薬の登録に遅延が生じないようにすること。

- 二 最新の科学的知見に基づく定期的再評価又は随時評価により、農作物等、人畜又は環境への安全性等に問題が生ずると認められる場合には、当該農薬につき、その登録の内容の変更又は取消しができるようにすること。また、定期的再評価の初回の評価については、可及的速やかに行うこと。
- 三 マイナー作物に使用できる農薬については、作物群を単位とした登録が可能な品目を増やすための作物のグループ化の動きを促進する等の必要な措置を充実させること。
- 四 良質かつ低廉な農薬の選択肢を広げるために、先発農薬の規格に係る情報を迅速かつ適切に公開し、ジェネリック農薬の開発・普及を促進すること。
- 五 農薬の登録制度の見直しにおいて、農薬メーカーの負担にも配慮し、農業者への良質かつ低廉な農薬の提供を推進すること。
- 六 生活環境動植物についてのリスク評価手法を早急に確立し、登録の際に必要な試験成績の内容等を速やかに公表すること。
- 七 試験に要する費用・期間の効率化や国際的な動物試験削減の要請に鑑み、定量的構造活性相関の活用等を含む動物試験の代替法の開発・活用を促進すること。
また、国内外の法制度で明記されている動物試験における3R（代替法活用、使用数削減、苦痛軽減）の原則に鑑み、不合理な動物実験の重複を避けるなど、3Rの有効な実施を促進すること。
- 八 安全な農産物の生産及び農薬使用者の安全を確保し、農薬による事故を防止するために、登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、貯蔵上又は使用上の注意事項等を農薬使用者にわかりやすい手法で表示及び情報提供が行われるよう措置し、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底を図ること。また、農薬使用の際に、農薬使用者及び農薬散布地の近隣住民に被害が出ないようにするため、農林水産大臣及び都道府県知事は防除業者を含む農薬使用者に対して十分な指導及び助言を行うこと。
- 九 非農耕地用除草剤が農薬として使用されないよう表示の徹底や販売店に対して十分な指導を行うこと。
- 十 制度の運用及び見直しについては、規制改革推進会議等の意見は参考とするにとどめ、農業生産の安定を図り、国民の健康を保護することを前提に、農業者等の農薬使用者、農薬の製造者・販売者、農産物の消費者等の意見や、農薬の使用実態及び最新の科学的知見を踏まえて行うこと。
右決議する。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第51号)

(衆議院 30.5.24可決 参議院 5.28経済産業委員会付託 6.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、エネルギーの使用の合理化の一層の促進を図るため、複数の事業者が一体的に又は連携して行うエネルギーの使用の合理化の取組に関する認定制度を創設し、これらの認定を受けた者に対する定期の報告等についての特例を設けるとともに、エネルギーの使用の合理化に取り組むべき貨物の荷主の範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 中長期的な計画の提出頻度の軽減
毎年度提出が義務付けられているエネルギーの使用の合理化のための中長期的な計画について、エネルギーの使用の合理化の取組が優良である事業者の提出頻度を軽減することができることとする。
- 二 複数の事業者が一体的に行うエネルギーの使用の合理化の取組に係る認定制度の創設
産業及び業務、運輸の各部門において、一定の資本関係にある等の密接な関係を有する複数の事業者が一体的にエネルギーの使用の合理化の取組を推進することについて経済産業大臣等の認定を受けた場合、その管理を統括する事業者が当該複数の事業者を代表して定期の報告等を一体

的に行うこととする。

三 複数の事業者が連携して行うエネルギーの使用の合理化の取組に係る認定制度の創設

- 1 産業及び業務、運輸の各部門において、複数の事業者が連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置に関する計画について経済産業大臣等の認定を受けた場合、各事業者は、定期の報告において、エネルギーの使用量のほか、当該認定に際して定めた算出の方法に基づいて複数の事業者間で分配したエネルギー使用量等を報告することとする。
- 2 経済産業大臣等は、複数の事業者が連携して行うエネルギーの使用の合理化を推進するために必要があると認めるときは、事業者が連携して行うエネルギーの使用の合理化の状況に関する調査を行い、その結果を公表することとする。

四 貨物の荷主の範囲の拡大と準荷主の定義の新設

- 1 荷主に関する現行の規定を改め、貨物の所有権を問わず契約等で輸送の方法を実質的に決定する事業者を荷主と定義することとする。
- 2 貨物の受取日時等の指示を行うことができる荷受側を準荷主と定義し、準荷主は、荷主が実施する措置によるエネルギーの使用の合理化に資するよう、当該指示を適切に行うよう努めなければならないこととする。

五 エネルギー管理士免状に関する事務

経済産業大臣は、エネルギー管理士免状に関する事務を指定試験機関に委託することができることとする。

六 罰則

複数の事業者が一体的に又は連携して行うエネルギーの使用の合理化の取組に関する認定制度等の創設に伴い、所要の罰則を追加することとする。

七 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(30.6.5経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 これまでの省エネルギー施策全体の実施状況を分野別及びエネルギー源別等多角的に分析し、施策の評価を行い、その評価の結果を的確に施策へ反映するとともに、責任ある将来のエネルギー像を策定した上で、CO₂の削減を図ること。
- 二 連携省エネルギー計画の認定に当たっては、連携する事業者が全体として省エネルギーを推進するという制度の趣旨に鑑み、計画を慎重に検証し、個々の事業者の省エネルギーの努力を妨げるのではなく、かつ、連携による効果のある計画のみを認定すること。併せて、既存のプラットフォームや企業間をつなぐコンサルテーションの活用等により、企業間の連携を促進すること。
- 三 省エネルギーの取組を促進する観点から、地域コジェネを含む熱利用の効率化を推進すること。また、AIやIoT等最新のIT技術を活用した省エネルギー技術を施策に積極的に取り込むとともに、省エネルギー投資促進策の充実に努めること。併せて、省エネルギーに積極的な企業の周知等により、省エネルギーへの取組が企業価値向上につながる社会環境を醸成すること。
- 四 試験及び講習を委託する機関の指定、役員の認可に当たっては、役員の構成が公務員退職者に偏ることなく、多様な経験を有する人材がバランスよく選任されているかに配慮すること。
- 五 連携省エネルギー計画の認定制度や荷主規制の運用等については、基準の明確化と適正な運用に努め、中小事業者等の実情に十分配慮するとともに、中小事業者等の省エネルギー取組支援に引き続き取り組むこと。

右決議する。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案(閣法第52号)

(衆議院 30.5.24可決 参議院 5.28国土交通委員会付託 6.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣及び法務大臣は、所有者不明土地（相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地）の利用の円滑化等に関する基本的な方針を定め、これを公表しなければならないこととする。
- 二 地域福利増進事業（地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るための公園、広場等の整備に関する公共的事業）を実施するため、特定所有者不明土地（簡易な構造で小規模なものを除いて建築物が存在せず、現に利用されていない所有者不明土地）であって反対する権利者がいないものについては、都道府県知事の裁定により、一定期間（上限10年間）の土地等使用権の設定を可能とする制度を創設することとする。
- 三 特定所有者不明土地で反対する権利者がいないものについて、土地収用法の収用手続の合理化を行うこととし、収用委員会ではなく、都道府県知事の裁定により土地の収用又は使用ができることとする。
- 四 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等の実施の準備のため土地所有者等を知る必要があるときは、その探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報を内部で利用することができることとする。
- 五 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等を実施しようとする者から土地所有者等関連情報の提供の求めがあったときは、その探索に必要な限度でこれを提供するものとし、国及び地方公共団体以外の者に対し提供しようとするときは、あらかじめ、本人の同意を得なければならないこととする。
- 六 登記官は、公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じ、土地の所有権の登記名義人に係る死亡事実の有無を調査した場合において、当該土地が特定登記未了土地（所有権の登記名義人の死亡後に相続登記等がされていない土地であって、公共の利益となる事業の円滑な遂行を図るため所有権の登記名義人となり得る者を探索する必要があるもの）に該当し、かつ登記名義人の死亡後10年以上30年以内において政令で定める期間を超えて相続登記等がされていないと認めるときは、登記名義人となり得る者を探索した上、職権で、登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記等がされていない土地である旨等を登記に付記することができることとする。
- 七 地方公共団体の長等は、所有者不明土地の適切な管理を図るため、家庭裁判所に対し、民法の規定による不在者の財産の管理についての必要な処分の命令又は相続財産の管理人の選任の請求をすることができることとする。
- 八 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（30.6.5国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 裁定主体である都道府県知事が地域福利増進事業者又は土地収用法に定める起業者となる場合には、裁定の透明性及び公平性が確保されるよう、必要な措置を講ずること。
- 二 現に所有者が不明となっている土地についての相続登記を促進するため、相続により土地の所有権を取得した者が当該土地の相続登記を行おうとする場合において、所有者不明土地の相続人の負担軽減を図ること。

- 三 所有者不明土地の発生を抑制するためには相続登記の促進が必要であることから、市町村から登記官に登記名義人の死亡の情報が伝達されるなど、登記官がその死亡事実を把握することができるようにして、共同相続人に遺産分割の協議や相続登記を促す仕組みを検討すること。
- 四 財産管理制度の円滑な利用を図るため、複数の土地共有者が不在者であるときは、不在者財産管理人は、複数の土地共有者を代理することができる仕組みを検討すること。
- 五 本法に基づく制度が効果的かつ適切・円滑に運用されるよう、丁寧で分かりやすいガイドライン等の整備、説明会の開催などを通じて、地方公共団体や関係する専門家等に対し制度を周知するとともに、所有者探索に有効な方策の情報共有に努めること。
- 六 所有者不明土地の発生抑制・解消に向けて、関係府省が一体となって土地に関する基本的な制度の在り方等について可能な限り早期に検討を行い、所要の措置を講ずるよう努めること。その際、土地の管理の放置を防ぐため、土地の所有権の放棄の在り方や使われのないまま放置されている土地の管理等に係る新たな「受け皿」づくりについても検討すること。
右決議する。

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案(閣法第53号)

(衆議院 30.5.29可決 参議院 6.6国土交通委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、船舶の再資源化解体の適正な実施を図り、あわせて二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「条約」という。）の的確な実施を確保するため、特別特定日本船舶の船舶所有者に有害物質一覧表の作成等を義務付けるとともに、特定船舶の再資源化解体の許可の制度、当該許可を受けた者による再資源化解体計画の作成及びその主務大臣による承認の制度並びに特定日本船舶の譲渡し等の承認の制度を設けること等により、船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特定日本船舶（総トン数が500トン以上の船舶（以下「特定船舶」という。）のうち、日本船舶又は本邦の各港間若しくは港のみを航行する外国船舶に該当するもの）であつて、我が国の排他的経済水域外において航行の用に供される特別特定日本船舶の船舶所有者は、有害物質一覧表を作成して国土交通大臣の確認を受けなければならないこととする。
- 二 特定船舶の再資源化解体（船舶の全部又は一部を製品の一部分として利用することができる状態にするために行う解体）を行おうとする者は、特定船舶の再資源化解体の用に供する施設ごとに、主務大臣（国土交通大臣、厚生労働大臣及び環境大臣）の許可を受けなければならないこととし、当該許可は、5年ごとにその更新を受けなければならないこととする。
- 三 再資源化解体業者は、再資源化解体を目的として特定船舶の譲受け等を行おうとするときは、当該特定船舶の再資源化解体計画を作成して主務大臣の承認を受けなければならないこととする。
- 四 特定日本船舶の船舶所有者は、再資源化解体を目的として当該特定日本船舶の譲渡し等を行おうとするときは、国土交通大臣の確認を受けなければならないこととする。
- 五 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を有害物質一覧表に係る確認又は特定日本船舶の譲渡し等の承認等をする者として登録することとし、登録を受けた者（船級協会）がした確認又は承認等は、国土交通大臣が確認又は承認等をしたものとみなすこととする。
- 六 船舶所有者、再資源化解体業者等に対する所要の監督規定を設けることとする。
- 七 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第54号)(先議)

(参議院 30.5.28内閣委員会付託 6.1本会議可決 衆議院 6.19可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲に関する事項
住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うこととし、関係法律の改正を行う。
- 二、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等に関する事項
地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律の改正を行う。
- 三、施行期日
この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

民法の一部を改正する法律案(閣法第55号)

(衆議院 30.5.29可決 参議院 5.30法務委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、成年となる年齢及び女の婚姻適齢をそれぞれ18歳とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 成年
年齢18歳をもって、成年とする。
- 二 婚姻適齢
 - 1 婚姻は、18歳にならなければ、することができない。
 - 2 未成年者の婚姻についての父母の同意を定めた規定(第737条)を削除する。
 - 3 未成年者の婚姻による成年擬制を定めた規定(第753条)を削除する。
- 三 養親となる者の年齢
20歳に達した者は、養子をすることができる。
- 四 施行期日
この法律は、原則として、平成34年4月1日から施行する。
- 五 関係法律の整備
この法律の施行に伴い、未成年者喫煙禁止法等の関係法律の規定を整備する。

【附帯決議】(30.6.12法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格別の配慮をすべきである。

- 一 成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大を防止するための法整備として、早急に以下の事項につき検討を行い、本法成立後2年以内に必要な措置を講ずること。
 - 1 知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)を創設すること。
 - 2 消費者契約法第3条第1項第2号の事業者の情報提供における考慮要素については、考慮要素と提供すべき情報の内容との関係性を明らかにした上で、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とすること。
 - 3 特定商取引法の対象となる連鎖販売取引及び訪問販売について、消費者委員会の提言を踏まえ、若年成人の判断力の不足に乗じて契約を締結させる行為を行政処分の対象とすること、又は、同行為が現行の規定でも行政処分の対象となる場合はこれを明確にするために必要な改正

を行うこと。

- 4 前各号に掲げるもののほか、若年者の消費者被害を防止し、救済を図るための必要な法整備を行うこと。
- 二 特定商取引法、割賦販売法、貸金業法その他の業法における若年成人の被害防止を含む消費者保護のための規制につき、所管官庁による違反事業者に対する処分等の執行の強化を図ること。
- 三 成年年齢の引下げに伴い若年者のマルチ商法等による消費者被害が拡大するおそれがあることから、それらの被害の実態に即した対策について検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 四 自立した消費者を育成するための教育の在り方を質量共に充実させるという観点から、以下の事項について留意すること。
 - 1 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に掲げた施策を、関係省庁で緊密に連携して着実に実施し、全国の高等学校・大学等における実践的な消費者教育の実施を図ること。
 - 2 外部講師や行政機関等と連携を進めたり、消費者教育を家庭科、社会科を始めとする教科等において実施したりするなど小学校・中学校・高等学校における教育を充実すること。
 - 3 18歳、19歳の若年者に対する大学・専門学校、職場、地域における消費者教育を充実すること。
 - 4 教員養成課程での消費者教育の強化など教員養成課程の改革を進めること。
 - 5 行政機関が学校教育以外でも積極的に消費者教育に取り組む体制を整備すること。
- 五 18歳、19歳の若年者の自立を支援する観点から、本法施行までに、以下の事項に留意した必要な措置を講ずること。
 - 1 成年年齢と養育費負担終期は連動せず未成熟である限り養育費分担義務があることを確認するとともに、ひとり親家庭の養育費確保に向けて、養育費の取決め等について周知徹底するなど必要な措置を講ずること。
 - 2 現在の社会経済情勢に見合った養育費算定基準について、裁判所における調査研究に協力すること。
 - 3 18歳、19歳の若年者においても個々の成熟度合いや置かれた環境に違いがあることを踏まえ、これらの若年者の成長発達を支援するために（特に児童福祉法上の自立支援が後退することがないように）必要な措置を講ずること。
- 六 18歳、19歳の若年者に理解されやすい形で周知徹底を図ること。
- 七 消費者被害防止のための啓発活動を実施する若者団体等の活動への支援を行い、成年年齢引下げに伴う若年消費者被害防止の社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること。
- 八 成年年齢引下げに向けた環境整備に向けた施策が実効性のあるものとなるよう「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」のメンバー等において、弁護士、教育関係者、消費生活相談員等を含む第三者の意見を十分に聴取すること。
- 九 若年者の消費者被害への相談体制の強化・拡充、情報提供、消費者教育の充実を実現するため、地方消費者行政について十分な予算措置を講ずること。
- 十 施行日までに、上記に掲げた措置が実施されているか、その措置が効果を上げているか、その効果が国民に浸透しているかについて、効果測定や調査を実施した上で検討し、その状況について随時公表すること。

右決議する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第56号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置とし

て、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ろうとするものである。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第57号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る道路運送車両法等の特例措置の追加等を行おうとするものである。

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(閣法第58号)

(衆議院 30.6.19可決 参議院 6.25法務委員会付託 7.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続が開始した場合における配偶者の居住の権利及び遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定の新設、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留分の減殺請求権の金銭債権化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 民法の一部改正

- 1 配偶者が、終身又は一定期間、無償で被相続人の財産に属した建物の使用及び収益をすることができる権利(配偶者居住権)を創設し、遺産分割又は遺贈により、これを取得することができることとする。
- 2 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、一定額については、他の共同相続人の同意を得ることなく、単独で払戻しをすることができる。
- 3 自筆証書遺言の要件を緩和し、自筆証書に相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については自書することを要しないこととする。
- 4 遺留分を侵害された者の権利の行使によって遺贈又は贈与の全部又は一部が当然に失効するとされている現行法の規律を見直し、遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることとする。
- 5 被相続人の親族で相続人以外の者が、被相続人の療養看護等を無償でしたことにより被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をした場合には、相続の開始後、相続人に対して金銭の支払を請求することができる。

二 家事事件手続法の一部改正

預貯金債権の仮分割の仮処分について遺産分割前の保全処分の要件を緩和するとともに、民法において新設する特別の寄与の制度に関する手続規定を設ける。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一の3については公布の日から起算して6月を経過した日、一の1については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(30.7.5法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 現代社会において家族の在り方が多様に変化してきていることに鑑み、多様な家族の在り方を尊重する観点から、特別の寄与の制度その他本法の施行状況を踏まえつつ、その保護の在り方について検討すること。
- 二 性的マイノリティを含む様々な立場にある者が遺言の内容について事前に相談できる仕組みを構築するとともに、遺言の積極的活用により、遺言者の意思を尊重した遺産の分配が可能となるよう、遺言制度の周知に努めること。

- 三 配偶者居住権については、これまでにない新たな権利を創設することになることから、その制度の普及を図ることができるよう、配偶者居住権の財産評価を適切に行うことができる手法について、関係機関と連携しつつ、検討を行うこと。
- 四 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の実効性を確保するため、遺言者の死亡届が提出された後、遺言書の存在が相続人、受遺者等に通知される仕組みを可及的速やかに構築すること。
- 五 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の信頼を高めるため、遺言書の保管等の業務をつかさどる遺言書保管官の適正な業務の遂行及び利便性の向上のための体制の整備に努めること。
- 六 今回の相続法制の見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、その周知徹底に努めること。
右決議する。

法務局における遺言書の保管等に関する法律案(閣法第59号)

(衆議院 30. 6. 19可決 参議院 6. 25法務委員会付託 7. 6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するため、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書の保管及び情報の管理を行う制度を創設するとともに、当該遺言書については、家庭裁判所の検認を要しないこととする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 遺言者は、法務局に、自筆証書による遺言書（無封のものに限る。）の保管を申請することができる。
- 二 遺言者は、遺言書を保管している法務局に対し、遺言書の返還又は閲覧を請求することができる。
- 三 一の申請及び二の請求は、遺言者が自ら法務局に出頭して行わなければならない。
- 四 何人も、法務局に対し、次に掲げる遺言書（その遺言者が死亡している場合に限る。）等について、その遺言書を保管している法務局の名称等（保管されていないときは、その旨）を証明する書面の交付を請求することができる。
 - 1 自己が相続人である被相続人の遺言書
 - 2 自己を受遺者又は遺言執行者とする遺言書
- 五 四の1及び2に規定する者は、当該1及び2の遺言書を保管している法務局に対し、その遺言書の閲覧を請求することができる。
- 六 四の1及び2に規定する者は、法務局に対し、当該1及び2の遺言書に係る画像情報等を証明した書面の交付を請求することができる。
- 七 法務局は、五の閲覧をさせ又は六の書面を交付したときは、相続人等（五又は六の請求をした者を除く。）に対し、遺言書を保管している旨を通知しなければならない。
- 八 法務局に保管されている遺言書については、検認に係る民法の規定の適用を除外する。
- 九 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(30. 7. 5法務委員会議決)

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(閣法第58号)と同一内容の附帯決議が行われている。

医療法及び医師法の一部を改正する法律案(閣法第60号) (先議)

(参議院 30. 4. 16厚生労働委員会付託 5. 18本会議可決 衆議院 7. 18可決)

【要旨】

本法律案は、地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生労働大臣は、臨床研修等修了医師の申請に基づき、当該者が、医師少数区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験等を有するものであることの認定をすることができる。
- 二 医師少数区域における医療の確保のために必要な支援を行う病院等の開設者は、地域医療の提供に影響を与える場合等を除き、一の認定を受けた臨床研修等修了医師に、これを管理させなければならない。
- 三 都道府県が医療計画において定めるものとされている事項に、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項、医師の確保に関する事項、医師少数区域等の設定に関する事項等を追加する。
- 四 都道府県は、地域医療対策協議会において、医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調った事項について、公表しなければならない。
- 五 都道府県は、対象区域ごとに関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、外来医療に係る医療提供体制の状況に関する事項等について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとする。
- 六 臨床研修病院の指定権限を都道府県知事に移譲するとともに、都道府県知事は、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、医師少数区域における医師の数の状況に配慮した上で、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。
- 七 医学芸術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴いた厚生労働大臣の意見を聴かななければならない。
- 八 都道府県知事は、病院の開設等の許可の申請があった場合において、構想区域における病床の数が、当該構想区域における将来の病床数の必要量の合計に既に達している等と認めるときは、必要な手続を経た上で、申請者（公的医療機関等に限る。）に対し、病院の開設等の許可を与えないことができる。
- 九 この法律は、平成31年4月1日から施行する。ただし、四、七及び八は公布の日から、一、二及び六は平成32年4月1日から施行する。

【附帯決議】（30.5.17厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、医師偏在対策を進めるに当たっては、医療の高度化と専門分化、医療安全対策、医師の働き方改革、新たな専門医制度など、今後の医療の供給に影響を与え得る事項を総合的に勘案した上で、関係者の意見を尊重しながら、実効性ある対策を継続的に講ずること。
- 二、地域における医療提供体制の確保については、居住する地域によって受けることができる医療に格差が生じないよう配慮し、医療従事者の過度の負担に依存するのではなく、限りある医療資源を有効に活用するとともに、その課題認識が社会において共有されるよう必要な対策を講ずること。
- 三、病院勤務医の夜間・休日勤務や待機時間の実態を調査した上で、医師等の過労死・過労自殺等を防止する観点から、医師の地域偏在解消に向けた対策を強力に推進するとともに、「医師の働き方改革に関する検討会」において取りまとめられた「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」の周知・徹底を図ること。
- 四、大学病院の大半が高度の医療の提供等を目的とする特定機能病院であることに鑑み、勤務する医師が経営上の観点から本来担うべき役割に専念できないような事態が生じないよう、大学病院に対する財政上の措置を含む適切な支援を行うこと。
- 五、医師が不足している地域においては看護師等の医療従事者も不足していることが多いと考えら

れることから、当該地域においては医師以外の医療従事者の実効性ある確保策も同時に講ずること。

六、医師少数区域等で勤務した医師に対する認定の創設に当たっては、認定を受けた医師や医師派遣の要請に応じて医師を派遣する病院に対する効果的な経済的インセンティブの付与について検討すること。

七、都道府県が医師少数区域等を設定するための医師偏在指標を定めるに当たっては、地域住民の年齢構成の推移、患者の流入の状況、昼夜人口の変化など、地域の実情やニーズを適切に反映する客観的なデータを用いて検討を行うこと。

八、都道府県の地域医療対策協議会の機能強化及び外来医療の提供体制を協議する場の新設に当たっては、地域医療構想調整会議等の既存の会議と並立して非効率に陥ることのないよう配慮し、都道府県に対して既存の会議との一体的な運用を促すこと。

九、医師偏在対策は大学医学部における医師養成段階から実施すべきものであることから、厚生労働省と文部科学省が連携して具体的施策を検討し、実施すること。

十、医師偏在対策に携わる都道府県職員が医療政策に精通し、医師養成を行う大学や地域の医療機関等と協力・連携しながら地域の実情に即した対策を進めることができるよう、都道府県に対し適切な支援を行うこと。

十一、地域における外来医療の需要は短時間で大きく変化し得ることから、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項について行う調査、分析及び評価は、地域の実情に即し、6年を待たず都道府県が主体的に実施できるようにすること。

十二、離島や山間部等の、医師が不足している地域や病院へのアクセスに困難を伴う地域の医療においては、遠隔医療が大きな役割を果たすことから、遠隔医療に係る規制や仕組みの在り方について、安全・安心の確保を前提に検討を行うこと。

右決議する。

食品衛生法等の一部を改正する法律案(閣法第61号) (先議)

(参議院 30. 4. 9厚生労働委員会付託 4. 13本会議可決 衆議院 6. 7可決)

【要旨】

本法律案は、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案に対処するための広域連携協議会の設置、国際標準に即して事業者自らが重要工程管理等を行う衛生管理制度の導入、特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出制度の創設、安全性を評価した物質のみを食品用器具・容器包装に使用可能とする仕組みの導入等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国及び都道府県等は、食中毒患者等の広域にわたる発生等の防止のため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。また、厚生労働大臣は、国、都道府県等その他関係機関により構成される広域連携協議会を設けることができ、緊急を要する場合において、当該協議会を開催し、必要な対策について協議を行うよう努めなければならない。

二 厚生労働大臣は、営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置について、厚生労働省令で、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組(小規模な事業者その他の政令で定める営業者にあつては、その取り扱う食品の特性に応じた取組)に関する基準を定めるものとする。

三 食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を要する成分等であつて、厚生労働大臣が指定したものを含む食品を取り扱う営業者は、その食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、当該情報を、遅滞なく、都道府県知事等に届け出なければならない。

四 食品用器具又は容器包装には、政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質について、含有等が許容される量が厚生労働大臣が定める規格に定められていないものは、使用して

はならない。

- 五 営業者が、食品衛生法の規定等に違反し、又は違反するおそれがあるとしてその製造、販売等を行った食品等を回収するときは、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事等に届け出なければならない。
- 六 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、五は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（30.4.12厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、広域的な食中毒事案への対応に当たっては、感染症部局、農林水産部局を含めた関係機関の連携、運営、緊急時の対応、情報の共有・発信等の方法について指針を示すなど、広域連携協議会が効果的に機能するよう、必要な措置を講ずること。
 - 二、HACCPに沿った衛生管理の制度化に向け、丁寧な情報提供及び周知の徹底を行うこと。特に、取り扱う食品の特性に応じた取組を実施することとなる営業者に関しては、早期にその対象事業者を明らかにするとともに、食品等営業者の多くが経営基盤の弱い中小事業者である実情に鑑み、十分な準備期間を設け、その取組に新たなコスト負担が生じることのないよう万全を期するとともに、HACCPに基づく衛生管理と同等の水準が確保されるよう十分な支援を行うこと。
 - 三、いわゆる「健康食品」による健康被害の防止の観点から、製造工程管理による安全性確保の徹底等、製造段階における危害発生防止対策を強化するとともに、「健康食品」一般に関する正しい知識の普及啓発に努めること。また、テレビ等を通じた無店舗販売の増加の状況に鑑み、広告表示の在り方等を含め、適切な措置の検討を行うこと。さらに、健康被害を生じた消費者が医療機関を受診する際に、「健康食品」の使用の有無を確認する方策について、検討を行うこと。
 - 四、食品用器具・容器包装におけるポジティブリスト制度の導入に当たっては、食品健康影響評価を踏まえた規格基準を計画的に策定する等、法の円滑な施行に万全を期すこと。また、合成樹脂以外の材質についても、リスクの程度や国際的な動向を踏まえ、ポジティブリスト化について検討すること。
 - 五、食品の自主回収情報の届出・報告については、事務手続の効率化や迅速な情報提供につながるよう、全国共通のシステムの構築を図ること。また、アレルギー、消費期限等安全性に関わる食品表示法違反による回収情報の届出の義務化についても早急に検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
 - 六、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に当たっては、都道府県等及び事業者の負担を考慮し、その申請・届出に当たり簡便な手続の仕組みを構築すること。
 - 七、本法の円滑な実施のため、都道府県等における食品衛生行政の体制強化及び充実に努め、食品衛生監視員の人員の確保等を始めとした必要な措置を講ずること。
 - 八、食品の安全を高める観点から、食品添加物の指定については、国際標準との整合性を考慮しつつ、国民の健康の保護を最優先に、科学的根拠に基づきリスク評価及びリスク管理を行うこと。また、遺伝子組換え食品に関しては、「遺伝子組換えでない」表示の要件の厳密化を図るとともに、ゲノム編集技術等、新たな育種技術を活用した食品の規制の在り方について検討すること。
- 右決議する。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)

(衆議院 30.5.24可決 参議院 6.1内閣委員会付託 6.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴い、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の規定の整備を行おうとするも

のであり、その主な内容は次のとおりである。

一、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正

1 題名の改正

法律の題名を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改める。

2 施行期日の改正

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律は、一部を除き、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

3 その他所要の改正を行う。

二、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】(30.6.28内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 T P P に対する国民の不安・懸念を払拭するため、引き続き、その内容及び経済効果について情報の提供に努めるとともに、国内対策に係る取組について周知を図ること。また、情報の提供等に当たっては分かりやすく整理して、丁寧に説明すること。

二 農林水産物の生産額への影響試算を含むT P P の経済効果分析については、他のT P P 参加国における試算例や各県の試算例も参考として、より精緻なものとなるよう、見直しに努めること。

三 T P P 協定附属書に規定する7年後の再協議においても、我が国の農林水産業が引き続き再生産が可能となることを基準として協議に臨み、我が国の国益に反するような合意は一切行わないこと。また、米国の参加を前提として設定された乳製品等の関税割当ての枠数量及び牛肉等のセーフガード発動基準数量については、T P P 11協定の規定に基づき、必要な場合には適切に対応すること。

四 世界的に保護主義の台頭への懸念が強まる中、諸外国の活力を我が国の成長に取り込むとともに、自由かつ公正な貿易の推進・深化及び我が国の生産ネットワークの強化に資するため、広くアジア地域における経済連携協定の推進はもとより、多角的自由貿易体制の強化・再構築に向けて、世界第3位の経済大国として、積極的にリーダーシップを発揮すること。

五 米国との経済対話や「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議(F F R)」においては、T P P の合意水準を上回る米国からの要求は断固として拒絶し、我が国の国益に反するような合意は決して行わないこと。

右決議する。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(閣法第63号)

(衆議院 30.5.31修正議決 参議院 6.4厚生労働委員会付託 6.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国は、労働に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針を定めなければならない。

二 使用者は、過半数労働組合等との協定で定めるところにより、1箇月45時間及び1年360時間の限度時間を超えない時間に限り労働時間を延長して労働させることができる。当該協定により臨時的に限度時間を超えて時間外労働等をさせる場合であっても、1箇月100時間未満であること等一定の要件を満たすものとしなければならない。これに違反した使用者には所要の罰則を科すものとする。

三 中小事業主に対する1箇月について60時間を超える時間外労働に対する通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金の支払義務の適用猶予に係る規定を廃止する。

- 四 使用者は、一定の労働者に対し年5日の年次有給休暇を時季指定し、与えなければならない。
- 五 職務の内容が明確で、年収が基準年間平均給与額の3倍の額を相当程度上回る者（以下「対象労働者」という。）を使用者が本人の同意の下、健康確保措置等を講じ、労使委員会の決議等法令に定める手続を経て、高度の専門的知識を必要とする等の業務に就かせたときは、労働基準法第4章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は適用しない。
- 六 勤務間インターバルの努力義務の創設や、産業医・産業保健機能の強化等を行う。
- 七 短時間労働者、有期雇用労働者及び派遣労働者について、不合理な待遇や差別的取扱いの禁止等に係る規定を整備するとともに、通常の労働者との間の待遇の相違の内容、理由等を説明することを事業主に義務付けるほか、行政による裁判外紛争解決手続の整備等を行う。
- 八 この法律は、一部を除き、平成31年4月1日から施行する。

なお、衆議院において、五の対象労働者に係る同意の撤回に関する手続を労使委員会の決議事項とすること、国は中小企業における取組が円滑に進むよう関係者間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとして、事業主が他の事業主との取引を行う場合において配慮をするよう努めなければならないこととして著しく短い期限の設定等を行わないことを追加すること等の修正が行われた。

【附帯決議】（30.6.28厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、労働時間の基本原則は、労働基準法第32条に規定されている「1日8時間、週40時間以内」であって、その法定労働時間の枠内で働けば、労働基準法第1条が規定する「人たるに値する生活を営む」ことのできる労働条件が実現されることを再確認し、本法に基づく施策の推進と併せ、政府の雇用・労働政策の基本としてその達成に向けた努力を継続すること。
- 二、働き過ぎによる過労死等を防止するため、労使合意に基づいて法定労働時間を超えて仕事をすることができる時間外労働時間の上限については、時間外労働の上限規制が適用される業務だけでなく、適用猶予後の自動車の運転業務や建設事業等についても、時間外労働の原則的上限は月45時間、年360時間であり、労使は三六協定を締結するに際して全ての事業場がまずはその原則水準内に収める努力をすべきであること、休日労働は最小限に抑制すべきことについて指針に明記し、当該労使に周知徹底を図るとともに、とりわけ中小企業に対し、その達成に向けた労使の取組を政府として適切に支援すること。
- 三、労使が年720時間までの特例に係る協定を締結するに当たっては、それがあくまで通常予見できない等の臨時的事態への特例的対応であるべきこと、安易な特例の活用は長時間労働の削減を目指す本法の趣旨に反するもので、具体的な事由を挙げず、単に「業務の都合上必要なとき」又は「業務上やむを得ないとき」と定めるなど恒常的な長時間労働を招くおそれがあるもの等については特例が認められないこと、特例に係る協定を締結する場合にも可能な限り原則水準に近い時間外労働時間とすべきであることを指針等で明確化し、周知徹底するとともに、都道府県労働局及び労働基準監督署において必要な助言指導を実施すること。
- 四、特例的延長の場合においては、時間外労働時間の設定次第では4週間で最大160時間までの時間外労働が可能であり、そのような短期に集中して時間外労働を行わせることは望ましくないことを周知徹底すること。
- 五、事業主は、特例の上限時間内であってもその雇用する労働者への安全配慮義務を負うこと、また、脳・心臓疾患の労災認定基準においては発症前1箇月間の時間外・休日労働がおおむね100時間超又は発症前2箇月間から6箇月間の月平均時間外・休日労働がおおむね80時間超の場合に業務と発症との関連性が強いと評価されることに留意するよう指針に定め、その徹底を図ること。
- 六、時間外労働時間の上限規制が5年間、適用猶予となる自動車運転業務、建設事業、医師については、その適用猶予期間においても時間外労働時間の削減に向けた実効性ある取組を関係省庁及び関係団体等の連携・協力を強化しつつ、推し進めること。
- 七、自動車運転業務の上限規制については、5年の適用猶予後の時間外労働時間の上限が休日を含まず年960時間という水準に設定されるが、現状において過労死や精神疾患などの健康被害が最

も深刻であり、かつそのために深刻な人手不足に陥っている運輸・物流産業の現状にも鑑み、決して物流を止めてはいけないという強い決意の下、できるだけ早期に一般則に移行できるよう、関係省庁及び関係労使や荷主等を含めた協議の場における議論を加速し、猶予期間においても、実効性ある実労働時間及び拘束時間削減策を講ずること。また、5年の適用猶予後に一般則の適用に向けた検討を行うに当たっては、一般則の全ての規定を直ちに全面的に適用することが困難な場合であっても、一部の規定又は一部の事業・業務についてだけでも先行的に適用することを含め検討すること。

八、自動車運転業務については、過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること。また、改善基準告示の見直しに当たっては、トラック運転者について、早朝・深夜の勤務、交代制勤務、宿泊を伴う勤務など多様な勤務実態や危険物の配送などその業務の特性を十分に踏まえて、労働政策審議会において検討し、勤務実態等に応じた基準を定めること。

九、改正労働基準法第140条第1項の遵守に向けた環境を整備するため、荷主の理解と協力を確保するための施策を強力に講ずるなど、取引環境の適正化や労働生産性の向上等の長時間労働是正に向けた環境整備に資する実効性ある具体的取組を速やかに推進すること。

十、医師の働き方改革については、応召義務等の特殊性を踏まえ、長時間労働等の勤務実態を十分考慮しつつ、地域における医療提供体制全体の在り方や医師一人一人の健康確保に関する視点を大切にしながら検討を進めること。

十一、教員の働き方改革については、教員の厳しい勤務実態や学校現場の特性を踏まえつつ、ICTやタイムカード等による勤務時間の客観的な把握等適正な勤務時間管理の徹底、労働安全衛生法に規定された衛生委員会の設置及び長時間勤務者に対する医師の面接指導など、長時間勤務の解消に向けた施策を推進すること。また、学校における三六協定の締結・届出等及び時間外労働の上限規制等の法令遵守の徹底を図ること。

十二、本法による長時間労働削減策の実行に併せ、事業主が個々の労働者の労働時間の状況の把握を徹底し、かつその適正な記録と保存、労働者の求めに応じた労働時間情報の開示を推奨することなど、実効性ある改善策を講じていくこと。

十三、本法において努力義務化された勤務間インターバル制度について、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るために有効な制度であることに鑑み、好事例の普及や労務管理に係るコンサルティングの実施等、その導入促進に向けた具体的な支援策の展開を早急に実施するとともに、次回の見直しにおいて義務化を実現することも目指して、そのための具体的な実態調査及び研究等を行うこと。なお、1日当たりの休息時間を設定するに際しては、我が国における通勤時間の実態等を十分に考慮し、真に生活と仕事との両立が可能な実効性ある休息時間が確保されるよう、労使の取組を支援すること。

十四、年次有給休暇の取得促進に関する使用者の付与義務に関して、使用者は、時季指定を行うに当たっては、年休権を有する労働者から時季に関する意見を聴くこと、その際には時季に関する労働者の意思を尊重し、不当に権利を制限しないことを省令に規定すること。また、労働基準監督署は、違反に対して適切に監督指導を行うこと。

十五、時間外労働時間の上限規制の実効性を確保し、本法が目指す長時間労働の削減や過労死ゼロを実現するためには、三六協定の協議・締結・運用における適正な労使関係の確保が必要不可欠であることから、とりわけ過半数労働組合が存在しない事業場における過半数代表者の選出をめぐる現状の課題を踏まえ、「使用者の意向による選出」は手続違反に当たること、及び、使用者は過半数代表者がその業務を円滑に推進できるよう必要な配慮を行わなければならない旨を省令に具体的に規定し、監督指導を徹底すること。また、使用者は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない旨の省令に基づき、その違反に対しては厳しく対処すること。

十六、裁量労働制の適用及び運用の適正化を図る上で、専門業務型においては過半数労働組合又は

過半数代表者、企画業務型においては労使委員会の適正な運用が必要不可欠であることから、前項の過半数代表の選出等の適正化に加え、労使委員会の委員を指名する過半数代表の選出についても同様の対策を検討し、具体策を講ずること。

十七、特に、中小企業・小規模事業者においては、法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分でない事業者が数多く存在すると考えられることを踏まえ、行政機関の対応に当たっては、その労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえて必要な配慮を行うものとする。

十八、裁量労働制については、今回発覚した平成25年度労働時間等総合実態調査の公的統計としての有意性・信頼性に関わる問題を真摯に反省し、改めて、現行の専門業務型及び企画業務型それぞれの裁量労働制の適用・運用実態を正確に把握し得る調査手法の設計を労使関係者の意見を聴きながら検討し、包括的な再調査を実施すること。その上で、現行の裁量労働制の制度の適正化を図るための制度改革案について検討を実施し、労働政策審議会における議論を行った上で早期に適正化策の実行を図ること。

十九、長時間労働の歯止めがないとの指摘を踏まえ、高度プロフェッショナル制度を導入するに当たっては、それが真に働く者の働きがいや自由で創造的な働き方につながる制度として運用され、かつそのような制度を自ら希望する労働者にのみ適用されなければならないことに留意し、この制度創設の趣旨にもとるような制度の誤用や濫用によって適用労働者の健康被害を引き起こされるような事態を決して許してはいけないことから、制度の趣旨に則った適正な運用について周知徹底するとともに、使用者による決議違反等に対しては厳正に対処すること。

二十、高度プロフェッショナル制度の適用労働者は、高度な専門職であり、使用者に対して強い交渉力を持つ者でなければならないという制度の趣旨に鑑み、政府は省令でその対象業務を定めるに当たっては対象業務を具体的かつ明確に限定列挙するとともに、法の趣旨を踏まえて、慎重かつ丁寧な議論を経て結論を得ること。労使委員会において対象業務を決議するに当たっても、要件に合致した業務が決議されるよう周知・指導を徹底するとともに、決議を受け付ける際にはその対象とされた業務が適用対象業務に該当するものであることを確認すること。

二十一、前項において届出が受け付けられた対象業務について、制度創設の趣旨に鑑み、使用者は始業・終業時間や深夜・休日労働など労働時間に関わる働き方についての業務命令や指示などを行ってはならないこと、及び実際の自由な働き方の裁量を奪うような成果や業務量の要求や納期・期限の設定などを行ってはならないことなどについて、省令で明確に規定し、監督指導を徹底すること。

二十二、高度プロフェッショナル制度の対象労働者の年収要件については、それが真に使用者に対して強い交渉力のある高度な専門職労働者にふさわしい処遇が保障される水準となるよう、労働政策審議会において真摯かつ丁寧な議論を行うこと。

二十三、高度プロフェッショナル制度を導入する全ての事業場に対して、労働基準監督署は立入調査を行い、法の趣旨に基づき、適用可否をきめ細かく確認し、必要な監督指導を行うこと。

二十四、今般の改正により新設される労働時間の状況の把握の義務化や、高度プロフェッショナル制度における健康管理時間の把握について、事業主による履行を徹底し、医師による面接指導の的確な実施等を通じ、労働者の健康が確保されるよう取り組むこと。

二十五、高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者の健康確保を図るため、「健康管理時間」は客観的な方法による把握を原則とし、その適正な管理、記録、保存の在り方や、労働者等の求めに応じて開示する手続など、指針等で明確に示すとともに、労働基準監督署は、法定の健康確保措置の確実な実施に向けた監督指導を適切に行うこと。

二十六、高度プロフェッショナル制度適用労働者やその遺族などからの労災申請があった場合には、労働基準監督署は、当該労働者の労働時間の把握について徹底した調査を行う等、迅速かつ公正な対応を行うこと。

二十七、高度プロフェッショナル制度に関し、それが真に制度の適用を望む労働者にのみ適用されることを担保するためには、本人同意の手続の適正な運用が重要であることから、提供されるべ

き情報や書面での確認方法を含め、本人同意に係る手続の要件等について指針等において明確に規定するとともに、本人同意が適正に確保されることについて決議の届出の際に労働基準監督署において確認すること。また、使用者に対して、同意を得る際には不同意に対していかなる不利益取扱いもしてはならないこと、労働者が同意を撤回する場合の手続についても明確に決議した上で、同意の撤回を求めた労働者を速やかに制度から外すとともに、いかなる不利益取扱いもしてはならないことについて、周知徹底し、監督指導を徹底すること。

二十八、高度プロフェッショナル制度においても、使用者の労働者に対する安全配慮義務は課されることを踏まえ、労働基準監督署は、高度プロフェッショナル制度適用労働者の健康管理時間の把握・記録に関して、当該使用者に対して、適切な監督指導を行うこと。

二十九、高度プロフェッショナル制度を導入するに当たっての労使委員会における決議については、その制度創設の趣旨に鑑み、有効期間を定め、自動更新は認めないことを省令等において規定すること。加えて、本人同意については、対象労働者としての要件充足を適正に確認するためにも、短期の有期契約労働者においては労働契約の更新ごと、無期又は1年以上の労働契約においては1年ごとに合意内容の確認・更新が行われるべきであることを指針に規定し、監督指導を徹底すること。

三十、高度プロフェッショナル制度の具体的な実施の在り方については、多くの事項が省令に委任されていることから、委員会審査を通じて確認された立法趣旨や、本附帯決議の要請内容を十分に踏まえ、労働政策審議会における議論を速やかに開始し、省令等に委任されている一つ一つの事項について十分かつ丁寧な審議を行い、明確な規定を設定するとともに、対象事業主や労働者に対して十分な周知・啓発を行い、併せて監督指導する労働基準監督官等に対しても十分な教育・訓練を行うこと。

三十一、高度プロフェッショナル制度に関して、政府は、3年を目途に、適用対象者の健康管理時間の実態、労働者の意見、導入後の課題等について取りまとめを行い、本委員会に報告すること。

三十二、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の3法改正による同一労働同一賃金は、非正規雇用労働者の待遇改善によって実現すべきであり、各社の労使による合意なき通常の労働者の待遇引下げは、基本的に3法改正の趣旨に反するとともに、労働条件の不利益変更法理にも抵触する可能性がある旨を指針等において明らかにし、その内容を労使に対して丁寧に周知・説明を行うことについて、労働政策審議会において検討を行うこと。

三十三、低処遇の通常の労働者に関する雇用管理区分を新設したり職務分離等を行ったりした場合でも、非正規雇用労働者と通常の労働者との不合理な待遇の禁止規定や差別的取扱いの禁止規定を回避することはできないものである旨を、指針等において明らかにすることについて、労働政策審議会において検討を行うこと。

三十四、派遣労働者の待遇決定に関して以下の措置を講ずること。

- 1 派遣労働者の待遇決定は、派遣先に直接雇用される通常の労働者との均等・均衡が原則であって、労使協定による待遇改善方式は例外である旨を、派遣元事業主・派遣先の双方に対して丁寧に周知・説明を行うこと。
- 2 労使協定の記載事項の1つである「派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」に関して、同等以上の賃金の額の基礎となる「一般の労働者の平均的な賃金の額」は、政府が公式統計等によって定めることを原則とし、やむを得ずその他の統計を活用する場合であっても、「一般の労働者の平均的な賃金の額」を示すものとして適切な統計とすることについて、労働政策審議会において検討を行うこと。
- 3 労使協定における賃金の定めについては、対象派遣労働者に適用する就業規則等に記載すべきものである旨を周知徹底すること。
- 4 労使協定で定めた内容を行政が適正に把握するため、派遣元事業主が、労働者派遣法第23条第1項に基づく事業報告において、改正労働者派遣法第30条の4に定めている5つの労使協定記載事項を、それぞれ詳しく報告することとし、その内容を周知・徹底することについて、労働政策審議会において検討を行うこと。

- 三十五、使用者が、非正規雇用労働者に通常の労働者との待遇差を説明するに当たっては、非正規雇用労働者が理解できるような説明となるよう、資料の活用を基本にその説明方法の在り方について、労働政策審議会において検討を行うこと。
- 三十六、「働き方改革」の目的、及び一億総活躍社会の実現に向けては、本法が定める均等・均衡待遇の実現による不合理な待遇差の解消とともに、不本意非正規雇用労働者の正社員化や無期転換の促進による雇用の安定及び待遇の改善が必要であることから、引き続き、厚生労働省が策定する「正社員転換・待遇改善実現プラン」等の実効性ある推進に注力すること。
- 三十七、労働契約法第18条の無期転換権を行使した労働者について、労働契約法による無期転換の状況等を踏まえ、必要な検討を加えること。
- 三十八、本委員会における審査を踏まえ、職場におけるパワーハラスメント等によって多くの労働者の健康被害が生じており、その規制・防止を行うことが喫緊の課題であるとの共通の認識に基づき、国際労働機関（ILO）において「労働の世界における暴力とハラスメント」の禁止に向けた新たな国際労働基準の策定が行われることや、既に国連人権機関等からセクシュアルハラスメント等の禁止の法制度化を要請されていることも念頭に、実効性ある規制を担保するための法整備やパワーハラスメント等の防止に関するガイドラインの策定に向けた検討を、労働政策審議会において早急に開始すること。また、厚生労働省の「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」報告書を踏まえ、顧客や取引先からの著しい迷惑行為について、関係者の協力の下で更なる実態把握を行うとともに、その対応策について具体的に検討すること。
- 三十九、多様な就業形態で就労する労働者（副業・兼業・雇用類似の者を含む）を保護する観点から、長時間労働の抑制や社会・労働保険の適用・給付、労災認定など、必要な保護措置について専門的な検討を加え、所要の措置を講ずること。特に、副業・兼業の際の、働き方の変化等を踏まえた実効性のある労働時間管理の在り方等について、労働者の健康確保等にも配慮しつつ、検討を進めること。
- 四十、本法が目指す過労死ゼロ、長時間労働の削減、家庭生活と仕事との両立、及び女性の活躍などの働き方改革を実現するためには、法令の遵守を確保するための監督指導の徹底が必要不可欠であることから、労働基準監督官の増員を政府の優先事項として確保し、労働行政事務のシステム化を始め、労働基準監督署の体制強化を早急に図ること。また、短時間・有期雇用労働法及び労働者派遣法の適正な運用には、待遇改善推進指導官、雇用環境改善・均等推進指導官や需給調整指導官等の機能強化も重要であり、そのための体制の充実・強化や関係部署の有機的な連携・協力体制の増強を確保すること。
- 四十一、多様な就業形態が増加する中で、経営者あるいは労働者自らが労働法制や各種ルールについて知ることは大変重要であることを踏まえ、ワークルール教育の推進を図ること。
- 四十二、中小企業や小規模事業者において、時間外労働の上限規制が遵守できる環境を整えるために関係省庁が連携し、政府全体で中小企業の人材確保や取引条件等の改善に向けて適切な措置を講ずること。特に、中小企業庁とも協力して、働き方改革の推進を中小企業施策の1つの柱に位置付け、長時間労働につながる取引慣行の見直しを含めた業界改革につなげるよう取り組むこと。
- 四十三、事務所その他の作業場における労働者の休養、清潔保持等のため事業者が講ずるべき必要な措置について、働き方改革の実現には、職場環境の改善を図ることも重要であるとの観点を踏まえ、労働者のニーズを把握しつつ、関係省令等の必要な見直しを検討すること。
- 四十四、働き方改革実行計画の中で取組テーマとして掲載されている、就職氷河期世代への対応、子育て・介護と仕事の両立、外国人人材の受入れについても重要な課題であることから、現状把握や今後の対応等については各関係省庁と連携して取り組み、必要な措置を講ずること。
- 四十五、全ての労働者の健康確保が適切に行われるよう、産業医等産業保健活動の専門職の育成や衛生委員会の活性化等を通じて、産業医・産業保健機能の強化を確実に推進すること。とりわけ、50人未満の小規模な事業場については、医師や保健師等産業保健活動の専門職の選任の促進、産業保健総合支援センターによる支援や研修等を通じた産業保健活動の担い手の確保を始め、産業保健機能の強化を図るための検討を行い、必要な措置を講ずるとともに、働き方改革推進支援セ

ンター等とも連携してきめ細かな支援を行うこと。併せて、当該事業場におけるストレスチェックの実施が効果的に促されるよう必要な支援を行うこと。

四十六、新技術・新商品等の研究開発業務に関し、現行制度で対象となっている範囲を超えた職種に拡大することのないよう、指導を徹底すること。また、新技術・新商品等の研究開発業務に従事する従業員に対しては、十分に手厚い健康確保措置を採るよう努めるものとする。

四十七、働き方改革の実行の過渡期においては、いわゆる生活残業を行う従業員が生活困窮に陥ること、高度プロフェッショナル制度の運用の仕方が必ずしも適切ではないこと等の問題が生じる可能性があることから、本法施行後、労働時間等の実態についての調査を定期的に行い、現状を把握しつつ、働き方改革実行計画の必要な見直しを不断に行うこと。

右決議する。

特定複合観光施設区域整備法案(閣法第64号)

(衆議院 30.6.19可決 参議院 7.6内閣委員会付託 7.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に基づく措置として、健全なカジノ事業の収益を活用して特定複合観光施設区域の一体的な整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、都道府県等による区域整備計画の作成及び国土交通大臣による当該区域整備計画の認定の制度、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定複合観光施設区域

- 1 国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の決定を経て、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）は、設置運営事業等を行おうとする民間事業者と共同して、基本方針等に即して、特定複合観光施設区域の整備に関する計画（以下「区域整備計画」という。）を作成し、その議会の議決等を経て、国土交通大臣の認定を申請することができる。同大臣は、基本方針に適合するものであること、その認定をすることによって認定区域整備計画の数が3を超えることとならないこと等の基準に適合すると認めるときは、申請された区域整備計画の認定をすることができる。
- 3 国土交通大臣の認定設置運営事業者（区域整備計画の認定を受けた設置運営事業者をいう。）等に対する報告の徴収、指示等に関する規定を設ける。

二、カジノ事業及びカジノ事業者等

- 1 認定設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、当該免許に係るカジノ施設において、当該免許に係る種類及び方法のカジノ行為に係るカジノ事業を行うことができる。
- 2 カジノ管理委員会は、1の免許の申請があったときは、申請者及びその役員等が十分な社会的信用を有する者であることのほか、申請者の財産的基礎、カジノ施設の数、カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積、カジノ施設の構造及び設備、カジノ関連機器等、定款、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程、犯罪収益移転防止規程等に関する基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 3 カジノ事業者（認定設置運営事業者であって、1の免許を受けてカジノ事業を行うものをいう。）の主要株主等その他の関係者について、所要の規制を設ける。

三、カジノ施設への入場の制限

20歳未満の者、暴力団員等、入場料又は認定都道府県等入場料を納付しない者並びに本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、カジノ施設に入場し、又は滞在しようとする日から起算して過去7日間における入場等回数が既に3回に達しているもの及び過去28日間における入場

等回数が既に10回に達しているものは、政令で定める場合を除き、カジノ施設に入場し、又は滞在してはならない。

四、入場料及び認定都道府県等入場料

国は、入場者（本邦内に住居を有しない外国人を除く。）に対し、3,000円の入場料を賦課するものとし、認定都道府県等は、3,000円の入場料を賦課するものとする。

五、国庫納付金及び認定都道府県等納付金

カジノ事業者は、国庫納付金（カジノ行為粗収益の100分の15に相当する額及びカジノ管理委員会の経費のうち当該カジノ事業者に負担させることが相当なものの額としてカジノ管理委員会が定める額の合計額）及び認定都道府県等納付金（カジノ行為粗収益の100分の15に相当する額）を国に納付しなければならない。

六、カジノ管理委員会

- 1 内閣府の外局として、カジノ事業の監督に関する事務等をつかさどるカジノ管理委員会を置き、委員長及び委員4人をもって組織する。委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 2 カジノ管理委員会のカジノ事業者等に対する監査、報告の徴収、公務所等への照会等に関する規定を設ける。

七、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（30.7.19内閣委員会議決）

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応するべきである。

- 一 政府は、特定複合観光施設区域整備に係る基本方針の策定、区域整備計画の認定等の各段階において、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現を通じた観光及び地域経済の振興並びに財政の改善の観点から十分な検討を行うこと。
- 二 政府は、特定複合観光施設区域に設置される中核施設の基準に関する政令を定めるに当たっては、各施設が設置運営事業等の公益性を確実に担保するものとなるよう留意すること。また、送客施設については、単なる観光案内所ではなく、全国各地の観光及び地域経済の振興に寄与するものとなるよう、適切な基準を設けること。
- 三 政府は、特定複合観光施設、とりわけカジノ施設の顧客の多くを日本人が占める可能性があることに鑑み、区域整備計画の認定、認定区域整備計画の実施の状況の評価に当たっては副次的弊害の防止に配慮するとともに、外国から多くの観光客を呼び込むとの観点を重視すること。
- 四 政府は、本法施行後最初にされる区域整備計画の認定の日から起算して7年後の認定区域整備計画数の上限の見直しについて、特定複合観光施設区域の整備による経済効果及び周辺地域も含めた治安等への負の影響を検証した上で、慎重に検討すること。
- 五 区域整備計画を申請する都道府県等は、同計画の作成等において、公聴会等の開催や情報開示を通じ、住民の合意形成に努めること。また、政府は、同計画の審査の際、特定複合観光施設区域の整備に対し、同計画を申請する都道府県等及び立地市町村等における住民の意見を反映させるために必要な措置が講じられていることを確認すること。
- 六 区域整備計画を申請する都道府県等は、実施方針の策定及び変更、民間事業者の選定、区域整備計画の作成等に関する事項を協議する都道府県等の協議会については、カジノ事業者に関係する者以外の意見を適切に反映すること。
- 七 国、都道府県等は、海外のカジノ事業者が民間事業者に選定されることを目指した働きかけに対し、収賄等の不正行為を防止し、選定の公正性・透明性を確保すること。
- 八 政府は、区域整備計画の申請の期間に関する政令を定めるに当たっては、各地方公共団体による申請を公平に受けられる期間とするとともに、同計画を認定したときは、国会に報告すること。
- 九 政府は、事業計画に関する国土交通省令を定めるに当たっては、設置運営事業等の公益性を確

実に担保するとの観点から、設置運営事業者等がカジノ事業の収益をカジノ施設以外の施設の設備投資等に確実に充てるよう必要な措置を講ずること。

十 政府は、設置運営事業等の廃止に関する国土交通省令を定めるに当たっては、当該廃止の是非の適切な判断に資するよう必要な措置を講ずること。

十一 政府は、カジノ事業に参入しようとする民間事業者等に対する背面調査の実施に当たっては、関係行政機関との十分な連携を図りつつ、厳格な調査を実施するとともに、カジノ事業者への免許付与後も継続的にモニタリングを実施することにより、反社会的勢力の排除を徹底し、カジノ事業に係る廉潔性の確保に万全を期すこと。

十二 政府は、カジノ施設利用約款の記載事項及びカジノ事業者が同約款の内容を顧客に提供する方法に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、カジノ施設内の秩序保持、不正行為の防止、依存防止対策等の観点を踏まえ、顧客によるカジノ施設の適切な利用の確保に資するものとなるよう留意すること。

十三 政府は、カジノ施設への入場回数制限並びに入場料及び認定都道府県等入場料とカジノ行為に対する依存との関連性について、カジノ事業者等の協力を得て検証し、必要に応じて、適切な対策を講ずること。

十四 政府は、カジノ行為の種類及び方法に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、カジノ事業の健全な運営を確保するとの観点から、十分な検討を行うこと。

十五 政府は、カジノ行為の公正性を確保し、又は著しく顧客の射幸心をそそることを防止するために必要なカジノ行為に関する基準に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、ギャンブル等依存症に関する国内外の調査・研究の成果を反映させるよう努めること。

十六 政府は、依存防止規程に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、同規程に基づく依存防止措置が実効性のあるものとなるよう留意すること。また、カジノ事業者への免許付与後においては、依存防止規程の遵守についてカジノ事業者に徹底させるとともに、依存防止措置の実効性の検証を行い、必要な措置を講ずること。

十七 政府は、カジノ行為に係る依存症対策について、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、国内外の動向に留意しつつ、既存のギャンブル等に係る依存症対策に加え、予防から治療・社会復帰に至るまでの必要な対策を講ずること。

十八 政府は、特定金融業務に係る帳簿書類の作成・保存に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、当該業務の事後的な検証に資するものとなるよう留意すること。

十九 政府は、カジノ事業者による特定資金貸付業務がカジノ行為に対する依存を助長することのないよう、慎重な検討を行った上で預託金の額を定めること。また、多重債務等の問題が生じないよう、カジノ事業者に対し顧客の返済能力に関する調査を徹底させるとともに、貸付限度額の把握に努めること。

二十 政府は、特定資金貸付業務における取立て行為において顧客に電話等をしてはならない時間帯に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、過剰な取立て行為を防止する観点を踏まえ、十分な検討を行うこと。

二十一 政府は、マネー・ロンダリング防止のために講じられるチップの他人への譲渡、カジノ行為区画外への持ち出しの禁止等の措置の実効性確保のため、犯罪収益移転防止規程に係る審査等を通じて、カジノ事業者による顧客管理措置を徹底させること。また、カジノ事業者が届け出た疑わしい取引に関する情報等について、集約、整理及び分析を徹底して行うこと。

二十二 政府は、一定額以上の現金取引の届出対象となる取引及び金額に関する政令や、チップの交付等に対する顧客の支払手段及び特定資金移動業務における金融機関に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、マネー・ロンダリング対策に万全を期すとの観点から、十分な検討を行い、必要な措置を講ずること。

二十三 政府は、カジノ事業及びカジノ施設に関する広告及び勧誘の規制がカジノ行為に対する依存防止及び青少年の健全育成の観点から重要なものであることに鑑み、特定複合観光施設区域外で広告物の表示が禁止されない施設に関する政令を定めるに当たっては、当該施設を可能な限り

限定すること。

二十四 政府は、カジノ行為関連景品類の内容、経済的価値及び提供方法に係る基準に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、カジノ行為関連景品類の提供がカジノ施設の過度な利用を誘発することのないよう留意すること。

二十五 政府は、カジノ施設及びその周辺における秩序の維持のための措置に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、カジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者によるカジノ施設の利用の禁止・制限、カジノ施設及びその周辺における監視及び警備の実施に万全を期すこと。

二十六 政府は、カジノ事業の健全な運営に重大な影響を及ぼすカジノ関連機器等の種別、用途及び機能に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、カジノ業務に関する不正行為の防止に万全を期すとともに、不断の見直しを行い、必要な措置を講ずること。

二十七 政府は、カジノ管理委員会の事務体制の整備に当たっては、同委員会の公正性、中立性に疑念を持たれることがないように十分に留意しつつ、カジノ事業の監督を確実に行うことができるよう、必要な人材を確保すること。また、同委員会の職員が必要な能力を備えることができるよう必要な措置を講ずること。

二十八 カジノ管理委員会は、同委員会における審議について、透明性を確保するよう努めること。特に、本法において同委員会に委任された規則の策定については、その検討の経過を明らかにすること。

二十九 政府及び関係地方公共団体は、治安対策その他の弊害防止対策及びカジノ行為を含むギャンブル等依存症対策について、立地地方公共団体のみならず、周辺地方公共団体においても万全の対策を講ずること。このため、納付金や入場料による財源の活用を含め、財政的な措置の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

三十 政府は、本法に基づく政省令等を定めるに当たっては、国会における議論を踏まえて検討を行うとともに、国会及び国民に対し十分な説明を尽くすこと。

三十一 政府は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律附則第2項に基づき本法の見直しを行うに当たっては、本法に基づく政令、省令及びカジノ管理委員会規則に定める事項について十分な検討を行った上で必要な措置を講ずるとともに、その結果を国会に報告すること。

右決議する。

災害救助法の一部を改正する法律案(閣法第65号)

(衆議院 30. 5. 25可決 参議院 5. 29災害対策特別委員会付託 6. 8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市）の区域内において政令で定める程度の災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助は、救助実施市の長が行うこととする。

二 一の指定は、内閣府令で定めるところにより、一の救助を行おうとする市の申請により行うこととする。

三 内閣総理大臣は、一の指定をしようとするときは、あらかじめ、指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならないこととするとともに、一の指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならないこととする。

四 都道府県知事は、救助実施市の区域及び救助実施市以外の市町村の区域にわたり発生した政令で定める程度の災害に際し、救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑

に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

五 救助実施市の長による救助に要する費用は、救助実施市が支弁することとする。

六 国庫は、救助実施市が支弁した費用等の合計額が一定の額以上となる場合において、その一部を負担するものとする。

七 救助実施市は、費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならないこととするとともに、災害救助基金の各年度における最少額は、都道府県又は救助実施市の区分に応じて定める額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県又は救助実施市は、政令で定める金額を当該年度において積み立てなければならないこととする。

八 その他所要の規定の整備を行うこととする。

九 この法律は、平成31年4月1日から施行することとする。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第195回国会閣法第4号)

(衆議院 30.3.27可決 参議院 3.29財政金融委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、少額短期保険業者に関する特例措置の延長

平成30年3月31日にその期限が到来する特定保険業者であった少額短期保険業者等が引受け可能な保険金額に関する特例措置について、保険契約者等への影響に鑑み、当該特例措置の期限を平成35年3月31日まで5年間延長する。

二、施行期日

この法律は、平成30年4月1日から施行する。

本院議員提出法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙の浄化に資するため、政党の選挙区支部による選挙区内にある者に対する寄附を禁止しようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告し、議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこと。
- 二、文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満限、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止しようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙人の公正な判断に資するため、公職の候補者の身分、職業又は経歴、その者の政党その他の団体への所属等に関し選挙人を誤認させることを意図した行為を禁止しようとするものである。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律を廃止する等の法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、特例公債の発行が、必要とされる年度ごとに制定される法律に基づいて行われる必要があることに鑑み、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律を廃止するとともに、あわせて平成30年度における特例公債の発行に関する措置を定めるものである。

政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政策金融改革が平成18年6月27日において行政改革推進本部が決定した設計どおりに進行していない現状に鑑み、必要な政策金融改革の着実な達成を図るため、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止するとともに、政府が保有する株式会社商工組合

中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の株式の処分等について定めるものである。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案(参第7号)

(参議院 30.4.16文教科学委員会付託 4.18本会議可決 衆議院 6.7可決)

【要旨】

本法律案は、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

障害者による文化芸術活動の推進は、文化芸術の鑑賞等を含め障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与することを旨として行われなければならない。

二、国及び地方公共団体の責務等

国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。政府は、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

三、基本計画

文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならない。地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における計画を定めるよう努めなければならない。

四、基本的施策

国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動に関し、文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、芸術上価値が高い作品等の評価及び販売等に係る支援、権利保護の推進等の必要な施策を講ずるものとする。

五、障害者文化芸術活動推進会議

政府は、関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設ける。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(30.4.17文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、基本計画の策定に当たっては、国民の果たすべき役割についても定めること。

二、障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進に関する施策の一環として、障害者の鑑賞のために文化芸術の作品等に係る複製、提供等を行う事業の円滑化を図るため、著作権制度等について所要の検討を行うこと。

三、この法律で定める施策を講ずるに当たっては、障害者の作品等の評価に際し、既存の価値観にとらわれず、幅広い作品等の価値が認められるようにするとともに、その評価によって分断や差別が生ずることのないよう十分留意すること。

四、障害者文化芸術活動推進有識者会議の構成員には、障害者による文化芸術活動を支援する団体の関係者や文化芸術活動を行う障害者本人が含まれるようにすること。

右決議する。

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案(参第8号)

(参議院 30.4.16文教科学委員会付託 4.18本会議可決 衆議院 6.7可決)

【要旨】

本法律案は、国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要で

あることに鑑み、国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

国際文化交流の祭典の実施の推進は、我が国に対する諸外国の理解の深化等を図ること、世界レベルの祭典の実施を目指すこと、全国各地において多彩な祭典が実施されるようにすること等を旨として行われなければならない。

二、国及び地方公共団体の責務等

- 1 国は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。
- 3 政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

三、基本計画

政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならない。

四、基本的施策

- 1 国は、世界レベルの祭典及びこれを目指す大規模な祭典について、継続的かつ安定的な実施、国際的な評価の確立及び向上等に必要な施策を講ずるとともに、地域の祭典を含む幅広い国際文化交流の祭典について、その企画等に関し専門的能力を有する者の確保、祭典の実施の支援等に必要な施策を講ずるものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の実情に応じ、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を講ずるものとする。

五、国際文化交流の祭典推進会議

政府は、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省等の関係行政機関相互の調整を行うことにより、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、国際文化交流の祭典推進会議を設けるものとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 30.6.7厚生労働委員会付託 6.29本会議否決)

【要旨】

本法律案は、業務上の優位性を利用し、又は消費者対応業務の遂行に関連して行われる労働者に精神的又は身体的な苦痛を与えるおそれのある言動により当該労働者の職場環境が害されることを防止するため、事業者の講ずべき措置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 事業者は、当該事業者又はその従業者等が業務上の優位性を利用して行う労働者に精神的又は身体的な苦痛を与えるおそれのある言動であって業務上適正な範囲を超えるものが行われ、及び当該言動により当該労働者の職場環境が害されることのないよう、その従業者に対する周知及び啓発、当該言動に係る実態の把握、相談体制の整備、当該言動を受けた労働者等に係る迅速かつ適切な対応その他の必要な措置を講じなければならない。
- 二 事業者は、その労働者を消費者対応業務に従事させる場合、当該業務の遂行に関連して行われる当該労働者に業務上受忍すべき範囲を超えて精神的又は身体的な苦痛を与えるおそれのある言動により、当該労働者の職場環境が害されることのないよう、当該業務の態様に応じ、当該労働者の職場において当該言動に適切に対処するために必要な体制及び相談体制の整備その他の必要

な措置を講じなければならない。

三 厚生労働大臣は、一及び二により事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を定めるものとする。一に係る指針を定めるに当たっては、一の言動を受けた労働者の利益の保護に特に配慮するものとする。

四 厚生労働大臣は、一及び二の措置の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、助言、指導又は勧告をすることができ、勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

五 政府は、一及び二の言動に関し、調査研究、情報の収集等を行うものとするとともに、国は、一及び二により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な援助に努めるものとする。

六 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

七 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の労働安全衛生法の施行の状況等を勘案し、他の者の言動により労働者の職場環境が害されることを防止するための施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。また、労働安全衛生法の適用を受けない国家公務員、船員等については、この法律の規定を踏まえ、必要な措置が講ぜられるものとする。

農地法の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、農地所有適格法人以外の法人による農地所有等を可能とするため、農地又は採草放牧地の権利移動について、農地所有適格法人以外の法人が所有権、賃借権等を取得しようとする場合に許可をすることができないこととしている規定等を削るとともに、これに伴う目的規定の改正等を行おうとするものである。

地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備を図るため、その基本理念、保育サービスに係る施設等に係る基準を地方公共団体の判断に基づいて定めることができるようにするための法制上の措置等について定めようとするものである。

児童福祉法の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、保育に係る人材確保のため、登録保育従事者の制度を設けようとするものである。

医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、医療、介護及び保育に係る事業の社会経済情勢の変化に対応した経営の確保が重要な課題となっていることに鑑み、当該課題に対処するための医療、介護及び保育に係る事業を経営する法人に係る制度改革に関する基本的な事項について定めようとするものである。

医療法等の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、会社等が病院の開設等を行うことができるようにしようとするものである。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、離婚後に児童を監護しない親が支払うべき養育費を支払わない事例が多く生じているため、国及び地方公共団体は、扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるものとするともに、政府は、この法律の施行後1年以内に、養育費の徴収制度等の導入について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとしようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 30. 6. 12政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 6. 15本会議可決 衆議院 6. 19可決)

【要旨】

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、できる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにするため、一定の要件を満たす推薦団体又は確認団体のそれぞれ推薦候補者又は所属候補者は自ら政見を録音し又は録画することができることとしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送についての候補者が自ら政見を録音し又は録画する方式の導入

一、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、日本放送協会及び民間基幹放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は候補者のうち次に掲げる者が録音し若しくは録画した政見をそのまま放送しなければならないものとする。

1 推薦団体である政党その他の政治団体で次のア又はイに該当するものの推薦候補者

ア 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有すること。

イ 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であること。

2 確認団体である政党その他の政治団体で1のア又はイに該当するものの所属候補者

二、候補者のうち一の1又は2に掲げる者は、政令で定める額の範囲内で、一の政見の放送のための録音又は録画を無料ですることができるものとする。

第二 施行期日等

一、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二、この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

【附帯決議】(30. 6. 13政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、政見放送が候補者及び政党の政策等を伝える重要な手段であることに鑑み、障がい等の有無にかかわらず有権者が政見に接することのできる環境の一層の向上のため、参議院選挙区選出議員選挙のスタジオ録画方式による政見放送における字幕付与の導入に向け、放送事業者と連携して課題の克服に向けた検討を行いその実現に努めること。

右決議する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第17号)

(参議院 30. 7. 5政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 7. 11本会議可決 衆議院 7. 18可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、参議院議員の定数の改正

- 1 参議院議員の定数は248人（現行242人）とし、そのうち、100人（現行96人）を比例代表選出議員、148人（現行146人）を選挙区選出議員とする。
- 2 埼玉県選挙区の定数を8人（現行6人）とする。

二、参議院比例代表選出議員の選挙制度に係る改正

- 1 政党その他の政治団体は、特定枠として、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して名簿に記載することができる。
- 2 特定枠の候補者の有効投票は、当該候補者にかかる政党その他の政治団体の有効投票とみなす。
- 3 候補者間における当選順位について、特定枠の候補者があるときは特定枠の候補者を上位とし名簿記載の順位のとおりに当選人とし、その他の名簿登載者についてその得票数の最も多い者から順次に定める。
- 4 特定枠の候補者には、参議院名簿登載者としての選挙運動である選挙事務所の設置、自動車等の使用、文書図画の頒布及び掲示、個人演説会等は認めない。
- 5 投票所の掲示について、特定枠の候補者の氏名及び順位は、特定枠以外の候補者と区分して、特定枠以外の候補者の次に掲載する。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
- 2 二は、施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。
- 3 一は、施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

【附帯決議】(30. 7. 11政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

本院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、今後の参議院選挙制度改革については、憲法の趣旨にのっとり、参議院の役割及び在り方を踏まえ引き続き検討を行うこと。
- 二、参議院議員の定数の増加に伴い、参議院全体の経費が増大することのないよう、その節減について必要かつ十分な検討を行うこと。

右決議する。

民法の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入しようとするものである。

健康増進法の一部を改正する法律案(参第19号)

(参議院 30.7.3厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 何人も、第一種施設（小学校、中学校、高等学校、病院、児童福祉施設等）においては、屋内及び屋外（病院等において入院患者の療養生活の質の維持向上等のために第一種施設での喫煙が必要やむを得ないと認める場合に限り設定する特定屋外喫煙場所を除く。）の場所で、第二種施設（大学、老人福祉施設、体育館、官公庁施設等）においては、屋内、位置指定場所（屋外の座席その他施設を利用する者の位置が定められている場所）及び屋外（特定屋外喫煙場所を除く。）の場所で、第三種施設（第一種施設、第二種施設及び喫煙場所の提供を主たる目的とする施設等の特定事業目的施設以外の施設）においては、屋内（二の指定喫煙専用場所等を除く。）の場所及び位置指定場所で、喫煙をしてはならない。
- 二 都道府県知事等は、屋内の一部の場所に、専ら喫煙をすることができる指定喫煙専用場所を有する第三種施設等を指定することができ、指定を受けた第三種施設等の管理権原者は、必要な事項を記載した標識を掲示しなければならない。
- 三 この法律の施行の際現に存する第三種施設のうち、20歳未満の者の利用がほとんど見込まれず、かつ、客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）が行われる施設として政令で定める施設であること、当該施設の面積が30平方メートル以下であること、当該施設の管理権原者等以外に従業者がいない又は当該施設において喫煙をすることができることについて当該施設の管理権原者等が全ての従業者の同意を得ていること等の要件を全て満たすものについては、当分の間、受動喫煙を防止するための措置の規定は、一部の規定を除き、適用しない。
- 四 都道府県知事等は、当分の間、屋内の一部の場所において加熱式たばこのみの喫煙をすることができる第三種施設等を指定することができる。
- 五 この法律による改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- 六 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ギャンブル依存症対策基本法案(参第20号)

(参議院 30.7.2内閣委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、ギャンブル依存症が、その患者の日常生活及び社会生活に様々な問題を生じさせる国際的にも認められている疾患であるのみならず、その家族に深刻な影響を及ぼすとともに、重大な社会問題ともなっていることに鑑み、ギャンブル依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル依存症対策を総合的かつ計画的に推進しようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 30.7.5政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 7.11本会議否決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、参議院議員は、11ブロックの各選挙区において選挙することとし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、北海道選挙区10人、東北選挙区18人、北関東選挙区26人、南関東選挙

区30人、東京都選挙区26人、北陸信越選挙区14人、東海選挙区28人、近畿選挙区40人、中国選挙区14人、四国選挙区8人、九州選挙区28人とする。

二、参議院議員の選挙については、中央選挙管理会が管理する。

三、参議院議員の選挙に関する選挙運動の数量に係る制限等について所要の規定の整備を行う。

四、この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行し、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 30.7.5政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、参議院議員の選挙について、その定数を増加させることなく選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の縮小を図るため、参議院選挙区選出議員の定数を増加して各選挙区において選挙すべき議員の数の是正を行うとともに、参議院比例代表選出議員の定数を減少させようとするものである。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会がその内容に特定秘密以外の行政上の秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、内閣又は官公署がその求めに応じなかったときは、その議院又は委員会若しくは参議院の調査会は、その議院の情報監視審査会に対し、内閣又は官公署がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができることとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第24号)

(参議院 30.7.6政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会議員自らによる身を切る改革の一環として参議院議員の定数を218人とするとともに、参議院議員の選挙制度について、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえつつ、各地域の民意を反映することができる新たな仕組みとして、現行の比例代表選挙及び選挙区選挙の制度に代えて全国の区域を分けて11の選挙区とする選挙制度を導入しようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第25号)

(参議院 30.7.9政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙について、その定数を増加することなく選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の縮小を図るため、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行い、あわせて二の都道府県の区域を区域とする選挙区を新たに設けようとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案(衆第1号)

(衆議院 30.1.30可決 参議院 1.30東日本大震災復興特別委員会付託 2.1本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、支援決定期間の延長

平成30年2月22日までとなっている株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行うことができる期間について、東日本大震災の被災地域の復興の状況に鑑み、当該期間を平成33年3月31日まで延長する。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 30.3.27可決 参議院 3.27法務委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災法律援助事業の執行状況に鑑み、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を3年間延長し、平成33年3月31日までとするものである。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案(衆第10号)

(衆議院 30.4.5可決 参議院 4.10政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 4.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（以下「避難住民に係る事務処理特例法」という。）第2条第2項に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区について、臨時の措置としてその選挙区に関する特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例

1 この法律の施行の日後初めてその期日を告示される、避難住民に係る事務処理特例法に規定する指定都道府県の議会の議員の一般選挙における選挙区につき公職選挙法の規定を適用する場合においては、当該指定都道府県の条例で定めるところにより、避難住民に係る事務処理特例法に規定する指定市町村であって平成27年国勢調査人口が平成22年国勢調査人口を著しく下回るものとして当該条例で定めるものの区域の人口について、平成22年国勢調査人口に、平成27年9月30日現在の住民基本台帳人口を平成22年9月30日現在の住民基本台帳人口及び同年国勢調査外国人人口の合計数で除して得た数を乗じて得た数を当該区域の人口とみなすことができる。

2 1の指定都道府県の議会の議員の一般選挙後、平成33年11月30日までの間に、当該指定都道府県の議会が解散された場合等の一般選挙における選挙区についても、1と同様とする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第11号)

(衆議院 30. 4. 12可決 参議院 4. 16総務委員会付託 4. 18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」に改める。
- 二、平成23年度において旧合併特例法第11条の2第1項の規定により地方債を起すことができる合併市町村に対する同項の規定の適用については、同項中「10年度」とあるのは、「20年度(合併市町村が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である場合又は同条第3項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村である場合にあつては、25年度)」とする。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(30. 4. 17総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一体感を早期に醸成するために設けられた趣旨を踏まえ、今回の延長発行期間を更に延長することなく、合併市町村が市町村建設計画に基づく事業等を住民合意を尊重し、期間内に実施・完了することができるよう、必要な助言を行うこと。
- 二、今後の人口減少等による公共施設等の需要の変化等の地域の実情を踏まえ、合併市町村において、住民合意に基づいて合併特例債が効果的・計画的に活用されるよう、周知徹底を図ること。右決議する。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(衆第12号)

(衆議院 30. 4. 12可決 参議院 5. 10内閣委員会付託 5. 16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、政治分野における男女共同参画が、国又は地方公共団体における政策の立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、男女共同参画社会基本法の基本理念のっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本原則

- 1 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- 2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

二、国及び地方公共団体の責務並びに政党その他の政治団体の努力

1 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、一に定める基本原則にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

2 政党その他の政治団体の努力

政党その他の政治団体は、一に定める基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

三、実態の調査及び情報の収集等

1 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（２及び七において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

四、啓発活動

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

五、環境整備

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

六、人材の育成等

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

七、法制上の措置等

国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

八、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】（30.5.15内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法第5条（実態の調査及び情報の収集等）の規定に基づき、内閣府は、首長、閣僚、国会議員及び政党における女性の割合、議会における両立支援体制の状況、政党における女性候補者の状況、女性の政治参画への障壁等に関する実態調査、研究、資料の収集及び提供を行うこと。また、総務省は、地方公共団体の議会の議員及び長の男女別人数並びに国政選挙における立候補届出時の男女別人数の調査結果を提供するとともに、地方公共団体に対する当該調査等への協力の依頼を行うこと。

二 本法第6条（啓発活動）の規定に基づき行われる啓発活動に資するよう、内閣府は、国内外の政治分野の男女共同参画の推進状況に関する「見える化」を推進すること。

三 本法第7条（環境整備）の規定に基づき、内閣府は、国会及び地方議会における議員の両立支援体制等の環境整備に関する調査及び情報提供を行うこと。また、総務省は、地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備について検討を行うこと。

四 本法第8条（人材の育成等）の規定に基づき、内閣府は、各種研修や講演等の場において活用可能な男女共同参画の推進状況や女性の政治参画支援に関する情報等の資料の提供を行うこと。また、総務省は、内閣府と連携して男女共同参画をテーマとする啓発活動を実施するとともに、各種研修や講演等の場において各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組の紹介を

行うこと。

右決議する。

ギャンブル等依存症対策基本法案(衆第20号)

(衆議院 30.5.25可決 参議院 7.2内閣委員会付託 7.6本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。
- 二、ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
 - 2 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。
- 三、国は、二の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。地方公共団体は、二の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 四、ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（以下「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。）に配慮するよう努めなければならない。
- 五、国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。
- 六、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。
- 七、政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 八、政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。政府は、少なくとも3年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 九、都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。
- 十、国及び地方公共団体は、教育の振興等、ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施、医療提供体制の整備、相談支援等、社会復帰の支援、民間団体の活動に対する支援、連携協力体制の整備、人材の確保等及び調査研究の推進等について、必要な施策を講ずるものとする。
- 十一、政府は、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 十二、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置き、本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進部長とし、内閣官房長官をもって充てる。本部は、基本計画の案の作成及び実施の推進、関係行政

機関が基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価等に関する事務をつかさどる。

十三、本部は、基本計画の案を作成しようとする場合等には、あらかじめ、本部に置くギャンブル等依存症対策推進関係者会議（以下「関係者会議」という。）の意見を聴かなければならない。関係者会議の委員は、20人以内で、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

十四、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（30.7.5内閣委員会議決）

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応するべきである。

- 一 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づくギャンブル等依存症対策の実効性を最大限確保するため、徹底したPDCAサイクルに基づく取組を推進すること。
- 二 政府は、本法の基本理念にのっとり、包括的なギャンブル等依存症対策の必要性について留意しつつ、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に際しては、啓発を含む広告及び宣伝の在り方、入場管理の在り方、本人や家族の申告に基づく利用制限の在り方、相談窓口の在り方、インターネット投票における対応の在り方等を検討すること。
- 三 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定及び施策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症の患者等の支援等を始めとする取組の実態を十分に調査の上、必要とされる対策を検討すること。
- 四 本法第7条に定める関係事業者は、本法がギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくするためのものであることを踏まえ、その事業活動を行うに当たっては、ギャンブル等依存症の予防等に可能な限り配慮すること。
- 五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。
- 六 政府は、ギャンブル等依存症対策とアルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図りつつ、適切な予算の策定を行うよう配慮し、ギャンブル等依存症対策を着実に進めるための予算の確保に努めること。
- 七 政府は、ギャンブル等依存症が適切な治療と支援により回復が可能な疾患であることなど、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図ること。
- 八 政府は、ギャンブル等依存症対策に係る連携協力体制の整備について、民間団体の取組と地域における公的機関との連携が確保されるものとなるよう、必要な施策を検討すること。
- 九 政府は、ギャンブル等依存症の治療に有効な薬物、治療方法や早期介入技法など、診断、治療、支援の方法に関する研究を推進するために、必要な措置を検討すること。
- 十 政府は、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の運営に当たっては、本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の意見を十分に聴取すること。
- 十一 警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。
右決議する。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案（衆第24号）

（衆議院 30.5.24可決 参議院 5.30総務委員会付託 6.1本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国民生活に必要な不可欠である郵政事業のユニバーサルサービスの提供を安定的に確保するため、郵便局ネットワークの維持を支援するための交付金及び拠出金の制度を創設しようと

するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、日本郵便株式会社に対し、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、基礎的な費用に充てるための交付金を交付するとともに、その費用を日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社の郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按(あん)分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係るものを、拠出金として、関連銀行及び関連保険会社から徴収する。
- 二、交付金の交付と拠出金の徴収に関する業務を、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の業務に追加するとともに、機構の名称を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。
- 三、交付金の交付等に関する新法の規定については、新法の施行状況等を勘案し、郵政事業のユニバーサルサービスの提供を確保するために、郵便局ネットワークを維持する観点からの検討条項を設ける。
- 四、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、交付金の交付及び拠出金の徴収の規定は、平成31年4月1日から適用する。

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案(衆第25号)

(衆議院 30.5.31可決 参議院 6.13国土交通委員会付託 6.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民生の安定に寄与するため、鉄道事業者がその資力のみによっては災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認めるときのほか、鉄道の災害復旧事業が激甚災害等に係るものであること等一定の要件に該当するときは、補助金を交付することができることとする措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、鉄道の災害復旧事業について、激甚災害その他これに準ずる特に大規模の災害として国土交通省令で定めるものに係るものであること、復旧費用が被害を受けた鉄道路線の年間収入以上であること、被害を受けた鉄道路線が過去3年間赤字であること等のいずれの要件にも該当するときは、予算の範囲内で、当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができることとする。
- 二 一の規定による補助を受けた鉄道事業者については、剰余金の配当を行う際の国土交通大臣の許可は不要とすることとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 四 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 五 一の規定は、鉄道事業者が平成28年4月1日からこの法律の施行の日の前日までの間のいずれかの日から施行した災害復旧事業についても、適用することとする。

【附帯決議】(30.6.14国土交通委員会議決)

政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 災害復旧事業に対する補助の適用に当たっては、「利用者の利便性の向上」を図るとともに、民間企業である鉄道事業者の立場を踏まえ、その経営判断の主体性にも十分に配慮した運用に努めること。
- 二 鉄道事業者が長期的な鉄道路線の維持、あるいは持続可能な交通体系の構築を目的とした、地域との協議に主体的に参画するよう、必要な指導などを行うこと。また、総合的な交通体系の観点から、事業者と地域全ての関係者の間で、真摯で建設的な協議が行われるよう、環境整備に努めること。
- 三 本法による制度の対象が経営の厳しい路線に係る災害復旧であることに鑑み、更なる支援の拡充について様々な観点から検討を行うこと。
- 四 自然災害が甚大化、大規模化、多頻度化していることを踏まえ、沿線地域の山林・河川などの

減災・防災事業に万全を尽くすこと。

- 五 地域の一層の復興に向けて、地域の関係者及び鉄道事業者の連携・協働により、復旧した路線の利用促進を始めとする所要の取組がなされるよう、十分配慮すること。
右決議する。

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案(衆第26号)

(衆議院 30.5.31可決 参議院 6.11文教科学委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するため、ドーピング防止活動に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、ドーピング防止活動は、スポーツにおける公正性及びスポーツを行う者の心身の健康の保持増進、ドーピングの検査における公平性及び透明性、スポーツ競技会運営団体の自主性及び自律性が確保されるよう推進されなければならないとともに、スポーツの多様性に配慮しつつ推進されなければならない。
- 二、国際競技大会等出場スポーツ選手及びその支援を行う者は、不正の目的をもって、スポーツにおけるドーピングを行い、又は助けてはならない。
- 三、国は、ドーピング防止活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 四、文部科学大臣は、関係行政機関の長に協議した上で、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を定めなければならない。
- 五、国は、ドーピング検査専門人材等の育成及び確保、国の行政機関及びドーピングの防止に関する機関等の間の情報共有等を図るために必要な施策を講ずる。
- 六、この法律は、平成30年10月1日から施行する。
- 七、政府は、この法律の施行後速やかに、ドーピングの防止のための対策についてドーピングに関する国の関与の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案(衆第27号)

(衆議院 30.5.31可決 参議院 6.11文教科学委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成32年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資するため電波法の特例及び国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、平成31年に開催されるラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため電波法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正
 - 1 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会については、無線局の免許・登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る電波法の規定を適用除外とする。
 - 2 平成32年に限り、海の日を7月23日(オリンピック開会式前日)に、体育の日を7月24日(同開会式当日)に、山の日を8月10日(同閉会式翌日)とする。
- 二、平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正
ラグビーワールドカップ2019組織委員会については、無線局の免許・登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る電波法の規定を適用除外とする。
- 三、施行期日
この法律は、公布の日から施行する。

スポーツ基本法の一部を改正する法律案(衆第28号)

(衆議院 30.5.31可決 参議院 6.11文教科学委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」に改める。
- 二、「公益財団法人日本体育協会」の表記を「公益財団法人日本スポーツ協会」に改める。
- 三、「財団法人日本障害者スポーツ協会」の表記を「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改める。
- 四、この法律は、平成35年1月1日から施行する。ただし、二及び三については、公布の日から施行する。

【附帯決議】(30.6.12文教科学委員会議決)

平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を好機とし、スポーツを通じた共生社会の実現を図る観点からは、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することが期待されている。

このような中、我が国の法令において、「障害者」の表記に、「害」の字が用いられていることが問題との指摘もある。

戦前においては、「碍」の字が用いられる場合もあったものの、戦後、当時の使用実態に基づき当用漢字表等において「害」の字のみが採用されたことを踏まえ、政府は、法令における「障碍」の語を「障害」に改めてきた。その後、当用漢字表の後継として、常用漢字表が定められたが、「害」の字のみが採用され、状況に変化はなかった。平成21年以降、政府においては、障害者制度改革の審議を開始し、「障害」の表記の在り方についても審議がなされた。しかし、様々な表記がある中、特定の表記に決定することは困難であり、国民、特に当事者である障害者の意向を踏まえ、今後において検討することとされたところである。

「害」の字を、人に対して用いることが不適切であるという考え方もあり、中国、韓国、台湾等の東アジアの漢字圏においては、「害」の字は用いられておらず、我が国が障害者政策の面でリーダーシップを発揮するに当たっても、早急な検討が必要である。

本法においても、「財団法人日本障害者スポーツ協会」の表記について、実態に合わせ、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改めることとしている。この点について、同協会が交ぜ書きを採用した理由としては、活字の「害」を不快に思う人への配慮と社会意識変革の誘因となることへの期待が挙げられている。

以上を踏まえ、政府は、「心のバリアフリー」を推進し、スポーツへの障害者の参加の更なる促進を通じた共生社会の実現を図るため、「障害」の「害」の表記について、障害者の意向を踏まえ、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきである。

右決議する。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆第29号)

(衆議院 30.5.31可決 参議院 6.11文教科学委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、「体育の日」の名称を「スポーツの日」に改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、「体育の日」の名称を「スポーツの日」に改める。
- 二、スポーツの日の意義は、「スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。」とする。
- 三、この法律は、平成32年1月1日から施行する。

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第34号)

(衆議院 30. 6. 12可決 参議院 6. 13環境委員会付託 6. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、海岸漂着物対策の現状に鑑み、海岸漂着物等に我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存する漂流ごみ等を追加するとともに、海域におけるマイクロプラスチックの抑制に関し、事業者の責務を明らかにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改めることとする。
- 二、法律の目的に、海岸漂着物等が海洋環境の保全を図る上でも深刻な影響を及ぼしている旨及び海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生している旨を追加することとする。
- 三、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物を「漂流ごみ等」として定義した上で、新たに「漂流ごみ等」を「海岸漂着物等」に追加することとする。
- 四、海岸漂着物対策は、循環型社会形成推進基本法その他の関係法律による施策と相まって、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない旨を明記することとする。
- 五、海岸漂着物対策は、マイクロプラスチック（微細なプラスチック類をいう。以下同じ。）の海洋環境への深刻な影響のおそれ等に鑑み、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制等による減量等が図られるよう十分配慮されたものでなければならないこととする。
- 六、事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の用法に従った使用の後に公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めなければならないこととする。
- 七、国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならないこととする。
- 八、国は、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。
- 九、国は、海岸漂着物対策の推進に関する国際的な連携の確保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。
- 十、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(30. 6. 14環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、諸外国における法規制の導入事例も踏まえ、マイクロビーズやレジ袋を含むプラスチック類に関する施策の在り方を予防的アプローチにより不断に見直し、廃プラスチック類の削減を推進すること。特に、マイクロビーズについては、輸入製品への取組も含め、できるだけ使用抑制に向けた検討を行うとともに、その他のマイクロプラスチックについては、環境中への漏出を防ぐため、その実態を把握し、3Rの推進と適正処理の確保を図ること。
- 二、マイクロプラスチックの分布実態に関する調査については、海域のみでなく、河川、湖沼等の公共の水域も広く調査対象に加えた上で実施し、その結果の速やかな公表に努めること。
- 三、現在懸念されているマイクロプラスチックの人の健康及び生態系への影響についての科学的解明を早急に進めるとともに、得られた成果を分かりやすく情報提供するなど、国民や事業者などとのリスクコミュニケーションを推進すること。
- 四、マイクロプラスチックの実態調査結果並びに人の健康及び生態系への影響の科学的解明の成果に基づき、廃プラスチック類の発生抑制に向け、法的措置も含めた抜本的対策を検討し、必要な措置を講ずること。

五、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制のための海岸漂着物対策については、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携をとりながら、長期的に取り組む課題であり、政府は、現行の財政支援措置の維持・拡充に努めること。

六、海洋ごみの発生抑制を進めるに当たっては、事業者や国民の取組が極めて重要であることに鑑み、その取組に資する情報提供を始め、消費者教育や環境教育等を徹底すること。また、事業者や国民が海洋ごみの発生抑制を考慮した製品等の選択が可能となるよう、拡大生産者責任の観点も踏まえ、製品への表示の在り方について検討するほか、使い捨てプラスチックの代替品に関する研究・技術開発・試験的運用を早急に進めること。

七、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の国際的な枠組みについては、引き続き、我が国がリーダーシップを執って構築を進めること。また、海洋へのプラスチックごみの大量流出が懸念されている東アジア及び東南アジア地域に対する取組として、国においても、関係国に対して実効性のある発生抑制対策を講ずるよう要請するとともに、廃棄物・リサイクル対策の改善に向けた支援を引き続き実施し、発生抑制を進めること。

右決議する。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第44号)

(衆議院 30. 7. 10可決 参議院 7. 12沖縄及び北方問題に関する特別委員会付託 7. 18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、北方領土問題が今なお未解決である現在の状況及び北方領土返還運動の拠点である北方領土隣接地域の振興に関する施策の実施の状況に鑑み、共同経済活動の進展も踏まえつつ、北方領土問題等の解決の一層の促進を図るため、特別の措置を講ずべき施策として特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備を追加するとともに、北方領土隣接地域振興等基金の取崩し等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、共同経済活動

1 定義の追加等

① 共同経済活動とは、「平成28年12月16日に我が国とロシア連邦との間で協議の開始が合意された我が国及びロシア連邦により北方地域において共同で行われる経済活動」をいう。

② 特定共同経済活動とは、「共同経済活動のうち主として北方領土隣接地域の経済の活性化に資するものとして内閣総理大臣、外務大臣及び国土交通大臣が定める共同経済活動」をいう。

2 特定経済活動の円滑な実施のための環境整備

国、北海道並びに北方領土隣接地域の市及び町は、特定共同経済活動を円滑に実施するために必要な北方領土隣接地域の環境の整備に努めるものとする。

3 振興計画に定める事項の追加

振興計画に定める事項に、「特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備に関する事項」を追加するものとする。

二、北方領土隣接地域振興等基金の取崩しに関する規定の追加

北海道が北方領土隣接地域振興等基金を取り崩す場合には、取崩し後の北方領土隣接地域振興等基金の額の5分の4に相当する額をその財源に充てるため国から交付を受けた補助金の額とみなすものとする。

三、財政上の配慮等に関する規定の見直し

国は、この法律の目的を達成するため、予算の範囲内において必要な財政上の措置を講ずるとともに、必要な金融上及び技術上の配慮をしなければならないものとする。

四、施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行する。

五、検討

政府は、新法の施行状況を勘案し、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るための交付金に関する制度の整備その他必要な財政上の措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(30.7.13沖縄及び北方問題に関する特別委員会議決)

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、北方4島における共同経済活動について、その実現に向けた取組が北方領土問題の解決に資するものであることを確認するとともに、平和条約問題に関する日露双方の法的立場を害さない形で行われることを必ず確保すること。
- 二、主務大臣による特定共同経済活動の指定について、北方領土隣接地域の経済の活性化に資するものとなるよう、同地域を始めとした地元の要望や元島民の意見を十分踏まえること。
- 三、特定共同経済活動を円滑に実施するために必要な環境整備に係る事業について、北方領土隣接地域において実施されるものとする。
- 四、北方領土隣接地域振興等基金の取崩しについて、地域振興等の推進に向けた事業の必要性や緊急性を踏まえるとともに、同基金の安定的な運営を考慮して行われるよう努めること。
- 五、独立行政法人北方領土問題対策協会が実施する融資事業に関し、元島民等融資対象の方々の生活の実情や要望を踏まえた上で、その運用の在り方について不断の見直しを行うよう努めること。
- 六、北方領土隣接地域の実情を十分に勘案しつつ、同地域における経済・産業の活性化と住民生活の安定が持続可能なものとなるよう、各種振興策の更なる充実強化を図るとともに、そのために必要な財源の確保に努めること。
- 七、北方領土問題の解決に向けて、学校教育における北方領土教育を始めとする次世代の担い手の育成、政府及び関係団体等との間の連携強化等、国民的な運動の更なる強化のための取組を進めること。
右決議する。

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第45号)

(衆議院 30.7.10可決 参議院 7.12沖縄及び北方問題に関する特別委員会付託 7.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、北方地域旧漁業権者等の範囲を拡大し、これらの者の営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けることができることとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、融資対象者の拡大

1 生前承継

- ① 配偶者等のうち元島民等の生計維持を行っている者の中から複数人指定することができるものとする。
- ② 元島民等の生計維持を行っている者として指定された者以外に介護等により元島民等の生活の安定を図っている者がいる場合は、その主たる者を指定することができるものとする。
- ③ 対象者となる親族の範囲を拡大し、元島民等の配偶者、子、孫又は子若しくは孫の配偶者とする。

2 死後承継

死後承継についても、1の生前承継と同様に、融資対象者を拡大する。

二、施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行する。

三、その他所要の規定の整理

既に生前承継の指定を行っていた者が施行期日から3年を経過する日までの間新たな承継者を

指定することができることとする等、所要の経過措置を設ける。

【附帯決議】(30.7.13沖縄及び北方問題に関する特別委員会議決)

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆法第44号)と同一内容の附帯決議が行われている。

平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第46号)

(衆議院 30.7.19可決 参議院 7.19災害対策特別委員会付託 7.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成30年特定災害関連義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら平成30年特定災害関連義援金を使用することができるようにするため、平成30年特定災害関連義援金について、差押えの禁止等をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 差押えの禁止等

- 1 平成30年特定災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととする。
- 2 平成30年特定災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこととする。

二 平成30年特定災害関連義援金の定義

この法律において「平成30年特定災害関連義援金」とは、次に掲げる災害の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉(しゃ)する等のため自発的に抛出された金銭を原資として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうこととする。

- 1 平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震及びこれに引き続いて発生した余震による災害
- 2 平成30年7月豪雨による災害

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行することとする。
- 2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった平成30年特定災害関連義援金についても適用することとする。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととする。

予 算

平成二十九年 一般会計補正予算(第1号)

平成二十九年 特別会計補正予算(特第1号)

(衆議院 30.1.30可決 参議院 1.30予算委員会付託 2.1本会議可決)

【概要】

平成29年9月の衆議院解散表明時に、安倍総理大臣は、我が国最大の課題である少子高齢化の克服のため「人づくり革命」と「生産性革命」を推進することを訴え、同年12月、政府はこの2つの革命を柱とする「新しい経済政策パッケージ」を取りまとめた。「新しい経済政策パッケージ」では、少子高齢化の克服に向け、幼児教育の無償化、高等教育の無償化及び企業の賃上げ・設備投資の促進等を実施することとしている。

平成二十九年 補正予算は、平成29年12月22日に閣議決定され、一般会計歳出において生産性革命・人づくり革命の一部実行分のほか、災害復旧等・防災・減災事業等について措置を講ずるとともに、同歳入において前年度剰余金の受入及び公債金の増額等を行った。

歳出については、生産性革命・人づくり革命4,822億円、災害復旧等・防災・減災事業1兆2,567億円、総合的なTPP等関連政策大綱実現に向けた施策3,465億円、その他喫緊の課題等への対応6,219億円等を追加する一方、既定経費1兆2,416億円が減額された(うち国債費の減額1兆98億円)。歳入では、公債金1兆1,848億円(すべて4条公債)、前年度剰余金受入3,743億円等が増額された。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は1兆6,548億円となり、これを加えた平成二十九年 一般会計予算の総額は歳入歳出ともに99兆1,095億円となった。

平成二十九年 補正予算のフレーム(一般会計)

(単位:億円)

歳出の補正		歳入の補正	
1. 生産性革命・人づくり革命	4,822	1. 公債金	11,848
2. 災害復旧等・防災・減災事業	12,567	2. 税外収入	956
3. 総合的なTPP等関連政策大綱実現に向けた施策	3,465	3. 前年度剰余金受入	3,743
4. その他喫緊の課題等への対応	6,219		
小計	27,073		
5. 国債整理基金特別会計へ繰入	1,891		
追加額計	28,964		
6. 既定経費の減額	▲12,416		
修正減少計	▲12,416		
合 計 (A)	16,548	合 計	16,548
当初予算額(B)	974,547		974,547
補正後予算額(A)+(B)	991,095		991,095

平成三十年度一般会計予算
平成三十年度特別会計予算
平成三十年度政府関係機関予算

(衆議院 30.2.28可決 参議院 2.28予算委員会付託 3.28本会議可決)

【概要】

平成29年の日本経済は、有効求人倍率の上昇や完全失業率の低下など雇用環境の改善が続く一方、賃金の上昇は伸び悩み、個人消費は力強さを欠く状況にある。

今後、我が国の少子高齢化はさらに進展することが予測されるとともに、総人口はすでに減少期に入っており、我が国が成長を続けていく上で生産性の向上は重要な課題となっている。このような中、政府は、我が国最大の課題と位置づける少子高齢化を克服するため「人づくり革命」と「生産性革命」の2つの改革を推進する「新しい経済政策パッケージ」を発表した。このうち「人づくり革命」では、社会保障制度を子育て世代への投資を含め全世代型に拡充するとしたが、この財源には、31年10月に予定される8%から10%への消費税率引上げに伴う増収分の一部を充てることが予定されている。従来財政赤字の削減に充てる分の財源が少子化対策などに振り向けられることなどから、これまで財政健全化の目標としてきた32年度(2020)年度までの基礎的財政収支の黒字化の達成は困難となった。

こうした状況の中、平成三十年度予算は、「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備など「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた企業による設備や人材への投資・研究開発・イノベーションの促進など重要政策課題について必要な予算措置を講じるとともに、財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進する等の方針の下に編成され、29年12月22日に閣議決定された。

平成三十年度一般会計予算の規模は97兆7,128億円(対前年度当初予算比0.3%増)で当初予算としては過去最大となった。

歳出予算は、政策的経費である一般歳出が58兆8,958億円(同0.9%増)、地方交付税交付金等が15兆5,150億円(同0.3%減)、国債費が23兆3,020億円(同1.0%減)となった。一般歳出については、「経済・財政再生計画」(27年6月30日閣議決定)において28年度から30年度まで(集中改革期間)の実質的増加を1.6兆円程度とする目安を踏まえ、前年度比5,300億円程度の増加に抑制された。国債費は、過去に高金利で発行した国債の借換えが進むこと等により利払費が8兆9,978億円(同1.5%減)に減少した。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費は32兆9,732億円(同1.5%増)となった。高齢化等に伴う増加額は、「経済・財政再生計画」において28年度から30年度の増加を1.5兆円程度とされていることから、概算要求の6,343億円から5,000億円の範囲内に圧縮された。

防衛関係費は5兆1,911億円(同1.3%増)となり、6年連続の増加となった。このうち、中期防対象経費は4兆9,388億円(同0.8%増)となり、中期防に沿って周辺海空域における安全確保、島嶼部に対する攻撃への対応、弾道ミサイル攻撃等への対応等に重点化が図られる。新規後年度負担は、将来における予算の硬直化を招きかねないことから、総額を抑制しつつ2兆1,164億円(同0.6%減)が計上された。

公共事業関係費は5兆9,789億円(同0.04%増)と前年度比微増となった。防災・減災対策や生産性を高める事業などへ重点化が図られる。豪雨災害等を踏まえた防災・減災対策として道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保に3,494億円(同5.5%増)などが計上されたほか、生産性向上に資するインフラ整備として三大都市圏環状道路等の物流強化に2,283億円(同4.6%増)などが計上された。そのほか、圏央道、東海環状等については、財政投融资で1.5兆円を措置する。

文教及び科学振興費は5兆3,646億円(同0.1%増)と前年度から増額となった。人づくり革命に係る施策として、幼児教育の段階的無償化に330億円(同6.8%増)などが計上された。科学技術振興費については1兆3,159億円(同0.9%増)が計上され、生産性革命に係る施策として、科学技術イノベーションを目的とした官民研究開発投資拡大プログラムに100億円などが計上された。

地方交付税交付金等は15兆5,150億円（同0.3%減）と前年度から減少した。なお、リーマン・ショック後の地方経済の悪化等を踏まえた緊急景気対策として特例的に上積みされる「歳出特別枠」は、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を0.2兆円確保した上で廃止となった。交付税及び譲与税配付金特別会計から支出される交付金等は、地方交付税の法定率分等が増加した一方、一般会計等における加算措置及び交付税特別会計剰余金の活用等が減少したことにより16兆1,629億円（同1.8%減）に減少した。

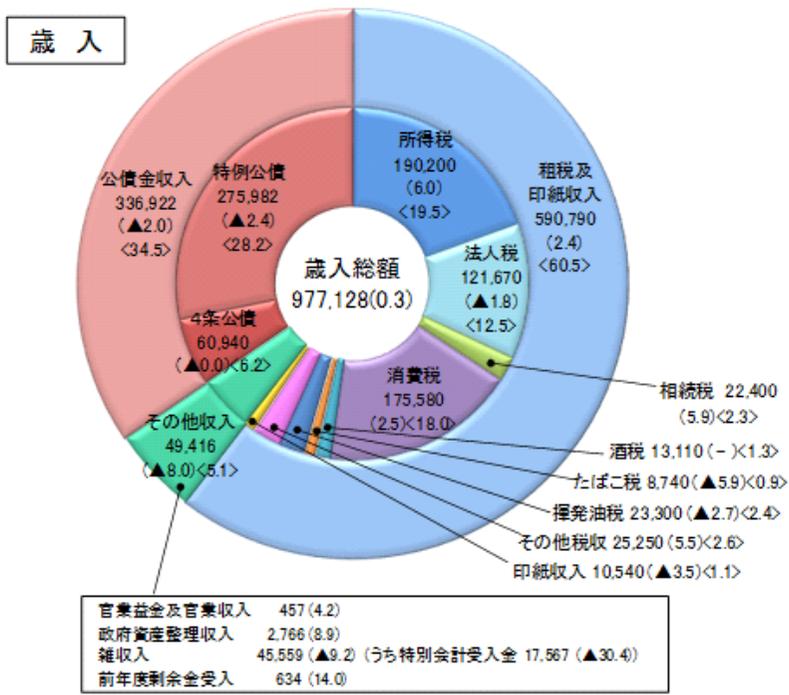
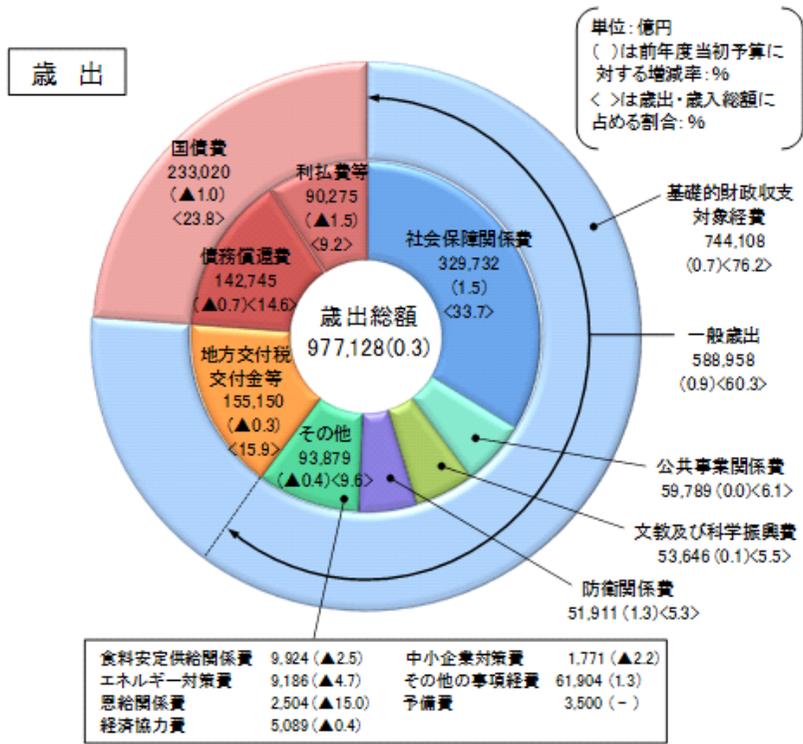
歳入予算については、租税及印紙収入は59兆790億円（同2.4%増）となり、当初予算の税収見積りが59兆円を超えるのは平成5年度以来25年ぶりとなった。

公債金は33兆6,922億円（同2.0%減）で8年連続の減額となった。内訳は、4条公債が6兆940億円（同0.05%減）、特例公債が27兆5,982億円（同2.4%減）である。公債依存度は34.5%となり、前年度当初予算に比べ0.8ポイント低下した。

歳出の基礎的財政収支対象経費（一般歳出と地方交付税交付金等の合計）は4,846億円増加（同0.7%増）となり前年度から増加したものの、一般会計ベースの基礎的財政収支は景気回復に伴う税収の増加で4,511億円改善し、マイナス10兆3,902億円となった。

また、SNAベースの30年度における国及び地方の基礎的財政収支はマイナス16.4兆円（対GDP比マイナス2.9%）、同年度末の国及び地方の長期債務残高は1,107兆円（対GDP比196%）と見込まれている。

平成三十年度一般会計予算の内訳



(出所) 財務省「予算の説明」等より作成

条 約

盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 30.3.29承認 参議院 4.16外交防衛委員会付託 4.25本会議承認)

【要旨】

この条約は、視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、利用しやすい様式の複製物に関する国内法令上の制限及び例外、利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換等について定めるものであり、2013年(平成25年)6月にマラケシュで開催された外交会議において採択され、2016年(平成28年)9月30日に発効した。

この条約は、前文、本文22箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約の適用上、「著作物」とは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約第2条(1)に規定する文学的及び美術的著作物であって文字、記号又は関連する図解の形式によるものをいう。
- 二、この条約の適用上、「利用しやすい様式の複製物」とは、受益者に著作物を利用する機会を与える代替的な方法又は形式による当該著作物の複製物をいう。利用しやすい様式の複製物は、専ら受益者によって利用されるものであり、また、受益者のニーズを十分に考慮した上で、原著作物の完全性を尊重するものでなければならない。
- 三、この条約の適用上、「権限を与えられた機関」とは、政府により、受益者に対して教育、教育訓練、障害に適応した読字又は情報を利用する機会を非営利で提供する権限を与えられ、又は提供することを認められた機関をいう。
- 四、受益者は、(a) 盲人である者、(b) 視覚障害又は知覚若しくは読字に関する障害のある者であって、印刷された著作物をそのような障害のない者と実質的に同程度に読むことができないもの、(c) 身体的な障害により、書籍を持つこと若しくは取り扱うことができず、又は目の焦点を合わせることで若しくは目を動かすことができない者、のいずれかに該当する者である。
- 五、締約国は、受益者のために著作物を利用しやすい様式の複製物の形態で利用可能とすることを促進するため、自国の著作権法において、複製権、譲渡権及び公衆の利用が可能となるような状態に置く権利の制限又は例外について定める。
- 六、締約国は、利用しやすい様式の複製物が作成される場合には、権限を与えられた機関が、当該利用しやすい様式の複製物を他の締約国の受益者若しくは権限を与えられた機関に譲渡し、又は他の締約国の受益者若しくは権限を与えられた機関の利用が可能となるような状態に置くことができることを定める。
- 七、締約国の国内法令は、受益者等又は権限を与えられた機関が著作物の利用しやすい様式の複製物を作成することを認める範囲において、権利者の許諾を得ることなく受益者のために利用しやすい様式の複製物を輸入することを認めるものとする。
- 八、締約国は、権限を与えられた機関が相互に特定することを支援するための情報の自発的な共有を奨励することにより、利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換を促進するよう努める。
- 九、締約国は、総会を設置する。総会は、この条約の適用及び運用に関する問題を取り扱う。
- 十、世界知的所有権機関国際事務局は、この条約の管理業務を行う。

二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 30.3.29承認 参議院 4.16外交防衛委員会付託 4.25本会議承認)

【要旨】

この条約は、船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のため、船舶における有害物質を含む装置等の設置及び使用の禁止又は制限、締約国によって許可を与えられる船舶の再資源化施設の要件等に

ついて定めるものであり、2009年（平成21年）5月に国際海事機関（IMO）の主権により香港で開催された国際会議において採択された。この条約は、前文、本文21箇条、末文、1の附属書及び付録から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、船舶の再資源化により生ずる災害、負傷その他の人の健康及び環境に対する悪影響を防止し、軽減し、最小にし、及び実行可能な範囲で除去するため、並びに船舶の運航上の耐用年数の期間を通じて船舶の安全並びに人の健康及び環境の保護を強化するため、この条約を十分かつ完全に実施することを約束する。
- 二、この条約は、締約国を旗国とする船舶又は締約国の権限の下で運行している船舶及び締約国の管轄の下で運営されている船舶の再資源化施設について適用する。
- 三、締約国は、自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運行している船舶、及び自国の管轄の下にある船舶の再資源化施設がこの条約に定める要件に適合することを要求するものとし、その適合を確保するため効果的な措置をとる。
- 四、締約国は、自国を旗国とする船舶若しくは自国の権限の下で運航している船舶又は自国の港等にある船舶において、付録1に掲げる有害物質を含んでいる装置等の設置及び使用を禁止し、又は制限するものとし、これらの船舶が付録1の規定に適合することを確保するため効果的な措置をとる。
- 五、締約国は、自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運行している船舶であって検査及び証明の対象となるものが、附属書に定める規則に従って検査され、及び証明されることを確保する。
- 六、この条約の適用を受ける船舶は、当該船舶がこの条約に適合しているか否かを決定するため、他の締約国の港又は沖合の係留施設において、当該他の締約国から正当に権限を与えられた職員により、有害物質の目録に関する国際証書又は再資源化の準備の完了に関する国際証書を船舶内に備えていることの確認等の監督を受けることがある。
- 七、監督を行う締約国は、船舶がこの条約に違反していることが発見された場合には、当該船舶に警告を与え、又は当該船舶を抑留し、退去させ、若しくは自国の港から排除するための措置をとることができる。
- 八、締約国は、自国の管轄の下で運営される船舶の再資源化施設であってこの条約が適用される船舶等を再資源化するものが、附属書に定める規則に従って許可を与えられることを確保する。
- 九、船舶の再資源化は、この条約に従って許可を与えられていること等の全ての要件を満たす船舶の再資源化施設においてのみ行う。
- 十、この条約上の義務の違反は、国内法令により禁止するものとし、当該違反に対する罰は、船舶については違反が行われた場所のいかんを問わず主管庁の法令において、船舶の再資源化施設については当該船舶の再資源化施設について管轄権を有する締約国の法令において定める。
- 十一、締約国の管轄権の範囲内におけるこの条約上の義務の違反は、当該締約国の法令により禁止するものとし、当該違反に対する罰は、当該締約国の法令において定める。
- 十二、この条約は、15以上の国であって、その商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の40パーセントに相当する商船船腹量以上となり、かつ、そのそれぞれの過去10年間における最大の年間船舶再資源化量の合計が総トン数でこれらの国の商船船腹量の合計の3パーセントに相当する船舶再資源化量以上となるものが、この条約を締結した日の後24箇月で、効力を生ずる。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求める件（閣条第3号）

（衆議院 30.6.7承認 参議院 6.18外交防衛委員会付託 6.29本会議承認）

【要旨】

この改正は、オゾン層を破壊する物質の代替物質として使用が増大した高い温室効果を有するハイドロフルオロカーボンを、1987年（昭和62年）9月に採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」（以下「議定書」という。）の下で、生産、消費等の規制及び非締約国との貿易の禁止の対象となる物質に追加すること等を目的とするものである。この改正は、2016年

(平成28年)10月にルワンダのキガリで開催された議定書の締約国の第28回会合において採択されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、2019年(平成31年)1月1日以降、ハイドロフルオロカーボンの生産量及び消費量が基準値を超えないことを確保する。
- 二、締約国は、非締約国とのハイドロフルオロカーボンの輸入及び輸出を禁止する。
- 三、締約国は、ハイドロフルオロカーボンであって、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸入及び輸出に関するライセンスの制度を設け及び実施する。
- 四、締約国は、ハイドロフルオロカーボンに関し、年間生産量、締約国により承認された技術によって破壊された量、輸入量、輸出量等についての統計資料を事務局に提出する。
- 五、この改正は、2019年(平成31年)1月1日に効力を生ずる。ただし、前記二は、議定書の締約国である70以上の国又は地域的な経済統合のための機関によるこの改正の批准書、受諾書又は承認書の寄託を条件として、2033年(平成45年)1月1日に効力を生ずる。

税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 30.4.19承認 参議院 5.14外交防衛委員会付託 5.18本会議承認)

【要旨】

経済のグローバル化に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われ、かつ、企業及び個人の海外取引及び海外資産の運用形態等が複雑化し、及び多様化している中、多国籍企業及び富裕層による課税逃れが課税の公平性の観点から大きな問題となっている。経済協力開発機構(OECD)及びG20においても、BEPS(税源浸食及び利益移転)プロジェクト等、国際的な脱税及び租税回避行為への対応が推進され、2015年(平成27年)10月に取りまとめられた同プロジェクトの最終報告書では、多国籍企業等による国際的な租税回避行為に対応するための様々な措置が勧告された。その一つとして、二国間の租税条約を一挙に修正することによってBEPS防止措置のうち租税条約に関連するものを効率的に二国間の租税条約に反映させるための多数国間条約の策定が勧告された。その後、OECD及びG20によってその設置が承認されたこの条約の策定のための特別部会において交渉が進められ、2016年(平成28年)11月にこの条約が採択された。この条約は、前文、本文39箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、第2条に規定する全てのこの条約の適用対象となる租税条約(以下「対象租税協定」という。)を修正する。
- 二、いずれかの当事国の租税に関する法令の下において課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一定の要件を満たす場合には、一方の当事国の居住者の所得とみなす旨の規定を対象租税協定について適用する。
- 三、対象租税協定の規定によって2以上の当事国の居住者に該当する者(双方居住者)で個人以外のものの振分けに関する規定を当該対象租税協定について適用する。
- 四、取引等の主要な目的が対象租税協定の特典を受けることである場合には当該対象租税協定の特典は与えられない旨の規定を当該対象租税協定について適用する。
- 五、契約の締結に関する一定の代理人を有する場合には、その代理人の存在をもって恒久的施設を有するものとする旨の規定を対象租税協定について適用する。
- 六、事業を行う一定の場所を通じて行われる場合においても恒久的施設を構成しないものとされる特定の活動に関する規定及び関連者間で細分化された事業活動はそれらを組み合わせて恒久的施設を認定する旨の規定を対象租税協定について適用する。
- 七、対象租税協定の規定に適合しない課税について権限のある当局に対して申立てをすることができ旨及び権限のある当局が相手国の権限のある当局との合意によって事案を解決するよう努める旨の規定を当該対象租税協定について適用する。
- 八、第6部に規定する仲裁を対象租税協定について適用することを選択することができる。相互協

議手続の申立てがされた事案について、一定の期間内に権限のある当局間の協議によって解決のための合意に達することができない事項については仲裁決定に基づいて解決する。

九、この条約には、この条約の規定によって明示的に認められている場合を除くほか、いかなる留保も付することができない。また、留保については、署名の時又は批准書等の寄託の時に付する。

十、この条約は、5番目の批准書等が寄託された日に開始する3箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。5番目の批准書等が寄託された後にこの条約を批准等する各署名国については、この条約は、当該署名国によって批准書等が寄託された日に開始する3箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とリトアニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 30.4.17承認 参議院 5.9外交防衛委員会付託 5.16本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とリトアニアとの間で課税権を調整するものであり、2017年(平成29年)7月13日にビリニュスで署名されたものである。この条約は、前文、本文32箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。

三、配当及び利子に対する源泉地国における税率は、居住者である者で個人以外のものが受益者である場合には免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。

四、使用料については、源泉地国において免税とする。

五、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。

六、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。

七、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。

八、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。

九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。

十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。

十一、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならないが、その承認を通知する外交上の公文の交換の日には効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

(衆議院 30.4.17承認 参議院 5.9外交防衛委員会付託 5.16本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とエストニアとの間で課税権を調整するものであり、2017年(平成29年)8月30日にタリンで署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす議決権割合10パーセント以上の親子会社間の場合には免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 四、利子に対する源泉地国における税率は、政府、地方公共団体、中央銀行等が受け取る場合等には免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 五、使用料に対する源泉地国における税率は、5パーセントを超えないものとする。
- 六、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。
- 八、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 九、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。
- 十、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 十一、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十二、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならないが、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 30.4.17承認 参議院 5.9外交防衛委員会付託 5.16本会議承認)

【要旨】

この条約は、1986年(昭和61年)に効力を生じた現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約をロシアとの間で全面的に改正するものであり、2017年(平成29年)9月7日にウラジオストクで署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、年金基金が受け取る場合には免税、一定の要件を満たす議決権割合15パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、不動産化体株式等から取得する配当の場合には15パーセントを、その他の場合には10パーセントをそれぞれ超えないものとする。
- 四、利子及び使用料については、源泉地国において免税とする。
- 五、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 六、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること並びに第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。
- 七、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。

- 八、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決について規定する。
- 九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十一、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 30.4.19承認 参議院 5.14外交防衛委員会付託 5.18本会議承認)

【要旨】

この条約は、1968年(昭和43年)に効力を生じた我が国とデンマークとの間の現行の租税条約を全面的に改正するものであり、2017年(平成29年)10月11日に東京で署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす議決権割合10パーセント以上の親子会社間等の場合及び年金基金が受け取る場合には免税、その他の場合には15パーセントを超えないものとする。
- 四、利子及び使用料については、源泉地国において免税とする。
- 五、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 六、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること並びに第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。
- 七、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 八、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。
- 九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十一、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

(衆議院 30.4.19承認 参議院 5.14外交防衛委員会付託 5.18本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とアイスランドとの間で課税権を調整するものであり、2018年(平成30年)1月15日にレイキャビクで署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の

一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす議決権割合25パーセント以上の親子会社間等の場合及び年金基金が受け取る場合には免税とする。一定の要件を満たす議決権割合10パーセント以上の親子会社間等の場合には5パーセントを、その他の場合には15パーセントを超えないものとする。
- 四、利子及び使用料については、源泉地国において免税とする。
- 五、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 六、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること並びに第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。
- 七、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 八、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。
- 九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十一、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

(衆議院 30. 4. 17承認 参議院 5. 9外交防衛委員会付託 5. 16本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とアルメニアとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2018年(平成30年)2月にエレバンで署名されたものである。

この協定は、前文、本文29箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の領域において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分(以下「投資活動」という。)に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇に関する最低基準を与える。
- 三、一方の締約国は、自国の領域において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 四、いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、輸出についての要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができない。
- 五、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置については内国民待遇等の義務は適用されないが現状維持義務が課される。附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については内国民待遇等の義務は適用されず、及び現状維持義務も課されない。
- 六、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること等の要件を満たさ

ない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。

七、一方の締約国は、武力紛争等により自国の領域にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

八、自国の投資家の損害の填補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位を承認する。

九、一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。

十、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合、資本の移動が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合等には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

十一、両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与える。

十二、この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託する。

十三、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。

十四、両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後10年の期間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで引き続き効力を有する。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

(衆議院 30. 5. 18承認 参議院 6. 1外交防衛委員会付託 6. 13本会議承認)

【要旨】

2016年(平成28年)2月、我が国、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、アメリカ合衆国及びベトナムの12箇国により、アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で新たなルールを構築するための環太平洋パートナーシップ協定(以下「TPP協定」という。)が署名された。我が国は、2017年(平成29年)1月にTPP協定を締結したが、その後、同協定の効力発生のためにその締結が不可欠であるアメリカ合衆国が同協定からの離脱を表明した。これを受け、アメリカ合衆国を除くTPP協定署名11箇国において、同協定の内容を実現するための法的枠組みとしての協定の交渉が開始され、2018年(平成30年)3月8日にサンティアゴにおいて、これら11箇国により、この協定が署名された。

この協定は、前文、本文7箇条及び末文並びに1の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、TPP協定(第30・4条(加入)、第30・5条(効力発生)、第30・6条(脱退)及び第30・8条(正文)を除く。)の規定が、この協定の規定に従い、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すことを合意する。

二、締約国は、この協定の効力発生の日に、この協定の附属書に掲げる規定の適用を停止する。締

約国は、これらの規定のうち1又は2以上の規定の適用の停止を終了させることに締約国が合意する時まで、当該規定の適用を停止する。

三、この協定は、この協定の署名国のうち少なくとも6又は少なくとも半数のいずれか少ない方の国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後60日で効力を生ずる。

四、締約国は、書面により寄託者に対して脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができる。

五、国又は独立の関税地域は、この協定の効力発生の日の後、締約国と当該国又は独立の関税地域との間で合意する条件に従ってこの協定に加入することができる。

六、締約国は、T P P協定第27・2条（委員会の任務）の規定を適用するほか、同協定の効力発生が差し迫っている場合又は同協定が効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。

七、この協定は、英語、スペイン語及びフランス語をひとしく正文とする。

八、前記一に基づきこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成すT P P協定の規定のうち、前記二に基づき適用を停止する特定の規定は、次のとおりである。

- 1 第5章（税関当局及び貿易円滑化）のうち、少額急送貨物に関する規定の一部
- 2 第9章（投資）のうち、投資家と国との間の紛争解決（I S D S）関連規定の一部
- 3 第10章（国境を越えるサービスの貿易）のうち、急送便サービスに関する附属書の一部
- 4 第11章（金融サービス）のうち、金融サービス最低基準待遇関連規定の一部等
- 5 第13章（電気通信）のうち、電気通信紛争解決に関する規定の一部
- 6 第15章（政府調達）のうち、政府調達に参加するための条件及び政府調達に関してこの協定の効力発生の後に行う追加的な交渉に関する規定の一部
- 7 第18章（知的財産）のうち、知的財産の内国民待遇、特許対象事項、審査遅延に基づく特許期間延長、医薬承認審査に基づく特許期間延長、一般医薬品データ保護、生物製剤データ保護、著作権等の保護期間、技術的保護手段、権利管理情報、衛星・ケーブル信号の保護及びインターネット・サービス・プロバイダに関する規定及び附属書の全部又は一部
- 8 第20章（環境）のうち、保存及び貿易に関する規定の一部
- 9 第26章（透明性及び腐敗行為の防止）のうち、医薬品・医療機器に関する透明性に関する附属書の一部
- 10 附属書II（投資・国境を越えるサービスの貿易に関する留保）のうち、ブルネイの留保表の一部
- 11 附属書IV（国有企業等に関する留保）のうち、マレーシアの留保表の一部

承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 30.3.23承認 参議院 3.28総務委員会付託 3.30本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成30年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が7,168億円、事業支出が7,128億円で、事業収支差金は40億円となる。この事業収支差金は、全額を4K・8K設備等の建設費に使用する。受信料収入は、受信契約件数の増加や未収数の削減に努めることで、6,995億円を確保する。

二、事業計画

平成30年度は、3か年経営計画の初年度として、自主自律を堅持し、放送を太い幹としつつインターネットも活用して、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を挙げるとともに、多彩で質の高いコンテンツの充実、積極的な国際発信による日本と国際社会の相互理解の促進、放送・サービスを通じた地域社会への貢献、受信料の公平負担徹底に向けた支払率向上、創造的で効率的な経営の推進、時代にふさわしい働き方ができる組織への改革、放送センター建替の推進等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額8,291億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,424億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、事業収支差金の黒字を確保し、質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、先導的なサービスの推進等に取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められるとしながら、既存業務全体の見直しや受信料額の引下げの可能性を含めた受信料の在り方について検討を行うこと、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を引き続き実施することを求め、また、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう徹底した取組を行うことを強く求めるとともに、協会の経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、説明責任を果たしていくことが必要である旨の意見が付されている。

【附帯決議】(30.3.29総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、全国、各分野を考慮して幅広く選任するよう努めること。

二、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、放送の不偏不党、真実及び自律を確保すること。

また、放送番組の編集に当たっては、公正を保持し、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。

三、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを再確認し、役員職務執行に対して一層実効ある監督を行うことなどにより、国民・視聴者の負託に応えること。

また、監査委員会は、放送法に基づく調査権限を適切に行使し、役員に不適切な行為がある場

合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、経営委員会と十分に連携しながら、時宜を失することなく厳格に対処すること。

四、協会は、平成25年に首都圏放送センターの記者が過労で亡くなられた事実を重く受け止め、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先とし、適正な労務管理、業務・組織の見直し等を徹底的に行うことにより、長時間労働による被害を二度と起こさぬよう全力で取り組むとともに、その取組状況等を協会内外に広く丁寧に周知すること。

五、協会は、関連団体を含め不祥事が頻発していることに対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、コンプライアンスの徹底、再発防止策の確実な実施等を組織一体となって行うことにより、信頼回復に全力を尽くすとともに、その取組状況等を国民・視聴者に丁寧に説明すること。

六、協会は、平成29年12月の最高裁判決も踏まえ、公共放送の存在意義や受信料制度に対する国民の理解を促進し、協会に対する信頼感の醸成に組織一体となって取り組むとともに、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

七、協会は、その運営が受信料によって支えられており、国民・視聴者に適切に利益を還元していくことの重要性に鑑み、繰越金の現状や今後の事業収支の見直し等を踏まえ、協会の収支構造及び受信料体系の在り方について、不断の見直しを行うこと。

また、国民・視聴者に対するサービスの低下や職員の負担の増大を招かないよう配慮しつつ、より効率的な体制の確立に向けた取組を推進するとともに、放送センターの建替については、建設費の大幅な増大が生じないよう万全を期すこと。

八、協会は、経営委員会や理事会等における意思決定に至る過程はもとより、財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営状況、調達に係る取引、放送センターの建替基本計画の遂行状況等について、議事録を適切に作成・管理するとともに、情報の開示・説明を十分に行うことにより、国民・視聴者に対する説明責任を果たすこと。

また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表することにより、国民・視聴者からの信頼の維持に努めること。

九、政府及び協会は、インターネット常時同時配信を含む協会の業務の在り方について、国民・視聴者や民間放送事業者等の見解を幅広く聞きながら、受信料制度及びガバナンスの在り方とともに丁寧に検討を進めること。

また、協会は、当該検討に当たっては、協会の業務に対する国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、関係者間での情報共有及び連携を図り、広く情報提供を行うとともに、インターネット常時同時配信等の通信分野における協会の在り方について、できるだけ明確かつ具体的にその将来像を示すよう努めること。

十、協会は、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるよう、国際放送の一層の充実を図ること。特に、外国人向けテレビ国際放送については、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

十一、協会は、本院からの要請に基づく平成29年3月の会計検査院の報告等を踏まえ、グループとしてのガバナンスを強化し、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

十二、協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年を見据えた4K・8K放送の整備及び普及促進に当たっては、過剰投資、多重投資とならないよう十分な計画性を持って行うこと。

また、4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について、国民・視聴者や関係事業者の意見を幅広く聞きながら、検討を進めること。

十三、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・ディバイドを解消するため、字幕放送、解説放送、手話放送の一層の充実等を図ること。

十四、協会は、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、本部等の機能や運用・実施体制の強化を

図るとともに、自然災害からの復興に資する報道を充実し、併せて、災害の記録の保存・活用に努めること。

十五、協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であること及び東京オリンピック・パラリンピックに向けてサイバー攻撃の脅威が高まっていることに鑑み、関係機関と緊密な連携を図り、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

右決議する。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(衆議院 30.5.18承諾 参議院 6.6決算委員会付託 6.13本会議承諾)

【要旨】

一般会計熊本地震復旧等予備費予算額2,737億円のうち、平成28年5月31日から7月26日までの間に使用を決定した金額は2,476億円で、その内訳は、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要な経費420億円、自衛隊の部隊が実施する災害派遣活動等に必要な経費346億円、災害廃棄物処理事業に必要な経費340億円などである。

平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(衆議院 30.5.18承諾 参議院 6.6決算委員会付託 6.13本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成28年4月19日から29年2月27日までの間に使用を決定した金額は319億円で、その内訳は、訟務費の不足を補うために必要な経費256億円、熊本地震による被災地域の緊急支援に必要な経費23億円、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費11億円などである。

平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 30.5.18承諾 参議院 6.6決算委員会付託 6.13本会議承諾)

【要旨】

平成29年2月24日から3月28日までの間に決定した経費増額総額は174億円で、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額である。

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成29年10月6日から10月30日までに使用を決定した金額は639億円で、その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費626億円、衆議院議員総選挙啓発推進に必要な経費5億円、訟務費の不足を補うために必要な経費4億円などである。

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成30年3月23日から3月26日に使用を決定した金額は232億円で、その内訳は、大雪に伴う道路事業に必要な経費223億円、訟務費の不足を補うために必要な経費8億円である。

決算その他

平成二十八年度一般会計歳入歳出決算、平成二十八年度特別会計歳入歳出決算、平成二十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十八年度政府関係機関決算書
 (衆議院 継続審査 参議院 第195回国会 29.12.4決算委員会付託 30.6.27本会議是認)

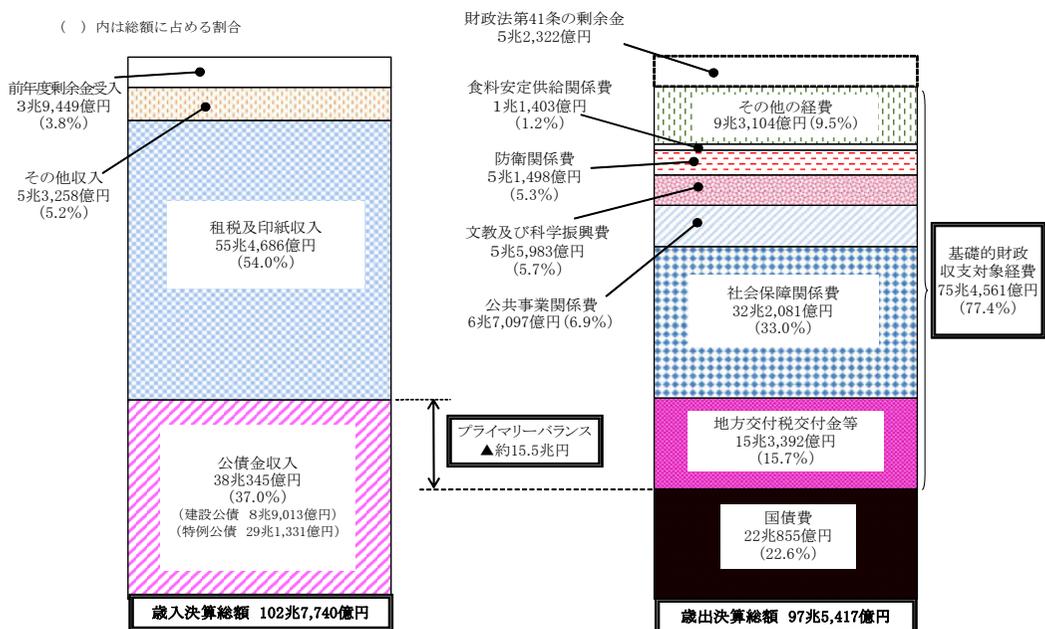
平成二十八年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は102兆7,740億円、歳出決算額は97兆5,417億円であり、差引き5兆2,322億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成29年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は3,782億円である。

平成二十八年度特別会計歳入歳出決算における14の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は410兆1,617億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は395兆3,607億円である。

平成二十八年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は72兆356億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は70兆7,457億円であるため、差引き1兆2,899億円の剰余を生じた。

平成二十八年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆650億円、支出済額を合計した支出決算額は9,068億円である。

〈平成二十八年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成28年度決算の説明」より作成

平成二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第195回国会 29.12.4決算委員会付託 30.6.27本会議是認)

平成二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書における28年度中の国有財産の差引純増加額は9,097億円、28年度末現在額は106兆79億円である。

平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第195回国会 29.12.4決算委員会付託 30.6.27本会議是認)

平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書における28年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は242億円、28年度末現在額は1兆806億円である。

N H K 決算

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 30.6.14議決 参議院 30.6.6総務委員会付託 30.6.8本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成25年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成25年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,342億円、負債合計は3,073億円、純資産合計は6,269億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,552億円、経常事業支出は6,496億円となっており、経常事業収支差金は56億円となっている。

日本放送協会平成二十六年年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 30.6.6総務委員会付託 30.6.8本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成26年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成26年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,971億円、負債合計は3,305億円、純資産合計は6,665億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,730億円、経常事業支出は6,561億円となっており、経常事業収支差金は169億円となっている。

日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 30.6.6総務委員会付託 30.6.8本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成27年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成27年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆432億円、負債合計は3,478億円、純資産合計は6,954億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,859億円、経常事業支出は6,670億円となっており、経常事業収支差金は188億円となっている。

日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 30.6.6総務委員会付託 30.6.8本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成28年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成28年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆915億円、負債合計は3,680億円、純資産合計は7,235億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,019億円、経常事業支出は6,885億円となっており、経常事業収支差金は133億円となっている。

規則案

参議院規則の一部を改正する規則案(規則第1号)

(参議院 30. 7. 20本会議可決)

【要旨】

本規則案は、参議院における行政監視機能の強化を図るため、必要な規定の整備を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一 行政監視委員会の委員の増員等

行政監視委員会について、その委員の数を35人（現行30人）とするとともに、行政監視にはこれに基づく勧告を含むこととする。

二 行政監視委員会の議院への報告

行政監視委員会は、計画的、継続的かつ効果的な行政監視に資するため、少なくとも毎年1回、その実施の状況等（勧告を行う必要がある場合には、その旨を含む。）を議院に報告するものとする。

三 施行期日等

- 1 この規則は、平成31年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召集される国会の召集の日から施行する。
- 2 所要の経過措置を定める。

5 議案審議表

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に送付されたもののみ掲載。
 注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。
 注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。
 凡例 ☆:参議院先議 ※:予算関係法律案 (多):賛成多数 (全):全会一致

内閣委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 目録 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成党派				反対党派
子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(閣法第6号)※	30.2.6	(3.9) 3.9 内閣	3.15 可決(全)	3.16 可決(全)	(3.23) 3.23	3.23	3.27 質疑 3.29 質疑	3.29 可決(多) 附帯決議	3.30 可決(多)	自民、民進、 公明、維新、 立憲、希党、 無ク、国声、 無	共産、希会、 沖縄	3.31 12号	34	
古物営業法の一部を改正する法律案(閣法第42号)☆	30.3.6	— 4.10 内閣	4.13 可決(全)	4.17 可決(全)	— 4.2	4.3	4.5 質疑	4.5 可決(全)	4.6 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希会、 立憲、希党、 無ク、沖縄、 国声、無	—	4.25 21号	75	
株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第17号)	30.2.9	— 4.3 内閣	4.6 可決(多) 附帯決議	4.10 可決(多)	— 4.11	4.12	4.17 質疑	5.15 可決(多) 附帯決議	5.16 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希党、 無ク、国声、 無	共産、希会、 沖縄	5.23 27号	41	
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(内閣委員長提出)(衆第12号)	30.4.11			4.12 可決(全)	— 5.10	5.15	—	5.15 可決(全) 附帯決議	5.16 可決(全)	自民、公明、 民主、立憲、 共産、維新、 希会、希党、 無ク、沖縄、 国声、無	—	5.23 28号	115	
地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案(閣法第5号)※	30.2.6	— 3.16 地方創生	3.22 可決(多) 附帯決議	3.23 可決(多)	(5.16) 5.16	5.17	5.17 質疑 5.22 連合審査 会(閣法第5号 のみ)	5.24 可決(多) 附帯決議	5.25 可決(多)	自民、公明、 立憲、維新、 無ク、国声、 無	民主、共産、 希会、希党、 沖縄、無	6.1 37号	32	5.22 内閣委員会、文教科学委員会連合審査会
地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第7号)	30.2.6	— 3.16 地方創生	3.22 可決(多) 附帯決議	3.23 可決(多)	(5.16) 5.16	5.17	5.24 質疑	5.24 可決(多) 附帯決議	5.25 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希党、 無ク、国声、 無	共産、希会、 沖縄	6.1 38号	35	
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第54号)☆	30.3.9	— 6.7 地方創生	6.15 可決(多)	6.19 可決(多)	— 5.28	5.29	5.31 質疑	5.31 可決(多)	6.1 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会 (一部)、希党、 無ク、国声、 無	共産、希会	6.27 66号	88	
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)※	30.2.9	(4.12) 4.12 内閣	5.11 可決(多)	5.15 可決(多)	— 6.1	6.5	6.7 質疑 6.12 質疑	6.12 可決(多) 附帯決議	6.13 可決(多)	自民、公明、 維新、希党、 無ク、国声、 無	民主、立憲、 共産、希会、 沖縄、無	6.20 60号	42	
環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)	30.3.27	(5.8) 5.8 内閣	5.23 可決(多)	5.24 可決(多)	(6.1) 6.1	6.14	6.14 質疑 6.19 連合審査 会 6.19 参考人 6.26 質疑 6.28 質疑	6.28 可決(多) 附帯決議	6.29 可決(多)	自民、公明、 維新、希党、 無ク、国声、 無	民主、立憲、 共産、希会、 沖縄、無	7.6 70号	94	6.19 内閣委員会、農林水産委員会連合審査会
ギャンブル依存症対策基本法案(小西洋之君外1名発議)(参第20号)	30.7.2	—	—	—	— 7.2	7.3	7.3 参考人 7.5 質疑	審査未了	—	—	—	—	112	
ギャンブル等依存症対策基本法案(中谷元君外7名提出)(衆第20号)	30.5.16	— 5.17 内閣	5.25 可決(多)	5.25 可決(多)	— 7.2	7.3	7.5 質疑	7.5 可決(多) 附帯決議	7.6 可決(多)	自民、公明、 民主、維新、 希党、無ク、 国声、無	立憲、共産、 希会、沖縄、 無	7.13 74号	117	

特定複合観光施設区域整備法案(関法第64号)	30.4.27	(5.22) 5.22 内閣	6.15 可決(多)	6.19 可決(多)	(7.6) 7.6	7.10 7.10 質疑 7.12 質疑 7.13 参考人 7.17 質疑 7.19 質疑	7.19 可決(多) 附帯決議	7.20 可決(多)	自民、公明、 維新、希党、 無欠、国声	民主、立憲、 共産、希会、 沖繩、国声、 無	7.27 80号	101
------------------------	---------	-------------------	---------------	---------------	--------------	--	-----------------------	---------------	---------------------------	---------------------------------	-------------	-----

総務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院					公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決				賛成会派
地方税法等の一部を改正する法律案(関法第8号)※	30.2.6	(2.15) 2.15 総務	2.28 可決(多)	2.28 可決(多)	(3.16) 3.16	3.20		3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	自民、公明、 維新、希党、 無欠、国声	民主、共産、 立憲、希会、 沖繩、無	3.31 3号	36
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(関法第9号)※	30.2.6	(2.15) 2.15 総務	2.28 可決(多)	2.28 可決(多)	(3.16) 3.16	3.20		3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	自民、公明、 維新、立憲、 希党、無欠、 国声、無	民主、共産、 希会、沖繩、 無	3.31 4号	37
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(関承認第1号)	30.2.9	— 3.20 総務	3.22 承認(全) 附帯決議	3.23 承認(全)	— 3.28	3.29	3.29 質疑	3.29 承認(全) 附帯決議	3.30 承認(全)	自民、民主、 公明、共産、 維新、希会、 立憲、希党、 無欠、沖繩、 国声、無	—		139
東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第11号)	30.4.10			4.12 可決(全)	— 4.16	4.17	4.17 質疑	4.17 可決(全) 附帯決議	4.18 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 維新、立憲、 希会、希党、 無欠、沖繩、 国声、無	—	4.25 19号	115
電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(関法第33号)	30.3.6	— 4.4 総務	4.12 可決(多) 附帯決議	4.17 可決(多)	— 4.18	4.19	5.15 質疑	5.15 可決(多)	5.16 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会、 希党、無欠、 沖繩、国声、 無	共産	5.23 24号	64
統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(関法第34号)	30.3.6	— 5.9 総務	5.17 可決(多) 附帯決議	5.18 可決(多)	— 5.21	5.22	5.24 質疑	5.24 可決(多) 附帯決議	5.25 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会、 希党、無欠、 沖繩、国声、 無	共産	6.1 34号	65
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第24号)	30.5.22			5.24 可決(全)	— 5.30	5.31	5.31 質疑	5.31 可決(全)	6.1 可決(全)	自民、公明、 民主、立憲、 共産、維新、 希会、希党、 無欠、沖繩、 国声、無	—	6.8 41号	118
日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	26.11.21 (187回)	— 30.1.22 総務	6.12 異議がない (多)	6.14 異議がない (多)	— 6.6	6.7		6.7 是認(多)	6.8 是認(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会、 希党、無欠、 沖繩、国声、 無	共産		144
日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	28.2.9 (190回)	— 30.1.22 総務	—	—	6.6	6.7	6.7 質疑	6.7 是認(多)	6.8 是認(多)	自民、公明、 維新、希党、 無欠、国声、 無	民主、立憲、 共産、希会、 沖繩、無		144
日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	28.11.29 (192回)	— 30.1.22 総務	—	—	6.6	6.7		6.7 是認(多)	6.8 是認(多)	自民、公明、 維新、希党、 無欠、国声、 無	民主、立憲、 共産、希会、 沖繩、無		144
日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	29.12.5 (195回)	— 30.1.22 総務	—	—	6.6	6.7		6.7 是認(多)	6.8 是認(多)	自民、公明、 維新、希党、 無欠、国声、 無	民主、立憲、 共産、希会、 沖繩、無		144

法務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 目録 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出)(衆第8号)	30.3.23			3.27 可決(全)	— 3.26 予備付託 3.27 本付託	3.29	—	3.29 可決(全)	3.30 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希会、 立憲、希党、 無ク、沖縄、 国声、無	—	3.31 5号	114	
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(関法第10号) ※	30.2.6	— 3.27 法務	3.30 可決(多)	4.3 可決(多)	— 4.4	4.5	4.10 質疑	4.10 可決(多)	4.11 可決(多)	自民、民進、 公明、維新、 希会、立憲、 無ク、国声、 無	共産、希党、 沖縄	4.18 14号	37	
人事訴訟法等の一部を改正する法律案(関法第11号)	30.2.6	— 4.3 法務	4.6 可決(全)	4.10 可決(全)	— 4.11	4.12	4.17 質疑	4.17 可決(全)	4.18 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、立憲、 希会、無ク、 沖縄、国声、 無	—	4.25 20号	37	
商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案(関法第12号)	30.2.6	— 4.12 法務	4.18 可決(全)	4.19 可決(全)	— 5.14	5.15	5.17 質疑	5.17 可決(全)	5.18 可決(全)	自民、公明、 民主、立憲、 共産、維新、 希会、希党、 無ク、沖縄、 国声、無	—	5.25 29号	38	
民法の一部を改正する法律案(関法第55号)	30.3.13	(4.24) 4.24 法務	5.25 可決(多)	5.29 可決(多)	(5.30) 5.30	5.31	5.31 質疑 6.5 参考人/質 疑 6.7 参考人 6.12 質疑	6.12 可決(多) 附帯決議	6.13 可決(多)	自民、公明、 立憲(一部)、 維新、希党、 無ク、国声、 無	民主、立憲、 共産、希会、 沖縄、無	6.20 59号	88	
民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(関法第58号)	30.3.13	— 6.5 法務	6.15 可決(多) 附帯決議	6.19 可決(多)	— 6.25	6.26	6.28 質疑 7.3 参考人 7.5 質疑	7.5 可決(多) 附帯決議	7.6 可決(多)	自民、公明、 民主、共産、 維新、希会、 (一部)、希党、 無ク、国声、 無	立憲、希会、 沖縄、無	7.13 72号	90	
法務局における遺言書の保管等に関する法律案(関法第59号)	30.3.13	— 6.5 法務	6.15 可決(全) 附帯決議	6.19 可決(全)	— 6.25	6.26	7.5 質疑	7.5 可決(全) 附帯決議	7.6 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 共産、維新、 希会、希党、 無ク、沖縄、 国声、無	希会(一部)	7.13 73号	91	

外交防衛委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 目録 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(関法第19号) ※	30.2.9	— 3.9 外務	3.14 可決(全)	3.16 可決(全)	— 3.26	3.27	3.29 質疑	3.29 可決(多)	3.30 可決(多)	自民、民進、 公明、維新、 希会、立憲、 希党、無ク、 国声、無	共産、希会、 (一部)、沖縄	3.31 2号	43	
防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(関法第25号) ※	30.2.9	— 3.20 安全保障	3.22 可決(多)	3.23 可決(多)	— 4.2	4.3	4.5 質疑 4.12 質疑	4.12 可決(多) 附帯決議	4.13 可決(多)	自民、民進、 公明、維新、 希会、立憲、 希党、無ク、 国声、無	共産、希会、 (一部)、沖縄	4.20 17号	53	

盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件(関条第1号)	30.2.23	— 3.22 外務	3.28 承認(全)	3.29 承認(全)	— 4.16	4.17		4.19 承認(全)	4.25 承認(全)	自民、公明、 維新、無久、 国声、無	—	/	130	
二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件(関条第2号)	30.2.23	— 3.22 外務	3.28 承認(全)	3.29 承認(全)	— 4.16	4.17	4.19 質疑	4.19 承認(全)	4.25 承認(全)	自民、公明、 維新、無久、 国声、無	—	/	130	
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とリトアニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(関条第5号)	30.3.9	— 4.3 外務	4.13 承認(多)	4.17 承認(多)	— 5.9	5.10		5.15 承認(多)	5.16 承認(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会、 希党、無久、 沖繩、国声、 無	共産	/	133	
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(関条第6号)	30.3.9	— 4.3 外務	4.13 承認(多)	4.17 承認(多)	— 5.9	5.10	5.15 質疑	5.15 承認(多)	5.16 承認(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会、 希党、無久、 沖繩、国声、 無	共産	/	133	
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(関条第7号)	30.3.9	— 4.3 外務	4.13 承認(多)	4.17 承認(多)	— 5.9	5.10		5.15 承認(多)	5.16 承認(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会、 希党、無久、 沖繩、国声、 無	共産	/	134	
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(関条第10号)	30.3.9	— 4.3 外務	4.13 承認(多)	4.17 承認(多)	— 5.9	5.10		5.15 承認(多)	5.16 承認(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会、 希党、無久、 沖繩、国声、 無	共産	/	136	
税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の締結について承認を求めるの件(関条第4号)	30.3.9	— 4.12 外務	4.18 承認(全)	4.19 承認(全)	— 5.14	5.15		5.17 承認(全)	5.18 承認(全)	自民、公明、 民主、立憲、 共産、維新、 希会、希党、 無久、沖繩、 国声、無	—	/	132	
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(関条第8号)	30.3.9	— 4.12 外務	4.18 承認(多)	4.19 承認(多)	— 5.14	5.15	5.17 質疑	5.17 承認(多)	5.18 承認(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会、 希党、無久、 沖繩、国声、 無	共産	/	135	
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件(関条第9号)	30.3.9	— 4.12 外務	4.18 承認(多)	4.19 承認(多)	— 5.14	5.15		5.17 承認(多)	5.18 承認(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会、 希党、無久、 沖繩、国声、 無	共産	/	135	
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件(関条第11号)	30.3.27	(4.17) 4.17 外務	5.18 承認(多)	5.18 承認(多)	(6.1) 6.1	6.5	6.5 質疑 6.12 質疑	6.12 承認(多)	6.13 承認(多)	自民、公明、 維新、希党、 無久、国声、 無	民主、立憲、 共産、希会、 沖繩、無	/	137	
オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件(関条第3号)	30.2.23	— 3.22 外務	6.6 承認(全)	6.7 承認(全)	— 6.18	6.19	6.28 質疑	6.28 承認(全)	6.29 承認(全)	自民、公明、 民主、立憲、 共産、維新、 希会、希党、 無久、沖繩、 国声、無	—	/	131	

財政金融委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
所得税法等の一部を改正する法律案(関法第1号)※	30.2.2	(2.13) 2.13 財務金融	2.28 可決(多) 附帯決議	2.28 可決(多)	(3.9) 3.9	3.20	3.22 質疑 3.23 質疑 3.28 質疑	3.28 可決(多) 附帯決議	3.28 可決(多)	自民、公明、 維新、無久、 国声、無	民進、共産、 希会、立憲、 希党、沖繩、 無	3.31 7号	28	
関税法率法等の一部を改正する法律案(関法第13号)※	30.2.6	— 3.15 財務金融	3.20 可決(全) 附帯決議	3.22 可決(全)	— 3.28	3.28	3.29 質疑	3.29 可決(全) 附帯決議	3.30 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希会、 立憲、希党、 無久、沖繩、 国声、無	—	3.31 8号	38	
保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第195回国会関法第4号)	29.11.17 (195回)	— 30.1.22 財務金融	3.23 可決(全)	3.27 可決(全)	— 3.29	3.29	3.30 質疑	3.30 可決(全)	3.30 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希会、 立憲、希党、 無久、沖繩、 国声、無	—	3.31 10号	105	
国際観光旅客税法案(関法第2号)※	30.2.2	(2.13) 2.13 財務金融	3.2 可決(多)	3.9 可決(多)	(4.4) 4.4	4.5	4.5 質疑 4.10 参考人/質 疑	4.10 可決(多)	4.11 可決(多)	自民、公明、 維新、無久、 国声、無	民進、共産、 希会、立憲、 希党、沖繩、 無	4.18 16号	29	

文教科学委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案(大野泰正君外8名発議)(参第7号)	30.4.16	— 5.31 文部科学	6.1 可決(全)	6.7 可決(全)	— 4.16	4.17		4.17 可決(全) 附帯決議	4.18 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、立憲、 希会、立憲、 希党、無久、 沖繩、無	—	6.13 47号	107	
国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案(上野通子君外9名発議)(参第8号)	30.4.16	— 5.31 文部科学	6.1 可決(多)	6.7 可決(多)	— 4.16	4.17	4.17 質疑	4.17 可決(多)	4.18 可決(多)	自民、民進、 公明、維新、 立憲、希会、 希党、無久、 沖繩、国声、 無	共産	6.13 48号	107	
著作権法の一部を改正する法律案(関法第28号)	30.2.23	— 4.3 文部科学	4.13 可決(多) 附帯決議	4.17 可決(多)	— 5.9	5.10	5.15 参考人 5.17 質疑	5.17 可決(多) 附帯決議	5.18 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会、 希党、無久、 沖繩、国声、 無	共産	5.25 30号	56	
学校教育法等の一部を改正する法律案(関法第29号)	30.2.23	— 4.12 文部科学	5.9 可決(全) 附帯決議	5.10 可決(全)	— 5.21	5.22	5.24 質疑	5.24 可決(全) 附帯決議	5.25 可決(全)	自民、公明、 民主、立憲、 共産、維新、 希会、希党、 無久、沖繩、 国声、無	—	6.1 39号	58	
文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(関法第35号)	30.3.6	— 5.10 文部科学	5.18 可決(多) 附帯決議	5.22 可決(多)	— 5.28	5.29	5.31 質疑	5.31 可決(多) 附帯決議	6.1 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会、 希党、無久、 沖繩、国声、 無	共産	6.8 42号	66	
文部科学省設置法の一部を改正する法律案(関法第26号)	30.2.16	(5.15) 5.15 文部科学	5.25 可決(多) 附帯決議	5.29 可決(多)	(6.6) 6.6	6.7	6.7 質疑	6.7 可決(多) 附帯決議	6.8 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会、 希党、無久、 沖繩、国声、 無	共産	6.15 51号	53	

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案(文部科学委員長提出)(衆第26号)	30.5.30			5.31 可決(多)	— 6.11	6.12		6.12 可決(多)	6.13 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会、 希望、無欠、 沖縄、国声、 無	共産、希会 (一部)	6.20 58号	120
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)(衆第27号)	30.5.30			5.31 可決(多)	— 6.11	6.12		6.12 可決(多)	6.13 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会、 希望、無欠、 沖縄、国声、 無	共産、希会 (一部)	6.20 55号	120
スポーツ基本法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)(衆第28号)	30.5.30			5.31 可決(全)	— 6.11	6.12	6.12 質疑	6.12 可決(全) 附帯決議	6.13 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 共産、維新、 希会、希望、 無欠、沖縄、 国声、無	希会(一部)	6.20 56号	121
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)(衆第29号)	30.5.30			5.31 可決(全)	— 6.11	6.12		6.12 可決(全)	6.13 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 共産、維新、 希会、希望、 無欠、沖縄、 国声、無	希会(一部)	6.20 57号	121

厚生労働委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に 伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律 案(閣法第14号)※	30.2.6	— 3.22 厚生労働	3.28 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(全)	— 4.2	4.3	4.5 質疑	4.5 可決(全) 附帯決議	4.6 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希会、 立憲、希望、 無欠、沖縄、 国声、無	—	4.13 13号	39	
食品衛生法等の一部を改正する法律案(閣法第61号)☆	30.3.13	— 6.1 厚生労働	6.6 可決(全)	6.7 可決(全)	— 4.9	4.10	4.12 質疑	4.12 可決(全) 附帯決議	4.13 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希会、 立憲、希望、 無欠、沖縄、 国声、無	—	6.13 46号	93	
医療法及び医師法の一部を改正する法律案(閣法第60号) ☆	30.3.13	— 7.10 厚生労働	7.13 可決(多) 附帯決議	7.18 可決(多)	— 4.16	4.17	4.19 質疑 5.15 参考人/質 疑 5.17 質疑	5.17 可決(多) 附帯決議	5.18 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会、 希望、無欠、 沖縄、国声、 無	共産	7.25 79号	91	
生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支 援法等の一部を改正する法律案(閣法第20号)※	30.2.9	(3.30) 3.30 厚生労働	4.25 可決(全) 附帯決議	4.27 可決(全)	(5.18) 5.18	5.22	5.22 質疑 5.24 参考人 5.29 質疑 5.31 質疑	5.31 可決(多) 附帯決議	6.1 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希望、 無欠、国声、 無	共産、希会、 沖縄	6.8 44号	44	
働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 案(閣法第63号)	30.4.6	(4.27) 4.27 厚生労働	5.25 修正(多) 附帯決議	5.31 修正(多)	(6.4) 6.4	6.5	6.5 質疑(閣法 第63号のみ) 6.7 質疑 6.12 参考人/質 疑	6.28 可決(多) 附帯決議	6.29 可決(多)	自民、公明、 維新、希望、 無欠、国声、 無	民主、立憲、 共産、希会、 沖縄、国声、 無	7.6 71号	95	6.13 地方公聴会
労働安全衛生法の一部を改正する法律案(石橋通宏君外5 名発議)(参第9号)	30.4.27	—	—	—	— 6.7	6.7	6.14 質疑 6.19 質疑 6.26 質疑 6.28 質疑	6.28 否決	6.29 否決	民主、立憲、 共産、希望、 希望、無欠、 沖縄、国声、 無	自民、公明、 維新	—	108	

健康増進法の一部を改正する法律案(松沢成文君外1名発議)(参第19号)	30.6.26	—	—	—	—	7.3	7.5	7.5 質疑 7.10 参考人/質疑 7.12 質疑	審査未了	—	—	—	112	
健康増進法の一部を改正する法律案(閣法第47号)	30.3.9	(6.8) 6.8 厚生労働	6.15 可決(多) 附帯決議	6.19 可決(多)	(7.4) 7.4	7.5	7.5	7.12 質疑	7.12 可決(多) 附帯決議	7.18 可決(多)	自民、公明、 民主、無ク、 国声、無	民主(一部)、 立憲、共産、 維新、希会、 希党、沖縄、 無	7.25 78号	79
水道法の一部を改正する法律案(閣法第48号)	30.3.9	— 6.27 厚生労働	7.4 可決(多) 附帯決議	7.5 可決(多)	— 7.19	—	—	—	継続審査	—	—	—	81	

農林水産委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第15号)	30.2.6	— 3.20 農林水産	3.22 可決(全)	3.23 可決(全)	— 3.26	3.27	3.29 質疑	3.29 可決(全)	3.30 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希会、 立憲、希党、 無ク、沖縄、 国声、無	—	3.31 9号	40	
都市農地の貸借の円滑化に関する法律案(閣法第43号)☆	30.3.6	— 6.6 農林水産	6.19 可決(全) 附帯決議	6.20 可決(全)	— 4.2	4.3	4.5 質疑	4.5 可決(全) 附帯決議	4.6 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希会、 立憲、希党、 無ク、沖縄、 国声、無	—	6.27 68号	77	
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(閣法第36号)	30.3.6	— 3.27 農林水産	4.4 可決(多) 附帯決議	4.5 可決(全)	— 4.9	4.10	4.19 質疑	5.10 可決(多) 附帯決議	5.11 可決(多)	自民、公明、 立憲、維新、 希会、希党、 無ク、国声、 無	民主、共産、 希会(一部)、 沖縄、無	5.18 23号	67	
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案(閣法第37号)	30.3.6	— 4.18 農林水産	5.9 可決(全) 附帯決議	5.10 可決(全)	— 5.14	5.15	5.17 質疑	5.17 可決(全) 附帯決議	5.18 可決(全)	自民、公明、 民主、立憲、 共産、維新、 希会、希党、 無ク、沖縄、 国声、無	—	5.25 31号	69	
森林経営管理法(閣法第38号)	30.3.6	(3.29) 3.29 農林水産	4.17 可決(多) 附帯決議	4.19 可決(多)	(5.16) 5.16	5.17	5.22 質疑/参考人 5.24 質疑	5.24 可決(多) 附帯決議	5.25 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会 (一部)、希党、 共産、希会	—	6.1 35号	70	
独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案(閣法第39号)	30.3.6	— 4.4 農林水産	4.17 可決(多)	4.19 可決(多)	— 5.16	5.17	5.24 質疑	5.24 可決(多)	5.25 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希会、 希党、無ク、 沖縄、国声、 無	共産	6.1 36号	72	
土地改良法の一部を改正する法律案(閣法第49号)	30.3.9	— 5.9 農林水産	5.15 可決(全) 附帯決議	5.18 可決(全)	— 5.28	5.29	5.31 質疑	5.31 可決(全) 附帯決議	6.1 可決(全)	自民、公明、 民主、立憲、 共産、維新、 希会、希党、 無ク、沖縄、 国声、無	—	6.8 43号	81	
農業取締法の一部を改正する法律案(閣法第50号)	30.3.9	— 5.29 農林水産	5.31 可決(全) 附帯決議	6.1 可決(全)	— 6.4	6.5	6.7 質疑	6.7 可決(全) 附帯決議	6.8 可決(全)	自民、公明、 民主、立憲、 共産、維新、 希会、希党、 無ク、沖縄、 国声、無	—	6.15 53号	82	

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(関法第40号)	30.3.6	(5.10) 5.10 農林水産	5.24 可決(多)	5.25 可決(多)	(6.8) 6.8	6.12	6.12 質疑/参考人 6.14 質疑	6.14 可決(多) 附帯決議	6.15 可決(多)	自民、公明、維新、希党、無 民主、立憲、共産、希会、沖繩、無	6.22 62号	73	
---------------------------------------	--------	---------------------	---------------	---------------	--------------	------	------------------------	-----------------------	---------------	-----------------------------------	-------------	----	--

経済産業委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
生産性向上特別措置法案(関法第21号)※	30.2.9	(4.3) 4.3 経済産業	4.13 可決(多) 附帯決議	4.17 可決(多)	(4.18) 4.18	4.19	4.19 質疑 5.10 質疑 5.15 参考人/質疑	5.15 可決(多) 附帯決議	5.16 可決(多)	自民、公明、民主、立憲、維新、希会、希党、無 共産、希会、沖繩		5.23 25号	46	
産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(関法第22号)※	30.2.9	(4.3) 4.3 経済産業	4.13 可決(多) 附帯決議	4.17 可決(多)	(4.18) 4.18	4.19		5.15 可決(多) 附帯決議	5.16 可決(多)	自民、公明、民主、立憲、維新、希会、希党、無 共産、希会、沖繩		5.23 26号	48	
不正競争防止法等の一部を改正する法律案(関法第30号)	30.2.27	— 4.17 経済産業	5.11 可決(多) 附帯決議	5.15 可決(多)	— 5.16	5.17	5.22 質疑	5.22 可決(多) 附帯決議	5.23 可決(多)	自民、公明、民主、立憲、維新、希会、希党、無 共産		5.30 33号	59	
エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案(関法第51号)	30.3.9	— 5.15 経済産業	5.23 可決(全) 附帯決議	5.24 可決(全)	— 5.28	5.29	5.31 参考人 6.5 質疑	6.5 可決(全) 附帯決議	6.6 可決(全)	自民、公明、民主、立憲、共産、維新、希会、希党、無 —		6.13 45号	84	
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案(関法第41号)	30.3.6	— 5.29 経済産業	6.6 可決(全) 附帯決議	6.7 可決(全)	— 6.13	6.14	6.19 質疑	6.19 可決(全) 附帯決議	6.27 可決(全)	自民、公明、民主、立憲、共産、維新、希会、希党、無 —		7.4 69号	74	

国土交通委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
道路法等の一部を改正する法律案(関法第3号)※	30.2.2	— 3.5 国土交通	3.16 可決(多)	3.22 可決(多)	— 3.26	3.27	3.29 質疑	3.29 可決(多)	3.30 可決(多)	自民、民進、公明、維新、希会、立憲、希党、無 共産		3.31 6号	29	
外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(関法第4号)※	30.2.2	— 3.15 国土交通	3.20 可決(多) 附帯決議	3.22 可決(多)	— 3.29	3.29	4.3 質疑	4.3 修正(多) 附帯決議	4.4 修正(多)	自民、民進、公明、維新、希会、立憲、希党、無 民進(一部)、共産、希会、立憲、沖繩		4.18 15号	30	4.4 衆へ回付 4.10 衆同意(多)
建築基準法の一部を改正する法律案(関法第44号)☆	30.3.6	— 6.11 国土交通	6.19 可決(多)	6.20 可決(多)	— 4.4	4.5	4.10 質疑	4.10 可決(多)	4.11 可決(多)	自民、民進、公明、維新、希会、立憲、希党、無 共産、沖繩		6.27 67号	78	
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(関法第24号)※	30.2.9	— 4.3 国土交通	4.6 可決(多)	4.10 可決(多)	— 4.11	4.12	4.17 質疑	4.17 可決(多)	4.18 可決(多)	自民、民進、公明、維新、立憲、希会、希党、無 共産、希会、(一部)、沖繩		4.25 22号	52	

予算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
平成二十九年度一般会計補正予算(第1号)(関予第1号)	30.1.22	(1.22 財政演説) 1.22 予算	1.30 可決(多)	1.30 可決(多)	(1.22 財政演説) 1.22 予備付託 1.30 本付託	1.26	1.31 総括質疑 2.1 総括質疑 縮めくり質疑	2.1 可決(多)	2.1 可決(多)	自民、公明、 維新、無久、 国声、無	民進、共産、 希会、立憲、 希党、沖繩、 無	126		
平成二十九年度特別会計補正予算(特第1号)(関予第2号)	30.1.22	(1.22 財政演説) 1.22 予算	1.30 可決(多)	1.30 可決(多)	(1.22 財政演説) 1.22 予備付託 1.30 本付託			2.1 可決(多)	2.1 可決(多)	自民、公明、 維新、無久、 国声、無	民進、共産、 希会、立憲、 希党、沖繩、 無			126
平成三十年度一般会計予算(関予第3号)	30.1.22	(1.22 財政演説) 1.22 予算	2.28 可決(多)	2.28 可決(多)	(1.22 財政演説) 1.22 予備付託 2.28 本付託	1.26	3.1 基本的質疑 3.2 基本的質疑 3.5 集中審議 3.8 集中審議 3.13 公聴会 3.14 集中審議 3.15 一般質疑 3.16 一般質疑 3.19 集中審議 3.20 一般質疑 3.26 集中審議 3.28 集中審議 縮めくり質疑	3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	自民、公明、 無久、国声、 無	民進、共産、 維新、希会、 立憲、希党、 沖繩、国声、 無	127	3.22、3.23 委嘱審査	
平成三十年度特別会計予算(関予第4号)	30.1.22	(1.22 財政演説) 1.22 予算	2.28 可決(多)	2.28 可決(多)	(1.22 財政演説) 1.22 予備付託 2.28 本付託			3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	自民、公明、 無久、国声、 無	民進、共産、 維新、希会、 立憲、希党、 沖繩、国声、 無			127
平成三十年度政府関係機関予算(関予第5号)	30.1.22	(1.22 財政演説) 1.22 予算	2.28 可決(多)	2.28 可決(多)	(1.22 財政演説) 1.22 予備付託 2.28 本付託			3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	自民、公明、 無久、国声、 無	民進、共産、 維新、希会、 立憲、希党、 沖繩、国声、 無	127		

決算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
平成二十八年度一般会計歳入歳出決算、平成二十八年度特別会計歳入歳出決算、平成二十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十八年度政府関係機関決算書	29.11.21 (195回)	— 30.1.22 決算行政	継続審査	—	(29.12.4 財務大臣 の報告聴取・195 回) 29.12.4 (195回)	12.4 (195回)	30.4.9 全般質 疑 4.16 質疑 4.23 質疑 5.7 質疑 5.21 質疑 5.28 質疑 6.4 質疑 6.11 准総括質 疑 6.18 縮めくり 総括質疑	6.18 是認(多)	6.27 是認(多)	自民、公明、 希党(一部)、 無久、国声、 無	民主、立憲、 共産、維新、 希会、希党、 沖繩、無	143	6.11の質疑は予 備費関係3件と 一括	
平成二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書	29.11.21 (195回)	— 30.1.22 決算行政			— 29.12.4 (195回)			6.18 是認(多)	6.27 是認(多)	自民、公明、 希党(一部)、 無久、国声、 無	民主、立憲、 共産、維新、 希会、希党、 沖繩、無			143
平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書	29.11.21 (195回)	— 30.1.22 決算行政			— 29.12.4 (195回)			6.18 是認(多)	6.27 是認(多)	自民、公明、 共産、維新、 希会、無久、 無	民主、立憲、 維新、希党、 沖繩、無			144

平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査	29.11.21 (195回)	— 30.1.22 決算行政	5.17 承諾(全)	5.18 承諾(全)	— 6.6	6.11	6.11 質疑	6.11 承諾(全)	6.13 承諾(全)	自民、公明、民主、立憲、共産、維新、希会、希党、無ク、沖縄、国声、無	—	142	質疑は決算外2件と一括	
平成二十八年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査	29.11.21 (195回)	— 30.1.22 決算行政	5.17 承諾(多)	5.18 承諾(多)	— 6.6			6.11 承諾(多)	6.13 承諾(多)	自民、公明、民主、立憲、維新、希会、希党、無ク、沖縄、国声、無	共産			142
平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査	29.11.21 (195回)	— 30.1.22 決算行政	5.17 承諾(全)	5.18 承諾(全)	— 6.6			6.11 承諾(全)	6.13 承諾(全)	自民、公明、民主、立憲、共産、維新、希会、希党、無ク、沖縄、国声、無	—			142

懲罰委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院					公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決				賛成会派
議員森ゆうこ君、山本太郎君、糸数慶子君懲罰事犯の件	30.7.20				— 7.20	審査未了			—	—	—		

災害対策特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院					公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決				賛成会派
災害救助法の一部を改正する法律案(閣法第65号)	30.5.8	— 5.16 災害対策	5.24 可決(全)	5.25 可決(全)	— 5.29	5.30	6.6 質疑	6.6 可決(全)	6.8 可決(全)	自民、公明、民主、立憲、共産、維新、希会、希党、無ク、沖縄、国声、無	—	6.15 52号	104
平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第46号)	30.7.19			7.19 可決(全)	— 7.19 本付託	7.20	—	7.20 可決(全)	7.20 可決(全)	自民、公明、民主、立憲、共産、維新、希会、希党、無ク、沖縄、国声、無	—	7.27 81号	125

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院					公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決				賛成会派
北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出)(衆第44号)	30.7.9			7.10 可決(全)	— 7.12	7.13		7.13 可決(全) 附帯決議	7.18 可決(全)	自民、公明、民主、立憲、共産、維新、希会、希党、無ク、沖縄、国声、無	—	7.25 76号	123
北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出)(衆第45号)	30.7.9			7.10 可決(全)	— 7.12	7.13	7.13 質疑	7.13 可決(全) 附帯決議	7.18 可決(全)	自民、公明、民主、立憲、共産、維新、希会、希党、無ク、沖縄、国声、無	—	7.25 77号	124

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案(逢沢一郎君外12名提出)(衆第10号)	30.3.29	— 4.3 倫理選挙	4.4 可決(全)	4.5 可決(全)	— 4.10	4.11	4.11 質疑	4.11 可決(全)	4.13 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希会、 立憲、希党、 無久、沖縄、 国声、無	—	4.20 18号	114		
公職選挙法の一部を改正する法律案(足立信也君外13名発議)(参第16号)	30.6.11	— 6.15 倫理選挙	6.18 可決(多)	6.19 可決(多)	— 6.12	6.13	6.13 質疑	6.13 可決(多) 附帯決議	6.15 可決(多)	自民、公明、 民主、立憲、 維新、希党、 無久、国声、 無	共産、希会、 沖縄	6.27 65号	110		
公職選挙法の一部を改正する法律案(橋本聖子君外11名発議)(参第17号)	30.6.14	— 7.13 倫理選挙	7.17 可決(多)	7.18 可決(多)	— 7.5	7.6		7.11 可決(多) 附帯決議	7.11 可決(多)	自民、公明、 無久、国声	民主、共産、 維新、希党、 国声、無	7.25 75号	111		
公職選挙法の一部を改正する法律案(西田実仁君外1名発議)(参第21号)	30.7.4	—	—	—	— 7.5	7.6		7.9 否決	7.11 否決	公明	自民、民主、 共産、維新、 希党、無久、 国声、無	—	112		
公職選挙法の一部を改正する法律案(大野元裕君外2名発議)(参第22号)	30.7.4	—	—	—	— 7.5	7.6	7.6 質疑(参法 第17号、21号、 22号、24号の み)	審査未了	—	—	—	—	113		
公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均君発議)(参第24号)	30.7.6	—	—	—	— 7.6	7.6	7.9 質疑(参法 第17号、22号、 24号、25号の み)	審査未了	—	—	—	—	113		
公職選挙法の一部を改正する法律案(難波奨二君外1名発議)(参第25号)	30.7.9	—	—	—	— 7.9	7.9		審査未了	—	—	—	—	113		

消費者問題に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法第31号)	30.3.2	(5.11) 5.11 消費者問題	5.23 修正(全) 附帯決議	5.24 修正(全)	(5.25) 5.25	5.30	5.30 質疑 6.4 参考人 6.6 質疑	6.6 可決(全) 附帯決議	6.8 可決(全)	自民、公明、 民主、立憲、 共産、維新、 希会、希党、 無久、沖縄、 国声、無	—	6.15 54号	60		

東日本大震災復興特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案(東日本大震災復興特別委員長提出)(衆第1号)	30.1.29			1.30 可決(全)	— 1.30 予備付託 1.30 本付託	1.31	—	1.31 可決(多)	2.1 可決(多)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希会、 立憲、希党、 無久、沖縄、 国声、無	希会(一部)	2.7 1号	114		

地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(藤巻健史君発議)(参第11号)	30.6.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	109	
児童福祉法の一部を改正する法律案(浅田均君発議)(参第12号)	30.6.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	109	
医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案(浅田均君発議)(参第13号)	30.6.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	109	
医療法等の一部を改正する法律案(藤巻健史君発議)(参第14号)	30.6.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	109	
母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案(浅田均君発議)(参第15号)	30.6.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	110	
民法の一部を改正する法律案(小川敏夫君外4名発議)(参第18号)	30.6.19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	111	
国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(大野元裕君外2名発議)(参第23号)	30.7.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	113	

(予備費等承諾を求めるの件)

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	30.3.16	— 7.19 決算行政	継続審査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	142	
平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	30.5.18	— 7.19 決算行政	継続審査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	142	

(規則案)

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
参議院規則の一部を改正する規則案(山本順三君外9名発議)	30.7.19	—	—	—	—	—	—	—	7.20 可決(全)	自民、公明、 民主、立憲、 共産、維新、 希会、希党、 無欠、沖縄、 国声、無	—	—	145	

1 本会議審議経過

○平成30年1月22日（月）

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**、

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員25名から成る**消費者問題に関する特別委員会**、

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するため委員40名から成る**東日本大震災復興特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、

議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時4分

再開 午後3時41分

日程第2 国務大臣の演説に関する件

安倍内閣総理大臣は施政方針に関し、河野外務大臣は外交に関し、麻生財務大臣は財政に関し、茂木国務大臣は経済に関しそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後4時59分

○平成30年1月25日（木）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

大塚耕平君、吉田博美君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時36分

○平成30年1月26日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

山口那津男君、小池晃君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時41分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、片山虎之助君、藤田幸久君、松村祥史君、福島みずほ君、福山哲郎君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後4時13分

○平成30年2月1日（木）

開会 午後3時31分

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員及び裁判官訴追委員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員江島潔君、裁判官訴追委員足立信也君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に赤池誠章君（第3順位）、裁判官訴追委員に石上俊雄君、皇室会議予備議員に浜野喜史君（第2順位）、皇室経済会議予備議員に森本真治君（第2順位）を指名した。

平成二十九年度一般会計補正予算（第1号）

平成二十九年度特別会計補正予算（特第1号）

以上両案は、日程に追加し、予算委員長か

ら委員会審査の経過及び結果の報告があった後、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成160、反対72にて可決された。

日程第1 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、東日本大震災復興特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対1にて可決された。

散会 午後4時15分

○平成30年2月14日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、検査官に森田祐司君を任命することに賛成228、反対6にて同意することに決し、

公正取引委員会委員長に杉本和行君を任命することに賛成211、反対22にて同意することに決し、

総合科学技術・イノベーション会議議員に小林喜光君を任命することに賛成217、反対17にて同意することに決し、

総合科学技術・イノベーション会議議員に松尾清一君、梶原ゆみ子君、橋本和仁君、運輸審議会委員に山田攝子君を任命することに賛成221、反対13にて同意することに決し、

国家公安委員会委員に小田尚君、日本放送協会経営委員会委員に槍田松瑩君、村田晃嗣君、調達価格等算定委員会委員に山内弘隆君、山地憲治君を任命することに賛成207、反対27にて同意することに決し、

電波監理審議会委員に吉田進君、長田三紀君、日本放送協会経営委員会委員に葛西雅子君、佐藤友美子君、中央更生保護審査会委員に岳野尚代君、労働保険審査会委員に井上繁規君、東郷眞子君、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君、岡村由美君、社会保険審査会委員に中森正二君、調達価格等算定委員会委員に松村敏弘君、高村ゆかり君、大石美奈子君を任命すること

に賛成232、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に森下俊三君、社会保険審査会委員に後藤昭夫君を任命することに賛成213、反対21にて同意することに決し、

中央更生保護審査会委員に加藤朋寛君を任命することに賛成226、反対8にて同意することに決した。

散会 午前10時9分

○平成30年3月9日(金)

開会 午前10時26分

日程第1 所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、麻生財務大臣から趣旨説明があった後、古川俊治君、藤巻健史君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時5分

○平成30年3月16日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、人事官に立花宏君を任命することに賛成215、反対18にて同意することに決し、日本銀行総裁に黒田東彦君を任命することに賛成161、反対73にて同意することに決し、

日本銀行副総裁に若田部昌澄君を任命することに賛成165、反対68にて同意することに決し、

日本銀行副総裁に雨宮正佳君を任命することに賛成171、反対64にて同意することに決し、

食品安全委員会委員に佐藤洋君、川西徹君、香西みどり君、堀口逸子君、伊藤充君、行政不服審査会委員に交告尚史君、中山ひとみ君、国地方係争処理委員会委員に富越和厚君、成瀬純子君、牛尾陽子君、辻琢也君、齋藤誠君、労働保険審査会委員に渡邊英寿君を任命することに賛成236、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、食品安全委員会委員に吉田緑君、行政不服審査会委員に戸塚誠君を任命することに賛成227、反対7にて同意することに決し、

再就職等監視委員会委員長に井上弘通君、同委員に伊東研祐君、篠原文也君、平田眞理子君、鍋島美香君、公害健康被害補償不服審査会委員に佐脇浩君、佐々木隆一郎君を任命することに賛成221、反対14にて同意することに決し、運輸審議会委員に和田貴志君を任命することに賛成219、反対17にて同意することに決した。

国務大臣の報告に関する件（平成三十年度地方財政計画について）

地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以上両件は、日程に追加し、野田総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、森本眞治君、秋野公造君、山下芳生君、高木かおり君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時7分

○平成30年3月23日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、松山国務大臣から趣旨説明があった後、矢田わか子君、熊野正士君、田村智子君、清水貴之君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時24分

○平成30年3月28日（水）

開会 午後6時16分

日程第1 平成三十年度一般会計予算

日程第2 平成三十年度特別会計予算

日程第3 平成三十年度政府関係機関予算

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成154、反対85にて可決された。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成164、反対74にて可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1の議案は賛成165、反対74にて可決、第2の議案は賛成174、反対65にて可決された。

散会 午後7時41分

○平成30年3月30日（金）

開会 午後1時1分

日程第1 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成240、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（第195回国会内閣提出、第196回国会衆議院送付）

以上両案（第2の議案は日程に追加）は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成240、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成239、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成240、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 在外公館の名称及び位置並びに在

外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対18にて可決された。

日程第6 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対14にて可決された。

日程第7 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対22にて可決された。

日程第8 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成239、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

散会 午後1時25分

○平成30年4月4日(水)

開会 午前10時1分

国際観光旅客税法案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、麻生財務大臣から趣旨説明があった後、羽生田俊君、古賀之士君、宮崎勝君、山添拓君、室井邦彦君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成207、反対26にて修正議決された。

散会 午前11時48分

○平成30年4月6日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 都市農地の貸借の円滑化に関する法律案(内閣提出)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時9分

○平成30年4月11日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対19にて可決された。

日程第2 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対16にて可決された。

日程第3 国際観光旅客税法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成155、

反対73にて可決された。

散会 午前10時9分

○平成30年4月13日（金）

開会 午前10時6分

日程第1 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案（衆議院提出）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対18にて可決された。

日程第3 食品衛生法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時15分

○平成30年4月18日（水）

開会 午前10時6分

生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、世耕経済産業大臣から趣旨説明があった後、吉川ゆうみ君、浜野喜史君、岩淵友君、石井章君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式

投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案（大野泰正君外8名発議）

日程第3 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案（上野通子君外9名発議）

以上両案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成231、反対0にて全会一致をもって可決、日程第3は賛成216、反対14にて可決された。

日程第4 人事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対18にて可決された。

散会 午前11時47分

○平成30年4月25日（水）

開会 午前10時21分

請暇の件

本件は、山本太郎君、アントニオ猪木君の請暇を許可することに決した。

日程第1 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審

査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成165、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

散会 午前10時25分

○平成30年5月9日（水）

開会 午前10時16分

日程第1 常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	榛葉	賀津也君
経済産業委員長	斎藤	嘉隆君
国土交通委員長	野田	国義君
環境委員長	柘植	芳文君
国家基本政策委員長	鉢呂	吉雄君

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	柘植	芳文君
経済産業委員長	浜野	喜史君
国土交通委員長	長浜	博行君
環境委員長	斎藤	嘉隆君
国家基本政策委員長	鉢呂	吉雄君

散会 午前10時18分

○平成30年5月11日（金）

開会 午前10時1分

情報監視審査会委員辞任の件

本件は、石橋通宏君の辞任を許可することに決した。

情報監視審査会委員の選任

本件は、杉尾秀哉君を選任することに決した。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、石井国土交通大臣から趣旨説明があった後、高瀬弘美君、伊藤孝恵君、川田龍平君、山添拓君、室井邦彦君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の

経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成191、反対42にて可決された。

散会 午前11時45分

○平成30年5月16日（水）

開会 午前10時1分

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案及び地域再生法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、梶山国務大臣から趣旨説明があった後、矢田わか子君、宮沢由佳君、田村智子君、高木かおり君がそれぞれ質疑をした。

森林経営管理法案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、齋藤農林水産大臣から趣旨説明があった後、徳永エリ君、川田龍平君、紙智子君、儀間光男君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とリトアニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第3 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第4 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上4件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成

220、反対14にて承認することに決した。

日程第5 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第6 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(衆議院提出)

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第5は賛成212、反対22にて可決、日程第6は賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第7 電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対14にて可決された。

日程第8 生産性向上特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第9 産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対19にて可決された。

散会 午後1時28分

○平成30年5月18日(金)

開会 午前10時1分

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、加藤厚生労働大臣から趣旨説明があった後、馬場成志君、伊藤孝江君、浜口誠君、難波奨二君、倉林明子君、東徹君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成232、反対0にて全会一致をもって承認することに決し、日程第2及び第3は賛成219、反対14にて承認することに決した。

日程第4 医療法及び医師法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対14にて可決された。

日程第5 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第7 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対14にて可決された。

日程第8 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後0時12分

○平成30年5月23日(水)

開会 午前10時1分

気候変動適応法案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、中川環境大臣から趣旨説明があった後、滝沢求君、磯崎哲史君、牧山ひろえ君、武田良介君、片山大介君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 不正競争防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対14にて可決された。

散会 午前11時58分

○平成30年5月25日(金)

開会 午前10時1分

消費者契約法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、福井国務大臣から趣旨説明があった後、太田房江君、森本真治君、杉尾秀哉君、山添拓君、片山大介君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対14にて可決された。

日程第2 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第3 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成182、反対47にて可決、日程第3は賛成208、反対21にて可決された。

日程第4 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対14にて可決された。

日程第5 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 森林経営管理法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第7 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第6は賛成212、反対18にて可決、日程第7は賛成215、反対14にて可決された。

散会 午前11時54分

○平成30年5月30日(水)

開会 午前10時6分

日程第1 民法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、上川法務大臣から趣旨説明があった後、若松謙維君、石上俊雄君、有田芳生君、仁比聡平君、石井苗子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時55分

○平成30年6月1日(金)

開会 午前10時1分

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正す

る法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、茂木国務大臣から趣旨説明があった後、井原巧君、田名部匡代君、白眞勲君、紙智子君、清水貴之君がそれぞれ質疑をした。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時11分

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求める件(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、河野外務大臣から趣旨説明があった後、藤田幸久君、小西洋之君、井上哲士君、浅田均君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成207、反対21にて可決された。

日程第3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対17にて可決された。

日程第4 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、

反対14にて可決された。

日程第5 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員会理事から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後2時53分

○平成30年6月4日(月)

開会 午前10時6分

日程第1 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(趣旨説明)

本件は、加藤厚生労働大臣から趣旨説明があった後、石田昌宏君、三浦信祐君、小林正夫君、石橋通宏君、山下芳生君、東徹君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時15分

○平成30年6月6日(水)

開会 午前10時1分

文部科学省設置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、林文部科学大臣から趣旨説明があった後、大野泰正君、大島九州男君、神本美恵子君、吉良よし子君、高木かおり君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 気候変動適応法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対14にて可決された。

日程第3 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の

経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時56分

○平成30年6月8日（金）

開会 午前10時1分

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、齋藤農林水産大臣から趣旨説明があった後、舞立昇治君、田名部匡代君、小川勝也君、紙智子君、儀間光男君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 災害救助法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 消費者契約法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 文部科学省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対14にて可決された。

日程第4 農薬取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日程第6 日本放送協会平成二十六年度財産

目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日程第7 日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日程第8 日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

以上4件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第5は賛成218、反対14にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第6ないし第8は賛成164、反対68にて委員長報告のとおり是認することに決した。

国際経済・外交に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国際経済・外交に関する調査会理事から報告があった。

国民生活・経済に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査会長から報告があった。

原子力等エネルギー・資源に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、資源エネルギーに関する調査会長から報告があった。

散会 午後0時11分

○平成30年6月13日（水）

開会 午前10時1分

裁判官訴追委員予備員辞任の件

本件は、渡辺猛之君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員予備員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員、皇室会議予備議員の職務を行う順序は議長に

一任することに決し、議長は、裁判官訴追委員予備員に櫻井充君、皇室会議予備議員に矢田わか子君を指名した。また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、第4順位の宮崎勝君を第3順位とし、櫻井充君を第4順位とし、皇室会議予備議員の職務を行う順序は、矢田わか子君を第2順位とした。

日程第1 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成168、反対69にて承認することに決した。

日程第2 平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第195回国会内閣提出、第196回国会衆議院送付）

日程第3 平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第195回国会内閣提出、第196回国会衆議院送付）

日程第4 平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第195回国会内閣提出、第196回国会衆議院送付）

以上3件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2及び第4は賛成236、反対0にて全会一致をもって承諾することに決し、日程第3は賛成222、反対14にて承諾することに決した。

日程第5 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 民法の一部を改正する法律案（内

閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成169、反対69にて可決された。

日程第7 スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案（衆議院提出）

日程第8 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第9 スポーツ基本法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第10 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上4案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第7及び第8は賛成222、反対15にて可決、日程第9及び第10は賛成235、反対1にて可決された。

日程第11 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成168、反対70にて可決された。

散会 午前10時58分

○平成30年6月15日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 公職選挙法の一部を改正する法律案（足立信也君外13名発議）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対22にて可決された。

日程第2 鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成165、反対70にて可決された。

散会 午前10時44分

○平成30年6月27日(水)

開会 午前10時1分

厚生労働大臣加藤勝信君問責決議案(足立信也君外5名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、足立信也君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成69、反対165にて可決された。

日程第1 平成二十八年度一般会計歳入歳出決算、平成二十八年度特別会計歳入歳出決算、平成二十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十八年度政府関係機関決算書

日程第2 平成二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第3 平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上3件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1はまず賛成151、反対84にて委員長

報告のとおり是認することに決し、次いで賛成232、反対3にて委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第2は賛成151、反対83にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第3は賛成171、反対64にて委員長報告のとおり是認することに決した。

安倍内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

日程第4 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後0時11分

○平成30年6月29日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第2 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成165、反対70にて可決された。

日程第3 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第4 労働安全衛生法の一部を改正する法律案(石橋通宏君外5名発議)

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の

後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第3は賛成164、反対71にて可決、日程第4は賛成78、反対157にて否決された。

散会 午前11時47分

○平成30年7月4日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 健康増進法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、加藤厚生労働大臣から趣旨説明があった後、石井みどり君、里見隆治君、浜口誠君、真山勇一君、武田良介君、東徹君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時43分

○平成30年7月6日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 特定複合観光施設区域整備法案(趣旨説明)

本件は、石井国務大臣から趣旨説明があった後、堂故茂君、横山信一君、矢田わか子君、杉尾秀哉君、辰巳孝太郎君、清水貴之君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第3 法務局における遺言書の保管等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成200、反対30にて可決、日程第3は賛成229、反対1にて可決された。

日程第4 ギャンブル等依存症対策基本法案(衆議院提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成183、反対46にて可決された。

散会 午後0時28分

○平成30年7月11日(水)

開会 午後6時21分

西日本を中心とする豪雨災害による犠牲者の冥福を祈り、黙禱をささげた。

平成三十年七月豪雨の災害対策に関する決議

案(山本順三君外14名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、山本順三君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

小此木国務大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第1 公職選挙法の一部を改正する法律案(西田実仁君外1名発議)

公職選挙法の一部を改正する法律案(橋本聖子君外11名発議)

以上両案(第2の議案は日程に追加)は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程追加の第2の議案に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成25、反対179にて否決、日程追加の第2の議案は賛成149、反対55にて可決された。

散会 午後7時47分

○平成30年7月18日(水)

開会 午前10時1分

国務大臣石井啓一君問責決議案(矢田わか子君外4名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、矢田わか子君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成69、反対168にて否決された。

日程第1 健康増進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成176、反対60にて可決された。

日程第2 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第3 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正

する法律案(衆議院提出)

以上両案は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

休憩 午前11時34分

再開 午後3時1分

内閣委員長柘植芳文君解任決議案(浜口誠君外4名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、浜口誠君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成72、反対163にて否決された。

休憩 午後4時11分

再開するに至らなかった。

○平成30年7月19日(木)

開会 午後1時1分

日程第1 議長不信任決議案(大塚耕平君外5名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、大塚耕平君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成69、反対154にて否決された。

休憩 午後2時15分

再開するに至らなかった。

○平成30年7月20日(金)

開会 午後8時21分

日程第1 特定複合観光施設区域整備法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成166、反対72にて可決された。

平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決

の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

参議院規則の一部を改正する規則案(山本順三君外9名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、山本順三君から趣旨説明があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外281件の請願

本請願は、日程に追加し、法務委員長及び厚生労働委員長の報告を省略し、全会一致をもって両委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、厚生労働委員会の水道法の一部を改正する法律案(閣法第48号)について委員会の審査を閉会中も継続することに決し、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

- 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

- 一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

- 一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査
経済産業委員会
一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
国土交通委員会
一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会
一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
行政監視委員会
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査
政府開発援助等に関する特別委員会
一、政府開発援助等に関する調査
消費者問題に関する特別委員会
一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査
東日本大震災復興特別委員会
一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査
国際経済・外交に関する調査会
一、国際経済・外交に関する調査
国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査
資源エネルギーに関する調査会
一、原子力等エネルギー・資源に関する調査
議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。
散会 午後9時38分

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演 説 者	月日	質 疑 者
30. 1. 22	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	安倍内閣総理大臣 河野外務大臣 麻生財務大臣 茂木国務大臣	1. 25	大塚 耕平君(民進) 吉田 博美君(自民)
			1. 26	山口 那津男君(公明) 小池 晃君(共産) 片山 虎之助君(維新) 藤田 幸久君(民進) 松村 祥史君(自民) 福島 みずほ君(希会) 福山 哲郎君(立憲)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
年月日	事 項	報 告 者	月日	質 疑 者
30. 3. 16	平成三十年度地方財政計画について	野田総務大臣	同日	森本 真治君(民進) 秋野 公造君(公明) 山下 芳生君(共産) 高木 かおり君(維新)

3 決算に対する議決

平成30年6月27日

平成二十八年度決算に対する議決

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 松山刑務所の開放的施設である大井造船作業場からの受刑者の逃走事件に関し、法務省は未然に防止できず、身柄が確保されるまでの23日間にわたり、地域住民に多大な不安を生じさせるとともに、検問等により極めて不便な日常生活を強いることとなったことは、遺憾である。

政府は、受刑者の更生に資する開放的施設となるよう適切に運用することを堅持しつつ、開放的施設の保安警備等を早急に見直して再発防止に万全を期すべきである。

- 2 学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関し、本院の要請に基づく会計検査院の検査では、十分な根拠が確認できない状況で売却価格等の算定が行われていた事態などが明らかとなった。さらに、財務省が、国会において事実に基づかない答弁を行い、決裁文書の改ざんや交渉記録を廃棄したことなどにより、国会審議の前提が覆され、国民の信頼を著しく失わせたことは、極めて遺憾である。

政府は、財務省の問題行為が、あってはならないことであるとの痛切な反省の上で、国有財産の管理及び処分手続を明確化し、処分価格等の客観性を確保するとともに、合理的な検証を確実に行うことができるよう、適切に行政文書を作成、管理すべきである。

- 3 平成28年12月に廃止措置への移行が決定された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉もんじゅについて、数次にわたる保守管理の不備に対し、保全計画に基づく点検を適切に実施する体制の整備が図られていないなど安全が確保されなかったことは、極めて遺憾である。

政府は、機構がもんじゅの廃止措置を安全かつ着実に実施するよう、厳重な監視を続けるとともに、今後の大型研究開発プロジェクトにおいては、もんじゅの反省を踏まえ、安全確保に万全を期すべきである。

- 4 日本年金機構において、委託業者の入力漏れ等が多数発生したことにより本来支払われるべき年金額が正しく支払われなかったこと、契約に違反して委託業者から中国の関連事業者への再委託が行われていたことなど機構のチェック体制が機能していなかったことは、極めて遺憾である。

政府は、近年、機構において不祥事が頻発し、信頼が大きく揺らいでいることを重く受け止め、機構の調達手続や業務委託管理の抜本的な見直しを早急に進めるとともに、厚生労働省による厳格な指導監督を行うことにより、組織の立て直しと再発防止に万全を期すべきである。

- 5 株式会社商工組合中央金庫（商工中金）の危機対応業務における不正行為については、平成29年6月に本院が警告決議を行ったところであるが、全件調査の結果、全国で職員444名が関与し、融資実行額2,646億円を超える不正融資が行われていたことが明らかとなった。その後も新たな不正が多数判明し、商工中金において、組織的な隠蔽や書類のねつ造が常態化していたことは、極めて遺憾である。

政府は、商工中金の在り方と危機対応業務の枠組みを抜本的に見直し、中小企業の経営支援に資するビジネスモデルの再構築やガバナンスの強化を図るとともに、主務官庁による適切な指導監督体制を構築して再発防止に万全を期すべきである。

- 6 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構によるスーパーコンピューターの研究開発に係る5助成事業の助成金35億円の一部を、株式会社ページコンピューティングが不正に受給し、同社の代表取締役が詐欺容疑等で起訴されたことは、極めて遺憾である。

政府は、機構が立入検査等を実施したにもかかわらず、不正行為を防止できなかったことを重く受け止め、事業者に対して厳正に対処するとともに、国からの助成に係る研究開発事業の実施に当たっては、事業採択に係る審査過程の透明性の確保や抜き打ち検査の実施等を含めた抜本的な対策を講じるなど再発防止に万全を期し、機構に対し不正に係る助成金の返還請求を行うよう求めるべきである。

- 7 除染事業における不適切な事案に対し、平成29年6月に本院が警告決議により是正を促したが、除染の請負事業者による宿泊費の水増し請求や、汚染土壌を詰めた汚染袋の不適切な取扱いなど、いまだに除染事業に係る不正や不適切な事案が相次いでいることは、極めて遺憾である。

政府は、不適切な事案が後を絶たないことを重く受け止め、建設業界に対して企業統治の強化や法令遵守の徹底を要請し、現場における監督体制を強化するとともに、不適切な行為を行った事業者を指名停止とするなど厳正な措置を講じ、再発防止に万全を期すべきである。

- 8 陸上自衛隊のイラク日報に関し、平成29年3月に陸上自衛隊研究本部において該当文書が確認されていたにもかかわらず、速やかに防衛大臣等に報告されず、国会に対し結果として虚偽答弁を繰り返してきた。1年以上にわたり組織として対応が不適切であったこと、また、南スーダン日報に関する情報公開請求への対応がずさんであったことは、極めて遺憾である。

政府は、イラク日報に係る事案が防衛省・自衛隊におけるシビリアンコントロールに関わる重大な問題であることを深刻に受け止め、組織文化や職員の意識の改革に全力で取り組むとともに、文書管理や情報公開が適切に行われるよう、再発防止策を徹底して実施すべきである。

4 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	厚生労働大臣加藤勝信君問責決議案	足立 信也君 外5名	30. 6.26			30. 6.27 否決	
2	厚生労働委員長島村大君解任決議案	難波 奨二君 外2名	30. 6.28	未了			
3	政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長石井浩郎君問責決議案	東 徹君	30. 7.10	未了			
4	平成三十年七月豪雨の災害対策に関する決議案	山本 順三君 外14名	30. 7.11			30. 7.11 可決	
5	国務大臣石井啓一君問責決議案	矢田 わか子君 外4名	30. 7.17			30. 7.18 否決	
6	内閣委員長柘植芳文君解任決議案	浜口 誠君 外4名	30. 7.18			30. 7.18 否決	
7	議長不信任決議案	大塚 耕平君 外5名	30. 7.19			30. 7.19 否決	

可決したもの

平成30年7月11日

平成三十年七月豪雨の災害対策に関する決議

台風第7号と台風から変わった低気圧、及び日本付近に停滞した梅雨前線により発生した豪雨災害は未曾有の大災害となり、多くの尊い人命が失われ、被災地においては今なお混乱した状況が続いている。

本院は、ここに院議をもって、犠牲となられた方々に対し、深甚なる哀悼の意を表するとともに、ご遺族並びに被災された方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

政府においては、衝撃的な被害をもたらした豪雨災害による影響を直視し、いまだ全容が解明できていない災害の状況把握に努めることはもとより、本格的な台風シーズンを迎える中で、被災地等において更なる被害が生じることのないよう、一層の防災・減災対策を講ずるべきである。

以上のような観点に立って、政府は、地方公共団体、ボランティア団体、国民等との緊密な連携のもとに、迅速かつ適切な措置を講ずるとともに、特に次の事項について万全の対策を期すべきである。

- 一、政府は、人命の救助に全力を傾注するとともに、いまだ安否が不明である多くの方々に対する確認を一刻も早く進めること。
 - 二、政府は、速やかに被災状況を掌握し、早期の激甚災害の指定を行うこと。
 - 三、政府は、国の総力を挙げて、避難所等における被災者の安心・安全で良好な生活環境を確保するとともに、心のケアや健康の確保を含む生活の回復と復興を速やかに実現すること。その際、高齢者、障害者、女性等多様なニーズに配慮した支援を実施すること。
 - 四、水道、電気などライフラインや仮設住宅等の確保により被災地の生活基盤の早急な回復を図り、民生の安定に努めるとともに、復興に重要となる道路、鉄道、港湾等の交通ネットワーク、通信インフラ及び農林水産業・中小企業を始めとする産業基盤、子どもたちの教育環境等の速やかな復旧・復興を促進すること。また、雇用の安定が図られるよう対策を講ずること。
 - 五、災害復旧、復興にかかわる財政、税制、金融措置について万全を期すること。
 - 六、特別警報等について、より正確かつ速やかに伝達するため、引き続き不断の見直しを徹底し、地域の実情に合ったものとなるようにすること。
 - 七、住民等の迅速な避難行動に資するため、市町村長が「空振り」を恐れることなく速やかに避難勧告や避難指示等を発令するとともに、避難行動の徹底が図られるよう、市町村へのあらゆる支援を強化すること。
 - 八、住民に対し早い段階から確実かつ迅速に防災情報を伝達するため、高齢単身世帯等を含む要支援者への配慮等、多様な伝達手段の整備を促進し、適切な避難の確保を図ること。
 - 九、近時における災害の頻発化・激甚化に鑑み、ソフトとハードの両面を組み合わせた土砂災害対策等、治水対策をより一層強化するとともに、社会インフラの老朽化対策を加速すること。
- 右決議する。

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧 (20名)

委員長	榛葉 賀津也 (民進)	江島 潔 (自民)	相原 久美子 (民進)
理事	藤川 政人 (自民)	岡田 広 (自民)	矢田 わか子 (民進)
理事	和田 政宗 (自民)	こやり 隆史 (自民)	熊野 正士 (公明)
理事	白 眞勲 (民進)	佐藤 啓 (自民)	田村 智子 (共産)
理事	西田 実仁 (公明)	豊田 俊郎 (自民)	清水 貴之 (維新)
	青山 繁晴 (自民)	野上 浩太郎 (自民)	山本 太郎 (希会)
	有村 治子 (自民)	山下 雄平 (自民)	(30.2.1 現在)

(1) 審議概観

第196回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件、本院議員提出1件及び衆議院提出2件（内閣委員長提出1件）の合計12件であり、そのうち内閣提出9件及び衆議院提出2件を可決した。

また、本委員会付託の請願18種類292件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案は、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、事業主拠出金の率の上限を引き上げる理由及び効果、待機児童解消等に向けた取組を支援するため、都道府県が関係市町村等と組織する協議会の果たす役割、企業主導型保育事業の実績及び今後の支援策、保育の質の向上及び保育士の確保、処遇改善に向けた更

なる取組等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

古物営業法の一部を改正する法律案は、最近における古物営業の実情等に鑑み、その受けるべき許可を、営業所等の所在する都道府県ごとの公安委員会の許可から主たる営業所等の所在する都道府県の公安委員会の許可に改めるとともに、古物商の仮設店舗における古物の受取に係る営業の制限を緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、許可単位の見直しと営業制限の緩和をした理由及び盗品等の売買防止等への影響、古物商等の営業の実態把握の状況及び許可の簡易取消し制度の導入の理由、フリーマーケットアプリ等の運業者に対する規制の現状及び今後の検討の方向性等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案は、最近の地域経

済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の一部の期限を延長しようとするものである。

委員会においては、機構の業務の期限延長を3年間とする理由、これまでの機構の業務実績に対する評価及び課題並びに今後の業務の方向性、地域金融機関等への事業性評価等に関するノウハウ移転の在り方等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案は、政治分野における男女共同参画が、国又は地方公共団体における政策の立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取し、討論の後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案（地域若者修学就業促進法案）は、我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減

少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講じようとするものである。

地域再生法の一部を改正する法律案（地域再生法改正案）は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域来訪者等利便増進活動計画の作成及びこれに基づく地域来訪者等利便増進活動に関する交付金の交付等を追加するとともに、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づく課税の特例の適用範囲の拡大等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、地域若者修学就業促進法案及び地域再生法改正案の両法律案を一括して議題とし、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度の在り方、東京23区内の大学の学部収容定員を抑制する必要性及び効果、地域における若者の雇用機会の創出に向けた具体的取組、企業の本社機能の地方移転が進まない理由、地域来訪者等利便増進活動の普及促進策、商店街活性化支援に係る政府の取組等について質疑が行われたほか、地域若者修学就業促進法案について、文教科学委員会との連合審査会を行った。両法律案について質疑を終局した後、希望の会（自由・社民）より、地域若者修学就業促進法案に対し、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度等に関する規定を削除すること等を内容とする修正案が提出された。

討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付された。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、地方分権改革及び地方創生に対する基本認識、地方分権改革に関する提案募集の対象範囲の在り方、マイナンバーの利活用に伴う諸課題等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等運営権者が地方自治法上の公の施設の指定管理者を兼ねる場合の利用料金に関する特例等を創設するとともに、内閣総理大臣に対する特定事業に係る支援措置の内容等の確認に係る制度を設ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、特定事業に関する国による支援機能の強化が地方公共団体に与える影響、運営権者が指定管理者を兼ねる場合の特例により住民や議会の関与が弱まる懸念、上下水道事業への公共施設等運営権方式の導入を推進する理由、P F I 事業の現状及び地元企業や外資系

企業の参画の在り方等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（T P P 11協定）の締結に伴い、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、農林水産委員会との連合審査会を行い、参考人から意見を聴取したほか、内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行った。

委員会の質疑においては、T P P 11協定の意義及び早期発効の必要性、T P P 11協定で凍結されたT P P 協定の項目の一部を本法律案で実施する理由、農林水産物の生産額への影響を含むT P P の経済効果分析に関する政府試算の妥当性、T P P 11協定の締結が国内農業に与える影響及び対策の実効性、米国のT P P への参加を前提に設定されたセーフガード発動基準数量等について見直しを判断する時期、米国との間で行われる自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議への懸念等について議論が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

ギャンブル等依存症対策基本法案は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共

団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進しようとするものである。

委員会においては、本院議員提出のギャンブル依存症対策基本法案と一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定義務化の必要性、基本的施策として講じられる教育の振興、民間団体の活動に対する支援等の方向性、ギャンブル等依存症対策におけるパチンコ等の位置付け及び規制の在り方、ギャンブル等依存症対策に係る予算の確保及び費用負担の在り方等について質疑が行われた。質疑を終局した後、希望の会（自由・社民）より、関係事業者に拠出を求めるための仕組みについての調査研究等を内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

特定複合観光施設区域整備法案は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に基づく措置として、健全なカジノ事業の収益を活用して特定複合観光施設区域の一体的な整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、都道府県等による区域整備計画の作成及び国土交通大臣による当該区域整備計画の認定の制度、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置等について定めようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行った。

委員会の質疑においては、特定複合観

光施設区域の整備の意義及び経済効果、立地自治体での合意形成の在り方、区域整備計画の認定に係る手続、カジノ施設への入場回数制限等の依存防止対策の妥当性、特定金融業務の必要性、カジノ管理委員会の体制の在り方、カジノ事業と刑法の賭博に関する法制との整合性等について議論が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月15日、神奈川県において、ギャンブル等依存症対策に関する実情調査を行った。

3月6日、内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針並びに平成30年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について菅国務大臣から所信及び説明を聴取し、警察行政及び死因究明等施策推進の基本方針並びに平成30年度警察庁関係予算について小此木国務大臣から所信及び説明を聴取した。また、特定複合観光施設区域の整備の基本方針について石井国務大臣から、一億総活躍、情報通信技術政策、少子化対策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針について松山国務大臣から、経済再生、人づくり革命、社会保障・税一体改革及び経済財政政策の基本方針について茂木国務大臣から、地方創生、規制改革、まち・ひと・しごと創生、行政改革及び国家公務員制度の基本方針について梶山国務大臣から、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の基本方針について鈴木国務大臣から、食品安全、海洋政策及び領土問題の基本方針について福井国務大臣から、女性活躍、男女共同参画及びマイナンバー制度

の基本方針について野田国務大臣から、特定秘密の保護に関する制度の基本方針について上川国務大臣からそれぞれ所信を聴取し、平成30年度人事院業務概況及び関係予算について一宮人事院総裁から説明を聴取した。

3月20日、大臣の所信等に対し、復興五輪の実現に向けた政府の取組、準天頂衛星システム「みちびき」の利活用の方向性、政府において検討中の「日本型IR」の内容、風営適正化法における深夜営業規制の在り方、高校生等の妊娠に関する支援及び啓発についての政府の対応、獣医学部新設に係る国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングに出席した今治市職員の出張復命書に対する内閣府による書換えの指示の有無、五輪壮行会等をメディアに非公開とする日本オリンピック委員会の判断の妥当性、児童虐待死を防止するための母子健康手帳交付前からの支援の必要性、荷さばき駐車場の整備実態を踏まえたトラック駐車規制の在り方、住宅セーフティーネット法改正法案に対する附帯決議の趣旨を踏まえた、高齢者等の住宅確保要配慮者の実態調査の必要性、財務省決裁文書書換え事案を受けた公文書管理の在り方、薬物を使った性暴力に対する警察による初動対応強化の必要性、官邸主導で内閣人事局を通じて行う幹部職員人事が政権に対する官僚のそんたくを生んでいる可能性等の諸問題について質疑を行った。

3月23日、予算委員会から委嘱された平成30年度内閣予算等の審査を行い、企業主導型保育事業の取組状況と今後の方針、障害者政策委員会における議論への障害者の参画の推進、平成30年度予算に係る男女共同参画関連施策についての政府の見解、公文書の電子決裁に係るシス

テムを改善する必要性、高等教育の無償化の支援対象者を拡大する必要性、入国管理センターにおける収容者の処遇改善の必要性、公道を走行するカートに対する規制の在り方等の諸問題について質疑を行った。

4月17日、国家戦略特別区域における獣医学部新設の認定理由、国家戦略特別区域計画の認定過程、政・官の在り方、国家戦略特別区域の獣医学部新設をめぐる政府の調査、大阪府豊中市の国有地売却手続の適正性等の諸問題について質疑を行った。

5月15日、公文書の電子決裁に係るシステム、国家公務員のセクシュアル・ハラスメントの扱い、保育所等の待機児童への対応、女性活躍推進法見直しに向けた検討の方向性、男女共同参画に関連するILOの条約の締結、国家戦略特別区域における獣医学部の新設の経緯、国家戦略特別区域における獣医学部の新設と質の確保、公文書管理の見直しに向けた取組の進捗等の諸問題について質疑を行った。

5月29日、国家公務員の出張における移動手段、国家戦略特別区域計画の認定に至る経緯、獣医師に係る需給予測、国家戦略特別区域制度における不正行為の抑止、個別的事情に配慮した子供の貧困対策等の諸問題について質疑を行った。

6月5日、国家戦略特区ワーキンググループの役割及び権限、食品添加物の安全性、大阪府豊中市の国有地売却に係る公文書管理、高齢運転者の交通事故防止、国家戦略特別区域における獣医学部新設の経緯及び今後の方向性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年2月1日(木) (第1回)

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成30年3月6日(火) (第2回)

- 内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件及び平成30年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について菅内閣大臣から所信及び説明を聴いた。
- 警察行政及び死因究明等施策推進の基本方針に関する件及び平成30年度警察庁関係予算に関する件について小此木内閣大臣から所信及び説明を聴いた。
- 特定複合観光施設区域の整備の基本方針に関する件について石井内閣大臣から所信を聴いた。
- 一億総活躍、情報通信技術政策、少子化対策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件について松山内閣大臣から所信を聴いた。
- 経済再生、人づくり革命、社会保障・税一体改革及び経済財政政策の基本方針に関する件について茂木内閣大臣から所信を聴いた。
- 地方創生、規制改革、まち・ひと・しごと創生、行政改革及び国家公務員制度の基本方針に関する件について梶山内閣大臣から所信を聴いた。
- 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の基本方針に関する件について鈴木内閣大臣から所信を聴いた。
- 食品安全、海洋政策及び領土問題の基本方針に関する件について福井内閣大臣から所信を聴いた。
- 女性活躍、男女共同参画及びマイナンバー制度の基本方針に関する件について野田内閣大臣から所信を聴いた。
- 特定秘密の保護に関する制度の基本方針に関する件について上川内閣大臣から所信を聴いた。
- 平成30年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について一宮人事院総裁から説明を聴

いた。

○平成30年3月20日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件、警察行政及び死因究明等施策推進の基本方針に関する件、特定複合観光施設区域の整備の基本方針に関する件、一億総活躍、情報通信技術政策、少子化対策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件、経済再生、人づくり革命、社会保障・税一体改革及び経済財政政策の基本方針に関する件、地方創生、規制改革、まち・ひと・しごと創生、行政改革及び国家公務員制度の基本方針に関する件、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の基本方針に関する件、食品安全、海洋政策及び領土問題の基本方針に関する件、女性活躍、男女共同参画及びマイナンバー制度の基本方針に関する件、特定秘密の保護に関する制度の基本方針に関する件及び平成30年度人事院業務概況に関する件について鈴木内閣大臣、松山内閣大臣、小此木国家公安委員会委員長、野田内閣府特命担当大臣、菅内閣官房長官、梶山内閣大臣、石井内閣府副大臣、丹羽文部科学副大臣、あかま内閣府副大臣、新妻文部科学大臣政務官、築大臣政務官、山下(雄)内閣府大臣政務官、大沼厚生労働大臣政務官、一宮人事院総裁、政府参考人、会計検査院当局、参考人公益財団法人日本オリンピック委員会副会長平岡英介君及び公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長布村幸彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

岡田広君(自民)、江島潔君(自民)、和田政宗君(自民)、田村智子君(共産)、白眞勲君(民進)、西田実仁君(公明)、山本太郎君(希会)、清水貴之君(維新)、矢田わ

か子君（民進）

○平成30年3月23日（金）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成三十年度一般会計予算（衆議院送付）

平成三十年度特別会計予算（衆議院送付）

平成三十年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国会所管）について阿部衆議院事務次長、郷原参議院事務総長、羽入国立国会図書館長、松本裁判官弾劾裁判所事務局長及び藤井裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

（会計検査院所管）について河戸会計検査院長から説明を聴いた後、

（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費、消費者委員会関係経費を除く）、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、子ども・子育て本部、総合海洋政策推進事務局、国際平和協力本部、日本学術会議、官民人材交流センター、宮内庁、警察庁、個人情報保護委員会））について松山内閣府特命担当大臣、梶山内閣府特命担当大臣、茂木国務大臣、菅内閣官房長官、鈴木国務大臣、小此木国家公安委員会委員長、山下内閣府大臣政務官、山下法務大臣政務官、大沼厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

豊田俊郎君（自民）、相原久美子君（民進）、熊野正士君（公明）、田村智子君（共産）、山本太郎君（希会）、清水貴之君（維新）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について松山内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年3月27日（火）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について松山内閣府特命担当大臣、大沼厚生労働大臣政務官、山下（雄）内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、和田政宗君（自民）、熊野正士君（公明）、西田実仁君（公明）

○平成30年3月29日（木）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について松山内閣府特命担当大臣、高木厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事前田栄治君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

礪崎哲史君（民進）、相原久美子君（民進）、矢田わか子君（民進）、田村智子君（共産）、清水貴之君（維新）、山本太郎君（希会）（閣法第6号）

賛成会派 自民、民進、公明、維新

反対会派 共産、希会

なお、附帯決議を行った。

○平成30年4月3日（火）（第7回）

○古物営業法の一部を改正する法律案（閣法第42号）について小此木国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成30年4月5日（木）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○古物営業法の一部を改正する法律案（閣法第42号）について小此木国家公安委員会委員長、あかま内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、矢田わか子君（民進）、西田実仁君（公明）、田村智子君（共産）、清水貴之君（維新）、山本太郎君（希会）（閣法第42号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、希会

反対会派 なし

○平成30年4月12日（木）（第9回）

○株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について茂木内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年4月17日(火) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について茂木内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

和田政宗君(自民)、白眞勲君(民進)、熊野正士君(公明)、清水貴之君(維新)、山本太郎君(希会)、田村智子君(共産)

- 国家戦略特別区域における獣医学部新設の認定理由に関する件、国家戦略特別区域計画の認定過程に関する件、政・官の在り方に関する件、国家戦略特別区域の獣医学部新設をめぐる政府の調査に関する件、大阪府豊中市の国有地売却手続の適正性に関する件等について梶山国務大臣、菅内閣官房長官、佐藤外務副大臣、宮川文部科学大臣政務官、野中農林水産大臣政務官、一宮人事院総裁、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

相原久美子君(民進)、西田実仁君(公明)、田村智子君(共産)、山本太郎君(希会)、清水貴之君(維新)

○平成30年5月15日(火) (第11回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第17号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新
反対会派 共産、希会

なお、附帯決議を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公文書の電子決裁に係るシステムに関する件、国家公務員のセクシュアル・ハラスメントの扱いに関する件、保育所等の待機児童への対応に関する件、女性活躍推進法見直しに向けた検討の方向性に関する件、男女共同参画に関連するILOの条約の締結に関する件、国家戦略特別区域における獣医学部の新

設の経緯に関する件、国家戦略特別区域における獣医学部の新設と質の確保に関する件、公文書管理の見直しに向けた取組の進捗に関する件等について梶山内閣府特命担当大臣、菅内閣官房長官、松山内閣府特命担当大臣、鈴木国務大臣、丹羽文部科学副大臣、田畑厚生労働大臣政務官、山下(雄)内閣府大臣政務官、一宮人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

熊野正士君(公明)、矢田わか子君(民主)、相原久美子君(立憲)、田村智子君(共産)、清水貴之君(維新)、山本太郎君(希会)、和田政宗君(自民)

- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(衆第12号)(衆議院提出)について提出者衆議院内閣委員長山際大志郎君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

(衆第12号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、
維新、希会

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年5月17日(木) (第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

以上両案について梶山国務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、長坂内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

高野光二郎君(自民)、熊野正士君(公明)

- 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について文教科学委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件に

については委員長に一任することに決定した。

○平成30年5月22日(火)

内閣委員会、文教科学委員会連合審査会(第1回)

- 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について梶山国務大臣、林文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

和田政宗君(自民)、佐々木さやか君(公明)、櫻井充君(民主)、蓮舫君(立憲)、田村智子君(共産)、高木かおり君(維新)、山本太郎君(希会)、松沢成文君(希党)

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成30年5月24日(木)(第13回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

以上両案について梶山国務大臣、田中内閣府副大臣、宮川文部科学大臣政務官、平木経済産業大臣政務官、山下(雄)内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

矢田わか子君(民主)、白眞勲君(立憲)、田村智子君(共産)、清水貴之君(維新)、山本太郎君(希会)

(閣法第5号)

賛成会派 自民、公明、立憲、維新

反対会派 民主、共産、希会

(閣法第7号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新

反対会派 共産、希会

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成30年5月29日(火)(第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員の出張における移動手段に関する件、国家戦略特別区域計画の認定に至る経緯に関する件、獣医師に係る需給予測に関する件、国家戦略特別区域制度における不正行為の抑止に関する件、個別的事情に配慮した子供の貧困対策に関する件等について梶山内閣府特命担当大臣、菅内閣官房長官、鈴木国務大臣、宮川文部科学大臣政務官、大沼厚生労働大臣政務官、山下(雄)内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

白眞勲君(立憲)、櫻井充君(民主)、田村智子君(共産)、清水貴之君(維新)、山本太郎君(希会)

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第54号)について梶山内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年5月31日(木)(第15回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第54号)について梶山内閣府特命担当大臣、野上内閣官房副長官、小倉総務大臣政務官、小林内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

江島潔君(自民)、熊野正士君(公明)、榛葉賀津也君(民主)、相原久美子君(立憲)、田村智子君(共産)、清水貴之君(維新)、山本太郎君(希会)

(閣法第54号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新

反対会派 共産、希会

○平成30年6月5日(火)(第16回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 国家戦略特区ワーキンググループの役割及び権限に関する件、食品添加物の安全性に関する件、大阪府豊中市の国有地売却に係る公文書管理に関する件、高齢運転者の交通事故防

止に関する件、国家戦略特別区域における獣医学部新設の経緯及び今後の方向性に関する件等について梶山国務大臣、菅内閣官房長官、小此木国家公安委員会委員長、松山内閣府特命担当大臣、鈴木国務大臣、田中内閣府副大臣、奥野総務副大臣、谷合農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

和田政宗君（自民）、熊野正士君（公明）、櫻井充君（民主）、白眞勲君（立憲）、田村智子君（共産）、清水貴之君（維新）、山本太郎君（希会）

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について梶山内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成30年6月7日（木）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について梶山内閣府特命担当大臣、高木厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

豊田俊郎君（自民）、江島潔君（自民）、和田政宗君（自民）、西田実仁君（公明）

○平成30年6月12日（火）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について梶山内閣府特命担当大臣、山本防衛副大臣、高木厚生労働副大臣、小倉総務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

榛葉賀津也君（民主）、矢田わか子君（民主）、相原久美子君（立憲）、田村智子君（共産）、清水貴之君（維新）、山本太郎君（希会）

（閣法第18号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 民主、立憲、共産、希会
なお、附帯決議を行った。

○平成30年6月14日（木）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について茂木国務大臣から趣旨説明を聞いた後、同大臣、野上内閣官房副長官、佐藤外務副大臣、磯崎農林水産副大臣、田中内閣府副大臣、大串経済産業大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

岡田広君（自民）、和田政宗君（自民）、熊野正士君（公明）、西田実仁君（公明）、舟山康江君（民主）、白眞勲君（立憲）、大門実紀史君（共産）、清水貴之君（維新）、山本太郎君（希会）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

また、同法律案について農林水産委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成30年6月19日（火）

内閣委員会、農林水産委員会連合審査会（第1回）

○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について齋藤農林水産大臣、茂木国務大臣、木原財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤木眞也君（自民）、横山信一君（公明）、徳永エリ君（民主）、川田龍平君（立憲）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、山本太郎君（希会）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成30年6月19日(火) (第20回)

- 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

慶應義塾大学総合政策学部教授 渡邊頼純君

九州大学大学院農学研究院教授 磯田宏君
農民運動北海道連合会委員長 山川秀正君

[質疑者]

和田政宗君(自民)、熊野正士君(公明)、
矢田わか子君(民主)、相原久美子君(立憲)、
田村智子君(共産)、清水貴之君(維新)、
山本太郎君(希会)

○平成30年6月26日(火) (第21回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)(衆議院送付)について安倍内閣総理大臣、茂木国務大臣、野上内閣官房副長官、谷合農林水産副大臣、平木経済産業大臣政務官、田畑厚生労働大臣政務官、上月農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

- ・内閣総理大臣に対する質疑

[質疑者]

豊田俊郎君(自民)、矢田わか子君(民主)、
相原久美子君(立憲)、田村智子君(共産)、
清水貴之君(維新)、山本太郎君(希会)

- ・質疑

[質疑者]

矢田わか子君(民主)、相原久美子君(立憲)、
田村智子君(共産)、清水貴之君(維新)、
山本太郎君(希会)

○平成30年6月28日(木) (第22回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)(衆議院送付)につ

いて茂木国務大臣、西村内閣官房副長官、野上内閣官房副長官、谷合農林水産副大臣、高木厚生労働副大臣、堀井(巖)外務大臣政務官、上月農林水産大臣政務官、堀井(学)外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

江島潔君(自民)、和田政宗君(自民)、熊野正士君(公明)、田名部匡代君(民主)、
矢田わか子君(民主)、白眞勲君(立憲)、
相原久美子君(立憲)、田村智子君(共産)、
清水貴之君(維新)、山本太郎君(希会)
(閣法第62号)

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 民主、立憲、共産、希会

なお、附帯決議を行った。

○平成30年7月3日(火) (第23回)

- ギャンブル等依存症対策基本法案(衆第20号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員中谷元君から趣旨説明を聴き、ギャンブル依存症対策基本法案(参第20号)について発議者参議院議員小西洋之君から趣旨説明を聴いた。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- ギャンブル等依存症対策基本法案(衆第20号)(衆議院提出)

ギャンブル依存症対策基本法案(参第20号)

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

一般社団法人RCPG代表理事 西村直之君

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター院長 樋口進君

大阪いちょうの会幹事 山口美和子君

[質疑者]

和田政宗君(自民)、熊野正士君(公明)、
矢田わか子君(民主)、相原久美子君(立憲)、
田村智子君(共産)、清水貴之君(維新)、
山本太郎君(希会)

○平成30年7月5日(木) (第24回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ギャンブル等依存症対策基本法案(衆第20号)
(衆議院提出)

ギャンブル依存症対策基本法案(参第20号)

以上両案について発議者参議院議員小西洋之君、発議者衆議院議員中谷元君、同榎屋敬悟君、同浦野靖人君、同佐藤茂樹君、同岩屋毅君及び政府参考人に対し質疑を行い、ギャンブル等依存症対策基本法案(衆第20号)(衆議院提出)について討論の後、可決した。

[質疑者]

和田政宗君(自民)、熊野正士君(公明)、
矢田わか子君(民主)、白眞勲君(立憲)、
田村智子君(共産)、清水貴之君(維新)、
山本太郎君(希会)

(衆第20号)

賛成会派 自民、公明、民主、維新
反対会派 立憲、共産、希会

なお、附帯決議を行った。

○平成30年7月10日(火)(第25回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定複合観光施設区域整備法案(閣法第64号)
(衆議院送付)について石井国務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、山下(雄)内閣府大臣政務官、福田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

和田政宗君(自民)、熊野正士君(公明)、
矢田わか子君(民主)、磯崎哲史君(民主)、
白眞勲君(立憲)、杉尾秀哉君(立憲)、大
門実紀史君(共産)、清水貴之君(維新)、
山本太郎君(希会)

○平成30年7月12日(木)(第26回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○特定複合観光施設区域整備法案(閣法第64号)
(衆議院送付)について石井国務大臣、西村
内閣官房副長官、山下(雄)内閣府大臣政務
官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

江島潔君(自民)、豊田俊郎君(自民)、熊
野正士君(公明)、矢田わか子君(民主)、
磯崎哲史君(民主)、小川敏夫君(立憲)、

相原久美子君(立憲)、大門実紀史君(共
産)、清水貴之君(維新)、山本太郎君(希
会)、糸数慶子君(沖縄、委員外議員)

また、同法案について参考人の出席を求める
ことを決定した。

○平成30年7月13日(金)(第27回)

○特定複合観光施設区域整備法案(閣法第64号)
(衆議院送付)について次の参考人から意見
を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東洋大学国際観光学部准教授 佐々木一彰
君

静岡大学人文社会科学部教授 鳥畑与一君
阪南大学教授 桜田照雄君

[質疑者]

和田政宗君(自民)、熊野正士君(公明)、
矢田わか子君(民主)、白眞勲君(立憲)、
大門実紀史君(共産)、清水貴之君(維新)、
山本太郎君(希会)

○平成30年7月17日(火)(第28回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定複合観光施設区域整備法案(閣法第64号)
(衆議院送付)について安倍内閣総理大臣、
石井国務大臣、西村内閣官房副長官及び政府
参考人に対し質疑を行った。

・内閣総理大臣に対する質疑

[質疑者]

熊野正士君(公明)、矢田わか子君(民主)、
白眞勲君(立憲)、辰巳孝太郎君(共産)、
清水貴之君(維新)、山本太郎君(希会)

・質疑

[質疑者]

和田政宗君(自民)、熊野正士君(公明)、
西田実仁君(公明)、森本真治君(民主)、
相原久美子君(立憲)、辰巳孝太郎君(共
産)、清水貴之君(維新)、山本太郎君(希
会)

○平成30年7月19日(木)(第29回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定複合観光施設区域整備法案(閣法第64号)
(衆議院送付)について石井国務大臣及び政
府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決

した。

〔質疑者〕

矢田わか子君（民主）、白眞勲君（立憲）、
大門実紀史君（共産）、清水貴之君（維新）、
山本太郎君（希会）

（閣法第64号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 民主

欠席会派 立憲、共産、希会

なお、附帯決議を行った。

○平成30年7月20日（金）（第30回）

- 請願第16号外291件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	竹谷 とし子 (公明)	こやり 隆史 (自民)	難波 奨二 (民進)
理事	島田 三郎 (自民)	古賀 友一郎 (自民)	森本 真治 (民進)
理事	堂故 茂 (自民)	二之湯 智 (自民)	魚住 裕一郎 (公明)
理事	森屋 宏 (自民)	松下 新平 (自民)	山下 芳生 (共産)
理事	吉川 沙織 (民進)	宮本 周司 (自民)	片山 虎之助 (維新)
理事	秋野 公造 (公明)	山田 修路 (自民)	又市 征治 (希会)
	足立 敏之 (自民)	山本 順三 (自民)	江崎 孝 (立憲)
	小川 克巳 (自民)	杉尾 秀哉 (民進)	
	太田 房江 (自民)	那谷屋 正義 (民進)	(30.3.6 現在)

(1) 審議概観

第196回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案4件、衆議院提出法律案2件(いずれも総務委員長提出)、承認案件1件及びNHKの決算4件の合計11件であり、いずれも可決、承認又は是認した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案等の審査〕

行政制度 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案は、公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる調査の範囲等の拡大、調査票情報の提供対象の拡大、統計委員会の機能強化、独立行政法人統計センターの業務の追加等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、総務省統計局及び独立行政法人統計センター等に現地視察を行うとともに、統計改革の背景と意義、公的統計における正確性・信頼性確保の必要性、統計データの提供対象拡大と情

報の適正管理等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地方行財政 地方税法等の一部を改正する法律案は、働き方の多様化等を踏まえ、個人住民税の基礎控除等の見直しを行うとともに、平成30年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、地方のたばこ税の税率引上げ等の見直し、法人住民税、法人事業税等の申告書等の地方税関係手続用電子情報処理組織による提出義務の創設並びに地方団体共通の電子納税に係る手続の整備等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成30年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、地方公共団体の基金の位置付けを踏まえ各団体の自主的な判断に基づく財政運営を尊重する必要性、公共施設等の老朽化対策、地方消費税の清算基準の見直しと統計等データの在り方、地方税制における税源偏在是正策、トップランナー方式の妥当性等について質疑が行われた。討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長しようとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長古屋範子君から趣旨説明を聴取した後、立法府の意思を踏まえ住民の合意を得て延長発行期間内に事業が完了するよう行政が取り組む必要性、自治体への注意喚起及び問題点の把握等総務省が講ずべき対策等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

情報通信 電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案は、情報通信技術の進展に対応し、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護するため、送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処に係る制度、電気通信番号計画及び電気通信番号使用計画に係る制度並びに電気通信業務の休止及び廃止の際の利用者保護に係る制度の整備等の措置を講じようとするもので

ある。

委員会においては、NTT霞ヶ関ビルに現地視察を行うとともに、サイバーセキュリティ対策強化のための人材確保等の必要性、第三者機関による情報共有の意義と実効性、固定電話網のIP網への移行に当たっての課題と対応等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

郵政事業 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案は、国民生活に必要な不可欠である郵政事業のユニバーサルサービスの提供を安定的に確保するため、郵便局ネットワークの維持を支援するための交付金及び拠出金の制度を創設しようとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長古屋範子君から趣旨説明を聴取した後、金融二社の窓口業務委託手数料引下げの懸念への対応等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

NHK 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK平成30年度予算）は、収支予算では一般勘定事業収支において、収入が7,168億円、支出が7,128億円で、事業収支差金は40億円となっており、事業計画では、3か年経営計画の初年度として、自主自律を堅持し、放送を太い幹としつつインターネットも活用して、正確な情報を公平・公正に伝えるとともに、受信料の公平負担徹底に向けた支払率の向上、時代にふさわしい働き方ができる組織への改革等に取り組むとしている。

委員会においては、「公共メディア」の定義とインターネット常時同時配信に対するNHKの考え方、放送と通信の融合

の進展と放送法第4条の意義、NHKの中長期的な経営の見通しと受信料及び負担軽減策の在り方、NHKにおける働き方改革の実効性の確保策等について質疑が行われた後、全会一致をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書、日本放送協会平成二十六年年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書、日本放送協会平成二十七年年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書及び日本放送協会平成二十八年年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書は、NHKの各年度の決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成25年度の貸借対照表の一般勘定については、資産合計は9,342億円、負債合計は3,073億円、純資産合計は6,269億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,552億円、経常事業支出は6,496億円、経常事業収支差金は56億円となっている。

平成26年度の貸借対照表の一般勘定については、資産合計は9,971億円、負債合計は3,305億円、純資産合計は6,665億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,730億円、経常事業支出は6,561億円、経常事業収支差金は169億円となっている。

平成27年度の貸借対照表の一般勘定に

ついては、資産合計は1兆432億円、負債合計は3,478億円、純資産合計は6,954億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,859億円、経常事業支出は6,670億円、経常事業収支差金は188億円となっている。

平成28年度の貸借対照表の一般勘定については、資産合計は1兆915億円、負債合計は3,680億円、純資産合計は7,235億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,019億円、経常事業支出は6,885億円、経常事業収支差金は133億円となっている。

委員会においては、4件を一括して議題とし、公共放送としてのNHKの業務等の在り方、前会長の下でのガバナンス上の諸問題と改善状況、視聴覚障害者への対応の充実等について質疑が行われた。討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって是認された。

〔国政調査等〕

3月6日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について野田総務大臣から所信を聴取し、平成30年度総務省関係予算に関する件について奥野総務副大臣から説明を聴取した。

3月20日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について、地方自治体における人材確保・育成に対する総務省の支援策、平成28年熊本地震及び死亡時における行政手続のワンストップ化についての総務省の見解、緊急時の情報伝達手段としての防災行政無線の整備推進策、周波数オークション制度及び有効利用されない周波数帯域の返上制度を導入する必要性等の質疑を行った。

また、平成30年度地方財政計画に関する件について野田総務大臣から概要説明を聴取した後、奥野総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月23日、予算委員会から委嘱を受けた、平成30年度総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、いじめ防止対策を行政評価のテーマとした理由及び今後の行政評価局調査の方針、民営化後10年が経過した郵政事業に対する総務大臣の認識、地方の長期債務の解消に向けた方策、地方公共団体の窓口業務へのトップランナー方式導入の問題点等の質疑を行った。

3月28日、自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築及び東日本大震災等への対応に関する決議を行った。

4月17日、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、放送法の理念と規制の在り

方、地方議会議員のなり手不足への対応、消防団員の確保策、地方公務員の勤務実態と労働規制の在り方、東京一極集中の是正に向けた諸施策、地域医療における公立病院の役割と経営状況、消防等におけるハラスメント問題等について質疑を行った。

5月31日、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、地方創生に資する移住・交流施策、公共施設等の適正管理の推進、自動車ユーザーの負担軽減等を踏まえた自動車関係税制の在り方、法律の実施に必要な事項を包括的に省令に委任する規定の妥当性、放送法第4条の意義、無期転換ルールの適用を避けるための雇止めの実態と政府の対応、個人住民税の現年課税化の検討状況、日本郵政グループによる保険販売への苦情及びその対策等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年3月6日(火) (第1回)

- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について野田総務大臣から所信を聴いた。
- 平成30年度総務省関係予算に関する件について奥野総務副大臣から説明を聴いた。

○平成30年3月20日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について野田総務大臣、坂井総務副大臣、高木厚生労働副大臣、小林総務大臣政務官、山田総務大臣政務官、大沼厚生労働大臣政務官及び政府参考人

に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森屋宏君（自民）、秋野公造君（公明）、森本真治君（民進）、杉尾秀哉君（民進）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（維新）、又市征治君（希会）、江崎孝君（立憲）

- 平成30年度地方財政計画に関する件について野田総務大臣から概要説明を聴いた後、奥野総務副大臣から補足説明を聴いた。

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）

以上両案について野田総務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、奥野総務副大臣、坂井

内閣府副大臣、小倉総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

島田三郎君（自民）、こやり隆史君（自民）、
秋野公造君（公明）

○平成30年3月23日（金）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成三十年度一般会計予算（衆議院送付）

平成三十年度特別会計予算（衆議院送付）

平成三十年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総務省所管（公害等調整委員会を除く））

について野田総務大臣、奥野総務副大臣、田中内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社常務執行役諫山親君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、難波奨二君（民進）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（維新）、又市征治君（希会）、江崎孝君（立憲）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）

以上両案について野田総務大臣、長峯財務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉川沙織君（民進）、森本真治君（民進）

○平成30年3月28日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）

以上両案について野田総務大臣、丹羽文部科学副大臣、奥野総務副大臣、今枝財務大臣政務官、小倉総務大臣政務官及び政府参考人に

対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

山下芳生君（共産）、片山虎之助君（維新）、
又市征治君（希会）、江崎孝君（立憲）

（閣法第8号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 民進、共産、希会、立憲

（閣法第9号）

賛成会派 自民、公明、維新、立憲

反対会派 民進、共産、希会

- 自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築及び東日本大震災等への対応に関する決議を行った。

○平成30年3月29日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）

について野田総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長上田良一君から説明を聴き、同大臣、坂井総務副大臣、小林総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長上田良一君、同協会専務理事木田幸紀君、同協会専務理事坂本忠宣君、同協会理事大橋一三君、同協会理事根本佳則君、同協会理事松原洋一君、同協会専務理事・技師長児野昭彦君及び同協会経営委員会委員長石原進君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

吉川沙織君（民進）、森本真治君（民進）、
杉尾秀哉君（民進）、山下芳生君（共産）、
片山さつき君（自民）、太田房江君（自民）、
古賀友一郎君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、
秋野公造君（公明）、片山虎之助君（維新）、
又市征治君（希会）、江崎孝君（立憲）

（閣承認第1号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、
希会、立憲

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年4月17日(火) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第11号)(衆議院提出)について提出者衆議院総務委員長古屋範子君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理武内則男君、同橋慶一郎君、野田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

吉川沙織君(民進)、山下芳生君(共産)
(衆第11号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、
希会、立憲

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 放送法の理念と規制の在り方に関する件、地方議会議員のなり手不足への対応に関する件、消防団員の確保策に関する件、地方公務員の勤務実態と労働規制の在り方に関する件、東京一極集中の是正に向けた諸施策に関する件、地域医療における公立病院の役割と経営状況に関する件、消防等におけるハラスメント問題に関する件等について野田総務大臣、奥野総務副大臣、小倉総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

難波奨二君(民進)、森本真治君(民進)、
山下芳生君(共産)、片山虎之助君(維新)、
又市征治君(希会)、太田房江君(自民)、
秋野公造君(公明)、江崎孝君(立憲)

○平成30年4月19日(木) (第7回)

- 電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第33号)(衆議院送付)について野田総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年5月15日(火) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第33号)(衆議院送付)について野田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の

後、可決した。

[質疑者]

森本真治君(民主)、吉川沙織君(立憲)、
山下芳生君(共産)、片山虎之助君(維新)、
又市征治君(希会)、松下新平君(自民)、
秋野公造君(公明)

(閣法第33号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、
希会

反対会派 共産

○平成30年5月22日(火) (第9回)

- 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)について野田総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年5月24日(木) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)について野田総務大臣、奥野総務副大臣、山田総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

磯崎哲史君(民主)、杉尾秀哉君(立憲)、
山下芳生君(共産)、片山虎之助君(維新)、
又市征治君(希会)、古賀友一郎君(自民)、
秋野公造君(公明)

(閣法第34号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、
希会

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成30年5月31日(木) (第11回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案(衆第24号)(衆議院提出)について提出者衆議院総務委員長古屋範子君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理坂本哲志君、野田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

山下芳生君（共産）
（衆第24号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、
維新、希会

反対会派 なし

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方創生に資する移住・交流施策に関する件、公共施設等の適正管理の推進に関する件、自動車ユーザーの負担軽減等を踏まえた自動車関係税制の在り方に関する件、法律の実施に必要な事項を包括的に省令に委任する規定の妥当性に関する件、放送法第4条の意義に関する件、無期転換ルールの適用を避けるための雇止めの実態と政府の対応に関する件、個人住民税の現年課税化の検討状況に関する件、日本郵政グループによる保険販売への苦情及びその対策に関する件等について野田総務大臣、奥野総務副大臣、小倉総務大臣政務官、横島内閣法制局長官、政府参考人、参議院事務局当局、参考人日本郵政株式会社常務執行役諫山親君及び同株式会社常務執行役加藤進康君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

こやり隆史君（自民）、秋野公造君（公明）、
磯崎哲史君（民主）、吉川沙織君（立憲）、
杉尾秀哉君（立憲）、山下芳生君（共産）、
片山虎之助君（維新）、又市征治君（希会）

○平成30年6月7日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

以上4件について野田総務大臣、参考人日本放送協会会長上田良一君及び会計検査院当局から説明を聴き、野田総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長上田良一君、同協合理事黄木紀之君、同協合理事松原洋一君、同協会専務理事木田幸紀君、同協会専務理事坂本忠宣君、同協合理事松坂千尋君及び同協会経営委員会委員長石原進君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも是認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

島田三郎君（自民）、佐藤啓君（自民）、秋野公造君（公明）、森本真治君（民主）、吉川沙織君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（維新）

（NHK平成25年度決算）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新
反対会派 共産

欠席会派 希会

（NHK平成26年度決算）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 民主、立憲、共産

欠席会派 希会

（NHK平成27年度決算）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 民主、立憲、共産

欠席会派 希会

（NHK平成28年度決算）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 民主、立憲、共産

欠席会派 希会

○平成30年7月20日（金）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築 及び東日本大震災への対応に関する決議—

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するために、政府は、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムを確立するとともに、東日本大震災で被災した地方公共団体の復旧・復興事業を更に加速し、全国の消防・防災体制を充実・強化するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、公共施設等の老朽化対策等の今後増大していく行政需要に的確に対応し、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していくために、平成31年度以降も地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が、予見可能性を持って安定的に確保されるよう、全力を尽くすこと。

二、地方公共団体の基金については、それぞれの団体が、行政改革や経費削減等により財源を捻出し、公共施設等の老朽化対策、災害対策、社会保障関係経費の増大など将来の歳入減少や歳出増加への備えとして積立てを行っている状況を踏まえ、各団体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として尊重すること。

また、各地方公共団体が、こうした基金の考え方等について住民への説明責任を更に果たす観点から、財政状況に関する公表内容の「見える化」の促進について検討を進めること。

三、地方交付税の役割は、全ての地方公共団体が自立した安定的な財政運営を行うための財源調整機能と財源保障機能を果たすことである。この機能をより充実させるために、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の充実確保を図るとともに、臨時財政対策債等の特例措置依存の現状を改め、法定率の引上げ等の制度の抜本的な見直しを含め、持続可能かつ安定的な制度実現に向け検討を進めること。

四、地域に必要な行政サービスの安定的な供給により住民生活の安心・安全を確保するため、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、特別交付税については、算定方法の透明化の取組を一層推進し、あわせて、自然災害への対応、地域交通や地域医療の確保等の財政需要を的確に反映させるなど財源保障機能を強化すること。

五、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立し、安定的で充実した財源を確保できる地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等については、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に対処すること。

六、個人住民税については、住民が公平感を持って納税できるよう、控除の在り方を含め不断の見直しを進めること。

七、地域の実情に応じた行政サービスを地方公共団体が将来にわたり提供することができるよう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築のために、一層の検討を進めること。

八、地方財政計画における地方創生関連の事業費や公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費、社会保障関係の単独事業費の増に対応するための歳出については、今後とも安定的な財源を長期にわたり確保すること。また、その算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体に配慮するなど地域の実情を十分踏まえること。

九、地方公共団体の債務残高が巨額にのぼっていることを踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

十、地方債については、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど円滑な起債と流通、保有の安全性の確保を図ること。また、地方債の発行に関する国等の関与の在り方については、協議不要基準の緩和等による地方財政の健全性への影響に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、手続の簡素化等の運用面における見直しを含め、更なる検討を進めること。

十一、東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、その復旧・復興事業の更なる加速化を図るため、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、近年、熊本地震を始め、台風、集中豪雨、火山噴火、豪雪等の住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発している状況を踏まえ、消防・防災体制を充実・強化するための十分な財源を確保すること。

右決議する。

法務委員会

委員一覧 (20名)

委員長	石川	博崇 (公明)	豊田	俊郎 (自民)	石井	苗子 (維新)
理事	中西	健治 (自民)	福岡	資麿 (自民)	有田	芳生 (立憲)
理事	山田	宏 (自民)	元榮	太一郎 (自民)	糸数	慶子 (沖縄)
理事	真山	勇一 (民進)	柳本	卓治 (自民)	郡司	彰 (無)
理事	若松	謙維 (公明)	山谷	えり子 (自民)	伊達	忠一 (無)
	小野田	紀美 (自民)	小川	敏夫 (民進)	山口	和之 (無)
	岡田	直樹 (自民)	仁比	聡平 (共産)		(30.3.8 現在)

(1) 審議概観

第196回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件及び衆議院提出(法務委員長)1件の合計7件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願13種類165件のうち、2種類43件を採択した。

【法律案の審査】

民事関係 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、航空運送及び複合運送に関する規定の新設、危険物についての荷送人の通知義務に関する規定の新設、船舶の衝突、海難救助、船舶先取特権等に関する規定の整備等を行うとともに、商法の表記を現代用語化しようとするものである。委員会においては、商法を分かりやすいものとする必要性、定期傭船契約に関する規定を設ける理由、危険物についての通知義務に関する課題等について質疑が行われた。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決された。

民法の一部を改正する法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、成年となる年齢及び女性の婚姻開始年齢をそれぞれ18歳

とする等の措置を講じようとするものである。委員会においては、2回にわたって参考人から意見を聴取するとともに、成年年齢引下げの経緯、少子高齢化が進展する我が国において新たに成年として扱われる若年者の自己決定権を尊重する意義、若年者の消費者被害防止策の効果と今後の取組、成年年齢引下げにより養育費の支払終期が早まる懸念への対応、成年年齢引下げに伴う民法以外の法律の改正の要否等について質疑が行われた。採決により質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続が開始した場合における配偶者の居住の権利及び遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定の新設、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留分の減殺請求権の金銭債権化等を行おうとするものである。また、**法務局における遺言書の保管等に関する法律案**は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するため、法務局において自筆証書遺言に

係る遺言書の保管及び情報の管理を行う制度を創設するとともに、当該遺言書については、家庭裁判所の検認を要しないこととする等の措置を講じようとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、配偶者居住権の評価価値、特別の寄与に関する請求権者の範囲、相続における事実婚等の相手方の地位、遺言書保管制度の周知と遺言者への成り済ましの防止策等について質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、順次採決の結果、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案は多数をもって、法務局における遺言書の保管等に関する法律案は全会一致をもってそれぞれ可決された。なお、両法律案に附帯決議が付された。

その他 このほか、**東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び人事訴訟法等の一部を改正する法律案**が可決された。

【国政調査等】

3月8日、上川法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取するとともに、平成30年度法務省及び裁判所関係予算について葉梨法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴取した。

3月22日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、難民認定申請の現状に対する法務大臣の認識、相続登記の促進について法務省の取組、未決拘禁者の処遇状況、国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）を守る必要性について法務大臣の見解、ヘイトスピーチ解消に向けた法務大臣の見解、選択的夫婦別氏

制度実現のための法改正に向けた法務大臣の見解、協力雇用主の不安を取り除くための方策について法務大臣の見解、財務省決裁文書書換え問題に対する法務大臣の見解、捜査中であることを理由に刑事事件の責任解明が妨げられることの問題、日系四世の更なる受入れのため日系四世受入れサポーターを設ける趣旨及び確保の方法、子供に対する虐待根絶に向けた法務大臣の決意、再犯防止対策において窃盗症（クレプトマニア）に着目した指導・支援の必要性、外国籍の人を調停委員に任命する必要性等が取り上げられた。

3月23日、予算委員会から委嘱された平成30年度法務省予算等の審査を行い、企業内弁護士等の新しい司法ニーズを踏まえて司法試験合格者数を見直す必要性、起訴の前後で区分した接見禁止決定数の統計を作成する必要性、更生保護施設における受入れ及び処遇機能の強化の必要性、出入国審査体制整備の課題、インターネット上の人権侵害問題解消のための法務省の取組、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題の被害状況と対策、日本司法支援センターの民事法律扶助の代理援助件数増加の要因及びこれに対する予算上の手当、矯正施設の老朽化に関する現状と課題、会社法に規定のない相談役又は顧問が経営に深く関与することの会社法上の問題点、離婚後の出産について父親特定のためにDNA鑑定を取り入れる法改正を行う必要性等が取り上げられた。

4月5日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、顔認証ゲートの利用状況と外国人への運用拡大の見通し、無戸籍者問題の現状と原因及び解消に向けた法務省の取組、ハーグ条約に基づく子の引渡し請求を認めた最高裁判所判決に対す

る法務大臣の見解、共同養育推進及び共同親権に関する法務大臣の見解、決算日から株主総会開催日までの十分な期間確保のための方策、刑事施設における職業訓練を工夫する必要性、法務省における再犯防止推進計画に基づく取組、東日本大震災に起因する福島県に対する差別についての対策、民法における不適切な法令用語を変更する必要性等が取り上げられた。

4月12日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、法務局における登記所備付地図の整備についての取組とその現状、大相撲における男女の取扱いの違いに対する法務大臣の認識、性犯罪に係る刑法改正後の見直しに向けた実態把握の取組の具体的内容、刑事施設外で行う刑務作業の内容、女性の人権ホットラインによる電話相談の現状と課題、右派系市民グループによるデモ行進に対する警備方法の改善の必要性、司法ソーシャルワークによる被災者支援の重要性等が取り上げられた。

5月15日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、松山刑務所大井造船作業場における逃走事案に対する法務大臣の総括、裁判手続のIT化により本人訴訟の支援体制を構築する必要性に対する法務大臣の見解、在日外国人のため基本的な法律を多言語に翻訳してインターネット上に公開する必要性、法科大学院を中核とする法曹養成制度の今後の在り方、成年後見人による不正事案に対する裁判所の分析状況、入国管理局収容施設における被収容者の長期収容と自殺との因果関係及び自殺防止の取組、外国人技能実習制度に関する問題点の検証を行う必要性に対する法務大臣の見解、インターネット接続事業者による海賊版サイトの接続

遮断と刑法上の緊急避難との関係、入国者収容所等視察委員会を独立組織とした上で調査を行う必要性、法務省の「かいけつサポート」制度の概要等が取り上げられた。

5月24日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、国際仲裁活性化の意義と目的、働き手不足を受けた外国人留学生の資格外活動の制限時間緩和に対する法務大臣の見解、日本語教育機関全体を所管する省庁が存在しないことに対する法務大臣の見解、地方入国管理局ごとに「留学」の在留資格認定証明書の交付率に差が生じている理由、ヘイトスピーチ解消法の周知・理解促進に向けた取組、性犯罪の実態調査のためのワーキンググループの設置目的と調査内容、性犯罪処遇プログラムの効果検証のための取組、出生届に嫡出子又は嫡出でない子の別の記載をさせる制度の趣旨及び目的、セクシャル・ハラスメントに係る法整備の必要性に対する法務大臣の見解、配偶者間での強制性交等罪を独立した犯罪類型とする必要性、介護職種の技能実習計画認定件数が少数にとどまっている理由等が取り上げられた。

6月14日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、性的マイノリティの権利保障のために性同一性障害者特例法を改正する必要性、入国管理局の被収容者に対し長期収容等の理由を説明する必要性、我が国が女子差別撤廃条約選択議定書を批准しない理由、個人通報制度導入が司法権の独立を侵すおそれがあるとの意見について法務大臣の見解、法務省の名称等を不正に使用した架空請求について法務大臣が国民に注意喚起する必要性、銀行口座における旧姓の通称使用を拡大するための法務省の取組、犯罪の成否につ

いて一般論であっても答弁を控える法務省の対応の妥当性、生産性向上の観点か

ら刑事裁判における証拠開示手続を電子情報化する必要性等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成30年3月8日(木) (第1回)

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について上川法務大臣から所信を聴いた。
- 平成30年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について葉梨法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成30年3月20日(火) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。

○平成30年3月22日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について上川法務大臣、今枝財務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
〔質疑者〕

中西健治君(自民)、真山勇一君(民進)、糸数慶子君(沖縄)、若松謙維君(公明)、仁比聡平君(共産)、石井苗子君(維新)、有田芳生君(立憲)、山口和之君(無)

○平成30年3月23日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成三十年度一般会計予算(衆議院送付)平成三十年度特別会計予算(衆議院送付)平成三十年度政府関係機関予算(衆議院送付)(裁判所所管及び法務省所管)について上川法務大臣、葉梨法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

元榮太一郎君(自民)、小川敏夫君(民進)、若松謙維君(公明)、有田芳生君(立憲)、仁比聡平君(共産)、糸数慶子君(沖縄)、山口和之君(無)、石井苗子君(維新)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成30年3月29日(木) (第5回)

- 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する

法律の一部を改正する法律案(衆第8号)(衆議院提出)について提出者衆議院法務委員長平口洋君から趣旨説明を聴いた後、可決した。(衆第8号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、立憲、沖縄、無(山口和之君)

反対会派 なし

欠席会派 無(郡司彰君、伊達忠一君)

○平成30年4月5日(木) (第6回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 厳格な出入国審査のための取組に関する件、ハーグ条約実施法の運用に関する件、株主総会開催日の集中緩和に関する件、選択的夫婦別氏制度の導入に関する件、再犯防止対策に関する件、官邸前抗議行動に対する警備に関する件、民法における用語変更の必要性に関する件等について上川法務大臣、葉梨法務副大臣、村井内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中西健治君(自民)、真山勇一君(民進)、若松謙維君(公明)、仁比聡平君(共産)、石井苗子君(維新)、有田芳生君(立憲)、糸数慶子君(沖縄)、山口和之君(無)

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について上川法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年4月10日(火) (第7回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について上川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

元榮太一郎君(自民)、真山勇一君(民進)、若松謙維君(公明)、仁比聡平君(共産)、石井苗子君(維新)、有田芳生君(立憲)、

糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）
（閣法第10号）

賛成会派 自民、民進、公明、維新、立憲、
無（山口和之君）

反対会派 共産、沖縄

欠席会派 無（郡司彰君、伊達忠一君）

○平成30年4月12日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 登記所備付地図の整備に関する件、大相撲の土俵の「女人禁制」に関する件、性犯罪に係る刑法改正後の見直しに向けた検討に関する件、女性の人権課題に関する件、インターネット上の人権侵害事案に関する件、選択的夫婦別氏制度の導入に関する件、司法ソーシャルワークの取組に関する件等について上川法務大臣、長坂内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福岡資麿君（自民）、真山勇一君（民進）、
若松謙維君（公明）、仁比聡平君（共産）、
石井苗子君（維新）、有田芳生君（立憲）、
糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

- 人事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について上川法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年4月17日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 人事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について上川法務大臣、葉梨法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

中西健治君（自民）、小川敏夫君（民進）、
若松謙維君（公明）、仁比聡平君（共産）、
石井苗子君（維新）、有田芳生君（立憲）、
糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

（閣法第11号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、
立憲、沖縄、無（山口和之君）

反対会派 なし

欠席会派 無（郡司彰君、伊達忠一君）

○平成30年5月15日（火）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 松山刑務所大井造船作業場における逃走事案に関する件、裁判手続のIT化に関する件、法曹養成の在り方に関する件、入国管理局収容施設における被収容者の処遇に関する件、技能実習生の失踪防止策に関する件、インターネット接続事業者による海賊版サイトへの接続遮断に関する件、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介に関する件等について上川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田宏君（自民）、若松謙維君（公明）、櫻井充君（民主）、有田芳生君（立憲）、仁比聡平君（共産）、石井苗子君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

- 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について上川法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年5月17日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

元榮太一郎君（自民）、若松謙維君（公明）、
櫻井充君（民主）、小川敏夫君（立憲）、仁比聡平君（共産）、石井苗子君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

（閣法第12号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、
維新、沖縄、無（山口和之君）

反対会派 なし

欠席会派 無（郡司彰君、伊達忠一君）

○平成30年5月24日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際仲裁の活性化に関する件、留学生の資格外活動の制限時間の緩和に関する件、日本語学校の所管省庁に関する件、ヘイトスピーチ解消法施行後の成果と課題に関する件、性犯

罪の実態把握のための調査に関する件、出生届における嫡出子又は嫡出でない子の別の記載に関する件、セクシュアル・ハラスメントに係る法整備の必要性に関する件、技能実習における介護職種の現状と課題に関する件等について上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

中西健治君（自民）、若松謙維君（公明）、櫻井充君（民主）、有田芳生君（立憲）、仁比聡平君（共産）、石井苗子君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

○平成30年5月31日(木) (第13回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○民法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）について上川法務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、葉梨法務副大臣、山下法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

中西健治君（自民）、若松謙維君（公明）、櫻井充君（民主）、小川敏夫君（立憲）、有田芳生君（立憲）、仁比聡平君（共産）、石井苗子君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成30年6月5日(火) (第14回)

○民法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

早稲田大学総長 鎌田薫君
弁護士 平澤慎一君
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事・消費者教育委員長 窪田久美子君
青山学院大学法務研究科教授
前内閣府消費者委員会委員長 河上正二君

[質疑者]

福岡資麿君（自民）、若松謙維君（公明）、榛葉賀津也君（民主）、有田芳生君（立憲）、

仁比聡平君（共産）、石井苗子君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○民法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）について上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

元榮太一郎君（自民）、若松謙維君（公明）、櫻井充君（民主）、小川敏夫君（立憲）、仁比聡平君（共産）、石井苗子君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成30年6月7日(木) (第15回)

○民法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

日本体育大学柏高等学校校長 氷海正行君
京都産業大学法学部教授 坂東俊矢君
弁護士
中央大学法科大学院教授 遠山信一郎君
弁護士 竹下博将君

[質疑者]

元榮太一郎君（自民）、若松謙維君（公明）、櫻井充君（民主）、有田芳生君（立憲）、仁比聡平君（共産）、石井苗子君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

○平成30年6月12日(火) (第16回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○民法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）について上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

山田宏君（自民）、若松謙維君（公明）、櫻井充君（民主）、小川敏夫君（立憲）、仁比聡平君（共産）、石井苗子君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

（閣法第55号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 民主、立憲、共産、沖縄、無（山

山口和之君)

欠席会派 無 (郡司彰君、伊達忠一君)

なお、附帯決議を行った。

○平成30年6月14日(木) (第17回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際仲裁の活性化策に関する件、性犯罪に係る施策検討に関する件、公営競技の投票券購入等に係る年齢制限に関する件、入国管理局収容施設における自殺・自損事案に関する件、女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する件、法務省の名称等を不正に使用した架空請求に関する件、旧姓の通称使用に関する件、刑事裁判における電子情報活用の検討状況に関する件等について上川法務大臣、西銘経済産業副大臣、山下法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

元榮太一郎君 (自民)、若松謙維君 (公明)、櫻井充君 (民主)、有田芳生君 (立憲)、仁比聡平君 (共産)、石井苗子君 (維新)、糸数慶子君 (沖縄)、山口和之君 (無)

○平成30年6月26日(火) (第18回)

- 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案 (閣法第58号) (衆議院送付)
法務局における遺言書の保管等に関する法律案 (閣法第59号) (衆議院送付)
以上両案について上川法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年6月28日(木) (第19回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案 (閣法第58号) (衆議院送付)
法務局における遺言書の保管等に関する法律案 (閣法第59号) (衆議院送付)
以上両案について上川法務大臣、葉梨法務副大臣、山下法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

中西健治君 (自民)、若松謙維君 (公明)、櫻井充君 (民主)、小川敏夫君 (立憲)、仁比聡平君 (共産)、石井苗子君 (維新)、糸数慶子君 (沖縄)、山口和之君 (無)

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成30年7月3日(火) (第20回)

- 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案 (閣法第58号) (衆議院送付)
法務局における遺言書の保管等に関する法律案 (閣法第59号) (衆議院送付)
以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京大学大学院法学政治学研究科教授 大村敦志君

弁護士 横山佳枝君

立命館大学法学部教授

法学博士 二宮周平君

[質疑者]

中西健治君 (自民)、若松謙維君 (公明)、櫻井充君 (民主)、有田芳生君 (立憲)、仁比聡平君 (共産)、石井苗子君 (維新)、糸数慶子君 (沖縄)、山口和之君 (無)

○平成30年7月5日(木) (第21回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案 (閣法第58号) (衆議院送付)
法務局における遺言書の保管等に関する法律案 (閣法第59号) (衆議院送付)
以上両案について上川法務大臣、山下法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

元榮太一郎君 (自民)、若松謙維君 (公明)、櫻井充君 (民主)、小川敏夫君 (立憲)、仁比聡平君 (共産)、石井苗子君 (維新)、糸数慶子君 (沖縄)、山口和之君 (無)

(閣法第58号)

賛成会派 自民、公明、民主、共産、維新、無 (山口和之君)

反対会派 立憲、沖縄

欠席会派 無 (郡司彰君、伊達忠一君)

(閣法第59号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、維新、沖縄、無 (山口和之君)

反対会派 なし

欠席会派 無（郡司彰君、伊達忠一君）

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成30年7月20日（金）（第22回）

- 請願第1428号外42件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第158号外121件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	三宅 伸吾君 (自民)	宇都 隆史 (自民)	牧山 ひろえ (民進)
理事	猪口 邦子 (自民)	佐藤 啓 (自民)	高瀬 弘美 (公明)
理事	塚田 一郎 (自民)	佐藤 正久 (自民)	井上 哲士 (共産)
理事	中西 哲 (自民)	武見 敬三 (自民)	浅田 均 (維新)
理事	藤田 幸久 (民進)	中曽根 弘文 (自民)	福山 哲郎 (立憲)
理事	杉 久武 (公明)	山本 一太 (自民)	アントニオ猪木 (無ク)
	今井 絵理子 (自民)	小西 洋之 (民進)	伊波 洋一 (沖縄)
			(30.2.1 現在)

(1) 審議概観

第196回国会において本委員会に付託された案件は、条約11件及び内閣提出法律案2件の合計13件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願16種類195件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

いわゆるTPP11協定の締結 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定は、アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易と投資の自由化や円滑化を進めるほか、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等の幅広い分野で新たなルールを構築する環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定の内容を実現するための法的枠組みを定めるものである。委員会においては、本協定の締結の意義、本協定発効の見通しと今後のTPP拡大に向けた政府の取組、牛肉等のセーフガードの発効基準や関税割当てを協定発効後に見直し対象とすることへの各国の理解、本協定においてISDS条項を維持した理由、本協定交渉時に日本のみが凍結項目を主張しな

かった背景、米国がTPPに復帰する場合に再交渉を求められる懸念等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

視覚障害者等による著作物利用の機会の促進 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約は、視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、利用しやすい様式の複製物に関する国内法令上の制限及び例外、利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換等について定めるものである。委員会においては、条約締結を契機とした視覚障害者等が著作物を利用しやすい環境の整備、国立国会図書館と他の図書館との連携の強化、米国等への条約締結の働きかけについて質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

船舶の再資源化 二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約(シップ・リサイクル条約)は、船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のため、船舶における有害物質を含む装置等の設置及び使用の禁止又は制限、締約

国によって許可を与えられる船舶の再資源化施設の要件等について定めるものである。委員会においては、条約作成過程における我が国の貢献、船舶の解体が途上国に集中する理由と条約に期待される効果等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

オゾン層保護と気候変動対策 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正は、オゾン層を破壊する物質の代替物質として、その使用が増大した高い温室効果を有するハイドロフルオロカーボン、モノフルオロカーボン、パーフルオロカーボンを、モントリオール議定書の下で、生産、消費等の規制や非締約国との貿易禁止の対象となる物質に追加すること等を目的とするものである。委員会においては、本改正の意義と地球温暖化の抑制効果、温室効果の低い代替物質への転換に向けた技術開発と途上国支援、本改正による規制が国内産業や国民生活に及ぼす影響、米国の本改正締結の動向、モントリオール議定書によるオゾン層保護の達成状況等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

予備自衛官・即応予備自衛官の確保 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更を行うとともに、予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金に関する制度を新設するものである。委員会においては、防衛省に対するサイバー攻撃の現状、防衛省におけるサイバーセキュリティ強化のため外部人材の活用や諸外国との連携強化を図る必要性、予備自衛官等を雇用する企業への新たな給付金制度創設の意義、予備自衛官等の充足向上と若年層拡充に向けた方策等について質疑が行われ、討

論の後、多数をもって可決された。

外交実施体制の整備 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、在外公館として在ダバオ日本国総領事館及び北大西洋条約機構（NATO）日本政府代表部を新設すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給額を改定すること等について規定するものである。委員会においては、在ダバオ総領事館新設の背景とその意義、NATO加盟国でない我が国が政府代表部を新設する理由、NATO政府代表部の事務体制の見通し、我が国とNATOとの協力の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

租税における二国間協力 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とリトアニア共和国との間の条約、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約及び所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約は、いずれも、二重課税の除去を目的とした課税権の調整を行うほか、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものである。所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約は、現行の日ソ租税条約をロシアとの間で全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税の更なる減免、税務当局間の徴収共助

の手續の整備等を定めるものである。所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約は、現行の租税条約を全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税の更なる減免、税務当局間の徴収共助の手續の整備等について定めるものである。委員会においては、リトアニア、エストニア及びロシアとの租税条約の締結の背景、リトアニア及びエストニアとの租税条約がこれまで締結されなかった理由、ロシアにおけるビジネス環境改善の必要性、デンマークとの租税条約を全面改正する背景と意義、両国関係に及ぼす効果、アイスランドとの租税条約を新規に締結する背景と意義等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって承認された。

国際的な租税回避行為への対処 税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約（B E P S防止措置実施条約）は、国際的な租税回避行為に対処するための租税条約関連措置を迅速に、協調して、及び一致して実施するための法的な枠組みについて定めるものである。委員会においては、条約締結の意義と効果、我が国企業に与える影響、適用対象となる我が国の租税条約の見通し、多国籍企業の恒久的施設認定の人為的回避による課税逃れへの対処、米国など未署名国への働きかけ等について質疑が行われ、討論の後、全会一致をもって承認された。

投資における二国間協力 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定は、投資の許可段階及び許可後の内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与並びに、輸出についての要求を始めとする特定措置の履行要求の原

則禁止を規定するほか、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手續等を定めるものである。委員会においては、投資協定締結に伴う日・アルメニア関係の展望、今後の投資協定の締結の方針等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

〔国政調査等〕

2月19日及び20日、我が国の外交、防衛等に関する実情調査のため、沖縄県への委員派遣を行い、防衛省沖縄防衛局、宜野湾市教育委員会、航空自衛隊からの説明聴取、沖縄県知事との懇談、関連施設及び装備品の視察、意見交換等を行った。

3月6日、外交の基本方針について河野外務大臣から、国の防衛の基本方針について小野寺防衛大臣から、それぞれ所信を聴取した。また、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

3月20日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。

3月23日、予算委員会から委嘱された平成30年度外務省予算・防衛省予算等の審査を行い、質疑を行った。

4月10日、イラクでの自衛隊の活動に関する日報に係る事案等について小野寺防衛大臣から報告を聴取した後、質疑を行った。

4月17日、イラクでの自衛隊の活動に関する日報に係る事案、シリア情勢、北朝鮮情勢、北朝鮮による日本人拉致問題、カンボジア情勢、文民統制、沖縄における北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業等について質疑を行った。

5月24日、「イラク日報」に関する調査チーム報告書等について小野寺防衛大臣

から報告を聴取した後、同伴、情報収集衛星の整備、中国の軍事情勢、日中防衛当局間の海空連絡メカニズム、防衛省における文書管理、北朝鮮情勢、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境保全措置等について質疑を行った。

5月29日、我が国の外交・防衛戦略、北朝鮮情勢、「イラク日報」に関する調査チーム報告書等、外務省における気候変動問題への取組、日露関係、普天間飛行

場代替施設建設事業に係る環境保全措置について質疑を行った。

6月19日、米朝首脳会談、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境保全措置、北朝鮮による日本人拉致問題、普天間飛行場代替施設建設事業に係る海上警備業務、大阪府北部を震源とする地震に係る防衛省・自衛隊の対応等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年2月1日(木) (第1回)

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成30年3月6日(火) (第2回)

- 外交の基本方針に関する件について河野外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について小野寺防衛大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成30年3月20日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について河野外務大臣、小野寺防衛大臣、佐藤外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

武見敬三君(自民)、山本一太君(自民)、
牧山ひろえ君(民進)、小西洋之君(民進)、
杉久武君(公明)、井上哲士君(共産)、浅田均君(維新)、福山哲郎君(立憲)、アントニオ猪木君(無ク)、伊波洋一君(沖縄)

○平成30年3月23日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成三十年度一般会計予算(衆議院送付)
平成三十年度特別会計予算(衆議院送付)
平成三十年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(外務省所管、防衛省所管及び独立行政法人

国際協力機構有償資金協力部門)について河野外務大臣及び小野寺防衛大臣から説明を聴いた後、小野寺防衛大臣、河野外務大臣、山本防衛副大臣、岡本外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

中西哲君(自民)、佐藤啓君(自民)、藤田幸久君(民進)、牧山ひろえ君(民進)、杉久武君(公明)、井上哲士君(共産)、浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、伊波洋一君(沖縄)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成30年3月27日(火) (第5回)

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年3月29日(木) (第6回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について河野外務大臣、小野寺防衛大臣、山本防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

藤田幸久君(民進)、杉久武君(公明)、井

上哲士君（共産）、浅田均君（維新）、福山哲郎君（立憲）、アントニオ猪木君（無ク）、伊波洋一君（沖縄）

〔閣法第19号〕

賛成会派 自民、民進、公明、維新、立憲、無ク

反対会派 共産、沖縄

○平成30年4月3日（火）（第7回）

- 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について小野寺防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年4月5日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について小野寺防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（民進）、小西洋之君（民進）、井上哲士君（共産）、浅田均君（維新）、福山哲郎君（立憲）、アントニオ猪木君（無ク）、伊波洋一君（沖縄）、宇都隆史君（自民）、杉久武君（公明）

○平成30年4月10日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラクでの自衛隊の活動に関する日報に係る事案等に関する件について小野寺防衛大臣から報告を聴いた後、同大臣、河野外務大臣、佐藤外務副大臣、大野防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

武見敬三君（自民）、藤田幸久君（民進）、牧山ひろえ君（民進）、高瀬弘美君（公明）、井上哲士君（共産）、浅田均君（維新）、江崎孝君（立憲）、アントニオ猪木君（無ク）、伊波洋一君（沖縄）

○平成30年4月12日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）につい

て小野寺防衛大臣、河野外務大臣、大野防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

小西洋之君（民進）、井上哲士君（共産）、浅田均君（維新）、福山哲郎君（立憲）、アントニオ猪木君（無ク）、伊波洋一君（沖縄）、杉久武君（公明）

〔閣法第25号〕

賛成会派 自民、民進、公明、維新、立憲、無ク

反対会派 共産、沖縄

なお、附帯決議を行った。

○平成30年4月17日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラクでの自衛隊の活動に関する日報に係る事案に関する件、シリア情勢に関する件、北朝鮮情勢に関する件、北朝鮮による日本人拉致問題に関する件、カンボジア情勢に関する件、文民統制に関する件、沖縄における北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業に関する件等について小野寺防衛大臣、河野外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

塚田一郎君（自民）、牧山ひろえ君（民進）、小西洋之君（民進）、杉久武君（公明）、井上哲士君（共産）、浅田均君（維新）、福山哲郎君（立憲）、アントニオ猪木君（無ク）、伊波洋一君（沖縄）

- 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）以上両件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年4月19日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障

害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

以上両件について小野寺防衛大臣、河野外務大臣、佐藤外務副大臣、羽入国立国会図書館長及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

猪口邦子君（自民）、藤田幸久君（民進）、井上哲士君（共産）、浅田均君（維新）、福山哲郎君（立憲）、アントニオ猪木君（無ク）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第1号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、立憲、無ク、沖縄

反対会派 なし

（閣条第2号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、立憲、無ク、沖縄

反対会派 なし

○平成30年5月10日（木）（第13回）

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とリトアニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本政府とロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の締結につ

いて承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

以上4件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年5月15日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とリトアニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本政府とロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

以上4件について小野寺防衛大臣、河野外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

中西哲君（自民）、杉久武君（公明）、藤田幸久君（民主）、小西洋之君（立憲）、井上哲士君（共産）、浅田均君（維新）、アントニオ猪木君（無ク）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第5号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、無ク、沖縄

反対会派 共産

（閣条第6号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、無ク、沖縄

反対会派 共産

（閣条第7号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、
無ク、沖縄

反対会派 共産

(閣条第10号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、
無ク、沖縄

反対会派 共産

- 税源浸食及び利益移転を防止するための租税
条約関連措置を実施するための多数国間条約
の締結について承認を求めるの件（閣条第4
号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並
びに脱税及び租税回避の防止のための日本国
とデンマーク王国との間の条約の締結につ
いて承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院
送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並
びに脱税及び租税回避の防止のための日本国
とアイスランドとの間の条約の締結につ
いて承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送
付）

以上3件について河野外務大臣から趣旨説明
を聴いた。

○平成30年5月17日(木) (第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 税源浸食及び利益移転を防止するための租税
条約関連措置を実施するための多数国間条約
の締結について承認を求めるの件（閣条第4
号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並
びに脱税及び租税回避の防止のための日本国
とデンマーク王国との間の条約の締結につ
いて承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院
送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並
びに脱税及び租税回避の防止のための日本国
とアイスランドとの間の条約の締結につ
いて承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送
付）

以上3件について小野寺防衛大臣、河野外務
大臣、堀井（巖）外務大臣政務官、大野防衛
大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行

い、討論の後、いずれも承認すべきものと議
決した。

[質疑者]

藤田幸久君（民主）、牧山ひろえ君（立憲）、
井上哲士君（共産）、浅田均君（維新）、ア
ントニオ猪木君（無ク）、佐藤啓君（自民）、
杉久武君（公明）、伊波洋一君（沖縄）

(閣条第4号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、
維新、無ク、沖縄

反対会派 なし

(閣条第8号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、
無ク、沖縄

反対会派 共産

(閣条第9号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、
無ク、沖縄

反対会派 共産

○平成30年5月24日(木) (第16回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「イラク日報」に関する調査チーム報告書等
に関する件について小野寺防衛大臣から報告
を聴いた後、同件、情報収集衛星の整備に関
する件、中国の軍事情勢に関する件、日中防
衛当局間の海空連絡メカニズムに関する件、
防衛省における文書管理に関する件、北朝鮮
情勢に関する件、普天間飛行場代替施設建設
事業に係る環境保全措置に関する件等につ
いて小野寺防衛大臣、中根外務副大臣、大野防
衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を
行った。

[質疑者]

中西哲君（自民）、杉久武君（公明）、藤田
幸久君（民主）、牧山ひろえ君（立憲）、小
西洋之君（立憲）、井上哲士君（共産）、浅
田均君（維新）、アントニオ猪木君（無ク）、
伊波洋一君（沖縄）

○平成30年5月29日(火) (第17回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 我が国の外交・防衛戦略に関する件、北朝鮮
情勢に関する件、「イラク日報」に関する調

査チーム報告書等に関する件、外務省における気候変動問題への取組に関する件、日露関係に関する件、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境保全措置に関する件等について河野外務大臣、小野寺防衛大臣、大野防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

武見敬三君（自民）、藤田幸久君（民主）、牧山ひろえ君（立憲）、小西洋之君（立憲）、井上哲士君（共産）、浅田均君（維新）、アントニオ猪木君（無ク）、伊波洋一君（沖縄）

○平成30年6月5日（火）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、小野寺防衛大臣、大野防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

杉久武君（公明）、藤田幸久君（民主）、牧山ひろえ君（立憲）、井上哲士君（共産）、浅田均君（維新）、アントニオ猪木君（無ク）、伊波洋一君（沖縄）

○平成30年6月12日（火）（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）について河野外務大臣、小野寺防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

藤田幸久君（民主）、牧山ひろえ君（立憲）、小西洋之君（立憲）、井上哲士君（共産）、浅田均君（維新）、アントニオ猪木君（無ク）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第11号）

賛成会派 自民、公明、維新、無ク

反対会派 民主、立憲、共産、沖縄

○平成30年6月19日（火）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 米朝首脳会談に関する件、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境保全措置に関する件、北朝鮮による日本人拉致問題に関する件、普天間飛行場代替施設建設事業に係る海上警備業務に関する件、大阪府北部を震源とする地震に係る防衛省・自衛隊の対応に関する件等について河野外務大臣、小野寺防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤田幸久君（民主）、牧山ひろえ君（立憲）、小西洋之君（立憲）、井上哲士君（共産）、浅田均君（維新）、アントニオ猪木君（無ク）、伊波洋一君（沖縄）、杉久武君（公明）

- オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年6月28日（木）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）について河野外務大臣、小野寺防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

猪口邦子君（自民）、藤田幸久君（民主）、牧山ひろえ君（立憲）、井上哲士君（共産）、浅田均君（維新）、アントニオ猪木君（無ク）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第3号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、維新、無ク、沖縄

反対会派 なし

○平成30年7月20日（金）（第22回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第57号外194件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成30年2月19日(月)、20日(火)

- 我が国の外交、防衛等に関する実情調査

〔派遣地〕

沖縄県

〔派遣委員〕

三宅伸吾君（自民）、猪口邦子君（自民）、
塚田一郎君（自民）、中西哲君（自民）、藤
田幸久君（民進）、杉久武君（公明）、井上
哲士君（共産）、福山哲郎君（立憲）、伊波
洋一君（沖縄）

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	長谷川 岳 (自民)	長峯 誠 (自民)	小池 晃 (共産)
理事	中西 祐介 (自民)	西田 昌司 (自民)	大門 実紀史 (共産)
理事	羽生田 俊 (自民)	林 芳正 (自民)	藤巻 健史 (維新)
理事	古川 俊治 (自民)	松川 るい (自民)	風間 直樹 (立憲)
理事	三木 亨 (自民)	宮沢 洋一 (自民)	中山 恭子 (希党)
理事	古賀 之士 (民進)	大塚 耕平 (民進)	藤末 健三 (国声)
	愛知 治郎 (自民)	川合 孝典 (民進)	渡辺 喜美 (無)
	大家 敏志 (自民)	里見 隆治 (公明)	
	徳茂 雅之 (自民)	宮崎 勝 (公明)	(30.2.1 現在)

(1) 審議概観

第196回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願12種類247件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

所得税法等の一部を改正する法律案は、働き方の多様化等への対応、デフレ脱却と経済再生の実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行おうとするものである。

委員会においては、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、青森県及び北海道への委員派遣を行ったほか、給与所得控除から基礎控除への振替の意義、所得拡大促進税制の改組により期待される効果、中小企業の事業承継の実態と事業承継税制拡充の目的等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

関税定率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改

正を行おうとするものである。

委員会においては、いわゆるトランプ関税の我が国への影響、金の密輸入に係る罰則引上げの目的と効果等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、平成30年3月31日にその期限が到来する特定保険業者であった少額短期保険業者等が引受け可能な保険金額に関する特例措置について、その期限を5年間延長しようとするものである。

委員会においては、少額短期保険業制度の現状、少額短期保険業者に対する規制の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

国際観光旅客税法案は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税を創設しようとするものである。なお、国税としての新税の創設は、平成26年度の地方法人税以来であり、付加税ではない新税とし

ては、平成4年度に創設された地価税以来である。

委員会においては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、国際観光旅客税を創設する趣旨、特別徴収方式を採用することの是非、国際観光旅客税の使途に関する十分な説明の必要性等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

2月19日～20日、本委員会に付託を予定される所得税法等の一部を改正する法律案の審査に資するため、青森県及び北海道に委員派遣を行った。

3月8日、財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣から所信を聴取した。

3月15日、前記所信聴取に対し、政府全体で公文書管理に関するルールを見直す必要性、アベノミクスにおける更なる財政出動に対する財務大臣及び日銀総裁の見解、森友学園への国有地売却に係る決裁文書書換えの経緯及び目的、マイナス金利政策が地域金融機関に与える影響についての金融担当大臣の認識、仮想通貨による資金調達に係る制度整備の動向等について質疑を行った。

3月20日、前記所信聴取に対し、決裁文書の書換えについて財務省を挙げて調査を行う必要性、財務省の決裁文書書換えに係る責任の所在に対する財務大臣の認識、森友学園が取得した国有地における新たな地下埋設物について国の瑕疵を認定した根拠、財務省の決裁文書書換え事案について人事院の果たすべき役割等について質疑を行った。

前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月23日、予算委員会から委嘱された内閣府所管（金融庁）、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行の予算の審査を行い、森友学園への国有地売却に係る決裁文書書換えを踏まえた文書管理の取組方針、国家公務員が異動前の業務を理由として懲戒処分を受ける可能性、訪日外国人旅行者や輸出入の増加が予想される中での税関業務の対応策、一部の損害保険会社で代理店の乗合を拒否していたことに対する金融庁の見解、仮想通貨に関する国際的な議論における我が国の役割、日銀による金融政策としての米国債購入に対する財務大臣の見解等について質疑を行った。

4月12日、決裁文書問題及び財務行政諸問題等に関する件について、集中審議を行った。委員会においては、国有地の売却における行政裁量の範囲、プライマリーバランスの改善に向けた成長戦略の重要性に対する財務副大臣の評価、公文書で「別紙」などと明記された文書の性質に関する公文書管理委員会委員長の見解、森友学園に売却した国有地の登記原因に係る事実確認、公文書管理においてブロックチェーン技術を導入する必要性、森友学園問題への反省を踏まえて未利用国有地の処分に係る方針を改めて示す必要性、仮想通貨をめぐる制度について我が国が国際的に主導する必要性等について質疑を行った。

5月22日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（平成28年12月13日提出）について、黒田日本銀行総裁から説明を聴取した後、スルガ銀行によるシェアハウス融資問題の構造と金融庁の対応、長期にわたる低金利環境下における地域金融機関の経営状況等に対する日銀総裁の認識、

低採算貸出先に対する融資を増加させている中小金融機関のリスク管理の在り方、物価上昇率が2%に達する時期の見通しを削除した理由と過去の日銀総裁答弁との整合性、長期国債買入れの政策効果に対する日銀総裁の見解、金融緩和の出口局面において想定される政策手法、消費税率引上げが景気に与える影響を踏まえて財政政策を実施する必要性等について質疑を行った。

5月29日、森友学園の国有地取得等の要望について近畿財務局が作成した「本省相談メモ」の所在、森友学園に売却された国有地における地下埋設物混入率の積算根拠、森友学園問題に関する会計検査院の報告書をめぐる財務省と国土交通省の事前協議、財務省提出の交渉記録について改ざん等が行われた可能性、仮想通貨に関する所得への公平・中立な課税に向けた国税庁の取組、消費税率引上げによる家計への影響を勘案して低所得者対策を講ずる必要性、森友学園問題を踏まえ各省庁が連携して公文書管理を徹底する必要性等について質疑を行った。

6月5日、森友学園に売却した国有地の価格算定手続の妥当性を財務省調査報告書に含めないことの是非、国土交通省が保管する森友学園関連の財務省決裁文

書の写しを財務省職員が閲覧した経緯、森友学園問題に関して国家行政組織法第10条に基づき財務大臣が果たすべき責務、森友学園との交渉過程において貸付料の目安を提示したことの妥当性、更なる金融緩和政策として日銀が買入れ可能な資産の具体例、仮想通貨交換業者の登録に係る審査基準を明確にする必要性、消費税率引上げに伴う需要変動への対応に関する政府の見解等について質疑を行った。

6月14日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（平成28年12月13日提出）について、麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、スルガ銀行によるシェアハウス融資問題に対する金融庁の姿勢の問題点、森友学園問題に係る国有地に対する錯誤を理由とした所有権抹消登記の適法性、森友学園問題に関する会計検査院報告書案をめぐる財務省・国土交通省との意見交換の妥当性、地域銀行の収益悪化要因、社会保障関連支出の急増を踏まえた社会保障制度の見直しの必要性、健全な仮想通貨交換業者を育成するための金融庁の取組の必要性、北朝鮮に対する今後の金融上の措置に関する政府の見解等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年2月1日(木) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成30年3月8日(木) (第2回)

- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣から所信を聴いた。

○平成30年3月15日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣、越智内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、宮崎勝君（公明）、里見隆治君（公明）、藤巻健史君（維新）、藤

末健三君（国声）、渡辺喜美君（無）

○平成30年3月20日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀之士君（民進）、大塚耕平君（民進）、大門実紀史君（共産）、辰巳孝太郎君（共産）、風間直樹君（立憲）、中山恭子君（希党）

- 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成30年3月22日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について麻生財務大臣、野上内閣官房副長官、うへの財務副大臣、越智内閣府副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行副総裁若田部昌澄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、磯崎哲史君（民進）、古賀之士君（民進）、宮崎勝君（公明）、里見隆治君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、風間直樹君（立憲）、中山恭子君（希党）、藤末健三君（国声）、渡辺喜美君（無）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成30年3月23日（金）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 平成三十年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成三十年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成三十年度政府関係機関予算（衆議院送付）（内閣府所管（金融庁）、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行）について麻生国務大臣から説明を聴いた後、同大臣、木原財務副大臣、政府参考人、

会計検査院当局及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、古賀之士君（民進）、宮崎勝君（公明）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、風間直樹君（立憲）、中山恭子君（希党）、藤末健三君（国声）、渡辺喜美君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について麻生国務大臣、木原財務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川合孝典君（民進）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、風間直樹君（立憲）、中山恭子君（希党）、藤末健三君（国声）

○平成30年3月28日（水）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

古賀之士君（民進）、大塚耕平君（民進）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、風間直樹君（立憲）、中山恭子君（希党）、藤末健三君（国声）、渡辺喜美君（無）

（閣法第1号）

賛成会派 自民、公明、維新、国声、無（渡辺喜美君）

反対会派 民進、共産、立憲、希党

なお、附帯決議を行った。

- 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年3月29日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について麻生財務大

臣、木原財務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

古賀之士君（民進）、辰巳孝太郎君（共産）、
大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、
風間直樹君（立憲）、中山恭子君（希党）、
藤末健三君（国声）、渡辺喜美君（無）

（閣法第13号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、
立憲、希党、国声、無（渡辺喜美君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（第195回国会閣法第4号）（衆議院送付）について麻生内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年3月30日（金）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（第195回国会閣法第4号）（衆議院送付）について麻生国務大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行副総裁雨宮正佳君に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

古賀之士君（民進）、大門実紀史君（共産）、
藤巻健史君（維新）、風間直樹君（立憲）、
中山恭子君（希党）、藤末健三君（国声）、
渡辺喜美君（無）

（第195回国会閣法第4号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、
立憲、希党、国声、無（渡辺喜美君）

反対会派 なし

○平成30年4月5日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際観光旅客税法案（閣法第2号）（衆議院送付）について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、野上内閣官房副長官、木

原財務副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人国際観光振興機構総括理事志村務君に対し質疑を行った。

[質疑者]

愛知治郎君（自民）、川合孝典君（民進）、
大塚耕平君（民進）、里見隆治君（公明）、
大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、
風間直樹君（立憲）、中山恭子君（希党）、
藤末健三君（国声）、渡辺喜美君（無）

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成30年4月10日（火）（第11回）

- 国際観光旅客税法案（閣法第2号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

定期航空協会企画委員会委員長 西尾忠男君

明治大学公共政策大学院教授 田中秀明君

[質疑者]

三木亨君（自民）、川合孝典君（民進）、宮崎勝君（公明）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、風間直樹君（立憲）、中山恭子君（希党）、藤末健三君（国声）、渡辺喜美君（無）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 国際観光旅客税法案（閣法第2号）（衆議院送付）について麻生財務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

古賀之士君（民進）、大門実紀史君（共産）、
藤巻健史君（維新）、風間直樹君（立憲）、
中山恭子君（希党）、藤末健三君（国声）、
渡辺喜美君（無）

（閣法第2号）

賛成会派 自民、公明、維新、国声、無（渡辺喜美君）

反対会派 民進、共産、立憲、希党

○平成30年4月12日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 決裁文書問題及び財務行政諸問題等に関する

件について麻生国務大臣、野上内閣官房副長官、木原財務副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行理事前田栄治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古川俊治君（自民）、大塚耕平君（民進）、里見隆治君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、藤巻健史君（維新）、風間直樹君（立憲）、中山恭子君（希党）、藤末健三君（国声）、渡辺喜美君（無）

○平成30年5月22日（火）（第13回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を聴いた後、木原財務副大臣、村井内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君、同銀行副総裁若田部昌澄君、同銀行理事衛藤公洋君及び同銀行理事前田栄治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

愛知治郎君（自民）、宮崎勝君（公明）、大塚耕平君（民主）、風間直樹君（立憲）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、中山恭子君（希党）、藤末健三君（国声）、渡辺喜美君（無）

○平成30年5月29日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 学校法人森友学園に関する件、仮想通貨への課税関係に関する件、消費税率上げによる影響の緩和策に関する件等について麻生財務大臣、木原財務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大塚耕平君（民主）、川合孝典君（民主）、風間直樹君（立憲）、辰巳孝太郎君（共産）、藤巻健史君（維新）、中山恭子君（希党）、藤末健三君（国声）、渡辺喜美君（無）

○平成30年6月5日（火）（第15回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 森友学園案件に係る判決文書の改ざん等に関する調査報告書に関する件、金融緩和政策の具体的手段に関する件、仮想通貨交換業をめぐる規制に関する件等について麻生財務大臣、木原財務副大臣、政府参考人、参議院事務局当局及び参考人日本銀行副総裁若田部昌澄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大塚耕平君（民主）、風間直樹君（立憲）、辰巳孝太郎君（共産）、藤巻健史君（維新）、渡辺喜美君（無）、藤末健三君（国声）、中山恭子君（希党）

○平成30年6月14日（木）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、スルガ銀行におけるシェアハウス関連融資に関する件、学校法人森友学園に関する件、仮想通貨に係る課税関係に関する件、景気対策のための財政出動に関する件、仮想通貨交換業をめぐる規制に関する件、北朝鮮に対する経済制裁に関する件等について麻生国務大臣、木原財務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川合孝典君（民主）、風間直樹君（立憲）、辰巳孝太郎君（共産）、藤巻健史君（維新）、中山恭子君（希党）、藤末健三君（国声）、渡辺喜美君（無）

○平成30年7月20日（金）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第18号外246件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成30年2月19日(月)、20日(火)

- 地方における経済・税制・金融情勢等に関する実情を調査し、もって本委員会に付託を予定される所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)の審査に資するため

[派遣地]

青森県、北海道

[派遣委員]

長谷川岳君(自民)、羽生田俊君(自民)、古川俊治君(自民)、三木亨君(自民)、古賀之士君(民進)、里見隆治君(公明)、宮崎勝君(公明)、大門実紀史君(共産)、藤巻健史君(維新)、藤末健三君(国声)

文教科学委員会

委員一覧 (20名)

委員長	高階 恵美子 (自民)	今井 絵理子 (自民)	佐々木さやか (公明)
理事	上野 通子 (自民)	衛藤 晟一 (自民)	新妻 秀規 (公明)
理事	大野 泰正 (自民)	小野田 紀美 (自民)	高木 かおり (維新)
理事	神本 美恵子 (民進)	橋本 聖子 (自民)	木戸口 英司 (希会)
理事	吉良 よし子 (共産)	水落 敏栄 (自民)	蓮 舫 (立憲)
	赤池 誠章 (自民)	大島 九州男 (民進)	松沢 成文 (希党)
	石井 浩郎 (自民)	宮沢 由佳 (民進)	(30.2.1 現在)

(1) 審議概観

第196回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、本院議員提出2件、衆議院提出(文部科学委員長)4件の合計10件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願18種類299件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案及び国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案は、委員会において、両法律案を一括して議題とし、障害者の文化芸術活動に対する支援の在り方、芸術家の自主性や表現の自由を尊重する必要性等について質疑が行われた後、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案は全会一致をもって可決され、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案は多数をもって可決された。なお、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案に対し、附帯決議が付された。

著作権法の一部を改正する法律案は、委員会において、参考人から意見を聴取するとともに、権利制限規定の柔軟性を

高めることによる効果と影響、教育現場と権利者双方に配慮した授業目的での著作物利用に係る補償金制度の在り方、障害者の情報アクセス機会の充実に向けた支援の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

学校教育法等の一部を改正する法律案は、委員会において、「デジタル教科書」を導入する意義、学校においてICT環境を一層整備する必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、文化財の保存と活用のバランスの在り方、文化財の継承を担う人材の確保、文化財の保護に関する事務を地方公共団体の長が担当することの是非等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

文部科学省設置法の一部を改正する法律案は、委員会において、文化庁の機能強化の在り方、文化庁の京都移転が文化施策に与える影響、芸術教育の充実の必

要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案、スポーツ基本法の一部を改正する法律案及び国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、4法律案を一括して議題とし、ドーピングに関する情報共有の在り方等について質疑が行われ、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案はいずれも多数をもって可決され、スポーツ基本法の一部を改正する法律案及び国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案はいずれも全会一致をもって可決された。なお、スポーツ基本法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月19日から20日までの2日間、地方における教育、文化及び学術等に関する実情調査のため、宮城県及び福島県に委員を派遣して現地調査を行った。

3月20日、文教科学行政の基本施策について林文部科学大臣から所信を、平成30年度文部科学省関係予算について水落文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

また、同日、前記委員派遣について、

派遣委員から報告を聴取した。

3月23日、予算委員会から委嘱された平成30年度文部科学省予算等の審査を行い、名古屋市立中学校で前文部科学事務次官が行った授業についての文部科学省の調査の目的・経緯、名古屋市立中学校で前文部科学事務次官が行った授業についての文部科学省の調査に係る政務三役への報告の在り方、今後の消費者教育の充実の在り方、名古屋市立中学校で前文部科学事務次官が行った授業内容の評価、各発達段階においてキャリア教育を浸透させる方策、獣医学教育を国際水準に引き上げる上で更なる改革を行う必要性、元文部科学事務次官の広島県教育委員会特別参与への就任に係る文部科学省の調査予定の有無、東京23区における大学等の定員抑制の妥当性等について質疑を行った。

3月29日、文教科学行政の基本施策等に関し、文部科学省職員及び教員の働き方改革に対する文部科学大臣の所見、ウィンタースポーツに対する国の支援状況、公益財団法人日本漢字能力検定協会におけるシステム開発費用及び土地の賃貸料等の適切性、公益財団法人日本漢字能力検定協会の法人運営の在り方に対する文部科学大臣の見解、子供への体罰防止に係る政府の取組、名古屋市立中学校で前文部科学事務次官が行った授業についての文部科学省の調査の経緯と妥当性、盲ろう児に対する特別支援教育の現状、盲ろう児の進学支援等の在り方、人権侵害につながるような校則や生徒指導を改める必要性、リカレント教育促進に向けた文部科学省の取組、「地域大学振興法案」の目的及び地方大学振興に及ぼす効果、名古屋市教育委員会及び今治市教育委員会への文部科学省の対応の在り方、東京23

区における大学等の定員抑制以外の手段による地方大学振興の必要性等について質疑を行った。

4月10日、「チームとしての学校」と家庭・地域等との連携・協働の強化の在り方、エネルギー教育モデル校における講演資料に対する経済産業省の修正要請の是非、妊娠を理由とする高校中退を防止するための支援の在り方、名古屋市立中学校で前文部科学事務次官が行った授業についての文部科学省の調査に際しての理由の提示の有無、18歳人口の減少を踏まえた大学の連携・統合の在り方、文部科学省におけるガバナンス再構築の必要性、国家戦略特別区域における獣医学部新設に係る文部科学省内の文書の再調査の必要性、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボランティアへの支援策等について質疑を行った。

5月22日、国際スポーツ大会におけるスポーツの政治利用を禁止する必要性、特別支援教育の質の向上のための施策、学校・企業等におけるがん教育推進の取組状況、我が国の研究力向上の必要性、セクシュアル・ハラスメント対策のための法整備の必要性、各省庁におけるセクシュアル・ハラスメント対策の在り方、大学アメリカンフットボールの試合における危険行為に対する文部科学大臣の見解、全国学力テストの廃止による教職員の負担軽減の必要性、国家戦略特別区域

における獣医学部新設に係る政策決定過程等について質疑を行った。

5月29日、大相撲における土俵の「女人禁制」問題に対する公益財団法人日本相撲協会の取組、大学アメリカンフットボールの試合における危険行為への対応策、奨学金の返還支援の拡充策、義務教育段階における就学援助の在り方、国家戦略特別区域における獣医学部新設に係る文書に対する文部科学大臣の見解、代替教員不足の現状及び対応策、AI時代に求められる能力及び大学入試制度改革の方向性、国際リニアコライダー計画の意義、国立大学の式典等における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況等について質疑を行った。

6月12日、音楽や漫画等の日本の文化が海外から圧力を受けた場合の政府の対応の在り方、児童生徒の通学時における荷物の重量化への対策の必要性、公益財団法人日本漢字能力検定協会の運営の適切性、外国人児童生徒に対する日本語指導の充実の必要性、教育機会確保法制定後の夜間中学に対する取組状況、科学研究費助成事業における学問の自由の保障の重要性、いじめの重大事態への教育委員会の対応の在り方、原子力損害賠償に係る紛争解決手続の実効性を確保する必要性、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボランティアへの支援策等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年2月1日(木) (第1回)

- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成30年3月20日(火) (第2回)

- 文教科学行政の基本施策に関する件について林文部科学大臣から所信を聴いた。
- 平成30年度文部科学省関係予算に関する件について水落文部科学副大臣から説明を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成30年3月23日(金) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成三十年度一般会計予算(衆議院送付)

平成三十年度特別会計予算(衆議院送付)

平成三十年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(文部科学省所管)について林文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

神本美恵子君(民進)、大島九州男君(民進)、佐々木さやか君(公明)、吉良よし子君(共産)、高木かおり君(維新)、木戸口英司君(希会)、蓮舫君(立憲)、松沢成文君(希党)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成30年3月29日(木) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○文教科学行政の基本施策等に関する件について林文部科学大臣、水落文部科学副大臣、田中内閣府副大臣、牧原厚生労働副大臣、平木経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人公益財団法人日本漢字能力検定協会代表理事・会長兼理事長高坂節三君に対し質疑を行った。

[質疑者]

上野通子君(自民)、大島九州男君(民進)、宮沢由佳君(民進)、神本美恵子君(民進)、佐々木さやか君(公明)、吉良よし子君(共産)、高木かおり君(維新)、木戸口英司君(希会)、蓮舫君(立憲)、松沢成文君(希党)

○平成30年4月10日(火) (第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「チームとしての学校」と家庭・地域等との連携・協働の強化の在り方に関する件、エネルギー教育モデル校における講演資料に対する経済産業省の修正要請に関する件、妊娠を理由とする高校中退を防止するための支援の在り方に関する件、名古屋市立中学校で前文部科学事務次官が行った授業についての文部科学省の調査に関する件、18歳人口の減少を

踏まえた大学の連携・統合の在り方に関する件、文部科学省におけるガバナンス再構築の必要性に関する件、国家戦略特別区域における獣医学部新設に係る文部科学省内の文書の再調査の必要性に関する件、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボランティアへの支援策に関する件等について林文部科学大臣、鈴木国務大臣、水落文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

上野通子君(自民)、神本美恵子君(民進)、佐々木さやか君(公明)、吉良よし子君(共産)、高木かおり君(維新)、木戸口英司君(希会)、蓮舫君(立憲)、松沢成文君(希党)

○平成30年4月17日(火) (第6回)

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案(参第7号)について発議者参議院議員山本博司君から趣旨説明を聴き、

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案(参第8号)について発議者参議院議員松沢成文君から趣旨説明を聴き、

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案(参第7号)

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案(参第8号)

以上両案について発議者参議院議員山本博司君、同福岡資麿君、同中山恭子君及び林文部科学大臣に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者]

吉良よし子君(共産)

(参第7号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、希会、立憲、希党

反対会派 なし

(参第8号)

賛成会派 自民、民進、公明、維新、希会、立憲、希党

反対会派 共産

なお、障害者による文化芸術活動の推進に関

する法律案（参第7号）について附帯決議を行った。

○平成30年5月10日（木）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 著作権法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について林文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年5月15日（火）（第8回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 著作権法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部長 吉村隆君
早稲田大学大学院法務研究科教授 上野達弘君
筑波大学附属視覚特別支援学校教諭 宇野和博君
専修大学文学部人文・ジャーナリズム学科教授 山田健太君

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、佐々木さやか君（公明）、石上俊雄君（民主）、神本美恵子君（立憲）、吉良よし子君（共産）、高木かおり君（維新）、木戸口英司君（希会）、松沢成文君（希党）

○平成30年5月17日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 著作権法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について林文部科学大臣、丹羽文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

小野田紀美君（自民）、佐々木さやか君（公明）、大島九州男君（民主）、神本美恵子君（立憲）、吉良よし子君（共産）、高木かおり君（維新）、木戸口英司君（希会）、松沢成文君（希党）

（閣法第28号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、

希会、希党

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成30年5月22日（火）

内閣委員会、文教科学委員会連合審査会（第1回）

（内閣委員会を参照）

○平成30年5月22日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際スポーツ大会におけるスポーツの政治利用に関する件、特別支援教育の質の向上に関する件、がん教育の推進に関する件、我が国の研究力向上の必要性に関する件、セクシュアル・ハラスメント対策のための法整備の必要性に関する件、各省庁におけるセクシュアル・ハラスメント対策の在り方に関する件、大学アメリカンフットボールの試合における危険行為に関する件、全国学力テストの廃止による教職員の負担軽減に関する件、国家戦略特別区域における獣医学部新設に係る政策決定過程に関する件等について林文部科学大臣、水落文部科学副大臣、長坂内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松沢成文君（希党）、今井絵理子君（自民）、佐々木さやか君（公明）、高木かおり君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、神本美恵子君（立憲）、蓮舫君（立憲）、吉良よし子君（共産）、木戸口英司君（希会）

- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について林文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年5月24日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法

第29号) (衆議院送付) について林文部科学大臣、丹羽文部科学副大臣、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

上野通子君 (自民)、佐々木さやか君 (公明)、大島九州男君 (民主)、神本美恵子君 (立憲)、吉良よし子君 (共産)、高木かおり君 (維新)、木戸口英司君 (希会)、松沢成文君 (希党)

(閣法第29号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、
維新、希会、希党

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年5月29日(火) (第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 大相撲における土俵の「女人禁制」問題に関する件、大学アメリカンフットボールの試合における危険行為に関する件、奨学金の返還支援の拡充に関する件、義務教育段階における就学援助の在り方に関する件、国家戦略特別区域における獣医学部新設に係る文書に関する件、代替教員不足への対応に関する件、AI時代に求められる大学入試制度改革に関する件、国際リニアコライダー計画の意義等に関する件、国立大学の式典等における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況に関する件等について林文部科学大臣、田中内閣府副大臣、政府参考人及び参考人公益財団法人日本相撲協会理事・広報部長青木康君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

太田房江君 (自民)、上野通子君 (自民)、佐々木さやか君 (公明)、伊藤孝恵君 (民主)、蓮舫君 (立憲)、吉良よし子君 (共産)、高木かおり君 (維新)、木戸口英司君 (希会)、松沢成文君 (希党)

- 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第35号) (衆議院送付) について林文部科

学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年5月31日(木) (第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第35号) (衆議院送付) について林文部科学大臣、丹羽文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

上野通子君 (自民)、佐々木さやか君 (公明)、伊藤孝恵君 (民主)、神本美恵子君 (立憲)、吉良よし子君 (共産)、高木かおり君 (維新)、木戸口英司君 (希会)、松沢成文君 (希党)

(閣法第35号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、
希会、希党

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成30年6月7日(木) (第14回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文部科学省設置法の一部を改正する法律案 (閣法第26号) (衆議院送付) について林文部科学大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、丹羽文部科学副大臣、田中内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

森まさこ君 (自民)、佐々木さやか君 (公明)、大島九州男君 (民主)、神本美恵子君 (立憲)、吉良よし子君 (共産)、高木かおり君 (維新)、木戸口英司君 (希会)、松沢成文君 (希党)

(閣法第26号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、
希会、希党

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成30年6月12日(火) (第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○日本文化の海外発信と表現の自由に関する件、児童生徒の通学時における荷物の重量化に関する件、公益財団法人日本漢字能力検定協会の運営に関する件、外国人児童生徒に対する日本語指導に関する件、教育機会確保法制定後の夜間中学に対する取組状況に関する件、科学研究費助成事業における学問の自由の保障に関する件、いじめの重大事態への教育委員会の対応に関する件、原子力損害賠償に係る裁判外紛争解決手続の在り方に関する件、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる諸課題に関する件等について林文部科学大臣、田中内閣府副大臣、政府参考人及び参考人公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長布村幸彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小野田紀美君（自民）、佐々木さやか君（公明）、大島九州男君（民主）、伊藤孝恵君（民主）、神本美恵子君（立憲）、吉良よし子君（共産）、高木かおり君（維新）、木戸口英司君（希会）、松沢成文君（希党）

○スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案（衆第26号）（衆議院提出）
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案（衆第27号）（衆議院提出）

以上両案について提出者衆議院文部科学委員長代理馳浩君から趣旨説明を聴き、
スポーツ基本法の一部を改正する法律案（衆第28号）（衆議院提出）

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆第29号）（衆議院提出）

以上両案について提出者衆議院文部科学委員長代理浮島智子君から趣旨説明を聴き、
スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案（衆第26号）（衆議院提出）
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別

措置法の一部を改正する法律案（衆第27号）（衆議院提出）

スポーツ基本法の一部を改正する法律案（衆第28号）（衆議院提出）

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆第29号）（衆議院提出）

以上4案について提出者衆議院文部科学委員長代理馳浩君及び林文部科学大臣に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

吉良よし子君（共産）

（衆第26号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、希会、希党

反対会派 共産

（衆第27号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、希会、希党

反対会派 共産

（衆第28号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、維新、希会、希党

反対会派 なし

（衆第29号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、維新、希会、希党

反対会派 なし

なお、スポーツ基本法の一部を改正する法律案（衆第28号）（衆議院提出）について附帯決議を行った。

○平成30年7月20日（金）（第16回）

○請願第1号外298件を審査した。

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成30年2月19日（月）、20日（火）

○地方における教育、文化及び学術等に関する実情を調査し、もって今国会提出予定の文化

財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の審査に資するため

〔派遣地〕

宮城県、福島県

〔派遣委員〕

高階恵美子君（自民）、上野通子君（自民）、大野泰正君（自民）、神本美恵子君（民進）、吉良よし子君（共産）、赤池誠章君（自民）、今井絵理子君（自民）、小野田紀美君（自民）、大島九州男君（民進）、宮沢由佳君（民進）、佐々木さやか君（公明）、高木かおり君（維新）、木戸口英司君（希会）、松沢成文君（希党）

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	島村	大 (自民)	木村	義雄 (自民)	浜口	誠 (民進)
理事	石田	昌宏 (自民)	自見	はなこ (自民)	伊藤	孝江 (公明)
理事	そのだ	修光 (自民)	進藤	金日子 (自民)	三浦	信祐 (公明)
理事	馬場	成志 (自民)	藤井	基之 (自民)	倉林	明子 (共産)
理事	石橋	通宏 (民進)	三原	じゅん子 (自民)	東	徹 (維新)
理事	山本	香苗 (公明)	宮島	喜文 (自民)	福島	みずほ (希会)
	石井	みどり (自民)	足立	信也 (民進)	薬師寺	みちよ (無ク)
	小川	克巳 (自民)	小林	正夫 (民進)		
	大沼	みずほ (自民)	櫻井	充 (民進)		(30.3.20 現在)

(1) 審議概観

第196回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件（うち本院先議2件）及び本院議員提出2件の合計9件であり、そのうち内閣提出6件（うち本院先議2件）を可決し、本院議員提出1件を否決したほか、内閣提出1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願45種類1,012件のうち、6種類239件を採択した。

〔法律案の審査〕

食品衛生 **食品衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第61号 先議）**は、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案に対処するための広域連携協議会の設置、国際標準に即して事業者自らが重要工程管理等を行う衛生管理制度の導入、特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出制度の創設、安全性を評価した物質のみを食品用器具・容器包装に使用可能とする仕組みの導入等の措置を講じようとするものである。委員会においては、HACCPに沿った衛生管理の制度化への対応と中小企業

への支援、健康食品の呼称の在り方と健康被害防止策、広域事案を含めた食中毒への対策等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

医療 **医療法及び医師法の一部を改正する法律案（閣法第60号 先議）**は、地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講じようとするものである。委員会においては、地域の実情を反映した医師偏在指標を定める必要性、医師少数区域等で勤務した医師の認定制度の実効性、医師養成過程を通じた医師確保対策の在り方等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取し、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

生活困窮者支援 **生活困窮者等の自立**

を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）

は、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、都道府県等による生活困窮者就労準備支援事業等の実施の努力義務化、教育訓練施設に入学する被保護者に対する進学準備給付金の創設、住居を設置する第二種社会福祉事業に係る規制の強化、児童扶養手当の支払回数増加等の措置を講じようとするものである。委員会においては、生活困窮者の定義の明確化及び基本理念創設の意義、生活困窮者自立支援制度の任意事業の実施割合向上に向けた取組、医療扶助における後発医薬品の使用を原則化する理由等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取した。質疑を終局した後、立憲民主党・民友会、日本共産党及び希望の会（自由・社民）から、医療の給付について、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする生活保護法第34条の改正規定を削ることを内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

働き方改革 **働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（閣法第63号）**は、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため、時間外労働の限度時間の設定、高度な専門的知識等を要する業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者に適用される特定高度専門業務・成果型労働制の創設、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者と通常の労働者との間の不合理な待遇の相違の禁止、国による労働に関する施策の総合的な推進に関する基本的

な方針の策定等の措置を講じようとするものである。衆議院においては、特定高度専門業務・成果型労働制の対象労働者の同意の撤回に関する手続を労使委員会の決議事項とすること等の修正が行われた。

また、**労働安全衛生法の一部を改正する法律案（参第9号）**は、業務上の優位性を利用し、又は消費者対応業務の遂行に関連して行われる労働者に精神的又は身体的な苦痛を与えるおそれのある言動により当該労働者の職場環境が害されることを防止するため、当該言動に関し事業者の講ずべき措置等について定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、埼玉県に委員を派遣し、地方公聴会を実施したほか、高度プロフェッショナル制度の在り方、健康管理時間の適切な把握の重要性、勤務間インターバル制度の将来的な義務化の必要性、非正規雇用労働者への待遇に関する説明の在り方、中小企業に対する支援措置の重要性、パワーハラスメント対策の必要性等について、安倍内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行った。討論の後、順次採決の結果、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案は多数をもって原案どおり可決され、労働安全衛生法の一部を改正する法律案は否決された。なお、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対し、附帯決議が付された。

健康増進 **健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第47号）**は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとと

もに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めようとするものである。委員会においては、本法律案に加え、松沢成文君外1名発議の**健康増進法の一部を改正する法律案（参第19号）**を一括して議題とし、第一種施設の対象施設及び特定屋外喫煙場所の在り方、既存特定飲食提供施設の要件及びその設定理由、加熱式たばこの健康への影響及び規制の在り方、従業員の受動喫煙からの保護等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取した。健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第47号）は、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、同法律案に対し、附帯決議が付された。

その他 **駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）**は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後も引き続き予想される状況に鑑み、平成30年5月16日限りで失効する「駐留軍関係離職者等臨時措置法」及び平成30年6月30日限りで失効する「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法」の有効期限を、それぞれ5年間延長しようとするものである。委員会においては、法の在り方を検討する必要性、駐留軍等労働者に対する我が国の労働関係法令の適用、駐留軍関係離職者に対する再就職支援の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月20日、厚生労働行政等の基本施策について加藤国務大臣（厚生労働大臣・

働き方改革担当大臣）から所信を、平成30年度厚生労働省関係予算について高木厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月22日、厚生労働行政等の基本施策に関し、社会保障費の伸びに対応する財源を確保して持続的な社会保障システムを構築する必要性、検体検査の精度管理の基準について検体検査の精度管理等に関する検討会で示された意見と今後設定する基準の内容、増加する外国人観光客が医療機関を受診する際の課題に対する省庁横断的な取組の必要性、児童家庭支援センターの体制整備及び強化の必要性、地域若者サポートステーションの仮登録制度の運用の見直し状況等について質疑を行った。

3月23日、予算委員会から委嘱された平成30年度厚生労働省関係予算の審査を行い、日本年金機構の業務委託における事務処理不適切事案の内容、平成32年度末までに確保する保育の受皿32万人の根拠及び女性就業率との関係、平成20年から29年の間の介護職員と全産業との賃金格差縮小に関する厚労大臣の認識、日本年金機構におけるマイナンバーの情報連携の再延期方針を受けた今後の活用開始時期、優生手術に関し相談窓口の設置や第三者機関による実態調査及び報告を行う必要性、治療と仕事の両立支援を推進する実務者会議を設置し厚労省内の連携を強固にする必要性、口腔がんの早期発見のため歯科検診の活用及び歯科医師に対する研修の必要性、平成22年の「慢性の痛みに関する検討会」提言を踏まえた慢性の痛み対策及び予算の推移、母乳育児を望む母親のため環境整備を行う必要性等について質疑を行った。

3月27日、厚生労働行政等の基本施策

に関し、2020年東京オリンピック・パラリンピックの施設工事における労働災害の再発防止に向けた厚労大臣の決意、働き方改革推進に向けて国民の意識改革を行っていくために重要な要素、年金支払に関する源泉徴収税額算定のための扶養親族等申告書の未提出者にも所得税率5%を適用する必要性、平成28年4月に施行された保育所における保育士配置の特例の活用状況、裁量労働制拡充の撤回が働き方改革関連法案の立法事実に及ぼす影響、悪質な就労継続支援A型事業所に係る厚労省の見解及び対策等について質疑を行った。

3月29日、年金問題に関する件を議題とし、日本年金機構における業務の外部委託を推進することの妥当性、事前確認において体制の不備を把握したにもかかわらずSAY企画に業務を委託した理由、業務改善計画集中取組期間中の業務委託不適切事案発生に対する日本年金機構の危機意識、業務委託契約における入札公告から業務開始までのスケジュール策定の妥当性、2月の年金給付が所得税の過剰徴収により減額された可能性のある人数及び影響額、昨年中に日本年金機構の業務の委託先をSAY企画から変更しなかった理由、日本年金機構がSAY企画の人員体制の問題を把握した時点で対策を行わなかった理由、出張相談等今まで以上に職員が出向き年金制度に関する国民の声を広く募る必要性等について質疑を行った。

4月3日、創薬支援に係る薬価の在り方に関する厚労大臣の見解、安全な無痛分娩の提供体制を構築する必要性、介護予防・日常生活支援総合事業の検証の必要性に対する厚労大臣の見解、持続可能な介護保険制度の構築に向けた取組、東

京労働局による野村不動産への特別指導の経緯、専任の保健所長の確保策を検討する必要性、読み書き障害の実態を見える化する必要性等について質疑を行った。

4月5日、野村不動産への特別指導方針等に係る厚労大臣への報告と同社への調査との時期的整合性、日本年金機構における業務委託先の入札事前審査の問題点、東京労働局長の発言により労働行政の信頼が失墜したとの指摘に対する厚労大臣の見解、東京労働局長が記者会見時点で把握していたマスコミ各社の労働基準法等違反の有無、時間給で働く場合の高度プロフェッショナル制度の該当性の有無、被虐待児の社会的入院に関する実態を把握する必要性等について質疑を行った。

4月10日、東京労働局長による特別指導等に関する件を議題とし、遺族からの公表同意FAXを受け野村不動産の過労死事案を認めることの確認、野村不動産に対する特別指導を実施する判断に至った経過、野村不動産への特別指導とメンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導の差異、記者会見における不適切発言が東京労働局長の職務執行上なされたものであるかの確認、記者会見において東京労働局長が不適切な発言をした理由、特別指導及びその公表に係る具体的な基準を早期に期限を決めて法定化する必要性、野村不動産の過労死事案を厚労大臣が認識した時期、特別指導についての今後の改善策等について質疑を行った。

4月17日、東京労働局長による特別指導等に関する件を議題とし、野村不動産における過労死事案隠蔽のため特別指導を考案し実施したことの確認、野村不動産の事案から得た労基署における企画業

務型裁量労働制の決議届の受理時の対応に関する教訓及び反省点、野村不動産への特別指導に係る官邸の関与の有無、特別指導を行う場合の法的根拠や指導の基準等を明確にする必要性、野村不動産の過労死事案の労災保険支給決定に関する厚労大臣への報告時期、裁量労働における労働時間以外の過重労働の負荷に特化した過労死認定基準の必要性等について質疑を行った。また、認知症施策における省庁横断的取組例並びに今後の他省庁及び民間との連携の推進、農福連携の取組状況とその成果、医療用H A Lの実態把握及び研究・開発支援の必要性、移植後の予防接種の再接種に対し国の助成を行うことに対する厚労大臣の見解、女性が働く環境整備に係る労働安全衛生法令の見直しを検討する必要性、婦人相談員の専門性に見合った処遇改善を行う必要性、現在の経済情勢下での年金財政の在り方に関する厚労大臣の見解、働き方改革関連法案から高度プロフェッショナル制度を削除する必要性、健康日本21（第二次）の実現に向けスマートライフプロジェクトを見直す必要性等について質疑を行った。

5月17日、臓器移植に関する件及び戦没者の遺骨収集事業に関する件について、加藤厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等及び戦没者の遺骨収集事業の実施状況等について報告を聴取した後、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた感染症対策の取組方針、健康サポート薬局の存在や趣旨を自治体職員や国民に周知する必要性、小児がんの治療法や薬の開発を一層促進する必要性、訪日外国人患者の医療費未払問題の原因及び対策、平成25年度労働時間等総合実態調査の精査後の結果の有意性に関する厚労大

臣の見解、高度プロフェッショナル制度の要件から外れる業務命令の内容、残骨灰の取扱いに係る実態調査及びルール化の必要性に関する厚労大臣の見解、自立支援給付費を障害者の賃金に充当しないこととする見直しに関する厚労大臣の見解、過労死遺族から安倍総理に対する面談要望の取扱いの在り方、チャイルド・ライフ・スペシャリストの国家資格化に向けた指針等の見直しの必要性等について質疑を行った。

5月31日、雇用、労働等に関する件を議題とし、HPVワクチンの積極的な接種勧奨を再開する前提条件、学校における医療的ケア児の支援について厚労省と文科省が連携する必要性、労働災害防止に係る平成30年度の予算措置及び厚労省における取組、平成25年度労働時間等総合実態調査の調査票原本及びコピー混在による調査の信頼性喪失、平成25年度労働時間等総合実態調査の目的及び調査手法の問題性、国が設置するハローワークを地方自治体に移管することを検討する必要性、厚労省が実施した高度専門職に対するヒアリングの対象職種が偏っていることの問題性、家族を介護する若者であるヤングケアラーに関する全国実態調査を行う必要性等について質疑を行った。

7月3日、年金問題等に関する件を議題とし、骨太の方針2018を踏まえた平成31年度以降の社会保障改革への取組、障害年金センターへの認定事務の集約後に障害等級非該当となった者を再点検する必要性、S A Y企画への業務委託問題に係る調査委員会報告書を受けた日本年金機構の対応状況、健保組合が解散し協会けんぽへ移行することによる協会けんぽや国庫負担への影響、非正規という言葉を一掃するという総理大臣の発言の実現に

向けた今後の具体的な方策、高度プロフェッショナル制度の本人不同意と撤回の事例を実施状況報告に含める必要性、福祉施設における危険なブロック塀の解体除去に対する財政支援策の必要性、日本年金機構の業務委託に係る入札の在り方、

児童虐待防止に向けて児童福祉司を増員する必要性、身体拘束等に係る対策を盛り込んだ上で精神保健福祉法改正案を国会に再提出する必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年3月20日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 厚生労働行政等の基本施策に関する件について加藤国務大臣から所信を聴いた。
- 平成30年度厚生労働省関係予算に関する件について高木厚生労働副大臣から説明を聴いた。

○平成30年3月22日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 厚生労働行政等の基本施策に関する件について加藤厚生労働大臣、高木厚生労働副大臣、大沼厚生労働大臣政務官、田畑厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤井基之君(自民)、宮島喜文君(自民)、自見はなこ君(自民)、三浦信祐君(公明)、山本香苗君(公明)

○平成30年3月23日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成三十年度一般会計予算(衆議院送付)
平成三十年度特別会計予算(衆議院送付)
平成三十年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(厚生労働省所管)について加藤厚生労働大臣、高木厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

[質疑者]

足立信也君(民進)、小林正夫君(民進)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、福島

みずほ君(希会)、薬師寺みちよ君(無ク)、石井みどり君(自民)、小川克巳君(自民)、伊藤孝江君(公明)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成30年3月27日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 厚生労働行政等の基本施策に関する件について加藤厚生労働大臣、牧野国土交通副大臣、水落内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

[質疑者]

石橋通宏君(民進)、浜口誠君(民進)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、福島みずほ君(希会)、薬師寺みちよ君(無ク)

○平成30年3月29日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 年金問題に関する件について加藤厚生労働大臣及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君から報告を聴いた後、同大臣、坂井総務副大臣、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

[質疑者]

そのだ修光君(自民)、石橋通宏君(民進)、浜口誠君(民進)、伊藤孝江君(公明)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、福島みずほ君(希会)、薬師寺みちよ君(無ク)

○平成30年4月3日(火) (第6回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 創業支援に係る薬価の在り方に関する件、安

全な無痛分娩の提供体制の構築に関する件、介護予防・日常生活支援総合事業の検証の必要性に関する件、持続可能な介護保険制度の構築に向けた取組に関する件、東京労働局による特別指導の経緯に関する件、保健所長の確保に関する件、読み書き障害に対する支援に関する件等について加藤厚生労働大臣、丹羽文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

櫻井充君（民進）、足立信也君（民進）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）、山本香苗君（公明）

- 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年4月5日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣、大野防衛大臣政務官、上月農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

小林正夫君（民進）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

（閣法第14号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、希会、無ク

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東京労働局による特別指導の経緯に関する件、東京労働局長の記者会見における発言に関する件、日本年金機構における業務委託の在り方に関する件、高度プロフェッショナル

制度の問題性に関する件、被虐待児の社会的入院の実態を把握する必要性に関する件等について加藤厚生労働大臣、大沼厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（民進）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年4月10日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東京労働局長による特別指導等に関する件について加藤厚生労働大臣、牧原厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人厚生労働省東京労働局長勝田智明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（民進）、浜口誠君（民進）、倉林明子君（共産）、木村義雄君（自民）、山本香苗君（公明）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

- 食品衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第61号）について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年4月12日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食品衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第61号）について加藤厚生労働大臣、高木厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

櫻井充君（民進）、浜口誠君（民進）、倉林明子君（共産）、藤井基之君（自民）、宮島喜文君（自民）、三浦信祐君（公明）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

（閣法第61号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、希会、無ク

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年4月17日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東京労働局長による特別指導等に関する件について加藤厚生労働大臣、政府参考人及び参考人厚生労働省前東京労働局長勝田智明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（民進）、浜口誠君（民進）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

- 認知症施策の推進に関する件、農福連携の取組状況に関する件、医療用HALの活用に関する件、移植後の予防接種の再接種への費用助成に関する件、女性が働く環境整備に係る労働安全衛生法令の見直しに関する件、婦人相談員の処遇改善に関する件、年金財政の持続可能性に関する件、裁量労働制及び高度プロフェッショナル制度の問題性に関する件、健康増進に向けた取組の実施状況に関する件等について加藤厚生労働大臣、高木厚生労働副大臣、谷合農林水産副大臣、大沼厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井みどり君（自民）、山本香苗君（公明）、三浦信祐君（公明）、足立信也君（民進）、小林正夫君（民進）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

- 医療法及び医師法の一部を改正する法律案（閣法第60号）について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年4月19日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 医療法及び医師法の一部を改正する法律案（閣法第60号）について加藤厚生労働大臣、高木厚生労働副大臣、新妻文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

櫻井充君（民進）、足立信也君（民進）、倉林明子君（共産）、自見はなこ君（自民）、宮島喜文君（自民）、森まさこ君（自民）、

伊藤孝江君（公明）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年5月15日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 医療法及び医師法の一部を改正する法律案（閣法第60号）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

公益社団法人日本医師会副会長 今村聡君
産業医科大学医学部教授 松田晋哉君
相馬市長
全国市長会副会長 立谷秀清君
全国医師ユニオン代表 植山直人君

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、三浦信祐君（公明）、足立信也君（民主）、難波奨二君（立憲）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 医療法及び医師法の一部を改正する法律案（閣法第60号）について加藤厚生労働大臣、高木厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、三浦信祐君（公明）、足立信也君（民主）、石橋通宏君（立憲）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年5月17日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 医療法及び医師法の一部を改正する法律案（閣法第60号）について加藤厚生労働大臣、新妻文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

足立信也君（民主）、石橋通宏君（立憲）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

（閣法第60号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、希会、無ク

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 臓器移植に関する件及び戦没者の遺骨収集事業に関する件について加藤厚生労働大臣から報告を聴いた後、感染症対策の推進に関する件、健康サポート薬局の周知方策に関する件、小児がん対策の推進に関する件、訪日外国人患者の医療費未払問題に関する件、裁量労働制及び高度プロフェッショナル制度の問題性に関する件、残骨灰の取扱方策に関する件、障害者の就労継続支援事業の在り方に関する件、過労死遺族からの面談要望の取扱いに関する件、チャイルド・ライフ・スペシャリストの国家資格化の必要性に関する件等について加藤厚生労働大臣、高木厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤井基之君（自民）、伊藤孝江君（公明）、三浦信祐君（公明）、小林正夫君（民主）、石橋通宏君（立憲）、東徹君（維新）、倉林明子君（共産）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年5月22日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、牧原厚生労働副大臣、田中内閣府副大臣、丹羽文部科学副大臣、大沼厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小林正夫君（民主）、浜口誠君（民主）、石橋通宏君（立憲）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）、宮島喜文君（自民）、小川克巳君（自民）、山本香苗君（公明）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成30年5月24日（木）（第15回）

- 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案

（閣法第20号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会福祉推進室長 勝部麗子君

認定NPO法人抱樸理事長 奥田知志君

日本女子大学人間社会学部准教授 岩永理恵君

生活保護問題対策全国会議代表幹事 尾藤廣喜君

〔質疑者〕

自見はなこ君（自民）、山本香苗君（公明）、足立信也君（民主）、難波奨二君（立憲）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年5月29日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣、高木厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

足立信也君（民主）、浜口誠君（民主）、石橋通宏君（立憲）、倉林明子君（共産）、今井絵理子君（自民）、伊藤孝江君（公明）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年5月31日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

浜口誠君（民主）、難波奨二君（立憲）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

（閣法第20号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、

無ク

反対会派 共産、希会

なお、附帯決議を行った。

- 雇用、労働等に関する件について加藤厚生労働大臣、高木厚生労働副大臣、丹羽文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三原じゅん子君（自民）、山本香苗君（公明）、小林正夫君（民主）、石橋通宏君（立憲）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年6月5日(火) (第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(閣法第63号)(衆議院送付)について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員浦野靖人君から説明を聴いた後、加藤厚生労働大臣、高木厚生労働副大臣、田畑厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮島喜文君（自民）、小川克巳君（自民）、三浦信祐君（公明）、浜口誠君（民主）、難波奨二君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、吉良よし子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年6月7日(木) (第19回)

- 労働安全衛生法の一部を改正する法律案(参第9号)について発議者参議院議員石橋通宏君から趣旨説明を聴いた。
 - 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(閣法第63号)(衆議院送付)労働安全衛生法の一部を改正する法律案(参第9号)
- 以上両案について発議者参議院議員石橋通宏君、同浜口誠君、加藤厚生労働大臣、田畑厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小林正夫君（民主）、足立信也君（民主）、難波奨二君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、自見はなこ君（自民）、三原じゅん子君（自民）、山本香苗君（公明）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

また、両案審査のため参考人の出席を求めること及び委員派遣を行うことを決定した。

○平成30年6月12日(火) (第20回)

- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(閣法第63号)(衆議院送付)労働安全衛生法の一部を改正する法律案(参第9号)

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部上席主幹 布山祐子君
日本労働組合総連合会会長代行 逢見直人君
株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長 小室淑恵君
弁護士
日本労働弁護団幹事長 棗一郎君
全国過労死を考える家族の会代表世話人 寺西笑子君

〔質疑者〕

馬場成志君（自民）、伊藤孝江君（公明）、足立信也君（民主）、難波奨二君（立憲）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(閣法第63号)(衆議院送付)労働安全衛生法の一部を改正する法律案(参第9号)

以上両案について発議者参議院議員浜口誠君、同石橋通宏君、加藤厚生労働大臣、牧原厚生労働副大臣、平木経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、伊藤孝江君（公明）、

足立信也君（民主）、浜口誠君（民主）、石橋通宏君（立憲）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年6月14日（木）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 派遣委員から報告を聴いた。
 - 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）労働安全衛生法の一部を改正する法律案（参第9号）
- 以上両案について発議者参議院議員石橋通宏君、同浜口誠君、加藤厚生労働大臣、牧原厚生労働副大臣、山下（雄）内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮本周司君（自民）、自見はなこ君（自民）、三浦信祐君（公明）、山本香苗君（公明）、小林正夫君（民主）、浜口誠君（民主）、川田龍平君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、山添拓君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年6月19日（火）（第22回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）労働安全衛生法の一部を改正する法律案（参第9号）
- 以上両案について加藤厚生労働大臣、牧原厚生労働副大臣、高木厚生労働副大臣、宮川文部科学大臣政務官、田畑厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小林正夫君（民主）、足立信也君（民主）、浜口誠君（民主）、難波奨二君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、藤井基之君（自民）、木村義雄君（自民）、三浦信祐君（公明）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年6月26日（火）（第23回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 働き方改革を推進するための関係法律の整備

に関する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）労働安全衛生法の一部を改正する法律案（参第9号）

以上両案について安倍内閣総理大臣、加藤厚生労働大臣、牧原厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

- ・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

石井みどり君（自民）、伊藤孝江君（公明）、浜口誠君（民主）、石橋通宏君（立憲）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

- ・質疑

〔質疑者〕

足立信也君（民主）、浜口誠君（民主）、石橋通宏君（立憲）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年6月28日（木）（第24回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）労働安全衛生法の一部を改正する法律案（参第9号）
- 以上両案について発議者参議院議員石橋通宏君、加藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）を可決し、労働安全衛生法の一部を改正する法律案（参第9号）を否決した。

〔質疑者〕

小林正夫君（民主）、石橋通宏君（立憲）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）（閣法第63号）

賛成会派 自民、公明、維新、無ク

反対会派 民主、立憲、共産、希会

（参第9号）

賛成会派 民主、立憲、共産、希会、無ク

反対会派 自民、公明、維新

なお、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成30年7月3日（火）（第25回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 年金問題等に関する件について加藤厚生労働大臣、高木厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮島喜文君（自民）、山本香苗君（公明）、足立信也君（民主）、浜口誠君（民主）、難波奨二君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年7月5日（木）（第26回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、健康増進法の一部を改正する法律案（参第19号）について発議者参議院議員松沢成文君から趣旨説明を聴いた後、健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）健康増進法の一部を改正する法律案（参第19号）

以上両案について発議者参議院議員片山大介君、同松沢成文君、加藤厚生労働大臣、高木厚生労働副大臣、牧原厚生労働副大臣、宮川文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小林正夫君（民主）、浜口誠君（民主）、難波奨二君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、藤井基之君（自民）、自見はなこ君（自民）、三浦信祐君（公明）、武田良介君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成30年7月10日（火）（第27回）

- 健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

健康増進法の一部を改正する法律案（参第19号）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

兵庫県知事 井戸敏三君

日本肺がん患者連絡会理事長 長谷川一男君

一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会副理事長 田中秀樹君

公益財団法人日本対がん協会参事 望月友美子君

〔質疑者〕

伊藤孝江君（公明）、小林正夫君（民主）、難波奨二君（立憲）、武田良介君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）、石田昌宏君（自民）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

健康増進法の一部を改正する法律案（参第19号）

以上両案について発議者参議院議員松沢成文君、同片山大介君、加藤厚生労働大臣、築内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三原じゅん子君（自民）、伊藤孝江君（公明）、浜口誠君（民主）、石橋通宏君（立憲）、武田良介君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年7月12日（木）（第28回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

健康増進法の一部を改正する法律案（参第19号）

以上両案について発議者参議院議員片山大介君、同松沢成文君、加藤厚生労働大臣、長峯

財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

〔質疑者〕

浜口誠君（民主）、石橋通宏君（立憲）、武田良介君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

（閣法第47号）

賛成会派 自民、公明、民主、無ク

反対会派 立憲、共産、維新、希会

なお、附帯決議を行った。

○平成30年7月20日（金）（第29回）

○請願第854号外238件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第20号外772件を審査した。

○水道法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）の継続審査要求書を提出することを決定した。

○社会保障及び労働問題等に関する調査の継続審査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成30年6月13日（水）

（地方公聴会）

○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（閣法第63号）及び労働安全衛生法の一部を改正する法律案（参第9号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

〔派遣地〕

埼玉県

〔派遣委員〕

島村大君（自民）、石田昌宏君（自民）、そのだ修光君（自民）、馬場成志君（自民）、山本香苗君（公明）、小林正夫君（民主）、小川克巳君（自民）、宮島喜文君（自民）、三浦信祐君（公明）、浜口誠君（民主）、石橋通宏君（立憲）、倉林明子君（共産）、東

徹君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

〔公述人〕

三州製菓株式会社代表取締役社長 齊之平伸一君

日本労働組合総連合会埼玉県連合会事務局長 佐藤道明君

埼玉総合法律事務所弁護士 高木太郎君
労働衛生コンサルタント事務所オークス所長 竹田透君

農林水産委員会

委員一覧 (20名)

委員長	岩井	茂樹 (自民)	進藤	金日子 (自民)	徳永	エリ (民進)
理事	中泉	松司 (自民)	野村	哲郎 (自民)	谷合	正明 (公明)
理事	舞立	昇治 (自民)	平野	達男 (自民)	横山	信一 (公明)
理事	舟山	康江 (民進)	藤木	真也 (自民)	儀間	光男 (維新)
理事	紙	智子 (共産)	山田	俊男 (自民)	森	ゆうこ (希会)
	磯崎	陽輔 (自民)	足立	信也 (民進)	川田	龍平 (立憲)
	上月	良祐 (自民)	田名部	匡代 (民進)		(30.2.1 現在)

(1) 審議概観

第196回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出9件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類6件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が水産加工資金の貸付けの業務を行うことができることとするため、現行法の有効期限を平成35年3月31日までの5年間延長しようとするものである。委員会では、水産加工業の現状と支援策、水産加工資金制度が果たしてきた役割、東日本大震災被災地における水産加工業の復興に向けた課題等について質疑が行われ、討論の後、全会一致をもって可決された。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案は、都市農地の有効な活用を図ることにより、都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資す

るよう、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講じようとするものである。委員会では、都市農地の政策的位置付け、賃貸借の成立促進策、市民農園の今後の展開等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案は、農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、共有者の一部が不明な農地について、農地中間管理機構に20年以内の賃借権等を設定することができることとするほか、床面がコンクリート等で覆われた農作物栽培高度化施設を農地に設置しても農地転用に当たらないこととする等の措置を講じようとするものである。委員会では、農作物栽培高度化施設の適正管理と責任の所在、共有者が不明の農地における不確知共有者の探索の方法、本法律案の決定過程の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等

の法律の一部を改正する法律案は、厚生年金保険との統合後もなお経過的に存続する農林漁業団体職員共済組合が行う特例年金給付事務の合理化を図るため、当該特例年金給付に代えて、その現価に相当する額の特例一時金を支給する等の措置を講じようとするものである。委員会では、一時金の義務化による特例年金給付の早期完了の意義、特例一時金の支給対象者への周知徹底、特例一時金の支給に要する財源の確保等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

森林経営管理法案は、地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講じようとするものである。また、**独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案**は、農林漁業信用基金の業務として森林経営管理法第46条の規定による支援業務を追加するとともに、同基金が行う債務の保証の対象者を拡大する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、森林経営管理法案における市町村の役割と運用実務、農林漁業信用基金法改正の趣旨、森林環境譲与税の配分及び使途の在り方、国産材の需要拡大策等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって可決された。なお、森林経営管理法案に対し、附帯決議が付された。

土地改良法の一部を改正する法律案は、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員たる資格について定めるととも

に、土地改良区の総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講じようとするものである。委員会では、准組合員制度を導入する意義、土地改良区の貸借対照表作成に対する支援体制、土地改良施設の維持管理の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

農薬取締法の一部を改正する法律案は、農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬の規制に関する国際的動向等を踏まえ、同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農薬の登録事項を追加する等の措置を講じようとするものである。委員会では、再評価制度の運用の在り方、農薬の安全審査の充実に向けた取組、農薬規制の国際動向への調和等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案は、最近における食品等の流通の多様化に対応するため、卸売市場に関し、許認可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しを行うとともに、食品等流通合理化事業に対する支援、食品等流通調査の実施等の措置を講じようとするものである。委員会では、卸売市場の公共性の維持・発揮、卸売市場に対する公的関与の必要性、食品等流通調査の実効性等について質疑が行われた。質疑を終局した後、希望の会（自由・社民）から、卸売市場法の目的規定において、「生鮮食料品等の合理的な価格の形成」を明記することを内容とする修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案

どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

第195回国会閉会後の平成29年12月12日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、新たな加工原料乳生産者補給金制度の運用方針、生乳の生産量・消費の動向及び都府県における生乳生産量の今後の見通し、飼料費の抑制に関する政府の取組及び飼料自給率の目標達成に向けた方策、畜産クラスター事業及び酪農経営体生産性向上緊急対策事業を展開するに当たり家族経営体に配慮する必要性、日EU・EPAによる国境措置の緩和が乳製品の輸入増加と国内生産の減少を招くおそれ等について質疑を行うとともに、政府に対し、**畜産物価格等に関する決議**を行った。

平成30年2月22日、卸売市場、土地改良及び森林経営管理等に関する実情調査のため、静岡県及び山梨県において、静岡市中央卸売市場、静岡市新丹谷地区（基盤整備事例）、早川町雨畑地区（森林整備事例）等を視察した。

3月8日、平成30年度の農林水産行政の基本施策に関する件について齋藤農林水産大臣から所信を聴取し、**3月20日及び22日**、これに対し、TPP11協定により国益が損なわれる懸念、国による米の生産数量目標の配分が廃止されたことへの農業者の不安や懸念、主要農作物種子法廃止法案に対する本委員会附帯決議を踏まえた政府の対応、日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）の国内外拠点施設における人員配置及び活動状況、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたGAP促進と国際水準GAPとの関係、福島県における農業

の復旧状況及び原子力災害の被災地域における営農再開に向けた方策、現場の意見を踏まえた水産改革と水産日本の復活に向けた予算確保の必要性、国家戦略特別区域における獣医学部新設に関する今治市資料の確認等について質疑を行った。

3月23日、予算委員会から委嘱された平成30年度農林水産省所管予算の審査を行い、人口減少社会における農政に対する理解の促進、植物の新品種の保護に関する国際条約に基づく品種登録審査結果の海外審査当局への無償提供に係る覚書の締結状況、主要農作物種子法を廃止した背景とその影響、ロシアがイカの輸入割当ての対象国に追加されたことによる加工原料確保の見通し、公文書書換え問題に対する大臣の所見等について質疑を行った。

4月3日、農業の有する多面的機能の一つに集落の維持が含まれることの確認、TPP11協定の交渉内容に関する情報開示の在り方、中小企業によるハラル認証取得の負担を軽減する取組強化の必要性、日台民間漁業取決めにおいて八重山北方三角水域を区切り日台それぞれの操業ルールを設定することで合意した経緯、適切な公文書管理の重要性に対する大臣の所見、日本でのみ認可されている食品添加物等の具体例等について質疑を行った。

4月10日、日米首脳会談及び日米経済対話において日米FTAについて協議を行った事実の有無、国産・輸入鶏肉から薬剤耐性菌が検出された理由及び政府の対応、国家戦略特別区域における獣医学部新設に関する資料の確認、沖縄県の農林水産物流通条件不利性解消事業における肉用牛の要件、水産加工業及び農業における外国人を含む労働力確保に向けた

新たな施策の必要性、風評被害に苦しむ東日本大震災の被災地農業の復興について農林水産省が復興庁と連携して取り組む必要性、ジャガイモシロシストセンチュウ等の対策及びばれいしょ増産対策等について質疑を行った。

4月17日、獣医師等に関する件を議題とし、獣医師の需給について農林水産省が所管することの確認、獣医師数に地域及び分野別の偏在がある実態及び原因の把握並びに解消に向けた取組状況、獣医師が活動する公衆衛生分野に農林水産省と厚生労働省が連携して対応する必要性、国家戦略特別区域における獣医学部新設の決定に至る経緯、我が国の獣医学教育を国際的に通用する水準まで高める必要性等について質疑を行った。

5月15日、人口減少が我が国の農業に与える影響、日米二国間で「自由で公正かつ総合的な貿易取引のための協議」の枠組みを設けた意図、ネオニコチノイド系農薬のミツバチや人体への影響を踏まえた規制の必要性、国家戦略特別区域における獣医学部新設に関する文書の確認、海外市場における日本食材販売の情勢、都道府県水産試験場の規模縮小の中でのTAC対象魚種拡大の方策、捕鯨政策に関する大臣の見解及び鯨類科学調査を実施する意義、北海道外への農産物輸送において鉄道が果たす役割等について質疑

を行った。

5月29日、食料自給力向上のため加工品の原材料について国産農産物の割合を増やす必要性、国家戦略特別区域及び規制改革推進会議の在り方に関する大臣の所見、水田のカメムシ対策としてのネオニコチノイド系農薬の使用を減らすため玄米の検査規格を廃止する必要性、環境保全型農業直接支払交付金の交付要件をエコファーマー認定等から国際水準GAPの実施へと変更することで環境保全型農業の取組が後退する懸念、採卵鶏の飼養管理に係る規制をEUと同水準とする必要性、国内における国産材の需要拡大のための戦略、漁業権の優先順位廃止に関する議論の方向性、農地利用集積円滑化事業が廃止され農地中間管理事業に統合される懸念等について質疑を行った。

6月14日、農林水産分野の貿易等に関する件を議題とし、TPP11協定署名国の国内承認手続の状況、TPP11協定への新規加盟によって協定のバランスが崩れる可能性、TPP11協定第6条に基づき農産物の輸入枠等の縮小が可能とする合意文書の有無、TPP11協定による農林水産物の輸出拡大の効果、日米経済対話と「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」の違い等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成29年12月12日(火) (第195回国会閉会後 第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について齋藤農林水産大臣、谷合農林水産副大臣、上月農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤木真也君(自民)、小川勝也君(民進)、横山信一君(公明)、紙智子君(共産)、石井章君(維新)、森ゆうこ君(希会)

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成30年2月1日(木) (第1回)

○農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成30年3月8日(木) (第2回)

○平成30年度の農林水産行政の基本施策に関する件について齋藤農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成30年3月20日(火) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○平成30年度の農林水産行政の基本施策に関する件について齋藤農林水産大臣、谷合農林水産副大臣、高木厚生労働副大臣、上月農林水産大臣政務官、堀井(巖)外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

舞立昇治君(自民)、山田俊男君(自民)、横山信一君(公明)、儀間光男君(維新)

○平成30年3月22日(木) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○平成30年度の農林水産行政の基本施策に関する件について齋藤農林水産大臣、谷合農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

紙智子君(共産)、小川勝也君(民進)、田名部匡代君(民進)、森ゆうこ君(希会)、川田龍平君(立憲)

○平成30年3月23日(金) (第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○平成三十年度一般会計予算(衆議院送付)
平成三十年度特別会計予算(衆議院送付)
平成三十年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(農林水産省所管)について齋藤農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、谷合農林水産副大臣、牧野国土交通副大臣、大野防衛大臣政務官、上月農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中泉松司君(自民)、横山信一君(公明)、舟山康江君(民進)、徳永エリ君(民進)、紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)、森ゆうこ君(希会)、川田龍平君(立憲)
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成30年3月27日(火) (第6回)

○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について齋藤農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年3月29日(木) (第7回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について齋藤農林水産大臣、谷合農林水産副大臣、上月農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

田名部匡代君(民進)、横山信一君(公明)、紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)、森ゆうこ君(希会)、川田龍平君(立憲)

(閣法第15号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、希会、立憲

反対会派 なし

○平成30年4月3日(火) (第8回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○農地と農業の意義に関する件、TPP11協定に関する件、農林水産物・食品の輸出促進策に関する件、日台民間漁業取決めに関する件、公文書管理に関する件等について齋藤農林水産大臣、谷合農林水産副大臣、上月農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小川勝也君(民進)、紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)、森ゆうこ君(希会)、川田龍平君(立憲)

○都市農地の貸借の円滑化に関する法律案(閣法第43号)について齋藤農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年4月5日(木) (第9回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○都市農地の貸借の円滑化に関する法律案(閣法第43号)について齋藤農林水産大臣、田中内閣府副大臣、あきもと国土交通副大臣、谷

合農林水産副大臣、上月農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

舟山康江君（民進）、横山信一君（公明）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、森ゆうこ君（希会）、川田龍平君（立憲）、山田俊男君（自民）

（閣法第43号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、希会、立憲

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年4月10日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日米経済対話等の通商交渉に関する件、食品の安全性に関する件、国家戦略特別区域における獣医学部の新設に関する件、沖縄における畜産振興に関する件、農林水産分野における外国人材の活用に関する件、東日本大震災からの農業の復興支援に関する件等について齋藤農林水産大臣、谷合農林水産副大臣、上月農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、徳永エリ君（民進）、横山信一君（公明）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、森ゆうこ君（希会）、川田龍平君（立憲）

- 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について齋藤農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年4月17日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 獣医師等に関する件について齋藤農林水産大臣、野上内閣官房副長官、磯崎農林水産副大臣、田中内閣府副大臣、丹羽文部科学副大臣、谷合農林水産副大臣、上月農林水産大臣政務官、政府参考人及び参考人北海道大学大学院獣医学研究院教授稲葉睦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、横山信一君（公明）、櫻井充君（民進）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、森ゆうこ君（希会）、川田龍平君（立憲）

○平成30年4月19日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について齋藤農林水産大臣、野上内閣官房副長官、田中内閣府副大臣、谷合農林水産副大臣、丹羽文部科学副大臣、上月農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

平野達男君（自民）、小川勝也君（民進）、田名部匡代君（民進）、舟山康江君（民進）、横山信一君（公明）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、川田龍平君（立憲）、森ゆうこ君（希会）

○平成30年5月10日（木）（第13回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第36号）

賛成会派 自民、公明、立憲、維新、希会
反対会派 民主、共産

なお、附帯決議を行った。

○平成30年5月15日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 人口減少下における農業政策に関する件、日米間の通商交渉に関する件、ネオニコチノイド系農薬の規制に関する件、国家戦略特別区域における獣医学部の新設に関する件、農林水産物の輸出振興に関する件、水産政策の改革に関する件、鯨類科学調査に関する件等について齋藤農林水産大臣、谷合農林水産副大臣、丹羽文部科学副大臣、田中内閣府副大臣、上月農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平野達男君（自民）、横山信一君（公明）、徳永エリ君（民主）、川田龍平君（立憲）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、森ゆうこ君（希会）

- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について齋藤農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年5月17日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について齋藤農林水産大臣、谷合農林水産副大臣、田中内閣府副大臣、上月農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

藤木眞也君（自民）、田名部匡代君（民主）、小川勝也君（立憲）、紙智子君（共産）、横山信一君（公明）、儀間光男君（維新）、森ゆうこ君（希会）

（閣法第37号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、
維新、希会

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 森林経営管理法案（閣法第38号）（衆議院送付）

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）以上両案について齋藤農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成30年5月22日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 森林経営管理法案（閣法第38号）（衆議院送付）

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）

以上両案について齋藤農林水産大臣、野上内閣官房副長官、谷合農林水産副大臣、田中内閣府副大臣、上月農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

平野達男君（自民）、横山信一君（公明）、徳永エリ君（民主）、川田龍平君（立憲）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、森ゆうこ君（希会）

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

山梨県早川町長 辻一幸君

NPO法人ひむか維森の会代表理事 松岡明彦君

信州大学名誉教授 野口俊邦君

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、横山信一君（公明）、田名部匡代君（民主）、小川勝也君（立憲）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、森ゆうこ君（希会）

○平成30年5月24日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 森林経営管理法案（閣法第38号）（衆議院送付）

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）

以上両案について齋藤農林水産大臣、谷合農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

平野達男君（自民）、横山信一君（公明）、田名部匡代君（民主）、徳永エリ君（民主）、川田龍平君（立憲）、小川勝也君（立憲）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、森ゆうこ君（希会）

（閣法第38号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新

反対会派 共産、希会
(閣法第39号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、
希会

反対会派 共産

なお、森林経営管理法案(閣法第38号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○平成30年5月29日(火)(第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食料自給力に関する件、国家戦略特別区域における獣医学部の新設に関する件、食の安全に関する件、環境保全型農業直接支払制度に関する件、採卵鶏の飼養管理に関する件、国産材の需要拡大に関する件、水産政策の改革に関する件等について齋藤農林水産大臣、丹羽文部科学副大臣、田中内閣府副大臣、上月農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

田名部匡代君(民主)、徳永エリ君(民主)、小川勝也君(立憲)、川田龍平君(立憲)、紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)、森ゆうこ君(希会)

- 土地改良法の一部を改正する法律案(閣法第49号)(衆議院送付)について齋藤農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年5月31日(木)(第19回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 土地改良法の一部を改正する法律案(閣法第49号)(衆議院送付)について齋藤農林水産大臣、谷合農林水産副大臣、田中内閣府副大臣、上月農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

進藤金日子君(自民)、横山信一君(公明)、田名部匡代君(民主)、徳永エリ君(民主)、小川勝也君(立憲)、紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)、森ゆうこ君(希会)

(閣法第49号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、
維新、希会

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年6月5日(火)(第20回)

- 農業取締法の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)について齋藤農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年6月7日(木)(第21回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業取締法の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)について齋藤農林水産大臣、谷合農林水産副大臣、上月農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

田名部匡代君(民主)、小川勝也君(立憲)、川田龍平君(立憲)、紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)、青木愛君(希会)

(閣法第50号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、
維新、希会

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年6月12日(火)(第22回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(閣法第40号)(衆議院送付)について齋藤農林水産大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、谷合農林水産副大臣、丹羽文部科学副大臣、上月農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

[質疑者]

田名部匡代君(民主)、川田龍平君(立憲)、紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)、森ゆうこ君(希会)

・参考人に対する質疑

[参考人]

市場流通ビジョンを考える会代表幹事 磯村信夫君

東北地区水産物卸組合連合会事務局長 菅

原邦昭君

広島大学名誉教授 三國英實君

〔質疑者〕

藤木眞也君（自民）、横山信一君（公明）、
徳永エリ君（民主）、小川勝也君（立憲）、
紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、森
ゆうこ君（希会）

○平成30年6月14日（木）（第23回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について齋藤農林水産大臣、谷合農林水産副大臣、上月農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

平野達男君（自民）、横山信一君（公明）、
田名部匡代君（民主）、徳永エリ君（民主）、
小川勝也君（立憲）、紙智子君（共産）、儀
間光男君（維新）、森ゆうこ君（希会）

（閣法第40号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 民主、立憲、共産、希会

なお、附帯決議を行った。

- 農林水産分野の貿易等に関する件について齋藤農林水産大臣、野上内閣官房副長官、丹羽

文部科学副大臣、田中内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳永エリ君（民主）、小川勝也君（立憲）、
紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、森
ゆうこ君（希会）

- 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成30年6月19日（火）

内閣委員会、農林水産委員会連合審査会（第1回）

（内閣委員会を参照）

○平成30年7月20日（金）（第24回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第527号外5件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

—畜産物価格等に関する決議—

我が国畜産・酪農経営は、高齢化、後継者不足などにより、飼養戸数、飼養頭数が減少するなど生産基盤の弱体化が懸念されており、畜産クラスターの取組等による生産基盤の強化を通じた経営の安定と競争力の強化、労働負担の軽減が喫緊の課題となっている。また、日EU経済連携協定及び包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）については、畜産物の輸出国との間で厳しい競争を余儀なくされる生産者には、将来への懸念と不安が広がっている。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成30年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 地域農業・地域社会を支える家族経営や法人経営といった多様な畜産・酪農の生産基盤の維持・拡大を図るため、組織的な生産体制の整備、畜産物の付加価値の向上、良質かつ低廉な飼料等の供給等の取組を通じて、魅力ある持続可能な経営が実現できるよう、十分な所得を確保し得

る実効性のある施策を実施すること。

二 政府が公表した本年7月の日EU経済連携協定の大枠合意、本年11月の包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）の大筋合意についてその詳細を検証し、国民に情報を開示するとともに、適切な定量的影響評価を行うこと。

三 各般の経営安定・安定供給のための備えを通じて、関税削減等に対する生産者の不安と懸念を払拭し、確実な経営安定を図るとともに、体質強化対策を着実に実施することを通じて、収益力・生産基盤を強化し、我が国の高品質な畜産物の新市場開拓を推し進め、畜産・酪農の国際競争力の強化を図ること。その際、実施した対策の効果を検証し、適宜必要な見直しを行うこと。

特に、国産チーズ等については、その競争力を高めるとともに需要を確保するための措置を講ずることにより、生産者が将来にわたって安定的に生産に取り組める環境を整備すること。

四 加工原料乳生産者補給金制度については、平成30年4月1日からの新制度における年間販売計画の審査等を適正に実施し、生産者間の不公平が生じない公正な補給金制度の確立を図るとともに、生産現場等に対しては新制度の周知徹底を図ることはもとより、生産者等が行う各種事務手続の変更については、現場に混乱が生じないよう、相談、指導を適切に行い、円滑かつ迅速に事務処理が進むよう指導すること。

五 加工原料乳生産者補給金の単価、総交付対象数量については、酪農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。また、集送乳調整金の単価の決定については、条件不利地域における集送乳が、安定的かつ確実に行われるよう十分留意すること。

六 酪農家の労働負担の軽減のため、搾乳ロボット、ミルクングバーラー、哺乳ロボットをはじめとする省力化等に資する機械・装置の導入をはじめ、乳用後継牛預託施設、集合搾乳施設、家畜排せつ物処理施設の整備等を図ること。また、酪農ヘルパーの人材確保・育成、利用拡大に対して支援を行うこと。

七 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、需給動向、価格の推移、子牛価格の高騰等を十分勘案し、畜産農家の経営安定に資するよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

八 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）・養豚経営安定対策事業（豚マルキン）の補填率の引上げ、豚マルキンの肉用牛並みの国庫負担水準引上げ及び肉用子牛の保証基準価格の算定方式の見直しについては、畜産農家の経営状況等を踏まえ検討を加え、その結果に基づく所要の措置を早期に実施すること。

九 畜産・酪農の生産基盤の強化、とりわけ肉用子牛の繁殖基盤の強化と乳用後継牛の確保を図るため、地域の関係者が連携・協力し、地域全体で畜産の収益性を向上させる畜産クラスター等について地域の实情に合わせた多様な展開を強力に推進すること。また、高能力な家畜を生産するための家畜改良や、牛の個体識別情報活用の効率化・高度化の推進、肉用牛の繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産への支援を更に強化すること。

また、生産基盤の脆弱化が懸念される都府県における酪農については、需要に応じた生乳生産が確保されるよう地域性を踏まえた生産基盤の強化措置等を講ずること。

十 配合飼料価格安定制度については、畜産・酪農経営の安定に資するよう、同制度に係る補填財源の確保及び借入金の計画的な返済を促すことにより、制度の安定的な運営を図ること。

十一 輸入飼料への過度な依存から脱却し、国産飼料生産基盤に立脚した力強い畜産・酪農経営の確立を図るため、飼料用米・稲発酵粗飼料を活用した耕畜連携、草地改良の推進、TMRセンター・コントラクターの機能高度化、放牧の推進、子実用とうもろこし等の生産・利用の推進、エコフ

ードの利用の拡大等へ財源を十分に確保し、支援を更に強化すること。

十二 国産畜産物の輸出に当たっては、オールジャパンでの戦略的で一貫性のあるプロモーションの企画・実行等による海外需要の創出に取り組むとともに、輸出先国・地域の衛生条件を満たす食肉処理施設の整備促進や畜産GAPの取得の推進、輸出先国・地域の多角化のために動物検疫協議等を戦略的に実施すること。特に、原発事故等を要因とする各国・地域による輸入規制については、その撤廃・緩和を強く申し入れること。

十三 原発事故に伴う放射性物質に汚染された稲わら、牧草及び牛ふん堆肥等の処理を強力に推進するとともに、牧草地の除染対策、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。

十四 畜産経営に大きな被害を及ぼす口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病等については、飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導、迅速かつ正確な診断体制の整備、野生動物における伝染性疾病の監視、水際での防疫措置等による発生予防・まん延防止対策を徹底すること。また、獣医師の職域・地域偏在を解消するため、産業動物獣医師の処遇改善方策の導入支援や臨床研修の充実等により、その確保及び資質の向上を図るとともに、家畜の伝染性疾病等に係る風評被害防止等の観点から、国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

右決議する。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	斎藤 嘉隆 (民進)	北村 経夫 (自民)	伊藤 孝恵 (民進)
理事	井原 巧 (自民)	中川 雅治 (自民)	石上 俊雄 (民進)
理事	滝波 宏文 (自民)	松村 祥史 (自民)	浜野 喜史 (民進)
理事	吉川 ゆうみ (自民)	丸川 珠代 (自民)	平木 大作 (公明)
理事	大野 元裕 (民進)	宮本 周司 (自民)	矢倉 克夫 (公明)
理事	石井 章 (維新)	渡辺 猛之 (自民)	岩渕 友 (共産)
	青山 繁晴 (自民)	渡邊 美樹 (自民)	辰巳 孝太郎 (共産)

(30. 3. 23 現在)

(1) 審議概観

第196回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案5件であり、いずれも可決した。また、本委員会付託の請願12種類127件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

規制のサンドボックス制度創設、事業再編の促進等 **生産性向上特別措置法案**は、近年の情報技術分野における急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化等に対応し、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するため、新技術等の実証の促進等の革新的事業活動による生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に行う等の措置を講じようとするものである。

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案は、我が国産業の持続的な発展を図るため、事業再編及び外部経営資源の活用の支援、情報技術の発達に対応した経営手法の導入支援、円滑な事業承継及び企業再生に係る支援等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取する

とともに、規制のサンドボックス制度に期待される効果と安全性の確保等に対する考え方、データの共有・連携事業を促進する必要性とサイバーセキュリティ、個人情報保護の在り方、中小企業の生産性向上・事業承継支援の重要性、産業革新投資機構におけるガバナンスの在り方等について質疑が行われ、討論の後、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、両法律案に対して、それぞれ附帯決議を行った。

データの不正取得等の防止、J I Sの拡大 **不正競争防止法等の一部を改正する法律案**は、我が国産業におけるデータの流通、共有及び利用を促進するため、事業者が相手方を限定して業として提供するデータを不正に取得する行為の差止め等を可能とし、また、日本工業規格を日本産業規格に改めるとともに、データ、サービス等に関する事項をその標準化の対象とするほか、特許権侵害訴訟等におけるインカメラ手続の導入等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、限定提供データに係る不正競争の具体的な内容及び国際的

なルール整備の必要性、国際標準の獲得に向けた我が国の標準化戦略、中小企業の知財活用に向けた更なる取組の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対し附帯決議を行った。

企業連携による省エネ、荷主の定義見直し エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案は、エネルギーの使用の合理化の一層の促進を図るため、複数の事業者が一体的に又は連携して行うエネルギーの使用の合理化の取組に関する認定制度を創設し、定期の報告等についての特例を設けるとともに、エネルギーの使用の合理化に取り組むべき貨物の荷主の範囲の拡大等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、複数事業者の連携による省エネ取組の実効性確保の在り方、中小事業者に配慮した省エネ支援を充実する必要性、ネット通販事業における物流の効率化に向けた課題、今後のエネルギー政策の在り方と省エネの位置付け等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

代替フロンの製造及び輸入の規制 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正を踏まえ、地球温暖化への影響に配慮しつつオゾン層の保護を図るため、製造の規制等の措置を講ずる物質に代替フロンを加えようとするものである。

委員会においては、代替フロンの製造規制の具体的な運用方針、グリーン冷媒の安全性確保の必要性、代替技術の開発

支援と我が国の国際競争力確保に向けた取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

3月23日、予算委員会から委嘱された平成30年度経済産業省所管予算等の審査を行い、中小企業支援体制の抜本的見直しの必要性、表層型メタンハイドレートの研究開発に係る予算増額の必要性、エネルギー基本計画の検討の方向性、事業者のインセンティブに配慮したベースロード電源市場の制度設計の必要性、RCEP交渉の現状と評価、地域間連系線の利用ルールにおける原子力発電等既存の発電設備の取扱い、下請取引適正化のこれまでの成果と今後の課題等について質疑を行った。

4月3日、経済産業行政等の基本施策に関する件について世耕経済産業大臣・国務大臣（産業競争力担当、ロシア経済分野協力担当、原子力経済被害担当）・内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）から所信を、平成29年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について杉本公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

4月5日、経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について調査を行い、原子力発電所立地自治体の避難道整備に対する取組の必要性、諸外国の施策と比較したコネクテッド・インダストリーズの特徴と今後の方向性、商工中金における不正事案に関する経済産業省の監督責任、米国の鉄鋼・アルミ製品の輸入制限措置が我が国に与える影響と我が国の対応、東京電力福島第一原子力発電所における燃料

デブリ取出しに向けた調査結果の評価と今後の対応、規制のサンドボックス制度の導入の必要性とその運用方針、地域分散型エネルギー社会の構築に向けた再生可能エネルギーの可能性と今後の課題、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る商工業の営業損害賠償の在り方、中小企業の設備投資に対する固定資産税の特例措置が生産性向上に及ぼす効果等について質疑を行った。

4月12日、福島県におけるスマートコ

ミュニティ事業及びロボット研究開発事業の実情調査のため、福島県に視察を行った。

5月29日、よろず支援拠点における伴走型支援の成果と課題に関する件、駅ナカ商業施設に対する大規模小売店舗立地法等の適用に関する件、第5次エネルギー基本計画案の検討に関する件、原子力発電所の再稼働と周辺自治体の同意に関する件、商工中金の業務改善への取組に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年3月23日(金) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。

○平成三十年度一般会計予算(衆議院送付)

平成三十年度特別会計予算(衆議院送付)

平成三十年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(公正取引委員会)及び経済産業省所管)について世耕経済産業大臣及び杉本公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、佐藤外務副大臣、長峯財務大臣政務官、平木経済産業大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行理事前田栄治君及び東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

[質疑者]

渡邊美樹君(自民)、青山繁晴君(自民)、大野元裕君(民進)、浜野喜史君(民進)、矢倉克夫君(公明)、岩渕友君(共産)、石井章君(維新)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成30年4月3日(火) (第2回)

- 経済産業行政等の基本施策に関する件について世耕国務大臣から所信を聴いた。
- 平成29年における公正取引委員会の業務の概

略に関する件について杉本公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成30年4月5日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について世耕国務大臣、小林総務大臣政務官、秋本国土交通大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、杉本公正取引委員会委員長、政府参考人、参考人株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長関根正裕君及び東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

[質疑者]

滝波宏文君(自民)、井原巧君(自民)、大野元裕君(民進)、石上俊雄君(民進)、伊藤孝恵君(民進)、矢倉克夫君(公明)、岩渕友君(共産)、石井章君(維新)

○平成30年4月19日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 生産性向上特別措置法案(閣法第21号)(衆議院送付)
産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)
以上両案について世耕経済産業大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、西銘経済産業副大

臣、大串経済産業大臣政務官、小倉総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

浜野喜史君（民進）、大野元裕君（民進）、
宮本周司君（自民）、矢倉克夫君（公明）、
辰巳孝太郎君（共産）、石井章君（維新）

○平成30年5月10日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 生産性向上特別措置法案（閣法第21号）（衆議院送付）

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上両案について世耕経済産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

吉川ゆうみ君（自民）、矢倉克夫君（公明）、
大野元裕君（民主）、真山勇一君（立憲）、
岩渕友君（共産）、石井章君（維新）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成30年5月15日（火）（第6回）

- 生産性向上特別措置法案（閣法第21号）（衆議院送付）

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

早稲田大学名誉教授・商学博士 松田修一君
千葉商科大学国際教養学部専任講師 常見陽平君
東京共同法律事務所弁護士 川上資人君

[質疑者]

渡邊美樹君（自民）、矢倉克夫君（公明）、
伊藤孝恵君（民主）、真山勇一君（立憲）、
辰巳孝太郎君（共産）、石井章君（維新）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 生産性向上特別措置法案（閣法第21号）（衆議院送付）

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上両案について世耕経済産業大臣、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

北村経夫君（自民）、矢倉克夫君（公明）、
石上俊雄君（民主）、真山勇一君（立憲）、
岩渕友君（共産）、辰巳孝太郎君（共産）、
石井章君（維新）

（閣法第21号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新
反対会派 共産

（閣法第22号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新
反対会派 共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成30年5月17日（木）（第7回）

- 不正競争防止法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）について世耕経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年5月22日（火）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 不正競争防止法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）について世耕経済産業大臣、平木経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

井原巧君（自民）、矢倉克夫君（公明）、
石上俊雄君（民主）、真山勇一君（立憲）、
岩渕友君（共産）、石井章君（維新）

（閣法第30号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成30年5月29日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- よろず支援拠点における伴走型支援の成果と課題に関する件、駅ナカ商業施設に対する大規模小売店舗立地法等の適用に関する件、第

5次エネルギー基本計画案の検討に関する件、原子力発電所の再稼働と周辺自治体の同意に関する件、商工中金の業務改善への取組に関する件等について世耕経済産業大臣、政府参考人、参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君及び株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長関根正裕君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

矢倉克夫君（公明）、大野元裕君（民主）、真山勇一君（立憲）、辰巳孝太郎君（共産）、石井章君（維新）

- エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について世耕経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を定めることを決定した。

○平成30年5月31日（木）（第10回）

- エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

早稲田大学理工学術院創造理工学部建築学科教授・工学博士 田辺新一君
公益財団法人自然エネルギー財団常務理事 大野輝之君
龍谷大学政策学部教授・経済学博士 大島堅一君

〔質疑者〕

吉川ゆうみ君（自民）、矢倉克夫君（公明）、石上俊雄君（民主）、鉢呂吉雄君（立憲）、岩渕友君（共産）、石井章君（維新）

○平成30年6月5日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 参考人の出席を定めることを決定した。
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について世耕経済産業大臣、佐藤外務副大臣、平木経済産業大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考

人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

滝波宏文君（自民）、矢倉克夫君（公明）、大野元裕君（民主）、真山勇一君（立憲）、岩渕友君（共産）、石井章君（維新）

（閣法第51号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、維新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年6月14日（木）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について世耕経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年6月19日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 参考人の出席を定めることを決定した。
- 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について世耕経済産業大臣、政府参考人、参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君及び株式会社日本貿易保険代表取締役社長板東一彦君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

矢倉克夫君（公明）、石上俊雄君（民主）、鉢呂吉雄君（立憲）、岩渕友君（共産）、石井章君（維新）

（閣法第41号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、維新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年7月20日（金）（第14回）

- 請願第22号外126件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	野田	国義 (民進)	朝日	健太郎 (自民)	高瀬	弘美 (公明)
理事	阿達	雅志 (自民)	石井	正弘 (自民)	竹内	真二 (公明)
理事	井上	義行 (自民)	末松	信介 (自民)	山添	拓 (共産)
理事	酒井	庸行 (自民)	高橋	克法 (自民)	室井	邦彦 (維新)
理事	羽田	雄一郎 (民進)	中野	正志 (自民)	青木	愛 (希会)
理事	山本	博司 (公明)	牧野	たかお (自民)	行田	邦子 (希党)
	足立	敏之 (自民)	吉田	博美 (自民)	平山	佐知子 (国声)
	青木	一彦 (自民)	鉢呂	吉雄 (民進)		
	青山	繁晴 (自民)	増子	輝彦 (民進)		(30. 3. 20 現在)

(1) 審議概観

第196回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出 8 件（うち本院先議 1 件）及び衆議院提出 1 件（国土交通委員長）の合計 9 件であり、そのうち内閣提出 7 件（うち本院先議 1 件）及び衆議院提出 1 件の合計 8 件を可決し、内閣提出 1 件を修正議決した。

また、本委員会付託の請願12種類228件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

道路 道路法等の一部を改正する法律案は、重要物流道路の指定と道路整備の在り方、道路の老朽化対策の推進、無電柱化に向けた取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

観光・移動円滑化 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案は、国際観光旅客税を財源とする施策の在り方、外国人観光客の地方への誘客促進、観光基盤の拡充・強化の方策等について質疑が行われた。質疑終局後、

自由民主党・こころ及び公明党から、この法律の施行期日を「平成30年4月1日」から「公布の日」に改める修正案が提出され、討論の後、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。なお、附帯決議が付された。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、公共交通移動等円滑化基準等の適用対象となる事業者の範囲の拡大、事業者等への計画作成の義務付け、市町村による移動等円滑化の促進等に関する措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、バリアフリー化の現状と事業者等によるハード・ソフト対策、市町村マスタープランの作成及び地方に対する国の支援、東京オリンピック・パラリンピックに向けた課題と対応策、「心のバリアフリー」の取組の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可

決された。なお、附帯決議が付された。

建築・都市再生・土地 **建築基準法の一部を改正する法律案**は、法改正の意義及び効果、建築規制の見直しと防火・耐火性能の確保の在り方、木造建築の推進に向けた取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案は、都市のスポンジ化対策の在り方、都市計画行政における国と地方自治体等の役割と取組、まちづくりに資する人材の育成等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案は、参考人から意見を聴取するとともに、公共事業における取用手続の合理化・円滑化の意義、地域福利増進事業の在り方、土地所有者の探索に向けた取組、所有者不明土地の発生の抑制・解消のための方策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

インフラ海外展開 **海外社会資本事業への我が国事業者の参入に関する法律案**は、法律案の意義及び効果、インフラシステムの海外展開の現状と今後の取組方針、相手国・競合国の動向に留意した対応の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

船舶再資源化 **船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案**は、船舶の再資源化解体に係る国内外の動向、再資源化解体の適正な実施のための取組、条約の発効に向けた諸外国に対する支援等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

鉄道 **鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案**は、全会一致をもって可決さ

れた。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月20日、国土交通行政の基本施策について、石井国土交通大臣から所信を聴取した。

3月22日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、リニア中央新幹線の建設工事をめぐる受注調整事件による工期への影響、船舶燃料に係るSOx規制の現状及び政府の対応方針、森友学園への国有地売却に係る地下埋設物の確認方法の妥当性及び再調査の必要性、JR北海道に対する国の支援方策、JR貨物がJR北海道に支払う線路使用料についての根拠及び経緯、いわゆるゴールデンルートに集中する訪日観光客の流れを地方へ向けるための取組、四国新幹線を基本計画路線から整備計画路線に格上げすることに係る国土交通大臣の認識、九州北部豪雨の被災自治体に対する国土交通省職員の派遣延長と増員の必要性、中国人観光客等を対象とした白タク行為への対応、財務省による森友学園に係る決裁文書書換えを踏まえた国土交通省の調査・検証の必要性、新幹線の台車亀裂に係る構造的な要因の分析・解明及び具体的な対策の見通し、火山の観測態勢の強化及び火山ハザードマップの作成の促進に向けた取組、大阪航空局の依頼により減額措置を行った等とする財務省資料についての事実関係、森友学園への国有地売却に係る大阪航空局の関わりについての国土交通大臣の認識、トラック事業者が適正な運賃を受け取るための改正標準貨物自動車運送約款の活用、トラック運転手の労働時間短縮に向けた取組、海の再生等のためにダムの堆砂を活用することに対する国土交通省の見解、道路の無電柱化に

ついて電線・通信線のみ浅層埋設を認めることによる問題点などの諸問題が取り上げられた。

3月23日、予算委員会から委嘱された平成30年度国土交通省予算の審査を行い、石井国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑において、福井県の国道8号で発生した豪雪による大規模な車両の立ち往生事案の再発防止策、高速道路の四車線化に係る取組方針、尖閣諸島周辺海域などにおける状況を踏まえた海上保安体制の強化策、火山防災対策の推進に向けた人材育成・強化のための中長期的な対策、BRTシステムの活用方策についての国土交通省の見解、JR羽田空港アクセス線及び蒲蒲線の整備に向けた課題及び国の対応方針、東京オリンピック・パラリンピックにおける沿道の暑さ対策及び交通需要管理、リニア中央新幹線建設工事に係る被告発会社に対する発注済み工事の契約解除等の必要性、首都圏空港の容量拡大に向けた羽田空港の飛行経路見直しに係る住民説明の進捗状況、首都圏の鉄道における電気設備に起因する輸送障害の解消のための対応策、建設業における時間外労働規制の原則適用など働き方改革の実現に向けた取組、南海トラフ地震の発生確率値の上昇を踏まえた堤防整備・耐震化等の促進などの諸問題が取り上げられた。

4月5日、質疑を行い、海上保安体制の強化に向けた国土交通大臣の所見、森友学園への国有地売却に係る地下埋設物の状況に対する国土交通省の見解、森友学園との契約の解除に伴う国有地の再売払い時の埋設物処分費用の積算の在り方、危機管理型水位計設置等による中小河川の緊急治水対策の推進、航空機からの落下物防止対策及び落下物被害者救済制度

の具体的内容、森友学園との国有地売買契約における地下埋設物撤去費用に係る法的検討の妥当性、羽田空港駐車場の混雑緩和に向けた取組、新関西国際空港株式会社への現物出資に係る所有権移転登記手続の経緯、宅配便の再配達率の改善に向けた取組、大規模太陽光発電設備であるメガソーラーの開発に係る規制の在り方などの諸問題が取り上げられた。

4月19日、高齢者、障害者等の移動の円滑化等に関する実情調査のため、東京都及び神奈川県に視察を行った。

5月15日、質疑を行い、森友学園への国有地売却交渉の経過等をめぐる調査結果を早期に示す必要性、建設工事従事者の適正な安全衛生経費の確保に向けた国土交通省における検討状況、森友学園への国有地売却時の地下埋設物処分費用の積算方法と算定根拠の妥当性、背後地における産業集積など国際コンテナ戦略港湾政策の推進に向けた取組、ボーイング787型機に係る米国連邦航空局の耐空性改善命令を踏まえた航空局の対応、羽田・成田両空港の機能強化に係る航空政策の戦略的展望、ライドシェアを規制のサンドボックス制度の対象とすることによる安全性低下の懸念、国民の生命・財産を自然災害から守るための防災気象情報の提供の在り方、気象ビジネスの創出など成長戦略としての気象データの利活用に向けた施策、土砂災害警戒区域内に居住する住民の他地域移転についての取組、土砂災害防止等に向けてインフラ設備の維持管理に新技術を活用することの必要性、建設業の就業者の現状と担い手確保などの課題に関する国土交通大臣の認識、建設業における適切な賃金水準の確保と社会保険への加入促進に向けた取組などの諸問題が取り上げられた。

5月29日、質疑を行い、インフラシステムの海外展開促進に向けた技術コンサルティング機能の強化の必要性、暫定二車線区間における四車線化の推進及びワイヤロープ等を活用した安全対策、新たなタクシーサービスについての規制改革推進会議の意見に対する国土交通大臣の見解、森友学園への国有地売却に係る地下埋設物処分費用の算定根拠の妥当性、JR各社における不採算路線の現状と国土交通省の対処方針、平成29年9月に国土交通省航空局長と財務省理財局長との間で行われた意見交換に係る文書の調査の必要性、洋上風力発電の現状と一般海域における導入拡大に向けた制度の整備状況、ボーイング767型機のエンジン不具合による引き返し事案への国土交通省の対応、森友学園への国有地売却交渉の経過等をめぐる国土交通省の調査状況、公文書の適切な管理に対する国土交通大臣の所見、太平洋島嶼国に対する海上保安能力の向上支援を始めとするODAの推進、港湾施設及び海岸保全施設の老朽化対策の推進、みなとオアシスに対する支援及び地域振興に資する釣り施設としての港湾の活用、大型バスの運転者をバス会社間で融通する施策に対する国土交通省の見解などの諸問題が取り上げられた。

6月7日、質疑を行い、住宅宿泊事業

法の施行に係る条例の制定状況及び違法民泊対策の在り方、自動車メーカーによる燃費測定データに係る不正事案への対応、国土交通省から開示された森友学園への国有地売却に係る交渉記録以外の記録の有無、会計検査院による森友学園問題に関する報告作成に際しての国土交通省等の対応の在り方、森友学園への国有地売却に係る地下埋設物処分費用の算定根拠の妥当性、地下埋設物処分費用の増額に際しての近畿財務局と大阪航空局の協議内容、高齢運転者の交通事故防止施策に関する国の取組状況、免許証返納者の移動手段的確保に向けた自家用有償運送事業の活用の在り方、トラック運送事業における女性労働者の確保及び長時間労働の是正等に対する取組、訪日外国人旅行者数4,000万人の目標達成に向けた地方の誘客の取組に対する支援策、森友学園問題における財務大臣の責任に関する国土交通大臣の所見、運輸事業振興助成交付金の交付対象を既存都道府県バス協会以外に拡大することへの見解などの諸問題が取り上げられた。

6月14日、質疑を行い、鉄道事業者の経営判断による路線の廃止についての手続及び国土交通省の認識、JR只見線・日田彦山線に係る災害復旧費用の見込額及び地元負担の在り方などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成30年3月20日(火) (第1回)

- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について石井国土交通大臣から所信を聴いた。

○平成30年3月22日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 国土交通行政の基本施策に関する件について石井国土交通大臣、あきもと国土交通副大臣、牧野国土交通副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

阿達雅志君(自民)、鉢呂吉雄君(民進)、山本博司君(公明)、高瀬弘美君(公明)、

山添拓君（共産）、室井邦彦君（維新）、青木愛君（希会）、行田邦子君（希党）、平山佐知子君（国声）

○平成30年3月23日（金）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十年度一般会計予算（衆議院送付）
平成三十年度特別会計予算（衆議院送付）
平成三十年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国土交通省所管）について石井国土交通大臣から説明を聞いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

足立敏之君（自民）、羽田雄一郎君（民進）、竹内真二君（公明）、山添拓君（共産）、室井邦彦君（維新）、青木愛君（希会）、行田邦子君（希党）、平山佐知子君（国声）
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成30年3月27日（火）（第4回）

- 道路法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成30年3月29日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣、あきもと国土交通副大臣、高橋国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人東日本高速道路株式会社取締役兼常務執行役員荒川真君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

足立敏之君（自民）、増子輝彦君（民進）、竹内真二君（公明）、山添拓君（共産）、室井邦彦君（維新）、青木愛君（希会）、行田邦子君（希党）、平山佐知子君（国声）

（閣法第3号）

賛成会派 自民、民進、公明、維新、希会、希党、国声

反対会派 共産

- 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）に

ついて石井国土交通大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成30年4月3日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣、あきもと国土交通副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事宮野谷篤君に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

〔質疑者〕

井上義行君（自民）、増子輝彦君（民進）、高瀬弘美君（公明）、山添拓君（共産）、室井邦彦君（維新）、青木愛君（希会）、行田邦子君（希党）、平山佐知子君（国声）

（閣法第4号）

賛成会派 自民、民進、公明、維新、希会、希党、国声

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成30年4月5日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海上保安体制の強化に関する件、森友学園への国有地売却問題に関する件、中小河川における水害対策の推進に関する件、航空機からの落下物対策に関する件、羽田空港駐車場における混雑緩和対策に関する件、トラック運送業の生産性向上の取組に関する件、太陽光発電設備等に係る規制の在り方に関する件等について石井国土交通大臣、牧野国土交通副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中野正志君（自民）、小川敏夫君（民進）、竹内真二君（公明）、山添拓君（共産）、室井邦彦君（維新）、青木愛君（希会）、行田邦子君（希党）、平山佐知子君（国声）

- 建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第44号）について石井国土交通大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成30年4月10日(火) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第44号)**について石井国土交通大臣、牧野国土交通副大臣、大沼厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

中野正志君(自民)、鉢呂吉雄君(民進)、山本博司君(公明)、山添拓君(共産)、室井邦彦君(維新)、青木愛君(希会)、行田邦子君(希党)、平山佐知子君(国声)

(閣法第44号)

賛成会派 自民、民進、公明、維新、希会、希党、国声

反対会派 共産

○平成30年4月12日(木) (第9回)

- 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第24号)(衆議院送付)**について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年4月17日(火) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第24号)(衆議院送付)**について石井国土交通大臣、あきもと国土交通副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

足立敏之君(自民)、増子輝彦君(民進)、竹内真二君(公明)、山添拓君(共産)、室井邦彦君(維新)、青木愛君(希会)、行田邦子君(希党)、平山佐知子君(国声)

(閣法第24号)

賛成会派 自民、民進、公明、維新、希会、希党、国声

反対会派 共産

○平成30年5月15日(火) (第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 森友学園への国有地売却問題に関する件、建設業における就業者の処遇改善に関する件、国際コンテナ戦略港湾政策に関する件、首都圏空港の機能強化等の在り方に関する件、防

災気象情報の提供及び気象データの利活用に関する件、土砂災害防止対策の推進に関する件等について石井国土交通大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

増子輝彦君(民主)、山添拓君(共産)、室井邦彦君(維新)、青木愛君(希会)、行田邦子君(希党)、平山佐知子君(国声)、野田国義君(無)

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)**について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成30年5月17日(木) (第12回)

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)**について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

中央大学研究開発機構教授 秋山哲男君
高山市長 國島芳明君
一般社団法人全日本視覚障害者協議会代表理事 田中章治君

[質疑者]

阿達雅志君(自民)、山本博司君(公明)、伊藤孝恵君(民主)、山添拓君(共産)、室井邦彦君(維新)、青木愛君(希会)、行田邦子君(希党)、平山佐知子君(国声)、野田国義君(無)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)**について石井国土交通大臣、牧野国土交通副大臣、高橋国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

酒井庸行君(自民)、山本博司君(公明)、伊藤孝恵君(民主)、山添拓君(共産)、室

井邦彦君（維新）、青木愛君（希会）、行田邦子君（希党）、平山佐知子君（国声）、野田国義君（無）

（閣法第23号）

賛成会派 自民、公明、民主、共産、維新、希会、希党、国声、無（野田国義君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年5月22日（火）（第13回）

○海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年5月24日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣、牧野国土交通副大臣、高橋国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

末松信介君（自民）、竹内真二君（公明）、羽田雄一郎君（民主）、山添拓君（共産）、室井邦彦君（維新）、青木愛君（希会）、行田邦子君（希党）、平山佐知子君（国声）、野田国義君（無）

（閣法第32号）

賛成会派 自民、公明、民主、維新、希会、希党、国声、無（野田国義君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成30年5月29日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○タクシーに係る規制及び安全確保の在り方に関する件、インフラシステムの海外展開に関する件、暫定二車線区間の四車線化及び安全対策の取組に関する件、森友学園への国有地売却問題に関する件、JRの赤字路線の現状に関する件、洋上風力発電の推進に関する件、太平洋島嶼国に対する海上保安能力の向上支

援に関する件、港湾施設の維持管理・利活用に関する件等について石井国土交通大臣、あきもと国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

阿達雅志君（自民）、高瀬弘美君（公明）、増子輝彦君（民主）、山添拓君（共産）、室井邦彦君（維新）、青木愛君（希会）、行田邦子君（希党）、平山佐知子君（国声）、野田国義君（無）

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案（閣法第52号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成30年5月31日（木）（第16回）

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案（閣法第52号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

公益財団法人東京財団政策研究所研究員・政策オフィサー 吉原祥子君
水源開発問題全国連絡会共同代表 嶋津暉之君

〔質疑者〕

石井正弘君（自民）、竹内真二君（公明）、羽田雄一郎君（民主）、山添拓君（共産）、青木愛君（希会）、行田邦子君（希党）、平山佐知子君（国声）、野田国義君（無）

○平成30年6月5日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案（閣法第52号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

石井正弘君（自民）、竹内真二君（公明）、羽田雄一郎君（民主）、山添拓君（共産）、青木愛君（希会）、行田邦子君（希党）、平山佐知子君（国声）、野田国義君（無）

(閣法第52号)

賛成会派 自民、公明、民主、維新、希会、
希党、国声、無(野田国義君)

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成30年6月7日(木)(第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 住宅宿泊事業の適切な実施に関する件、森友学園への国有地売却問題に関する件、高齢運転者による交通事故防止対策及び免許証返納者の移動手段の確保に関する件、訪日外国人旅行者の地方誘客の促進に関する件、自動車運送事業における労働環境の改善及び事業の適正化に関する件等について石井国土交通大臣、牧野国土交通副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

増子輝彦君(民主)、山添拓君(共産)、青木愛君(希会)、行田邦子君(希党)、平山佐知子君(国声)、野田国義君(無)

- 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案(閣法第53号)(衆議院送付)について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年6月12日(火)(第19回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案(閣法第53号)(衆議院送付)について石井国土交通大臣、あきもと国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

朝日健太郎君(自民)、高瀬弘美君(公明)、羽田雄一郎君(民主)、山添拓君(共産)、室井邦彦君(維新)、青木愛君(希会)、行田邦子君(希党)、平山佐知子君(国声)、野田国義君(無)

(閣法第53号)

賛成会派 自民、公明、民主、共産、維新、
希会、希党、国声、無(野田国義君)

反対会派 なし

○平成30年6月14日(木)(第20回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 鉄道の災害復旧に関する件等について石井国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山添拓君(共産)

- 鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案(衆議院提出)(衆議院提出)について提出者衆議院国土交通委員長西村明宏君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆議院提出)

賛成会派 自民、公明、民主、共産、維新、
希会、希党、国声、無(野田国義君)

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年7月20日(金)(第21回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第168号外227件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

環境委員会

委員一覧（20名）

委員長	柘植 芳文（自民）	尾辻 秀久（自民）	芝 博一（民進）
理事	滝沢 求（自民）	佐藤 信秋（自民）	柳田 稔（民進）
理事	森 まさこ（自民）	自見 はなこ（自民）	河野 義博（公明）
理事	長浜 博行（民進）	世耕 弘成（自民）	竹内 真二（公明）
理事	片山 大介（維新）	関口 昌一（自民）	市田 忠義（共産）
	朝日 健太郎（自民）	渡辺美知太郎（自民）	武田 良介（共産）
	磯崎 仁彦（自民）	磯崎 哲史（民進）	(30.2.1 現在)

（1）審議概観

第196回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び衆議院提出（環境委員長）1件の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願6種類49件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第16号）は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、現行の自動車重量税収からの引当措置について、平成30年度から期限を定めず、当分の間とするものである。

委員会においては、愛知県及び三重県への委員派遣を行うとともに、現行の引当措置の期間を当分の間とする趣旨、次世代自動車の割合が増える下で自動車重量税収の引当措置を継続する妥当性、PM2.5を始めとする大気汚染対策の一層の推進の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

気候変動適応法案（閣法第27号）は、近年、気候変動の影響が全国各地で起きて

おり、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動への適応を推進するため、政府による気候変動適応に関する計画の策定、環境大臣による気候変動影響の評価の実施、国立環境研究所による気候変動適応を推進するための業務の実施、地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、提供等を行う拠点の確保等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、適応策と緩和策の一体的推進の重要性、気候変動適応の評価手法の開発状況及び今後の見通し、国立環境研究所の役割と今後の体制強化の必要性、地域の実情に応じた適応策への支援措置等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

衆議院提出（環境委員長）の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第34号）は、我が国における海岸漂着物対策の現状に鑑み、海岸漂着物等に、我が国の沿岸海域にお

いて漂流し、又はその海底に存する漂流ごみ等を追加するとともに、海域におけるマイクロプラスチックの抑制に関し、基本理念を定め、事業者の責務を明らかにする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、マイクロプラスチックの海域への流出抑制策について、対策の現状及び附則に基づく検討の時期等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月19日～20日、愛知県及び三重県の環境及び公害問題に関する実情を調査し、もって本委員会に付託を予定される公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案の審査に資するため、愛知県及び三重県へ委員派遣を行った。

3月8日、環境行政等の基本施策について中川国務大臣から所信を聴くとともに、平成30年度環境省予算及び環境保全経費の概要についてとかしき環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について荒井公害等調整委員会委員長から、原子力規制委員会の業務について更田原子力規制委員会委員長からそれぞれ説明を聞いた。

3月22日、環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について調査を行い、気候変動に係る長期戦略に対する環境省の取組方針、

除染の目安となる空間線量率への住民の理解状況とその認識、福島第一原発事故に係る甲状腺の検査結果に関する不安解消の必要性、東京電力の原子炉設置者としての適格性、住民帰還前に中間貯蔵施設の用地取得を終える必要性等について質疑を行った。

3月23日、予算委員会から委嘱された平成30年度一般会計予算、同特別会計予算及び同政府関係機関予算（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について審査を行い、石炭火力発電関連施策に係る海外からの評価に対する認識、気候変動に係る長期戦略の具体的な策定プロセス、本年改定予定の廃棄物処理施設整備計画における浄化槽の位置付け、十和田八幡平国立公園における鳶沼遊歩道の過剰整備への懸念、自然保護官等の人員増加の見通し等について質疑を行った。

6月14日、パリ協定を踏まえた企業版2℃目標への取組状況、太陽光パネルの廃棄及びリサイクル制度の検討状況、気候変動に係る緩和策による製造業への負担増加に対する懸念、子どもたちへの環境教育を環境研究に係る人材育成につなげる必要性、水俣病に係る住民の健康調査を直ちに行う必要性、我が国のプラスチック削減施策を推進するに当たっての環境大臣の決意、カーボンプライシングの導入と気候変動に係る長期戦略の策定等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成30年2月1日(木)（第1回）

- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成30年3月8日(木)（第2回）

- 環境行政等の基本施策に関する件について中川国務大臣から所信を聞いた。
- 平成30年度環境省予算及び環境保全経費の概

要に関する件についてとかしき環境副大臣から説明を聞いた。

○公害等調整委員会の業務等に関する件について荒井公害等調整委員会委員長から説明を聞いた。

○原子力規制委員会の業務に関する件について更田原子力規制委員会委員長から説明を聞いた。

○平成30年3月20日(火) (第3回)

○派遣委員から報告を聞いた。

○平成30年3月22日(木) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について中川国土大臣、とかしき環境副大臣、伊藤環境副大臣、笹川環境大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

[質疑者]

磯崎仁彦君(自民)、長浜博行君(民進)、河野義博君(公明)、武田良介君(共産)、片山大介君(維新)

○平成30年3月23日(金) (第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成三十年度一般会計予算(衆議院送付)

平成三十年度特別会計予算(衆議院送付)

平成三十年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(総務省所管(公害等調整委員会)及び環境省所管)について中川環境大臣、伊藤環境副大臣、笹川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

渡辺美知太郎君(自民)、長浜博行君(民進)、河野義博君(公明)、市田忠義君(共産)、石井苗子君(維新)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成30年3月27日(火) (第6回)

○公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)

について中川環境大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成30年3月29日(木) (第7回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について中川環境大臣、とかしき環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

二之湯武史君(自民)、長浜博行君(民進)、河野義博君(公明)、武田良介君(共産)、石井苗子君(維新)

(閣法第16号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年5月24日(木) (第8回)

○理事の補欠選任を行った。

○気候変動適応法案(閣法第27号)(衆議院送付)について中川環境大臣から趣旨説明を聞いた。

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成30年5月29日(火) (第9回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○気候変動適応法案(閣法第27号)(衆議院送付)について中川環境大臣、笹川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

渡辺美知太郎君(自民)、河野義博君(公明)、宮沢由佳君(立憲)、武田良介君(共産)、片山大介君(維新)

○平成30年5月31日(木) (第10回)

○気候変動適応法案(閣法第27号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

学校法人福岡大学名誉教授 浅野直人君
公益財団法人世界自然保護基金ジャパン自然保護室気候変動・エネルギーグループ長 山岸尚之君

地球環境市民会議専務理事・弁護士 早川光俊君
〔質疑者〕

高野光二郎君（自民）、河野義博君（公明）、柳田稔君（民主）、芝博一君（立憲）、市田忠義君（共産）、片山大介君（維新）

○平成30年6月5日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 気候変動適応法案（閣法第27号）（衆議院送付）について中川環境大臣、谷合農林水産副大臣、とかしき環境副大臣、山下（雄）内閣府大臣政務官、笹川環境大臣政務官、政府参考人及び参考人年金積立金管理運用独立行政法人理事長高橋則広君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、河野義博君（公明）、柳田稔君（民主）、宮沢由佳君（立憲）、武田良介君（共産）、片山大介君（維新）

（閣法第27号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、維新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年6月14日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- パリ協定を踏まえた企業版2℃目標への取組状況に関する件、太陽光パネルの廃棄及びリサイクル制度に関する件、気候変動に係る緩和策による製造業への影響に関する件、子どもたちへの環境教育の取組状況に関する件、水俣病に係る住民の健康調査の実施に関する件、我が国のプラスチック削減施策の推進に関する件、カーボンプライシングの導入と気候変動に係る長期戦略の策定に関する件等について中川環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

渡辺美知太郎君（自民）、河野義博君（公明）、柳田稔君（民主）、宮沢由佳君（立憲）、武田良介君（共産）、片山大介君（維新）

- 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第34号）（衆議院提出）について提出者衆議院環境委員長松島みどり君から趣旨説明を聴き、衆議院環境委員長代理江田康幸君、同北川知克君及び中川環境大臣に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

武田良介君（共産）

（衆第34号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、維新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年7月20日（金）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第23号外48件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成30年2月19日（月）、20日（火）

- 愛知県及び三重県の環境及び公害問題に関する実情を調査し、もって本委員会に付託を予定される公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案の審査に資するため

〔派遣地〕

愛知県、三重県

〔派遣委員〕

柘植芳文君（自民）、滝沢求君（自民）、長浜博行君（民進）、片山大介君（維新）、河野義博君（公明）、武田良介君（共産）

国家基本政策委員会

委員一覧（20名）

委員長	鉢呂 吉雄（民進）	上月 良祐（自民）	大塚 耕平（民進）
理事	愛知 治郎（自民）	佐藤 正久（自民）	那谷屋 正義（民進）
理事	岡田 直樹（自民）	高橋 克法（自民）	羽田 雄一郎（民進）
理事	小川 敏夫（民進）	長峯 誠（自民）	西田 実仁（公明）
理事	片山 虎之助（維新）	堀井 巖（自民）	山口 那津男（公明）
	磯崎 陽輔（自民）	牧野 たかお（自民）	小池 晃（共産）
	大沼 みずほ（自民）	水落 敏栄（自民）	

(30. 1. 26 現在)

（1）審議概観

第196回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を2回開き討議を行った。

〔国政調査〕

国家基本政策委員会合同審査会は、2回開かれ、1回目は枝野幸男君、玉木雄一郎君、志位和夫君、片山虎之助君が発言者となって、2回目は枝野幸男君、大塚耕平君、志位和夫君、片山虎之助君、岡田克也君が発言者となって、安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

5月30日の合同審査会（第1回）では、佐藤勉衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、森友学園問題をめぐる一連の問題（これまでの総理答弁の整合性、総理夫人の説明責任等）、獣医学部新設に当たり愛媛県及び今治市へ虚偽報告を行った旨の加計学園の発表に対する総理の対応、森友・加計問題をめぐる官僚の公文書改ざん、隠蔽、廃棄、虚偽答弁が安倍政権

において発生した理由、米国の輸入制限措置に対する政府の認識と対応策、日露共同経済活動と平和条約交渉の進め方、内閣人事局の在り方を総合的に見直す必要性に対する安倍総理の見解等について討議が行われた。

6月27日の合同審査会（第2回）では、鉢呂吉雄参議院国家基本政策委員長が会長を務め、2019年10月に消費増税を実施する方針の中で参議院議員定数6増を伴う選挙制度改革を行うことへの国民の理解、議員定数増を伴わずに一票の格差を是正する参議院選挙制度改革の必要性、「骨太の方針」に示された「新たな外国人材受入れ」方針と総理による「移民」の定義、アベノミクスにおける財政健全化の遅れに対する認識及び立法化を伴う財政健全化策への対応、森友学園に係る公文書問題に対する総理の当事者としての責任、加計学園が虚偽により多額の補助金を得た旨の指摘に対する安倍総理の見解等について討議が行われた。

（2）委員会経過

○平成30年1月26日（金）（第1回）

○理事の補欠選任を行った。

○国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。

- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成30年5月30日(水) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。

○平成30年5月30日(水) (合同審査会第1回)

- 国家の基本政策に関する件について枝野幸男君、玉木雄一郎君、志位和夫君及び片山虎之助君が安倍内閣総理大臣と討議を行った。

○平成30年6月27日(水) (合同審査会第2回)

- 国家の基本政策に関する件について枝野幸男君、大塚耕平君、志位和夫君、片山虎之助君及び岡田克也君が安倍内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	金子 原二郎（自民）	小野田 紀美（自民）	大島 九州男（民進）
理事	石井 準一（自民）	太田 房江（自民）	大野 元裕（民進）
理事	宇都 隆史（自民）	こやり 隆史（自民）	小西 洋之（民進）
理事	高野 光二郎（自民）	島田 三郎（自民）	藤田 幸久（民進）
理事	二之湯 武史（自民）	滝沢 求（自民）	熊野 正士（公明）
理事	丸川 珠代（自民）	中泉 松司（自民）	竹内 真二（公明）
理事	川合 孝典（民進）	中西 哲（自民）	三浦 信祐（公明）
理事	難波 奨二（民進）	平野 達男（自民）	宮崎 勝（公明）
理事	横山 信一（公明）	松川 るい（自民）	大門 実紀史（共産）
理事	辰巳 孝太郎（共産）	元榮 太一郎（自民）	山添 拓（共産）
	足立 敏之（自民）	吉川 ゆうみ（自民）	浅田 均（維新）
	青山 繁晴（自民）	和田 政宗（自民）	片山 大介（維新）
	朝日 健太郎（自民）	渡邊 美樹（自民）	山本 太郎（希会）
	有村 治子（自民）	伊藤 孝恵（民進）	蓮 舫（立憲）
	上野 通子（自民）	石橋 通宏（民進）	薬師寺みちよ（無ク）

(30. 1. 26 現在)

（1）審議概観

第196回国会において、本委員会に付託された案件は、平成二十九年度補正予算2案、平成三十年度総予算（3案）であり、いずれも可決された。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

【予算の審査】

平成二十九年度補正予算 平成二十九年度補正予算2案（第1号及び特第1号）は、1月22日国会に提出され、2月1日に成立した。

委員会では、1月26日、財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付の後、31日から質疑に入り、翌2月1日には締めくくり質疑を行い、討論の後に採決の結果、2案は可決された。

委員会の質疑においては、財政健全化の観点からの平成二十九年度補正予算の

位置付け、日中関係改善に臨む今後の政府方針、生活保護費引下げの妥当性、独立行政法人における雇い止めの状況、同一労働同一賃金ガイドライン案の妥当性、少子化対策に係る具体的な取組、財政法第29条に照らした外務省補正予算の妥当性、介護・看護分野を含めた人づくり革命の必要性等の問題が取り上げられた。

平成三十年度総予算 平成三十年度総予算（3案）は、1月22日国会に提出され、3月28日に成立した。

委員会では、1月26日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院から送付の後、3月1日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑に加え、3月5日には働き方改革・内外の諸情勢に関する集中審議、8日には安全保障・内外の諸情勢に関する集中審議、14日にはTPP・経済財政・

内外の諸情勢に関する集中審議、19日には公文書管理・行政の在り方等に関する集中審議、26日には安全保障・内外の諸情勢に関する集中審議、28日には安倍内閣の基本姿勢に関する集中審議を行った。

3月13日には公聴会を開催し、22日及び23日には各委員会に審査を委嘱したほか、予備審査中の2月19日及び20日の2日間、京都府及び大阪府に委員を派遣して現地調査を行った。

3月28日には締めくくり質疑を行い、討論の後に採決の結果、3案は可決された。

委員会の質疑においては、消費税率引上げに対する日銀総裁の認識、参議院における予算案審議の在り方、保育・介護人材の確保及び子ども・子育て支援予算確保の重要性、働き方改革関連法案に関する政府の対応、技術革新を踏まえた教育の見直しの必要性、中小企業施策の周知・広報の必要性、北朝鮮による拉致被害者の救出に向けた取組、森友学園問題に係る国政調査権に基づく資料要求及び会計検査への政府対応、森友学園側への国有地の貸付料提示に係る事実関係、財務省の決裁文書書換えの時期及び経緯、政府の公文書管理の在り方等の問題が取り上げられた。

[国政調査]

予算の執行状況に関する調査を議題として、以下のとおり、委員会が開かれた。

3月27日、学校法人森友学園に関する決裁文書書換え問題について、証人喚問を実施した。

4月26日、内外の諸情勢に関する集中審議が行われた。質疑においては、拉致問題の解決に関する日米首脳会談の成果、日米の通商協議における新たな枠組みの

役割、加計学園獣医学部新設に係る政府の政策決定過程、米英仏によるシリア攻撃に対する我が国の立場等の問題が取り上げられた。

5月10日、国家戦略特区等に関する件について参考人に対する質疑が行われた。質疑においては、加計学園獣医学部新設に係る愛媛県の文書の事実関係、総理大臣秘書官のスケジュール管理の在り方、加計学園関係者との面会に係る元総理大臣秘書官の国会答弁の整合性、国家戦略特区制度に関する認識、国家戦略特区に係る規制改革のうち獣医学部新設を説明した理由、元総理大臣秘書官が加計学園関係者と面会したことの是非、元総理大臣秘書官と加計学園関係者との面会の経緯、愛媛県・今治市による獣医学部新設の構造改革特区申請の経緯等の問題が取り上げられた。

5月14日、外交・内外の諸情勢に関する集中審議が行われた。質疑においては、福島風評被害に対する政府の対応、働き方改革法案の成立が実質賃金に与える影響、加計学園獣医学部新設における総理の関与、胃がん防止における日中協力の強化、国家戦略特区認可において獣医学部新設が一校に限定された経緯、獣医学部新設を禁止する文科省告示第45号の必要性、加計学園獣医学部新設の動きを総理が認識した時期、拉致問題解決に向けた政府の取組等の問題が取り上げられた。

5月28日、公文書管理・内外の諸情勢に関する集中審議が行われた。質疑においては、風評被害を受けている地域の土地改良区償還金に関する対策の必要性、加計学園獣医学部新設に係る愛媛県作成文書の記載内容、森友学園問題に係る財務省の国会答弁及び資料保全の妥当性、

米朝首脳会談をめぐる現状認識及び我が国の対応、森友学園問題に係る国土交通省と財務省との打合せ内容、公文書書換えに関する調査の結果報告の時期、国家戦略特区選定プロセスにおける外見的公平性確保の必要性、米国の通商政策への対応策等の問題が取り上げられた。

6月25日、内外の諸情勢に関する集中審議が行われた。質疑においては、労働制度を含む成長モデルを高度成長期型から転換する必要性、自動車関連税制見直

しの必要性、実効性のあるセクハラ防止対策の必要性、在沖縄米軍による事故に対する政府の姿勢、私立学校施設及び水道施設の耐震化推進の必要性、森友学園関係の文書の存否を国土交通省が調査する必要性、日銀の長期国債買入れ政策と政府の財政規律の関係、高度プロフェッショナル制度と長時間労働の関係、児童虐待の背景及び子どもの社会的養護の在り方等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成30年1月26日(金) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 平成三十年度一般会計予算(予)
平成三十年度特別会計予算(予)
平成三十年度政府関係機関予算(予)
平成二十九年度一般会計補正予算(第1号)(予)
平成二十九年度特別会計補正予算(特第1号)(予)
以上5案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 平成三十年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成30年1月31日(水) (第2回)

- 総括質疑 —
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成二十九年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)
平成二十九年度特別会計補正予算(特第1号)(衆議院送付)
以上両案について安倍内閣総理大臣、野田国務大臣、加藤厚生労働大臣、麻生国務大臣、石井国土交通大臣、中川環境大臣、世耕経済産業大臣、上川法務大臣、茂木国務大臣、小

野寺防衛大臣、河野外務大臣、林文部科学大臣、松山内閣府特命担当大臣、梶山国務大臣、齋藤農林水産大臣、吉野復興大臣、小此木内閣府特命担当大臣、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

小川敏夫君(民進)、浜野喜史君(民進)、森本真治君(民進)、片山さつき君(自民)、宇都隆史君(自民)、高野光二郎君(自民)、山本香苗君(公明)

○平成30年2月1日(木) (第3回)

- 総括質疑・締めくくり質疑 —
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成二十九年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)
平成二十九年度特別会計補正予算(特第1号)(衆議院送付)
以上両案について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、加藤国務大臣、松山内閣府特命担当大臣、野田総務大臣、上川法務大臣、茂木国務大臣、梶山国務大臣、石井国土交通大臣、林文部科学大臣、小野寺防衛大臣、世耕経済産業大臣、河野外務大臣、郷原参議院事務総長、河戸会計検査院長、一宮人事院総裁、政府参考人、衆議院事務局当局、参考人国立研究開発法人理化学研究所理事板倉周一郎君及

び日本銀行理事雨宮正佳君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・ 総括質疑

〔質疑者〕

辰巳孝太郎君（共産）、倉林明子君（共産）、浅田均君（維新）、片山大介君（維新）、山本太郎君（希会）、蓮舫君（立憲）、薬師寺みちよ君（無ク）

・ 締めくくり質疑

〔質疑者〕

石橋通宏君（民進）、田村智子君（共産）、浅田均君（維新）、山本太郎君（希会）、蓮舫君（立憲）、薬師寺みちよ君（無ク）
（平成二十九年度補正予算）

賛成会派 自民、公明、維新、無ク

反対会派 民進、共産、希会、立憲

○平成30年3月1日（木）（第4回）

— 基本的質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十年度一般会計予算（衆議院送付）
平成三十年度特別会計予算（衆議院送付）
平成三十年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上3案について安倍内閣総理大臣、加藤厚生労働大臣、世耕経済産業大臣、吉野復興大臣、小野寺防衛大臣、茂木国務大臣、野田国務大臣、石井国土交通大臣、麻生財務大臣、松山内閣府特命担当大臣、梶山内閣府特命担当大臣、菅内閣官房長官、中川環境大臣、林文部科学大臣、齋藤農林水産大臣、郷原参議院事務総長、河戸会計検査院長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大塚耕平君（民進）、川合孝典君（民進）、吉川沙織君（民進）、丸川珠代君（自民）、二之湯武史君（自民）、宮本周司君（自民）

○平成30年3月2日（金）（第5回）

— 基本的質疑 —

- 平成三十年度一般会計予算（衆議院送付）
平成三十年度特別会計予算（衆議院送付）
平成三十年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、世耕経済産業大臣、小此木内閣府特命担当大臣、小野寺防衛大臣、石井国土交通大臣、林文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、河野外務大臣、茂木国務大臣、梶山内閣府特命担当大臣、齋藤農林水産大臣、野田総務大臣、上川法務大臣、鈴木国務大臣、高木厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮本周司君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、熊野正士君（公明）、小池晃君（共産）、片山虎之助君（維新）、又市征治君（希会）、福山哲郎君（立憲）、薬師寺みちよ君（無ク）

- 派遣委員から報告を聞いた。

○平成30年3月5日（月）（第6回）

— 集中審議（働き方改革・内外の諸情勢） —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十年度一般会計予算（衆議院送付）
平成三十年度特別会計予算（衆議院送付）
平成三十年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上3案について安倍内閣総理大臣、松山内閣府特命担当大臣、加藤国務大臣、麻生財務大臣、世耕経済産業大臣、茂木内閣府特命担当大臣、林文部科学大臣、野田国務大臣、石井国土交通大臣、上川法務大臣、小野寺防衛大臣、河戸会計検査院長、政府参考人及び参考人日本放送協会会長上田良一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有村治子君（自民）、井原巧君（自民）、足立信也君（民進）、石橋通宏君（民進）、佐々木さやか君（公明）、山下芳生君（共産）、辰巳孝太郎君（共産）、東徹君（維新）、山本太郎君（希会）、福山哲郎君（立憲）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年3月8日（木）（第7回）

— 集中審議（安全保障・内外の諸情勢） —

- 平成三十年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。
- 平成三十年度一般会計予算（衆議院送付）

平成三十年度特別会計予算（衆議院送付）

平成三十年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、河野外務大臣、小野寺防衛大臣、加藤厚生労働大臣、中川環境大臣、野田総務大臣、石井国土交通大臣、菅内閣官房長官、木原財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三木亨君（自民）、難波奨二君（民進）、大野元裕君（民進）、横山信一君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、井上哲士君（共産）、浅田均君（維新）、福島みずほ君（希会）、福山哲郎君（立憲）、アントニオ猪木君（無ク）

○平成30年3月13日（火）（公聴会 第1回）

○平成三十年度一般会計予算（衆議院送付）

平成三十年度特別会計予算（衆議院送付）

平成三十年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕

株式会社日本総合研究所理事 山田久君
東京過労死を考える家族の会代表 中原のり子君

慶應義塾大学名誉教授 小此木政夫君
沖縄国際大学大学院教授 前泊博盛君
独立行政法人国立公文書館長 加藤丈夫君
株式会社政策工房代表取締役社長 原英史君

・公述人（山田久君、中原のり子君）に対する質疑（働き方改革・社会保障）

〔質疑者〕

渡邊美樹君（自民）、熊野正士君（公明）、片山大介君（維新）、薬師寺みちよ君（無ク）

・公述人（小此木政夫君、前泊博盛君）に対する質疑（外交・安全保障）

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、三浦信祐君（公明）、浅田均君（維新）、薬師寺みちよ君（無ク）

・公述人（加藤丈夫君、原英史君）に対する質

疑（公文書管理・行政の在り方）

〔質疑者〕

島田三郎君（自民）、竹内真二君（公明）、浅田均君（維新）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年3月14日（水）（第8回）

— 集中審議（TPP・経済財政・内外の諸情勢） —

○平成三十年度一般会計予算（衆議院送付）

平成三十年度特別会計予算（衆議院送付）

平成三十年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、茂木国務大臣、世耕経済産業大臣、梶山内閣府特命担当大臣、加藤厚生労働大臣、平木経済産業大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、平野達男君（自民）、横山信一君（公明）、※矢倉克夫君（公明）、藤巻健史君（維新）、片山大介君（維新）、薬師寺みちよ君（無ク） ※関連質疑

○平成30年3月15日（木）（第9回）

— 一般質疑 —

○平成三十年度一般会計予算（衆議院送付）

平成三十年度特別会計予算（衆議院送付）

平成三十年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について加藤厚生労働大臣、小此木国家公安委員会委員長、上川法務大臣、小野寺防衛大臣、野田国務大臣、林文部科学大臣、中川環境大臣、麻生財務大臣、山本防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

こやり隆史君（自民）、三浦信祐君（公明）、浅田均君（維新）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年3月16日（金）（第10回）

— 一般質疑 —

○平成三十年度一般会計予算（衆議院送付）

平成三十年度特別会計予算（衆議院送付）

平成三十年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について世耕経済産業大臣、野田国務大臣、石井国土交通大臣、菅内閣官房長官、麻生国務大臣、林文部科学大臣、加藤厚生労働

働大臣、上川法務大臣、福井内閣府特命担当大臣、佐藤外務副大臣、高木厚生労働副大臣、河戸会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、白眞勲君（民進）、杉尾秀哉君（民進）、竹内真二君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、片山大介君（維新）、福島みずほ君（希会）、川田龍平君（立憲）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年3月19日（月）（第11回）

— 集中審議（公文書管理・行政の在り方等） —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成三十年度一般会計予算（衆議院送付）

平成三十年度特別会計予算（衆議院送付）

平成三十年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、石井国土交通大臣、菅内閣官房長官、齋藤農林水産大臣、河戸会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人国立公文書館長加藤丈夫君に対し質疑を行った。

以上3案について沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会については3月22日の1日間、内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については3月23日の1日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、和田政宗君（自民）、難波奨二君（民進）、大野元裕君（民進）、矢倉克夫君（公明）、※横山信一君（公明）、小池晃君（共産）、辰巳孝太郎君（共産）、清水貴之君（維新）、福島みずほ君（希会）、福山哲郎君（立憲）、薬師寺みちよ君（無ク） ※関連質疑

○平成30年3月20日（火）（第12回）

— 一般質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成三十年度一般会計予算（衆議院送付）

平成三十年度特別会計予算（衆議院送付）

平成三十年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について菅内閣官房長官、石井国土交通大臣、麻生財務大臣、林文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、世耕経済産業大臣、平木経済産業大臣政務官、小林総務大臣政務官、河戸会計検査院長、一宮人事院総裁、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤田幸久君（民進）、大島九州男君（民進）、竹内真二君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、※倉林明子君（共産）、浅田均君（維新）、森ゆうこ君（希会）、風間直樹君（立憲）、薬師寺みちよ君（無ク） ※関連質疑

○予算の執行状況に関する調査のうち、学校法人森友学園に関する決裁文書書換え問題について財務省前理財局長佐川宣寿君を証人として出頭を求めることを決定した。

○平成30年3月26日（月）（第13回）

— 集中審議（安全保障・内外の諸情勢） —

○平成三十年度一般会計予算（衆議院送付）

平成三十年度特別会計予算（衆議院送付）

平成三十年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、河野外務大臣、林文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、上川法務大臣、世耕経済産業大臣、茂木内閣府特命担当大臣、小野寺防衛大臣、菅内閣官房長官、河戸会計検査院長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

武見敬三君（自民）、山本一太君（自民）、増子輝彦君（民進）、白眞勲君（民進）、舟山康江君（民進）、里見隆治君（公明）、杉久武君（公明）、井上哲士君（共産）、辰巳孝太郎君（共産）、藤巻健史君（維新）、儀間光男君（維新）、福島みずほ君（希会）、福山哲郎君（立憲）、アントニオ猪木君（無

ク)

- 各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成30年3月27日(火) (第14回)

- 予算の執行状況に関する調査のうち、学校法人森友学園に関する決裁文書書換え問題について次の証人から証言を聴いた。

[証人]

財務省前理財局長 佐川宣寿君

[尋問者]

金子原二郎君(総括尋問)、丸川珠代君(自民)、小川敏夫君(民進)、横山信一君(公明)、小池晃君(共産)、浅田均君(維新)、森ゆうこ君(希会)、福山哲郎君(立憲)、薬師寺みちよ君(無ク)

○平成30年3月28日(水) (第15回)

— 集中審議(安倍内閣の基本姿勢)・締めくくり質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十年度一般会計予算(衆議院送付)
平成三十年度特別会計予算(衆議院送付)
平成三十年度政府関係機関予算(衆議院送付)
以上3案について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、石井国土交通大臣、菅内閣官房長官、茂木国務大臣、世耕経済産業大臣、梶山内閣府特命担当大臣、加藤内閣府特命担当大臣、小此木国家公安委員会委員長、河野外務大臣、武藤経済産業副大臣、郷原参議院事務総長、河戸会計検査院長、横畠内閣法制局長官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・集中審議

[質疑者]

丸川珠代君(自民)、川合孝典君(民進)、三浦信祐君(公明)、小池晃君(共産)、東徹君(維新)、山本太郎君(希会)、川田龍平君(立憲)、薬師寺みちよ君(無ク)

・締めくくり質疑

[質疑者]

二之湯武史君(自民)、小西洋之君(民進)、杉久武君(公明)、辰巳孝太郎君(共産)、

浅田均君(維新)、山本太郎君(希会)、有田芳生君(立憲)、薬師寺みちよ君(無ク)
(平成三十年度総予算)

賛成会派 自民、公明、無ク

反対会派 民進、共産、維新、希会、立憲

○平成30年4月26日(木) (第16回)

— 集中審議(内外の諸情勢) —

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、内外の諸情勢に関する件について安倍内閣総理大臣、小野寺防衛大臣、麻生財務大臣、茂木国務大臣、林文部科学大臣、佐藤外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

塚田一郎君(自民)、河野義博君(公明)、片山大介君(維新)、薬師寺みちよ君(無ク)

○平成30年5月10日(木) (第17回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、国家戦略特区等に関する件について次の参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

元内閣総理大臣秘書官 柳瀬唯夫君
前愛媛県知事 加戸守行君

[質疑者]

塚田一郎君(自民)、川合孝典君(民主)、蓮舫君(立憲)、秋野公造君(公明)、田村智子君(共産)、片山大介君(維新)、福島みずほ君(希会)、薬師寺みちよ君(無ク)

○平成30年5月14日(月) (第18回)

— 集中審議(外交・内外の諸情勢) —

- 予算の執行状況に関する調査のうち、外交・内外の諸情勢に関する件について安倍内閣総理大臣、加藤国務大臣、麻生財務大臣、林文部科学大臣、齋藤農林水産大臣、河野外務大臣、石井国土交通大臣、福井内閣府特命担当大臣、梶山内閣府特命担当大臣、高木厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

塚田一郎君（自民）、森まさこ君（自民）、大塚耕平君（民主）、小川敏夫君（立憲）、秋野公造君（公明）、田村智子君（共産）、浅田均君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年5月28日（月）（第19回）

— 集中審議（公文書管理・内外の諸情勢） —

- 予算の執行状況に関する調査のうち、公文書管理・内外の諸情勢に関する件について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、吉野復興大臣、齋藤農林水産大臣、小野寺防衛大臣、郷原参議院事務総長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、増子輝彦君（民主）、福山哲郎君（立憲）、宮崎勝君（公明）、小池晃君（共産）、片山大介君（維新）、山本太郎君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年6月25日（月）（第20回）

— 集中審議（内外の諸情勢） —

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、内外の諸情勢に関する件について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、加藤厚生労働大臣、上川法務大臣、石井国務大臣、林文部科学大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁若田部昌澄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、浜口誠君（民主）、伊藤孝恵君（民主）、福山哲郎君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年7月20日（金）（第21回）

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成30年2月19日（月）、20日（火）

- 平成30年度総予算の審査に資するため

〔派遣地〕

京都府、大阪府

〔派遣委員〕

金子原二郎君（自民）、石井準一君（自民）、宇都隆史君（自民）、高野光二郎君（自民）、二之湯武史君（自民）、丸川珠代君（自民）、川合孝典君（民進）、難波奨二君（民進）、横山信一君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、元榮太一郎君（自民）、伊藤孝恵君（民進）、浅田均君（維新）、山本太郎君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	二之湯	智 (自民)	そのだ	修光 (自民)	浜口	誠 (民進)
理事	豊田	俊郎 (自民)	高野	光二郎 (自民)	藤田	幸久 (民進)
理事	西田	昌司 (自民)	羽生田	俊 (自民)	宮崎	勝 (公明)
理事	宮本	周司 (自民)	馬場	成志 (自民)	若松	謙維 (公明)
理事	小川	勝也 (民進)	藤井	基之 (自民)	吉良	よし子 (共産)
理事	佐々木	さやか (公明)	松下	新平 (自民)	石井	苗子 (維新)
理事	仁比	聡平 (共産)	三木	亨 (自民)	高木	かおり (維新)
	阿達	雅志 (自民)	森屋	宏 (自民)	又市	征治 (希会)
	岡田	広 (自民)	石上	俊雄 (民進)	行田	邦子 (希党)
	進藤	金日子 (自民)	古賀	之士 (民進)	藤末	健三 (国声)
						(30.4.9 現在)

(1) 審議概観

第196回国会における本委員会付託案件は、平成二十八年度決算外2件（第195回国会提出）、平成二十八年度予備費関係3件（第195回国会提出）である。

なお、平成二十八年度予備費関係3件は、平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書である。

審査の結果、平成二十八年度決算外2件はいずれも是認すべきものと議決した。また、平成二十八年度予備費関係3件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔平成二十八年度決算の審査〕

平成二十八年度決算外2件は、第195回国会の平成29年11月21日に提出され、12月4日の本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、

同日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取し、今国会の平成30年4月9日に安倍内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。その後、省庁別審査を計6回行った。

なお、4月16日の委員会において、1月22日に安倍内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された平成二十七年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置、平成27年度決算審査措置要求決議について政府及び最高裁判所の講じた措置について、麻生財務大臣及び今崎最高裁判所事務総長から説明を聴取した。平成二十七年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府が講じた措置
<p>(1)内閣官房及び内閣府本府において、組織の新設・統廃合に伴う物品検査が適切に行われておらず、50万円以上の機械等の重要物品が物品管理簿等に記録されているにもかかわらず、現物が確認できない事態などにより、平成26年度末の重要物品284個69億円分の管理が不適切な状態になっていたことが、会計検査院に指摘されたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、物品を適切に管理する連絡体制を整備するなど再発防止を徹底するとともに、電子タグの導入について検討を行うなど、物品を適正かつ効率的に管理するよう万全を期すべきである。</p>	<p>(1)内閣官房及び内閣府における物品管理については、関係職員が共有すべき情報を定めるなど、物品を適切に管理する連絡体制を整備し、物品管理の重要性について周知徹底すること等により再発防止を図るとともに、電子的な方法による物品管理の導入を進めているところである。</p> <p>今後とも、こうした取組を着実に推進することにより、物品を適正かつ効率的に管理するよう万全を期する所存である。</p>
<p>(2)東日本大震災に係る復旧工事等に関し、東日本高速道路株式会社が平成23年7月以降に発注した複数の舗装災害復旧工事において、入札参加業者に対する排除措置命令等が採られ、関係者が刑事責任を問われる事態となったほか、地方公共団体等が発注した施設園芸用施設の建設工事においても、工事業者に対する排除措置命令等が採られる事態となったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、談合が繰り返し行われている事態を重く受け止め、関係機関における綱紀粛正と事業の適正な執行を一層図るとともに、監督体制を強化するなど再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(2)東日本大震災に係る復旧工事等をめぐる入札談合については、東日本高速道路株式会社等に対して談合情報対応マニュアルの見直しを行うなど談合の再発防止に万全を期すための対策を講じるよう指導した。</p> <p>また、違反行為のあった農業施設メーカーに対して農林水産省が実施する入札について指名停止とする等の対策を講じるとともに、関係通知に工事の請負契約書に不正行為があった際の違約金に係る条項を設けること等の規定を追加したところである。</p> <p>これまでも全ての公共工事の発注者に対し、不正行為に対して厳正に対処するよう要請してきたところであり、今後とも、不正行為の再発防止に万全を期する所存である。</p>
<p>(3)政府開発援助（ODA）事業については、平成20年の贈収賄事件を始めとする不正事案が相次ぎ、26年6月に本院が警告決議により是正を促し、不正腐敗防</p>	<p>(3)政府開発援助（ODA）事業については、不正行為が繰り返されていることを重く受け止め、執行監視体制の厳格化として現地再委託契約に係る第三者検査</p>

<p>止対策が講じられたにもかかわらず、その後も、バングラデシュ、ペルー等において、受注企業による過大請求など、不正行為が繰り返されていることは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、再発防止策を講じた後も不正事案が後を絶たないことを重く受け止め、執行監視体制の厳格化や不正に関与した企業に対する罰則強化、相手国政府との連携強化を行うことなどにより、更なる再発防止策を講ずべきである。</p>	<p>の対象を拡大、不正行為に関与した企業に対する罰則の強化として過大請求などの重大な不正行為に対する違約金の引上げ等の更なる再発防止策を講じることとしたところである。</p> <p>今後とも、これらの取組を着実に行うとともに、相手国政府とも連携しながら、政府開発援助（ODA）事業の適正な実施に努めてまいり所存である。</p>
<p>(4)文部科学省職員の再就職に関して、歴代事務次官等の幹部職員や人事課職員が関与した組織的な再就職のあっせん等が行われ、62件の国家公務員法に違反する行為が確認されたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、組織的な規制違反により国民の信頼を著しく損ねたことを重く受け止め、文部科学省において硬直化した人事慣行や組織体制を見直すなど抜本的な再発防止策を検討するとともに、全府省において同様の事案がないか徹底的な調査を行い、再就職等規制の実効性を確保すべきである。</p>	<p>(4)文部科学省における再就職等規制違反については、有識者検討会からの提言を踏まえ、第三者によるコンプライアンス体制の確立等、再就職等規制違反の防止体制を整備するとともに、硬直化した人事慣行を見直し、柔軟で活性化した組織づくりを進めているところである。</p> <p>また、再就職規制に関する全省庁調査を実施し、平成29年6月に公表した報告書において、再就職規制違反の疑いがある事案が判明したことを踏まえ、再就職の届出制度の見直し等の再発防止策を講じることとしたところである。</p> <p>今後とも、これらの取組を着実に実施することにより、再就職等規制の実効性の確保に努めてまいりたい。</p>
<p>(5)独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）及びスポーツ団体の不適正な会計経理に関し、本院が警告決議等により是正改善を促してきたにもかかわらず、その後も、JSC、日本オリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会にそれぞれ加盟するスポーツ団体において、不適正な会計経理が相次いでいることは、遺憾である。</p> <p>政府は、JSC及び複数のスポーツ団体において依然として不適正な会計経理が行われていることを重く受け止め、J</p>	<p>(5)独立行政法人日本スポーツ振興センター等における会計経理については、同センターにおいて、予定価格の確認体制の強化及び内部監査の重点実施等の業務体制の改善に取り組んでいるところであり、これらの取組状況を厳しくチェックしている。</p> <p>また、スポーツ団体に対しては、コンプライアンスに関する現況調査を行い、ガバナンスに関するチェックリストの改訂作業を進め、これを周知することにより、ガバナンス強化を促すこととしてい</p>

<p>SCの業務体制を改善させるとともに、スポーツ団体における不正防止体制の整備状況を調査し、ガバナンス強化を一層促すなど、不適正な会計経理の防止に万全を期すべきである。</p>	<p>る。 今後とも、これらの取組を着実に実施することにより、不適正な会計経理の防止に万全を期する所存である。</p>
<p>(6)株式会社商工組合中央金庫（商工中金）の危機対応業務において、顧客から受領した資料の改ざん等により、全国35支店で198億円に上る不正な融資が行われていたこと、内部監査で不正の一部が発覚したにもかかわらず、隠蔽されていたことは、極めて遺憾である。 政府は、危機対応業務における不正行為が、過去数年にわたり組織的に行われていた事態を重く受け止め、全容解明を早急に行わせ、商工中金に対する指導監督の強化など再発防止を徹底し、融資を適切に実行させるべきである。</p>	<p>(6)株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務における不正行為については、全容を解明するため、同社による危機対応融資22万件の全件調査や主務省による立入検査を行うとともに、2度目となる業務改善命令を発出し、同社が問題を根絶して「解体的出直し」をすることを強く求めたところである。 また、経済産業大臣の指示に基づき設置した「商工中金の在り方検討会」における取りまとめ結果を踏まえ、同社が、持続可能なビジネスモデルの策定・実行、取締役会の強化や外部経営人材の登用を含む新たな経営管理態勢の構築を行い、真に中小企業に貢献する金融機関となるべく「解体的出直し」を図っていくよう、指導・監督を徹底してまいりたい。</p>
<p>(7)福島県内において実施された放射性物質の除染事業をめぐる、環境省福島環境再生事務所の職員が下請受注の便宜を図った疑いにより収賄罪で起訴されたこと、除染廃棄物の不法埋設事案等が明らかになったことは、極めて遺憾である。 政府は、復旧・復興事業において違法行為が行われたことを重く受け止め、事態の発生要因の解明を十分に行うとともに、職員への倫理指導の徹底、組織管理体制の見直し、共同企業体等への監督強化を図ることなどにより、再発を防止し、除染事業を適切に実施すべきである。</p>	<p>(7)除染事業における不適正事案については、関係者に対して厳正な処分を行ったところである。 また、再発防止策として、職員への訓示、倫理保持についての個別指導及び環境省福島地方環境事務所における組織管理体制の強化を図るとともに、受注業者等へのコンプライアンス徹底に係る要請や監督体制の強化に取り組んでいるところである。 引き続き、除染事業の適切な実施に努めてまいりたい。</p>

その後、6月11日には麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月18日には安倍内閣総理大臣を始

め全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。平成二十八年度決算審査における質疑の主な項目は、新たな財政健全

化計画の下での社会保障制度の考え方、森友学園に対する国有地の売却等をめぐる諸問題、自衛隊のイラク日報問題に対する認識、子ども・子育て支援全国総合システムの運用の見直し、効果が発現していない政府開発援助事業に対する認識、会計検査院における検査体制強化の必要性などである。

6月18日の質疑終局の後、委員長より、平成二十八年度決算についての8項目から成る内閣に対する警告案及び5項目から成る平成28年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、平成二十八年度決算は多数をもって是認することとし、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①刑務所の開放的施設における逃走事件について、②学校法人森友学園に対する国有地売却等における不適切事案について、③高速増殖原型炉もんじゅの保守管理の不備について、④日本年金機構の業務委託における不適切な事務処理について、⑤商工中金の危機対応業務等における不正行為について、⑥スーパーコンピューターの研究開発に係る助成金の不正受給について、⑦福島第一原子力発電所事故の除染事業における相次ぐ不適切事案について、⑧自衛隊における不適切な日報管理等についてである。

次に、平成28年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①子ども・子育て支援全国総合システムの運用の見直しについて、②地方創生先行型交付金の不適切な執行について、③効果が発現していない政府開発援助事業について、④障害者の就労継続支援A型事業所における相次ぐ経営破綻について、⑤鳥獣被害

防止総合対策交付金事業に係る侵入防止柵の不適切な設置及び維持管理についてである。

次に、平成二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

〔平成二十八年度予備費の審査〕

平成二十八年度予備費関係3件は、第195回国会の平成29年11月21日に提出された。平成30年5月18日に衆議院から受領した後、6月6日に本委員会に付託され、同月11日、麻生財務大臣から概要説明を聴取し、決算外2件と一括して質疑を行った。

同日に討論を行った後、採決の結果、平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費及び平成二十八年度特別会計予算総則の規定による経費の増額については全会一致をもって、平成二十八年度一般会計予備費については多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔国政調査〕

平成30年4月16日及び5月21日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について、4月16日、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について、河戸会計検査院長からそれぞれ説明を聴取した。

また、6月18日、平成二十八年度決算外2件の審査を受けて、会計検査院における検査体制の強化に関する決議を行った。

さらに、同日、国会法第105条の規定に

に基づき、会計検査院に対し会計検査を要請した。要請した項目は、待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支

援施策の実施状況について及び有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達状況についてである。

（２）委員会経過

○平成30年4月9日（月）（第1回）

— 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成二十八年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席をを求めることを決定した。
- 平成二十八年度決算外2件について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、茂木国務大臣、加藤厚生労働大臣、世耕経済産業大臣、小野寺防衛大臣、河野外務大臣、林文部科学大臣、梶山内閣府特命担当大臣、松山内閣府特命担当大臣、吉野復興大臣、石井国土交通大臣、中川環境大臣、福井内閣府特命担当大臣、河戸会計検査院長、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長児玉敏雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、※羽生田俊君（自民）、※滝沢求君（自民）、大島九州男君（民進）、※藤田幸久君（民進）、※小西洋之君（民進）、若松謙維君（公明）、仁比聡平君（共産）、石井苗子君（維新）、※高木かおり君（維新）、又市征治君（希会）、行田邦子君（希党）、藤末健三君（国声）、有田芳生君（立憲、委員外議員） ※関連質疑

○平成30年4月16日（月）（第2回）

— 省庁別審査 —

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2

の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。

- 平成二十八年度決算外2件に関し、平成二十七年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び平成27年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について麻生財務大臣から説明を聴いた後、平成27年度決算審査措置要求決議について最高裁判所の講じた措置について今崎最高裁判所事務総長から説明を聴いた。
- 平成二十八年度決算外2件中、財務省、農林水産省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について齋藤農林水産大臣、麻生国務大臣、田中内閣府副大臣、上月農林水産大臣政務官、河戸会計検査院長、一宮人事院総裁、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本銀行副総裁若田部昌澄君及び株式会社国際協力銀行代表取締役総裁近藤章君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田俊男君（自民）、進藤金日子君（自民）、浜口誠君（民進）、小川勝也君（民進）、佐々木さやか君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、藤巻健史君（維新）、福島みずほ君（希会）、中山恭子君（希党）、藤末健三君（国声）、川田龍平君（立憲、委員外議員）

○平成30年4月23日（月）（第3回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十八年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、経済産業省、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について松山内閣府特命担当大臣、世耕経済産業大臣、福井内閣府特命担当大臣、梶山国務大臣、高木厚生労働副大臣、あかま内閣府副大臣、大沼厚生労働大臣政務官、田畑厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、古川俊治君（自民）、秋野公造君（公明）、高木かおり君（維新）、石井章君（維新）、平山佐知子君（国声）

○平成30年5月7日（月）（第4回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十八年度決算外2件中、法務省、外務省、防衛省、裁判所及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について河野外務大臣、小野寺防衛大臣、上川法務大臣、野上内閣官房副長官、うえの財務副大臣、福田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

片山さつき君（自民）、元榮太一郎君（自民）、伊藤孝江君（公明）、東徹君（維新）、中山恭子君（希党）、藤末健三君（国声）

○平成30年5月21日（月）（第5回）

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成二十八年度決算外2件中、国会、会計検査院、厚生労働省及び環境省関係について加藤厚生労働大臣、中川環境大臣、田中内閣府副大臣、大沼厚生労働大臣政務官、河戸会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤井基之君（自民）、自見はなこ君（自民）、矢田わか子君（民主）、宮崎勝君（公明）、風間直樹君（立憲）、吉良よし子君（共産）、仁比聡平君（共産）、片山大介君（維新）、又市征治君（希会）、行田邦子君（希党）、平山佐知子君（国声）

○平成30年5月28日（月）（第6回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十八年度決算外2件中、総務省及び文部科学省関係について野田総務大臣、林文部

科学大臣、鈴木国務大臣、丹羽文部科学副大臣、小倉総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

浜口誠君（民主）、今井絵理子君（自民）、森屋宏君（自民）、熊野正士君（公明）、小川勝也君（立憲）、仁比聡平君（共産）、石井苗子君（維新）、青木愛君（希会）、松沢成文君（希党）、平山佐知子君（国声）

○平成30年6月4日（月）（第7回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十八年度決算外2件中、復興庁、国土交通省及び警察庁関係について石井国土交通大臣、小此木国家公安委員会委員長、吉野復興大臣、木原財務副大臣、秋本国土交通大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人都市再生機構理事天河宏文君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

浜口誠君（民主）、里見隆治君（公明）、矢倉克夫君（公明）、小川勝也君（立憲）、吉良よし子君（共産）、石井苗子君（維新）、木戸口英司君（希会）、行田邦子君（希党）、平山佐知子君（国声）、阿達雅志君（自民）、足立敏之君（自民）

○平成30年6月11日（月）（第8回）

— 准総括質疑 —

- 平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第195回国会提出）（衆議院送付）

平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第195回国会提出）（衆議院送付）

平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第195回国会提出）（衆議院送付）

以上3件について麻生財務大臣から説明を聴いた。

- 平成二十八年度決算外2件及び予備費関係3件について麻生国務大臣、松山内閣府特命担当大臣、野田国務大臣、加藤厚生労働大臣、

世耕経済産業大臣、小此木国家公安委員会委員長、上川法務大臣、林文部科学大臣、菅内閣官房長官、小野寺防衛大臣、河野外務大臣、齋藤農林水産大臣、梶山内閣府特命担当大臣、高木厚生労働副大臣、村井内閣府大臣政務官、郷原参議院事務総長、河戸会計検査院長、横畠内閣法制局長官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、

平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第195回国会提出）（衆議院送付）

平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第195回国会提出）（衆議院送付）

平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第195回国会提出）（衆議院送付）

以上3件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕

矢田わか子君（民主）、浜口誠君（民主）、佐々木さやか君（公明）、宮崎勝君（公明）、蓮舫君（立憲）、辰巳孝太郎君（共産）、高木かおり君（維新）、石井苗子君（維新）、又市征治君（希会）、中山恭子君（希党）、岡田広君（自民）、豊田俊郎君（自民）、平山佐知子君（国声）

（平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、
維新、希会、希党、国声

反対会派 なし

（平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、
希会、希党、国声

反対会派 共産

（平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、
維新、希会、希党、国声

反対会派 なし

○平成30年6月18日（月）（第9回）

— 締めくくり総括質疑 —

○平成二十八年度決算外2件について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、小野寺防衛大臣、林文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、菅内閣官房長官、河野外務大臣、茂木内閣府特命担当大臣、石井国土交通大臣、野田総務大臣、世耕経済産業大臣、齋藤農林水産大臣、松山内閣府特命担当大臣、河戸会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、

平成二十八年度一般会計歳入歳出決算、平成二十八年度特別会計歳入歳出決算、平成二十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十八年度政府関係機関決算書を議決し、平成28年度決算審査措置要求決議を行い、

平成二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

麻生国務大臣、上川法務大臣、河野外務大臣、林文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、齋藤農林水産大臣、世耕経済産業大臣、石井国土交通大臣、中川環境大臣、小野寺防衛大臣、松山内閣府特命担当大臣及び梶山内閣府特命担当大臣から発言があった。

〔質疑者〕

二之湯智君（委員長質疑）、滝波宏文君（自民）、石上俊雄君（民主）、河野義博君（公明）、風間直樹君（立憲）、辰巳孝太郎君（共産）、清水貴之君（維新）、又市征治君（希会）、松沢成文君（希党）、平山佐知子君（国声）

（平成二十八年度一般会計歳入歳出決算、平成二十八年度特別会計歳入歳出決算、平成二十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十八年度政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、公明、国声

反対会派 民主、立憲、共産、維新、希会、

希党
(内閣に対する警告)
賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、
維新、希会、希党、国声
反対会派 なし
(平成28年度決算審査措置要求決議)
賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、
維新、希会、希党、国声
反対会派 なし
(平成二十八年度国有財産増減及び現在額総
計算書)
賛成会派 自民、公明、国声
反対会派 民主、立憲、共産、維新、希会、
希党
(平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計
算書)
賛成会派 自民、公明、共産、希会、国声
反対会派 民主、立憲、維新、希党

○会計検査院における検査体制の強化に関する
決議を行った。
○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する
調査のため、会計検査及びその結果の報告を
求めることを決定した。
○平成30年7月20日(金)(第10回)
○理事の補欠選任を行った。
○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する
調査の継続調査要求書を提出することを決定
した。
○閉会中における委員派遣については委員長に
一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—平成28年度決算審査措置要求決議—

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 子ども・子育て支援全国総合システムの運用の見直しについて

内閣府は、子ども・子育て支援新制度の施行状況に関する情報共有等を国と地方公共団体で行う子ども・子育て支援全国総合システムを構築している。総合システムの運用状況について、会計検査院が173市区町を調査したところ、保育の必要性の認定、教育・保育施設等に関する最新情報を登録している市区町は一部にとどまっていること、その要因として入力方式や登録情報の範囲等が地方公共団体の業務の実態を踏まえていないこと、こうした要因を内閣府は十分に把握しておらず総合システムの運用の見直しを検討していないことなどが明らかとなった。

政府は、地方公共団体の業務の実態や総合システムの運用状況を的確に把握し、登録が進まない要因を分析するとともに、総合システムの運用を見直し、子ども・子育て支援新制度の更なる充実に向けた活用に一層取り組むべきである。

2 地方創生先行型交付金の不適切な執行について

内閣府が実施する地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)事業について、会計検査院が調査したところ、2県及び6市町において、地方公共団体が実施計画で定めた事業実施期間中に行っていない事業に係る費用や、交付金の交付対象とは認められない懇親会に係る費用を交付対象事業費に含めるなどしていたため、交付金相当額2億2,434万円が過大に交付されていたことが明らかとなった。

政府は、交付金事業の適切な執行に係る留意事項を地方公共団体に対し周知徹底するとともに、

審査マニュアルの作成等を始めとする必要な対策を講じて交付金に係る審査体制を充実させるなど、再発防止に一層取り組むべきである。

3 効果が発現していない政府開発援助事業について

政府開発援助（ODA）事業について、会計検査院が検査したところ、マラウイにおいて、大使館が事業実施機関に建物の適切な設計や施工管理の実施を要請しておらず、診療所の玄関の柱が倒壊して建設工事が中断されたまま完了していなかったり、ブラジルにおいて、大使館が事業実施機関に施設使用の働きかけを行っておらず、整備された職業訓練施設の当初の目的による使用実績が少ないなど、事業の効果が発現していないことが明らかとなった。

政府は、ODA事業の効果が十分発現するよう援助相手国の事業実施機関に改善を働きかけた上で、再発防止策を講じるとともに、事業実施機関と直接交渉を行う在外公館や独立行政法人国際協力機構の体制強化を一層図るべきである。

4 障害者の就労継続支援A型事業所における相次ぐ経営破綻について

厚生労働省は、障害者総合支援法に基づき障害者の就労支援を行っているが、就労継続支援A型事業所において、平成29年7月の岡山県倉敷市の5事業所を始めとして、事業所を運営する法人の経営破綻が相次ぎ、500名を超える障害者の大量解雇が発生している事態が明らかとなった。

政府は、解雇された障害者の再就職先の確保を支援するとともに、事業計画及び事業運営の状況等について調査及び検証を行うなどして不適切な運営を行う事業所の実態を解明し、補助金を目当てとした安易な事業参入の再発を防止する措置と健全な事業運営のために必要な対応策を講じるべきである。

5 鳥獣被害防止総合対策交付金事業に係る侵入防止柵の不適切な設置及び維持管理について

農林水産省は、農作物に対する鳥獣被害軽減のため、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を実施している。会計検査院が検査したところ、侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況をほ場ごとに把握していない事態、柵の設置及び維持管理が適切に行われていない事態等が明らかとなった。

政府は、侵入防止柵設置後に鳥獣被害が減少しない場合の原因究明の徹底を図り、高齢化や人口減少等が見込まれる地域の実情に即して、柵の設置や維持管理が適切に行われる体制を構築するとともに、捕獲鳥獣のジビエ等への利活用の促進など鳥獣被害防止対策を効果的に実施すべきである。

—会計検査院における検査体制の強化に関する決議—

会計検査院は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

会計検査院は、本院からの検査要請に基づく、学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する検査に際し、財務省が提出した決裁文書の真正性について国土交通省にも確認するなどの検証を行わず、財務省による言語道断な決裁文書の改ざんを見逃すこととなった。また、平成29年11月に本院に提出された、検査結果の報告書では、地下埋設物の撤去・処分費用の試算が明示されていなかった。

会計検査院は、今般の事態を深刻に受け止めて、経緯を検証し、今後の検査に当たり、資料の信ぴょう性について適切に確認するなど、再発防止を徹底するとともに、独立した憲法上の機関であることを自覚し、検査の過程及び内容に疑念を抱かれないよう、会計検査体制を強化すべきである。

行政監視委員会

委員一覧 (30名)

委員長	丸山 和也 (自民)	木村 義雄 (自民)	河野 義博 (公明)
理事	青木 一彦 (自民)	酒井 庸行 (自民)	高瀬 弘美 (公明)
理事	渡辺 猛之 (自民)	滝波 宏文 (自民)	足立 信也 (民主)
理事	魚住 裕一郎 (公明)	武見 敬三 (自民)	小林 正夫 (民主)
理事	難波 奨二 (立憲)	柘植 芳文 (自民)	森本 真治 (民主)
理事	倉林 明子 (共産)	堂故 茂 (自民)	有田 芳生 (立憲)
理事	清水 貴之君 (維新)	徳茂 雅之 (自民)	神本 美恵子 (立憲)
	石井 浩郎 (自民)	野村 哲郎 (自民)	青木 愛 (希会)
	猪口 邦子 (自民)	羽生田 俊 (自民)	森 ゆうこ (希会)
	江島 潔 (自民)	福岡 資麿 (自民)	伊波 洋一 (沖縄)
			(30. 5. 23 現在)

(1) 審議概観

第196回国会において、本委員会は、「行政評価等プログラムに関する件」、「政策評価の現状等に関する件」及び「行政評価・監視活動実績の概要に関する件」について調査を行った。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

〔国政調査〕

5月23日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について野田総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明をそれぞれ聴いた。

(2) 委員会経過

○平成30年5月23日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について野田総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。

- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○平成30年7月20日(金) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	山本	順三 (自民)	足立	敏之 (自民)	宮島	喜文 (自民)
理事	大家	敏志 (自民)	今井	絵理子 (自民)	真山	勇一 (民進)
理事	古賀	友一郎 (自民)	小川	克巳 (自民)	宮沢	由佳 (民進)
理事	末松	信介 (自民)	小野田	紀美 (自民)	柳田	稔 (民進)
理事	礒崎	哲史 (民進)	佐藤	啓 (自民)	伊藤	孝江 (公明)
理事	芝	博一 (民進)	自見	はなこ (自民)	里見	隆治 (公明)
理事	矢倉	克夫 (公明)	中西	哲 (自民)	山添	拓 (共産)
理事	田村	智子 (共産)	藤木	眞也 (自民)		
理事	東	徹 (維新)	松村	祥史 (自民)		(30. 1. 22 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	松村	祥史 (自民)	古賀	友一郎 (自民)	真山	勇一 (民進)
	足立	敏之 (自民)	末松	信介 (自民)	里見	隆治 (公明)
	今井	絵理子 (自民)	藤木	眞也 (自民)	矢倉	克夫 (公明)
	小川	克巳 (自民)	礒崎	哲史 (民進)	田村	智子 (共産)
	大家	敏志 (自民)	芝	博一 (民進)	東	徹 (維新)
						(30. 1. 22 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	柳田	稔 (民進)	自見	はなこ (自民)	芝	博一 (民進)
	小野田	紀美 (自民)	末松	信介 (自民)	伊藤	孝江 (公明)
	大家	敏志 (自民)	中西	哲 (自民)	矢倉	克夫 (公明)
	古賀	友一郎 (自民)	宮島	喜文 (自民)	田村	智子 (共産)
	佐藤	啓 (自民)	礒崎	哲史 (民進)	東	徹 (維新)
						(30. 1. 22 現在)

(1) 審議概観

第196回国会において、本委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

(2) 委員会経過

○平成30年1月19日(金) (第195回国会閉会後 第1回)

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、議院運営委員会のオブザーバーに関する件について決定した。
- 一、参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判

所及び裁判官訴追委員会の平成30年度予定経費要求及び平成29年度予定経費補正要求(第1号)に関する件について決定した。

○平成30年1月22日(月) (第1回)

- 一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に

関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党・こころ11人、民進党・新緑風会4人、公明党2人、日本共産党、日本維新の会及び希望の会（自由・社民）各1人
計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党・こころ11人、民進党・新緑風会3人、公明党2人、日本共産党、日本維新の会、立憲民主党及び沖縄の風各1人
計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・こころ18人、民進党・新緑風会6人、公明党4人、日本共産党及び日本維新の会各2人、希望の会（自由・社民）、希望の党及び沖縄の風各1人
計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党・こころ10人、民進党・新緑風会4人、公明党2人、日本共産党、日本維新の会、立憲民主党及び国民の声各1人
計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

自由民主党・こころ16人、民進党・新緑風会5人、公明党3人、日本共産党2人、日本維新の会、希望の会（自由・社民）、立憲民主党及び無所属クラブ各1人
計30人

消費者問題に関する特別委員会

自由民主党・こころ13人、民進党・新緑風会4人、公明党3人、日本共産党2人、日本維新の会、希望の会（自由・社民）及び立憲民主党各1人
計25人

東日本大震災復興特別委員会

自由民主党・こころ21人、民進党・新緑風会7人、公明党4人、日本共産党及び日本維新の会各2人、希望の会（自由・社民）、

立憲民主党、希望の党及び国民の声各1人
計40人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党・こころ8人、民進党・新緑風会3人、公明党2人、日本共産党及び日本維新の会各1人
計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1月25日及び26日

ロ、時 間 自由民主党・こころ60分、民進党・新緑風会50分、公明党30分、日本共産党及び日本維新の会各20分、希望の会（自由・社民）及び立憲民主党各10分

ハ、人 数 自由民主党・こころ及び民進党・新緑風会各2人、公明党、日本共産党、日本維新の会、希望の会（自由・社民）及び立憲民主党各1人

ニ、順 序 1 民進党・新緑風会 2 自由民主党・こころ 3 公明党 4 日本共産党 5 日本維新の会 6 民進党・新緑風会 7 自由民主党・こころ 8 希望の会（自由・社民） 9 立憲民主党

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年1月25日(木) (第2回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年1月26日(金) (第3回)

一、立憲民主党を立法事務費の交付を受ける党派と認定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年1月30日(火) (第4回)

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、次の件について次の参考人から所信を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

検査官候補者

検査官 森田祐司君

公正取引委員会委員長候補者

公正取引委員会委員長 杉本和行君

イ、検査官の任命同意に関する件

[質疑者]

真山勇一君（民進）、田村智子君（共産）、東徹君（維新）、佐藤啓君（自民）、里見隆治君（公明）

ロ、公正取引委員会委員長の任命同意に関する件

[質疑者]

宮沢由佳君（民進）、山添拓君（共産）、東徹君（維新）、大家敏志君（自民）、伊藤孝江君（公明）、磯崎哲史君（民進）

○平成30年2月1日(木) (第5回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員、皇室会議予備議員及び皇室経済会議予備議員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、委員派遣を行うことを決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年2月14日(水) (第6回)

一、次の件について野上内閣官房副長官、あかま内閣府副大臣、坂井総務副大臣、葉梨法務副大臣、高木厚生労働副大臣、武藤経済産業副大臣及びあきもと国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、検査官の任命同意に関する件

ロ、総合科学技術・イノベーション会議議員の任命同意に関する件

ハ、公正取引委員会委員長の任命同意に関する件

ニ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ホ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

ヘ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ト、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

チ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

リ、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件

ヌ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ル、調達価格等算定委員会委員の任命同意に関する件

ヲ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年2月27日(火) (第7回)

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、人事官の任命同意に関する件について参考人人事官候補者・人事官立花宏君から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

宮沢由佳君（民進）、田村智子君（共産）、東徹君（維新）、足立敏之君（自民）、里見隆治君（公明）、真山勇一君（民進）

○平成30年3月6日(火) (第8回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、日本銀行総裁の任命同意に関する件について参考人日本銀行総裁候補者・日本銀行総裁黒田東彦君から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

大塚耕平君（民進）、大門実紀史君（共産）、東徹君（維新）、末松信介君（自民）、矢倉克夫君（公明）、櫻井充君（民進）、木戸口英司君（希会、委員外議員）、江崎孝君（立憲、委員外議員）

○平成30年3月7日(水) (第9回)

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、日本銀行副総裁の任命同意に関する件について次の参考人から所信を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

日本銀行副総裁候補者

早稲田大学政治経済学術院教授 若田部昌澄君

日本銀行副総裁候補者

日本銀行理事 雨宮正佳君

・若田部副総裁候補者に対する質疑

〔質疑者〕

古賀之士君（民進）、大門実紀史君（共産）、東徹君（維新）、中西哲君（自民）、伊藤孝江君（公明）、磯崎哲史君（民進）、木戸口英司君（希会、委員外議員）、江崎孝君（立憲、委員外議員）

・雨宮副総裁候補者に対する質疑

〔質疑者〕

古賀之士君（民進）、大門実紀史君（共産）、東徹君（維新）、古賀友一郎君（自民）、里見隆治君（公明）、磯崎哲史君（民進）、木戸口英司君（希会、委員外議員）、江崎孝君（立憲、委員外議員）

○平成30年3月9日（金）（第10回）

一、所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・こころ及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年3月16日（金）（第11回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、次の件について野上内閣官房副長官、あかま内閣府副大臣、奥野総務副大臣、高木厚生労働副大臣、あきもと国土交通副大臣及びとかしき環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、食品安全委員会委員の任命同意に関する件

ハ、再就職等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

二、行政不服審査会委員の任命同意に関する

件

ホ、国地方係争処理委員会委員の任命同意に関する件

へ、日本銀行総裁及び同副総裁の任命同意に関する件

ト、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

チ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

リ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、本会議における平成三十年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民進党・新緑風会25分、公明党10分、日本共産党15分、日本維新の会10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年3月23日（金）（第12回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民進党・新緑風会15分、公明党、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年3月28日（水）（第13回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年3月30日（金）（第14回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年4月4日(水) (第15回)

一、国際観光旅客税法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・こころ10分、民進党・新緑風会15分、公明党、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年4月6日(金) (第16回)

一、派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年4月11日(水) (第17回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年4月13日(金) (第18回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年4月18日(水) (第19回)

一、生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・こころ10分、民進党・新緑風会15分、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年4月25日(水) (第20回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年5月9日(水) (第21回)

一、理事の辞任を許可した。

一、理事の選任及び補欠選任を行った。

一、内閣委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、環境委員長及び国家基本政策委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年5月11日(金) (第22回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、情報監視審査会委員の辞任及び補欠選任について決定した。

一、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 公明党、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年5月16日(水) (第23回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案及び地域再生法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、森林経営管理法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本共産党及び日本維新の

会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年5月18日(金) (第24回)

一、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・こころ、公明党、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年5月23日(水) (第25回)

一、気候変動適応法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・こころ、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年5月25日(金) (第26回)

一、消費者契約法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・こころ、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年5月30日(水) (第27回)

一、八女新政策研究会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、民法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 公明党、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年6月1日(金) (第28回)

一、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・こころ10分、国民民主党・新緑風会15分、立憲民主党・民友会、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年6月4日(月) (第29回)

一、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定し

た。

イ、時 間 自由民主党・こころ及び公明党
各10分、国民民主党・新緑風会15分、立憲
民主党・民友会、日本共産党及び日本維新
の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決
定した。

○平成30年6月6日(水) (第30回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、文部科学省設置法の一部を改正する法律案
について本会議においてその趣旨の説明を聴
取することとし、これに対し、次の要領によ
り質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・こころ、国民民主
党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本
共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録
に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決
定した。

○平成30年6月8日(金) (第31回)

一、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の
一部を改正する法律案について本会議におい
てその趣旨の説明を聴取することとし、これ
に対し、次の要領により質疑を行うことに決
定した。

イ、時 間 自由民主党・こころ、国民民主
党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本
共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本会議において国際経済・外交に関する調
査会、国民生活・経済に関する調査会及び資
源エネルギーに関する調査会の中間報告を聴
取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決
定した。

○平成30年6月13日(水) (第32回)

一、裁判官訴追委員予備員及び皇室会議予備議
員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定し
た。

一、本日の本会議の議事に関する件について決
定した。

○平成30年6月15日(金) (第33回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定
した。

○平成30年6月27日(水) (第34回)

一、地方制度調査会委員の推薦について決定し
た。

一、厚生労働大臣加藤勝信君問責決議案（足立
信也君外5名発議）の委員会の審査を省略す
ることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決
定した。

○平成30年6月28日(木) (第35回)

○厚生労働委員長島村大君解任決議案（難波奨
二君外2名発議）の委員会審査省略要求の件
についてこれを否決した。

○平成30年6月29日(金) (第36回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、本日の本会議の議事に関する件について決
定した。

○平成30年7月4日(水) (第37回)

一、健康増進法の一部を改正する法律案（閣法
第47号）について本会議においてその趣旨の
説明を聴取することとし、これに対し、次の
要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・こころ、公明党、
国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友
会、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決
定した。

○平成30年7月5日(木) (第38回)

一、特定複合観光施設区域整備法案について本
会議においてその趣旨の説明を聴取すること
とし、これに対し、質疑を行うことに決定し
た。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案（参第17号）、公職選挙法の一部を改正する法律案（参第21号）及び公職選挙法の一部を改正する法律案（参第22号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○平成30年7月6日（金）（第39回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、特定複合観光施設区域整備法案の本会議における趣旨説明に対する質疑について、次の要領により行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・こころ及び公明党 各10分、国民民主党・新緑風会15分、立憲民主党・民友会、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年7月11日（水）（第40回）

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長石井浩郎君問責決議案（東徹君発議）の委員会審査省略要求の件についてこれを否決した。

一、平成三十年七月豪雨の災害対策に関する決議案（山本順三君外14名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年7月18日（水）（第41回）

一、国務大臣石井啓一君問責決議案（矢田わか子君外4名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年7月19日（木）（第42回）

一、議長不信任決議案（大塚耕平君外5名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程の一部改正に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年7月20日（金）（第43回）

一、参議院規則の一部を改正する規則案（山本順三君外9名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

■ 庶務関係小委員会

○平成30年1月19日（金）（第195回国会閉会後第1回）

○参議院の平成30年度予定経費要求及び平成29年度予定経費補正要求（第1号）に関する件について協議決定した。

■ 図書館運営小委員会

○平成30年1月19日（金）（第195回国会閉会後第1回）

○国立国会図書館の平成30年度予定経費要求及び平成29年度予定経費補正要求（第1号）に関する件について協議決定した。

委員派遣

○平成30年2月19日（月）、20日（火）

○国立国会図書館東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」関連施設の活動状況及び宮城県における東日本大震災からの復旧・復興状況等に関する実情調査

〔派遣地〕

宮城県

〔派遣委員〕

山本順三君（自民）、大家敏志君（自民）、古賀友一郎君（自民）、末松信介君（自民）、磯崎哲史君（民進）、芝博一君（民進）、矢倉克夫君（公明）、田村智子君（共産）、東徹君（維新）

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	溝手	顕正（自民）	吉田	博美（自民）	市田	忠義（共産）
理事	尾辻	秀久（自民）	櫻井	充（民進）	松沢	成文（希党）
理事	山東	昭子（自民）	田名部	匡代（民進）		
	橋本	聖子（自民）	若松	謙維（公明）		(30.1.26 現在)

（1）審議概観

第196国会において、本委員会に付託された懲罰事犯の件は1件であり、審査未了となった。

（2）委員会経過

- 平成30年1月26日（金）（第1回）
- 理事の補欠選任を行った。

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	河野 義博（公明）	佐藤 啓（自民）	野田 国義（民進）
理事	酒井 庸行（自民）	佐藤 信秋（自民）	浜口 誠（民進）
理事	そのだ 修光（自民）	自見 はなこ（自民）	吉川 沙織（民進）
理事	小林 正夫（民進）	馬場 成志（自民）	武田 良介（共産）
理事	杉 久武（公明）	藤川 政人（自民）	室井 邦彦（維新）
	足立 敏之（自民）	藤木 眞也（自民）	木戸口 英司（希会）
	磯崎 仁彦（自民）	渡辺美知太郎（自民）	

(30. 1. 22 現在)

（1）審議概観

第196回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院提出1件（災害対策特別委員長）の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類48件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

災害救助 災害救助法の一部を改正する法律案は、法律案の意義及び期待される効果、救助実施市の指定に際しての基準及び手続、制度の見直しに係る都道府県の懸念への対応、都道府県知事による連絡調整機能の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

災害関連義援金 平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案は、全会一致をもって可決された。

〔国政調査〕

2月28日、大雪等による被害状況等について、小此木内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した。

3月5日、平成30年2月大雪による被害状況等の実情調査のため、福井県に委員派遣を行った。

3月30日、災害対策の基本施策について小此木内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から所信を、また、平成30年度防災関係予算について内閣府副大臣から説明を聴取した。

同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

4月13日、質疑を行い、平成30年2月大雪を踏まえた大雪時における燃料供給体制の確保策、地域の除雪等のための災害対応力の維持に向けた政府の取組、大雪への対応力向上のための道路整備・北陸新幹線延伸の早期化等の必要性、農業用施設の災害復旧と被災農業者の営農再開に向けた支援の具体的内容、熊本地震の被災者の生活再建が進捗していない理由、南海トラフ地震等の大規模地震対策の実効性確保に向けた取組、災害ボランティア休暇制度の導入推進の必要性、海底トンネルの老朽化対策の取組状況、内閣府世論調査に見る国民の防災意識の変化に対する防災担当大臣の所見、大分県中津市での山崩れに係る土砂災害警戒区域の指定と避難勧告の発令等の在り方、被災地方公共団体に対する人的支援の必要性、災害査定に係る地方公共団体の業

務への支援及び手続の効率化、福井豪雪で被災した伝統産業の復興支援に係る政府の取組状況、訪日外国人観光客等に対する防災気象情報の提供体制の整備、草津白根山の噴火等を踏まえた火山の監視体制強化等の取組に対する防災担当大臣の決意、地域の建設業者の実態を踏まえた除排雪体制の確保・強化の必要性、豪雪地帯対策基本計画を踏まえた除雪体制の確保の在り方、災害時における個人情報の開示に係る判断指針を国が策定することの必要性、改正活火山法に基づく火山防災対策の推進に向けた取組の現状と課題などの諸問題が取り上げられた。

7月6日、大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等について、小此木内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した。また、質疑を行い、大阪府北部を震源とする地震による学校等のブロック塀倒壊事案を踏まえた政府の対応、被災医療施設における安全点検の状況及び復旧支援策、発災時における鉄道の運行状況等についての情報発信の在り方、大阪府北部を震源とする地震の被災地視察を踏まえた防災担当大臣の所見及び復旧の方策、住まいの安全・安心の確保に向けた取組及び一部損壊住宅に係

る公的支援の在り方、地震に伴う電車乗客の長時間閉じ込め等の課題に対する今後の対応、大阪府北部を震源とする地震における帰宅困難者数の把握の有無及び帰宅困難者対策の見直し、市町村の業務継続計画及び中小企業等の事業継続計画の策定状況と策定促進の必要性、地震時管制運転装置の設置義務付け以前のエレベーターに対する同装置の設置状況、被災宅地の復旧に対する宅地耐震化推進事業の活用、学校施設の耐震化調査の対象外とされている渡り廊下の耐震化の推進、地震保険への加入状況及び加入促進に向けた取組、地震発生に伴う都市部の交通麻痺に対する対処方策、大規模地震の予測可能性の現状を踏まえた大規模地震対策特別措置法の改正の必要性、南海トラフ地震関連情報の発表時における防災対応についての検討状況、高齢者に特化した防災・減災対策事業に関する内閣府の取組状況、古い木造家屋が密集する地域での防災・減災対策などの諸問題が取り上げられた。

7月20日、平成30年7月豪雨による被害状況等について、小此木内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成30年1月22日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成30年2月28日(水) (第2回)

○大雪等による被害状況等に関する件について小此木内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。

○平成30年2月大雪による被害状況等の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成30年3月30日(金) (第3回)

○災害対策の基本施策に関する件について小此

木国務大臣から所信を聴いた。

○平成30年度防災関係予算に関する件についてあかま内閣府副大臣から説明を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成30年4月13日(金) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成30年2月大雪による被害を踏まえた雪害対策の推進に関する件、熊本地震の被災者の生活再建支援に関する件、南海トラフ地震等の大規模地震対策に関する件、災害ボランティア

ィア休暇制度の導入推進に関する件、大分県中津市の土砂災害等への対応に関する件、被災地方公共団体に対する人的支援等に関する件、草津白根山の噴火等を踏まえた火山防災対策の推進に関する件、地域の建設者による除雪体制の強化の在り方に関する件、災害時における個人情報の取扱いに関する件等について小此木内閣府特命担当大臣、土井復興副大臣、山下（雄）内閣府大臣政務官、秋本国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

滝波宏文君（自民）、室井邦彦君（維新）、小林正夫君（民進）、吉川沙織君（民進）、野田国義君（民進）、杉久武君（公明）、武田良介君（共産）、木戸口英司君（希会）

○平成30年5月30日（水）（第5回）

○災害救助法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について小此木内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年6月6日（水）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○災害救助法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について小此木内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

渡辺美知太郎君（自民）、杉久武君（公明）、浜口誠君（民主）、吉川沙織君（立憲）、武田良介君（共産）、木戸口英司君（希会）（閣法第65号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、維新、希会

反対会派 なし

○平成30年7月6日（金）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等に関する件について小此木内閣府特命担当大臣から報告を聴いた後、同件、通学路等におけるブロック塀の安全点検及び改修に関する件、鉄道の復旧状況等の情報発信の在り方に関する件、一部損壊住宅に係る公的支援の

在り方に関する件、災害時の帰宅困難者対策及び事業継続計画に関する件、宅地耐震化推進事業の活用に関する件、大規模地震対策の推進に関する件、高齢者世帯の防災・減災対策に関する件等について小此木国務大臣、丹羽文部科学副大臣、高木厚生労働副大臣、小倉総務大臣政務官、山下（雄）内閣府大臣政務官、築国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤信秋君（自民）、杉久武君（公明）、吉川沙織君（立憲）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維新）、木戸口英司君（希会）、矢田わか子君（民主）

○平成30年7月20日（金）（第8回）

○平成30年7月豪雨による被害状況等に関する件について小此木内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。

○平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第46号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長望月義夫君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第46号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、維新、希会

反対会派 なし

○請願第463号外47件を審査した。

○災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成30年3月5日（月）

○平成30年2月大雪による被害状況等の実情調査

〔派遣地〕

福井県

〔派遣委員〕

河野義博君（公明）、酒井庸行君（自民）、そのだ修光君（自民）、小林正夫君（民進）、

杉久武君（公明）、武田良介君（共産）、室
井邦彦君（維新）

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	石井 浩郎（自民）	今井 絵理子（自民）	難波 奨二（民進）
理事	石井 正弘（自民）	長谷川 岳（自民）	竹谷 とし子（公明）
理事	山田 宏（自民）	橋本 聖子（自民）	紙 智子（共産）
理事	宮沢 由佳（民進）	藤井 基之（自民）	儀間 光男（維新）
理事	秋野 公造（公明）	松川 るい（自民）	江崎 孝（立憲）
	石田 昌宏（自民）	山本 一太（自民）	糸数 慶子（沖縄）
	猪口 邦子（自民）	神本 美恵子（民進）	(30.1.22 現在)

（1）審議概観

第196回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出2件（いずれも沖縄及び北方問題に関する特別委員長）であり、いずれも可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、北方領土問題等の解決の一層の促進を図るため、特別の措置を講ずべき施策として特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備を追加するとともに、北方領土隣接地域振興等基金の取崩し等について定めようとするものである。

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、北方地域旧漁業権者等の範囲を拡大し、これらの者の営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けることができることとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、提出者衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長から趣旨説明を聴いた後、共同経済活動を法案に書き込

んだ理由、共同経済活動及び特定共同経済活動の具体的内容、我が国の北方領土における主権、平和条約問題に関する法的立場と共同経済活動、北方基金の取崩しの在り方等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、両案に対し附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

第195回国会閉会後の平成29年12月18日から20日までの3日間、沖縄の振興開発問題等に関する実情調査のため、沖縄県に委員を派遣した。

3月22日、沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について、福井内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）及び河野外務大臣から所信を聴いた後、予算委員会から委嘱された平成30年度内閣府（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫の予算について審査を行い、平成30年度沖縄振興予算の基本的な考え方、沖縄子供の貧困緊急対策事業の成果と課題、沖縄科学技術大学院大学（OIST）が沖縄振興に果たす役割と展望、沖縄振興と基地問題とのリンク論に関する大臣

の認識、沖縄の歴史に対する大臣の認識、日米地位協定の見直しに関する大臣の認識、自身に関する種々の報道や報道の自由に対する大臣の認識、ロボットスーツHALを用いた難病治療研究の進捗状況、沖縄の海底熱水鉱床開発の現状と課題、廃棄物最終処分場等名護市の課題への取組、沖縄におけるてんかん診療拠点機関の指定の必要性、沖縄の基地負担軽減に向けた政府の取組、沖縄経済における基地依存度の推移と現状、国道58号浦添北道路の四車線化に向けた整備の見通し、沖縄における米軍機事故の原因と再発防止に向けた政府の取組、内閣府における公文書管理の在り方、宮古島市における待機児童問題、多良間村における大量の漂着ごみに関する政府の認識と地元自治体に対する支援、沖縄における子供の相対的貧困率の高さの原因、沖縄の基地問題に対する大臣の姿勢、うるま市女性暴行殺害事件における遺族への補償問題等について質疑を行った。このほか、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴いた。

6月1日、沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件を議題とし、平成30年5月に行われた日露首脳会談の成果、米朝首脳会談を控えたタイミングで日露首脳会談が行われたことの意義、OISTに対する予算の重点化の成果と今後の支援の在り方、沖縄の子どもの貧困対策の一環としての、OISTとの連携による英語教育の振興の可能性、沖縄健康医療拠点形成に向けた国の決意と支援の在り方、クルーズ船受入れ等に係る取組の現状と今後の方向性、日米地位協定及び米国とドイツ・イタリアとの間の地位協定における米軍機の事故、訓練等に対する受入国の権限の違いに関する政府の認識、

沖縄県の他国地位協定調査に関する政府による沖縄県からのヒアリング等の必要性、日米地位協定の改定を実現し日米の真のパートナーシップを確立する会の提言書の概要、日米地位協定が米国と他国との地位協定に比べて我が国にとって不利なものではないとする政府見解の根拠、沖縄県の一人当たりの県民所得が全国最下位である理由及び背景、若者の高い失業率を始め沖縄の雇用を取り巻く状況とキャリア教育充実の必要性、沖縄県の人口の自然増加率が全国一位となっている理由及び背景、沖縄県の合計特殊出生率が全国一位となっている理由及び背景、少子化対策の一助として、沖縄県における多産の背景を政府が調査する必要性、沖縄県の待機児童の数とその対策の現状、沖縄県において多様な保育サービスが不十分である現状に関する政府の認識と取組の方向性、沖縄独自の貧困対策の現状、ICTを活用した離島の子供に対する学習支援と国の取組の現状、省庁横断的な連携によるモデル事業構築の必要性、平成30年5月に行われた日露首脳会談の領土問題での成果の有無、北方四島における第三国企業やロシア軍の活動の実態に関する政府の認識と対応、共同経済活動だけが進展し、領土問題が置き去りにされるとの元島民の懸念への対応、航空機による特別墓参の継続的な実施の必要性、我が国におけるイージス・アショア配備をめぐる動きと日露間の領土交渉に与える影響、米軍基地問題や沖縄の経済振興等に対する今後の取組に向けた福井沖縄・北方担当大臣の決意、久辺三区における再編関連特別地域支援事業実施に関する今後の取扱い、再編関連特別地域支援事業以外に地縁団体に直接交付金を交付した事例の有無、米軍関係者が起こし

た事件・事故の補償に係る現状と補償手続の迅速化の必要性、日米地位協定第18条6に基づく請求権の対象に米軍の間接雇用の被用者も含まれるとする政府見解の変化の有無、平成28年にうるま市で起きた米軍属による女性殺害事件に係る日米両政府間協議の進捗状況、好調な輸出とは対照的に不調にあえぐ琉球泡盛の国内販売回復に向けた方策と政府の取組、国家戦略特区による農業支援外国人受入事業が県内雇用等へ及ぼす影響、離島の製糖工場における季節工の人員確保に向けた取組の支援及び働き方改革に伴う時間外労働規制の適用の在り方、在宅就労移行支援事業が平成27年度から再度認め

られた経緯と沖縄で在宅就労支援に特化した事業所が開設されたことに関する政府の認識、障害福祉サービスと在宅就労支援の両立に向けた政府の対応、カーミーの保全及び活用に係る国の取組、橋梁の塗装の塗替工事におけるPCB対策、七島イの生産振興策等について、質疑を行った。

6月15日、沖縄振興等に関する件について、参考人として、沖縄国際大学経済学部教授前泊博盛君、沖縄工業高等専門学校校長安藤安則君及び一般社団法人沖縄県子ども総合研究所所長堀川愛君を招致し、意見を聴いた後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年1月22日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成30年3月22日(木) (第2回)

○沖縄及び北方問題に関する件について福井内閣府特命担当大臣及び河野外務大臣から所信を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成三十年度一般会計予算(衆議院送付)
平成三十年度特別会計予算(衆議院送付)
平成三十年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費)、北方対策本部、沖縄総合事務局)及び沖縄振興開発金融公庫)について福井内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、山本防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

今井絵理子君(自民)、杉尾秀哉君(民進)、秋野公造君(公明)、紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)、江崎孝君(立憲)、糸数慶子君(沖縄)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成30年5月11日(金) (第3回)

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成30年6月1日(金) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○沖縄及び北方問題に関する件について河野外務大臣、福井内閣府特命担当大臣、山本防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

猪口邦子君(自民)、藤田幸久君(民主)、宮沢由佳君(立憲)、紙智子君(共産)、糸数慶子君(沖縄)、儀間光男君(維新)、秋野公造君(公明)

○平成30年6月15日(金) (第5回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○沖縄振興等に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

沖縄国際大学経済学部教授 前泊博盛君
沖縄工業高等専門学校校長 安藤安則君

一般社団法人沖縄県子ども総合研究所所長
堀川愛君

[質疑者]

今井絵理子君(自民)、秋野公造君(公明)、
浜口誠君(民主)、宮沢由佳君(立憲)、紙
智子君(共産)、儀間光男君(維新)、糸数
慶子君(沖縄)

○平成30年7月13日(金)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第44号)(衆議院提出)

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第45号)
(衆議院提出)

以上両案について提出者衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長横光克彦君から趣旨説明を聴き、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長代理渡辺孝一君、福井内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者]

浜口誠君(民主)、宮沢由佳君(立憲)、紙
智子君(共産)

(衆第44号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、
維新、沖縄

反対会派 なし

(衆第45号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、
維新、沖縄

反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成30年7月20日(金)(第7回)

- 沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

- 沖縄の振興開発問題等に関する実情調査

[派遣地]

沖縄県

[派遣委員]

石井浩郎君(自民)、石井正弘君(自民)、
山田宏君(自民)、江崎孝君(民進)、秋野
公造君(公明)、儀間光男君(維新)、糸数
慶子君(沖縄)

委員派遣

○平成29年12月18日(月)～20日(水)

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	徳永	エリ（民進）	佐藤	啓（自民）	芝	博一（民進）
理事	岡田	直樹（自民）	山東	昭子（自民）	浜野	喜史（民進）
理事	武見	敬三（自民）	徳茂	雅之（自民）	里見	隆治（公明）
理事	松村	祥史（自民）	中西	健治（自民）	平木	大作（公明）
理事	森屋	宏（自民）	中西	哲（自民）	山本	博司（公明）
理事	牧山	ひろえ（民進）	二之湯	智（自民）	山下	芳生（共産）
理事	西田	実仁（公明）	西田	昌司（自民）	浅田	均（維新）
理事	井上	哲士（共産）	舞立	昇治（自民）	石井	章（維新）
	石井	準一（自民）	宮沢	洋一（自民）	青木	愛（希会）
	石井	正弘（自民）	渡辺	猛之（自民）	中山	恭子（希党）
	こやり	隆史（自民）	足立	信也（民進）	伊波	洋一（沖縄）
	鴻池	祥肇（自民）	古賀	之士（民進）		（30.1.22 現在）

（1）審議概観

第196回国会において、本特別委員会に付託された法律案は本院議員提出6件及び衆議院提出1件の合計7件である。本院提出のうち2件は可決し、1件は否決した。衆議院提出1件は可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類23件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案（衆第10号）は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第2条第2項に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区について、臨時の措置としてその選挙区に関する特例を定めようとするものである。

委員会においては、投票価値の平等との関係、次々回の福島県議会選挙における対応についての発議者の決意、公職選挙法の基本的な考え方との一貫性と特例人口を適用する地域の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第16号）は、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、できる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにするため、一定の要件を満たす推薦団体又は確認団体のそれぞれ推薦候補者又は所属候補者は自ら政見を録音し又は録画することができることとしようとするものである。

委員会においては、持込みビデオ方式により手話通訳・字幕付与を可能にすることの意義、品位保持の担保についての考え方、候補者間の選挙運動の平等と持込みビデオ方式の対象候補者を限定することの妥当性、スタジオ録画方式におけ

る字幕付与の今後の展望等について質疑が行われた。

質疑終局後、希望の会（自由・社民）及び沖縄の風より、自ら政見を録音し又は録画することができる候補者の範囲を限定しないこと等を内容とする修正案が提出された。なお、原案及び修正案について、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取した。討論の後、採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第17号）は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の縮小を図るため、参議院選挙区選出議員の定数を増加して各選挙区において選挙すべき議員の数の是正を行うとともに、参議院比例代表選出議員の選挙について、全国的な支持基盤を有するとはいえないが国政上有為な人材又は民意を媒介する政党がその役割を果たす上で必要な人材が当選しやすくなるよう、政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が、当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようにし、及び参議院比例代表選出議員の定数を増加しようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第21号）は、参議院議員の選挙制度について、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえつつ、各地域の民意を反映することができる新たな仕組みとして、現行の比例代表選挙及び選挙区選挙の制度に代えて全国の区域を分けて11の選挙区とす

る選挙制度を導入しようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第22号）は、参議院議員の選挙について、その定数を増加させることなく選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の縮小を図るため、参議院選挙区選出議員の定数を増加して各選挙区において選挙すべき議員の数の是正を行うとともに、参議院比例代表選出議員の定数を減少させようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第24号）は、国会議員自らによる身を切る改革の一環として参議院議員の定数を218人とするとともに、参議院議員の選挙制度について、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえつつ、各地域の民意を反映することができる新たな仕組みとして、現行の比例代表選挙及び選挙区選挙の制度に代えて全国の区域を分けて11の選挙区とする選挙制度を導入しようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第25号）は、参議院選挙区選出議員の選挙について、その定数を増加することなく選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の縮小を図るため、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行い、あわせて二の都道府県の区域を区域とする選挙区を新たに設けようとするものである。

委員会においては、参第17号、参第21号、参第22号及び参第24号並びに後から議題に追加された参第25号の5法律案を一括して議題とし、平成27年公職選挙法改正法附則にある抜本的改革との関係、合区に対する評価、議員定数に関する考え方、参第17号において特定枠を導入する理由と妥当性、選挙区・比例区及びブ

ロック制度に関する考え方、参議院における行政監視機能の強化や経費節減に関する見解等について質疑が行われた。なお、参第17号及び参第25号について国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取した。参第21号について、質疑を終局し、採決の結果、賛成少数により否決された。その後、参第17号について、質疑を終局し、採決の結果、多数をもつ

て原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。参第22号、参第24号及び参第25号は審査未了となった。

〔国政調査〕

4月11日、第48回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について野田総務大臣及び政府参考人から報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成30年1月22日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成30年4月11日(水) (第2回)

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。
○第48回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について野田総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。
○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案(衆第10号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を聴き、同國重徹君、同根本匠君、同逢沢一郎君、同谷公一君、同金子恵美君、同佐藤茂樹君、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

足立信也君(民進)、井上哲士君(共産)
(衆第10号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、
希会、希党、沖縄

反対会派 なし

○平成30年5月11日(金) (第3回)

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○理事の補欠選任を行った。

○平成30年6月13日(水) (第4回)

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。

○公職選挙法の一部を改正する法律案(参第16号)について発議者参議院議員足立信也君から趣旨説明を聴き、同舞立昇治君、同西田実仁君、同古賀友一郎君、同石井正弘君、同牧山ひろえ君、同足立信也君及び政府参考人に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

こやり隆史君(自民)、里見隆治君(公明)、
井上哲士君(共産)、青木愛君(希会)、伊
波洋一君(沖縄)

(参第16号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、
希党

反対会派 共産、希会、沖縄

なお、附帯決議を行った。

○平成30年7月6日(金) (第5回)

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○公職選挙法の一部を改正する法律案(参第17号)について発議者参議院議員岡田直樹君から趣旨説明を聴き、
公職選挙法の一部を改正する法律案(参第21号)について発議者参議院議員西田実仁君から趣旨説明を聴き、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第22号)について発議者参議院議員田名部匡代君から趣旨説明を聴き、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第24

号)について発議者参議院議員浅田均君から趣旨説明を聴き、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第17号)について国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第17号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第21号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第22号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第24号)

以上4案について発議者参議院議員岡田直樹君、同石井正弘君、同薬師寺みちよ君、同古賀友一郎君、同魚住裕一郎君、同西田実仁君及び同磯崎仁彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

こやり隆史君(自民)、石川博崇君(公明)、藤末健三君(国声、委員外議員)

○平成30年7月9日(月)(第6回)

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○公職選挙法の一部を改正する法律案(参第25号)について発議者参議院議員松沢成文君から趣旨説明を聴き、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第17号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第21号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第22号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第24号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第25号)

以上5案について発議者参議院議員岡田直樹君、同大野元裕君、同石井正弘君、同難波奨二君、同磯崎仁彦君、同古賀友一郎君、同浅田均君、同松沢成文君、同魚住裕一郎君、政府参考人及び参考人脇雅史政策研究会代表脇

雅史君に対し質疑を行い、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第25号)について国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第21号)を否決した。

[質疑者]

足立信也君(民主)、牧山ひろえ君(立憲)、山下芳生君(共産)、井上哲士君(共産)、石井章君(維新)、青木愛君(希会)、行田邦子君(希党)、伊波洋一君(沖縄)

(参第21号)

賛成会派 公明

反対会派 自民、民主、立憲、共産、希党

欠席会派 維新、希会、沖縄

○平成30年7月10日(火)(第7回)

○開会后、直ちに休憩し、再開に至らなかった。

○平成30年7月11日(水)(第8回)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(参第17号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第22号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第24号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第25号)

以上4案について発議者参議院議員大野元裕君、同磯崎仁彦君、同石井正弘君、同岡田直樹君及び同古賀友一郎君に対し質疑を行った後、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第17号)を可決した。

[質疑者]

足立信也君(民主)、小西洋之君(立憲)、井上哲士君(共産)、青木愛君(希会)、伊波洋一君(沖縄)

(参第17号)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、希会、希党、沖縄

欠席会派 立憲、維新

なお、附帯決議を行った。

○平成30年7月20日(金)(第9回)

- 請願第477号外22件を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の
継続調査要求書を提出することを決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	山谷 えり子（自民）	井上 義行（自民）	柳田 稔（民進）
理事	北村 経夫（自民）	衛藤 晟一（自民）	石川 博崇（公明）
理事	滝沢 求（自民）	島村 大（自民）	武田 良介（共産）
理事	大野 元裕（民進）	塚田 一郎（自民）	高木 かおり（維新）
理事	山本 香苗（公明）	山崎 正昭（自民）	有田 芳生（立憲）
	青山 繁晴（自民）	川合 孝典（民進）	藤末 健三（国声）
	赤池 誠章（自民）	白 貞勲（民進）	(30. 1. 22 現在)

（1）審議概観

第196回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

第195回国会閉会後の平成29年12月21日、北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立について、参考人として、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表飯塚繁雄君、横田早紀江君及び斉藤文代君を招致し、意見を聴いた後、質疑を行った。

安倍内閣総理大臣は、第196回国会の施政方針演説において、北朝鮮に、完全、検証可能かつ不可逆的な方法で核・ミサイル計画を放棄させ、そして、引き続き最重要課題である拉致問題を解決すると

の決意を表明した。

平成30年4月9日、北朝鮮をめぐる最近の状況について河野外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について加藤国務大臣からそれぞれ説明を聴いた。

4月17日及び18日の日米首脳会談において、安倍内閣総理大臣はトランプ大統領に対し、来る米朝首脳会談において拉致問題を取り上げるよう要請した。

6月4日、米朝首脳会談（6月12日）に向けた政府の認識、拉致問題への取組、拉致問題解決に向けた国際的連携、拉致の可能性を排除できない事案への取組、日朝間におけるストックホルム合意等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成29年12月21日（木）（第195回国会閉会後 第1回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表
飯塚繁雄君

横田早紀江君

斉藤文代君

〔質疑者〕

井上義行君（自民）、有田芳生君（民進）、石川博崇君（公明）、武田良介君（共産）、高木かおり君（維新）、中山恭子君（希党）、伊波洋一君（沖縄）

○平成30年1月22日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成30年4月9日(月) (第2回)

○北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について河野外務大臣から説明を聴き、拉致問題をめぐる現状に関する件について加藤国務大臣から説明を聴いた。

○平成30年6月4日(月) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○米朝首脳会談に関する件、拉致問題への取組に関する件、拉致問題解決に向けた国際的連携に関する件、拉致の可能性を排除できない事案への取組に関する件、日朝間におけるストックホルム合意に関する件等について河野外務大臣、加藤国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、石川博崇君（公明）、
川合孝典君（民主）、有田芳生君（立憲）、
武田良介君（共産）、高木かおり君（維新）、
葉師寺みちよ君（無ク）

○平成30年7月20日(金) (第4回)

○北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧 (30名)

委員長	山田 俊男 (自民)	岩井 茂樹 (自民)	長浜 博行 (民進)
理事	井原 巧 (自民)	宇都 隆史 (自民)	真山 勇一 (民進)
理事	大野 泰正 (自民)	大家 敏志 (自民)	新妻 秀規 (公明)
理事	中西 祐介 (自民)	二之湯 武史 (自民)	宮崎 勝 (公明)
理事	松下 新平 (自民)	野村 哲郎 (自民)	井上 哲士 (共産)
理事	相原 久美子 (民進)	丸川 珠代 (自民)	辰巳 孝太郎 (共産)
理事	矢倉 克夫 (公明)	三宅 伸吾 (自民)	藤巻 健史 (維新)
	朝日 健太郎 (自民)	元榮 太一郎 (自民)	又市 征治 (希会)
	有村 治子 (自民)	石上 俊雄 (民進)	蓮 舫 (立憲)
	石井 準一 (自民)	小西 洋之 (民進)	アントニオ猪木 (無ク)
			(30. 1. 22 現在)

(1) 審議概観

第196回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

2月16日、参議院政府開発援助調査に関する件について、平成29年度政府開発援助調査派遣団の参加議員からの意見表明を踏まえ、援助受入国におけるドナー国間での援助の競合や調整の在り方、キューバでの調査における同国側からの具体的なプロジェクトに関する要請の有無、モンゴルにおけるツーステップローン事業の成果と今後の課題、核実験で人的被害などが出たセミパラチンスクの現状と医療支援等の必要性、西アフリカなど仏語圏から日本留学を志す際に英語が必須となる等の問題への対応、開発援助に日本の独自性を出す意味で平和や治安維持などの分野に一層注力する必要性、参議院が行っているODA調査派遣に対するJICAの認識等について意見交換を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成30年度政府開発援助関係経費の審査を行い、前年比1億円増額の外務省ODA予算に関する河野外務大臣の評価や今後の考え方、SDGs等国際的な開発目標に関する広報及び学校教育での啓発の必要性、途上国の交通インフラ整備における入札等の制度構築を含めた技術協力の在り方、ODAによる石炭火力発電所の建設支援に対する国内外の批判を踏まえた政府の方針、パプアニューギニア・ブーゲンビル自治政府に対するODAによる支援の在り方、ODAにより原子力発電所建設支援を行わない理由、平成22年の外務省による外交文書の欠落問題に関する調査に対する評価、平成30年度外務省予算における中南米日系社会との連携強化の具体的内容等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年1月22日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成30年2月16日(金) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 参議院政府開発援助調査に関する件について意見の交換を行った。

○平成30年3月22日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十年度一般会計予算(衆議院送付)
平成三十年度特別会計予算(衆議院送付)
平成三十年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(政府開発援助関係経費)について河野外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、佐藤外務副大臣、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構理事長北岡伸一君、同機構理事江島真也君、株式会社国際協力銀行常務執行役員インフラ・環境ファイナンス部門長弓倉和久君及び株式会社日本貿易保険取締役岡田江平君に対し質疑を行った。

[質疑者]

井原巧君(自民)、相原久美子君(民進)、
矢倉克夫君(公明)、井上哲士君(共産)、
清水貴之君(維新)、又市征治君(希会)、
蓮舫君(立憲)、アントニオ猪木君(無ク)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成30年7月20日(金) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

消費者問題に関する特別委員会

委員一覧 (25名)

委員長	三原じゅん子 (自民)	小野田	紀美 (自民)	熊野	正士 (公明)
理事	太田 房江 (自民)	尾辻	秀久 (自民)	谷合	正明 (公明)
理事	島田 三郎 (自民)	徳茂	雅之 (自民)	大門	実紀史 (共産)
理事	渡邊 美樹 (自民)	福岡	資麿 (自民)	山添	拓 (共産)
理事	森本 真治 (民進)	三木	亨 (自民)	片山	大介 (維新)
理事	若松 謙維 (公明)	宮島	喜文 (自民)	福島	みずほ (希会)
	青木 一彦 (自民)	斎藤	嘉隆 (民進)	川田	龍平 (立憲)
	石井 みどり (自民)	舟山	康江 (民進)		
	小川 克巳 (自民)	矢田	わか子 (民進)		(30. 1. 22 現在)

(1) 審議概観

第196回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

消費者契約法の一部を改正する法律案は、消費者契約に関する消費者と事業者との間の交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を図るため、事業者の行為により消費者が困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる類型として、社会生活上の経験が乏しい消費者の不安をあり、契約の目的となるものがその願望の実現に必要である旨を告げることを追加する等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、事業者の行為により消費者が困惑した場合について意思表示を取り消すことができる類型として、加齢又は心身の故障により判断力が著しく低下している消費者の不安をあり、当該消費者契約を締結しなければ

ばその現在の生活の維持が困難となる旨を告げることを追加すること等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、「社会生活上の経験が乏しい」との要件の解釈、衆議院修正により追加された困惑類型の意義、法の解釈の周知徹底、民法の成年年齢引下げと消費者被害の防止・救済策等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月22日、消費者行政の基本施策について福井内閣府特命担当大臣から所信を聴取するとともに、消費者安全法第13条第4項の規定に基づく平成28年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告について福井内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。また、予算委員会から委嘱された平成30年度内閣府（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁）予算の審査を行い、消費生活

相談員の研修を通じたスキルアップのための取組、倫理的消費に係る表示の普及策、地方消費者行政に必要な国の交付金の在り方、地方消費者行政における地方の自主財源確保に向けた方策、消費者庁の重点施策に係る認識、特定商取引法及び預託法違反事案への対応、不動産サブリース問題に対する規制の在り方、公益通報者保護法の抜本改正の必要性等の諸問題について質疑を行った。

4月13日、大臣の所信に対し、消費者行政の推進に向けた福井大臣の決意、郵便局等と連携し消費者安全確保地域協議会の設置を推進することに対する見解、消費者庁の徳島県への移転に係る検証、見直しの評価指標及び判断基準についての所見、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会における食品

調達の際に国際標準に準拠する必要性、遺伝子組換え食品の検査における不検出の定義、預託商法による消費者被害防止に向けた抜本的対策、P I O - N E T の登録情報を分析するに当たりA I の導入を検討する必要性、ギャンブル等依存症による問題を消費者問題として位置付け、消費者庁として対策を講じる必要性、革新的研究開発推進プログラム（I m P A C T）においてエビデンスが十分でない研究成果が発表された事例への対応、機能性食品が原因とされる健康被害への対応の在り方、成年年齢引下げに伴う若者の消費者被害拡大の防止に向けた方策、不適切な表示を含む健康食品の広告を表示する事業者に対する監督の強化等の諸問題について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成30年1月22日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成30年3月22日（木）（第2回）

○消費者行政の基本施策に関する件について福井内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○消費者安全法第13条第4項の規定に基づく平成28年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について福井内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成三十年度一般会計予算（衆議院送付）

平成三十年度特別会計予算（衆議院送付）

平成三十年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁））について福井内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、山下（雄）内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小野田紀美君（自民）、斎藤嘉隆君（民進）、若松謙維君（公明）、大門実紀史君（共産）、片山大介君（維新）、福島みずほ君（希会）、川田龍平君（立憲）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成30年4月13日（金）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○消費者行政の基本施策に関する件について福井内閣府特命担当大臣、あかま内閣府副大臣、高木厚生労働副大臣、新妻内閣府大臣政務官、大沼厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人独立行政法人国民生活センター理事坂田進君及び同センター理事宗林さおり君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、伊藤孝恵君（民進）、熊野正士君（公明）、山添拓君（共産）、片

山大介君（維新）、福島みずほ君（希会）、川田龍平君（立憲）

○平成30年5月30日（水）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について福井内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員永岡桂子君から説明を聴いた後、同永岡桂子君、同濱村進君、福井内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

太田房江君（自民）、熊野正士君（公明）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成30年6月4日（月）（第5回）

- 消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

弁護士 森大樹君

全国消費生活相談員協会理事長 増田悦子君

弁護士 山本健司君

〔質疑者〕

島田三郎君（自民）、若松謙維君（公明）、森本真治君（民主）、斎藤嘉隆君（立憲）、大門実紀史君（共産）、片山大介君（維新）、福島みずほ君（希会）

○平成30年6月6日（水）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員柚木道義君、同大河原雅子君、同畑野君枝君、同永岡桂子君、福井内閣府特命担当大臣、葉梨法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

矢田わか子君（民主）、森本真治君（民主）、杉尾秀哉君（立憲）、山添拓君（共産）、大

門実紀史君（共産）、片山大介君（維新）、福島みずほ君（希会）

（閣法第31号）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、維新、希会

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年7月20日（金）（第7回）

- 消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

東日本大震災復興特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	江島	潔	（自民）	進藤	金日子	（自民）	増子	輝彦	（民進）
理事	愛知	治郎	（自民）	高階	恵美子	（自民）	伊藤	孝江	（公明）
理事	片山	さつき	（自民）	高橋	克法	（自民）	浜田	昌良	（公明）
理事	滝波	宏文	（自民）	豊田	俊郎	（自民）	三浦	信祐	（公明）
理事	平野	達男	（自民）	中西	哲	（自民）	岩渕	友	（共産）
理事	渡辺美知	太郎	（自民）	中野	正志	（自民）	紙	智子	（共産）
理事	杉尾	秀哉	（民進）	羽生田	俊	（自民）	石井	苗子	（維新）
理事	田名部	匡代	（民進）	宮本	周司	（自民）	清水	貴之	（維新）
理事	秋野	公造	（公明）	森	まさこ	（自民）	山本	太郎	（希会）
	足立	敏之	（自民）	和田	政宗	（自民）	川田	龍平	（立憲）
	阿達	雅志	（自民）	櫻井	充	（民進）	行田	邦子	（希党）
	太田	房江	（自民）	那谷屋	正義	（民進）	藤末	健三	（国声）
	岡田	広	（自民）	藤田	幸久	（民進）			
	こやり	隆史	（自民）	舟山	康江	（民進）			

（30. 1. 22 現在）

（1）審議概観

第196回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（東日本大震災復興特別委員長）であり、これを可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類36件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案は、平成30年2月22日までとなっている株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行うことができる期間について、東日本大震災の被災地域の復興の状況に鑑み、当該期間を平成33年3月31日まで延長しようとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院東日本大震災復興特別委員長より趣旨説明を聴取し、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月22日～23日、東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査のため、福島県に委員派遣を行った。

3月22日、東日本大震災復興の基本施策について吉野復興大臣から所信を、また、平成30年度復興庁関係予算について復興副大臣から説明を聴取した。

同日、予算委員会から委嘱された平成30年度予算中、東日本大震災復興についての審査・質疑を行い、被災した民間の古文書等の修復に対する国の支援拡充の必要性、被災中小企業の本設復旧に向けた支援策、被災した企業・個人に対する低利融資に係る償還期限等の見直し、東北電力女川原子力発電所の再稼働の妥当性、避難指示解除要件における年間積算線量の基準値引下げを検討する必要性、震災遺構の保存に資する復興交付金の支給対象拡大の必要性、地域間での復興格差を生じさせないための取組、災害時におけ

る母乳育児に向けた取組の促進、モニタリングポストの撤去・再配置に係る政府の認識、平成32年度末以降の復興及び復興庁の在り方、福島県外避難者等の甲状腺検査に係る支援、福島県富岡町における地域医療再生基金を活用した医療機関の整備の在り方、避難指示が解除された地域における農業者の放射線被害防止の在り方、復興庁が公表している避難者数の集計方法及び避難実態に即した支援の必要性、被災自治体における必要な職員数の確保、東京電力福島第一原子力発電所におけるトリチウム水処理の在り方などの諸問題が取り上げられた。

同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

4月4日、東日本大震災復興の基本施策について質疑を行い、被災地の福祉施設における介護職員の確保等に資する予算の在り方、休止病院からの原子力損害賠償請求に対する東京電力の対応、医療業に係る原発事故による原子力損害範囲の判定等に関する中間指針の見直しの必要性、津波からの避難に関する取組状況及び全国的な避難訓練等の重要性、被災地の防災集団移転計画等における未利用の宅地及び移転跡地の活用促進策、災害公営住宅の空き室解消策と入居者に対する公的支援拡充の必要性、復興特区における単独型訪問リハビリステーション事業の継続に向けた政府の対応、地域鉄道の災害復旧・安全確保対策に係る財政支援拡充の必要性、被災自治体に対する職員派遣・職員受入れに係る経費支援等の継続の必要性、福島イノベーション・コースト構想におけるロボットテストフィールド等に関する取組、福島第一原発の廃炉に向けた取組と汚染処理水の処分の在

り方、被災者に対する各種の支援制度打切りに伴う影響の総合的な把握と対応、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を基にした事業の現状と改善の必要性、東日本大震災における経験及び教訓を検証・継承することの意義、復興住宅等におけるコミュニティ形成等による孤独死防止対策の推進、東京電力による原子力損害賠償請求に対する紛争の早期解決に向けた取組の必要性、国連人権理事会における原発事故に関する各国からの勧告への対応と今後の取組方針、東北の観光復興のためのインバウンド誘客に対する支援等の取組の促進、被災者生活支援制度の運用において自治体間で支援格差が生じることに對する国の見解などの諸問題が取り上げられた。

7月11日、東日本大震災復興の総合的対策について、参考人から意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行い、災害時における歴史資料の保全のための方策、福島県における常磐自動車道等の広域インフラ整備に対する評価、福島イノベーション・コースト構想の今後の方向性、被災した古文書資料の保全に向けた国の支援の在り方、避難指示区域外からの避難者の実態調査を復興庁が行う必要性と実施すべき調査の内容、国連人権理事会等での「避難の権利」等に関する意見発表に対する海外の反応、福島県における被災者のニーズに合った地域医療体制の整備の在り方、「避難の権利」を踏まえた原発事故被災者の避難等の状況に応じたケアの必要性、避難元と避難先の両自治体で住民登録をする「二重の地位」の制度に対する見解、区域外避難者の「居住の保障」等に係る具体的な要望内容などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成30年1月22日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成30年1月31日(水) (第2回)

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案(衆第1号)(衆議院提出)について提出者衆議院東日本大震災復興特別委員長谷公一君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

(衆第1号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、立憲、希党、国声

反対会派 希会

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成30年3月22日(木) (第3回)

○東日本大震災復興の基本施策に関する件について吉野復興大臣から所信を聴いた。

○平成三十年度復興庁関係予算に関する件について土井復興副大臣から説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成三十年度一般会計予算(衆議院送付)

平成三十年度特別会計予算(衆議院送付)

平成三十年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(東日本大震災復興)について吉野復興大臣、浜田復興副大臣、高木厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

櫻井充君(民進)、伊藤孝江君(公明)、岩渕友君(共産)、川田龍平君(立憲)、石井苗子君(維新)、山本太郎君(希会)、行田邦子君(希党)、藤末健三君(国声)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成30年4月4日(水) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○東日本大震災復興の基本施策に関する件について吉野復興大臣、林文部科学大臣、武藤経済産業副大臣、あかま内閣府副大臣、浜田復興副大臣、新妻文部科学大臣政務官、山下(雄)内閣府大臣政務官、秋本国土交通大臣

政務官、平木経済産業大臣政務官、武部環境大臣政務官、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長文挾誠一君に対し質疑を行った。

[質疑者]

森まさこ君(自民)、杉尾秀哉君(民進)、藤田幸久君(民進)、三浦信祐君(公明)、紙智子君(共産)、清水貴之君(維新)、山本太郎君(希会)、川田龍平君(立憲)、行田邦子君(希党)、藤末健三君(国声)

○平成30年5月11日(金) (第5回)

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○理事の補欠選任を行った。

○平成30年7月11日(水) (第6回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○東日本大震災復興の総合的対策に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

豊橋技術科学大学学長

福島12市町村の将来像に関する有識者検討会座長 大西隆君

東北大学災害科学国際研究所准教授

特定非営利活動法人宮城歴史資料保全ネットワーク事務局長 佐藤大介君

避難の協同センター世話人 熊本美彌子君
東日本大震災避難者の会Thanks & Dream代表 森松明希子君

[質疑者]

足立敏之君(自民)、三浦信祐君(公明)、藤田幸久君(民主)、川田龍平君(立憲)、岩渕友君(共産)、石井苗子君(維新)、山本太郎君(希会)、行田邦子君(希党)、藤末健三君(国声)

○平成30年7月20日(金) (第7回)

○請願第212号外35件を審査した。

○東日本大震災復興の総合的対策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成30年2月22日(木)、23日(金)

- 東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査

〔派遣地〕

福島県

〔派遣委員〕

江島潔君（自民）、愛知治郎君（自民）、平野達男君（自民）、渡辺美知太郎君（自民）、杉尾秀哉君（民進）、田名部匡代君（民進）、三浦信祐君（公明）、岩渕友君（共産）、石井苗子君（維新）、山本太郎君（希会）、行田邦子君（希党）

2 調査会審議経過

国際経済・外交に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	鴻池 祥肇 (自民)	今井 絵理子 (自民)	杉尾 秀哉 (民進)
理事	三木 亨 (自民)	小野田 紀美 (自民)	鉢呂 吉雄 (民進)
理事	宮本 周司 (自民)	尾辻 秀久 (自民)	熊野 正士 (公明)
理事	吉川 ゆうみ (自民)	大野 泰正 (自民)	里見 隆治 (公明)
理事	大島 九州男 (民進)	酒井 庸行 (自民)	木戸口 英司 (希会)
理事	佐々木 さやか (公明)	藤川 政人 (自民)	江崎 孝 (立憲)
理事	武田 良介 (共産)	丸山 和也 (自民)	伊波 洋一 (沖縄)
理事	石井 苗子 (維新)	宮島 喜文 (自民)	
理事	猪口 邦子 (自民)	小林 正夫 (民進)	(30. 2. 7 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第192回国会の平成28年9月26日に設置された。

その後、3年間の調査テーマを「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」と決定し、具体的な調査項目として、「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」、「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」、「外交能力及び戦略を向上させるための取組の課題」、「文化、人的交流などのソフトパワーを活用した信頼醸成の取組の課題」及び「SDGs、パリ協定などの国際公約を推進、実施する国内体制構築への課題」について、調査を行うこととした。

今国会においては、5つの調査項目のうち、「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」及び「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」につい

て調査を行った。

平成30年2月7日には、「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題（国際平和実現への取組）」について、参考人東海大学海洋学部教授山田吉彦君、NGOピースボート共同代表・核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）国際運営委員川崎哲君及び東京海上日動リスクコンサルティング株式会社主任研究員川口貴久君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月14日には、「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題（環境問題・気候変動等への対応）」について、参考人国立研究開発法人国立環境研究所地球環境研究センター気候変動リスク評価研究室長江守正多君、一般社団法人JEAN代表理事・特定非営利活動法人パートナーシップオフィス理事金子博君及びアジア防災センターセンター長・早稲田大学名誉教授濱田政則君から意見を聴取した後、質疑を行った。また、第193回国会閉会后にメキシコ合衆国及びアメリカ合衆国の

対外政策及び外交における議会の取組等に関する実情調査等のため、本院から両国に派遣された議員から報告を聴取し、第6回核実験以降の米国及び国連における北朝鮮問題への主な対応及び第2回交渉以降の北米自由貿易協定見直しをめぐる主な動きについて政府参考人から説明を聴取した後、意見の交換を行った。

2月21日には、「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題（日ASEAN、日ロ関係等）」について、参考人防衛省防衛研究所地域研究部長兵頭慎治君、岐阜女子大学南アジア研究センター客員教授福永正明君及び日本映画大学特任教授熊岡路矢君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月11日には、「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題（多国間協力枠組みの在り方等）」について、参考人東京理科大学教授大庭三枝君、千葉大学大学院社会科学研究院教授石戸光君及び政策研究大学院大学研究科長・教授増山幹高君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月18日には、「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題（国際平和実現への取組）」について、参考人北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授鈴木一人君、日本大学危機管理学部教授安部川元伸君及び元国連世界食糧計画（WFP）アジア地域局長忍足謙朗君から意見を聴取した後、質疑を行った。

5月9日には、「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」及び「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」について、委員間の意見交換を行った。

なお、2月22日には、「アジア太平洋における平和の実現に向けた信頼醸成や地

域協力への取組、国境を越える諸問題の解決における地方自治体の役割等に関する実情調査」のため、横浜港、横浜市、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際協力機構研究所及び同機構地球ひろばの視察を行った。

6月6日には、2年目の調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月7日の調査会では、参考人から、日本の海洋安全保障と海洋政策、核兵器禁止条約と日本の役割、サイバーセキュリティ分野をめぐる現状と課題等について意見を聴取した。続いて参考人に対し、防衛費など我が国の安全を守るための予算についての評価、沿岸管理体制の充実に向けた具体策、核兵器国と非核兵器国との協力に向けた我が国の取組についての評価、各国の核軍縮・不拡散に関する政策転換の可能性、サイバー分野における抑止の在り方、我が国の一帯一路への関与の在り方、北方領土問題に関する最近の政府の対応をめぐる評価、海洋安全保障における中国の役割と日中間の協力の在り方、海洋問題に関する対外発信の在り方と海洋資源開発の可能性等について質疑を行った。

2月14日の調査会では、参考人から、気候変動問題の現状と「卒炭素」への道、プラスチックごみによる海洋汚染問題の現状・対応・課題、防災分野における国際協力の在り方等について意見を聴取した。続いて参考人に対し、世界が一丸となって地球温暖化対策に取り組む上での日本の取組の在り方、減プラスチック社会実現に向けた個人レベル及び政府レベルの取組、気候変動問題に関する科学的

知見の蓄積の枠組み及び日本が果たすべき役割、海水面の上昇等により途上国で食料や水を争う形の紛争にまで発展している具体的事例、防災分野での日本の国際協力におけるこれまでの組織的取組に対する評価及び課題、大災害に対応する組織の創設や人材育成を進めていくための方策、従来不足していた防災や海洋環境の分野における今後の国の関与の在り方、海外の被災地において復興時のまちづくりに防災対策が取り入れられている状況等について質疑を行った。さらに、海外派遣議員からの報告及び政府参考人からの説明をそれぞれ聴取した後、委員から、TPPやNAFTA見直し交渉に際してのメキシコ上院による取組の具体的内容及び我が国が参考のできる点、米国の核戦略をめぐり河野外務大臣が今までの発言を変えたことに対する所感、在メキシコ日系人から提案のあった日系社会と連携した戦略的な外交の在り方の具体的内容、沖縄の米軍基地問題に対し米国要人・有識者の更なる理解が必要であると痛感した理由、北朝鮮の非核化は幻想であり核保有を前提に解決策を模索すべきという米国の有識者の見方の詳細、日本にNEDのような外交問題に関わる政党系の財団を設立する利点及び課題、米国が日本に二国間FTA交渉を持ち掛けるか否かがNAFTA再交渉の行方から予測できる可能性、NAFTAの見直しとTPP11の実効性との関係等について意見が述べられた。

2月21日の調査会では、参考人から、次期プーチン政権の誕生と日ロ関係の展望、インド外交・安全保障の現状と課題及び印中関係、信頼醸成と永続的平和の実現に向けた日本とASEANの在り方等について意見を聴取した。続いて参考

人に対し、日ロ間における信頼醸成に向け予測可能性を高めるための方策、日米同盟の存在が北方領土問題に与えている影響、政府とNGOの協議の場についての改善すべき点、日印原子力協定及び対印インフラ輸出に対する評価、カンボジアの政治状況が悪化する中でも日本が支援を続けることへの評価、北極海航路開発への日本の関与の在り方、自由で開かれたインド太平洋戦略と一帯一路の連携の在り方、南アジアと日本との関係構築の在り方、北方領土問題解決に向け、日本から米国に対し対ロ政策について働き掛けを行う場合の効果的な形、日本からインドへの原発輸出の現状、カンボジアにおける野党及びメディアに対する弾圧の現状等について質疑を行った。

4月11日の調査会では、参考人から、アジアにおける地域制度形成に関する近年の動きと日本にとっての課題、アジア太平洋地域の経済的な構造・課題及び既存の多国間協力枠組みの成果・限界、日本の政治制度における権力の分立と融合等について意見を聴取した。続いて参考人に対し、今日のASEANにおける軍事的脅威認識、TPP11が日本の経済や雇用に与える影響、経済がより広域化していく中における二国間FTAの今後の見通し、緩やかな協力を行うASEANの流儀の重要性、参議院が国際会議に派遣する議員を決定する際の運用の在り方に対する所見、メガFTAが時に国家主権や民主政治と対立する中でのASEANの流儀の重要性、参議院が代理選別の要素を強める場合に放棄すべき権利の内容、ASEAN共同体に対し日本が取るべき政治的、経済的なアプローチの在り方、アフリカに対するASEANの見方及び両地域が連携する上で重要な点等に

ついて質疑を行った。

4月18日の調査会では、参考人から、宇宙開発の現状と解決に向けた課題、アジア太平洋における国際テロリズムの現状と同地域への影響、国連の緊急人道支援活動の現場から見た日本の国際協力等について意見を聴取した。続いて参考人に対し、宇宙空間における平和維持、抑止の可能性、軍拡禁止をめぐる議論の見通し、航空産業や空港業務にアジアから労働者を採用する場合の懸念、ASEANに対し今後日本が行うべきテロ対策支援の在り方、先進国でもテロが起こるようになってきた時期及び背景、日本の宇宙政策において堅持すべき原則、日本が国際開発援助を行う上でまず行うべき取組及び司令塔づくりの必要性、PKOの性格が大きく変化する中での今後の日本のPKO参加の在り方、東京五輪に向け、テロを未然に防止するためのポイント、中立性、公平性が国際協力で最も重要であるという考え方の普遍性等について質疑を行った。

5月9日の調査会では、「国境を越える

諸問題の現状と解決に向けた課題」及び「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」について委員間の意見交換を行い、委員から、アジアの海洋安全保障において航行安全、環境保全、水産資源保護を一元化し各国と連携することの必要性、核軍縮を進めるため核保有国と非保有国との橋渡し役を日本が一層果たしていく必要性、日本独自の思いやりのある支援が日本の永続的平和を築いていく基礎であることを改めて認識する必要性、自由で開かれたインド太平洋戦略を中国の一带一路との連携を視野に入れ推進することの重要性、パリ協定の目標達成のため石炭火力発電の輸出支援及び日本のエネルギー政策を見直す必要性、海洋漂流ごみ対策の必要性を日中首脳レベルの対話等で日本側から提起する必要、国連の機能強化等の改革に日本が積極的役割を果たしていく重要性、日本とアジア近隣諸国間の国会、地方議会、地方自治体間等における交流促進の必要性等について意見が述べられた。

(2) 調査会経過

○平成30年2月7日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国際経済・外交に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」のうち、国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題(国際平和実現への取組)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東海大学海洋学部教授 山田吉彦君

NGOピースボート共同代表

核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN)

国際運営委員 川崎哲君

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社主任研究員 川口貴久君

[質疑者]

吉川ゆうみ君(自民)、大島九州男君(民進)、佐々木さやか君(公明)、武田良介君(共産)、石井苗子君(維新)、木戸口英司君(希会)、江崎孝君(立憲)、伊波洋一君(沖縄)、杉尾秀哉君(民進)

○平成30年2月14日(水) (第2回)

- 「アジア太平洋における平和の実現、地域協

力及び日本外交の在り方」のうち、国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題（環境問題・気候変動等への対応）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

国立研究開発法人国立環境研究所地球環境研究センター気候変動リスク評価研究室長 江守正多君

一般社団法人J E A N代表理事

特定非営利活動法人パートナーシップオフィス理事 金子博君

アジア防災センターセンター長

早稲田大学名誉教授 濱田政則君

[質疑者]

小野田紀美君（自民）、杉尾秀哉君（民進）、熊野正士君（公明）、武田良介君（共産）、石井苗子君（維新）、木戸口英司君（希会）、江崎孝君（立憲）、伊波洋一君（沖縄）

- 海外派遣議員から報告を聴き、第6回核実験以降の米国及び国連における北朝鮮問題への主な対応について及び第2回交渉以降の北米自由貿易協定見直しをめぐる主な動きについて政府参考人から説明を聴いた後、意見の交換を行った。

○平成30年2月21日(水) (第3回)

- 「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」のうち、信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題（日ASEAN、日ロ関係等）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

防衛省防衛研究所地域研究部長 兵頭慎治君

岐阜女子大学南アジア研究センター客員教授 福永正明君

日本映画大学特任教授 熊岡路矢君

[質疑者]

猪口邦子君（自民）、鉢呂吉雄君（民進）、里見隆治君（公明）、武田良介君（共産）、石井苗子君（維新）、木戸口英司君（希会）、

江崎孝君（立憲）、伊波洋一君（沖縄）、今井絵理子君（自民）、杉尾秀哉君（民進）、大島九州男君（民進）

○平成30年4月11日(水) (第4回)

- 「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」のうち、信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題（多国間協力枠組みの在り方等）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京理科大学教授 大庭三枝君

千葉大学大学院社会科学研究院教授 石戸光君

政策研究大学院大学研究科長・教授 増山幹高君

[質疑者]

猪口邦子君（自民）、小林正夫君（民進）、里見隆治君（公明）、武田良介君（共産）、石井苗子君（維新）、木戸口英司君（希会）、江崎孝君（立憲）、伊波洋一君（沖縄）、宮島喜文君（自民）

○平成30年4月18日(水) (第5回)

- 「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」のうち、国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題（国際平和実現への取組）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授 鈴木一人君

日本大学危機管理学部教授 安部川元伸君
元国連世界食糧計画（WFP）アジア地域局長 忍足謙朗君

[質疑者]

猪口邦子君（自民）、大島九州男君（民進）、熊野正士君（公明）、武田良介君（共産）、石井苗子君（維新）、江崎孝君（立憲）、木戸口英司君（希会）、伊波洋一君（沖縄）、今井絵理子君（自民）

○平成30年5月9日(水) (第6回)

- 理事を選任した。
- 「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」のうち、国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題及び信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題について意見の交換を行った。
- 平成30年6月6日(水) (第7回)
- 国際経済・外交に関する調査報告書(中間報

- 告)を提出することを決定した。
- 国際経済・外交に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。
- 平成30年7月20日(金) (第8回)
- 国際経済・外交に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

国際経済・外交に関する調査報告書(中間報告)

【要旨】

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成28年9月26日に設置され、3年間の調査テーマを「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」と決定した。

2年目においては、「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」及び「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」について、参考人から意見を聴取し質疑を行ったほか、海外派遣議員からの報告聴取及び意見交換、委員間の意見交換並びに横浜港、横浜市、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際協力機構研究所及び同機構地球ひろばの視察を行うなど調査を進め、提言を含む調査報告書(中間報告)を取りまとめ、6月6日、議長に提出した。その提言の主な内容は次のとおりである。

一、「グローバル・コモンズ」における平和と自由の確保

自由で安全な海洋の実現のため、地域各国と航行の自由、法の支配の重要性について認識の共有を図るとともに、海洋環境保全分野などから中国との協力を進めるほか、各国の海上保安機関に対する能力向上支援を継続し、人材育成に関する国際機関の設立を検討すべきである。また、宇宙空間のガバナンスについて、広範な宇宙利用に関するルール作りの枠組みを構築して協力の実績を重ねることにより、その必要性についてロシア、中国などの理解が得られるようにすべきである。さらに、サイバーセキュリティについて、規範作りも念頭に攻撃の監視・分析等に関する国際協力の推進などに取り組むべきである。

二、アジア太平洋地域における核軍縮・不拡散

北朝鮮の対話による核・ミサイル問題解決に向けた動きを地域の軍事的緊張緩和につなげるため、関係国と連携しながら、その解決に向け外交努力を行うべきである。また、北朝鮮の核兵器廃棄に関する実効性ある検証の実現に向けてイニシアティブを発揮するとともに、NPTプロセスにおいて、引き続き核兵器国と非核兵器国との橋渡しに向けた外交努力を行うべきである。さらに、核兵器禁止条約について、その意義や影響などを検討する委員会設置の検討も含め、国会等において議論を深めていくべきである。

三、東京オリンピック・パラリンピックも見据えたテロ対策

アジア諸国に対しテロ対策支援を継続し、関係機関の職員派遣を含む人的協力をより積極的に行うことを検討するとともに、テロの背景にある憎悪を払拭するため、平和的なテロ対策を推進すべきである。そのため、諸外国の関係機関と情報共有などの連携を強化するとともに、人権への十分な配慮を前提に、顔認証、行動認証等のIT技術を強化し、適切に使用することによりテロの予防に取り組むべきである。

四、環境問題、防災などを通じた地域協力

気候変動問題への対応について、国民の意識改革を促すとともに、温室効果ガスの更なる削減に不可欠な技術とライフスタイルの変革を融合させるイノベーション実現を容易にする取組を強化し、そのノウハウの開発途上国等への普及と適応策の支援を行うべきである。また、防災協力について、アジア防災センターなど多様な主体と連携して人材育成支援などを引き続き強化するとともに、日本の知見、経験をいかした防災の主流化をより効果的に進める工夫を行うべきである。さらに、越境海洋ごみ問題への対応について、国の更なる関与と国際協力が不可欠であり、各国NGOなどの取組を支援するため、我が国はより積極的な役割を担うべきである。

五、ロシア、インドに対する外交の在り方

対ロシア外交について、米ロ関係の動向も視野に入れつつ、その改善を後押しする外交を進めるとともに、安全保障面でのロシア側の懸念も踏まえた適切な協力を行う中で、日ロ関係の進展を図っていくべきである。また、対インド外交について、自由で開かれたインド太平洋戦略と中国の一帶一路戦略との間で、強みと弱みを補完するような連携の在り方を検討するほか、自由や人権の重要性に関する認識をインドとの間で共有できるよう働き掛けていくべきである。

六、多国間協力の在り方

アジアの地域内協力について、ASEANを対等なパートナーとして重視し、十分な支援を行うとともに、その実効性について不断に検証しつつ、様々な手段による相手国への強力な働き掛けを行い、後退が懸念される民主主義や人権尊重など状況の改善を促すべきである。また、国際機関、NGOとの連携について、緊急人道支援等の効果的な展開のため、政策目的に沿って二国間、国際機関経由、NGO経由、PKOの4つの効果的な組合せについての新たな仕組みを検討すべきである。

七、外交における議会の役割

参議院は、議員外交の戦略性を高めていくため、重要な外交交渉等の際に情報収集等を行う議員団の派遣を検討するとともに、欧米の民主化支援財団類似の仕組みを含め、本院がある程度の自立性を持って外交活動を行うために必要となる条件について、広範な視点から議論を行うべきである。

国民生活・経済に関する調査会

委員一覧 (25名)

会 長	増子 輝彦 (民進)	小川 克巳 (自民)	難波 奨二 (民進)
理 事	井上 義行 (自民)	自見 はなこ (自民)	吉川 沙織 (民進)
理 事	上野 通子 (自民)	進藤 金日子 (自民)	高瀬 弘美 (公明)
理 事	中西 健治 (自民)	豊田 俊郎 (自民)	宮崎 勝 (公明)
理 事	石上 俊雄 (民進)	中泉 松司 (自民)	川田 龍平 (立憲)
理 事	横山 信一 (公明)	中西 祐介 (自民)	薬師寺みちよ (無ク)
理 事	岩渕 友 (共産)	元榮 太一郎 (自民)	平山 佐知子 (国声)
理 事	藤巻 健史 (維新)	森屋 宏 (自民)	
理 事	朝日 健太郎 (自民)	山田 修路 (自民)	(30.1.22 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第192回国会の平成28年9月26日に設置され、3年間の調査テーマを「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」と決定した。

今国会においては、「豊かな国民生活の実現」について調査を行った。

平成30年2月7日、「子どもをめぐる格差への取組」について、公益財団法人あすのば代表理事小河光治君、特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長赤石千衣子君及び特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長栗林知絵子君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

2月14日、「若年者をめぐる格差への取組」について、立教大学大学院特任准教授稲葉剛君、社会福祉法人わたげ福祉会理事長・特定非営利活動法人わたげの会理事長・仙台市ひきこもり地域支援センター長秋田敦子君及び和光大学現代人間学部教授竹信三恵子君の各参考人から意

見を聴取し、質疑を行った。

2月21日、「高齢者をめぐる格差への取組」について、明治学院大学社会学部教授河合克義君、株式会社高齢社代表取締役社長緒形憲君及び特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会代表理事佐久間裕章君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月11日、「ユニバーサルサービスへの取組」について、日本理化学工業株式会社代表取締役社長大山隆久君、公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会理事長崎山美智子君及び筑波大学附属視覚特別支援学校教諭宇野和博君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月18日、「子ども・若年者をめぐる格差への取組」について、足立区地域のちから推進部長秋生修一郎君、矢吹町教育委員会子育て支援課長山野辺幸徳君及び首都大学東京人文社会学部人間社会学科教授阿部彩君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

5月9日、2年目の中間報告を取りまとめるに当たっての委員間の意見交換を

行った。

なお、2月7日、スウェーデン王国及びアイスランド共和国における格差及びその是正策等に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察のため、平成29年9月3日から9日までの7日間の日程で両国を訪れた海外派遣議員から、報告を聴取した。

6月6日、2年目の調査を踏まえ、参考人の意見を基にした主要論点の整理を含む中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月7日の調査会では、参考人から、格差の実態把握の必要性、支援政策の評価・検証を行うことの重要性、子ども食堂や学習支援の場の提供が地域において果たす役割等について意見が述べられた。その後、子どもの貧困を支援する団体が必要とすること、子どもの貧困に関する適切な指標、行政の窓口におけるひとり親家庭との信頼関係構築の重要性、子どもの貧困対策において国が果たすべき役割、尺度としての絶対的貧困率の適否、子どもの貧困対策推進法見直しの際のポイント、子ども食堂への行政の関与の在り方、地域におけるひとり親世帯の孤立防止策等について質疑を行った。

2月14日の調査会では、参考人から、若年者への安定した住まいの確保、ひきこもり支援における学習支援と中間就労の場の確保、労働に関する教育の充実と相談窓口の整備等について意見が述べられた。その後、日本型雇用システム崩壊に伴う持家中心の住宅政策の在り方、中高年のひきこもりの増加、行政によるひきこもり対策の課題、労働市場の流動化の重要性、近年の正社員の雇用の実態、

労働相談窓口整備の進め方、家庭に居場所のない未成年者に必要な支援等について質疑を行った。

2月21日の調査会では、参考人から、高齢期までの生活を保障するための制度の組合せ、高齢者が働きやすい環境づくり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援等について意見が述べられた。その後、社会保険制度等の高齢者就労の制約要因、地域包括ケアモデル展開に必要な施策、高齢期の貧困化の予防策、独居高齢者見守りのためのネットワークづくりの現状と課題、世代間格差の背景にある財政赤字の影響、住宅セーフティネット法に対する評価、高齢者の雇用機会を拡大するための方策、高齢の親と未婚の子の世帯が貧困に陥る背景等について質疑を行った。

4月11日の調査会では、参考人から、障害者雇用の現状、障害特性に合った希望する仕事を長期に安定して続けるための支援、障害者への差別や偏見を無くす上での行政用語の適正化等について意見が述べられた。その後、障害者をめぐる格差の解消に向けた政府等への要望、障害者の安定的就労を実現するための企業経営の在り方、障害者の親が障害者本人を支援できなくなった後に生じる問題、障害者の就労と最低賃金の保障、相続税の障害者控除の現状、視覚障害者等の関係審議会への参加の必要性、視覚障害者誘導ブロックの設置についてのガイドライン改正に向けた要望、特別支援学校の生徒を対象とした就業体験の取組事例等について質疑を行った。

4月18日の調査会では、参考人から、小中学校から学力格差を生じさせない方策、子ども全般に対する施策の充実と課題のある子どもへのきめ細かい支援、公

立中学校や定時制高校における学校給食の拡充等について意見が述べられた。その後、貧困対策としての中学・高校生が働く場の確保、基礎自治体において比較可能な相対的貧困率を算定するための方策、支援を必要とする子どもの把握方法、国の責任で行うべき貧困対策分野、格差是正のための再分配強化と国民負担増加の可否、子どもの貧困と親の健康・精神状況との相関関係、小規模の地方自治体における子どもの貧困対策の課題、地方自治体における連携体制構築の課題等について質疑を行った。

5月9日の調査会では、委員間の意見交換が行われ、子ども・若年者をめぐる格差の地域ごとの実態把握を踏まえた課題解決の必要性、ひきこもり支援における学習支援や中間就労の場の確保に向けた取組、困難を抱える人を支援につなげるための方策の充実、非正規労働者の職

業能力開発の促進、子どもの貧困に関する毎年の実態調査の必要性、学校給食をめぐる地域格差の是正、高齢者に対する住宅セーフティネット制度の必要性、障害者の意見を政策に反映させる機会の重要性、子ども全体に対する支援の引上げと困っている子どもへの支援の充実、同一労働同一賃金の実現と働く人の立場に立った制度改革の必要性、国が絶対的貧困の解消に全力を尽くす必要性、低所得者層を引き上げる方向での格差是正、入学試験における視覚障害者に対する配慮基準の早期是正、男女とも子どもを育てながら働くことができる環境の整備等について意見が述べられた。

6月6日、2年目の活動を踏まえ、参考人の意見を基にした主要論点の整理を含む中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

(2) 調査会経過

○平成30年1月22日(月) (第1回)

○調査会長の補欠選任を行った。

○平成30年2月7日(水) (第2回)

- 国民生活・経済に関する調査のため必要に依り参考人の出席をを求めることを決定した。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」のうち、豊かな国民生活の実現(子どもをめぐる格差への取組)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

公益財団法人あすのば代表理事 小河光治君
特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長 赤石千衣子君
特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長 栗林知絵子君

[質疑者]

朝日健太郎君(自民)、石上俊雄君(民進)、高瀬弘美君(公明)、岩渕友君(共産)、藤巻健史君(維新)、川田龍平君(立憲)、薬師寺みちよ君(無ク)、平山佐知子君(国声)、難波奨二君(民進)、森屋宏君(自民)

○海外派遣議員から報告を聴いた。

○平成30年2月14日(水) (第3回)

- 「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」のうち、豊かな国民生活の実現(若年者をめぐる格差への取組)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

立教大学大学院特任准教授 稲葉剛君
社会福祉法人わたげ福祉会理事長
特定非営利活動法人わたげの会理事長

仙台市ひきこもり地域支援センター長 秋田敦子君
和光大学現代人間学部教授 竹信三恵子君
〔質疑者〕

小川克巳君（自民）、吉川沙織君（民進）、横山信一君（公明）、岩渕友君（共産）、藤巻健史君（維新）、川田龍平君（立憲）、薬師寺みちよ君（無ク）、平山佐知子君（国声）、石上俊雄君（民進）

○平成30年2月21日（水）（第4回）

- 「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」のうち、豊かな国民生活の実現（高齢者をめぐる格差への取組）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

明治学院大学社会学部教授 河合克義君
株式会社高齢社代表取締役社長 緒形憲君
特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会代表理事 佐久間裕章君

〔質疑者〕

自見はなこ君（自民）、石上俊雄君（民進）、宮崎勝君（公明）、岩渕友君（共産）、藤巻健史君（維新）、川田龍平君（立憲）、薬師寺みちよ君（無ク）、平山佐知子君（国声）、吉川沙織君（民進）

○平成30年4月11日（水）（第5回）

- 「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」のうち、豊かな国民生活の実現（ユニバーサルサービスへの取組）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

日本理化学工業株式会社代表取締役社長 大山隆久君
公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会理事長 崎山美智子君
筑波大学附属視覚特別支援学校教諭 宇野和博君

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、難波奨二君（民進）、

高瀬弘美君（公明）、岩渕友君（共産）、藤巻健史君（維新）、川田龍平君（立憲）、薬師寺みちよ君（無ク）、平山佐知子君（国声）、石上俊雄君（民進）

○平成30年4月18日（水）（第6回）

- 「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」のうち、豊かな国民生活の実現（子ども・若年者をめぐる格差への取組）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

足立区地域のちから推進部長 秋生修一郎君
矢吹町教育委員会子育て支援課長 山野辺幸徳君
首都大学東京人文社会学部人間社会学科教授 阿部彩君

〔質疑者〕

元榮太一郎君（自民）、吉川沙織君（民進）、宮崎勝君（公明）、岩渕友君（共産）、藤巻健史君（維新）、川田龍平君（立憲）、薬師寺みちよ君（無ク）、平山佐知子君（国声）、石上俊雄君（民進）

○平成30年5月9日（水）（第7回）

- 理事を選任した。
- 「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」のうち、豊かな国民生活の実現について意見の交換を行った。

○平成30年6月6日（水）（第8回）

- 国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 国民生活・経済に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成30年7月20日（金）（第9回）

- 国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）

【要旨】

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第192回国会の平成28年9月26日に設置され、3年間の調査テーマを「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」と決定した後、1年目は、調査テーマのうち、「経済・生活不安の解消」について調査を行った。

2年目は、調査テーマのうち、「豊かな国民生活の実現」について調査を行うこととし、「子どもをめぐる格差への取組」、「若年者をめぐる格差への取組」、「高齢者をめぐる格差への取組」、「ユニバーサルサービスへの取組」及び「子ども・若年者をめぐる格差への取組」の各調査項目について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。続いて、委員間の意見交換を行った後、これまでの調査を調査報告書（中間報告）として取りまとめ、去る6月6日、議長に提出した。

また、同報告書では、参考人の意見を基に主要論点の整理を行っている。

資源エネルギーに関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	鶴保 庸介（自民）	井原 巧（自民）	長浜 博行（民進）
理 事	赤池 誠章（自民）	石田 昌宏（自民）	森本 真治（民進）
理 事	石井 みどり（自民）	島田 三郎（自民）	矢田 わか子（民進）
理 事	渡辺 猛之（自民）	そのだ 修光（自民）	三浦 信祐（公明）
理 事	浜野 喜史（民進）	高階 恵美子（自民）	市田 忠義（共産）
理 事	杉 久武（公明）	藤木 眞也（自民）	山本 太郎（希会）
理 事	山添 拓（共産）	森 まさこ（自民）	中山 恭子（希党）
理 事	浅田 均（維新）	渡邊 美樹（自民）	
理 事	青山 繁晴（自民）	磯崎 哲史（民進）	(30.2.7 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、原子力等エネルギー・資源に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第192回国会の平成28年9月26日に設置された。3年間の調査テーマを「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」とし、1年目は「資源エネルギー情勢と我が国の対応」を調査項目として取り上げ、第193回国会の平成29年5月31日に調査報告書（中間報告）を議長に提出した。また、このほか、「原子力問題に関する件」について調査を行った。

調査の2年目は、「我が国の資源エネルギー戦略」を調査項目として取り上げて調査を行った。また、「原子力問題に関する件」について調査を行った。

今国会においては、平成30年2月7日、「我が国の資源エネルギー戦略」のうち、資源エネルギーの安全保障について、参考人一般財団法人日本エネルギー経済研究所中東研究センター研究理事保坂修司君、東京大学公共政策大学院特任教授芳川恒志君及び東京大学名誉教授・内閣府S I P「次世代海洋資源調査技術」プロ

グラムディレクター浦辺徹郎君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月14日、「我が国の資源エネルギー戦略」のうち、再生可能エネルギーについて、参考人公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事・研究所長山地憲治君、一般財団法人電力中央研究所エネルギーイノベーション創発センター研究参事浅野浩志君、みやまスマートエネルギー株式会社代表取締役磯部達君及び京都大学大学院経済学研究科／地球環境学堂教授諸富徹君から意見を聴取した後、質疑を行った。また、同日、平成29年9月にフランス共和国、スペイン王国及びモロッコ王国における原子力及び再生可能エネルギーの開発並びに鉱物資源政策等に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察のため、本院から議員団の派遣が行われたことから、本調査会の調査に資するため、その調査の概要報告を聴取した。

2月21日、「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について更田原子力規制委員会委員長から説

明を聴取した。また、「原子力問題に関する件」について、武藤経済産業副大臣、西銘経済産業副大臣、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

2月22日、資源エネルギーに関する実情調査のため、神奈川県において視察を行った。

4月11日、「我が国の資源エネルギー戦略」のうち、資源エネルギーをめぐる諸問題について、参考人特定非営利活動法人国際環境経済研究所理事・主席研究員竹内純子君、龍谷大学政策学部教授大島堅一君及び特定非営利活動法人日本水フォーラム代表理事竹村公太郎君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月18日、「原子力問題に関する件」について、浜田復興副大臣、平木経済産業大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

5月9日、「我が国の資源エネルギー戦略」についての参考人からの意見聴取等を踏まえ、西銘経済産業副大臣及びとかしき環境副大臣から説明を聴き、西銘経済産業副大臣、とかしき環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、中間報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。

6月6日、「我が国の資源エネルギー戦略」について、調査報告書（中間報告）を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月7日の調査会では、「我が国の資源エネルギー戦略」のうち、資源エネルギーの安全保障について、参考人から①エネ

ルギー政策における3E（安定供給、経済性、環境性）のバランスの重要性、②我が国がとるべきエネルギーミックスの在り方、③海底鉱物資源開発の重要性等について意見を聴取し、我が国のエネルギー安全保障を確かなものとするための中東政策の在り方、世界の海底資源の発掘状況等及び我が国が調査を進める際の体制上の課題、内閣府SIPの海洋資源調査・探査における知財戦略の重要性、非軍事対応を基本に据えるべきテロ根絶策において我が国の果たすべき役割、パリ協定後の脱化石燃料という流れの中での原発政策の在り方、我が国のエネルギー安全保障のため米国と必ずしも一体ではない対応の必要性、我が国の大陸棚における海底熱水鉱床の商用化の見通し等について質疑を行った。

2月14日の調査会では、「我が国の資源エネルギー戦略」のうち、再生可能エネルギーについて、参考人から①系統制約を想定潮流合理化等の日本版コネクト&マネージにより克服する必要性、②再生可能エネルギー拡大に向け電源の調整力を確保するために利用者側のデマンドレスポンス（DR）資源を活用する必要性、③電力を生活総合支援サービスとセットで提供することで地域の課題解決を目指すみやスマートエネルギー株式会社の取組、④再生可能エネルギーの系統容量制約問題の実情及び原因並びに解決策等について意見を聴取し、再生可能エネルギーにより電力を安定供給するための30年後の電源比率の目標、固定価格買取制度（FIT）による再生可能エネルギー導入に伴う国民負担増や買取価格の引下げ等の課題への見解、電力需給調整における上げDRという新たな仕組、国外との電力融通が利かない我が国にベース

ロード電源という考え方の必要性の有無、再生可能エネルギー開発による原発ゼロの達成可能な時期の見通し、電力自由化の進捗状況への評価及び電力自由化の障害となり得る事情、水力発電の在り方を含めた国として行うべきテーマ、分散型電力システムや電力の地産地消のための強固な送配電網の必要性等について質疑を行った。

2月21日の調査会では、「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について原子力規制委員会委員長から説明を聴取し、「原子力問題に関する件」について、新規制基準における火山噴火に係る基準を見直す必要性、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の概要並びに期待される役割、新規制制度への米国原子炉監視プロセス（R O P）導入の検討状況等及び導入への課題、火山噴火及びその規模の予測可能性に関する規制委員会の見解、使用済核燃料の最終処分場に関する見解及び国が地域の理解を求めて取り組む必要性、眼の水晶体への等価線量限度の新国際基準（ソウル声明）への国内法整備の対応状況、規制委員会による検査の量と質を高める体制強化の必要性への同委員会委員長所見等について質疑を行った。

4月11日の調査会では、「我が国の資源エネルギー戦略」のうち、資源エネルギーをめぐる諸問題について、参考人から①我が国のエネルギー事情に激変をもたらす脱炭素化、分散電源等の5つのトレンド、②原発コストの計算方法自体に問題があり経済性評価をやり直して国民に示すことの必要性、③途方もない価格上昇が予想される化石燃料に対し燃料費の不要な水力発電に注力することの重要性等について意見を聴取し、再生可能エネル

ギーの導入増によるFITの拡充に伴う電気料金の上昇への見解、2030年電源構成を見直し現実的な目標を立てる必要性、今後の電力需要予測から逆算したエネルギー政策の必要性、原発の事故リスクは社会的に受け入れ難く原発ゼロを目指す必要性、原発を再稼働させる場合のバックエンドコストを含めた原発コストへの評価、高レベル放射性廃棄物の処分をめぐる正当な合意形成プロセスの在り方、ダムにおける発電機設置割合の現状及び設置に伴う不都合の有無、原子力に関わる人材の育成・継承のポイント、ベースロード電源の考え方ではなく再生可能エネルギーを主力電源とする方向へ移行する必要性等について質疑を行った。

4月18日の調査会では、「原子力問題に関する件」について、原発ゼロの主張がある中での原発の安全確保に関する規制委員会の見解、原子力規制検査の実効性担保に必要な検査官の確保状況及び能力向上策の検討状況、確率論的リスク評価の規制行政全般への積極的な活用必要性、火山影響評価ガイドで巨大噴火リスクを社会通念上容認される水準としたことの問題性、小型原子炉を開発する取組を促すことの必要性、放射線障害から労働者を守るための電離放射線障害防止規則の適用の在り方、国民への放射能及び原子力に係る正確な知識普及への一層の努力の必要性等について質疑を行った。

5月9日の調査会では、「我が国の資源エネルギー戦略」について、政府から、我が国のエネルギーミックス、水力発電の利活用、我が国の地球温暖化対策と再生可能エネルギー施策等について説明を聴取し、クリーンエネルギーを用いた水素の安定的な大量生産方法及び水素エンジン等の開発状況、エネルギー情勢懇談

会提言における主要国のエネルギー戦略への評価の概要、エネルギーミックス議論で我が国が脱炭素化を実現するための具体的な工程表を示す必要性、脱炭素化と経済競争力の維持をめぐる環境省と経済産業省の発電に係る対立関係を整理する必要性、エネルギー基本計画骨子案策定に際し原子力発電の経済性評価等の実施の有無、二国間クレジット制度（JCM）のパートナー国の拡大見込み、使用済核燃料の最終処分場の選定には第三者の委員会を設置し国民への透明性を担保し直す必要性、水力発電の再評価と最大限の活用に向け省庁間の縦割りを排除する必要性等について質疑を行った。

また、中間報告の取りまとめに向けて、エネルギーミックスにおける3E+S（安全性）のバランスの重要性、原発の安全神話崩壊を真摯に受け止めることの必要性及び直ちに原発ゼロとする政策の非現

実性、原子力規制ルールの明確化、脱炭素・省エネ・再生可能エネルギーの大幅拡大、脱原発実現に向けた真剣な検討、地球温暖化問題で世界をリードする必要性、経済性等多面的評価を行った上でのエネルギー基本計画等の作成、当面は原発再稼働に取り組む必要性、地震等の自然災害と発電施設との関係を考える必要性、メタンハイドレート開発への取組等について委員から意見が述べられた。

6月6日、「我が国の資源エネルギー戦略」について、2年目の調査活動の概要をまとめ、エネルギー政策の方向性、エネルギーミックス、地球温暖化対策とエネルギー政策、産油国情勢、火力発電、原子力発電、再生可能エネルギー、海洋資源という主要論点別に議論を整理した調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

（2）調査会経過

○平成30年2月7日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 原子力等エネルギー・資源に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」のうち、我が国の資源エネルギー戦略（資源エネルギーの安全保障）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一般財団法人日本エネルギー経済研究所
中東研究センター研究理事 保坂修司君
東京大学公共政策大学院特任教授 芳川恒志君
東京大学名誉教授・内閣府SIP「次世代

海洋資源調査技術」プログラムディレクター 浦辺徹郎君

〔質疑者〕

島田三郎君（自民）、礪崎哲史君（民進）、三浦信祐君（公明）、山添拓君（共産）、浅田均君（維新）、山本太郎君（希会）、そのだ修光君（自民）

○平成30年2月14日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」のうち、我が国の資源エネルギー戦略（再生可能エネルギー）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事・研究所長 山地憲治君

一般財団法人電力中央研究所エネルギーイノベーション創発センター研究参事 浅野浩志君

みやまスマートエネルギー株式会社代表取締役 磯部達君

京都大学大学院経済学研究科／地球環境学
堂教授 諸富徹君

[質疑者]

藤木真也君（自民）、矢田わか子君（民進）、
杉久武君（公明）、山添拓君（共産）、儀間
光男君（維新）、山本太郎君（希会）、中山
恭子君（希党）、浜野喜史君（民進）

○海外派遣議員から報告を聴いた。

○平成30年2月21日(水) (第3回)

○「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について更田原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。

○原子力問題に関する件について武藤経済産業副大臣、西銘経済産業副大臣、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

[質疑者]

青山繁晴君（自民）、浜野喜史君（民進）、
三浦信祐君（公明）、山添拓君（共産）、儀
間光男君（維新）、山本太郎君（希会）、中
山恭子君（希党）

○平成30年4月11日(水) (第4回)

○「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」のうち、我が国の資源エネルギー戦略（資源エネルギーをめぐる諸問題）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

特定非営利活動法人国際環境経済研究所理事・主席研究員 竹内純子君

龍谷大学政策学部教授 大島堅一君

特定非営利活動法人日本水フォーラム代表理事 竹村公太郎君

[質疑者]

井原巧君（自民）、森本真治君（民進）、三浦信祐君（公明）、市田忠義君（共産）、儀

間光男君（維新）、山本太郎君（希会）、中山恭子君（希党）、浜野喜史君（民進）、山添拓君（共産）

○平成30年4月18日(水) (第5回)

○理事の補欠選任を行った。

○原子力問題に関する件について浜田復興副大臣、平木経済産業大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

[質疑者]

赤池誠章君（自民）、杉久武君（公明）、浜野喜史君（民進）、山添拓君（共産）、儀間光男君（維新）、山本太郎君（希会）、中山恭子君（希党）

○平成30年5月9日(水) (第6回)

○理事の辞任を許可した。

○理事の選任及び補欠選任を行った。

○「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」のうち、我が国の資源エネルギー戦略について西銘経済産業副大臣及びとかしき環境副大臣から説明を聴き、西銘経済産業副大臣、とかしき環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

[質疑者]

石田昌宏君（自民）、浜野喜史君（民主）、石橋通宏君（立憲）、三浦信祐君（公明）、山添拓君（共産）、儀間光男君（維新）、山本太郎君（希会）、中山恭子君（希党）

○平成30年6月6日(水) (第7回)

○原子力等エネルギー・資源に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○原子力等エネルギー・資源に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成30年7月20日(金) (第8回)

○原子力等エネルギー・資源に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

原子力等エネルギー・資源に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、原子力等エネルギー・資源に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成28年9月26日に設置され、3年間の調査テーマを「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」とした。

2年目においては、調査テーマのうち「我が国の資源エネルギー戦略」を調査項目とし、「資源エネルギーの安全保障」、「再生可能エネルギー」及び「資源エネルギーをめぐる諸問題」について、参考人から意見を聴取し質疑を行った。また、政府から説明を聴取し質疑を行うとともに、エネルギー関連の新技术に関する視察を行った。以上を踏まえ、委員間の意見交換を行った後、調査報告書（中間報告）として取りまとめ、平成30年6月6日、議長に提出した。

本報告書においては、これまでの調査の概要とともに、主な議論を「エネルギー政策の方向性」、「エネルギーミックス」、「地球温暖化対策とエネルギー政策」、「産油国情勢」、「火力発電」、「原子力発電」、「再生可能エネルギー」及び「海洋資源」という8つの主要論点に着目して整理している。

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会長	柳本 卓治（自民）	石井 正弘（自民）	石橋 通宏（民進）
幹事	磯崎 仁彦（自民）	片山 さつき（自民）	小川 勝也（民進）
幹事	岡田 直樹（自民）	北村 経夫（自民）	浜口 誠（民進）
幹事	二之湯 武史（自民）	古賀 友一郎（自民）	牧山 ひろえ（民進）
幹事	西田 昌司（自民）	高野 光二郎（自民）	宮沢 由佳（民進）
幹事	舞立 昇治（自民）	滝波 宏文（自民）	伊藤 孝江（公明）
幹事	小西 洋之（民進）	塚田 一郎（自民）	魚住 裕一郎（公明）
幹事	白 眞勲（民進）	堂故 茂（自民）	竹内 真二（公明）
幹事	西田 実仁（公明）	中曽根 弘文（自民）	山本 博司（公明）
幹事	仁比 聡平（共産）	中西 哲（自民）	吉良 よし子（共産）
幹事	浅田 均（維新）	二之湯 智（自民）	山添 拓（共産）
	足立 敏之（自民）	古川 俊治（自民）	東 徹（維新）
	阿達 雅志（自民）	松川 るい（自民）	福島 みずほ（希会）
	愛知 治郎（自民）	山谷 えり子（自民）	風間 直樹（立憲）
	有村 治子（自民）	伊藤 孝恵（民進）	松沢 成文（希党）

(30. 2. 21 現在)

(1) 活動概観

〔調査等の経過〕

憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、2月21日、「憲法に対する考え方」について意見の交換を行った。

また、本審査会付託の請願6種類143件は、いずれも保留とした。

〔調査の概要〕

2月21日、「憲法に対する考え方」について、委員相互間の意見交換において、自民党が検討している合区解消に係る47条・92条の改正案についての説明、安倍総理・安倍自民党の憲法改正に対する考え方への批判、憲法審査会において憲法

改正手続法に対する附帯決議の議論を行うことの提案、参議院の緊急集会の重要性及び緊急集会と全国民の代表との関係、安倍政権下で変貌する自衛隊を憲法に明記することは9条2項の意味を覆すことになるとの見解、改憲項目として教育無償化・統治機構改革・憲法裁判所を取り上げるべきとの主張の背景となる考え方、集団的自衛権を行使する自衛隊の憲法への明記は許すべきでないとの見解、9条・日米安保条約・日米地位協定をパッケージで調査することの提案、9条への自衛隊明記の前提として自衛権を明記することの必要性、緊急事態条項について行政権限の強化も含めて憲法に明記することの重要性、自衛隊の存在を憲法に明記することの必要性、合区解消に係る憲法改正の必要性に対する疑問及び47条改正と一票の較差との関係についての疑問、憲法審査会において日米地位協定

について議論することの提案、占領下における制約の下で憲法が制定されたことを直視することの必要性、平和主義及び立憲主義に関する認識について議論することの必要性、国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義の3原理は改正限界であるとの見解、憲法改正の発議における幅広い合意の必要性和憲法改正の議論における幅広い国民の理解の必要性、憲法ではなく米軍基地の問題など憲法に反する現実こそ変えるべきとの見解、参議院の選挙制度改革を憲法改正により行うことへの疑問、自衛隊を国軍と位置付けた上で行動基準・軍法会議などを整備することの必要性、憲法への自衛隊明記が国民投票で否決された場合の問題点、平和安全法制は合憲であり立憲主義に反しないとの見解、国民投票における最

低投票率及び有料広告規制に関する議論の提案、教育充実のための26条と89条の改正の必要性、自衛隊及び日米同盟の強化と9条改正の必要性、9条への自衛隊の明記と従来の解釈の維持との関係、主権のない時代に9条と再軍備という矛盾を押し付けられたという事実を整理していくことが立憲主義そのものであるとの見解、憲法への軍隊明記と日米安保条約・日米地位協定との関係に関する疑問、福井県の豪雪への対応を踏まえた合区の問題点と緊急事態における選挙延期の必要性、両院の議員が全国民を代表する点は変えるべきではないとの見解、地方の固有財源及び固有財源で足りない場合の財源保障の必要性等が述べられた。

(2) 審査会経過

- 平成30年2月21日(水) (第1回)
 - 憲法に対する考え方について意見の交換を行った。
- 平成30年5月23日(水) (第2回)
 - 幹事の補欠選任を行った。
 - 会長は会長代理に大島九州男君を指名した。
- 平成30年7月20日(金) (第3回)
 - 請願第67号外142件を審査した。

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会 長	中曾根 弘文（自民）	猪口 邦子（自民）	山本 香苗（公明）
	阿達 雅志（自民）	石橋 通宏（民進）	仁比 聡平（共産）
	井原 巧（自民）	大野 元裕（民進）	(30. 2. 20 現在)

（1）活動概観

5月11日の本会議で1名の委員の辞任が許可された後、新たに1名の委員が選任された。同日、選任された1名の委員により、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓が行われた。

〔調査の経過〕

今国会においては、まず、本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項のうち、サードパーティールール適用がある特定秘密の国会への提供に関する政府の対応について、公開の審査会を2回開会し、上川国務大臣に対し質疑を行った。

次に、特定秘密の保護に関する法律第19条により平成29年5月19日に政府から国会に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について政府参考人から説明を聴き、上川国務大臣、葉梨内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。また、本審査会の年次報告書における指摘事項等について政府参考人から説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った。さらに、平成29年5月19日に内閣府独立

公文書管理監から内閣総理大臣に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について政府参考人から説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った。

続いて、平成28年末時点で特定秘密を指定している11行政機関から指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について全般的な説明を聴き、うち9行政機関から追加的な説明を聴いた上で、質疑を行った。

〔調査の概要〕

2月20日、本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関して、公開の審査会において、上川国務大臣に対し質疑を行った。

4月3日、本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関して、公開の審査会において、上川国務大臣に対し質疑を行った。

4月11日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について政府参考人から補足説明を聴いた後、葉梨内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。また、本審査

会の年次報告書における指摘事項等について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。続いて、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

4月27日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告及び本審査会の年次報告書における指摘事項等について政府参考人から説明を聴いた後、上川国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。また、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

5月25日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する

報告に関して、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から全般的な説明を聴いた。

6月8日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、外務省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁の特定秘密の指定及びその解除の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

6月15日、本審査会の年次報告書における指摘事項等について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。また、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省及び公安調査庁の特定秘密の指定の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

(2) 審査会経過

○平成30年2月20日(火) (第1回)

- 議員その他の者の傍聴を許すものとすることに決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関する件について上川国務大臣に対し質疑を行った。

○平成30年4月3日(火) (第2回)

- 議員その他の者の傍聴を許すものとすることに決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関する件について上川国務大臣に対し質疑を行った。

○平成30年4月11日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について政府参考人から補足説明を聴いた後、葉梨内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

- 本審査会の年次報告書における指摘事項等に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

- 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成30年4月27日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件及び本審査会の年次報告書における指摘事項等に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、上川国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成30年5月25日(金) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成30年6月8日(金) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、外務省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁の特定秘密の指定及びその解除の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成30年6月15日(金) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 本審査会の年次報告書における指摘事項等に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省及び公安調査庁の特定秘密の指定の状

- 況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

5 政治倫理審査会

委員一覧（15名）

会 長	吉田	博美	（自民）	関口	昌一	（自民）	那谷屋	正義	（民進）
幹 事	岡田	直樹	（自民）	武見	敬三	（自民）	山口	那津男	（公明）
幹 事	西田	昌司	（自民）	橋本	聖子	（自民）	若松	謙維	（公明）
幹 事	小川	勝也	（民進）	山本	一太	（自民）	山下	芳生	（共産）
	片山	さつき	（自民）	榛葉	賀津也	（民進）	清水	貴之	（維新）
									（30. 1. 25 現在）

審査会経過

- 平成30年 1 月25日（木）（第 3 回）
 - 幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 平成30年 7 月20日（金）（第 4 回）
 - 幹事の補欠選任を行った。

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、2,870件（165種類）であり、このうち件数の多かったものは、「障害福祉についての法制度の拡充に関する請願」147件、「憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願」99件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」90件、「教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願」72件、「難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願」63件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣292件、法務165件、外交防衛195件、財政金融247件、文教科学299件、厚生労働1,012件、農林水産6件、経済産業127件、国土交通228件、環境49件、災害対策48件、倫理選挙23件、震災復興36件、憲法143件であった。

請願者の総数は1,530万9,094人に上っている。

請願書の紹介提出期限は、当初、6月4日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の同13日までと決定されたが、同20日の衆・本会議において32日間の会期延長が議決されたため、当初会期終了日翌日の同21日から受理を再開した。延長後の紹介提出期限については、7月6日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の9日前の同13日までと決定された。

7月20日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、2委員会において282件（8種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで、同日の本会議に

おいて「法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願」外281件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は9.8%であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は4.8%であった。

2 請願件数表

委員会・憲法審査会					本会議	備考
委員会等名	付託	採択	不採択	未了	採択	
内閣	292	0	0	292	0	
法務	165	43	0	122	43	
外交防衛	195	0	0	195	0	
財政金融	247	0	0	247	0	
文教科学	299	0	0	299	0	
厚生労働	1,012	239	0	773	239	
農林水産	6	0	0	6	0	
経済産業	127	0	0	127	0	
国土交通	228	0	0	228	0	
環境	49	0	0	49	0	
災害対策	48	0	0	48	0	
倫理選挙	23	0	0	23	0	
震災復興	36	0	0	36	0	
憲法	143	0	0	143	0	
計	2,870	282	0	2,588	282	提出総数 2,870件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

- 法務委員会……………43件
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（第1428号外17件）
裁判所の人的・物的充実に関する請願（第1559号外24件）
- 厚生労働委員会……………239件
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第854号外89件）
保育士等職員配置基準の改善等に関する請願（第1004号）
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願（第1570号外62件）
ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者の支援と肝炎ウイルス検診等の推進に関する請願（第1947号外24件）
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願（第2097号外27件）
神経系疾患である筋痛性脳脊髄炎の研究推進に関する請願（第2268号外31件）

【内閣に送付するを要しないもの】

なし

質問主意書一覧

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
1	日朝交渉に関する質問主意書	有田 芳生君	30. 1. 22	30. 1. 24	30. 1. 30	30. 2. 1 第4号
2	日本の沿岸に漂着した漁船等に関する質問主意書	有田 芳生君	1. 22	1. 24	1. 30	2. 1 第4号
3	ストックホルム合意における「日本人に関する全ての問題」に関する質問主意書	有田 芳生君	1. 22	1. 24	1. 30	2. 1 第4号
4	働き方改革関連束ね法案に関する質問主意書	吉川 沙織君	1. 22	1. 24	1. 30	2. 1 第4号
5	介護報酬の書面請求の廃止が訪問診療に及ぼす影響に関する質問主意書	田村 智子君	1. 24	1. 29	2. 2	2. 14 第5号
6	イーゼス・アショアの用途に関する質問主意書	山本 太郎君	1. 25	1. 29	2. 2	2. 14 第5号
7	米軍北部訓練場の返還跡地の支障除去等に関する質問主意書	糸数 慶子君	1. 31	2. 5	2. 9	2. 14 第5号
8	在沖縄米軍の航空機事故等に関する質問主意書	糸数 慶子君	1. 31	2. 5	2. 9	2. 14 第5号
9	「ジェントリフィケーション」への対策と老朽化した集合住宅からの高齢者の立ち退き問題に関する質問主意書	山本 太郎君	2. 5	2. 7	2. 13	2. 14 第5号
10	東シナ海洋上におけるパナマ籍タンカーからの原油流出事故に関する質問主意書	山本 太郎君	2. 5	2. 7	2. 13	2. 14 第5号
11	安倍首相の憲法改正の必要性を述べた答弁に関する質問主意書	山本 太郎君	2. 7	2. 14	2. 20	3. 9 第6号
12	安倍総理の東欧訪問とたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約締結国の責務に関する質問主意書	松沢 成文君	2. 9	2. 14	2. 20	3. 9 第6号
13	賭博及びギャンブル等の定義及び認識に関する質問主意書	真山 勇一君	2. 9	2. 14	2. 20	3. 9 第6号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
14	私立幼稚園への支援拡充に関する質問主意書	小川 勝也君	30. 2. 9	30. 2. 14	30. 2. 20	30. 3. 9 第6号
15	幼稚園教諭及び保育士の免許・資格制度の在り方に関する質問主意書	小川 勝也君	2. 9	2. 14	2. 20	3. 9 第6号
16	幼稚園における二歳児受入れに関する質問主意書	小川 勝也君	2. 9	2. 14	2. 20	3. 9 第6号
17	牛乳に関する質問主意書	伊藤 孝恵君	2. 13	2. 19	2. 23	3. 9 第6号
18	育児用粉ミルクに関する質問主意書	伊藤 孝恵君	2. 13	2. 19	2. 23	3. 9 第6号
19	「脱北者」に関する質問主意書	有田 芳生君	2. 14	2. 19	2. 23	3. 9 第6号
20	J R総連系労組への浸透が指摘され続けている革マル派の現状と実態に関する質問主意書	川合 孝典君	2. 15	2. 19	2. 23	3. 9 第6号
21	再生可能エネルギー固定価格買取制度における小形風車の型式認証の存在意義に関する質問主意書	石井 章君	2. 19	2. 21	2. 27	3. 9 第6号
22	医師、看護師等の免許申請時における障害者に対する合理的配慮に関する質問主意書	川田 龍平君	2. 20	2. 26	3. 2	3. 9 第6号
23	生活保護受給者への後発医薬品使用原則化に関する質問主意書	山本 太郎君	2. 21	2. 26	3. 2	3. 9 第6号
24	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に示された後発医薬品の使用原則化とバイオ後続品の品質に関する質問主意書	川田 龍平君	2. 22	2. 26	3. 2	3. 9 第6号
25	厚生労働省が情報提供している「ヒトパピローマウイルスワクチン」にかかるリーフレットに関する質問主意書	川田 龍平君	2. 22	2. 26	3. 2	3. 9 第6号
26	植物油脂の安全性に関する質問主意書	伊藤 孝恵君	2. 23	2. 28	3. 6	3. 9 第6号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
27	コレステロール値と疾病に関する質問主意書	伊藤 孝恵君	30. 2. 23	30. 2. 28	30. 3. 6	30. 3. 9 第6号
28	鉄道事業法における鉄道事業の許可と列車運行義務及び被災した鉄道の復旧に関する質問主意書	山本 太郎君	2. 23	2. 28	3. 6	3. 9 第6号
29	国土及び海岸保全と鉄道復旧の関係に関する質問主意書	山本 太郎君	2. 23	2. 28	3. 6	3. 9 第6号
30	バス事業の安全問題及び地方路線問題に関する質問主意書	山本 太郎君	3. 1	3. 5	3. 9	
31	保育士の登録取消制度の実効性確保策に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3. 7	3. 12	3. 16	3. 23 第8号
32	H I V抗体検査の受検率向上に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3. 7	3. 12	3. 16	3. 23 第8号
33	H I V感染者数を減少させるための数値目標の設定に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3. 7	3. 12	3. 16	3. 23 第8号
34	国政調査権と検察による捜査権の優越関係に関する質問主意書	蓮 舫君	3. 12	3. 14	3. 20	3. 23 第8号
35	沖縄県辺野古沿岸域の地層に関する質問主意書	糸数 慶子君	3. 12	3. 14	3. 20	3. 23 第8号
36	公文書偽造に関する質問主意書	真山 勇一君	3. 12	3. 14	3. 20	3. 23 第8号
37	森友学園への国有地貸付・売却に関する決裁文書原本の大阪地方検察庁への任意提出に関する質問主意書	福島 みずほ君	3. 14	3. 19	3. 23	3. 28 第9号
38	内閣の方針に反するJ B I Cの融資に関する質問主意書	川田 龍平君	3. 14	3. 19	3. 23	3. 28 第9号
39	技能実習生が除染作業に従事した事実に関する質問主意書	川田 龍平君	3. 14	3. 19	3. 23	3. 28 第9号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
40	森友学園に対する国有地の売り渡しに関する質問主意書	山本 太郎君	30. 3. 15	30. 3. 19	30. 3. 23	30. 3. 28 第9号
41	前川喜平・前文部科学事務次官の講演内容についての市教委への問い合わせに関する質問主意書	斎藤 嘉隆君	3. 16	3. 22	3. 27	3. 28 第9号
42	拉致被害者及び特定失踪者の家族等による国際刑事裁判所への申立に関する質問主意書	有田 芳生君	3. 19	3. 22	3. 27	3. 28 第9号
43	国家戦略特区ワーキンググループの議事要旨等の作成・公開と配布資料の開示に関する質問主意書	田村 智子君	3. 19	3. 22	3. 27	3. 28 第9号
44	財務省が交通事故被害者等から六千六百六十九億円の返金を求められていることに関する質問主意書	川田 龍平君	3. 19	3. 22	3. 27	3. 28 第9号
45	独立機関としての会計検査院に対する国民の信頼失墜に関する質問主意書	川田 龍平君	3. 19	3. 22	3. 27	3. 28 第9号
46	北朝鮮における残留日本人問題に関する質問主意書	有田 芳生君	3. 20	3. 26	3. 30	4. 4 第11号
47	北朝鮮における日本人遺骨及び墓地問題に関する質問主意書	有田 芳生君	3. 20	3. 26	3. 30	4. 4 第11号
48	奨学金返還者の負担軽減に関する質問主意書	藤末 健三君	3. 20	3. 26	3. 30	4. 4 第11号
49	昭恵夫人の発言についての安倍首相の「確認」に関する質問主意書	山本 太郎君	3. 22	3. 26	3. 30	4. 4 第11号
50	意思決定支援等を行う者に対する研修の実施に関する質問主意書	川田 龍平君	3. 26	3. 28	4. 3	4. 4 第11号
51	介護保険の訪問介護の「生活援助」に係る運営基準の改定に関する質問主意書	相原 久美子君	3. 29	4. 2	4. 6	4. 11 第13号
52	六ヶ所再処理工場の高レベル廃液の早期安定化に関する質問主意書	川田 龍平君	3. 29	4. 2	4. 6	4. 11 第13号
53	東海再処理工場の高放射性廃液の早期安定化に関する質問主意書	川田 龍平君	3. 29	4. 2	4. 6	4. 11 第13号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
54	国際観光旅客税の使途に感染症対策を含めるべきことに関する質問主意書	川田 龍平君	30. 3. 29	30. 4. 2	30. 4. 6	30. 4. 11 第13号
55	陸上自衛隊オスプレイの配備先に関する質問主意書	青木 愛君	3. 30	4. 4	4. 10	4. 11 第13号
56	フリーランサーの保護・支援に関する質問主意書	川田 龍平君	4. 2	4. 4	4. 10	4. 11 第13号
57	女性活躍推進法に基づく男女間の賃金格差の情報公表に関する質問主意書	川田 龍平君	4. 2	4. 4	4. 10	4. 11 第13号
58	在沖海兵隊施設の「自然資源・文化資源統合管理計画」の入手経緯に関する質問主意書	伊波 洋一君	4. 2	4. 4	4. 10	4. 11 第13号
59	医師等医療従事者の働き方に関する質問主意書	川田 龍平君	4. 2	4. 4	4. 10	4. 11 第13号
60	米軍の訓練空域に関する質問主意書	糸数 慶子君	4. 5	4. 9	4. 13	
61	カンボジアにおける法の支配の危機に関する質問主意書	川田 龍平君	4. 6	4. 11	4. 17	
62	闘病中の高校生の学びの支援に関する質問主意書	川田 龍平君	4. 6	4. 11	4. 17	
63	精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する質問主意書	川田 龍平君	4. 6	4. 11	4. 17	
64	関東大震災時における朝鮮人等虐殺事件に関する質問主意書	有田 芳生君	4. 6	4. 11	4. 17	
65	日本人配偶者問題に関する質問主意書	有田 芳生君	4. 6	4. 11	4. 17	
66	高度プロフェッショナル制度の適用対象に関する質問主意書	川田 龍平君	4. 9	4. 11	4. 17	
67	高度プロフェッショナル制度の立法事実に関する質問主意書	川田 龍平君	4. 9	4. 11	4. 17	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
68	チンパンジー等に対する侵襲的実験の禁止およびヒトとのキメラ作成に関する質問主意書	川田 龍平君	30. 4. 10	30. 4. 16	30. 4. 20	
69	国連人権対日審査の勧告に関する質問主意書	川田 龍平君	4. 10	4. 16	4. 20	
70	タクシーを始めとする旅客運送をめぐる諸課題に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 12	4. 16	4. 20	
71	レンタカーを利用する旅行者に運転手を手配する「ドライバーマッチングサービス」に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 12	4. 16	4. 20	
72	生活困窮者等の住まいにおける防火対策等に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 12	4. 16	4. 20	
73	陸上自衛隊オスプレイの配備先に関する再質問主意書	青木 愛君	4. 13	4. 18	4. 24	
74	自衛隊のサイバー・セキュリティ能力向上に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 13	4. 18	4. 24	
75	防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律等に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 13	4. 18	4. 24	
76	政府職員によるテレワークに関する質問主意書	古賀 之士君	4. 18	4. 24	4. 27	
77	政府が保有又は賃借している通信機器に関する質問主意書	古賀 之士君	4. 18	4. 24	4. 27	
78	政府職員の携帯電話及びパーソナルコンピューターの利用に関する質問主意書	古賀 之士君	4. 18	4. 24	4. 27	
79	政府の利用する検索エンジンに関する質問主意書	古賀 之士君	4. 18	4. 24	4. 27	
80	政府認定拉致被害者に関する質問主意書	有田 芳生君	4. 20	4. 24	4. 27	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
81	森友学園に関して二〇一七年二月二十二日に行われた、菅官房長官に対する報告会議に関する質問主意書	福島 みずほ君	30. 4. 23	30. 5. 7	30. 5. 11	
82	県人会等に対する寄附に関する質問主意書	足立 信也君	4. 24	5. 7	5. 11	
83	排痰補助装置の普及に関する質問主意書	小川 勝也君	4. 25	5. 7	5. 11	
84	陸上自衛隊オスプレイの配備先に関する第三回質問主意書	青木 愛君	4. 26	5. 7	5. 11	
85	政府認定拉致被害者に関する再質問主意書	有田 芳生君	4. 27	5. 7	5. 11	
86	介護保険の訪問介護の「生活援助」に係る運営基準の改定に関する再質問主意書	相原 久美子君	4. 27	5. 7	5. 11	
87	公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 27	5. 7	5. 11	
88	「普天間飛行場負担軽減推進会議」に関する質問主意書	糸数 慶子君	5. 1	5. 7	5. 11	
89	平成三十年四月三日に開会された参議院厚生労働委員会における加藤勝信厚生労働大臣の発言に関する質問主意書	川田 龍平君	5. 1	5. 7	5. 11	
90	憲法第二十四条による同性カップルの婚姻成立を否定する安倍内閣の見解に関する質問主意書	小西 洋之君	5. 1	5. 7	5. 11	
91	内閣による衆議院の解散権の行使と法の支配及び立憲主義との関係等に関する質問主意書	小西 洋之君	5. 1	5. 7	5. 11	
92	国務大臣の改憲発言及び内閣の憲法改正原案の国会提出と立憲主義等の関係に関する質問主意書	小西 洋之君	5. 1	5. 7	5. 11	
93	「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」及び天皇の退位特例法案と憲法第三条及び第四条との関係に関する質問主意書	小西 洋之君	5. 1	5. 7	5. 11	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
94	佐藤外務副大臣の「サービスの宣誓」による就任挨拶が文民条項に反することに関する質問主意書	小西 洋之君	30. 5. 1	30. 5. 7	30. 5. 11	
95	総務省による「政治的公平の解釈について（政府統一見解）」に関する質問主意書	小西 洋之君	5. 1	5. 7	5. 11	
96	憲法第二十五条及び労働基準法第一条と適合するための「高度プロフェッショナル制度」の立法事実の有無等に関する質問主意書	小西 洋之君	5. 1	5. 7	5. 11	
97	いわゆる昭和四十七年政府見解の「基本的な論理」の捏造と憲法の解釈変更の回数に関する質問主意書	小西 洋之君	5. 1	5. 7	5. 11	
98	戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備並びに弾薬の提供が他国の武力行使との一体化そのものであり憲法違反であることに関する質問主意書	小西 洋之君	5. 1	5. 7	5. 11	
99	戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備並びに他国軍隊への弾薬の提供が憲法の平和主義に反し憲法違反であることに関する質問主意書	小西 洋之君	5. 1	5. 7	5. 11	
100	自衛隊による他国の軍隊の武器等の防護が武力行使との一体化等となり憲法違反となることに関する質問主意書	小西 洋之君	5. 1	5. 7	5. 11	
101	他国の軍隊の武器等防護と憲法の平和主義の理念との矛盾に関する質問主意書	小西 洋之君	5. 1	5. 7	5. 11	
102	自衛隊による航空母艦保有の憲法上の問題に関する質問主意書	小西 洋之君	5. 1	5. 7	5. 11	
103	我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会附帯決議の意味に関する質問主意書	小西 洋之君	5. 1	5. 7	5. 11	
104	薬剤師法第十九条の「医師、歯科医師、獣医師による調剤」を認めるただし書に関する質問主意書	川田 龍平君	5. 7	5. 9	5. 15	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
105	医療経済研究機構が厚生労働省より受託した「薬剤使用状況等に関する調査研究」によって指摘されたバイオシミラーの諸外国の使用状況に関する質問主意書	川田 龍平君	30. 5. 9	30. 5. 14	30. 5. 18	
106	法律の実施に必要な事項の省令への包括委任規定に関する質問主意書	吉川 沙織君	5. 16	5. 21	5. 25	
107	在日米軍機による超低空飛行訓練に関する質問主意書	山本 太郎君	5. 16	5. 21	5. 25	
108	発進準備中の戦闘機に対する給油等に関する質問主意書	大野 元裕君	5. 17	5. 21	5. 25	
109	「国際再生可能エネルギー機関第八回総会」における外務大臣の発言に関する質問主意書	大野 元裕君	5. 17	5. 21	5. 25	
110	精神障害者に対する交通運賃割引制度の実施状況に関する質問主意書	川田 龍平君	5. 18	5. 23	5. 29	
111	「B E P S防止措置実施条約」に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	5. 18	5. 23	5. 29	
112	実験動物の獣医学的ケアの必要性に関する質問主意書	川田 龍平君	5. 22	5. 28	6. 1	
113	精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する再質問主意書	川田 龍平君	5. 22	5. 28	6. 1	
114	薬剤師法第十九条の「医師、歯科医師、獣医師による調剤」を認めるただし書に関する再質問主意書	川田 龍平君	5. 22	5. 28	6. 1	
115	平成三十年四月三日に開会された参議院厚生労働委員会における加藤勝信厚生労働大臣の発言に関する再質問主意書	川田 龍平君	5. 25	5. 30	6. 5	
116	陸上自衛隊オスプレイの整備計画に関する質問主意書	青木 愛君	5. 25	5. 30	6. 5	
117	高度プロフェッショナル制度に関する質問主意書	福島 みずほ君	5. 29	6. 4	6. 8	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
118	商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の運用等に関する質問主意書	徳永 エリ君	30. 5. 29	30. 6. 4	30. 6. 8	
119	法律の実施に必要な事項の省令への包括委任規定に関する再質問主意書	吉川 沙織君	5. 29	6. 4	6. 8	
120	沖縄県名護市辺野古の米軍基地建設に関する質問主意書	糸数 慶子君	5. 31	6. 4	6. 8	
121	成年後見制度の運用実態の基礎情報等に関する質問主意書	川田 龍平君	6. 5	6. 11	6. 15	
122	生物多様性保全の観点からの森林経営管理法の施行及び森林環境税の使途に関する質問主意書	川田 龍平君	6. 5	6. 11	6. 15	
123	精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する第三回質問主意書	川田 龍平君	6. 5	6. 11	6. 15	
124	薬剤師法第十九条の「医師、歯科医師、獣医師による調剤」を認めるただし書に関する第三回質問主意書	川田 龍平君	6. 5	6. 11	6. 15	
125	気候変動適応への地方の対応に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 6	6. 11	6. 15	
126	気候変動適応法における情報の収集に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 6	6. 11	6. 15	
127	事業者の気候変動適応に資する事業活動の促進に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 6	6. 11	6. 15	
128	いわゆる「道徳」に関する質問主意書	山本 太郎君	6. 6	6. 11	6. 15	
129	「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」に関する質問主意書	小西 洋之君	6. 7	6. 11	6. 15	
130	学校法人森友学園を巡る決裁文書の改ざん指示を受け自殺した近畿財務局職員に対する麻生財務大臣の責任と遺族への弔問に関する質問主意書	松沢 成文君	6. 11	6. 13	6. 19	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
131	財務省「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」に関する質問主意書	蓮 舫君	30. 6.12	30. 6.18	30. 6.22	
132	奄美大島における大型クルーズ船寄港地開発による社会環境への影響に関する質問主意書	川田 龍平君	6.12	6.18	6.22	
133	T P P 11とT P P 12との関係の明確化に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.12	6.18	6.22	
134	今後の日本の経済連携協定への取組に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.12	6.18	6.22	
135	T P P 11の経済効果に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.12	6.18	6.22	
136	法律の実施に必要な事項の省令への包括委任規定に関する第三回質問主意書	吉川 沙織君	6.12	6.18	6.22	
137	ニホンウナギの生息地保全、資源回復のための河川環境保全と再生に関する質問主意書	川田 龍平君	6.14	6.18	6.22	
138	米軍関係者が起こした事件、事故等の補償に関する質問主意書	糸数 慶子君	6.14	6.18	6.22	
139	陸上自衛隊オスプレイの整備計画に関する再質問主意書	青木 愛君	6.14	6.18	6.22	
140	我が国における難民認定の状況に関する質問主意書	石橋 通宏君	6.15	6.20	6.26	
141	平成二十八年十月から実施された社会保険の適用範囲拡大等に関する質問主意書	藤末 健三君	6.15	6.20	6.26	
142	中九州地域の道路交通網の整備促進に関する質問主意書	藤末 健三君	6.18	6.20	6.26	
143	華為技術有限公司及び中興通迅股份有限公司が製造した製品の政府機関による使用に関する質問主意書	古賀 之士君	6.18	6.20	6.26	
144	産業革新機構に関する質問主意書	古賀 之士君	6.18	6.20	6.26	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
145	政府各府省のウェブサイトにおけるクッキー使用に関する質問主意書	古賀 之士君	30. 6. 18	30. 6. 20	30. 6. 26	
146	官民ファンド運営法人に関する質問主意書	古賀 之士君	6. 18	6. 20	6. 26	
147	辺野古新基地建設に伴う調査により明らかになった大浦湾の軟弱地盤に関する質問主意書	糸数 慶子君	6. 20	6. 25	6. 29	
148	辺野古新基地建設に伴う埋立工事の着手に関する質問主意書	糸数 慶子君	6. 20	6. 25	6. 29	
149	「他国の武力の行使との一体化」に関する質問主意書	大野 元裕君	6. 20	6. 25	6. 29	
150	「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 25	6. 27	7. 3	
151	学校施設環境改善交付金の予算確保に関する質問主意書	藤末 健三君	6. 26	7. 2	7. 6	
152	自動車関係諸税と消費税率引上げに関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 28	7. 2	7. 6	
153	公的医療保険制度の維持に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 28	7. 2	7. 6	
154	牛乳に関する再質問主意書	伊藤 孝恵君	6. 28	7. 2	7. 6	
155	育児用粉ミルクに関する再質問主意書	伊藤 孝恵君	6. 28	7. 2	7. 6	
156	労働者の立場に立った「働き方改革」推進に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 29	7. 4	7. 10	
157	高度プロフェッショナル制度に係る諸論点に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 29	7. 4	7. 10	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
158	時間外労働の上限規制の実効性を担保するための「労働時間の適正な把握」に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	30. 6. 29	30. 7. 4	30. 7. 10	
159	裁量労働制の現状と課題に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 29	7. 4	7. 10	
160	同一労働同一賃金の実効性の向上に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 29	7. 4	7. 10	
161	同一労働同一賃金を理由とした正規雇用労働者の労働条件の引下げの可否に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 29	7. 4	7. 10	
162	同一労働同一賃金と諸手当の同一化に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 29	7. 4	7. 10	
163	奄美大島における大型クルーズ船寄港地開発による社会環境への影響に関する再質問主意書	川田 龍平君	7. 5	7. 9	7. 13	
164	北朝鮮からの輸入禁止措置等に関する質問主意書	有田 芳生君	7. 5	7. 9	7. 13	
165	辺野古新基地建設海域における大型サンゴの移植に関する質問主意書	糸数 慶子君	7. 6	7. 11	7. 17	
166	日本国憲法で保障されている表現の自由と議長警察権との整合性に関する質問主意書	有田 芳生君	7. 6	7. 11	7. 17	
167	特定複合観光施設区域整備法案と日本国憲法の規定する法の下での平等に対する政府の考え方に関する質問主意書	川田 龍平君	7. 9	7. 11	7. 17	
168	東京五輪の開催期間中における東京圏の鉄道の混雑状況に関する質問主意書	古賀 之士君	7. 9	7. 11	7. 17	
169	調査捕鯨母船日新丸に関する質問主意書	古賀 之士君	7. 9	7. 11	7. 17	
170	地理的情報のデータ化に関する質問主意書	古賀 之士君	7. 9	7. 11	7. 17	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
171	政府各府省のウェブサイトにおけるクッキー使用に関する再質問主意書	古賀 之士君	30. 7. 9	30. 7. 11	30. 7. 17	
172	E U一般データ保護規則の適用範囲に関する質問主意書	古賀 之士君	7. 9	7. 11	7. 17	
173	麻生財務大臣の二〇一三年四月十九日の水道民営化発言に関する質問主意書	福島 みずほ君	7. 10	7. 18	7. 24	
174	I o Tやビッグデータ解析、人工知能、ロボット等の活用拡大による我が国電機産業の発展に関する質問主意書	石上 俊雄君	7. 11	7. 18	7. 24	
175	我が国が直面するエネルギー問題への対応に関する質問主意書	石上 俊雄君	7. 12	7. 18	7. 24	
176	ニホンウナギの生息地保全、資源回復のための河川環境保全と再生に関する再質問主意書	川田 龍平君	7. 12	7. 18	7. 24	
177	我が国製造業を担う人材の確保・育成と生産性の向上に関する質問主意書	石上 俊雄君	7. 13	7. 18	7. 24	
178	地方公共団体における障害者就労施設等からの調達実績に関する質問主意書	藤末 健三君	7. 13	7. 18	7. 24	
179	大学などの高等教育無償化に関する質問主意書	藤末 健三君	7. 13	7. 18	7. 24	
180	包括委任規定を設けようとする内閣提出法律案に関する質問主意書	吉川 沙織君	7. 17	7. 20	7. 27	
181	改正農薬取締法の運用に関する質問主意書	川田 龍平君	7. 17	7. 20	7. 27	
182	私立大学研究ブランディング事業の選定と選定された大学の事業継続可能性についての評価に関する質問主意書	川田 龍平君	7. 17	7. 20	7. 27	
183	我が国製造業の事業環境改善に資する税制・経済連携に関する質問主意書	石上 俊雄君	7. 17	7. 20	7. 27	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
184	付加価値の適正循環に向けた環境整備に関する質問主意書	石上 俊雄君	30. 7. 17	30. 7. 20	30. 7. 27	
185	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応の着実な推進に関する質問主意書	石上 俊雄君	7. 17	7. 20	7. 27	
186	植物油脂の安全性に関する再質問主意書	伊藤 孝恵君	7. 18	7. 20	7. 27	
187	コレステロール値と疾病に関する再質問主意書	伊藤 孝恵君	7. 18	7. 20	7. 27	
188	「平成三十年七月豪雨」に対する安倍内閣の認識と初動対応に関する質問主意書	山本 太郎君	7. 18	7. 20	7. 27	
189	学習支援費の制度見直しがあり子世帯の生活保護受給に与える影響に関する質問主意書	田村 智子君	7. 18	7. 20	7. 27	
190	バイオシミラーなどバイオ製品にかかる政府の施策に関する質問主意書	川田 龍平君	7. 18	7. 20	7. 27	
191	日本年金機構の情報連携と業務委託並びにマイナンバーの利用と個人情報保護に関する質問主意書	福島 みずほ君	7. 18	7. 20	7. 27	
192	安倍総理と米国カジノ企業トップとの接触に関する質問主意書	福島 みずほ君	7. 18	7. 20	7. 27	
193	イラクのクルド人地域に住むヤジディ教徒への支援に関する質問主意書	藤末 健三君	7. 18	7. 20	7. 27	
194	児童虐待防止対策に関する質問主意書	藤末 健三君	7. 18	7. 20	7. 27	
195	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた施策に関する質問主意書	石上 俊雄君	7. 19	7. 20	7. 27	
196	全ての労働者の均等・均衡処遇の実現に関する質問主意書	石上 俊雄君	7. 19	7. 20	7. 27	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
197	「近畿財務局処分依頼案件の状況について」と題する文書に関する質問主意書	福島 みずほ君	30. 7. 19	30. 7. 20	30. 7. 27	
198	「赤坂自民亭」における小野寺防衛大臣による自衛隊への指示をめぐる説明に関する質問主意書	福島 みずほ君	7. 19	7. 20	7. 27	
199	無期懲役に関する質問主意書	糸数 慶子君	7. 19	7. 20	7. 27	
200	二〇〇九年の法務省保護局長通達による無期刑受刑者の仮釈放審理に関する質問主意書	糸数 慶子君	7. 19	7. 20	7. 27	
201	改正農薬取締法の施行並びにその方法に関する質問主意書	小川 勝也君	7. 19	7. 20	7. 27	
202	後発医薬品の安定供給と医薬品製造販売業者の製造継続にかかる責任に関する質問主意書	川田 龍平君	7. 19	7. 20	7. 27	
203	若者のセックスを真剣に考えることに関する質問主意書	川田 龍平君	7. 19	7. 20	7. 27	
204	文部科学省の動物実験基本指針の運用に関する質問主意書	川田 龍平君	7. 19	7. 20	7. 27	
205	死刑制度における手続き的問題に関する質問主意書	福島 みずほ君	7. 19	7. 20	7. 27	
206	精神科医療における身体拘束の実態に関する質問主意書	薬師寺みちよ君	7. 19	7. 20	7. 27	
207	障害者差別解消法施行後の現状に関する質問主意書	薬師寺みちよ君	7. 19	7. 20	7. 27	
208	陸上自衛隊オスプレイの整備計画に関する第三回質問主意書	青木 愛君	7. 19	7. 20	7. 27	
209	公正な行政を担保するための情報公開と公文書管理の在り方に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	7. 19	7. 20	7. 27	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
210	最低賃金の水準を見直す必要性に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	30. 7.19	30. 7.20	30. 7.27	
211	I R実施法案とギャンブル依存症対策に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	7.19	7.20	7.27	
212	カジノ解禁の必要性とI R実施法案の制度設計に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	7.19	7.20	7.27	
213	「カジノを中核とする統合型リゾート（I R）」の事業の実施に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	7.19	7.20	7.27	
214	米軍経ヶ岬通信所のXバンドレーダー不停波による救急ヘリ遅延に関する質問主意書	井上 哲士君 外1名	7.19	7.20	7.27	
215	誰もがいきいきと働けるための環境整備に関する質問主意書	石上 俊雄君	7.20	7.20	7.31	
216	持続可能な社会保障制度の確立に関する質問主意書	石上 俊雄君	7.20	7.20	7.31	
217	日本国が保有する余剰プルトニウムの処分に関する質問主意書	山本 太郎君	7.20	7.20	7.31	
218	「プロサバンナ事業」に関する質問主意書	石橋 通宏君	7.20	7.20	7.31	
219	在外公館が行っている便宜供与に関する質問主意書	藤田 幸久君	7.20	7.20	7.31	
220	黒星病に関する質問主意書	紙 智子君	7.20	7.20	7.31	
221	農業次世代人材投資事業等、農業の担い手に関する質問主意書	紙 智子君	7.20	7.20	7.31	
222	政府各府省のウェブサイトにおけるクッキー使用に関する第三回質問主意書	古賀 之士君	7.20	7.20	7.31	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
223	EU一般データ保護規則の適用範囲に関する再質問 主意書	古賀 之士君	30. 7.20	30. 7.20	30. 7.31	
224	学校法人城西大学で起きた「官製クーデター」に 関する質問主意書	藤末 健三君	7.20	7.20	7.31	
225	米軍機タンク投棄事案に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	7.20	7.20	7.31	
226	米軍機タンク投棄事案及び日米地位協定に基づく米 側の費用負担に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	7.20	7.20	7.31	
227	「平和安全法制に関する合意事項」及びそれに基づ く附帯決議の意味に関する質問主意書	小西 洋之君	7.20	7.20	7.31	
228	赤坂自民亭での安倍総理、小野寺防衛大臣、上川法 務大臣の飲酒の有無等に関する質問主意書	小西 洋之君	7.20	7.20	7.31	
229	河野外務大臣の立法院を否定する暴言に関する質問 主意書	小西 洋之君	7.20	7.20	7.31	
230	憲法第二十四条による同性カップルの婚姻成立を否 定する安倍内閣の見解に関する再質問主意書	小西 洋之君	7.20	7.20	7.31	
231	内閣による衆議院の解散権の行使と法の支配及び立 憲主義との関係等に関する再質問主意書	小西 洋之君	7.20	7.20	7.31	
232	憲法第二十五条及び労働基準法第一条と適合するた めの「高度プロフェッショナル制度」の立法事実の 有無等に関する再質問主意書	小西 洋之君	7.20	7.20	7.31	
233	憲法前文の「われらは、いづれの国家も、自国のこ とのみに専念して他国を無視してはならない」の規 定の趣旨等に関する質問主意書	小西 洋之君	7.20	7.20	7.31	
234	憲法の変遷に関する質問主意書	小西 洋之君	7.20	7.20	7.31	
235	森友学園文書に対する「総理夫人」等のキーワード 検索に関する質問主意書	小西 洋之君	7.20	7.20	7.31	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
236	「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」に関する再質問主意書	小西 洋之君	30. 7. 20	30. 7. 20	30. 7. 31	
237	第百八十九回国会に提出した「昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会における吉国内閣法制局長官答弁及び憲法第九条の政府解釈と昭和四十七年政府見解に関する質問主意書」に対する答弁書に関する質問主意書	小西 洋之君	7. 20	7. 20	7. 31	
238	昭和四十七年政府見解の作成者である角田元内閣法制局第一部長の証言に関する質問主意書	小西 洋之君	7. 20	7. 20	7. 31	
239	幹部自衛官の暴言がシビリアンコントロールに反することにに関する質問主意書	小西 洋之君	7. 20	7. 20	7. 31	
240	安倍総理の自衛隊明記改憲の立法事実に関する質問主意書	小西 洋之君	7. 20	7. 20	7. 31	
241	安倍総理の「私や妻が関係していたということになれば、それはもう間違いなく総理大臣も国会議員もやめる」発言に関する質問主意書	小西 洋之君	7. 20	7. 20	7. 31	

※平成30年7月31日現在

参議院改革協議会

協議員一覧（15名）

座長	吉田 博美（自民）	羽田 雄一郎（民進）	福山 哲郎（立憲）
	石井 準一（自民）	西田 実仁（公明）	松沢 成文（希党）
	岡田 直樹（自民）	井上 哲士（共産）	薬師寺みちよ（無ク）
	塚田 一郎（自民）	室井 邦彦（維新）	糸数 慶子（沖縄）
	長浜 博行（民進）	青木 愛（希会）	藤末 健三（国声）
			(30. 1. 25 現在)

選挙制度に関する専門委員一覧（14名）

委員長	岡田 直樹（自民）	西田 実仁（公明）	行田 邦子（希党）
	石井 準一（自民）	井上 哲士（共産）	薬師寺みちよ（無ク）
	塚田 一郎（自民）	室井 邦彦（維新）	糸数 慶子（沖縄）
	足立 信也（民進）	又市 征治（希会）	藤末 健三（国声）
	牧山 ひろえ（民進）	有田 芳生（立憲）	
			(30. 1. 25 現在)

（1）検討の経緯

〔参議院改革協議会〕

参議院改革協議会（吉田博美座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第193回国会の平成29年2月10日に設置された。また、本協議会の下に参議院選挙制度の改革について調査検討するため、選挙制度に関する専門委員会が設置された。

第196回国会においては、本協議会は6回の調査検討を行った。

まず、1月25日の協議会（第11回）では、選挙制度に関する専門委員会の委員の追加について決定した。また、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について、第10回協議会において座長から提示された中間取りまとめ案を本協議会の中間取りまとめとし、その具体的な方策は、改めて協議することとなった。

2月16日の協議会（第12回）では、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について、具体的な方策に関して

協議を行った。

5月9日の協議会（第13回）では、選挙制度に関する専門委員会報告書について、専門委員長から報告を聴取した。

5月25日の協議会（第14回）では、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について、座長から提示された報告書案に関して協議を行った。

6月1日の協議会（第15回）では、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について協議を行った後、報告書を取りまとめ、議長に提出することを決定した。また、参議院選挙制度の改革について協議を行った。

6月8日の協議会（第16回）では、参議院選挙制度の改革について協議を行った後、現段階での協議の状況について議長に報告することを決定した。

〔選挙制度に関する専門委員会〕

第195回国会閉会后、本専門委員会（岡田直樹専門委員長）は1回の調査検討を行った。

平成29年12月19日の専門委員会(第12回)では、参議院選挙制度の改革のうち、都道府県単位を基本とする選挙区の枠組みについて協議を行った後、今後の進め方について協議を行った。

また、第196回国会においては、本専門委員会は5回の調査検討を行った。

平成30年1月25日の専門委員会(第13回)では、参議院選挙制度の改革のうち、専門委員会における各委員の協議を通じた議論の整理を行った後、今後の進め方について協議を行った。

2月2日の専門委員会(第14回)では、参議院選挙制度の改革のうち、選挙区及び比例代表の二本立てとする場合の選挙区選挙の仕組みについて協議を行った後、今後の進め方について協議を行った。

2月16日の専門委員会(第15回)では、参議院選挙制度の改革のうち、専門委員会における各委員の協議を通じた議論の整理を行った後、選挙区及び比例代表の二本立てとしない場合を含めた選挙制度の在り方全般について協議を行った。また、今後の進め方について協議を行った。

4月13日の専門委員会(第16回)では、参議院選挙制度の改革のうち、選挙制度改革の具体的な方向性について協議を行った後、今後の進め方について協議を行った。

4月27日の専門委員会(第17回)では、参議院選挙制度の改革のうち、選挙制度改革の具体的な方向性について協議を行った後、報告書を作成し、参議院改革協議会に提出することを決定した。

(2) 協議会経過

〔参議院改革協議会〕

○平成30年1月25日(木)(第11回)

一、選挙制度に関する専門委員会の構成について協議決定した。

一、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について協議を行った。

○平成30年2月16日(金)(第12回)

○行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について協議を行った。

○平成30年5月9日(水)(第13回)

○去る7日に座長に提出された選挙制度に関する専門委員会報告書について専門委員長から報告を聴いた。

○平成30年5月25日(金)(第14回)

○行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について協議を行った。

○平成30年6月1日(金)(第15回)

一、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について議長に報告書を提出することを協議決定した。

一、参議院選挙制度の改革について協議を行った。

○平成30年6月8日(金)(第16回)

○参議院選挙制度の改革について協議を行った。

〔選挙制度に関する専門委員会〕

○平成29年12月19日(火)(第12回)

○参議院選挙制度の改革のうち、都道府県単位を基本とする選挙区の枠組みについて協議を行った。

○今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

○平成30年1月25日(木)(第13回)

○参議院選挙制度の改革のうち、専門委員会における各委員の協議を通じた議論の整理を行った。

○今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

○平成30年2月2日(金)(第14回)

○参議院選挙制度の改革のうち、選挙区及び比例代表の二本立てとする場合の選挙区選挙の仕組みについて協議を行った。

○今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

○平成30年2月16日(金)(第15回)

- 参議院選挙制度の改革のうち、専門委員会における各委員の協議を通じた議論の整理を行った後、選挙区及び比例代表の二本立てとしない場合を含めた選挙制度の在り方全般について協議を行った。
 - 今後の専門委員会の進め方について協議を行った。
- 平成30年4月13日(金) (第16回)
- 参議院選挙制度の改革のうち、選挙制度改革

- の具体的な方向性について協議を行った。
 - 今後の専門委員会の進め方について協議を行った。
- 平成30年4月27日(金) (第17回)
- 参議院選挙制度の改革のうち、選挙制度改革の具体的な方向性について協議を行った。
 - 報告書を作成し、参議院改革協議会に提出することを決定した。

(3) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
 - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。

- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。

(4) 参議院改革協議会報告書

平成30年6月1日

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院改革協議会座長 吉田 博美

参議院改革協議会報告書

本協議会は、「参議院の組織及び運営の改革に関する諸問題」について調査検討を行い、「参議院における行政監視機能の強化」について結論を得たので、別紙のとおり報告する。

(別紙)

参議院における行政監視機能の強化

－新たな行政監視サイクルの構築と行政監視委員会の通年的な活動－

参議院は、これまで取り組んできた決算審査の充実とともに、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に議院全体として取り組む。このため、以下のとおり本会議を起点とした新たな行政監視の年間サイクルを構築し、併せて参議院改革によって設置された行政監視委員会の活動を一層充実させる。

1 本会議での政府報告聴取、質疑

毎年、常会の本会議において「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」等について、政府から報告を聴取し、これに対する質疑を行うものとする。

2 行政監視委員会の通年的な活動

行政監視委員会は、1の本会議報告及び質疑等を踏まえ、調査項目を選定し、計画的

かつ継続的に行政監視を行うものとする。その際、継続調査の手続を経て閉会中も活動するとともに、省庁別の調査の実施、小委員会の設置、副大臣の活用などの方策も検討する。なお、参議院ホームページ上に苦情窓口を開設し、国民から寄せられる苦情も調査の端緒として活用する。

行政監視委員会は、行政監視の実施の状況を翌年の常会の本会議において報告するものとする。

また、より充実した調査を行うため、行政監視委員会の委員数の増員を行うものとする。

3 適正な行政の執行を実現するための改善勧告

2の行政監視委員会の報告に基づき、必要に応じて、本会議において適正な行政の執行を実現するための改善勧告を行うものとし、政府に対し、当該勧告の結果講じた措置についての報告を求めるものとする。

4 スタッフの充実・強化等

以上の実施に当たり、行政監視委員会の活動を支えるスタッフの育成、外部人材の活用も含めた充実・強化についても、所要の措置を講ずる。

行政監視委員会の機能強化における申合せ

○調査項目の選定

調査項目の選定に当たっては、本会議報告・質疑にとどまらず、行政の組織・運営上の課題、国民の関心の高い事項についても、幅広く考慮する。

また、調査項目選定後においても、理事会での協議により、柔軟な対応できるよう努める。

○委員長の割当

委員長割当についての取決めはしないが、小委員会が複数設置されれば、小委員長ポストは、与野党で分担することにした。

○副大臣の活用

副大臣制度の趣旨にのっとり副大臣を活用しようとするものであり、大臣の出席を排除するものではない。

(案)

参議院規則

第七十四条 各常任委員会の委員の数及びその所管は、次のとおりとする。

十五 行政監視委員会 三十五人

- 1 行政監視 (これに基づく勧告を含む。第七十四条の五において同じ。)
に関する事項
- 2 行政評価に関する事項
- 3 行政に対する苦情に関する事項

第七十四条の五 行政監視委員会は、計画的、継続的かつ効果的な行政監視に資するため、少なくとも毎年一回、その実施の状況等（勧告を行う必要がある場合には、その旨を含む。）を議院に報告するものとする。

※ 現行の第七十四条の五は第七十四条の六に移動させる。

参議院改革協議会

座長	吉田博美（自民）
協議員	石井準一（自民）
同	岡田直樹（自民）
同	塚田一郎（自民）
同	石川博崇（公明）
同	西田実仁（公明）
同	榛葉賀津也（民主）
同	福山哲郎（立憲）
同	井上哲士（共産）
同	室井邦彦（維新）
同	青木愛（希会）
同	松沢成文（希党）
同	薬師寺みちよ（無ク）
同	糸数慶子（沖縄）
同	藤末健三（国声）

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第182回 (特別会)	24. 12. 26(水)	24. 12. 28(金)	24. 12. 28(金)	3	—	3
第183回 (常会)	25. 1. 28(月)	25. 1. 28(月)	25. 6. 26(水)	150	—	150
第184回 (臨時会)	25. 8. 2(金)	25. 8. 2(金)	25. 8. 7(水)	6	—	6
第185回 (臨時会)	25. 10. 15(火)	25. 10. 15(火)	25. 12. 8(日)	53	2	55
第186回 (常会)	26. 1. 24(金)	26. 1. 24(金)	26. 6. 22(日)	150	—	150
第187回 (臨時会)	26. 9. 29(月)	26. 9. 29(月)	26. 11. 21(金) 衆議院解散	63	—	54
第188回 (特別会)	26. 12. 24(水)	26. 12. 26(金)	26. 12. 26(金)	3	—	3
第189回 (常会)	27. 1. 26(月)	27. 1. 26(月)	27. 9. 27(日)	150	95	245
第190回 (常会)	28. 1. 4(月)	28. 1. 4(月)	28. 6. 1(水)	150	—	150
第191回 (臨時会)	28. 8. 1(月)	28. 8. 1(月)	28. 8. 3(水)	3	—	3
第192回 (臨時会)	28. 9. 26(月)	28. 9. 26(月)	28. 12. 17(土)	66	17	83
第193回 (常会)	29. 1. 20(金)	29. 1. 20(金)	29. 6. 18(日)	150	—	150
第194回 (臨時会)	29. 9. 28(木)	—	29. 9. 28(木) 衆議院解散	—	—	1
第195回 (特別会)	29. 11. 1(水)	29. 11. 8(水)	29. 12. 9(土)	39	—	39
第196回 (常会)	30. 1. 22(月)	30. 1. 22(月)	30. 7. 22(日)	150	32	182

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2 [※] 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回(臨時会)	16. 7. 30(金)
第21回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第167回(臨時会)	19. 8. 7(火)
第22回	22. 7. 11(日)	22. 7. 26	28. 7. 25	第175回(臨時会)	22. 7. 30(金)
第23回	25. 7. 21(日)	25. 7. 29	31. 7. 28	第184回(臨時会)	25. 8. 2(金)
第24回	28. 7. 10(日)	28. 7. 26	34. 7. 25	第191回(臨時会)	28. 8. 1(月)

※任期3年議員の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(平成30年2月27日現在)

第4次安倍内閣国務大臣

内閣総理大臣

安倍 晋三 (衆・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

麻生 太郎 (衆・自民)

総務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (男女共同参画、マイナンバー制度))

野田 聖子 (衆・自民)

法務大臣

上川 陽子 (衆・自民)

外務大臣

河野 太郎 (衆・自民)

文部科学大臣

林 芳正 (参・自民)

厚生労働大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (拉致問題))

加藤 勝信 (衆・自民)

農林水産大臣

齋藤 健 (衆・自民)

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構))

世耕 弘成 (参・自民)

国土交通大臣

石井 啓一 (衆・公明)

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力防災))

中川 雅治 (参・自民)

防衛大臣

小野寺 五典 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

菅 義偉 (衆・自民)

国務大臣 (復興大臣)

吉野 正芳 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災))

小此木 八郎 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (少子化対策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策))

松山 政司 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

茂木 敏充 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (地方創生、規制改革))

梶山 弘志 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、海洋政策))

福井 照 (衆・自民)

国務大臣

鈴木 俊一 (衆・自民)

内閣官房副長官

西村 康稔 (衆・自民)

野上 浩太郎 (参・自民)

杉田 和博

副大臣

復興副大臣

土井 亨 (衆・自民)

浜田 昌良 (参・公明)

内閣府副大臣

あかま 二郎 (衆・自民)

越智 隆雄 (衆・自民)

田中 良生 (衆・自民)

総務副大臣

奥野 信亮 (衆・自民)

総務副大臣

内閣府副大臣

坂井 学 (衆・自民)

法務副大臣

内閣府副大臣

葉梨 康弘 (衆・自民)

外務副大臣

中根 一幸 (衆・自民)

佐藤 正久 (参・自民)

財務副大臣

うへの 賢一郎 (衆・自民)

木原 稔 (衆・自民)

文部科学副大臣

丹羽 秀樹 (衆・自民)

文部科学副大臣

内閣府副大臣

水落 敏栄 (参・自民)

厚生労働副大臣

高木 美智代 (衆・公明)

牧原 秀樹 (衆・自民)

農林水産副大臣

磯崎 陽輔 (参・自民)

谷合 正明 (参・公明)

経済産業副大臣

西銘 恒三郎 (衆・自民)

経済産業副大臣

内閣府副大臣

武藤 容治 (衆・自民)

国土交通副大臣

牧野 たかお (参・自民)

国土交通副大臣

内閣府副大臣

復興副大臣

あきもと 司 (衆・自民)

環境副大臣

とかしきなほみ (衆・自民)

環境副大臣

内閣府副大臣

伊藤 忠彦 (衆・自民)

防衛副大臣

内閣府副大臣

山本 ともひろ (衆・自民)

大臣政務官

内閣府大臣政務官

村井 英樹 (衆・自民)

山下 雄平 (参・自民)

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

長坂 康正 (衆・自民)

総務大臣政務官

小倉 将信 (衆・自民)

山田 修路 (参・自民)

総務大臣政務官

内閣府大臣政務官

小林 史明 (衆・自民)

法務大臣政務官

内閣府大臣政務官

山下 貴司 (衆・自民)

外務大臣政務官

岡本 三成 (衆・公明)

堀井 学 (衆・自民)

堀井 巖 (参・自民)

財務大臣政務官

今枝 宗一郎 (衆・自民)

長峯 誠 (参・自民)

文部科学大臣政務官

宮川 典子 (衆・自民)

文部科学大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

新妻 秀規 (参・公明)

厚生労働大臣政務官

田畑 裕明 (衆・自民)

大沼 みずほ (参・自民)

農林水産大臣政務官

野中 厚 (衆・自民)

上月 良祐 (参・自民)

経済産業大臣政務官

大串 正樹 (衆・自民)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

平木 大作 (参・公明)

国土交通大臣政務官

秋本 真利 (衆・自民)

高橋 克法 (参・自民)

国土交通大臣政務官

内閣府大臣政務官

築 和生 (衆・自民)

環境大臣政務官

笹川 博義 (衆・自民)

環境大臣政務官

内閣府大臣政務官

武部 新 (衆・自民)

防衛大臣政務官

大野 敬太郎 (衆・自民)

防衛大臣政務官

内閣府大臣政務官

福田 達夫 (衆・自民)

政府特別補佐人

人事院総裁

一宮 なほみ

公正取引委員会委員長

杉本 和行

公害等調整委員会委員長

荒井 勉

内閣法制局長官

横畠 裕介

原子力規制委員会委員長

更田 豊志

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回次	総計 (人)	内 訳	
			本会議	委員会等
平成22年	174 (常会)	6,345	2,690	3,655
	175 (臨時会)	540	121	419
	176 (臨時会)	2,324	629	1,695
23年	177 (常会)	4,326	1,484	2,842
	178 (臨時会)	710	388	322
	179 (臨時会)	2,059	743	1,316
24年	180 (常会)	5,466	1,518	3,948
	181 (臨時会)	227	174	53
	182 (特別会)	46	44	2
25年	183 (常会)	5,580	1,780	3,800
	184 (臨時会)	138	138	0
	185 (臨時会)	3,089	1,143	1,946
26年	186 (常会)	7,236	1,878	5,358
	187 (臨時会)	1,649	484	1,165
	188 (特別会)	26	22	4
27年	189 (常会)	8,409	1,447	6,962
28年	190 (常会)	4,697	1,003	3,694
	191 (臨時会)	60	53	7
	192 (臨時会)	3,709	1,112	2,597
29年	193 (常会)	5,814	1,005	4,809
	194 (臨時会)	13	13	0
	195 (特別会)	719	241	478
30年	196 (常会)	5,672	1,000	4,672

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参観内訳					特別参観 (人)
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 14年	10,535	215,057	54,388	91,014	63,827	3,297	2,531	24
15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	16,339	270,069	65,353	160,843	33,085	9,090	1,698	570
24年	18,585	344,230	77,166	179,746	73,721	11,262	2,335	708
25年	21,997	346,637	88,099	178,694	64,468	12,135	3,241	425
26年	19,771	325,153	78,904	167,603	61,300	13,192	4,154	482
27年	20,407	319,852	73,379	167,364	60,354	14,038	4,717	298
28年	18,755	307,607	66,229	166,163	58,041	13,812	3,362	175
29年	17,623	287,001	60,604	161,900	47,123	15,036	2,338	173
30年	8,021	160,134	30,043	81,671	42,496	4,826	1,098	0

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。
平成30年の数は、第196回国会終了日(7月22日)現在。

6 参议院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	団体内訳		
			小学校	中学校	その他
平成18年度	65,548	975	738	183	54
平成19年度	65,926	1,019	808	154	57
平成20年度	71,336	1,047	840	149	58
平成21年度	90,306	1,278	1,089	138	51
平成22年度	95,487	1,355	1,120	171	64
平成23年度	88,871	1,238	1,125	73	40
平成24年度	95,336	1,311	1,120	151	40
平成25年度	92,685	1,307	1,132	134	41
平成26年度	64,120	1,025	861	130	34
平成27年度	94,074	1,322	1,138	146	38
平成28年度	91,771	1,350	1,144	145	61
平成29年度	91,586	1,337	1,184	120	33
平成30年度 4月	1,784	35	4	28	3
5月	6,118	105	41	59	5
6月	9,444	121	94	23	4
7月	3,289	40	31	6	3
(年度途中計)	20,635	301	170	116	15

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

	<p>団員 国会議員 科学・技術・研究大臣 スリランカ・日本友好議員連盟副会長 スシル・プレマジヤンタ君</p> <p>同 国会議員 プランテーション産業大臣 スリランカ・日本友好議員連盟会長 ナウイン・ディサナヤケ君</p> <p>同 国会議員 スリランカ・日本友好議員連盟副会長 ウィジタ・ヘーラット君</p> <p>同 国会議員 スリランカ・日本友好議員連盟事務局長 アーシュボーダ・マーラシンハ君</p> <p>随員 国会事務局長 W・B・D・ダサナヤケ君</p> <p>同 国会儀典長 S・A・ウパーリ・クマラシンハ君</p> <p>同 国会議長警護官 ダンミカ・ダヤシリ・ピンナワラゲ君</p>	
<p>フィンランド共和国国会議長一行 (30. 2. 26 招待状発送)</p>	<p>団長 国会議長 パウラ・リシッコ君</p> <p>団員 国会議員 パイヴィ・ラサネン君</p> <p>同 国会議員 フィンランド・日本友好議員連盟会長 ヴィッレ・スキンナリ君</p> <p>随員 国会事務局長 マイヤ＝レーナ・パーヴォラ君</p> <p>同 国会事務局国際部参事官 ラウラ・カムラス君</p> <p>同 国会議長特別補佐官 ティーナ・リュティラ＝プロエレ君</p>	<p>30. 3. 19 ～ 3. 22</p>
<p>ブラジル連邦共和国上院議長一行 (30. 3. 8 招待状発送)</p>	<p>団長 上院議長 エウニシオ・ロペス・デ・オリヴェイラ君</p> <p>同夫人 モニカ・パエス・デ・アンドラーデ・ ロペス・デ・オリヴェイラ君</p> <p>団員 上院議員 上院外交国防委員会副委員長 ジョルジ・ネイ・ヴィアナ・ マセド・ネーヴェス君</p> <p>同 上院議員 上院憲法司法市民委員会副委員長 アントニオ・アウグスト・ ジュニーニョ・アナスタジア君</p> <p>随員 上院議会国際関係局長 マルコ・ファラーニ君</p> <p>同 上院議会議長付儀典室長 アナ・テレザ・ライラ・カンポス・メイレス君</p>	<p>30. 4. 14 ～ 4. 20</p>

	同 議長補佐 マリア・エドゥアルダ・パエス・デ・ アンドラーデ・ロペス・オリヴェイラ君	
オーストリア共和国連邦 参議院議長一行 (30. 4. 6 招待状発送)	団長 連邦参議院議長 ラインハルト・トット君 団員 連邦参議院副議長 エヴァルト・リンディンガー君 同 連邦参議院議員 エドガー・マイヤー君 同 連邦参議院議員 ギュンター・ノヴァク君 同 連邦参議院議員 ゲルト・クルーシェ君 随員 議会事務局参議院関係局長 スザンネ・バッハマン君 同 議会事務局EU・国際関係局長 ブリギッテ・ブレンナー君	30. 5.15 ～ 5.19

8 参議院議員海外派遣一覧

○ODA調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
キューバ共和国及びジャマイカに対する我が国の政府開発援助に関する調査 (29.11.1 議長決定)	キューバ ジャマイカ	29.12.10 ～12.18	豊田 俊郎君(自民) 井原 巧君(自民) 石井 苗子君(維新)	30.3.23 議院運営委員会 に報告書を提出
ナイジェリア連邦共和国、コートジボワール共和国、ベナン共和国等に対する我が国の政府開発援助及び海外援助の制度と動向に関する調査 (29.12.7 議長決定)	ナイジェリア コートジボワール ベナン フランス	30.1.8 ～1.18	江島 潔君(自民) 堂故 茂君(自民) 蓮 舩君(民進)	30.3.23 議院運営委員会 に報告書を提出

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第26回アジア・太平洋議員フォーラム(A P P F)総会出席 (29.11.28 議長決定)	ベトナム	30.1.17 ～1.21	柳本 卓治君(自民) 吉良 よし子君(共産)	30.6.6 議院運営委員会 に報告書を提出
第138回 I P U 会議出席 (30.2.19 議長決定)	スイス	30.3.23 ～3.29	渡辺 猛之君(自民) 片山 大介君(維新)	30.6.6 議院運営委員会 に報告書を提出

○議会間交流

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
<p>ヨルダン・ハシェミット王国上院議長の招待による同国公式訪問及び各国の政治経済事情等視察 (29. 11. 17 議長決定)</p>	<p>ヨルダン エジプト ギリシャ</p>	<p>29. 12. 10 ～ 12. 17</p>	<p>(議長) 伊達 忠一君(無) 同夫人 愛知 治郎君(自民) 小川 敏夫君(民進) 魚住 裕一郎君(公明) 山下 芳生君(共産) 東 徹君(維新)</p>	<p>30. 3. 23 議院運営委員会 に報告書を提出</p>

9 我が国で開催された国際会議

会議名	第7回日中議員会議	
開催地	東京	
期間	平成30年1月24日	
出席議員	参議院日中交流議員団 団長 愛知 治郎君 こやり 隆史君 酒井 庸行君 二之湯 智君 松川 るい君 徳永 エリ君 那谷屋 正義君 矢倉 克夫君 田村 智子君 清水 貴之君 森 ゆうこ君 伊波 洋一君 藤末 健三君	全国人民代表大会代表团 団長 常務委員会副委員長 陳 竺君 常務委員会副秘書長 李 飛君 法律委員会副主任委員 王 憲魁君 環境及び資源保護委員会副主任委員 衛 留成君 常務委員会副秘書長 竇 樹華君 外事委員会副主任委員 曹 衛洲君 内務司法委員会副主任委員 陳 秀榕君 農業及び農村委員会副主任委員 劉 振偉君 財政経済委員会委員 姚 勝君 外事委員会委員 景 文春君

会議名	第38回日本・EU議員会議	
開催地	東京	
期間	平成30年5月9日～5月10日	
出席議員	<p>日本国会代表団</p> <p>団長 衆議院議員 石原 伸晃君 副団長 参議院議員 山本 一太君 参議院議員 大家敏志君、太田房江君、中西健治君、三宅伸吾君、渡辺猛之君、里見隆治君、藤田幸久君、相原久美子君、風間直樹君、武田良介君、高木かおり君 衆議院議員 伊藤信太郎君、衛藤征士郎君、大野敬太郎君、川崎二郎君、城内実君、北村誠吾君、後藤田正純君、鈴木馨祐君、竹本直一君、津島淳君、中山泰秀君、福田達夫君、牧島かれん君、山口壯君、亀井亜紀子君、本多平直君、宮川伸君、小熊慎司君、源馬謙太郎君、伊藤渉君、笠井亮君、中川正春君、柿沢未途君</p>	<p>欧州議会代表団</p> <p>団長 ペトル・イェジェック君 (チェコ) ヨアン・ミルチャ・パシユク君 (ルーマニア) イアン・ハズトン君 (英国) ノシーナ・モバリク君 (英国) ロベルツ・ズィーレ君 (ラトビア) クリステル・シャルデモウズ君 (デンマーク) アンヤ・ハゼカンブ君 (オランダ) ベアタ・ゴシェフスカ君 (ポーランド) アダム・コーシャ君 (ハンガリー) ドミニク・リケ君 (フランス) パル・チャーキー君 (スロバキア) ベアトリス・ベセラ＝バステレチェア君 (スペイン) アロイズ・ペテルレ君 (スロベニア)</p>

10 国会に対する報告等 (29.12.10~30.7.22)

第195回国会閉会後から第196回国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
平成29年	
12. 15(金)	○ 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書外13件
19(火)	○ 国民の保護に関する基本指針の変更の報告
平成30年	
1. 22(月)	○ 平成27年度決算に関する参議院の議決について講じた措置の報告
23(火)	○ 平成29年7月1日から同年12月31日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
	○ 国と地方の協議の場(平成29年度第3回)における協議の概要に関する報告書
26(金)	○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
	○ 平成29年11月1日から平成30年1月21日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
30(火)	○ 平成28年度特別会計財務書類
2. 2(金)	○ 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書
6(火)	○ 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書
	○ 平成30年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書
	○ 平成29年度産業競争力強化のための重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関する報告
9(金)	○ 平成28年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
	○ 平成28年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告
16(金)	○ 平成29年における通信傍受等に関する報告
	○ 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
	○ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
3. 2(金)	○ 平成29年度第3・四半期における国庫の状況の報告
	○ 平成29年度第3・四半期における予算使用の状況の報告
9(金)	○ がん対策推進基本計画の変更の報告
16(金)	○ 地方財政の状況の報告
23(金)	○ 平成30年行政執行法人の常勤職員数に関する報告
28(水)	○ 平成29年官民人事交流に関する年次報告
30(金)	○ 平成29年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
	○ 障害者基本計画の報告
4. 13(金)	○ 調達価格等に関する報告
	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「官民ファンドにおける業務運営の状況について」の報告

- 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況について」の報告
- 20(金) ○ 「平成29年度小規模企業の動向」に関する報告及び「平成30年度小規模企業施策」についての文書
- 「平成29年度中小企業の動向」に関する報告及び「平成30年度中小企業施策」についての文書
- 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の変更の報告
- 26(木) ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「在日米軍関係経費の執行状況等について」の報告
- 5. 11(金) ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「高速増殖原型炉もんじゅの研究開発の状況及び今後の廃止措置について」の報告
- 18(金) ○ 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
- 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告
- 22(火) ○ 「平成29年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び「平成30年度食料・農業・農村施策」についての文書
- 25(金) ○ 「平成29年度水産の動向」に関する報告及び「平成30年度水産施策」についての文書
- 2017年の国際労働機関第106回総会において採択された勧告に関する報告書
- 29(火) ○ 「平成29年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告
- 「平成29年度食育推進施策」に関する報告
- 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告
- 6. 1(金) ○ 「平成29年度森林及び林業の動向」に関する報告及び「平成30年度森林及び林業施策」についての文書
- 平成29年度団体規制状況の年次報告
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況の報告
- 5(火) ○ 『「平成29年度環境の状況」に関する報告及び「平成30年度環境の保全に関する施策」についての文書』、『「平成29年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び「平成30年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書』、『「平成29年度生物の多様性の状況」に関する報告及び「平成30年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書』
- 「平成29年度交通の動向」に関する報告及び「平成30年度交通施策」についての文書
- 「平成29年度観光の状況」に関する報告及び「平成30年度観光施策」についての文書
- 「平成29年度水循環施策」に関する報告
- 8(金) ○ 「平成29年度土地に関する動向」に関する報告及び「平成30年度土地に関する基本的施策」についての文書
- 平成29年度首都圏整備に関する年次報告
- 自転車活用推進計画の報告
- 平成29年度エネルギーに関する年次報告
- 平成29年度公害等調整委員会年次報告書
- 平成29年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告
- 12(火) ○ 平成29年度原子力規制委員会年次報告書

- 平成29年度科学技術の振興に関する年次報告
- 『「平成29年度消費者政策の実施の状況」に関する報告』及び『平成29年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告』
- 平成29年度個人情報保護委員会年次報告書
- 「防災に関してとった措置の概況」及び「平成30年度の防災に関する計画」についての報告
- 15(金) ○ 教育振興基本計画の報告
 - 平成29年度の人事院の業務状況報告書
 - 平成29年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
 - 「平成29年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告
 - 「平成29年度犯罪被害者等施策」に関する報告
 - 平成29年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告
 - 「平成29年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び「平成30年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書
 - 「平成29年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成30年度交通安全施策に関する計画」についての報告
 - 「平成29年度障害者施策の概況」に関する報告
 - 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更の報告
- 19(火) ○ 循環型社会形成推進基本計画の変更に係る報告
 - 「平成29年度我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況」に関する報告
 - 通貨及び金融の調節に関する報告書
 - 「平成29年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告
 - 「平成29年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び「平成30年度高齢社会対策」についての文書
 - 「平成29年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告
- 22(金) ○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
- 26(火) ○ 平成29年度第4・四半期における国庫の状況の報告
 - 平成29年度第4・四半期における予算使用の状況(ただし出納整理期間を含まず。)の報告
- 28(木) ○ 国と地方の協議の場(平成30年度第1回)における協議の概要に関する報告書
- 7. 3(火) ○ エネルギー基本計画の変更の報告

11 国会関係日誌 (29.12.10～30.7.22)

年月日	事 項
【第195回国会(特別会)閉会後】	
平成29年	
12. 10(日)	○ 参議院ODA調査派遣第4班(キューバ、ジャマイカ、～18日)
12(火)	○ 衆・農林水産委(農林水産関係の基本施策(畜産問題等)について質疑、平成三十年度畜産物価格等に関する決議) ○ 参・農林水産委(畜産物等の価格安定等について質疑、畜産物価格等に関する決議)
18(月)	○ 参・沖縄・北方特別委委員派遣(沖縄県、～20日) ○ 奥山茂彦元衆議院議員逝去
19(火)	○ 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会(第12回)
21(木)	○ 衆・拉致問題特別委(北朝鮮による拉致問題等について意見聴取、質疑) ○ 参・拉致問題特別委(北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立について意見聴取、質疑)
23(土)	○ 四ツ谷光子元衆議院議員逝去
平成30年	
1. 8(月)	○ 参議院ODA調査派遣第3班(ナイジェリア、コートジボワール、ベナン、フランス、～18日)
10(水)	○ 中村喜四郎衆議院議員、無所属の会へ入会
12(金)	○ 常会召集を閣議決定 ○ 安倍総理、エストニア、ラトビア、リトアニア、ブルガリア、セルビア、ルーマニア訪問(～17日)
16(火)	○ 有田芳生参議院議員外4名、民進党・新緑風会を退会
17(水)	○ 有田芳生参議院議員外5名、「立憲民主党」を結成
【第196回国会(常会)】	
22(月)	○ 参・本会議(7特別委員会設置、政府4演説) ○ 衆・本会議(9特別委員会設置、政府4演説) ○ 開会式
24(水)	○ 衆・本会議(代表質問1日目) ○ 第7回日中議員会議
25(木)	○ 参・本会議(代表質問1日目) ○ 参・政治倫理審査会 ○ 参議院改革協議会(第11回) ○ 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会(第13回) ○ 衆・本会議(代表質問2日目)
26(金)	○ 参・本会議(代表質問2日目) ○ 衆・情報監視審査会 ○ 衆・予算委(平成30年度総予算、平成29年度補正予算提案理由説明) ○ 参・予算委(平成30年度総予算、平成29年度補正予算趣旨説明) ○ 野中広務元衆議院議員(元内閣官房長官兼沖縄開発庁長官)逝去
29(月)	○ 衆・予算委(平成29年度補正予算基本的質疑)
30(火)	○ 衆・予算委(平成29年度補正予算基本的質疑、締めくり質疑、平成29年度補正予算可決) ○ 衆・本会議(平成29年度補正予算可決)
31(水)	○ 参・予算委(平成29年度補正予算総括質疑) ○ 衆・情報監視審査会

2. 1(木) ○ 参・予算委(平成29年度補正予算総括質疑、締めくり質疑、平成29年度補正予算可決)
○ 参・本会議(平成29年度補正予算可決)
○ 田中昭二元衆議院議員逝去
- 2(金) ○ 衆・予算委(平成30年度総予算基本的質疑)
○ 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会(第14回)
- 4(日) ○ 山口県知事選、村岡嗣政氏再選
○ 長崎県知事選、中村法道氏3選
- 5(月) ○ 衆・予算委(平成30年度総予算基本的質疑)
- 6(火) ○ 衆・予算委(平成30年度総予算基本的質疑)
○ モザンビーク共和国・マカモ国民議会議長一行(参議院招待)、伊達議長訪問
- 7(水) ○ 衆・予算委
- 8(木) ○ 衆・予算委
- 9(金) ○ 衆・予算委
○ 安倍総理、韓国訪問(平昌オリンピック開会式出席、～10日)
- 13(火) ○ 衆・予算委(平成30年度総予算集中審議「経済問題等」)
○ 衆・本会議(所得税法案、国際観光旅客税法案趣旨説明・質疑)
- 14(水) ○ 衆・予算委(平成30年度総予算集中審議「外交・安全保障等」)
○ 参・本会議
- 15(木) ○ 衆・予算委
○ 衆・本会議(地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑)
- 16(金) ○ 参議院改革協議会(第12回)
○ 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会(第15回)
- 19(月) ○ 衆・予算委
○ 参・外交防衛委委員派遣(沖縄県、～20日)
○ 参・財政金融委委員派遣(青森県、北海道、～20日)
○ 参・文教科学委委員派遣(宮城県、福島県、～20日)
○ 参・環境委委員派遣(愛知県、三重県、～20日)
○ 参・予算委委員派遣(京都府、大阪府、～20日)
○ 参・議院運営委委員派遣(宮城県、～20日)
- 20(火) ○ 衆・予算委(平成30年度総予算集中審議「社会保障・人づくり革命等」)
○ 参・情報監視審査会
- 21(水) ○ 衆・予算委公聴会
○ 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について意見交換)
- 22(木) ○ 衆・予算委(平成30年度総予算集中審議「働き方改革等」)
○ 参・震災復興特別委委員派遣(福島県、～23日)
- 23(金) ○ 衆・予算委分科会(～26日)
- 26(月) ○ 衆・予算委(平成30年度総予算集中審議「財務・厚生労働行政等」)
- 27(火) ○ スリランカ民主社会主義共和国・ジャヤスーリヤ国会議長一行(参議院招待)、伊達議長訪問
○ 平山誠元参議院議員逝去
- 28(水) ○ 衆・予算委(平成30年度総予算締めくり質疑、平成30年度総予算可決)
○ 衆・本会議(予算委員長河村建夫君解任決議案否決、平成30年度総予算可決、地方税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決)
3. 1(木) ○ 参・予算委(平成30年度総予算基本的質疑)
- 2(金) ○ 参・予算委(平成30年度総予算基本的質疑)

- 奥田幹生元衆議院議員(元文科相)逝去
- 5(月) ○ 参・予算委(平成30年度総予算集中審議「働き方改革・内外の諸情勢」)
- 参・災害対策特別委員長派遣(福井県)
- 6(火) ○ 衆・情報監視審査会
- 8(木) ○ 参・予算委(平成30年度総予算集中審議「安全保障・内外の諸情勢」)
- 9(金) ○ 参・本会議(所得税法案趣旨説明・質疑)
- 衆・本会議(国際観光旅客税法案可決、子ども子育て支援法案趣旨説明・質疑)
- 11(日) ○ 東日本大震災7周年追悼式、伊達議長出席
- 石川県知事選、谷本正憲氏7選
- 13(火) ○ 参・予算委公聴会
- 14(水) ○ 参・予算委(平成30年度総予算集中審議「TPP・経済財政・内外の諸情勢」)
- 15(木) ○ 参・予算委
- 16(金) ○ 参・本会議(地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑)
- 参・予算委
- 衆・本会議(子ども子育て支援法案可決)
- 19(月) ○ 参・予算委(平成30年度総予算集中審議「公文書管理・行政の在り方等」)
- 20(火) ○ 参・予算委
- フィンランド共和国・リシッコ国会議長一行(参議院招待)、伊達議長訪問
- 22(木) ○ 衆・本会議
- 衆・予算委
- 23(金) ○ 参・本会議(子ども子育て支援法案趣旨説明・質疑)
- 衆・本会議
- 26(月) ○ 参・予算委(平成30年度総予算集中審議「安全保障・内外の諸情勢」)
- 27(火) ○ 参・予算委(証人喚問「学校法人森友学園に関する決裁文書書換え問題について」)
- 衆・本会議
- 衆・予算委(証人喚問「学校法人森友学園に関する決裁文書書換え問題について」)
- 28(水) ○ 参・予算委(平成30年度総予算集中審議「安倍内閣の基本姿勢」、締めくくり質疑、平成30年度総予算可決)
- 衆・情報監視審査会(平成29年年次報告書提出)
- 参・財政金融委(所得税法案可決)
- 参・総務委(地方税法案可決、地方交付税法案可決)
- 参・本会議(平成30年度総予算可決、所得税法案可決、地方税法案可決、地方交付税法案可決)
- 29(木) ○ 参・内閣委(子ども子育て支援法案可決)
- 衆・本会議(森林経営管理法案趣旨説明・質疑)
- 30(金) ○ 参・本会議(子ども子育て支援法案可決)
- 衆・本会議(生活困窮者自立支援法案、生活保護法案趣旨説明・質疑)
- 4. 3(火) ○ 衆・本会議(情報監視審査会報告(情報監視審査会平成29年年次報告書について)、生産性向上特別措置法案、産業競争力強化法案趣旨説明・質疑)
- 参・情報監視審査会
- 4(水) ○ 参・本会議(国際観光旅客税法案趣旨説明・質疑)
- 5(木) ○ 衆・本会議
- 6(金) ○ 参・本会議
- 吉川芳男元参議院議員(元労働相)逝去
- 8(日) ○ 京都府知事選、西脇隆俊氏当選

- 9(月) ○ 参・決算委(平成28年度決算全般質疑)
- 坂上富男元衆議院議員逝去
- 10(火) ○ 参・財政金融委(国際観光旅客税法案可決)
- 衆・本会議(気候変動適応法案趣旨説明・質疑)
- 11(水) ○ 参・本会議(国際観光旅客税法案可決)
- 参・情報監視審査会
- 衆・予算委(集中審議「公文書管理問題等」)
- 12(木) ○ 衆・本会議(PFI法案趣旨説明・質疑)
- 13(金) ○ 参・本会議
- 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会(第16回)
- 16(月) ○ 参・決算委
- 都築譲元参議院議員(元衆議院議員)逝去
- 17(火) ○ 衆・本会議(生産性向上特別措置法案可決、産業競争力強化法案可決、TPP11協定趣旨説明・質疑)
- 杉尾秀哉参議院議員、民進党・新緑風会を退会、立憲民主党へ入会
- ブラジル連邦共和国・オリヴェイラ上院議長一行(参議院招待)、伊達議長訪問
- 安倍総理、米国訪問(～20日)
- 18(水) ○ 参・本会議(生産性向上特別措置法案、産業競争力強化法案趣旨説明・質疑)
- 衆・情報監視審査会
- 19(木) ○ 衆・本会議(森林経営管理法案可決、海外社会資本事業参入法案趣旨説明・質疑)
- 23(月) ○ 参・決算委
- 24(火) ○ 衆・本会議(民法改正案趣旨説明・質疑)
- 25(水) ○ 参・本会議
- 26(木) ○ 衆・予算委(集中審議「外交等」)
- 参・予算委(集中審議「内外の諸情勢」)
- 27(金) ○ 参・情報監視審査会
- 衆・本会議(生活困窮者自立支援法案可決、働き方改革推進法案趣旨説明・質疑)
- 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会(第17回)
- 29(日) ○ 安倍総理、アラブ、ヨルダン、イスラエル、パレスチナ訪問(～5月3日)
- 5. 7(月) ○ 参・決算委
- 相原久美子参議院議員外16名、民進党・新緑風会を退会
- 参・「民進党・新緑風会」、「国民民主党・新緑風会」に会派名変更
- 井出庸生衆議院議員外14名、希望の党・無所属クラブを退会
- 菊田真紀子衆議院議員外3名、無所属の会を退会
- 衆・「希望の党・無所属クラブ」、「国民民主党・無所属クラブ」に会派名変更
- 篠原孝衆議院議員外2名、国民民主党・無所属クラブへ入会
- 井上一徳衆議院議員、中山成彬衆議院議員、「希望の党」を結成
- 8(火) ○ 衆・本会議(懲罰委員長辞任・選挙、情報監視審査会委員辞任・選任、TPP協定整備法案趣旨説明・質疑)
- 参・「立憲民主党」、「立憲民主党・民友会」に会派名変更
- 相原久美子参議院議員外15名、立憲民主党・民友会へ入会
- 福田昭夫衆議院議員、無所属の会を退会、立憲民主党・市民クラブへ入会
- 大串博志衆議院議員外2名、無所属の会へ入会
- 9(水) ○ 参・本会議(5常任委員長辞任・選挙)

- 参議院改革協議会(第13回)
- 衆・予算委
- 玄葉光一郎衆議院議員、無所属の会へ入会
- 欧州議会代表团、伊達議長訪問
- 第38回日本・EU議員会議(～10日)
- 10(木) ○ 衆・予算委(「国家戦略特区等」について参考人質疑)
- 衆・本会議(卸売市場法案趣旨説明・質疑)
- 参・予算委(「国家戦略特区等に関する件」について参考人質疑)
- 11(金) ○ 参・本会議(情報監視審査会委員辞任・選任、バリアフリー法案趣旨説明・質疑)
- 衆・本会議(消費者契約法案趣旨説明・質疑)
- 14(月) ○ 衆・予算委(集中審議「外交他諸課題」)
- 参・予算委(集中審議「外交・内外の諸情勢」)
- 15(火) ○ 参・経済産業委(生産性向上特別措置法案可決、産業競争力強化法案可決)
- 衆・本会議(PFI法案可決、海外社会資本事業参入法案可決、文部科学省設置法案趣旨説明・質疑)
- オーストリア共和国・トット連邦参議院議長一行(参議院招待)、伊達議長訪問
- 16(水) ○ 参・本会議(地域若者修学就業促進法案、地域再生法案、森林経営管理法案趣旨説明・質疑、生産性向上特別措置法案可決、産業競争力強化法案可決)
- 17(木) ○ 参・国土交通委(バリアフリー法案可決)
- 18(金) ○ 参・本会議(生活困窮者自立支援法案趣旨説明・質疑、バリアフリー法案可決)
- 衆・本会議(TPP11協定承認)
- 21(月) ○ 参・決算委
- 衆・情報監視審査会
- 22(火) ○ 参・内閣、文教科学連合審査会(地域若者修学就業促進法案質疑)
- 衆・本会議(国務大臣茂木敏充君不信任決議案否決、気候変動適応法案可決、IR整備法案趣旨説明・質疑)
- 23(水) ○ 参・本会議(気候変動適応法案趣旨説明・質疑)
- 24(木) ○ 参・内閣委(地域若者修学就業促進法案可決、地域再生法案可決)
- 衆・本会議(厚生労働委員長高鳥修一君解任決議案否決、TPP協定整備法案可決、消費者契約法案修正議決)
- 参・農林水産委(森林経営管理法案可決)
- 安倍総理、ロシア訪問(～27日)
- 25(金) ○ 参・本会議(消費者契約法案趣旨説明・質疑、地域若者修学就業促進法案可決、地域再生法案可決、森林経営管理法案可決)
- 参・情報監視審査会
- 衆・本会議(厚生労働大臣加藤勝信君不信任決議案否決、卸売市場法案可決)
- 参議院改革協議会(第14回)
- 28(月) ○ 参・予算委(集中審議「公文書管理・内外の諸情勢」)
- 衆・予算委(集中審議「公文書管理・内外の諸情勢」)
- 参・決算委
- 29(火) ○ 衆・本会議(文部科学省設置法案可決、民法改正案可決)
- 30(水) ○ 参・本会議(民法改正案趣旨説明・質疑)
- 国家基本政策委合同審査会(党首討論)
- 31(木) ○ 参・厚生労働委(生活困窮者自立支援法案可決)
- 衆・本会議(働き方改革推進法案修正議決)

- 衆・情報監視審査会
- 6. 1(金) ○ 参・本会議(TPP協定整備法案、TPP11協定趣旨説明・質疑、生活困窮者自立支援法案可決)
- 衆・本会議
- 参議院改革協議会(第15回)
- 4(月) ○ 参・本会議(働き方改革推進法案趣旨説明・質疑)
- 参・決算委
- 5(火) ○ 参・環境委(気候変動適応法案可決)
- 6(水) ○ 参・本会議(文部科学省設置法案趣旨説明・質疑、気候変動適応法案可決)
- 参・消費者問題特別委(消費者契約法案可決)
- 衆・情報監視審査会
- 安倍総理、米国、カナダ訪問(G7シャルルボワ・サミット出席、～11日)
- 7(木) ○ 参・文教科学委(文部科学省設置法案可決)
- 衆・本会議
- 8(金) ○ 参・本会議(卸売市場法案趣旨説明・質疑、消費者契約法案可決、文部科学省設置法案可決、3調査会中間報告)
- 衆・本会議(健康増進法案趣旨説明・質疑)
- 参・情報監視審査会
- 参議院改革協議会(第16回)
- 谷川和穂元衆議院議員(元法相)逝去
- 10(日) ○ 新潟県知事選、花角英世氏当選
- 11(月) ○ 参・決算委(平成28年度決算准総括質疑)
- 12(火) ○ 参・外交防衛委(TPP11協定承認)
- 参・法務委(民法改正案可決)
- 衆・本会議
- 13(水) ○ 参・本会議(TPP11協定承認、民法改正案可決)
- 参議院各会派代表者懇談会
- 参・厚生労働委地方公聴会(埼玉県)
- 14(木) ○ 参議院各会派代表者懇談会
- 参・農林水産委(卸売市場法案可決)
- 衆・本会議(内閣委員長山際大志郎君解任決議案否決)
- 15(金) ○ 参・本会議(卸売市場法案可決)
- 衆・本会議(国務大臣石井啓一君不信任決議案否決)
- 参・情報監視審査会
- 吉泉秀元衆議院議員逝去
- 18(月) ○ 参・決算委(平成28年度決算議決、措置要求決議、会計検査院における検査体制の強化に関する決議)
- 19(火) ○ 参・内閣、農林水産連合審査会(TPP協定整備法案質疑)
- 衆・本会議(IR整備法案可決、健康増進法案可決)
- 20(水) ○ 衆・本会議(会期を7月22日まで32日間延長することを議決)
- 23(土) ○ 沖縄全戦没者追悼式、伊達議長出席
- 24(日) ○ 滋賀県知事選、三日月大造氏再選
- 25(月) ○ 参・予算委(集中審議「内外の諸情勢」)
- 長野祐也元衆議院議員逝去
- 27(水) ○ 参・本会議(厚生労働大臣加藤勝信君問責決議案否決、平成28年度決算議決)

- 国家基本政策委合同審査会(党首討論)
- 28(木) ○ 参・内閣委(TPP協定整備法案可決)
- 参・厚生労働委(働き方改革推進法案可決)
- 29(金) ○ 参・本会議(TPP協定整備法案可決、働き方改革推進法案可決)
- 松崎公昭元衆議院議員逝去
- 7. 4(水) ○ 参・本会議(健康増進法案趣旨説明・質疑)
- 参議院各会派代表者懇談会
- 5(木) ○ 衆・憲法審査会(憲法改正手続法案提案理由説明)
- 衆・本会議
- 6(金) ○ 参・本会議(IR整備法案趣旨説明・質疑)
- 10(火) ○ 衆・情報監視審査会
- 衆・本会議(平成三十年七月豪雨の災害対策に関する決議)
- 11(水) ○ 参・本会議(平成三十年七月豪雨の災害対策に関する決議)
- 12(木) ○ 参・厚生労働委(健康増進法案可決)
- 18(水) ○ 参・本会議(国務大臣石井啓一君問責決議案否決、健康増進法案可決、内閣委員長柘植芳文君解任決議案否決)
- 衆・本会議
- 19(木) ○ 参・内閣委(IR整備法案可決)
- 参・本会議(議長不信任決議案否決)
- 衆・本会議(議院運営委員長古屋圭司君解任決議案否決)
- 佐々木静子元参議院議員逝去
- 20(金) ○ 衆・本会議(安倍内閣不信任決議案否決)
- 参・政治倫理審査会
- 参・本会議(IR整備法案可決)
- 21(土) ○ 松本龍元衆議院議員(元復興相)逝去
- 22(日) ○ 及川順郎元参議院議員逝去
- 第196回国会閉会